

平成21年第3回志布志市議会定例会

目 次

第1号（9月8日）	頁
1. 議事日程	15
2. 出席議員氏名	17
3. 欠席議員氏名	17
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	17
5. 議会事務局職員出席者	17
6. 開 会・開 議	18
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	18
8. 日程第2 会期の決定	18
9. 日程第3 報告	18
10. 日程第4 議案第68号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	18
11. 日程第5 議案第69号 志布志市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の 制定について	19
12. 日程第6 議案第70号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	20
13. 日程第7 議案第79号 財産の無償譲渡について	38
14. 日程第8 議案第80号 財産の無償貸付けについて	38
15. 日程第9 議案第81号 財産の無償譲渡について	46
16. 日程第10 議案第82号 財産の無償貸付けについて	46
17. 日程第11 議案第83号 財産の無償譲渡について	53
18. 日程第12 議案第84号 財産の無償貸付けについて	53
19. 日程第13 議案第71号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につ いて	57
20. 日程第14 議案第72号 志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定に ついて	58
21. 日程第15 議案第73号 志布志市やちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制 定について	59
22. 日程第16 議案第74号 志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例 の制定について	60
23. 日程第17 議案第75号 志布志市有明開田の里公園条例の一部を改正する条例の制定 について	61
24. 日程第18 議案第76号 志布志市有明農業歴史資料館条例の一部を改正する条例の制 定について	62

25. 日程第19	議案第77号	宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について……………	62
26. 日程第20	議案第78号	鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について……	72
27. 日程第21	議案第85号	市道路線の変更について……………	74
28. 日程第22	議案第86号	損害賠償の額を定め、和解することについて……………	75
29. 日程第23	議案第87号	損害賠償の額を定め、和解することについて……………	78
30. 日程第24	議案第88号	曾於北部衛生処理組合規約の変更について……………	79
31. 日程第25	議案第89号	平成21年度志布志市一般会計補正予算（第3号）……………	79
32. 日程第26	議案第90号	平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）・	83
33. 日程第27	議案第91号	平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)・	85
34. 日程第28	議案第92号	平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）……	86
35. 日程第29	議案第93号	平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）・・	87
36. 日程第30	議案第94号	平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）……	88
37. 日程第31	諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて……………	89
38.	散 会	……………	91

第2号（9月9日）

1.	議事日程……………	92
2.	出席議員氏名……………	93
3.	欠席議員氏名……………	93
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名……………	93
5.	議会事務局職員出席者……………	93
6.	開 議……………	94
7.	日程第1 会議録署名議員の指名……………	94
8.	日程第2 一般質問……………	94
	西江園 明……………	94
	立山 静幸……………	113
	本田 孝志……………	122
	小野 広嗣……………	133
9.	散 会……………	156

第3号（9月10日）

1.	議事日程……………	157
2.	出席議員氏名……………	158
3.	欠席議員氏名……………	158

4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	158
5. 議会事務局職員出席者	158
6. 開 議	159
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	159
8. 日程第2 一般質問	159
藤後 昇一	159
丸山 一	173
毛野 了	187
岩根 賢二	195
9. 散 会	210

第4号（9月11日）

1. 議事日程	211
2. 出席議員氏名	212
3. 欠席議員氏名	212
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	212
5. 議会事務局職員出席者	212
6. 開 議	213
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	213
8. 日程第2 一般質問	213
小園 義行	213
福重 彰史	238
下平 晴行	257
鶴迫 京子	263
9. 散 会	279

第5号（9月14日）

1. 議事日程	280
2. 出席議員氏名	281
3. 欠席議員氏名	281
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	281
5. 議会事務局職員出席者	281
6. 開 議	282
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	282
8. 日程第2 一般質問	282

上野 直広	282
宮城 義治	300
東 宏二	306
9. 散 会	317

第6号（9月29日）

1. 議事日程	318
2. 出席議員氏名	320
3. 欠席議員氏名	320
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	320
5. 議会事務局職員出席者	320
6. 開 議	321
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	321
8. 日程第2 報告	321
9. 日程第3 議案第70号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	321
10. 日程第4 議案第79号 財産の無償譲渡について	328
11. 日程第5 議案第80号 財産の無償貸付けについて	328
12. 日程第6 議案第81号 財産の無償譲渡について	331
13. 日程第7 議案第82号 財産の無償貸付けについて	331
14. 日程第8 議案第83号 財産の無償譲渡について	333
15. 日程第9 議案第84号 財産の無償貸付けについて	333
16. 日程第10 議案第71号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	335
17. 日程第11 議案第72号 志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について	336
18. 日程第12 議案第74号 志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について	338
19. 日程第13 議案第77号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について	339
20. 日程第14 議案第78号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について	341
21. 日程第15 議案第85号 市道路線の変更について	343
22. 日程第16 議案第86号 損害賠償の額を定め、和解することについて	344
23. 日程第17 議案第87号 損害賠償の額を定め、和解することについて	345
24. 日程第18 議案第89号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第3号）	347
25. 日程第19 議案第90号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	354

26.	日程第20	議案第91号	平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)・	356
27.	日程第21	議案第92号	平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)・・・	357
28.	日程第22	議案第93号	平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号)・・	358
29.	日程第23	議案第94号	平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第2号)・・・	359
30.	日程第24	陳情第14号	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・	361
31.	日程第25	発議第6号	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出について・・・	362
32.	日程第26	発議第7号	東九州自動車道野方インターチェンジの設置実現とアクセスする関連県道の改良等早急整備に係る決議について・・・・・・・・	363
33.	日程第27	報告第3号	継続費精算報告書について・・・・・・・・・・・・・・・・	365
34.	日程第28	報告第4号	平成20年度志布志市健全化判断比率について・・・・・・・・	365
35.	日程第29	報告第5号	平成20年度志布志市資金不足比率について・・・・・・・・	368
36.	日程第30	認定第1号	平成20年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について・・・	369
37.	日程第31	認定第2号	平成20年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・	371
38.	日程第32	認定第3号	平成20年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・	371
39.	日程第33	認定第4号	平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・	371
40.	日程第34	認定第5号	平成20年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・	371
41.	日程第35	認定第6号	平成20年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・	371
42.	日程第36	認定第7号	平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・	371
43.	日程第37	認定第8号	平成20年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について・・・・・・・・	371
44.	日程第38	認定第9号	平成20年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について・・	371
45.	日程第39	議案第95号	平成20年度志布志市水道事業剰余金の処分について・・・・・・・・	376
46.	日程第40	閉会中の継続審査申出について (総務常任委員長・産業建設常任委員長)・・・・・・・・	376	
47.	日程第41	閉会中の継続調査申出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)・・	377	
48.	閉会	・・・・・・・・・・・・・・・・	377	

平成21年第3回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	会 議 別	内 容
9月 8日	火	本会議	開会 会期の決定 議案上程（質疑及び採決・委員会付託）
9日	水	本会議	一般質問
10日	木	本会議	一般質問
11日	金	本会議	一般質問
12日	土	休 会	
13日	日	休 会	
14日	月	本会議	一般質問
15日	火	委員会	
16日	水	委員会	
17日	木	休 会	
18日	金	休 会	
19日	土	休 会	
20日	日	休 会	
21日	月	休 会	（敬老の日）
22日	火	休 会	（国民の休日）
23日	水	休 会	（秋分の日）
24日	木	休 会	
25日	金	休 会	
26日	土	休 会	
27日	日	休 会	
28日	月	休 会	
29日	火	本会議	委員長報告・採決 平成20年度決算関係議案上程 閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第68号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第69号	志布志市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第70号	志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
議案第71号	志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第72号	志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第73号	志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について
議案第74号	志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
議案第75号	志布志市有明開田の里公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第76号	志布志市有明農業歴史資料館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第77号	宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について
議案第78号	鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について
議案第79号	財産の無償譲渡について
議案第80号	財産の無償貸付けについて
議案第81号	財産の無償譲渡について
議案第82号	財産の無償貸付けについて
議案第83号	財産の無償譲渡について
議案第84号	財産の無償貸付けについて
議案第85号	市道路線の変更について
議案第86号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第87号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第88号	曾於北部衛生処理組規約の変更について
議案第89号	平成21年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
議案第90号	平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第91号	平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第92号	平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第93号	平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
議案第94号	平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
議案第95号	平成20年度志布志市水道事業剰余金の処分について
報告第3号	継続費精算報告書について
報告第4号	平成20年度志布志市健全化判断比率について
報告第5号	平成20年度志布志市資金不足比率について
認定第1号	平成20年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成20年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成20年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成20年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	平成20年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成20年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	平成20年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
陳情第13号	志布志市商店街活性化対策助成制度の制定について（陳情）

- 陳情第14号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情
発議第6号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出について
発議第7号 東九州自動車道野方インターチェンジの設置実現とアクセスする関連県道の改良
等早急整備に係る決議について
閉会中の継続審査申出について
（総務常任委員長・産業建設常任委員長）
閉会中の継続調査申出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 西江園 明	1 自治会の運営について	(1) 助成金の在り方について検討したか。 (2) 奉仕活動総合補償保険制度とは。 (3) 集落支援員制度の活用は考えていないか。	市長
	2 受益者負担について	(1) 過疎化・高齢化が進む集落の生活道路の維持補修について (2) 小規模な災害の自己負担に不公平感はないか。	市長
	3 教育委員会の臨時職員の処遇について	(1) 交通費は支給しないのか。 (2) 図書館の人事異動は適正か。 (3) 公民館にある図書室の主事と公民館主事の勤務条件について (4) 休館日である月曜日が祝日であれば開館しているが、意味があるか。	市長 教育委員長
	4 温水プールの施設整備について	(1) 指定管理者と市役所の関係について (2) 電光掲示板の増設は考えていないか。	市長 教育委員長
	5 廃屋の撤去について	(1) 住居人が死亡したり、行方不明で廃屋になっている物件の撤去は考えられないか。	市長
	6 入札の最低制限価格の引き上げについて	(1) もっと引き上げるべきではないか。	市長
	7 六月坂にある旧法務局の建物の活用について	(1) 現在、文化財の保管に利用されているが、地域の自治公民館として利活用できないか。	市長 教育委員長
2 立山 静幸	1 新型インフルエンザ大流行への備えについて	(1) 保育所、幼稚園、小・中学校の市内の感染状況と防止策の実施状況はどのようになっているか。また、体育祭や部活動等による学校での拡大防止策及び学校と家庭との連携・対応については、どのように取り組んでいるか。 (2) 重症化しやすい呼吸器疾患や心臓病、糖尿病、じん臓病の人、妊婦や幼児・高齢者への特別指導及び幼児等のインフルエンザ脳症に対する特別指導が必要と思うが、どのような特別指導をするのか。 (3) 9月下旬に流行のピークを迎え、年内に終息すると想定されているが、ピーク時の市内感染者数、入院患者数の試算はどのようになる見込みか。また、ピーク時の対応計画について問う。	市長 教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
2 立山 静幸	1 新型インフルエンザ大流行への備えについて	(4) 市内の医療機関の大流行への備え、関係医療機関の連携・協力体制は十分か。 (5) ワクチンの接種は、どのような優先順位で実施するのか。 また、輸入ワクチンの安全性の問題をどのように認識しているか。	市 長 教育委員長
3 本田 孝志	1 在宅介護者に対する相応の支援金について	(1) 在宅介護者数は何名か。 (2) 現在、介護用品代6,250円、在宅ねたきり老人等介護手当8,000円となっているが、別途2万6,000円支給する考えはないか。	市 長
	2 市道吉村・押切線、飯山・通山1号線の改良工事について	(1) 野井倉土地改良区の水路と同時に工事はできないか。	市 長 教育委員長
	3 飯山地区農道の改良工事について	(1) 今後の計画はどのようになっているか。	市 長
4 小野 広嗣	1 安全・安心なまちづくりについて	(1) 新型インフルエンザの本格流行に備えての本市としての現状と今後の対応策について問う。 (2) 本市の災害時要援護者の避難支援対策への取り組み状況について問う。	市 長 教育委員長
	2 指定管理者制度について	(1) 本市では現在、平成22年4月1日から3年間の予定で7施設の指定管理者を募集している。指定管理者制度の導入以後の評価と課題について問う。	市 長
	3 地域活性化対策について	(1) 建設業団体や地方公共団体などの地域関係者が協議会を構成し、異業種との連携等による地域活性化に資する事業の立ち上げを支援する「建設業と地域の元気回復助成事業」に関する本市の認識について問う。	市 長
	4 教育行政について	(1) 持続発展教育（ESD）の学校現場への普及促進を図るために、ユネスコ・スクールへの参加、活用は考えていないのか。	教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 方 相 手
5 藤後 昇一	1 地域医療の現状と定住自立圏の形成に関する協定への取り組みについて	<p>(1) 本定例会に都城市と鹿屋市を中心市とする二つの定住自立圏の形成に関する協定の議案が上程されている。この二つの協定案はともに、都城市郡医師会病院と鹿屋医療センターを中核とする広域救急医療連携を中心的な構想の一つとしている。この構想は、上記の二つの中核的医療機関が形成するそれぞれの第二次医療圏と本市の地域医療機関によって形成される第一次医療圏との連携を基本的フレームとして成立している。この構想の前提となる第一次医療圏である本市の地域医療の現状について、どのように認識しているか。</p> <p>(2) 本市の地域医療の中核病院である曾於郡医師会立病院と曾於郡医師会立有明病院の経営・運営状況をどのように認識しているか。</p> <p>(3) 本市の地域医療の現状認識の上で、今後の本市の地域医療の展望と定住自立圏の形成に関する協定への取り組みについて問う。</p>	市長
6 丸山 一	1 農政について	(1) 循環型農業の確立を進めるべきではないか。	市長
	2 防災について	<p>(1) 災害時要援護者台帳の作成はどうなっているか。</p> <p>(2) 市の防災計画の作成はどうなっているか。</p> <p>(3) 住宅用火災警報器設置の促進について問う。</p>	市長
	3 害虫駆除について	(1) キオビエダシャク、クロマダラソテツジミの駆除対策について問う。	市長
7 毛野 了	1 本市の農業振興とその取り組みについて	<p>(1) 農政対策事業のそれぞれの予算執行の実態と効果について問う。</p> <p>(2) 担い手対策、認定農家対策等について問う。</p>	市長
	2 市道、県道の改良整備の進捗について	<p>(1) 市道町原・弓場ヶ尾線の整備計画について問う。</p> <p>(2) 県道柿ノ木志布志線の完成見通し等について問う。</p>	市長
8 岩根 賢二	1 教育行政について	(1) 教育委員会外部評価委員会の点検・評価を受けて、教育委員会として今後各事業にどのように取り組んでいく考えか。	教育委員長 市長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
8 岩根 賢二	2 奨学金の在り方について	(1) 所得と学力の関連性が指摘されている。本市の奨学金貸与条例の奨学生の資格要件に世帯全員の合計所得が500万円以内とあるが、これを見直す考えはないか。 (2) 学費の関係で進学をあきらめる子供がでないように、返還を求めない奨学金制度を創設する考えはないか。	教育委員長 市長
9 小園 義行	1 政治姿勢について	(1) 市長1期目の任期をどう総括しているか。 (2) 市長の退職手当について、廃止を含め見直す考えはないか。	市 長
	2 本庁舎の見直しについて	(1) 志布志支所を本庁として見直す考えはないか。	市 長
	3 国保について	(1) 滞納されている世帯への対応として、生活実態を把握することが大事と考える。職員の配置を増やす等して対応する考えはないか。	市 長
	4 高齢者福祉について	(1) 敬老祝金を見直して、75歳以上すべての高齢者に支給する考えはないか。	市 長
	5 児童福祉について	(1) 保育に対する公的責任をどのように考えているか。	市 長
10 福重 彰史	1 市政運営について	(1) 総選挙の結果をどのようにとらえ、今後の市政にどのように取り組むか。	市 長
	2 害虫対策について	(1) イヌマキを枯らすキオビエダシヤクの駆除について	市 長
	3 道路行政について	(1) 県道柿ノ木志布志線（柳橋～弓場ヶ尾間）の進ちょく状況と今後の見通しは。	市 長
	4 子育て支援について	(1) 医療費の中学校までの無料化は考えられないか。 (2) 中学校自転車通学における自転車及びヘルメット購入に対する助成は考えられないか。	市 長 教育委員長
	5 公共事業について	(1) 現下の経済状況での指名・入札はどうあるべきか。	市 長
	6 農業振興について	(1) 水田における湿田対策は万全か。	市 長
11 下平 晴行	1 定住化促進対策について	(1) 人口減少により、地域経済活力の低下、コミュニティの衰退・崩壊などさまざまな問題が懸念されるが、空き家の補修及びリフォーム等に助成して、周辺地域の活性化は図れないか。	市 長
	2 グリーンツーリズムについて	(1) 志布志市の特性を生かした「環境・農業体験」、「歴史・農業体験」等の取り組みはできないか。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
11下平 晴行	3 宅地災害復旧支援について	(1) 治山事業の補助事業で対応することのできない小規模の山崩れ、地すべりなどの宅地災害復旧に支援はできないか。 (2) 農地災害等では80%からの補助があるが、宅地災害復旧について補助する考えはないか。	市 長
	4 香月小学校付近の歩道整備について	(1) 国道220号の香月小学校から志布志高校付近の歩道が狭いため、子供たちの通学時は大変危険な状態であるが、国と協議して歩道を拡幅整備する考えはないか。 (2) 国道220号から市道水ヶ迫線の入り口付近は歩道もなく、私有地を通る大変危険な状態であるが、歩道を整備する考えはないか。	市 長
12鶴迫 京子	1 父子家庭への支援について	(1) 3月議会で父子家庭への支援金について質問し、半年が経過した。状況調査の結果を見て支給を検討するとのことであったが、今どうなっているのか。これまでの取り組みと進捗よく状況を示せ。	市 長
	2 公共施設等の改造・改修について	(1) 次の公共施設等のトイレの現状についてどのように認識しているか。 (有明本庁・松山支所・志布志支所・志布志運動公園屋内温水プール・志布志駅) (2) 松山支所の老朽化した男女兼用の1階トイレを男女を区別し、全面的な改造は考えられないか。 (3) 志布志支所1階のトイレを洋式化する考えはないか。 (4) 志布志運動公園屋内温水プールのトイレを洋式化する考えはないか。 (5) 総合観光案内所も設置された志布志駅のトイレを交通業者のJRと協力して、男女兼用から男女を区別し、また、車いす使用者用のトイレも設置する考えはないか。また、トイレの清掃管理はどうなっているのか。 (6) 志布志支所の駐車場から庁舎2階へ上がる外階段に取り付けられている手すりを、断熱・耐寒素材に改修できないか。	市 長 教育委員長

質 問 者	件 名	要 旨	質 問 の 相 手 方
13上野 直広	1 地産地消について	(1) 地産地消の意味を問う。 (2) 地産地消の現状はどうなっているか。 ①メリット・デメリットは。 ②諸外国の地産地消は。 ③地産地消はどういったものがあるか。 ④国・県の取り組みは。 (3) 地産地消の課題はどういったものが挙げられるか。 ①活動内容ごと、生産者、消費者、行政における課題。 (4) 地産地消の今後の方策はあるのか。 (5) 地産地消は、食料自給率向上に役立つのか。	市 長 教育委員長
	2 (取り下げ)		
	3 商業活性化対策について	(1) 空き店舗対策についてどう考えているか。	
14宮城 義治	1 教育行政について	(1) 小・中学校の教育の諸条件など将来を考えた学区の見直しや学校の統廃合にどのようにして取り組んでいくか。	市 長 教育委員長
15東 宏二	1 スポーツ振興について	(1) 各種団体が開催する支部の大会（グラウンドゴルフ、ゲートボール大会等）に補助金は出せないか。	市 長 教育委員長
	2 道路行政について	(1) 市道、林道、農道の維持管理（草払い等）はどのように実施しているのか。 (2) 市道のセンターラインが消えているが、維持管理をどのように考えているのか。	

平成21年第3回志布志市議会定例会（第1号）

期 日：平成21年9月8日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第68号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第69号 志布志市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第70号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第79号 財産の無償譲渡について
- 日程第8 議案第80号 財産の無償貸付けについて
- 日程第9 議案第81号 財産の無償譲渡について
- 日程第10 議案第82号 財産の無償貸付けについて
- 日程第11 議案第83号 財産の無償譲渡について
- 日程第12 議案第84号 財産の無償貸付けについて
- 日程第13 議案第71号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第72号 志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第73号 志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第74号 志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第75号 志布志市有明開田の里公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第76号 志布志市有明農業歴史資料館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第77号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 日程第20 議案第78号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 日程第21 議案第85号 市道路線の変更について
- 日程第22 議案第86号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第23 議案第87号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第24 議案第88号 曾於北部衛生処理組合規約の変更について
- 日程第25 議案第89号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第90号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第91号 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第92号 平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第93号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第94号 平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

日程第31 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名 (33名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	副 市 長	井 手 南海男
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 課 長	中 崎 秀 博
情報管理課長	徳 満 裕 幸	企画政策課長	溝 口 敏 久
財 務 課 長	溝 口 猛	港湾商工課長	萩 本 昌一郎
市民環境課長	竹之内 宏 史	税 務 課 長	外 山 文 弘
福 祉 課 長	津 曲 兼 隆	保 健 課 長	木佐貫 一 也
農 政 課 長	白 坂 照 雄	耕地林務水産課長	立 山 広 幸
畜 産 課 長	中 崎 章 文	建 設 課 長	中 迫 哲 郎
松山支所長	上 原 登	志布志支所長	吉 野 健 一
水 道 局 長	井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者	楠 川 昭 博
農業委員会事務局長	大 園 朗	教 育 総 務 課 長	五 代 豊 一
学校教育課長	山 口 幸 彦	生涯学習課長	小 辻 一 海

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 善 文	次長兼議事係長	徳 田 弘 美
調査管理係長	坂 元 正 知	議 事 係	武 田 賢一郎

午前10時00分 開会 開議

○議長（谷口松生君） ただいまから、平成21年第3回志布志市議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、岩根賢二君と吉国敏郎君を指名いたします。

○
日程第2 会期の決定

○議長（谷口松生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの22日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月29日までの22日間に決定しました。

○
日程第3 報告

○議長（谷口松生君） 日程第3、報告を申し上げます。
昨日まで受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第13号は総務常任委員会、陳情第14号は文教厚生常任委員会に付託をいたしました。
次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、財団法人志布志市農業公社から、平成20年度事業報告書及び決算書、平成21年度事業計画書及び収支予算書が、並びに監査委員から監査報告書が提出をされましたので配付をいたしました。参考にさせていただきたいと思います。

○議長（谷口松生君） お諮りします。
日程第4、議案第68号及び日程第5、議案第69号の2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号及び議案第69号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○
日程第4 議案第68号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第68号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第68号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、農地法等の一部を改正する法律における土地改良法の一部改正による同法の号の繰り上げが行われたことに伴い、条例中の当該号番号を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第54条第6項の土地改良法の引用号番号を、「同項第2号」から「同項第1号」に改めるものであります。

なお、この条例は、農地法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

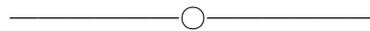
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第68号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。



日程第5 議案第69号 志布志市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第69号、志布志市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第69号、志布志市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、公有財産台帳整備に伴う農業集落排水処理施設の調査の成果に基づき、野井倉地区浄化センター、通山地区浄化センター及び蓬原地区浄化センターの代表地番を変更するため、これらの農業集落排水処理施設の位置する番地を改めるものであります。

内容につきましては、別表第1中、野井倉地区浄化センターの位置を志布志市有明町野井倉1605番地1に、通山地区浄化センターの位置を志布志市有明町野井倉7419番地に、蓬原地区浄化センターの位置を志布志市有明町蓬原3926番地1に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第69号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

（宮田慶一郎君 退場）



日程第6 議案第70号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第70号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第70号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、城南保育所、有明保育所及び蓬原保育所の民間移管に伴い、これらの保育所の市立保育所としての供用を廃止するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（津曲兼隆君） それでは、議案第70号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

お手元の説明資料の4ページに新旧対照表が掲載してございますので御覧いただきたいと思っております。

本案は、城南保育所、有明保育所、蓬原保育所の民間移管をすることに伴い、城南保育所、有明保育所、蓬原保育所を志布志市保育所条例第2条から削除するものでございます。

なお、この条例は、民間移管をします平成22年4月1日から施行するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告書が提出されております。まず、岩根賢二君の質疑を許可いたします。

○19番（岩根賢二君） この議案第70号は、ただいま説明がありましたように、3保育所を民間移管するという前提で提案されているわけですが、平成19年11月の臨時会の時に、5保育所の民間移管が提案されまして、関連の議案が否決をされた経緯があります。この時の否決に至った反対討論の主な内容として、次のような点があったのではないかと思います。

まず1点目として、住民の要求が全くない中での提案であること、二つ目に、選考基準が策定されていない中での選定であること、三つ目に、自治体として保育に対する公的責任の放棄ではないかという疑問があるということ、四つ目に、市外の法人に譲渡することへの将来的な不安があること、五つ目に、旧松山町の政策的努力に対する考慮がないことなどでありました。このほかにももろもろございましたけれども。

今回の提案では、それらを十分にクリアしての提案だということがいえるのかどうか、その点についてお答えを願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まずはじめに、住民の要求が全くない中での提案ではなかったかということで、19年11月の臨時会の議論中での主な討論があったということの1番目のお尋ねでございますが、このことにつきましては、合併協議の中で、公立保育所は民間委託の方向で協議がされてきた、新市まちづくり計画の中でも、公立の保育所の統合等や民間委託を進めるというふうに掲載されております。その後、市内の各機関代表者により構成されます志布志市振興計画審議会におきまして審議・策定されました第1次志布志市振興計画の中でも、公立保育所の民間移管を進めるというふうに表現が一步進んだ形で盛り込んでおられます。

こういった流れを受けまして、私自身もマニフェストに掲げ、市民の皆様へ施政方針という形で、再三このことについてはお話を申し上げてきたところでございます。

現在の市内保育所の入所状況を見ても、民間保育所におきましては、定数を超えた形で入所の待機者があるという状況である。民間保育所のサービスを期待する保護者の方が多いという実状があるのではなかろうかというふうに考えております。

また、積極的な要望書という形では上がってきてなかったわけでございますが、保護者への説明会等を実施する中で、民間移管して、今まで取り組んでもらえなかったサービスを実施してもらいたい等の意見は出されてきておりまして、私どもは保護者の方々の大多数の方々が要望されてきているというふうに理解されてきた事案だというふうに考えております。

次にお尋ねになりました、選考基準が策定されていない中での提案であったという議論についてでございますが、19年に御指摘を受けました時点で、選考委員会で選考基準の策定について協議をし

ていただいたところであります。

その結果、審査の一定の基準を設ける必要があるので、選考基準を平成20年の選考委員会で策定していただきました。そして、野神保育所の移管に際しましては、この選考基準に照らし合わせて移管先を決定し、議会に提案させていただいたところであります。

なお、今回は市内の様々な法人にまで公募範囲を広げた関係で、20年の選考基準の見直しを行い、この基準によりまして選考をしていただいたところであります。

次にお尋ねの、自治体として保育に対する公的責任の放棄ではないかという件についてでございますが、公的責任とは行政が保育サービスを必要とする利用者に対しまして、一定の保育サービスを利用できる仕組みを作り、管理していくことだというふうに思います。

保育所入所の申請受け付け、審査、決定の業務、保育の実施に係る財政的な保障としての運営費や補助金の支出、また保育所の適正な運営の確保に資するための情報提供等を行っていくことで、このことによりまして、公立、民間にかかわらず、それぞれの一定の保育サービスを確保し、提供することが公的責任であるというふうに考えますので、責任の放棄ではないということになるかと思いません。

次に、市外の法人に譲渡することへの将来的不安についてのお尋ねでございます。市の財産であります保育所の建物を市外の法人に無償譲渡することについてですが、移管後も地域の保育所として、市民の子育て支援のために使用されるわけですので、市民の財産としての目的は変わらないものであると考えます。

市内、市外あるいは保育所経営の経験の有無を問わず、保護者の皆様は、純粹に子供のことを考えまして、真剣に考えていただいたと思います。今後は、その結果に対して、運営が少しでも円滑に進めていけるよう、市がバックアップやサポートをしまして、保護者と法人の良好な関係が保てるよう、責任を持って取り組んでまいる所存でございます。

それから、次にお尋ねの旧松山町の政策的努力に対する考慮がないということについてでございますが、旧松山町で協議がされた案は、みどり保育所とさゆり保育所を統合し、別の場所に新築の園舎を建て、委託する方法が、町の方針として考慮されていたというふうには聞いたところでございました。

合併後、移管を進める中で、みどり保育所、さゆり保育所のある泰野地区、尾野見地区の保護者及び地域住民にそのような認識があったかというふうにお伺いしましたところ、なかったというようなことで、現在の保育所については今のままで残してほしい等の意見がほとんどでありまして、旧松山町時代の構想を実現するというのは、非常に困難な状況ではなかろうかなというふうに考えたところでございます。

よりまして、今回は各校区の保育所は存続させ、現状のままで移管することとしましたが、保護者の十分な理解が得られずに、公募に至らなかったということでございます。

今後は、保護者との協議の中で、様々な形で移管についての理解を得る方向で、事務については進めていきたいというふうに考えます。

○19番（岩根賢二君） 説明がありましたけれども、確認をしたいと思います。

行政報告によりますとですね、説明会は各保育所とも1回しか行われていないわけですね。それで、今の市長の答弁では、説明会で十分説明をしたというふうな話ですけれども、もう1回の説明会で十分だったということなのか。

それと、大多数の方がもう民間移管を要望しているというふうな判断をされたということですが、今の答弁を聞いておきますと、何か雰囲気的にそういう理解をされているなあという気がするんですが、例えば数値的なもので、これだけの人数の方が賛成だったというふうな、そういうデータはないのか。

それと、2番目、3番目については良しとしても、各選考委員会の中に、各保育所の保護者の方が入っているのかどうかということもお尋ねしたいと思います。

それと、最後にお答えになりました松山町の件ですが、今の市長の答弁では、何か答弁の内容が矛盾をしているような気がいたしますね。みどりときゆりについては統合をしようという構想があったのかということをお聞きしたら、そういう認識はなかったということでした。しかしながら、最後の方では、旧松山町の構想については、実現は難しいということは、そういう構想があったということは認識をされているということですか。そこら辺の十分な説明をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめのデータ、数値的なものはあるかということでございますが、私どもは、この民間移管につきましては、18年度から取り組みを開始いたしまして、19年度に本格的に保護者会に対しまして説明を開始したところでございました。そのようなことで、20年度、そして21年度につきましても、同じような内容で説明会をずっと開催してきておりまして、特に20年度につきましては、何回も何回も、19年度につきましてもそうですが、説明会を開催いたしまして、市が進めようとしている内容について、保護者の方々も十分認識が深まってきたというふうに考えるところでございます。

そういう中で、21年度につきましては、保護者会の方々に説明を申し上げまして、そして保護者会の方でその意見については、保護者会の意見として取りまとめをお願いしたというような経緯でございます。そのようなことで、今回御提案します内容につきましては、保護者の方々の意見が統一されて提案できる内容になっているというようなことでございます。

また、旧松山町の構想についてでございますが、私どもとしましては、その構想については、具体的には構想ということで、何らかの文書があったということではなかったわけでございますが、そのような方向を進めたいという当時の行政の方の意向があったということについては聞いておりまして、そのことで合併についてもその方向が求められれば、その方向について進めたいというような考えは基本的には持っていたところでございます。しかしながら、地域の方々がそれぞれ自分の地域はまだ存続してほしいというような御意向が強かったというようなことがございましたので、それぞれの地域で現在のままの形で移管を進めるというような基本方針にしたということでございます。

○副市長（井手南海男君） 選考委員会の保護者の出席の状況はどうだったかということでございます。このことにつきましては、関係する保育所の保護者の方に2名選考委員会に出席していただいた

ということでございます。

○19番（岩根賢二君） 保護者会で意見をまとめていただいたということと、それと、今、副市長の方で、各保育所について2名の保護者の方が選考委員会に入っていたということですね。選考委員だったんですね。そうですね。

それと、松山町に関してですけれども、このことについては、旧松山町ですね、政策的な努力に対する考慮がなかったという19年11月のそういう討論もあったわけですね。そのことについては、今回は十分配慮したという認識なのか。私は市長の最初の答弁の中身によりますと、構想はあったけれども、住民の人は知らなかったから、それでよかとよというふうに聞こえたわけですが、そうじゃないですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたとおり、政策的に、施策的に何らかの形で保育所を統合して、新しい保育所を設置するというようなものが文書としては無かったというようなことで、そういった話があったということについては聞いていたということでございます。それで、市として発足した後に、松山町の現況を見て、そして地域の方々のお考えを聞いた上で、現在のままでそれぞれ地域に残した形の民間移管を進めるのが適当というふう考えた結果、18年、19年、20年、21年というふうに取り組みをしているということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○14番（小野広嗣君） 今、岩根議員の方からありましたけれども、関連する部分も多少あるかと思いますが、少し質疑をさせていただきたいと思っております。

まずもって、今回議案が提案をされているわけでありますが、この保育所条例の改正の部分、そして財産の無償譲渡も含めて、関連する議案になっているわけですが、いわゆるこういった議案が提案をされて、私どもの元に届く。そして、その議案を見ていったときに、いわゆる今議論をされていますこの保育所条例の一部改正ということで、削除の部分が出てきますね。そして、今度はその次に財産の譲渡で、どこに譲渡するんだという結論だけが出てくる。いわゆるこの1年間どういう経緯をたどってここに至ったのかということは、ここで質疑をしなければなかなか出てこない。いわゆる2年前に議論をした時にそうでしたが、しっかり議会の方へ予算説明資料といいますか、こういった議案の資料、事こまやかにですね、一回出されていますよ。そういった部分が今回出されてない。議員としては、こういった状況をぱっと見せられて、判断ができるかという、この本会議、そして委員会への付託、そこでの議論、そしてその結果ということがございますが、それだけでも十分とは僕は言えないと。自分自身がやはりしっかりそういった資料を読み込んでですね、判断をして、その上でこの議案上程の時に多くの質疑がなされてしかるべきであろうというふうに思うんですが、そういったものがなされてないその理由をまず述べていただきたい。

そして、2点目ですが、先ほど岩根議員の方からもありましたけれども、前回2年前には全会一致でいわゆる提案されたものが否決をされていますね。そういった状況を受けて、当然、記録として会議録にも残っていますが、会議録に残っている以外にも、いわゆる連合審査、あるいは文教厚生委員

会、そしてこういった議案上程の際に議論をされています。それを当局はしっかりメモられて、そしてそれをたたき台にして次へつないでいくという姿勢でこられたんだろうと思いますが、そういったことがしっかりなされての今回の提案になっているのかということ。少し先ほどと重なりますが、再度お願いをしたい。

そしてまた、市民の財産であるものを無償譲渡する、そのことに関しては市民の理解は得られるものと思うと市長は先ほど答弁をされましたが、それはどういった思いでそういうふうに言われているのか、僕はぜひお尋ねをしたい。

いわゆる質疑のやり取りの中で、保護者の理解を得られたという言葉が多々繰り返されますね。この保育園の民間移管というのは、保護者の理解を得られることがそのすべてではないと僕は思っています。ところが、答弁では、そこが得られたからということからすべてスタートをしておりますね。いわゆるこの財産の譲渡、今後出てまいります、そういったことに触れる場合には、市民全体のコンセンサスが得られなきゃいけないと、私はそう思っているんですね。そして、保護者ということを考えてきたときも、今の保育園にいらっしゃる保護者だけの意見であってはならないと思っています。当然、今後、その保育園に入れようとされる方々もいらっしゃいます。そして、そこを巢立ってこられた方々もいらっしゃいます。そういった部分のコンセンサスも含めて理解が得られて、そして進めていくというのが一番の道であろうというふうに思っているんですが、そこについての基本的な考え方をお願いしたい。

やはり、こういった保育園の民間移管を進めていく場合、これまでもこの議場でも質疑でも問題になりましたけれども、やはり拙速な進め方をしていくと、裁判等になっている部分もあります。そういった状況をしっかり乗り越えていくためには、やはり民間移管へ向けて、なぜ民間移管が必要なのかというガイドライン等をしっかり作ってですね、そのことを市民に諮って、そして理解を得ていくということが最前提であろうと思うんですが、そういったことだけではなくて、まず民間移管の保育園が六つある、今回は三つある。そして、そこへの保護者の理解を得られてというところから始まりますが、そうではなくて、しっかり民間移管のガイドラインに沿って進めていって、市民全体を巻き込んでですね、民間移管への理解を進めていくと。そういったことが2年前の教訓を経て、今回までになされたのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは、この保育所の民間移管につきましては、今まで議会に何回か提案いたしまして、その都度その都度、議員の皆さん方の御審議をいただいているところでございます。そのようなことで、今回の提案につきましても、今までと同じような形で議会に対しまして、全協での途中経過の報告とかいうものを重ねまして、今回御提案するというところでございますので、そのことについて御理解いただければというふうに思います。

それから、次にお尋ねになりました無償譲渡についての考えでございますが、市の財産であります保育所の建物を無償譲渡ということにつきましては、移管後も地域の保育所として、市民の子育て支援のために使用されるということで、土地はまた市の財産として残るわけでございますので、市の財

産としての目的は変わらず使用されていくものというふうにと考えるとございます。

そして、次にお尋ねになりました保護者の理解が得られたから進めているんじゃないかなと、それが前提になっているというようなことをございます。当然、私どもは行政の事業を行うときには、その関係者の方々の理解を得た上で進めるということをございます。そして、そのほかに様々な条件がございますので、その条件も含めた形で、事業については進めていくというようなことをしているところをございますので、この保護者の理解だけがあったから進めるということではないということについても御理解をいただければというふうに思います。

そしてまた、当然、市の財産でございます。そして、このことにつきましては、長い期間、私どもは地域の子供たちをはぐくんできた施設である、そしてこれからもまた地域の子供たちをはぐくんでいかなきゃならない施設ということをございますので、その地域の関係者の方々にも十分御意見をお伺いしながら進めていくというような意味合いからも、選考委員会というものについても開催されているというふう理解しております。

そして、これまでのやり方というもの、先ほど岩根議員から御質疑があったわけをございます。本当にいろんな角度から、この民間移管については御心配いただいているということをございます。そのことにつきましては私どもも十分認識しております。その一つ一つについて、十分協議をしながら進めてきた内容をございます。今まで皆さん方から御指摘いただきました疑問点等についても、そのことについてどのような対応をするべきかということを含めて、今回御提案しているということをございますので、どうぞよろしくお願いたします。

○14番（小野広嗣君） 市長、冒頭ですよ、岩根議員の方からも多少あったわけですが、いわゆる2年前に全会一致で議会が提案された内容について否決をしていますね。そして、今後そういった否決案件と絡む、いわゆる議案も出てますよ。そういったことも含めて話をしているんですからね。そういった2年前の、そういった議会での議論を経て、そして今回3保育園の提案に至った。それはきちりその時の議論の中身を精査して、反省すべきは反省して、提案になっているのかということですよ。それも答弁くださいね。

それと、今ありましたように、いわゆる全協等を通して説明もしてまいりましたという話であります。直近の説明は全然ないわけですよ。いわゆる各市内の保育園に諮って、そしていわゆる全体説明会を行う。そして、移管の保育園が決まって、そしてその候補が決まって、そこに公募をし、そしてプレゼンを行って、そのプレゼンの過程の中身とかいうのは全然分からないんです、我々は。そういったことはしっかり文書として、説明資料としてここに提案と一緒に出すべきじゃないですか。大事な議案を提案しているんですよ。このことについて、常にいわゆる保育行政とかかわってしっかり意見交換したり、尋ねたりしている人は詳しく分かっているでしょう。そうでない議員の方々もいっぱいいらっしゃるわけですよ。そして、その書類を見て、しっかりここで議論ができるということだっているわけですから、すごく大事な議案を提案するのに不親切だなあという思いがしてならんのです、そこをもう一回。

あと、今スケジュールの件も含めてお願いを、お願いというか、なぜ出されなかったのかというこ

とを申し述べておりますけれども、いわゆる保護者の意見の統一ということが得られて、今回の提案になったと、先ほど岩根議員の質疑の時に答えられました。最終的な判断は、やはりそこだったんだろうなあとというふうに思いますよ。そう言われてますから、僕は書き留めましたから、さっき、市長の答弁を。ですから、それがすべてだと市長が思っていらっしゃるとも思いません、私もそう思っていないけれども、言葉のやり取りとして、どうしてもそういう答弁になってしまうものですからね。そうではなくて、いわゆるこの民間移管という問題は、その保育園といわゆる公的機関である役所との問題だけではない。いわゆる市民全体を巻き込んだ問題であるという認識があるのかないのかということなんです。それがあれば、先ほど言いましたように、しっかりガイドライン等を作ってですね、説明責任を果たして、いわゆる円滑な民間移管に進めていかれるだろうというふうに思うんですが、そういった部分に関しては弱かったんじゃないかという気がしてならないんです。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめの御質疑でございますが、本当に私どもは、先ほど来言いますように、このことにつきましては多方面から議員各位の御質疑があったということでありまして、そのことにつきましては慎重に慎重に対応いたしまして、そのそれぞれの疑問点に対しまして、解決すべく努力しまして、今回提案をしているということでございます。そのようなことで、今までのやり方と同じようなやり方で今回も提案しているということでございますが、今回提案に至りました過程ということにつきまして、説明がなかったというようなことでございますが、今申しましたように、今までと同じような形の提案の方法になっているということになっております。もし、そのことが不十分ということであるとするならば、また今後対応させていただければというふうに思います。

そして、保護者がすべてというようなことで私どもは提案しているということはないということでございます。先ほども言いましたように、まず保護者の方々が保護者会で意見を十分まとめていただいた、その意見を選考委員会に持って来ていただいているというようなことで、選考委員会で様々な形で論議され、選考されてきているというようなことございまして、保護者の意見がすべてだということではないということをお理解いただければというふうに思います。そして、地区の方々にも公民館代表の方々にも説明は重ねてきておりますし、またこのことにつきまして、十分長い期間かけての民間移管というふうになっておりますので、地域の方々も理解されてきているというふうには思うところでございます。そして、これは市全体の方針として取り組んできているということについては、先ほどからお話しますように、市の保育行政全体の中での在り方というようなことでの取り組みになっているということをお理解いただければというふうに思います。

○14番（小野広嗣君） じゃあ市長、2年前の議会の議論を経て、そして今申し述べられています、そういった議論の中身、議会が指摘した事項、そういったものはそのまま、今回の選考委員の皆さんにしっかり届いていますね。そこもお願いしますね。

そして、これはまた後でも兼ね合ってきますが、例えば市内、市外という問題があって、市外に対しては、やはり多くの議員の方々が拒否をされ、そしてああいう結果になったという部分がある。そういったことから考えたときに、今回提案するにあたって、市内のいわゆる事業者の中で保育園を経

営されている方、あるいはNPO法人、株式会社でもいいでしょう、良好な事業者の参入を促すために、どれだけの努力をなさってきたのか、そこを答弁いただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

選考委員会の方々につきましても、今回の提案に際しましては、十分過去の議論について御説明を申し上げながら選考委員会に臨んでいただいているところでございます。そのような意味合いから、今ほどお話がありましたように、今回の公募の要件が違っておりますので、そのことについてどのような形で選考すべきかということについても、十分御理解いただいているというふうにご考えております。

今回、社会福祉法人のみでなく、他のNPOあるいは法人というものについても公募の対象を広げたということになっているわけですが、今回、公募するに際しまして、昨年の状況等を十分反省しながら、そしてまたそれぞれの保育園の保護者会の意見のまとめり等を見ながら、そしてまた地域のそのような需要を受けられる可能性のある方々というものを見たときに、今回のこのような公募の方法になったということでございます。もちろん一番安心して委託できるということになれば、現在、市内で保育園を営んでおられる社会福祉法人が手を挙げていただければ一番スムーズにいくということになるわけですが、そのような状況等を事前に調査いたしました折に、なかなか移管する保育園と、そしてまた移管を希望される法人等の数というものを見たときに、やはりそのことが懸念されまして、今回NPOあるいは法人というものについても、公募の対象としたということでございます。そのことにつきましては、十分広報についても公募の時に盛り込みをしてきたということでございます。

○31番（野村公一君） この議案に係る、こういう類似の議案というのは、二、三年前からずっと続いてきたわけですね。したがって、まずお伺いしておきますが、この関連議案が2議案出ております。まずは、条例の改正案を1本出すと。それから、後で出てきますが、移管に関する財産譲渡の議案を出すということで、2議案出ております。この2議案を出されただけで、議会はこれで御理解がいただけるという判断をされたのかどうか、それを教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回提案しております条例改正、そして財産の譲渡ということで、私どもにつきましては、保育所の移管について、移管が進むというようなことを考えまして、議案として提案しているということでございます。

○31番（野村公一君） この議案に限らず、当局全般にいえることなんですが、議案を提案をされて、議会がその審議をしていく。そういう中で、やっぱり当局の情熱が我々に伝わるといったことが一番大事なことなんです。これは本気でやる気だなど、そのことを我々議会は理解をしながら審議をしていく。そのやっぱりやり取りの緊張感というのは大事なことなんです。ところが、そのことが全然感じられないという議案なんです、これは。お分かりですか。

この世に生のある動物、生き物というのは、みんな学習するじゃないですか。歩いてて、そこに岩があって、そこにぶつかったら、その次からはぶつからんように曲がるでしょう。あなたたちは全然

学習をしてないのよ。思いませんか、そう。今までずっとやってきて、議会が否決をしてきて、そしてその否決の理由にはこういうものが足りませんよと、こうすべきじゃないですかと、議会も全部提案をしてきた。そのことを受けて、あなたたちは次に、じゃあとってこういう提案になったんです。であれば、やっぱりこの提案に至るまでのプロセスというのはね、しっかり説明をすべきだと。ただ、条例の改正をしますのでお願いしますと。じゃあ何なのかと我々は思うんですよ。こういう過程を経て、1年間のプロセスを経て、この条例の提案になりますという提案の仕方が本当じゃないんですか。

だったら、こういう次に出てくる財産譲渡の議案に関しても同じですが、そのために先ほど小野議員も話をしていましたが、1年間のそのプロセスについて説明資料ぐらいは配付しなさいと。議員の皆さん、みんな分かっていますよ。私も分かってない。それが当局が示す議会に対する私は情熱だと思いますよ。それとも市長は、また否決されていいやと思ってるんですか。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の議案提案までに、私どもとしましても、前回、前々回の議論を踏まえ、そして否決に至った理由というものを慎重に再点検しながら点検をしてきて、そしてそのことについて解決策を見いだしながら、今回取り組んできて、提案したということでございます。今回の提案に至りますまでには、6月中から、当然、年度当初から昨年のことをまとめまして、そして6月中に入りまして、各保育所に対しまして説明会を開始したということでございます。そして、それを受けまして、また法人に対しても説明会を開始しているということでございます。また、7月に入りまして、告示に合わせまして、それぞれお問い合わせがあったところに対しまして、具体的な説明を開始しながら、改めて保護者会の方々に要望がありました法人についてプレゼンテーションをしていただいたということ、7月中に重ねてきております。そのような流れの中で選考委員会を開催させていただきまして今回の提案に至っているということございまして、私どもとしましては、本当に慎重にこのことについては取り組んできているということを御理解いただきたいというふうに思います。そしてまた、当然、皆様方に御提案するというにつきましては、可決していただくことを前提に提案しているということでございますので、そのことについても十分御理解いただければというふうに思います。

○31番（野村公一君） そういうことであれば、やっぱり誠意というか、情熱を見せてくださいよ。今すぐ事務局に資料を出しなさい、作りなさいと。次にまた財産譲渡の議案が出てくるでしょう。その前までにはね、やっぱり資料を出してください。それでないと、我々は何を対象にして考えながら、その審議をしていいか分からない。今すぐやってください。どうですか、そこは。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

○
午前10時55分 休憩

午後1時00分 再開
○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 議員の求めによります資料を用意しましたので、担当課長に説明させます。

○福祉課長（津曲兼隆君） それでは、ただいま配付しました資料について説明を申し上げます。

上からですが、公立保育所の新スタートをいたしまして、6月に城南保育所、みどり保育所、さゆり保育所、有明保育所、蓬原保育所、それぞれ民間移管についての意識等について確認をしたところでございます。それを元に6月から7月にかけて説明会並びに役員との協議を行いました。受託法人への説明会を6月の29日に実施して、5法人の参加があったところでございます。

これを受けまして、公立保育所につきましては、城南、有明、蓬原につきましては、意向確認、それから説明会、説明会を受けて、それぞれ協議をしてもらった中で公募をしてもらってもよいという所につきまして、7月10日から21日にかけて募集公告を開始したところございました。なお、みどりとさゆり保育所につきましては、理解に至らなかったということで、今後引き続き説明会を実施していくということで市長の方には報告をしたところございました。

(5)ですが、公告を締め切った段階で、城南保育所の申し出2法人、有明保育所に5法人、蓬原保育所に1法人出てきたところございました。これを受けまして、7月の24日、それから8月の3日に城南保育所のプレゼンテーションを実施しております。有明保育所については7月の27日、蓬原保育所については7月の23日にプレゼンテーションを実施し、その後、それぞれの保育所において保護者の方々、協議をしていただき、結論をもって選考委員会、7月の30日に臨んでいただきました。この中で受託希望法人に対するヒアリングを実施し、提出書類等の協議を実施して、移管先の検討、決定をいたしましたところございました。

なお、この30日の段階では、城南保育所の保護者の方から、再度、希望する法人に対して確認したい事項があるということで、保留をさせていただきたいという申し入れがありましたので、30日は保留ということで、8月の6日に選考委員会を実施し、その段階で再度ヒアリングを受託希望法人に実施しまして、移管先の検討、決定という流れになってきました。

2ページ目をお開きいただきたいと思います。

城南保育所、蓬原保育所につきましては、特定非営利活動法人社会教育・福祉促進会、傾聴ボランティアの法人に受けていただくということの選考決定がなされております。

主な経歴としましては、平成元年の4月から平成10年3月まで、認可外の保育所を運営されている経緯がございます。

有明保育所につきましては、社会福祉法人ちびっこ福祉会ということで、野方保育園の経営をされているところで、こちらにつきましては、昭和63年4月から平成18年3月まで、認可外の保育所を運営され、その後、大崎町より移管を受け、今日まで至っている法人でございます。

続きまして、民間移管に伴う資料ということで、説明会を実施しました資料を添付してございますので、これまでの18年度、19年度、20年度の経緯を掲載し、民間移管の目的、現在の保育の現状ということで資料を添付し、説明を保護者の方々にも実施してきたところございました。先ほど申し上げましたように、また市長の方からも説明がございましたように、保護者の方々には十分プレゼンテ

ーションを含めて、保護者の方々の意見をまとめていただきたいということで御説明を申し上げ、選考委員会に臨んでいただいたという経緯でございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○26番（上村 環君） ただいま頂いた資料の中で、さゆり保育所につきましては、平成20年度は保護者の方々の同意を得て、そして募集をしたにもかかわらず応募がなく断念をしたと。今回は、保護者の同意が得られなかった、いわゆる反対が多かったということでしょうか、それについてはどのように理解をしておられるかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

さゆり保育所につきましては、昨年度、保護者の方々にも十分説明会を開催しまして、その結果、民間移管については了という形で御理解いただいて、公募をしたということでございますが、結果的に応募をされる方がなかったということでございまして、そのことにつきましては、本当に残念だったなあというふうに考えているところでございます。そしてまた、そのことにつきまして、保護者会の方にも説明を申し上げ、次年度についても、また引き続いて取り組むというようなことのお話をしてきたところでございますが、今年度、そのことを受けて、説明会をしましたところ、行政側に対して、公募の仕方が悪かったのではなかったのかと、あるいは今まで保護者の方々が理解した分について、行政側の対応がまずかったのではなかったかというようなこと等がございまして、今回については見送りをしたいというようなことで、保護者会の意見がまとまったというようなことであります。

○26番（上村 環君） 松山におきましては、もう長い間、公立で運営をされておられて、市長が市長に就任をされて、マニフェストにもあるということですが、民間移管に非常に強い意欲を持っておられる中で、これまで何回かこういった議案が提案されてきたと理解をしております。今でも松山におけるさゆり、みどりの保護者にとっては、現在の保育に特に大きな不満があるわけではなく、それをどうしても市側が民間移管が必要なんだということで、やはり民間の良さ、民間にすることのメリットのみを強調されて、公立保育所は今後の保育に適さないといったような偏った説明がされているというふうに伺っております。今後、今回提案されたもの以外についても、移管に向けて取り組みをしていかれるつもりなのか、それとも民間だけではなくて、公立という選択も保護者にあっているんじゃないかと思うわけですが、そのあたりの見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 民間移管につきましては、就任以来取り組んできたということで、各年度ごとに保護者の方々にそれぞれ説明会をしてきたところでございました。私自身もちろん出向きますが、職員も何回か役員会等にもお邪魔しまして、説明を重ねてきたところでございます。そのようなことの中で、民間移管に取り組む基本的な方針、そして民間移管の必要性ということについては、説明を重ねてきましたので、そのことについては理解していただいたということでもあります。今お話のように、松山の方々はとりたてて今の公立を変えて民間にということで、どうしても民間にということではなかったということについては十分理解しております。しかし、行政の方針についても、行政がそういった形で進めるということだったら協力しましょうというようなことで、昨年度、さゆりに

ついても、そういった結果が出たのではないかなというふうに思うところでございます。今回の城南についても、そうだというふうに思います。そのようなことで、本当に有り難いなあというふうに思うところでございますが、結果としまして、さゆり、みどりについては、今年度については理解いただけなかったということでもあります。今後、城南がもし可決していただけましたら、民間移管ということになりますので、その状況等を近隣の保育所ということで見られるのではないかなあというふうに思います。その中で、また保護者の方々が考えをまとめられるというふうなふうに思われますので、そのことに応じながら、私の方としては対応していきたいというふうに考えます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○30番（福重彰史君） もうそれぞれ質疑がございましたけれども、若干重複するかもしれませんが、今頂いたこの資料を見ましても、例えば松山の場合は、みどりにしても今のままで何ら影響がない、さゆりにしても民間移管には反対ではない旨の連絡。このさゆりの民間移管には反対ではない旨の連絡ということは、一方からいえば、今のままでも別に反対ではないということであろうかというふうに思うわけですね。やはり保護者の間にはいろんな考え方もあろうかと思えます。しかし、大方のいわゆる保護者からのそういう民間移管へのニーズがあったということであればですけども、そういういわゆる大方のニーズがない中で、やはり進んでいくということは、まさに保護者の意見というものも重要視されているわけですので、それも保護者のいわゆる民意であるわけですので、そういう民意というものをやっぱりしっかりととらえて、行政というのは進んでいかなければいけないのではないかなというふうに思うわけです。

民意というのは、地域性ですよ、地域性。志布志市の市街地の保育園に対するニーズと、いわゆる農村部の保育園に対するニーズというのは、もうおのずと違っていると思うわけなんです。そこを十把一からげにして、もう方向性をこういうふうに決めたんだから、このように進まなきゃいけないんだということは、ちょっと違うんじゃないか。やはり、時代あるいはそれぞれの地域のニーズ、それぞれがしっかりと吟味された上での結論であったのか。あるいは、時代の変遷の中で変わっていくこともあるわけですから、やはりそういうものを十分見極めながら、一つの施策を作り立てていくというのが、まさに首長さんに与えられた一番大きな使命ではないかというふうに私は思うところでございます。

そういうことを考えた場合に、今回のこういうものを見た中において、果たしてそういうような考え方の中に、そういうことが本当に十分吟味されたのか。新市まちづくり計画というのは、スパンは10年というスパンをみてるわけですね。市長がマニフェストに掲げてあったにしろ、あくまでもまちづくり計画というのは10年のスパンであるという、それと同時にいわゆる保育所の民営化と併せて統合というものも、その中にはちゃんと含まれているわけですから。統合というのは民間を統合するんですよということじゃなくて、それは公立の保育園の統合というのも視野には入っているんだぞという、やはりそういうようなところ等も含めながら、しっかりと検討された中で、いわゆるビジョンを立てられて、そして出されているのかということに、非常に疑問を持たざるを得ないということなんです。それについて、どのようにお考えか伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私としましては、市民の方々が行政に対しまして、様々なお考えを持っていらっしゃる、そしてまた要望を持っていらっしゃる、あるいは持つておられない方もおられるというようなことであろうかというふうに思います。そのような中で行政運営をしていく中で、私どもは長期の計画を立てて、そしてそのことに基づいて、その時その時に応じた形の行政運営をしていくということになるかと思えます。そのような中でこの保育所民間移管だというようなふうに御理解いただければというふうに思います。私自身は、旧町長時代から、このことについては取り組みをしたいというようなことでやってきたところでございますが、新市になって取り組みをしまして、様々な御意見等を賜りながら、どうかこうにか少しずつではありますが、進めてきているところでございます。それはとりもなおさず、市民の方々の御意見を十分尊重しながら、また議会の方々の意見を賜りながら進めてきているということでございますので、決して拙速な形でしていることではないというふうに考えるところでございます。今回の提案につきましても、そのようなことで、今年度の分につきましても、十分御理解を賜りながら提案してきているところでございます。

今お話がありました、旧松山町時代で統合というようなお話もあったということにつきましては、先ほど議員に確認させていただいたところ、議会でそのような町長の答弁があったというようなふうに聞いたところでございました。そのようなことで、統合の構想というものはあったということでございますが、私自身は先ほども答弁いたしましたように、そのことについての検討も十分しながら、現実的にできる内容というのはどういったものかということを考えまして、それぞれの現在の保育所をそのまま民間移管というような形がよかろうというようなことで、現在の民間移管の形を進めているところでございます。そのようなことでございますので、そのことについても御理解いただければというふうに思います。

○30番（福重彰史君） 松山には三つの保育園しかないわけなんですけれども、そのうちの一つが今回このように提案されていると。やはり、松山におきましては、松山における保育園の在り方というものがあるべきか、そういう将来的なビジョンというものをしっかり打ち立てた中でのこういうような提案という形でないことには、一つが提案されて、二つは後回しになっていくというような形になると、まさにそのしっかりとした松山における保育園の在り方、ビジョンというものがしっかりとそこでいわゆる練られてない中で、一つだけが先に決まってしまうということになると、本当に松山における保育園はどうあるべきかということの総体的な像が崩れるんじゃないかというふうに私は思うところでございます。やはりそういうところのしっかりとした将来的なビジョンというものをしっかり打ち立てた中で、じゃあ方向性をどうするのかと。そうじゃないと、一つ一つこういう形で来ると、いわゆる総体的な園のビジョンというのは描けないんじゃないかというふうに思うところでございます。それについてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、合併の時の新市まちづくり計画の中におきましても、保育所については移管の方向でというようなことでありまして、統廃合というような形のものについては、論議が

してなかったようなふうにいるところがございます。しかしながら、今お話のように、松山は松山のそういった歴史、伝統、文化、そして風土というものについては十分あろうというふうに思います。しかしながら、それぞれの地域がそれぞれのものであるわけでございますが、現在、新市となりましたので、新しい市全体での様々な行政というものはどうあるべきかというような観点から、私どもは市の行政を預かっているというふうに認識しているところがございます。そのような意味合いから、現在の段階ではそれぞれの現ある保育所をそのままの形で民間移管がふさわしいのではないかとというようなことで準備を進めてきたということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 今回、こういう形で提案になってるんですけど、19年から21年度へ向けてのこういう中で、19年度に全会一致、否決された。それを20年度に野神保育所、提案をしたら、議会が可決をしてくれた。そのことをもって、今回も簡単に通るんじゃないのと、そういう考え方が根底にあったのではないかと、今回のこのごたごたしている今の提案の在り方ですね。そういった点で、ちょっと質疑をします。

私、一貫して反対をして、19年度の時も7項目の討論の中で意見を言わせていただきましたが、今回、3園について民間移管をし、残りの二つについてはしないということですね。これ、どうしても当局が民間移管をしなければならない必要性、これがあるのであれば、有無を言わず、この5園とも一緒に、僕は当然やるんだろうというふうに思うわけですね。それが、ここはいいよ、ここはしないでいいよ、ここはやるよという、首長としてあなたが考えて今回提案になった民間移管の必要性は何なのかと。そのことをもって、今回のこの3園の提案で、二つの園はしないという、そのことに至った理由を1点。

次に、いろいろここに出されていますが、19年度、もちろん私は志布志町時代からも反対をしてきましたけど、その中で、住民の要求に基づいてやっていくときに、公立保育所では難しいと、だから民間に移管をしてやるんだということではありますが、これは少し違いまして、住民の要求をちゃんとくみ取ってないところに問題があると、当局がですね。そこで、これは条例改正をしたら簡単にできることです、規則を変えたらできることです。例えば、ここに書いてありますね、延長保育が難しいとか。こういったものは条例、ここで、規則で8時半から5時までとすると、こういう形になるから、これを変えるだけでこういうのは簡単にできるんですよ。正直に、あそこで働いておられる嘱託職員の人たち、園長先生もはじめとしてですが、私たちは悔しいと。私たちだってこれ、できるのにできないようにしているのは当局ができないようにしているだけなんですよ、これ。そういったことの議論というのをきちんとされた上で、どうしても当局、いわゆる公立では難しいというふうになったのか、そこらについて、2点目です。

3点目に、民間移管することによって、影響がどういうことがあるのかというのを議論をされたのかと。これは19年度の反対討論の時もいろいろ言いましたが、教育委員会、農政課、それぞれ問題をみんな、この民間移管になることによって、自分たちが抱えているところの所管の所で、保育所を民間に移管をするということは、どういった影響が今後出てくるのか、こういったものをここに座って

おられる管理職の人たち、それぞれ担当される所の人たちが、民間移管をするにあたって、自分たちの所管している所でどういった影響があるのか、これがきちんと議論されて、ここに提案ということになってるのか、その3点をお聞かせをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、5園のうち3園を移管というようなことで御提案しているところでございます。その経緯につきましては、先ほどからお話しているところでございますが、私自身は、この移管につきましては、全園一緒というような形を考えまして、19年度、20年度取り組みをしたところでございますが、その結果が得られなかったというようなことでございます。そして、先ほども申しましたように、基本的には市民の方々の、住民の方々の御理解をいただきながら、このことについては進めてきたというようにございますので、結果的に2園が今回できなかったというようなことでございます。

そしてまた、公立では難しいと、条例改正でその内容についてはどうでもできるというようなことの御指摘でございますが、それは可能かというふうに思います。しかしながら、基本的にこの民間移管について、なぜ取り組むかというようなことでいきますと、私どもとしましては、行財政改革の中ですべての行政事務について見直しをしながら、スリム化していつて、住民のサービス低下を来さないように取り組む背景になってきているというような流れの中で、この保育所につきましては、民間の方ができることについては民間の方にお任せするというような基本方針の中で取り組みをしてきているというようなことでございますので、この公立の中でそのような新たなサービスを設けるということについては、極めて難しい状況であったというようなことでございます。

それから、最後にお尋ねの、他の所管について、ほかの課について、民間移管についてそれぞれの課がどういった影響を受けるかということについては、特別そのような観点から議論はしなかったところでございますが、しかし私どもはこの民間移管というものにつきましては、公立保育所の移管というようなことでございますので、基本的にはそこに、その地域にいる保育園児がそのまま、その地域に存在するというようなことでございますので、その影響についてはほとんどないものというようなふうに考えるところでございます。

○25番（小園義行君） 首長のいわゆる民間移管の必要性というのは何なのかというと、総じて、今答弁が出ましたけど、行財政改革の中でそうなんだと、そういうことです。この問題は、もう過去に議論が済んでですね、影響はないよというのは当局が答弁してるんですよ、それ。これは委員長報告でもありましたけど、行財政改革の中で民間移管が必要だというふうにあなたがおっしゃるわけですけど、今回の提案、僕が聞いたのは、こういう意味でだったら、全部、みどり保育所もさゆり保育所も強引にやったらよかったですよ。こっちはするけどこっちはしないと云ったら、あなたが言う行財政改革の中で本当に必要だという、この理由にあたらないうじゃないですか。そういった問題をですね、本当に担当の課長やそこだけで議論するんじゃなくて、全体でした上で提案されないと問題がありますよということも御指摘をしたわけですけど、あなたが言う民間移管の必要性というの、行財政改革の中でそうだという、それだけなんです。これ、質問じゃないものだから、大変難しいんですけど、過去にじゃあこういうことは、提案になったということですけど、有明町の3園を民間移管

にした場合と、公立で残した場合、どれぐらいの差がありますかという質疑を私がしたことがあります。答弁がありました。概略ですけど、200万円ほどでございますという、3園ですよ、そういう答弁があって、委員長報告もありました。こういったことが果たして行財政改革として、あなたが考えているそこに当たるのかどうか、答弁を再度お願いします。

それと、新しいサービスを提供するのが難しいということで、今回、民間移管をするんだということですが、城南保育所、有明、蓬原については、3園はそういうことで、今回、新しいサービスが提供されるんですね、あなたから言ったら。でも、このみどりときゆりは、そのまま残っていくわけですけども、僕は影響があると思うんですよ。ほかの教育委員会をはじめとして、何にもその議論をしてないということです。一つ、志布志町地域の民間移管した保育所が休園していますね。学校としても、教育委員会としてもそういったことになったら大変影響があるよというのが教育委員会サイドからも出てこない、僕はいけないと思うんですよ。田之浦保育所、休園していますよ。小学校があるんですよ、その校区の中にですね。保育園が休園をする、なくなっていく、こういったことが教育委員会としても全く影響がないというふうにあなたの所に上がってきたのか。そういった議論をしないで、ただ市長部局だけでぼんとやった。農政サイドもこれ、大いに影響があるんですけど、そういった議論がされたのかということをお聞きして、今、影響がどうだったのかということをお聞きして、その二つ、もう一回ですね。あれは福祉課長が答弁すっじよかたいかと、こんな感覚でここにおられる課長さんたち、まさか考えておられないというふうには僕は思うんですけど、そういった全庁的に行財政改革の中で必要だということであれば、ここにおられる方みんな、我が事として考えた上でこの提案がなってるということでない、とても議会として認めるわけにはいかんというふうには思うわけですよ。そういった議論を、再度ですね、されたのかどうかをお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめに、行財政改革に当たるかというようなことでございますが、この保育所の民間移管につきましては、長い間、それぞれの地域で民間移管に向けて取り組みがされてきたと、そのような方向でされてきたというふうには認識しております。そのようなことで、現在の職員の配置についても、そのことを前提にされてきているというふうには理解しているところでございます。そのような意味合いから、今回、行財政改革に当たるというようなことで取り組みをしているところでございますが、それだったら、全園強制的にすればいいじゃないかというような御議論ですが、とてもそのことについては今、私どもとしては進められる時代ではない、背景ではないというふうには私自身は理解しているところでございます。地域の方々、特にサービスを受けられる保護者の方々が直接、理解していただいて、賛成していただければ、行政の推進についてはとても取り組めないというふうには考えるところでございますので、そのことにつきまして、何回も何回も説明会を重ねてきた結果、今回の提案に至っているというふうなことでございます。

それから、田之浦の保育園の方が休園というふうなことでございますが、当然、少子化というものがございまして、この地域の子供がいなくなったというふうなことで、他の園の方に通っているというふうな現状であるかというふうには思います。私どもは、この行財政改革につきましては、集中改革

プランに基づく様々な審議、協議を重ねてきて、現在のこの事業に至っている、それぞれの事業に至っているというふうなところでございます。その審議、協議につきましては、それぞれのここにいる課長を中心とする職員が参加いたしまして、その集中改革プランないしは現在取り組んでおります行政評価制度ということについても、全庁的に取り組みをしてきているという状況でございますので、この保育園の民間移管についても、それぞれの立場で理解はしているというふうな考えます。

○25番（小園義行君） この提案されている三つの民間移管ですね、19年度の時に、大変同僚議員の方から、六つのうち一つだけ賛成と、私は賛成だけど反対だと、みんな一緒にやってくれと、そういったことで議論がありましたね。そのことを踏まえたときに、今回も基本的な考え方としたら、五つそろりまで公立に残して、みんながオーケーよということになってから提案しても、僕は本当にあなたが必要だということであればですね、それが基本的だろうと。僕はあえて強引にやれということ言ってるわけじゃないですよ。あなたが行財政改革、これがあるからやるんだということであるから、それが果たして行財政改革につながるのかといたら、僕はあまりそういうことにはならないという理解をしているものですから、そういうことなんです。これ、その時、賛成だけど、私は反対をしますという、この議論は、大変重いものが僕はあると思います。

この問題については一般質問も通告していますので、再度やりたいと思いますが、ここの全庁的に、いわゆる全庁というのはこの役所の中で議論が、正直にこの民間移管をするということにあたって、当然、条例改正ですから、法令審査会とかいろんなことがあったんでしょう。きちんとそのことが本当にいろんな意見が出たのか、議論がされてここになったのかというのを再度ですね、もう一回お願いします。きちんとみんなで、うちの課から見たら、これをして、保育所が仮になくなるようなことがあったら大変だというようなことも含めてですね、将来のまちづくりとして、このことがどういうふうな議論されて、ここに、それぞれの課長さんに、一般質問で聞きますけれども、どういう形でそれが議論されて提案されたのか、それだけお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、私どもは集中改革プランに基づきまして、この行財政改革に具体的に取り組んできているというようなことでございます。そのような流れの中で、そのプランを作成する時も、大綱に基づきましてプランを作成したわけですが、その折にも各担当の方からそれぞれの事業について、推進していく内容についての十分な説明があり、それを聞きながら協議を重ねてきて、プランとしてまとめてきたということでございます。そしてまた、それを受けまして、現在、新たに昨年度から行政評価制度に取り組みをしまして、それぞれの事業について検討を加えているところでございますが、それは全庁的に、所管のものだけでなく、全庁的にその一つの事業について協議を重ねて、そして新たな行政が進むべき方向を模索して、そしてそれに基づき、協議が調ったものについては提案していくというようなことに取り組んでいるところでございます。そのような流れの中で、この保育所の民間移管についても協議が積み重ねられてきていると。そのようなことで、職員も十分理解しているというふうなふうに認識しております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第70号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第7 議案第79号 財産の無償譲渡について

日程第8 議案第80号 財産の無償貸付けについて

○議長（谷口松生君） 日程第7、議案第79号及び日程第8、議案第80号の2件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 一括議題の議案第79号及び第80号の提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第79号、財産の無償譲渡について説明を申し上げます。

本案は、城南保育所の民間移管に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第80号、財産の無償貸付けについて説明を申し上げます。

本案は、城南保育所の民間移管に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（津曲兼隆君） それでは、議案第79号、財産の無償譲渡について、議案第80号、財産の無償貸付けについて、補足して御説明を申し上げます。

議案の説明に入ります前に、お手元の説明資料25ページをお開きください。

この資料につきましては、保育所の建物評価に関する資料でございます。こちらからまず先に説明を申し上げます。

評価額の算出につきましては、減価償却資産の計算方法に基づき算出いたしております。保育所などの公有建物等につきましては、税務課等の評価額がない関係で、公営企業の場合の償却資産の計算方法に倣いまして、定額法によって評価額を算出したところでございます。

耐用年数につきましては、昭和40年大蔵省令に定める償却資産の耐用年数表によるものでございます。鉄筋コンクリート造りにつきましては、耐用年数47年、木造作りにつきましては、耐用年数が22年となっているところです。

また、下の表は、保育所を有償譲渡した場合の国庫補助、県補助金の返納額でございます。

米印の部分につきましては、平成19年度税制改正により減価償却制度が一部改正されましたので、その改正された内容を記しているところでございます。

それでは、議案第79号、財産の無償譲渡について、城南保育所分でございます。

所在地は志布志市松山町新橋1564番地、種別は建物、数量は鉄筋コンクリート造り平屋建て1棟540.44㎡で、評価額は1,733万円であります。この評価額につきましては、先ほど御説明いたしました

説明資料の方法により算出した額でございます。

相手方につきましては、鹿児島県志布志市志布志町志布志571番地2、特定非営利活動法人社会教育・福祉促進会、傾聴ボランティアでございます。

なお、譲渡の条件として、譲り受け人は譲り受けた建物を児童福祉施設（保育所）として使用する必要がなくなったときは、市に無償で返還するという条件を付してあります。

続きまして、議案第80号、財産の無償貸付けでございます。

土地の所在地ですが、志布志市松山町新橋字松尾1564番、3,423.72㎡。

貸し付けの目的は、児童福祉施設（保育所）用地として限定するものでございます。

貸し付けの期間としましては、平成22年4月1日から平成32年3月31日までの10年間とするものであります。

相手方につきましては、建物と同様、特定非営利活動法人社会教育・福祉促進会、傾聴ボランティアでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告書が提出されておりますので、まず岩根賢二君の質疑を許可いたします。

○19番（岩根賢二君） 私が、この件に関しまして、質疑の通告書を作成する前にですね、実は議会事務局にこの件について、執行部から更に詳しい説明がどこかの場所であるんですかと聞きましたら、いや、そういう場は今設定されておりませんということでございました。そういうことで、議案書をいただいた時に、この資料で我々が判断するにはちょっと資料不足だなあとということで、先ほど同僚議員から要請がありまして、先ほどのような資料が出てきたということでございました。ですから、通告の内容につきましては、1番目のことにつきましては、資料が提出されたということで理解をいたしますが、若干通告に付け加えまして質疑をしたいと思っております。

経緯につきましては、先ほどの資料がございました。まずお聞きしたいことは、この城南保育所につきましては、2法人から応募があったということでございました。それで、ここに譲渡の相手方として、特定非営利活動法人、傾聴ボランティアということで書いてありますが、ここに決定をした、決め手になった理由は何かということが1点。それと、そのことは保護者で委員になっておられる方2名以外の保護者の方も十分理解をされているのかということ。それと、3番目に、この議案が可決した後、譲渡までに約半年間という期間しかないわけですが、私は期間半年しかないと思っておりますが、それでこの法人が十分引き受ける業務に、半年間でできるのかということ、その3点についてお聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

決定になった理由につきましては、副市長の方で答えます。

この決定について、保護者代表の方以外の保護者の方も理解されているのかということでございますが、保護者会を代表して、この2名の方は参加されておりますので、この決定について十分理解さ

れているというふうに認識しております。

それから、残り半年で間に合うのかというようなことですが、このことにつきましては、今後、決定いただきまして、移管法人が法人格設立のための関係資料一式を県の方に提出していただきまして、県の方が審査するわけですが、部長クラスの委員による審査会が開催され、法人格取得が決定されると。昨年の例によりますと、この審査会は11月に開催されているということですが、その後、3月までには認可されるというようなことですので、このような流れに当てはめると、来年4月には間に合うというふうなふうに判断しております。

○副市長（井手南海男君） 移管先決定に至った理由ということですが、選考委員会の中に税理士等の方もございまして、資産や財務状況面の評価についても重要な判断材料ということになりますので、専門分野であるその税理士に分析していただいたところでございます。そのことも踏まえまして、審査をいただきました。ほかに移管後の保育方針とか、現在勤務している嘱託職員の雇用、地域との連携、その他保護者会との協議体制等、もろもろ総合的に判断しまして、その上で保護者代表の納得を得た形で、協議によりまして、全会一致ということで決定したところでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 総合的に判断した結果だということですが、極端に言えば、もう一つの法人につきましては、傾聴ボランティアよりも劣っていたという判断ということによろしいですね。

それとですね、市長の答弁の中で、半年間で法人格等も取得できるから大丈夫だということですが、必要なスタッフの調整といますか、募集といますか、そのような雇用が確実にできるという答えもいただいているわけですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

移管後、スムーズに運営ができるかどうかにつきましては、そこに所属する職員の確保が大前提かというふうに思います。そのような点につきまして、今回、2園提案に至りましたNPOにつきましては、そのことについて保護者の方々も若干懸念をされまして、改めて確認をされたところでございます。そのような上での今回の提案ということになっておりますので、職員の確保については、十分対応できるというふうに考えます。

○副市長（井手南海男君） 先ほど質疑の中で、それではもう一方の方が劣っていたのかという質疑がございました。そのことにつきましては、総合的に判断してその法人を選んだということですが、決してもう一方が劣ったからとか、そういうことではございませんので、申し添えます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） 私は、先ほども若干質疑をさせていただきましたが、私が首長であれば、こういう移管の方法はとらないと。そういうたればということの質疑は何かと思いますが、松山においては、公立の保育所運営にさしたる不満もなく、そして保育所も一生懸命保育に取り組んでおったと。しかし、それが旧志布志町が取り入れていた民間移管という、施設を民間の業者に譲り渡すという形で、その経営に非常に松山町ではなじみが薄いわけです。そういう中で、私はやはりしかし将来的には、民間委託というものは、もうせざるを得ない時代に入ったなあと。であれば、民間委託を例

えば3年ほど実施して、その結果、その内容が保護者若しくは地域、それから多くの行政関係者も含めて、評価がしっかりと出た段階で移管、すなわち譲渡するということならば、まだ理解もできるけれども、私たちにとって、この松山町の最も中心地にある貴重な土地、私よりも木藤議員の方がより詳しいかと思いますが、そこをですね、未経験の方に、もう恐らく後戻りできないような形で譲り渡すということには、非常に住民に対する重い責任を今思っております。そうしたことで、なぜこれほどまでにこの移管という方法にこだわるのか、民間委託という一つの段階を経ることが、なぜとれなかったのかということを考えるわけでありまして。そのことについて、お答えをいただきたいと思っております。

それから、この譲渡の条件の中で、譲り受けた建物を使用する必要がなくなったときは、市に無償で返還をするとなっております。これらは契約上はどのようなになっているか、確実にそれは可能なのか、保育所として使用しないというのは、どういう判断に立ったときに返還が可能なのか、その点をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

松山町の考え方で、そんなふうにはいったんは委託、そして後には移管、そしてまた移譲というようなことの段階的なことを進めるべきであったというようなお話だったところでございますが、私自身は、先ほど例としてお話になりました志布志方式が望ましいなあ、そしてまた志布志方式が順調に運営されているなあというようなことを感じまして、その方式で今回進めさせていただいているところでございます。さらに、そのことにつきまして、今後、移管を受けた法人が、経営が立ち行かなくなるというもおかしいんですが、閉園をするというようなことにつきましては、その登記につきまして、そのような状況が発生した折には、市に返還するというような内容の登記を設定するというようなことでございますので、そのことについての心配はないものというふうに考えます。

○26番（上村 環君） 経営者の経営上の問題、若しくは何か財務的な問題以外の、例えば何かの大きな事件、そういったものの中で資格がないんじゃないかという形になったときに、返還を求めると。返還が可能であるとすれば、何も譲渡という形でなくても、無償貸与でも私は構わないのではないかと思います。なぜ無償貸与ができないのか、その点を説明をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、無償の譲渡とする理由でございますが、移管後の受け入れ先法人の今後の経営を圧迫する要因となる、そしてまた移管先を公募する際、建物の譲渡価格がネックとなりまして、移管先の応募があるかどうか不確定要素となるというような理由から、無償譲渡というふうにしたところでございます。

○福祉課長（津曲兼隆君） ただいまの2点目の件について御説明申し上げます。

無償貸与ということになれば、市の持ち物ということになりますので、維持管理費等もかかってまいります。そういうのを含めて、通常その大きな整備をしなければいけない場合は、国の補助が民間の場合は出ると、市の場合は一般財源の対応をしなければいけないということで、無償譲渡という形をとったところでございます。

○26番（上村 環君） いわゆる保育行政に係る経費の削減、行財政改革ということが最も大きな視点の中で、この民間移管という手法を市長はとられているわけでありまして。しかし、やはり住民、いわゆる保護者が望まないのに、どうしても市の立場上、押し付け的な形で説明会を繰り返しているという印象を保護者からは聞いております。特に、これは問題だなどと思っているのは、民間委託というふうに受け取っておりますが、民間移管ということについて、保護者の多くは理解をしていないのが実状であります。委託というのは、民間にいわゆる経営をゆだねる。しかし、移管というのは、建物の譲渡というのが出てまいりますので、基本的にはもうその経営者を変えることは、よほどのことがなければできないということになります。ですから、我々は極めて慎重にならざるを得ない。そのためであれば、無償の貸与の期間、その間については市が責任をもって見定めるというものも行政の責任としてやっていいのではないかというふうに考えるわけです。とにかく民間移管をして、いわゆる市の持ち出しをなるべく減らすということで、これほど保護者の方々を混乱に巻き込んでいるという市の責任は非常に重いというふうに思っております。貸与について、市長自身、考えることはないかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、移管というようなことでお話をしていることにつきましては、保護者会でも移管で進めますというようなふうに、十分説明しているというふうに認識しております。委託と移管というようなことについては、当初、19年度の説明会等で十分そこら辺については違いを御説明しながら、話を進めてきたというふうに認識しております。そのような中で、保護者の方々に御理解いただいて、今回御提案できたというふうになっております。当然、私どもは、今議員のお話にありましたように、行財政改革の中で取り組む内容というようなことをございます。そして、取り組んでいる先進事例というものを十分見極めさせていただきながら、取り組みをさせていただくということをございますので、この移管というような措置でも何ら問題はないというふうなふうに考えて、このような形の御提案になっているところをございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○9番（迫田正弘君） 違う観点から質疑をしてみたいと思います。

以前、一般質問でも、私、質問をしたわけをございますけれども、民間移管という形で進められるとしますと、市長は行革の一環というふうなとらえ方で、一つの成果としては見えるのかもしれませんが、地域経済に与える影響というのが懸念されるわけをございます。というのは、松山町内における話だけをございますけれども、保育所に物資を納めている商店の方々、非常に民間になった場合には、もう取り引きはないのではないかというようなことで懸念をされておるわけをございます。そういうものがほかのこれまで移管された中であるわけをございます。そういったこともですね、地域に与える経済。例えば、松山は保育所が三つありますけれども、これに食糧費や何などで2,500万円ほどの予算の計上があったわけですね。今年のはちょっと押さえていません。それが一つの商店に流れて、一つというか、それぞれの納入するお店に流れていたわけをございますね。そういったものが少量とはいえ、安定した金額があるというようなことで、支払いができるというふうなふうに話してお

られるわけでございます。そういったものまで考えてのこういったものであればですね、いいわけですが、そういったことまで議論があったものか。

それと、先ほど岩根議員からもちよつと触れられたか分かりませんが、保育士の雇用の問題でございます。以前、民間移管する場合には、引き続き雇用するんだという話がありましたけれども、今回そういう話は出てませんが、仮にそういう話だったとします。この例で、野神保育所の民間移管の際に、園長は職員ですから、当然、配置転換になる。ところが、その当時おられた職員は、現在のところ、皆無ではないかというふうに私は思っています。その時点で、保育園児に与える精神的な影響、それからそういう決定をされたお母さん、お父さん方が、本当に民間移管がよかったんだろうかという危ぐの念をですね、かなり持たれた時期があったやに聞いています。やはりそういったひとつの園児に与える影響というものもかなりありまして、継続雇用という形であっても、公立で働いていた皆さん方は、民間に移管した場合の条件の違いというものなどから、非常に混乱を招く状況があったやに聞きます。そういった問題というものも、今回選定される際においての、いわゆるそういった検討というかですね、あったものか、以上2点についてお伺いいたします。

○福祉課長（津曲兼隆君） まず、1点目の地域経済に及ぼす影響ということで、特に給食食材ということでございます。これにつきましては、公告をした段階で、守っていただく条件としまして、地域の食材については地域でしていただきたいということも条件に加えてございます。努めて地域の、これまで同様、取り組みをしていただきたいと。それから、保護者とのやり取りの中で、保護者の方から法人の方へ、やはり我々がいろんなこの民間移管を進めていく中で、地域の方々とも語ることがあった、その中で特に地域の商店の方々からも、もし民間になったら、我々のこれまでの取り引きというのがどうなるか分からない、そこの不安があるという声も保護者の方々に届いていたようでございます。それを保護者の方々が受けていただく法人の説明会の折に、こういう地域の声もある、そのことについては我々保護者としては、これまで同様、地域の商店の材料を使っていたきたい、そのことを約束していただけますかというやり取りもあった中で、今回、そういうことであればということも含めまして、保護者の方々も御理解をいただいていると思います。

なお、2点目の職員の雇用の問題でございますが、先ほどありましたように、残念ながら、野神保育所につきましては、嘱託職員の方に残っていただけない状況でございました。市長の方も職員の方々に声掛けもしていただき、またその条件が合わないということもありましたので、市長の方から法人の方へ、条件についてはこれまで同様のところからスタートしてほしいと、そこも含めて法人の方の理解をいただいて、再度、嘱託職員の方に説明を申し上げましたけれども、その分については理解がいただけなかった、残っていただけなかったという事実でございました。それを受けまして、法人の方も努力をされて、自分のおおぞら保育所の方からと、それから公立で嘱託でいらっしゃって、野神の方に移るとい希望の方も御自分で探されて、地域の職員の方を集められてスタートをしたような状況でございます。その中では、少しでも不安にならないようにということで、3月に入りましてから、何回かその職員の方々にも入っていただいて、引き継ぎ保育ということを実施しながら、また役員の方々にもそのことを御報告を申し上げて、引き継ぎ保育の中で理解をいただいていますという

ことでスタートに向けた取り組みをしてきたところでもございました。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○30番（福重彰史君） 今の迫田議員の質疑に関連しますけれども、私も平成19年の時だったかと思えますけれども、討論の中で申し上げましたけれども、この私どもの所の保育園の地域の中で果たす役割というものは非常に大きいものがあるんだということを私は申し上げたつもりでおりますが、そのかわりというものが十分分かっていらっしゃるのかということが一つ。それと同時に、今、例えば食材の納入等につきましても、約束を保護者からもそういうことが出て、それはしっかりと約束をなされたというような話もありました。いろんな約束がされたというような話でもございますけれども、それじゃあ具体的にお聞きをしますけれども、その約束のいわゆる期間というものがしっかりとどういう形で示されているのか、それが履行されない場合はどのように対応されるのか、その点につきましても伺いたいと思います。

○福祉課長（津曲兼隆君） これにつきましては、約束の期間というものまでしているものではないかと、これまで同様、引き続き地域のことも考えて、地域の中の一保育所としてあってほしいということもあり、そのことを少なくとも続けていただきたいということのお話はできていると思っております。なお、この判断をいただいた後、これにつきましてはさらに、議会の意向として守っていただきたい事項ということでお話をしていきたいと考えております。

○30番（福重彰史君） そういうふうなですね、いいかげんな答弁をされちゃいけないですよ。約束がされた。どういう約束がされてるんですか。全然されてないわけじゃないですか、それは。約束って、そんなのは約束といわないんですよ。約束というのは、しっかりと書面の中で基づいてやっていくわけじゃないですか。議会側からそういう指摘がなされた、議会を通した後でそういうものはしっかりとやっていくと。そんなものじゃないでしょう。今、あなたたちは議会にこのことを提案されているわけですよ。そして、そういうような約束をなされた。それであれば、その約束というのはどういう形でなされたのか、期間は明記されているのか、履行されなかったときはそれに対してはどういうような対応をされていくのか、当然、あなた方がそういう答弁をされれば、私たちはこういう質疑をしていくわけなんですよ。だから、しっかりとしたいいわゆる議論をしていかなきゃいけない、地域の中で保育園が果たしてきた役割がどれだけ大きかったかということが本当に分かってるのかというところを指摘をせざるを得なくなってくるわけなんですよ。この点について、もう一回、考え方をお聞かせいただきたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、民間の方が地域に入って、公立であった保育所の運営を移管という形でされるということになれば、私自身はその方はかなり地域密着型になっていられるんじゃないかなあというふうに考えるところでございます。少しでもその地域にいる子供を自分の園で預かりたいと。そして、そのことでもって、地域の方々に理解していただきながら運営していくというようなことを基本的に考えられるんじゃないかなあというふうに思います。そのような意味合いから、各民間の保育所につきましては、そういった形の結果が出ているというふうに考えるところでございます。さらに、できれば

他の地区からも自分の園で預かりたいというようなことになろうかというふうに思いますが、そういう観点からしますと、今お話にあったように、地域の方々の経済的な観点につきましては、十分、今課長が申しましたようなことで、その応募の際にそのような形で条件として話があったということについては、そのことが守られていくというふうに認識するところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○18番（木藤茂弘君） 保育園の民間移管の経過について、資料は提出してあるわけなんですけど、今までいろいろと論議がされる中で、市長は、住民の方々の理解を得ながら進めたいということであるわけで、もっともなことだと思うんですが、であるとするならば、この経緯の中でありまして、いわゆる保育所民間移管に伴う説明会、それから市立保育所移管先選考委員会、これをもって住民の方々の理解を得ようとしたのか、別の形で、これらのものについての住民の理解を得ようとした、そういう会合がなされたのか、その点について、1点だけお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お話ししますように、保護者の方々には再三再四、お話を申し上げてきたところでございます。地域の方々につきましては、昨年、公民館長会の方で、今年も若干そのことについては館長会でお話をさせていただいたということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） ちょっと2点だけお願いします。

今回、公告をされたわけですけど、20年度の保育所のいわゆる移管の際と同じ内容の公告というふうに理解をしていいのかというのが1点ですね。

今回、この志布志市の特定非営利活動法人社会教育・福祉促進会、傾聴ボランティア、これは代表者はどちらになってるんですかね。

○福祉課長（津曲兼隆君） 公告の内容でございますが、これにつきましては、保育内容で守っていただきたいことの一部を常任委員会の委員の皆様方からの御意見に基づきまして、1項目削除いたしている項目がございます。

法人の代表者名につきましては、宮田優子さんでございます。

○25番（小園義行君） 昨年いただいた、この20年度の公告の中味ね、その中味はほとんど変わらないということで、委員会でちょっと指摘があったことについて若干削除したりしたということですが、もちろんこの保育所名は当然変わりますけど、ここのそれぞれのですね、中味について、どこが変わったのかですね、ちょっとそれだけ教えてください。

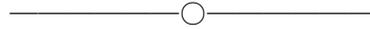
○福祉課長（津曲兼隆君） 保育所移管の1項目目の資格要件の所で、20年度につきましては、市内法人のみでございました。今回は、近隣市町において保育所を運営している者という項目を追加してございます。それから、大きな7の保育所移管の内容及び条件の中の(4)保育内容の所におきまして、宗教的活動については行わないことという1項目を入れてございましたが、そのことについてはあまりにも厳しすぎるのではないかと御意見も含めまして検討して、削除したところでございます。ほかについてはおおむねそのままの条項だと思っております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第79号及び議案第80号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。



日程第9 議案第81号 財産の無償譲渡について

日程第10 議案第82号 財産の無償貸付けについて

○議長（谷口松生君） 日程第9、議案第81号及び日程第10、議案第82号の2件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 一括議題となりました議案第81号及び第82号について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第81号、財産の無償譲渡について説明を申し上げます。

本案は、有明保育所の民間移管に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第82号、財産の無償貸付けについて説明を申し上げます。

本案は、有明保育所の民間移管に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（津曲兼隆君） それでは、議案第81号、補足して説明いたします。

財産の無償譲渡につきましては、有明保育所分でございます。

所在地は志布志市有明町野井倉1182番地9、種別は建物、数量は木造平屋建て1棟、569.57㎡。

評価額でございますが、178万2,983円です。

相手方につきましては、曾於郡大崎町野方6095番地38、社会福祉法人ちびっこ福祉会でございます。

無償返還の譲渡の条件を付しております。

続きまして、議案第82号、財産の無償貸付けでございます。

土地の所在地ですが、志布志市有明町野井倉字前原1182番9、面積は2,835.01㎡。

貸し付けの目的は、児童福祉施設（保育所）用地でございます。

貸し付けの期間としては、平成22年4月1日から平成32年3月31日までの10年間とするものでございます。

相手方につきましては、建物と同様、社会福祉法人ちびっこ福祉会でございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告書が提出されておりますので、まず岩根賢二君の質疑を許可いたします。

○19番（岩根賢二君） 通告をいたしておりました件で質疑をいたします。

まず、81号に関しましては、5法人の応募があったということではありますが、このちびっこ福祉会に決まった理由ですね、決め手になったのは何だったかということ。それと、同様の質疑になりますけれども、保護者会の意向は十分反映をされているのかということ。それともう1点、追加で質疑をいたしますが、相手方法人は所在地が大崎町ということですが、また資料には大崎町から移管を受けて、平成18年から野方保育園を運営しているということですが、この野方保育園の経営状況と申しますか、運営の状況というのは確認をされているのか、またその経営状態についての地域住民の評判はどうであるかということの確認はされているか、その点についてお伺いいたします。

○副市長（井手南海男君） 移管先決定に至った理由はということですが、先ほども申し上げましたとおり、移管後の保育方針とか、嘱託職員の雇用もろもろ、そういうことを総合的に判断した結果の全会一致ということでもあります。そして、保護者の意思につきましても、総意を尊重した結果だということでもあります。

それから、経営状況について、ここでどうこうということではないわけですが、ただ税理士等もいらっしやいまして、当然、選考委員の中にですね、その方もおられまして、資産や財務状況という面での評価についても、十分に審査していただいたということでもあります。

○福祉課長（津曲兼隆君） 3点目の、2番目の地域での評判ということですが、そこにつきましては、確認はしておりません。

○19番（岩根賢二君） 総合的な判断ということですがけれども、今、課長がお答えになった、その評判というのは聞いてないということでしたけれども、やはり、今言ってもしょうがないですけどね、委員会としてはそこら辺の状況も把握する必要があったんじゃないですか。いかがですか。

○副市長（井手南海男君） 選考委員長として、選考委員会の立場として申し上げるわけですが、割合に、当然、結論から申し上げますと、その議論はなかったということですが、選考委員会の役割と申しますか、そこに任された保育所、その保育所の移管先の選考をする、決定するということですが、そのことをもろもろの諸条件の質疑をし、意見を聴取しながら、公平・公正に移管の在り方について議論するということですが、その地域の方を呼んでの意見とか、そこまでは実施しておりません。

以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） 先ほど頂いた市立保育所民間移管の経過なんですけど、これと関連して、この議案について質疑をしたいと思うんですが、いわゆるこの城南、さゆり、有明、蓬原に関して、6月、7月にかけて説明会を行ったと。そして、その後、受託希望法人説明会というのを開いていますね。これは6月29日、5法人参加となっておりますが、これはすべて市内ですよ。分からないですよ、でないと。そういったことも説明しないとですね。この時には5法人が市内で参加をされているという

ことで、ここで一回、当局の方から5法人に対して、民間移管の説明をしたという理解でよろしいと思いますね。その後、先ほど申しあげました4保育所に対して、さゆり保育所で話が順調に進まなかったということで、さゆり保育所がのかされた形で、3保育園に対して公告を出しますよという触れをした流れがありますね。そして、いよいよこの3保育園にいわゆるプレゼンをするという段階で、逆にこの市外の2法人が入ってきての、5法人によるプレゼンに突然なってるという、こういう経緯をもう少し詳しく説明をしていただきたい。

そして、当局といろいろとやり取りをする。電話等で課長等にも状況をお聞きしましたね。忙しかったから、もう電話でお聞きする程度でしかなかったわけですが、そういった中で、いわゆる9月定例議会にこの議案を提案をしていくという状況の流れの中で、おっしゃった経緯の中で、いわゆる今回、NPO法人等も手を挙げられたと。そして、そういった経緯で、どういう選考結果になるかわからないけれども、いわゆる社会福祉法人格を取っていただく、そういう背景にはやはり9月議会が最善であろうという話もされました。それは一方で理解をするわけですが、逆に考えると、先ほど志布志市内で5法人が参加されて、実際のところは3法人が市内に限ってはプレゼンをされている。そこを一回クリアをして、それでいわゆる民間移管の方向がうまくいかなかった場合に、再度、市外へ声を掛けて、そこでプレゼンをやってもらう。その分に関しては、9月議会を経て以降でも、市外に関しては法人格を持っていらっしゃる方々だから、十分間に合うわけですね。そういう手順をなぜ踏めなかったのか。まず市内優先だろうと私は思うんですよ。そこについてお示しをください。

○福祉課長（津曲兼隆君） ただいまのお尋ねでございますが、6月の29日に5法人、市内の方に呼び掛けをいたしました。これにつきましては、社会福祉法人格を持っている団体、それからNPO法人、医療法人に御案内を申しあげて、実施したところでございます。この後、募集公告をかけるわけですが、この段階では先ほど申しあげたように、市外の法人も含めて公募をいたしましたところでございます。これにつきましては、特に市内の法人に6月29日の法人を限らせていただいたのは、社会福祉法人格を持っていない団体が出てきた場合に、事前に今後の社会福祉法人格取得のための説明を早く理解していただかなければならないということもあったために、市内に限定をさせていただいたところでございます。市外につきましては、社会福祉法人格を持っているという所で、実際、保育所を経営している所ということもございましたので、公告の段階で募集を入れてきたということでございました。それに基づきまして公告し、プレゼンを行ってきたところでございました。

○14番（小野広嗣君） 課長、しっかり答弁をしてほしいんですよ、3回しか質疑が許されておられませんのでね。

いわゆる5法人に説明会を行ったと。その説明会の対象となる法人、医療法人も含めてですね、社会福祉法人、その流れはよく分かっております。そして、いわゆる市内優先ということをまず考えていかなきゃいけない。もっと言えば、先ほどの質疑でもありましたね。近隣市町村への拡大というものも少し変えていったという状況がありました。実は、2年前の議論ということは、そのことに対してノーだという議論が大数を占めましたね。そのことを経て、どういう教訓としてなったのかというのを、先ほどの条例改正の時にも質疑をしています。すごく議会にとっても大事な議論ですよ。そう

いった部分をいろんな形で全員協議会で説明をしたと市長も言われますけれども、大事な部分は言われてないじゃないですか。そういった部分、聞いてませんよ、我々は。まずそれが一つ。そのこともしっかり答えてください。

そして、そういう状況の中で、いわゆる公告を10日後ぐらいにされるわけですが、公告の段階で説明会に見えてない市外に関しても、ぼんと声を掛けてるわけですね。そして、公告を行ったと。それを行う前に、まず市内優先、2年前の議論をすればですよ、まず市内で最低でも3社はあったわけですから、結果論からすればですね。その分で公告をやって、しっかりプレゼンを行ってもらって、それでうまくいけばそれでいいでしょうし、それでうまくいかない場合に、市外へやむなく声を掛けていく。それでも9月議会上げられなくても、社会福祉法人格を持っていらっしゃる所であれば間に合うわけですから、そういった2段階でのですね、考え方というのがあってしかるべきだというふうに思うんです。いわゆる2年前の議論が全然教訓になってないんじゃないかというふうに思うわけですね。

それともう一つ、いわゆる当局が、我々が議論をする上で、いわゆるここにも載っています、民間移管の目的の中に。現在、市では保育所に勤務する正規職員は5名、すべて所長で、嘱託職員の勤務により、かろうじて業務を行っている状況にありますというふうになってますね。ですから、この水準以上の質を備えた所に移管をしなければいけないということになってきますね。そのことを2年前も議論しましたね、連合審査の中で。そして、今回上がっているちびっこ福祉会が前回も上がってまして、こういった議論をした時に、連合審査会で、じゃあこのちびっこ福祉会は、正の職員は何名いるんですかと。提出書類が全然なかったですよ。30分ぐらい中断しましたよ。そして、その状況は選考委員会に出されたんですかと言ったら、選考委員会にその状況も出されてないという現実がありましたね。課長は当時の課長ですからね、よく分かっているんじゃないかと思いますが。今回の移管にそういった地元優先という流れを少しはしょって、市外へぼんとまた投げていった。そして、その結果、前と同じ形が出てきた。この途中も甚だ納得できないんですが、結果的に選考委員会で5法人が競って、ここになったと。それはそれでいいでしょう。選考委員会に、当初、市長に言いましたように、2年前の経緯・経過はちゃんと届いているんですかということと言ったら、届いてますと市長はさっき答えていますね。2年前に、このちびっこ保育園の問題で議論された中の一つとしては、この正保育士の数の問題というのは大きな問題だったわけですよ。結局、1名しかいらっしゃらなかった。それでは、市が言っている1名しか正職員がいない状況と何ら変わらないじゃないかという議論も出たわけです。そういった問題も今回、これはクリアをされているんですか。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、募集をする際に、事前に法人の意向調査等をしたところでもございました。その際に、NPOは少し把握しておったところでもございますが、医療法人については、その時点では把握してなかったという状況でもございました。そして、この時点ではまださゆりについても、かなり保護者会の中で議論が分かれておりまして、ひょっとすれば、移管について了とする答えが出るかもしれないという状況であったということがございまして、前回の応募者がなかったというようなことが再び起きたらか

なりきつい状況になるというふうなふうに考えまして、今回、城南、そして有明、蓬原というふうな結果的にはなかったわけですが、その当時の状況がそういった状況だったということで、もしさゆりの方が進むとなれば、そのことについても対応ができればというようなことから、このような措置をとったところでございます。

ちびっこの分につきましては、課長の方で答えます。

○福祉課長（津曲兼隆君） 3番目の職員の水準ということを少しでも上げなければいけないという中で、19年度も連合審査会の中で御議論をいただいたところでもございました。そのことにつきましては、19年度の議会からの意見等を踏まえまして、公告の中味を大幅に、検討、そして内容を変更してきたものでございます。それにつきましては、保育サービスの流れや職員体制の充実ということを含めて、専任の施設長、主任保育士、保育士等に条件を付しまして、何年以上の者について職員の設置をしていただきたいというこの公告内容を踏まえて、それが対応できるということを前提として募集に応じていただいたものと、我々は考えているところであります。

○14番（小野広嗣君） 少しですよ、議会での議論というのを本当に大事に受け止めてほしいなあというふうに思うわけですよ。いわゆるこの市内か市外かという議論というのは、すごく大事な、大分を占めた議論でしたよ、2年前の議論の中でね。そして、いわゆるこの保育所が駄目とか、そういうことじゃないんですよ。一生懸命頑張っていらっしゃると思う。ただ、当局の提案という観点から見たときに、いわゆる臨時職員で頑張っていらっしゃる人もいっぱいいらっしゃいます。責任を担って頑張ってる。ただ、当局が話をする段階で、正職、そしてすべて園長クラスが今五つですね。5人が正職で、これでは公的保育の維持は難しいという議論をする以上、民間に求める場合、そういった水準以上のいわゆる臨時職員、正職員の整備状況というのが求められるじゃないですか。そして、そのことだけが理由ではないけれども、前回、2年前、議会がいろんな角度から議論をして、ノーを突き付けたわけですよ。そのことを、例えば、多分、当局は足を運ばれて、選考委員会ではこうなりましたけど、議会でこういった意見が出まして、こうなりましたと、報告してるでしょう。そういったものを受けて、どう、この法人を含めてですよ、当時の法人、今回上がってなくても、いろんな法人の方々がこの2年間、努力を重ねて、また質の向上を目指すために正職員を増やすなり努力をされたか、そういった経緯を見るのが選考委員会じゃないですか。引き継がれてれば、そこも見るとは、選考委員会は。今の課長の答弁では、努力をされるものだと思いますと、公告のハードルを少し高くしましたので、そこに挑戦していただきたい。挑戦された以上、努力されるものとみなしますと、そういう言い方でしょう。そうじゃなくて、今回募集する以前に、公告を受ける以前に、そういう意思があるのであれば、しっかり調整をして、正職者も3名、4名に増えて、園の整備もして臨むのが、大事な子供を預かろうとする姿勢じゃないかと、僕はそう思います。そういった部分に対する選考委員会で十分な審議がなされたのかなというふうに思っていますけど、その観点での審議がしっかりなされたのか。

そして、やはり条例の時にもお話をしましたけれども、市長、民間移管という観点で議論しては、すけれども、あくまでも保育所で働く先生方、保護者、そしてそこでの児童、こういったところにし

っかり目を配ってですね、民間移管を行っていくというのが一方側にありますけれども、市の財産の無償譲渡となってくると、そこだけを相手にしての話じゃないんですよ。市の財産ということは、市民すべての財産でもあるんです。それを努力に努力を重ねた結果、市外だということであれば、いくら理解もできますけれども、ここで見てくださいよ。城南保育所、受託申出法人、2法人ですよ。2法人で1法人に決まったんです、結果論ですけどね。蓬原保育所は1法人。選択肢を増やすために市外へ広げたと言われても1法人ですよ。選択の余地ないですよ、ここの保護者は。それでもここでこうやって上がってくる。これがどうだこうだじゃないんですが、であれば、有明保育所に関しても、まず地元でやっても三つの法人でちゃんと競合できたわけでしょう。そこを経て、なおかつ厳しかったときに、市外という段取りをとるべきではなかったのか、そのことに対する反省はないのかということですか。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、法人の意向調査等をした折に、市内の社会福祉法人で移管をしようという意欲のある所につきましては、1園しかなかったと。そしてまた、NPOが別途あったと。そして、医療法人については把握してなかったという状況でございました。そのような状況の中で、有明、蓬原、そして城南という所が、保護者の方々が移管オーケーという結果を出していただいたと。そしてまた、さゆりについては、非常に微妙な状況であったというようなことでございまして、そのことでもって募集をするとすれば、昨年、さゆりがせっかく保護者の方々の御理解をいただいた状況だったのに、また再び同じような結果になる可能性があるというようなことで、枠を広げて公募をしたというようなことでございます。そのことにつきましては、19年の結果につきましては、十分反省して、そしていかにすべきかということをお慮した結果ということでございますので、御理解いただきたいと思います。

○副市長（井手南海男君） 選考委員会の中で、いわゆる資格者の職員が何名いるかということについての議論はなかったかという質疑でございましたが、この審査にあたりましては、基準項目、6項目ほどございますが、法人の運営状況、経営に対する習熟度、整備計画もろもろ、6点ほどございます。総合的な審査ということで、総合的に審査を行ったわけですが、そのお話になった点については、特に議論はなかったということでございます。

○14番（小野広嗣君） だから、先程来、再三言ってるように、2年前のいわゆる議案上程、そして連合審査会、そして文教厚生委員会に返された後の議論、それをもつての委員長報告等々あるわけですね。そして、先ほど申し述べましたような、いわゆる移管先に対する大事な議論というのがあったわけですよ。そのことがしつかり、いわゆる移管先にも2年前に伝わって、そのことを重大に受け止められて、どのようにその後取り組んでこられたのか、それは向こうの問題です、あくまでも。しかし、こちら選考する側は、その視点というのを抜いての議論というのは、議論がなかったというのはおかしいでしょう。そのことで相当、連合審査会でもめて紛糾したわけですよ。そういった視点というのが引き継がれてないという問題を僕は指摘をしているんですよ。どうですか、市長。最後にそのことに対して答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘がありました点につきまして、十分調査がされてなかったということにつきましては、誠に申し訳なかったというふうに思っています。課長の方で答弁いたしましたように、そのような要件については、様々な条件につきまして確認をしながら選考委員会がされたということでありますので、今後はそのことについてきっちり担保されるというふうに理解するところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○27番（鬼塚弘文君） 大方質疑が出ましたのでダブるかと思えますけれども、基本的なことを1点だけ確認をさせていただきたいと思えます。

あくまでも無償譲渡、市民の財産を無償で譲り渡すわけですね。よって、去年、おととしのあの事件からずっと、やはり市民の財産だもんなど、できるのであれば市内の方にとというのが私は基本だろうと思うんです。それを飛び越えてまでも、市外に無償で譲渡をせざるを得ないという、これが市民に果たして理解できるかなあと、こう思うからであります。と申しますのは、今、私どもの地域でも、旧志布志町でありましたけれども、保育所の民間移管ということで、かなり議論をさせていただきました。最終的にはすべての保育所を移管をしていったわけでありますけれども、私の近くの保育所なんて、かなりのにぎわい。近くに小学校がありますけれども、小学校の運動会よりも保育所の運動会の方がにぎやか。文化祭も保育所でできずに、志布志の文化センター。テレビ報道もかなり入って、今も15日までの報道が入っていますよ。こういう保育所もあるのに、あえて市外の保育所に譲り渡していかなければならない背景が見えない。どうですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員の地域の保育所については、私も十分理解しているところでございます。一方、別の形で独自の経営をされているという所についても理解をしているところでございます。そのようなことで、公立の保育所の移管については、一法人が3園までというようなことで、条件を付けて今回するところでございますが、その中で、先ほども言いましたように、さらに新たに公立の保育所を運営したいということの意向調査について行ったところ、1園しかなかったというようなことであったわけでございます。そのようなことから、私どもとしましては、先ほども言いましたように、保護者会の方々、地域の方々が理解していただいている移管について、前進させるために、この保育所移管については、隣接する市町に範囲を広げて公募をするというような形で、その中から応募があった場合に、市の財産として受け継いでいただくということになるわけでございますので、無償の譲渡につきましては、先ほども言いましたように、譲渡の理由があるわけでございますが、土地については貸し付けというような形で対応させていただきながら、移管を進めるということでしたところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号及び議案第82号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第11 議案第83号 財産の無償譲渡について

日程第12 議案第84号 財産の無償貸付けについて

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第83号及び日程第12、議案第84号の2件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 一括議題となりました議案第83号及び第84号について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第83号、財産の無償譲渡について説明を申し上げます。

本案は、蓬原保育所の民間移管に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第84号、財産の無償貸付けについて説明を申し上げます。

本案は、蓬原保育所の民間移管に伴い、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、財産を無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉課長（津曲兼隆君） それでは、議案第83号・84号について、補足して説明を申し上げます。

議案第83号、財産の無償譲渡については、蓬原保育所分でございます。

所在地は志布志市有明町蓬原813番地3、種別は建物、数量は木造平屋建て2棟、295.10㎡。

評価額でございますが、256万8,605円です。

相手方につきましては、鹿児島県志布志市志布志町志布志571番地2、特定非営利活動法人社会教育・福祉促進会、傾聴ボランティアでございます。

無償返還の譲渡の条件を付しております。

議案第84号、財産の無償貸付けでございます。

土地の所在地ですが、志布志市有明町蓬原字上大園813番3、1,997.65㎡。

貸し付けの目的は、児童福祉施設（保育所）用地でございます。

貸し付けの期間としては、平成22年4月1日から平成32年3月31日までの10年間とするものでございます。

相手方につきましては、建物と同様、特定非営利活動法人社会教育・福祉促進会、傾聴ボランティアでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

会議規則第53条の規定により、岩根賢二君から発言通告書が提出されておりますので、まず岩根賢二君の質疑を許可いたします。

○19番（岩根賢二君） 先ほど、小野議員の質疑の中にも若干出てまいりましたけれども、この蓬原

保育所につきましては、応募が1法人のみであったということでございます。このことについて、保護者の理解は十分得られているのかという質疑になるわけですが、選考委員会の中でですね、例えば保護者の方から、この選択の余地がないということについて、何か不満の声というものはないのか。そして、逆にこの傾聴ボランティアにお願いしたいということだったのか、その辺についてお答えをお願いいたします。

○副市長（井手南海男君） ただいまの質疑にお答えします。

特に不満はございませんでした。傾聴ボランティアを可とする結論でございました。

以上でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） ここに係る質疑だけではないわけですが、先ほど市長がいろいろと質疑する答弁の中で、いわゆる市外へ広げた背景の中に、一つは選択肢を広げるという意味もあったんだろうと思いますね。その経過について納得ができないという議論をさせてもらったわけですが、結果的に城南が2法人で、有明が市外を入れて5法人、そして今この議論されている蓬原が1法人になったということですが、例えば、今回、地元であります法人、純真福祉会、ここも名を連ねているわけですが、結果として、私が聞き及んだところによりますと、民間移管を受託できる件数というのは3園に限るということになっていますので、ここは今2園受託しておりますので、民間移管を受けておりますので、あと1園ということになりますね。その段階で当局が純真福祉会に見えて、見えてというか、お話をされた中で、あと1園ですので、1か所に絞って申請をしてくださいというふうに申し述べてきたというふうに伺っています。そうすると、いわゆる市長が言う選択肢、これ、1個絞って、そこではじかれれば、そこはもうそれで終わりですが、ほかは重複して、いわゆる申し込みをされていますね。自ら、いわゆるこの選択肢を狭める結果になった。その結果が例えばこういう蓬原という問題、あるいは城南で2保育園という結果につながったのではないのかという思いもするんですが、そこに関してはどうですか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 応募につきましては、今おっしゃったとおり、1法人につき、移管を受けた所を含めて3園までとするということで、純真福祉会さんにつきましては、残り1法人ということであったわけです。今回、NPO法人さんにつきましては、どこもまだ受けていらっしゃらないということで、複数されてきたということでございます。そういうことを含めて、その条件に沿った形での応募をしていただいたということになっております。

○14番（小野広嗣君） 基本的にですよ、そういった理解が一方でできますね。もう一方では、例えば今回の3保育園のうち2保育園に手を挙げたとしますね。それで、2保育園とも選考でかなったとしますね。その場合は、1保育園しかできないわけですから、そこは辞退するという方法だってあるわけですよ、考え方としては。そういう選択ができない状態で、1保育園だけ希望してくださいと言われて困ったという話も聞いているわけですよ。そういう縛りというのはどの段階で進んでいったのかというのは、そこは僕もよく見えてないし、聞いてもないわけですので、そこを少し。そういう縛りを掛けずに、一応希望としては出して、結果の段階で調整はできるわけだから、そうしていくと、

いわゆる市長が言われる選択肢、地元内における選択肢というのはもっと広がっているのに、自分から、自分で選択肢を行政の側が締めてるといふふうに僕は思うんですが、そこらは、市長、どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そういった申し込みの方法、応募の方法もあろうかというふうに思いますが、仮にそのようなことで、あと1施設しか受託できない法人が3園とも仮にオーケーということになれば、2位あるいはまた3位を選考しなきゃならないというようなことになろうかというふうに思います。そういったときに、その中で保護者の方々がそれをまた了とされるのかどうかという問題もあろうかというふうに考えます。そのようなことを考えると、通常、こういった形で1園に限定して応募していただけないですかという形になったのではないかなというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） このことは、考え方の相違でしょうし、市長が本当に地元を中心にして考えて、選択肢を広げるという観点であれば、私が今申し上げたような視点があってもよかったのではないかと、もうこれは結果論ですけどね、いう気がすごくするものですから質疑をいたしました。

もう1点、この蓬原保育園の今度は移管の問題に関して言いますと、選択肢が結果的には狭まったということですが、それを地元の方も了とされたというのが、今、副市長の答弁であります。それはそれとして理解をするわけですが、この蓬原保育園の問題は、先ほどの松山の問題も含めて、いわゆる将来的なことを考えたときに、例えば野神保育所、あるいは有明保育所、いわゆるそこが一緒になって存続を考えていく方向もあるんじゃないのかと、そういう議論もあるわけですね。そういった議論を経て、結果的には蓬原単独で提案をするという経緯、ここを、将来のこともありますのでね。そこから、結論に至った状況をお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

蓬原に限らず、松山地域もそうですが、少子化というようなことが大きな課題であるわけでございまして、その地域の保育児が確保できるか、定員どおり確保できるかということについては、十分調査をしたところでございます。しばらくの間はまだ現在の保育園で保育園の運営をするというような前提で、その地域には対象とする子供がいるというような結論が得られましたので、ただいま提案するような形になったということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） この蓬原保育所ですけども、現在のですね、入所されている児童の数、いくらですかね。

○福祉課長（津曲兼隆君） 9月1日現在で45名です。

定員45名に対しまして、41名でございます。失礼しました。

○25番（小園義行君） 41名ですね。少しお聞かせをください。

今回、民間移管ということで提案になってるんですけど、20年度の状況だとですね、これ、半分以下の約25名ぐらいしかなかったわけですね。今回、当然、公立として努力されたんでしょう。それだけの入所者が増えたという原因ですね、これ、少しお聞かせをくださいということが1点です。

それと、この条例定数の見直しというのを、これまで2回ほどですか、議案が提案される中で議論しました。それは経営をする側からしたときに、保育単価の関係で、条例定数が多いままで入所者が少ないということになると、勢い志布志町地域の田之浦保育所と同じようにですね、大変厳しい結果が待ってるというようなことが考えられるわけですね。そういった意味で、これから先、この蓬原保育所がこの条例定数45で経営的に大丈夫だというような、向こう6年、7年、これは10年間の無償貸し付け等々がありますのでね、そういったものがしっかりと見通しとしてあるのかですね、そこについての答弁を求めます。

○福祉課長（津曲兼隆君） 後段の方からですが、今後、先ほど市長が申しましたように、10年ほどは大丈夫ではないかと我々は判断しております。

なお、20年度と比べれば、多少、入所者数が伸びてきているということでございますが、これにつきましてはちょっと、分析についてはお時間をいただきたいと思います。

○25番（小園義行君） 時間がないから聞いているわけですよ、提案をされてるからね。昨年から約20名ほど増えているわけでしょう。これ、何かの原因がないと、こんなに増えないわけですよ。それは昨年の審議の中でも、そういったことをお聞きしましたね。21年度にそんなに増えるということは考えられないという状況があって、いろんなこと、19年度からの議論の経過があるわけですね。今、課長の答弁で、もう条例定数いっぱいだよというようなことですのでね、そういったものがどういったことでそういうふうになっているのか、そこをちょっとお聞かせをくださいということですよ。

○福祉課長（津曲兼隆君） 申し訳ありません。

現在、増えてきた状況ということですが、共働き世帯が増えている状況があるということでございます。

○議長（谷口松生君） 25番、小園義行君、特に許可します。4回目です。

○25番（小園義行君） じゃあそういうことでいくと、これから先ですね、それぞれの保育所、公立がなくなっていくわけですけど、民間になったとしても、約1割ぐらいの定員増しというようなことで、待機児童、そういったものが発生する心配はないよというふうに理解をするところですが、今回、この3園ほど、仮にこれが通った際にですね、残りの2園ですか、ここについても大変苦勞しながら皆さん方はやっておられるわけですが、今、向こう10年間大丈夫だということでしたので、併せてですね、委員会等にはその資料等も提出をお願いをしておきたいと思います。議長の方によろしく願います。

○福祉課長（津曲兼隆君） 資料については、準備したいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○26番（上村 環君） ただいまの小園議員の質疑に関連をいたします。

今回、1福祉法人が二つ目の移管に申し込みをされている議案であります。このことは、現在、安楽の保育園の経営者が田之浦保育所も同時に移管を受けられて、現在は休園をされていると伺っております。保育園として使用しなくなったときには市に無償で返還をするというのは、旧志布志町も同じような条項であるのかということと、それから、現在どのように保育所の適正な維持管理をされて

いるのか。またもう1点は、じゃあ当地区において、何名ぐらい見込みが立ったら再開をされるお考えなのか、そここのところの確認は常にされているのか、若しくは今後、地域の様々なこの保育所を含む地域の振興に伴う活用等を考えたときに、いつまでもこのままの状態、休園でおくのを黙認されるのか。これは直接、この蓬原保育所と関係ありませんが、将来懸念されることとして考えましたので、当局の考え方をお聞きいたします。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

午後3時20分 休憩

午後3時22分 再開

○議長（谷口松生君） 再開します。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

休園の田之浦保育所の管理については、現在、受託しておられる法人が管理しておられるわけですが、何名になったら再開するのかということについては、現在、検討していない状況でございます。そしてまた、今後のこの活用についても検討していないという状況でございます。現在、管理をお願いしている事業者と協議を重ねながら、検討していきたいというふうに考えます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第83号及び議案第84号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

ここで40分まで休憩いたします。

午後3時23分 休憩

午後3時40分 再開

日程第13 議案第71号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

（宮田慶一郎君 入場）

○議長（谷口松生君） 再開いたします。

日程第13、議案第71号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係

る出産育児一時金の額に関する経過措置を定めるものであります。

内容につきましては、第4条の民法の法律番号を「明治29年法律第89号」に改め、附則に平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置として、第6条の規定の適用については、同条第1号中「35万円」とあるのは「39万円」とする規定を加えるものであります。

なお、この条例は、関係政令の施行日の日と同じく、平成21年10月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） ちょっとすみません。教えてください。

この古いやつが明治31年と、新しいやつから古い方に法律のそこに規定すると変わってるわけですが、逆なら理解するんですけど、古い方によって今回提案ということで、少しその経過を、中味を教えてください。

○保健課長（木佐貫一也君） ただいまの御質疑についてですが、今回の改正に伴いまして条例を精査していましたところ、通常、法律関係を特定する法令番号という、この部分について、誤りがあったと。今、御質疑にあったように、古い、新しいという以前の問題でございまして、大変申し訳なかったんですが、法令の特定する番号が誤っていたということで、今回改正に合わせまして文言という形で訂正をお願いするところがございます。

以上です。

○25番（小園義行君） ということは、この国民健康保険条例のですよ、被保険者としめない者というのは、これまではこの誤った31年という、ここでずっとこの間やってきたということの理解としていいんですね。

○保健課長（木佐貫一也君） 法令についての特定という意味では、今、御指摘のあったとおりですが、当然、内容につきましては、各政令、法律を受けての各市町村の条例を制定することになっておりますので、そこは文言の訂正ということで御理解していただければ幸いと考えております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第14 議案第72号 志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第72号、志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第72号、志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、公有財産台帳整備に伴う農村広場施設の調査の成果に基づき、志布志市内之倉農村広場の代表地番を変更するため、同農村広場の位置する番地を改めるとともに、他の公の施設に係る条例との整合を図るため、規定の整理を行うものであります。

内容につきましては、第1条の字句を整理し、第2条の表中、志布志市内之倉農村広場の位置を「志布志市志布志町内之倉3452番地3」に改め、第3条以降の規定を他の公の施設に係る条例の規定と統一するため、条文を整理するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第72号は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。

日程第15、議案第73号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第15 議案第73号 志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第73号、志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号、志布志市やっちくふるさと村条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、公有財産台帳整備に伴う志布志市やっちくふるさと村施設の調査の成果に基づき、志布志市やっちくふるさと村の代表地番を変更するため、志布志市やっちくふるさと村の位置する番地を改めるものであります。

内容につきましては、第2条の表中、志布志市やっちくふるさと村の位置を「志布志市松山町新橋1520番地」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

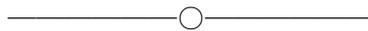
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第73号は、原案のとおり決定することに御異議ありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。



日程第16 議案第74号 志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第74号、志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由を説明申し上げます。

議案第74号、志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、公有財産台帳整備に伴う農村研修センター施設の調査の成果に基づき、森山地区生活改善研修センターの代表地番を変更するため、当該農村研修センターの位置する番地を改めるとともに、他の公の施設に係る過料の取り扱いとの整合を図るため、規定の整理を行うものであります。

内容につきましては、第2条の表中、森山地区生活改善研修センターの位置を「志布志市志布志町内之倉1692番地5」に改め、第6条第2項の字句の整理をし、第14条に、他の公の施設に係る過料の取り扱いと統一するため、詐欺その他不正の行為に係る過料規定を加えるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

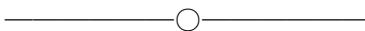
○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第74号は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

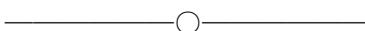


○議長（谷口松生君） お諮りします。

日程第17、議案第75号及び日程第18、議案第76号の2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号及び議案第76号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第17 議案第75号 志布志市有明開田の里公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第75号、志布志市有明開田の里公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第75号、志布志市有明開田の里公園条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、公有財産台帳整備に伴う公園施設の調査の成果に基づき、有明開田の里公園の代表地番を変更するため、同公園の位置する番地を改めるものであります。

内容につきましては、第2条の表中、有明開田の里公園の位置を「志布志市有明町野井倉1489番地1」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

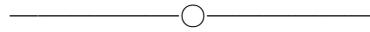
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第75号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。



日程第18 議案第76号 志布志市有明農業歴史資料館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第18、議案第76号、志布志市有明農業歴史資料館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第76号、志布志市有明農業歴史資料館条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、公有財産台帳整備に伴う有明農業歴史資料館施設の調査の成果に基づき、有明農業歴史資料館の代表地番を変更するため、有明農業歴史資料館の位置する番地を改めるものであります。

内容につきましては、第2条の表中、有明開田の里公園の位置を「志布志市有明町野井倉1489番地1」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

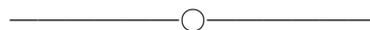
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第76号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。



日程第19 議案第77号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について

○議長（谷口松生君） 日程第19、議案第77号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第77号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について説明申し上げます。

本案は、宮崎県都城市と定住自立圏の形成に関する協定を締結するため、志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（溝口敏久君） 議案第77号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について、補足して説明申し上げます。

定住自立圏の形成に関する協定書をお開きいただきたいと思います。

第1条から第7条までの条文がありますが、ここで規定しております内容は、定住自立圏構想推進要綱の中で、定住自立圏形成協定に規定する事項として、市町村の名称、目的、基本方針、連携する具体的事項等を規定するようになっておりますので、要綱に沿って規定しているところであります。

この協定は、都城市と定住自立圏の形成に関し協定を結ぶものであります。議案には都城市の前に宮崎県が付してありますが、協定書につきましては、都城市と同じものを作成しなければならないことから、入っていないところでございます。

それでは、第1条を御覧いただきたいと思います。第1条では目的を規定していますが、都城市と志布志市が連携して、安心して暮らせる圏域を形成することを理念としています。

第2条では、基本方針として、第3条で定める政策分野において、お互いに役割分担をして、協力・連携することを規定しています。

第3条では、連携する具体的事項として、連携して取り組む政策分野とその取り組みの内容及び都城市の役割と志布志市の役割を規定しています。

(1)でございますが、生活機能の強化に係る政策分野については、広域救急医療及び地域高規格道路、都城志布志道路を生かした産業振興。

2番目に、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野については、都城志布志道路を中心とした交通インフラの整備及び圏域内外の住民との交流と観光の推進、定住促進を図ります。

(3)でございますが、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野として、行政人材の育成、地域活動人材の育成及び活動支援体制の整備、民間人材の育成及び推進体制の整備を図ります。

詳細につきましては、説明資料の19ページから21ページに記載しておりますので、各自御覧いただきたいと思っております。

協定書に戻りまして、第4条は、連携、協力及び費用負担について規定しております。

第5条は、規定の変更について、議会の議決が必要であることを規定しております。

第6条は、協定の廃止について規定しており、廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとして、その通告があった日から起算して2年を経過した日に協定の効力を失うこととしております。

第7条は、疑義があった場合の決定について規定しています。

以上で、議案第77号の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○26番（上村 環君） この定住自立圏構想に伴う協定に参加しようと、協定を締結しようという議案ですが、協定に参加することのメリットとデメリットというものを分かりやすく説明をお願いいたします。

次に、この圏域にあることで、特別交付税が交付されるということですが、その額の見通し、そして今後何か年、どの程度の額が交付されるのかお伺いをいたします。

次に、この定住自立圏構想の目的として、すべての市町村に同様の施設を整備するのではなく、中心市のインフラ整備を重点的に行うこととし、周辺市町はそれを支援をするというようなことがうたわれております。その中心市となる町のインフラ整備のために、我が市が負担しなければならない予算というものはどのように検討をされているのかお伺いをいたします。

また、この中で都城の医師会病院の都城インター付近への移動も検討がされているということですが、これは我が地域の住民にとっては、医療の後退になるのではないかという危惧を持っております。それに関して、どのような対応をとられるのか、この都城インター付近への移動がなぜ我が市にとってメリットとなるのか、協定を締結されるのか、その理由をお聞きいたします。

最後に、今回、鹿屋市及び都城市の両市から声が掛かり、そして重複する形で協定を締結しようとしております。このことは、見方を変えますと、中核国際港湾志布志港を持つ我が志布志市が非常に魅力のある所であるということでもあります。人口5万人以上の要件を持たないと中心市になれないということですが、やはり志布志市が将来中心市となって圏域を形成するんだと、そのことが市の長期振興計画及びまちづくりの方向にも合致しているのではないかと考えております。ゆえに、拙速に鹿屋市、都城市の誘いに乗る必要があるのかということを考えてみますが、今回、参加しなければ、今後のこの自立圏構想には参加できないということなのか、その点をお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まずはじめに、メリット・デメリットというようなことについてのお尋ねでございますが、定住自立圏構想につきましては、今回、総務省の方がお示しされまして、中心市ないしは周辺市と、それぞれ協定を締結して、そしてその中心市が周辺市とともに、協定によって有機的に連携して、定住のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保しようということで、自立のための経済基盤や地域の誇りを培って、全体として魅力のある地域を形成していくんだというようなことでございます。

そのような意味合いから、私どもの地域は今回、都城市と鹿屋市と定住自立圏構想についての締結を求められているということですが、それぞれ今お話があったように、最後の御質疑があったように、志布志市には志布志港があるというようなことで、どちらの市にとっても魅力のある締結すべき相手方というふうに考えていただいているというふうに認識しているところでございます。そのような意味合いから、私どもの町は、従来この都城市とは南九州地域の圏で協議会を設置しております。その圏域内の諸事業について、推進協力体制をとってきているところでございます。そしてまた、鹿屋につきましては、鹿屋を中心とする4市5町で大隅地域の開発期成会なるものを結成いたしまして、その団体で地域の課題を出し合って、振興に努めてきているところでございます。

そのような流れの中で、今回、具体的に取り組もうとする内容を提示していただきまして、定住自立圏構想というような形で取り組みをするということでございますので、従来からそれぞれの圏域で課題としてきたものを、具体的に今回推進するんだよというようなことになったということで、そのような形で私どもは協定に参加しようというようなふうを考えているところでございます。

そして、その協定に伴いまして、交付税措置があるということでございますが、中心市につきましては、1市当たり年間4,000万円程度、周辺市につきましては、1市町当たり年間1,000万円程度を基本に特別交付税が措置されるということでございまして、基金として23年度までに、この圏域の取り組みに充当されるということになっております。ということで、鹿屋市では約1億6,000万円、都城市では2億2,000万円が交付されるということになっております。

そして、またその整備に伴う負担につきましては、それぞれ締結する内容によって違うわけですが、例えば医療機関でございます、都城市と締結しようとするこの内容につきまして、都城市が今後、都城市郡医師会病院の移転をするということにつきましては、都城市の方で施設整備については負担するというような内容になっております。

また、鹿屋市と取り組もうとする夜間救急医療センターにつきましても、鹿屋の方で整備につきましては負担するということになっております。

ということで、この都城圏域との定住自立圏構想につきましては、その都城医師会病院の移転というものがその項目の一つとしてなっているわけですが、この都城医師会病院につきましては、インターチェンジの付近に今後移転するというような構想になっているところでございます。この都城市郡医師会病院の移転につきましては、高次の地域医療を25年近く支え続けてきました施設でございまして、この施設及び設備の老朽化に対処するため、平成16年ごろから移転の検討が進められてきたということでありまして、移転にあたっては、広域化する救急医療のニーズに対しまして適切に対応していくことを念頭に、また合併した都城市の均衡ある発展に資するということがありまして、交通アクセスに優れた都城インターチェンジ付近へ移転をしたいということでございまして、都城市北諸県郡の医師会とも検討していると。そしてまた、この定住自立圏構想に基づきます協議会の中でも、曾於地区の医師会の、参加をしまして、協議をしているということでございます。

そのようなことで、この病院の移転が私どもの地域にとりまして、デメリットにならないというような形の移転というものを求めていくことは当然でございますので、このことにつきましては、十分私どもの地域の医療にとりましても、メリットになるような形にしていくようにしたいというふうに思います。そのようなことから、この病院の移転については、様々な議論が出てきているところでございますが、インターチェンジ付近に設置することによりまして、この地域の二次医療体制が充実されると。現在、地域の医療ということにつきましては、医師の確保というものが最大の懸案事項になっているわけですが、その懸案事項になっていることにつきまして、インターチェンジ付近に開設することによりまして、その医師不足の解消が図られるというようなことが前提になっておりまして、移転をするということで、かなりの二次医療の診療科目が順調に運営できるというようなことが前提になっております。そのようなことで、私どもの地域の医療につきましても、十分メリット

であるというふうに考えるところでございます。

そして、最後にお尋ねになりました、どちらからも締結を求められているということで、私ども志布志市自体がまさしく5万人を超える地域でありましたら、定住自立圏構想の中心市というふうになれたのにということにつきましては、本当に残念だなあというふうに思うところでございます。しかしながら、このことにつきましては、今後もこの志布志港を中心とした南九州地域全体の振興ということに、この定住自立圏構想を締結することがつながってくると。その中心市になる流れが高まってくるというふうに私自身は認識しているところでございますので、この定住自立圏構想の御提案を申し上げるところでございます。

○26番（上村 環君） メリット・デメリットについては、まだ深い検討がされていないという印象を持ちました。

今回、政権交代がありました。今後、どのように地方政治が変わっていくのかということも非常に関心の持たれるところであります。市町村合併の時の合併の人口要件も、その進ちょくの状況を見ながら、要件というのは見直しをされてきました。その中で、今回、この協定を締結しますと、中心市となる所は非常にメリットが多いわけです。あちこちの市町に同じようなものは今後造らないよと、中心市に重点的に整備するよと、あと周辺地域は既存の施設を有効に活用して、そしてネットワークにより、それらを活用するということでありますので、まだ合併して4年もたたない中で、次の広域市町村圏の中で、私はこのことを安易に参加すると、格差が一層増大することになるのではないかと懸念を持っているわけです。

市長は、ただいまの救急病院についても、病院としての機能が充実することがメリットだと言いますが、やはり救急の性格上、時間を要するものであります。そう考えますと、現在、今回同僚議員が一般質問で通告をしておりますが、曾於郡医師会立病院も極めて厳しい経営状況にあります。今後、いつまで存続ができるのかなという状況にもあると私は思っておりますが、医療のそういった施設すら充実しない所に、人が本当に定住が促進するだろうか。やはり、そういった安心できる、そして雇用の場がある、生活の場があるという所こそ、人口は増加の期待感があるわけでありまして。周辺地域に甘んじるような協定に安易に参加してはならないのではないかと。将来的にも参加しないということではなくて、もっともっと論議を尽くして、例えばですね、この協定の中に志布志港の活用について、今後、この協定を結べば、更にこれが活用が図られるというようなことも書いてあります。私は、この協定をするしないにかかわらず、このことは何もさしたる成果が、目覚ましい成果が上がるとは思わないわけですが、この1点だけでもですね、協定により、志布志港の活用にどのような成果が見込まれるとお考えなのか。そして、地域医療の後退にはならない、メリットになるんだという医療に対する考え方は、私はちょっと納得できないのであります。その2点について、再度伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしたと思うんですが、私どもの地域は、広域的に地域の課題について取り組みをしている圏域が二つあるということでございます。そしてまた、その中で都城を中心とする南九州地域

につきましては、特に志布志港の振興、そしてその志布志港の振興を果たすための都城志布志道路の整備については、取り組むということで、それを毎年、関係機関に要望として上げているというようなことをございます。

今回、定住自立圏構想によりまして、そのことが更にこの地域での最大の課題であるということが明確になったのではなかろうかなというふうに私自身は考えるところでございます。

少しお話がありましたように、政権交代ということで、今後こういった事業について、今後の流れがどういったふうになるかということにつきましては、いまだ明確でないところでございますが、現段階では、昨年度から説明があります、この定住自立圏構想について、昨年度から、そして今年度につきまして、具体的に進んでいるというようなことをございますので、この構想に基づいた形の地域振興を図っていきたいというふうに考えるところでございます。

そして、医師会病院の移転につきましても、やはり現段階でも非常に厳しい状況が続いているということでございます。それは医師不足というようなことが大きな原因というようなことをございますので、お医者さんがどのような形の病院だったら勤務体制がとれるのかというような意向等も把握されて、医師会病院の移転というようなものが考えられたというふうに理解しているところでございます。そのようなことで、場所としましてはインターチェンジ付近になるわけでございますが、インターチェンジ付近は、私どもの地域からも都城志布志道路がきっちり整備されますと、今よりも利便性は高くなり、地域の医療を支える力というものが十分増してくるというふうに考えるところでございます。

○26番（上村 環君） 市長の答弁には根拠がありません。私はそう受け取ります。やはり、今言われることは、志布志市が持っている長期振興計画そのものを言われているにすぎないと、私は思っております。

この定住自立圏構想は、約2年前に福田総理が提唱されて、そして現在の形になってきております。それにいち早く鹿屋市、そして都城市が手を挙げて、この今の動きにつながっております。当然、鹿屋市、都城市が中心市に指定されれば、これは大きなメリットであり、住民にも大変なプラスであります。しかし、周辺市としてそれを甘んじて受けることになれば、これは志布志市の住民の本当のニーズに合ったものであるだろうかということを実際に考えなければならぬと。やはり、仮に協定が締結されて、今後、こんなはずじゃなかったというような状況がいろいろ生まれてきたときには、その協定からの離脱といいますか、見直しというのは、協定の内容の見直しも含めて可能なのか、最後にお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

こんなことを言うとおかしいんですが、定住自立圏構想は、今お話がありましたように、都城市と、それから鹿屋市が率先して手を挙げられまして、全国22のモデルの地域に指定されたということでございまして、その締結する相手方ということについては、中心市が考えるというようなことになろうかというふうに思います。現に、鹿屋の定住自立圏構想の中に、残念ながら、曾於市は参加できなかったということでもあります。これは、本当に私自身は4市5町で、曾於地域で何もかも一体化した形

で地域振興について取り組んできた曾於市ではございますが、それが今回こういった形で入らなかったと。今後は、この曾於市も取り込んだ形の定住自立圏構想に取り組んでいただきたいというふうに、先日の鹿屋の協議会では申し上げたところでございますが、なぜ入らなかったかということにつきましては、この夜間救急医療センターの事業について、曾於市の方はメリットがないということを端的にお話になられて、参加できなかったというようなことでございます。他の農業部門の振興についても、コントラクター育成事業について、そのようなことで、曾於市についてはメリットがないというようなことがございまして、今回は参加できないということになったということでございます。

しかし、今、都城と、そして鹿屋で、提示されている内容を見たときに、少なくとも私どもの地域と同じ課題というようなことで定住自立圏構想を締結するというようなことが前提になっているようでございますので、私どもの地域の振興にも十分役に立つというようなことで、締結を結ぼうというふうに御提案をすることでございます。

○議長（谷口松生君） 26番、上村環君、特に許可します。

○26番（上村環君） 市長がオラレ志布志を誘致される時に、経済圏といいますか、どういったところから集客が見込めるかということで、会社が調査したら、オラレ志布志は十分目的は達成できるだろうという話でありました。私は、都城市、鹿屋市に対して、志布志市はそれほど、第3極、いわゆる中心市となり得る町だと思っております。私自身も合併に際しては、志布志港を中心とするこの将来性に大きな期待をいたしました。ですので、この自立圏構想の中で、本当に我が町にとって、これはプラスになることなのか。我が町は県境を越えますと、串間市も隣であります。経済圏といってもいいようなものであります。そういったこともやはり視野に入れながら、締結内容を今一度、十分吟味されながら、今後の締結までの期間、あたっていただきたいと思っております。その志布志市の首長として、この締結にかける思いと、それから今私が申し上げたようなことについての考え方を最後にお聞きいたします。

○市長（本田修一君） はじめに申しましたように、私自身も本当に中心市になれなかったと、それこそ大崎あたりと合併しておいたら十分に中心市の資格ができたのにねというふうに、そのことについては残念に思っているところでございます。今後、広域的にどういった経済圏になるかということについては、まだまだ予測はつかないところではございますが、今こうして定住自立圏構想の中で、両地域から志布志が求められているということについては、多分、この志布志港が交易の中心の地であるというふうに、どちら側も認識された上で締結を求めているというふうには認識するところでございます。そのことを前提にしまして、更にこの地域の振興を図りながら、できれば将来的には、新たなそういった圏域が提示されれば、そのことに名乗りを上げていきたいというふうには考えるところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 今、同僚議員とかなり論を飛ばしておられましたが、私の方からも少し確認をしておきたいと。

今回、この協議会に入っていられることで、当然、将来、費用負担というのが生じてくるだろうと

いうふうに思われます。したがって、この費用負担というのがどれくらい見通しができるのかどうか。そのことの協議会での議論があったのかどうか、その点も1点。

それから、この自立圏構想の立ち上げをするその期限の締め切りみたいなものがあるのかどうか、そこがお分かりになっておれば、それを2点目。

それから、今回、こういう提案をされましたが、この圏内の市町で協議をされた、そのことをお持ち帰りになって、庁内でも担当課長を集めて協議をされたと私は思うんですね。医療だとか産業、それからインフラを含む問題、そういうものの場内の協議というのが何回行われたか。その中でどういう御討議がなされたのかどうか、ひとつ内部の今日に至るまでの、内部でのそのプロセスをひとつ説明をいただきたいというふうに思います。

○企画政策課長（溝口敏久君） ただいまの御質疑にお答えしますが、将来にわたっての費用負担ということはどのくらいかということでございますが、これにつきましても、先ほどありました、今回のこの締結については、3点の大きな項目がございます、その項目から必ず一つずつは締結しなければいけないというのがございまして、今回、都城市につきましても、医療圏の問題と、それから都城志布志道路の件、それとマネジメント、この3点でございます。今後の協議の中でいろいろまた追加等が出た場合は、議会の議決をいただきながら、締結の変更もしていくということになりますけれども、その医療の中においては、イニシャルコスト、施設の設置費についての費用負担は頂かないということになっておまして、併せまして、関連しますが、鹿屋市は当初はイニシャルコストを必要とするということも言っておりましたけれども、都城市の関係と合わせまして、イニシャルコスト、設置費については頂かないと。当然、現在も夜間救急等のお願いをしているわけでございますが、ランニングコストについては、応分の負担をいただくというようなことで、これについても今までと変わらないところでございます。

そして、道路につきましても、今までと同様、この締結することで、総務省の管轄になりますが、他の省庁とも連携しながら、重点的にこの事業については、いろんな事業を国としましても採択の方向、ないしは事業の推進の方に行くということになっておまして、将来の負担につきましても、現段階では、具体的にはその利用状況に応じた負担と、今までと同様な形になるかと思っております。

そして、ビジョンができていくわけでございますが、議決いただきまして、締結をいただきますと、ビジョン作成に入ります。そのビジョンの中でいろいろ具体的なことを詰め、そしてまた関係市町の意見等も入れながら、そのビジョンを作っていくと。そのビジョンにつきましても、立ち上げの期限はあるかということでございますので、これにつきましても、年内にこの締結をするという方向になっておまして、先発市町でございますので、年内に締結をする。となりますと、22地区のほとんどの所が9月議会に提案し、締結をしていくというような形になります。先ほど市長が申し上げました交付金なり、そういったものにつきましても、20年度と21年度で交付されておりますので、特に21年度の交付金につきましても、21年度中に使いなさいという、こういった指示がございます。そうしますと、締結しないとそれは使えないわけでございますので、21年度中に締結をするというのが期限かと思われます。

そして、場内の協議ということですが、いろいろ当初、都城の方から出たわけですが、すけれども、都城につきましても、去年の8月の21日に南九州総合開発協議会で定住自立圏の構想についての説明があったところですが、それを受けまして、実施団体への応募の説明がございました。そういった形で、いろいろ説明会が9回ほど行われまして、それにその都度、関係部課の連携を図りながら、庁内の協議もいたしているところですが、そして、関係課は、その部会に必要なに応じて参加しておりまして、素案作りにも携わってきたということですが、庁内会議におきましてもそれぞれ3回ほど、協議会の前の検討もいたして、その都度、その部会でそのことを関係課長が意見を申し上げながら調整を図ってきたところですが、

以上でございます。

○31番（野村公一君） 先程来、同僚議員もいろいろ話をされていましたが、やりようによっては非常に本市のためになるなあと、私も当初考えておりました。したがって、本市のやっぱり他市にない部分をしっかり売り込む機会だと、そのためには、しっかり協議の段階で志布志市を売り込むべきだという願いもしてきました。今回、この御提案の内容を見てみますと、ちょっと期待が外れたかなあと残念に思っております。といいますのは、やっぱり志布志市は、先程来お話がありますように、港と海だろうと思うんですね。そいつを港と海を持っていない国にどう売り付けていくのか、それが私は勝負だろうと思っています。しかし、残念なことに、今回のこの事業内容を見てみますと、それがうまく御提案をされてないなというふうに思います。これぐらいのことであつたら、志布志だけで十分だなと、そう思っています。残念でなりません。まちづくりをしていく中で、人が集まる、あるいは都市化になっていくというのは、何が一番要素かという、私はやっぱり医療、産業、そして文化だろうと思うんですね、教育。この三つがしっかり出来上がって、インフラが出来上がると、都市化の形成ができていくと思っています。そういう面から見ますと、ああ都城のまちづくりだなあと思えてなりません。せめて、やはりもっとこの港を売り込むか、あるいは文化、教育面を志布志に取り込んでいくのか、そこら辺の手立てはなかったものかというふうに思うんですが、そういう協議はなされなかったのかどうか、あと1点お伺いしておきます。

○企画政策課長（溝口敏久君） ただいまの議員の質疑のとおりでございまして、常にこの港というものについての今後の考え方、そしてこの活用というものを図っていくのはどうすべきかということで議論をしたところですが、実際、先ほど申し上げました3点の中で、今回は限った中で申し上げておりますけれども、さらに今後、先ほど申し上げましたビジョンの作成、そしてまた第2、第3の協定項目のお互いにそういったテーブルに着ける段階になれば、それを変更の締結という形で出していくということになりまして、総務省と中心市が協議する中で、今回、シンクタンクも都城は入れているところですが、その中で、どうしても今回打ち出せるものがこういったことだったということで、中味についても十分そこらの、例えば議員からありましたように、産業振興の問題、それから住宅政策の問題、そういった等々、観光の問題ですね、それから教育の問題等々についても議論があったところですが、今回の締結については、そのうちのこの一部に絞られたところですが、今後必要に応じて随時その追加の締結は必要であろうかということで議論があったとこ

ろでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 先ほどからいろいろ答弁が出ているんですけど、本来ですね、志布志市をどういうふうにまちづくりをしていくのかという、その視点がこれはとても大事だろうと思うんですね。国から説明が来て、それをはいと、下請け機関みたいに受けちゃって、これ、やっておられるのではないかという心配をしているところですが、例えば昨年8月のそういう時期にいろいろ説明が、鹿屋市、都城市、あったんですね。本市は、都城市を中心市にしてもらいたいと、まさかそんなことをこっちからお願いをされたという、そういうことではないでしょうね。なぜかという、先に開かれましたこの定住自立圏構想の説明会において、本市の基本構想、基本計画、そういったものとの関連で、どういうふうはこの場内において議論したのか、今、野村議員の方からもありましたが、そういう質疑に対してそれぞれ答弁がありましたけど、まさか当初から、都城市や鹿屋市を中心市としてやってもらいたいというような思いで、そういう説明会に臨んだということではないでしょうね。そこはいかがだったんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この定住自立圏構想につきましては、中心市にかなり重点的に事業が行われるというようなことで、中心市になりたいということは当然考えたところでございます。しかしながら、人口要件が満たないと。となれば、曾於市とすればどうかということを探したところでございますが、人口の動態の関係で、曾於市とも連携ができないということに至ったところでございます。そのようなことで、やむなくというか、本当に先ほども申し上げましたように、大崎と合併がされておれば人口要件で十分可能だったわけでございますが、そのことにもできてないという状況でしたので、やむなくこういった形で締結しているということでございます。しかしながら、先程来、議論がありますように、志布志に対しまして両圏域から求められているということについては、本当に重く、有り難く受け止めて、そのことについて十分私どもの地域が主張ができるような立場というものはとっていきたいというふうに考えます。

○25番（小園義行君） これ、今回こういう形で締結をしたいというようなことですが、市長、本当にですよ、この鹿児島県、都城も含めてですけど、志布志市が僕は起点にならなきゃいけないという、扇のかなめですよ、ここは。そういった発想をちゃんと持っているのであれば、こういった問題についても、やっぱりきちんとした意見を述べながらですね、そこの中に入る入らないというのを、本当にここにおられる方々はきちんと議論した上で、僕はやらないと、向こう向きじゃいかんでしょう。やっぱりこっちにみんなが来るような形でのものでないと、これ、いかんというふうに思うんですね。そういった意味で、仕方なくというふうに市長は答弁されたんですけども、やっぱりここは自分の所にとってあまりよくないねえということであればですよ、勇気を持って、例えば曾於市が鹿屋市との関係はやらないよと、この問題については、こういったものをちゃんと持ってないと、これはいわゆる押し付けで、全部受けてしまうというようなことになってしょうがない。なぜ、ここに国が重要港湾を指定して、いろんなことをやってるかということを考えてときですね、非常に少し私も残念な

気がしますね、そういった意味では。ここの首長として、志布志市にとって、そのことがどうなのか、これ、本当に皆さんで議論された上で、これに参加するというふうになったのかですね、先ほどの答弁では少し納得いかないものですから、もう一回お願いします。

○市長（本田修一君） この定住自立圏の形成のためには、要件がございまして、その要件はまず第一に人口というようなことであったわけでございます。そのことで、私どもの地域が、志布志市が中心市になることができなかつたということで、そのことについては本当に残念というふうに考えるところでございます。当然、先程来お話がありますように、今後、志布志港が整備がされましたので、更にこの地域の経済の中で扇のかなめになるということについては、どなたも認める内容事項ではなからうかというふうに思いますので、その優位性、そして将来性ということについては、認識を十分持ちながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

本日の会議は時間を延長したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間延長することに決定しました。

—————○—————

日程第20 議案第78号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について

○議長（谷口松生君） 日程第20、議案第78号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第78号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について説明申し上げます。

本案は、鹿屋市と定住自立圏の形成に関する協定を締結するため、志布志市議会の議決すべき事件に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（溝口敏久君） 議案第78号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について、補足して説明を申し上げます。

大隅定住自立圏の形成に関する協定書をお開きいただきたいと思います。

第1条から第7条までの条文がありますが、都城市の協定と主旨は一緒でございます。この協定は、

鹿屋市と定住自立圏の形成に関し協定を結ぶものであります。

それでは、第1条を御覧いただきたいと思います。第1条でございますが、目的を規定しておりますが、鹿屋市と志布志市が連携して、人材の誘導を促進するために定住自立圏を形成することを目的としております。

第2条は、基本方針として、第3条で定める政策分野において、お互いに役割分担して、共同し、又は補完し合うことを規定しております。

第3条では、連携して取り組む施策分野と、その取り組みの内容及び鹿屋市の役割と志布志市の役割を規定しております。

生活機能の強化に係る政策分野については別表第1に、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野については別表第2に、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野については別表第3に規定しております。

主に、別表第1にありますように、夜間急病センター及び救急医療電話相談センターを設置しようとするものであります。

別表第2では、鹿児島中央駅～鹿屋間の直行バスの運行を核に、観光客を大隅地域へ誘導するものであります。また、スポーツ合宿を推進し、交流人口の増加を図るものであります。

別表第3では、圏域内の職員の交流を図ろうとするものであります。

詳細につきまして、説明資料22ページから24ページに記載しておりますので、各自御覧いただきたいと思います。

協定書に戻りまして、第4条は、連携、協力及び費用負担について規定しております。

第5条は、規定の変更について、議会の議決が必要であることを規定しております。

第6条は、協定の廃止について規定しております。

第7条は、疑義があった場合の決定について規定しております。

以上で、議案第78号の補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○25番（小園義行君） 今回、鹿屋市との関係でも出ているわけですが、これ、それぞれ垂水市、大崎、東串良、錦江町、南大隅町、肝属町、それぞれあるんですけど、生活圏としていろいろでしょう。このいろんな会議の中で、志布志市を除いたほかの市ですね、市と町ですね、具体的にいろんな要望というのがどんどん出るものですか。おそらく私は、これ、志布志市の人が何か言わない限り、すべてそのままさっといくような気がしてならんのですね。これまで何回か参加されたんでしょう。その中でほかの残された市町が、どういった形でこれとの関係を議論されてるのかですね、ちょっとお願いたします。

それと合わせて、今回、政権交代というようなことで、16日に新しい政権が発足するんですが、民主党のこのマニフェスト、地方分権に対する考え方、これはいろいろでしょう。今回、この定住自立圏構想というのが、果たしてそのまま新しい政権になってからも、この通り引き継がれていくものかどうかですね、そこらについての見通しをちょっとお願いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この定住自立圏構想を締結するというところで御提案するところでございますが、ここに至りますまでに、協議会が設置されております。さらに、それに至るまでに副市町長会、あるいは幹事会、あるいは専門部会ということで協議がされているところでございますが、それらの中で本市が特にこの鹿屋の定住自立圏構想の会議の中では、本市の場合、都城とも同時に協議を進めてきたということがございまして、その都城市との協議の進め方と若干違ったということで、その点について、各部門で質疑を重ねてきているところでございます。そして、当然、先程来お話がありますように、志布志港の果たす機能というものについては、十分主張いたしまして、この鹿屋を中心とします大隅定住自立圏形成の協議会の場におきましては、特に志布志の主張をくんでいただいた形の内容になっているというふうに考えるところでございます。

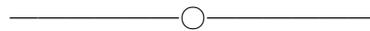
政権交代ということで、民主党になったらということでございますが、いまだそのことについては、この定住自立圏構想が今後どうなっていくかについては、確認ができてないところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第21 議案第85号 市道路線の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第21、議案第85号、市道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第85号、市道路線の変更について説明申し上げます。

本案は、市道香月線の終点から市道池田線と市道若汐線の交点までの区間の改良に伴い、市道香月線の終点を延伸し、もって地方開発及び産業振興に資するため、当該路線を変更する必要があるため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（中迫哲郎君） 議案第85号、市道路線の変更について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料31ページを御参照願います。

市道香月線は、旧国鉄大隅線と志布志線の一部を利用して新設した、志布志駅前交差点から志布志運動公園を経て、松波、労働金庫前交差点までの区間約1.4kmを、都市計画の街路事業で整備した道路でございます。

今回、変更となった部分につきましては、平成18年度より整備を行った、労働金庫前交差点から西側へ延伸した延長460m、幅員16mを追加して、起点の志布志市志布志町志布志三丁目3133番448地先は変わらず、終点を志布志市志布志町安楽字水溜190番1地先から、志布志市志布志町安楽字池田259

番2地先へ変更するものであります。

よろしく御審議願います。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○31番（野村公一君） 変更路線ということですが、この間、延長をして何の効果があるのか、もっと具体的に説明をしてください。

○建設課長（中迫哲郎君） この460mを延長しまして、市長が説明いたしました市道の池田線と若汐線へつなげることにより、香月線が連続した路線ということで、通行ができるようになったということと、周辺には市が開発公社の土地を誘致いたしました益田製麺、それから増設いたしました若潮等の企業もありまして、そこへのアクセスの道路となったりして、産業の振興にも役立ったということで整備したところでございます。

○31番（野村公一君） こうして延長をされた、それなりの効果は出てくるだろうとは思いますが。ただ、問題は、この先、旧有明町へのこの安楽川を挟んだ国鉄用地、ここを将来どう考えておられるのか、そのことは私は大事だろうと思うんですね。そのことの説明が一つもない。そこらはどうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この路線につきましては、旧志布志町の時代から、志布志港の開発に伴う臨港道路とのタッチの問題ということで、路線の整備が進められてきております。それで、現在、この志布志港に至る港湾道路につきましては、都城志布志道路との整備との関係で、現在、県・国と協議が進んでいるところでございますが、近いうちにこの区間についても概略の路線図が示されるんじゃないかなというふうにするところでございますが、その示された路線とどのような形でタッチするかということについては、その後に関係機関とも協議を進めながら整備を進めていきたいというふうに考えるところでございます。

○31番（野村公一君） ということは、市の方針としては、この現在ある臨港道路、これと交差をして道路を造っていくという考え方でよろしいんですね。

○市長（本田修一君） この臨港道路の形態がどういった形になるか、それもまだ私どもの所には示されていないところでございます。現在のような高架になるのか、あるいは平の交差になるのかということについても、まだ示されていない状況でございますので、そのことでもって、私どものこの路線についても、併せて整備をしていきたいというふうに考えるところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第85号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第22 議案第86号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（谷口松生君） 日程第22、議案第86号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題

とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第86号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、市道の管理かしに伴う事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成21年5月25日、午後10時ごろ、市道船迫・大渡1号線と市道長迫・宇都上線の交差点付近で、南高吉集落方向から大迫集落方向に走行していた志布志市の〇〇〇〇氏の所有する自転車の前輪が道路の舗装はく離部分に入って転倒し、同氏の右腕及び左足を創傷し、両肩を打撲し、並びに自転車の前方部分に変形を生じたものであります。

事故の原因は、市の道路の維持管理が不十分であったため及び同氏の前方確認が不十分で、かつ同氏が交差点付近で減速しなかったためであり、過失割合を市が30%、同氏が70%とし、同氏の治療費、所有する自転車の原形復旧に要する費用及び慰謝料の総額10万5,577円のうち、30%の3万1,673円を市が同氏に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○22番（宮城義治君） こういう市道の場所というのは、いろいろ多いんじゃないかと思うんですね。やはり今、こういう事故が発生し、やはりこういう場所の点検、地域地域の点検というのは、どのように今行われておるんですか。危険箇所ですね。

○建設課長（中迫哲郎君） 市道の点検につきましては、パトロールといたしましうか、そういうことで職員が回りながら、それと維持作業班が回りながら、逐次、そういう箇所がありましたら、報告を受けまして、その都度、補修をかけているという状況でございます。

○22番（宮城義治君） この説明資料を見てもみますと、やはり自転車だったら、こういう事故が起こるだろうなというような現況ですよね。やはり、パトロールももちろんですけども、やはり職員の皆さんもいろいろ付近を通るとか、いろいろある場合の危険度というのも分かるんじゃないかと思うんですよ。やっぱりそういったところもですね、パトロールだけじゃなくして、やはりこれだけの事故が起こった、本人も大変だろうと思うんですが、やっぱり市としてのこういう道路の、やっぱり確認ですね、こういったことについて、今後どのような対応をされますか。

○建設課長（中迫哲郎君） 議員がおっしゃられますように、職員の皆様にも協力をいただきながら、逐次、そういう箇所がありましたら、連絡を受けるようにいたしまして、迅速な対応を行っていきたいと考えます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありますか。

○25番（小園義行君） 今回、またそういう事故ですけども、これ、意識の問題だと思うんですね。私は、地方公務員として、私も特別職ですよ、地方公務員の特別職ですね。皆さん方も一般行政職として、24時間、地方公務員としての意識を持ってるかどうかということです。なぜかという、自宅

から役所まで来ますね、役所から仕事に行かれますね、この間に道路だとか、いろんな所を気を付けてると、そういうのはよく分かるんです。なぜかという、雨が降ってないのに、例えば湿っていますね、水がたまっていますね、これはひょっとして漏水じゃないかと、このことを市の財産として、これはもったいないねという意識があるとですね、きちんとそのことを行きと帰り見たら分かりますよ。そういうことで、水道局の方にちゃんと情報を提供する。こういうことも同じようなことだと、僕は思うんですね。毎日それぞれ300人からの方が自宅から役所まで来て、それで仕事に行かれる。その時に、そういった意識を持ってるかということで、今、宮城議員がおっしゃるようなことが、解決していくということになるんですね。私も年間、悪いけど、水道局に七、八件、あそこちょっと見ると、よくそういうことで漏水を直していただいていますよ。市長、市長もですね、かねてはごみ拾いされるじゃないですか。日曜日の朝、僕は、朝早く御夫婦でよく頑張っておられるなあと。そのことを職員にもきちんと、そういう教育、教育というと大変失礼ですけども、こうして頑張ろうよ、みんなでというようなことが、こういう事故が何回も起こる度に考えられませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、担当課長の方でお答えしましたように、職員に対しても、その注意の喚起については努めさせているところでございます。特にこういった形で事件が発生したときには、課長会等を通じて、また私自身が朝礼をしていますので、朝礼の際にこのような対応については、注意をもって臨み、そして直ちに対応するという意識啓発はその都度しているところでございます。

そういう意味で、職員もそれぞれ意識を持って対応しているというふうに、私自身は十分思っているところでございますが、車社会でございますのでなかなか、足で降りて確かめれば、またそのようなことについての把握はすぐできるかというふうに思いますが、多分、車をそのまま運転しているというような状況であろうかというふうに思いますので、今後は車を降りて確認をするよう指導をしていきたいというふうに考えます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○26番（上村 環君） 今、最後の方で、市長が答弁をなさいました。実際、言うのと実行するのは、非常にこれは難しいと私は思っております。職員のみならず、私たちも普段、道路を走っている時に、穴があったりするときによけて、そのまま走ります。昔みたいに、歩いて、例えば畑とか行く時には、くわとか持っていますから、必ず補修しながら自分たちの通る道路は直していたというのが昔ですね。ところが、もう現在は、車で、時間で走りますので、なかなか職員にそれを言ってもですね、これも難しいだろうと。

そこです、やはり建設課としては、ふるさと協議会というのがあります。彼らは、非常に機動力を持っております。その中でですね、やっぱりそういった方々に、日常のそういった所があったときには、ちょっとした補修はお願いすると。それも市とそういった方々の連携、協力の在り方ではないかなと思っております。やはり、特に今後、公共事業の入札の在り方という点においては、普段の地域活動というものも重要視されますので、そういった機動力を持つ作業員の方をたくさん持っているふるさと協議会の方々にも協力をお願いするというのも一つの手立てではないかと思っております。

すが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 現在、ふるさと協議会の方々には、様々な形でボランティアの御協力をお願いして、そして実際に協力をいただいているところでございます。そういう意味合いからしまして、またさらにこのことについては情報提供というような形で御協力を申し上げれば、本来の業務とも関係あるということでございますので、積極的に対応していただけるんじゃないかなあというふうに考えたところでございます。今後、そういった形で取り組みをしたいと思っております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第86号は、産業建設常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

日程第23 議案第87号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（谷口松生君） 日程第23、議案第87号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第87号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、刈り払い作業に伴う事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきまして、平成21年8月4日、午後4時50分ごろ、志布志市立伊崎田小学校の駐車場の刈り払い作業中に、同校教諭の使用していた刈り払い機で、誤って雑草中の小石をはね、駐車場に駐車していた別の同校教諭の〇〇〇〇〇氏の所有する軽乗用車の左後部側面ガラスに接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、刈り払い作業前に雑草中の小石等の確認が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、同氏が0%とし、同氏の所有する軽乗用車の原形復旧に要する費用2万1,300円を市が同氏に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第87号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。

日程第24、議案第88号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省

略し、これから本会議で審議することにしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第24 議案第88号 曾於北部衛生処理組合理約の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第24、議案第88号、曾於北部衛生処理組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第88号、曾於北部衛生処理組合理約の変更について説明申し上げます。

本案は、曾於北部衛生処理組合を組織する曾於市の条例等の準用により、曾於市の組織再編に伴い、曾於北部衛生処理組合理約を変更することについて協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、第9条第2項中「市民福祉部」を「本組合」に改めるものであります。

なお、この規約は、鹿児島県知事の許可のあった日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第88号は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は、可決されました。

ここで25分まで、10分間休憩をいたします。

—————○—————

午後5時16分 休憩

午後5時26分 再開

—————○—————

日程第25 議案第89号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第25、議案第89号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第89号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、自立支援給付費支給事業、バイオマス利活用交付金事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、議案第89号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第3号）について、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に2億1,467万4,000円を追加し、予算の総額を189億3,883万6,000円としております。

それでは、予算書の7ページをお開きください。

予算書の7ページ、第2表、地方債の補正でございますが、一般単独事業は弓場ヶ尾佐野原線の事業費変更に伴い、合併特例事業を870万円増額、過疎対策事業は吉村山ノ口1号線等の事業費変更に伴い500万円減額、鎌石柳井谷線の林道舗装事業の実施に伴い、林道整備事業を1,830万円増額、借入額の決定に伴いまして、臨時財政対策債を2,410万円増額し、総額で4,610万円増額変更しております。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

まず、歳入の9款、地方特例交付金は、減収補てん分の交付額等の決定に伴い、1項、地方特例交付金を1,462万2,000円、11ページでございますが、2項、特別交付金を112万円、それぞれ増額しております。

12ページでございます。

10款、地方交付税は、普通交付税の交付額が66億3,457万7,000円に決定したことに伴いまして、今回1億3,457万7,000円増額しております。

普通交付税につきましては、前年度より1億9,564万1,000円、率にしまして3%の増額となっております。

13ページでございます。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金は、介護給付・訓練等給付費を4,234万9,000円増額しております。

14ページの2項、国庫補助金、3目、衛生費国庫補助金は、生活・介護支援サポーター養成事業補助金を322万6,000円計上しております。

4目でございますが、土木費国庫補助金は、概略点検の補助金創設により、長寿命化修繕計画策定

事業補助金を100万円増額しております。

15ページでございます。

15款、県支出金、1項、県負担金は、介護給付・訓練等給付費を2,117万5,000円増額しております。

16ページでございます。

2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、かごしま茶産地拡大チャレンジ事業補助金を1,189万5,000円、バイオマス利活用交付金事業補助金を6,021万2,000円、森林整備地域活動支援事業補助金を218万円、林道柳井谷線に係る林道舗装事業補助金を1,569万4,000円、それぞれ計上しております。

9目でございますが、教育費県補助金は、スクールソーシャルワーカー活用事業が補助事業から委託事業に変更になったことによる費目の組み替えに伴い、200万円減額しております。

10目、商工費県補助金は、地方消費者行政活性化基金事業補助金を151万4,000円増額しております。

17ページでございます。

17ページの3項、県委託金、5目、教育費県委託金は、先ほどのスクールソーシャルワーカー活用事業を費目の組み替えに伴い250万円、野井倉下段地区の井手上A遺跡埋蔵文化財発掘調査事業に伴う委託金を1,520万7,000円、それぞれ計上しております。

19ページでございます。

17款、寄附金でございますが、ふるさと志基金寄附金を824万4,000円増額しております。

20ページでございますが、18款、繰入金、1項、基金繰入金は、財政調整基金ほか2基金の繰入金を1億9,358万3,000円減額しております。

21ページでございます。

21ページの2項、特別会計繰入金は、介護保険及び後期高齢者医療特別会計の繰入金を666万6,000円増額しております。

22ページの19款、繰越金でございますが、前年度からの繰越額が確定しましたので、1,462万4,000円増額しております。

23ページの20款、諸収入、5項、雑入は、県地域振興公社営事業の参加者負担金を212万4,000円、先ほどの損害賠償の事故保険金を5万4,000円計上しております。

24ページの21款、市債でございますが、今回4,610万円増額し、総額で26億8,750万円としております。

次に、歳出の主なものを御説明申し上げます。

25ページでございます。

2款、総務費、1項、総務管理費は、ふるさと志基金への積立金として824万4,000円増額しております。

26ページでございますが、2項、徴税費は、景気の悪化により、法人市民税還付額が増加しましたため、今回、過誤納金還付金を1,500万円増額しております。

27ページでございます。

27ページの3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は、国の離職者への支援措置

であります住宅手当緊急特別措置事業を扶助費として81万4,000円計上、国民健康保険特別会計の前年度の決算の確定に伴いまして、繰出金を5,000万円減額。

3目でございますが、自立支援費は、障害福祉サービス報酬の増額改定等に伴いまして、扶助費を8,469万8,000円増額しております。

続きまして、29ページでございます。

3項、生活保護費は、前年度国庫負担金の精算返納金を712万4,000円計上しております。

30ページでございます。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費は、曾於郡医師会夜間急病センター負担金を133万3,000円増額、2目、予防費におきましては、新型インフルエンザの予防啓発経費等を234万3,000円計上しております。

6目でございますが、介護予防支援事業費は、高齢者への生活・介護支援サービスができる人材を養成するための生活・介護支援サポーター養成事業を322万6,000円計上しております。

32ページでございます。

32ページの6款、農林水産業費、1項、農業費、5目、茶業振興費は、製茶機械の整備を図るため、かごしま茶産地拡大チャレンジ事業を1,189万5,000円計上。

6目でございますが、畜産業費は、県地域振興公社営事業を212万4,000円、それからたい肥化処理施設等の整備を図るため、バイオマス利活用交付金事業を6,021万2,000円計上しております。

33ページでございます。

林業費、2目、林業振興費は、委託料355万8,000円のうち、地域が主体的に下刈りを実施するふるさとの森再生事業を118万8,000円、整備の遅れた市有林の除間伐等を実施する条件不利森林公的整備緊急特別対策事業を237万円計上しております。それから、振興事業補助金につきましては、森林の被害状況等確認の地域活動を支援する森林整備地域活動支援事業を補助金として218万円計上しております。

3目でございますが、林道整備費は、林道鎌石柳井谷線の舗装事業を実施するため、その経費として3,635万3,000円計上しております。

4目でございますが、治山費は、楠原地区等の治山に要する経費を162万円計上しております。

35ページでございます。

7款、商工費、2目、商工業振興費は、地方消費者行政活性化基金事業の活用によりまして、消費者行政の一層の充実を図るため、相談業務用車両等の購入経費として156万4,000円計上。

3目でございますが、観光費は、温泉法の一部改正により設置が必要となりました、ダグリ温泉の源泉ガス分離装置に要する経費等を638万3,000円計上しております。

それから、37ページでございます。

37ページの8款、土木費、2項、道路橋梁費、1目、道路橋梁総務費は、市道の管理かしによる事故に伴う賠償金を3万2,000円計上しております。

3目でございますが、道路新設改良費は、各路線の事業費調整等によりまして、費目の組み替えで

ございます。

39ページでございます。

39ページの10款、教育費、1項、教育総務費、2目、事務局費は、学校での刈り払い作業中の事故に伴う賠償金を2万2,000円計上しております。

40ページでございますが、2項、小学校費、及び41ページの3項、中学校費は、地上デジタル受信設備改修事業に要する経費を総額で139万円計上しております。

43ページでございます。

43ページの5項、社会教育費、3目、青少年教育費は、新型インフルエンザ発生によりまして、カリフォルニア及びシアトルへの研修事業を中止しましたことに伴います青少年研修事業を397万6,000円減額。

6目でございますが、文化財保護費は、野井倉下段地区の基盤整備事業に伴う井手上A遺跡埋蔵文化財発掘調査事業等を1,780万円計上しております。

44ページでございますが、11款の災害復旧費でございます。単独災害復旧事業を179万5,000円増額しております。

以上が補正3号の主な内容でございますが、詳細につきましては補正予算説明資料を御参照ください。よろしく申し上げます。

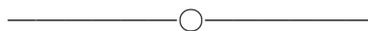
○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第89号は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。



日程第26 議案第90号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷口松生君） 日程第26、議案第90号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第90号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、一般被保険者療養給付費、償還金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（木佐貫一也君） 議案第90号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第

2号)につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億9,018万5,000円を増額し、総額をそれぞれ50億3,358万円にしようとするものでございます。

説明資料は19ページから21ページでございます。

それでは、予算書の6ページをお開きください。

歳入でございます。国庫負担金の療養給付費等負担金でございますが、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金における所要の補正に伴うものでございます。

7ページをお開きください。

国庫補助金でございますが、1目、財政調整交付金につきましては、保険給付費等の補正に伴うものでございます。

2目、出産育児一時金補助金につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、増額となる分と同額を国庫補助金で受け入れるものであります。

3目、介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、平成21年4月から介護報酬の引き上げが実施され、それによる国民健康保険税の介護分の上昇を抑制するための激変緩和措置として、国から臨時特例交付金を受け入れるものでございます。

次に、8ページをお開きください。

県支出金の財政調整交付金でございますが、これも保険給付費等の補正に伴うものでございます。

9ページをお開きください。

一般会計繰入金でございますが、前年度の繰越金の確定に伴い、一般会計繰入金のうち、その他繰入金を5,000万円減額するものでございます。

次に、10ページでございます。

繰越金につきましては、前年度の繰越額が確定しましたので計上するものでございます。

次に、歳出でございます。

11ページをお開きください。

総務管理費の役務費は、郵送料を増額するものでございます。

12ページでございます。

療養諸費の1目、一般被保険者療養給付費等につきましては、新型インフルエンザ等により医療費の増が見込まれることから、5,400万円を増額するものであります。

3目、一般被保険者療養費につきましては、一般会計その他繰入金の減額に伴う財源振替でございます。

13ページをお開きください。

高額療養費につきましても財源振替です。

14ページでございますが、今回、条例改正も提案しておりますが、出産育児一時金の額を平成21年10月から23年3月までの間、1件当たり4万円引き上げることに伴い増額するものでございます。

委託料の1万1,000円は、国保連合会への支払い事務委託料であります。10月から国保連が保険者に

代わりまして、出産育児一時金を医療機関等へ直接支払うことになるため、その支払い事務にかかわる分の委託料でございます。

15ページをお開きください。

後期高齢者支援金も一般会計のその他繰入金の減額に伴う財源振替でございます。

16ページの介護納付金は、国庫支出金の介護従事者処遇改善臨時特例交付金に伴う財源振替でございます。

17ページをお開きください。

国民健康保険基金積立金は、国民健康保険財政の安定化を図るため、基金を積み立てるものでございます。

18ページの諸支出金の3目、償還金は、20年度の保険給付費等の確定に伴いまして、前年度国庫支出金等の精算による返還金でございます。

6目、高額療養費特別支給金は、平成21年1月から75歳到達により後期高齢者医療制度に移行した者の医療機関への自己負担限度額が75歳到達前に加入していた保険と後期高齢者医療保険の両方で半分となったことから、平成20年4月から12月までの間に到達した者へもこれを適用しまして、過払い分をそ及して高額療養費特別支給金として支給するものでございます。

次の19ページをお開きください。

予備費につきましては、今回の補正予算に伴う調整のため5,380万1,000円を増額いたしまして、1億1,097万8,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第27 議案第91号 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第27、議案第91号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第91号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、償還金、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ422万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,166万2,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を422万円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金は、国庫補助等返納金を144万9,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を195万7,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の予備費は、81万4,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。



日程第28 議案第92号 平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長（谷口松生君） 日程第28、議案第92号、平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第92号、平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、償還金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（木佐貫一也君） それでは、平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ1億6,203万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億9,136万1,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容につきましては、平成20年度の精算に伴うもの、及び介護予防サービス給付による対象者増に伴う補正でございます。

説明資料につきましては、23ページと24ページでございます。

それでは、予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、繰越金でございます。前年度の繰越額が確定したことに伴うもので、1億6,203万2,000円の増額でございます。

6ページの財産収入でございますが、介護従事者処遇改善臨時特例基金の平成21年度の利子を見込みまして3,000円計上しております。

次に、歳出でございます。

7ページをお開きください。

総務費の一般管理費でございます。介護従事者処遇改善臨時特例基金への積み立て3,000円でございます。

次に8ページでございますが、保険給付費の地域密着型介護サービス給付費でございますが、執行額を見込みまして175万円減額いたしました。

次の9ページの地域密着型介護予防サービス給付費は、対象者増となったために175万円増額するものでございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。

諸支出金の償還金でございます。平成20年度の保険給付費及び地域支援事業費の確定に伴います国・県支払基金への返納金でございます。説明資料の24ページに内訳が掲載されておりますので、後もって御覧いただきたいと思います。

11ページを御覧いただきたいと思います。

一般会計繰出金につきましても、前年度精算に伴うものでございます。同じく、内訳が説明資料の24ページに掲載されております。

12ページをお開きください。

予備費につきましては、今回の補正に伴う調整のため1億253万6,000円を増額しまして、1億353万6,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

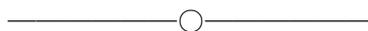
○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第92号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第29 議案第93号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第29、議案第93号、平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第93号、平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するとともに、通山地区浄化センターの中継施設修繕に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,409万3,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を512万2,000円減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を611万2,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の一般管理費は、通山地区浄化センターの中継施設修繕料を99万円増額するものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

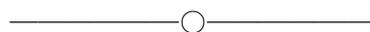
○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第93号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。



日程第30 議案第94号 平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷口松生君） 日程第30、議案第94号、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第94号、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、国民宿舎ボルベリアダグリの施設管理備品購入に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,268万6,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を70万1,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を105万1,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の管理費は、修繕料を110万円減額し、国民宿舎ボルベリアダグリのちゅう房関係の備品購入費を285万2,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第94号は、総務常任委員会に付託をいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。

日程第31、諮問第4号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第4号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第31 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（谷口松生君） 日程第31、諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第4号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成21年12月31日をもって任期が満了する山本力氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 諮問第4号について御説明を申し上げます。

山本力氏は、平成19年1月から、本市から推薦され、法務大臣から人権擁護委員を委嘱されております。



○議長（谷口松生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。
明日9日は、午前10時から本会議を開きます。日程は一般質問です。
本日はこれで散会します。
御苦労さまでした。

午後6時07分 散会

平成21年第3回志布志市議会定例会（第2号）

期 日：平成21年9月9日(水曜日)午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

西江園 明

立山 静幸

本田 孝志

小野 広嗣

出席議員氏名 (33名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
31 番 野 村 公 一	32 番 谷 口 松 生
33 番 若 松 良 雄	

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 木佐貫 一 也
農 政 課 長 白 坂 照 雄	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 吉 野 健 一
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教育総務課長 五 代 豊 一
学校教育課長 山 口 幸 彦	生涯学習課長 小 辻 一 海
行政改革推進監 野 村 不二生	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、岩根賢二君と吉国敏郎君を指名をいたします。



日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可をいたします。

まず、2番、西江園明君の一般質問を許可をいたします。

○2番（西江園 明君） では、私は大体年に2回、一般質問をしようと決めております。

今朝出掛けに、同僚議員から「トップバッターやっとなじ気張れね」と言われまして、その励ましを受けて質問をしてみたいと思います。今回が今期の最後の機会かと考えますので、今までを振り返って確認を含めて質問をしてみたいです。

以前の質問で、市長はもっと緊張感と問題意識を持って臨むべきだとする述べたことがありました。市長は、後から「あげなんこつ言わんでよかとに」と、廊下で会った時冗談で言われました。でも、市民はそれを期待しているのです。もっと本田カラーが出るのかなあと待っていましたが、いまだに目に見えてきません。昨日の議会の空転を見ても、問題意識、緊張感に疑問を持たざるを得ません。

現場の声が市長に届いているのだろうか、市長は裸の王様になっているのでは、と感ずることがあります。例えば、同僚議員が、何回か市役所の本庁機能を志布志町へ移転すべきとただしたことがありましたが、それに対しての市長の答弁はいつも、「私は、そのような意見は聞いていない」と答弁されています。まさに、裸の王様です。志布志町の市民がどうにであれ、一番関心があることが市長の耳に入っていないということです。何億円もかけて新しい建物を造れと言ってるんじゃないんです。今、支所にある機能を本所と移し替えろと言っているのです。議会は今のままでもいいと思うんですよ、私は。

先般も、市街地で火災が発生いたしました。地元分団である市役所の職員は有明本所です。志布志支所に消防車はあるが、運転する人はいない。消火栓、防火水槽など、一番詳しい地元の消防団員が後から駆け付けるのが、今の市街地を守る消防団の姿です。商店街の活性化だけでなく、市役所の果たす役割は、すごく大きいものであるということを認識してほしいと思います。

この件は通告しておりませんでしたので、今回は、現場の声が市長に届いているかという観点から質問してみたいと思います。

先の議会で、自治会への助成金の在り方についてただしましたが、今回はその後、来年に向けてどのような方向付けがなされたのか。まだ決まっていなければ、どのようにするつもりか伺います。

活性化事業の助成金は、税の口座振り込み件数を算出基礎としておりますが、納付書が個人発送に

なったことにより配付手数料がなくなりましたから、単純に考えても自治会への助成金は減ることになります。その分、口座件数が増えれば減額にならないという理屈は通らないんです。口座振り込み件数が増える要素のない自治会もあるのです。団地など若い世代が多く住んでいる所は、軽自動車税ぐらいはあるでしょう。増える要素がないのです。

だから、先の議会でも言いましたように、納税の仕組みを算出基礎にするのであれば特徴の人もカウントすべきと私は言いました。納税の仕組みで助成金を決めるような方法はよいのかを含め、活性化事業の助成金の在り方を検討をしたのか、まず伺います。特徴も含めてですよ。

○市長（本田修一君） おはようございます。

西江園議員の一般質問にお答えいたします。

助成金の在り方についてということでございますが、現在、自治会向けの助成金につきましては、自治会運営費助成金と自治会活性化事業助成金とがあります。自治会運営費助成金につきましては、旧町ごとに異なっておりました算定基礎を統一するために、本年度から3年をかけて段階的に調整を行っているところでございます。

自治会活性化事業助成金（納税活動）助成金につきましては、本年度に限り、自治会による市税の口座振替の広報啓発活動を自治会活性化事業と位置付まして、自治会加入者の市税の口座振替件数を算定基礎とすることとしておったところでございます。

現行の自治会活性化事業助成金は、年間の口座振替件数を算定基礎としますことから、翌年の3月にならなければ実績が出ないということございまして、それまで助成金額が確定しないため、幾つかの自治会から翌年度の収入の見込みがはっきりせず、予算を組む際に苦慮するという御意見をいただいております。

このような御意見も踏まえながら、来年度におきましては、自治会活性化事業助成金を自治会運営費助成金に統合して一本化する方向で、現在、調整を進めているところでございます。

そしてまた、特別徴収者のカウントもすべきだというような御指摘でございますが、自治会活性化事業助成金につきましては税を納めたことに対する報奨金ではなかったということございまして、あくまでも自治会の活動の一つとして一定の納税活動を行ったことに対する活動助成金だったということで、特別徴収者は対象としてなかったということでございます。

○2番（西江園 明君） 運営費と活性化、一本化で考えるということで、来年度から変わるということ。そうならば、特徴のことも問題になってこないと思いますけども、助成金を増やせとは言っていないんです。減らすなど言っているんです。この助成金をこの時期に見直すのも、本田カラーかなと思いました。

次に、通告しておりました奉仕活動総合補償保険制度のことについて伺います。

今年度の4月に、役所から各自治会長あてだと思いますが、奉仕活動総合保険制度の手引きという文書が送られてきました。この件で、先日総務課の方に打ち合わせに行きましたら、このような文書は送っていないということでしたけども、聞いたら志布志町分だけは何か送っているというふうに聞いているところです。

それはいいとして、市が主催もしくは共催する清掃活動中の事故又は市の管理の下の団体・個人のボランティアによる社会奉仕活動中の事故に対しての賠償責任保険と傷害保険制度に加入しておりますよ、という市からの案内だというふうに理解いたしました。

そうですね。自治会など、道路清掃中に事故が発生した場合に対象となる保険と、これは理解してよろしいのか。制度を含めて説明をお願いします。

○議長（谷口松生君） 金子議員、着席です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

奉仕活動総合補償保険制度ということでございますが、この保険は市町村が加入する保険でございます。鹿児島県町村会が保険契約者となっております。賠償責任保険と普通傷害保険がございます。

賠償の責任保険につきましては、市が行う業務において偶然な事故により、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金、訴訟費用、弁護士報酬等のような損害を補てんするために保険金が支払われるものであります。

普通傷害保険につきましては、市が行う業務において、住民等、第三者が被った傷害につきまして、死亡保険、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金が支払われるものであります。

いずれにしましても、この保険は市が加入するものであり、また市の業務に起因する事故が保険の対象となっております。自治会に直接関係する制度ではございません。

ということでございまして、市が主催する行事などに自治会として参加した場合に発生した事故に関しましては、一定の要件に該当すれば自治会に対しても保険金が支給される可能性があります。自治会がそれぞれに主催する活動につきましては、この制度の対象外ということでございます。

○2番（西江園 明君） 市が文書等で出した分については該当すると。私どもの自治会でも、年に2回、自治会の資金づくりの一環として道路、伐採等含めて行ってまいりますが、以前は安い一日保険に加入できたんですが、最近は保険会社が厳しくなり、ビーパーを使う作業は、そういう安い一日保険には加入できなくなりました。でも、危険な作業ですから加入せんわけにはいかんわけです。一人当たり2,000円ぐらいかかったと思います。だから、一日の作業の保険料が市から支給される費用の大部分を占める状況で、以前みたいな資金づくりの魅力はなくなりつつあったところでした。

でも、自治会の共同作業というまとまりを保つためにも行わなければならないと思っていたところに、このような文書が来ましたので、自治会の運営上は有り難いと思いました。

昨年の議会において、損害賠償の和解の議案が提出されました。ビーパーの作業中に、近くの人の両足に深い傷を負った事故との説明でした。

この議案が上程された時、私は市長に、市長は盛んに市民に共生・協働を求めているが、このような事故に対して過失割合を含め、市長の見解をただしたところ、「自己責任になると思う。あらかじめ、十分気を付けて作業してくださいと文書でお願いしている」と答弁されました。これを聞いて、冷たい人だなと私は思いました。市民にいろいろなクリーン作戦を含めボランティアを求めている、事故が発生したら自己責任。

そして、先ほども言いましたように、今年度当初に、冒頭に言いました保険制度の案内がありまし

た。

今、この市が入っている業務については該当するということですが、この保険制度はいつから市は加入してたんですか。

○市長（本田修一君） この奉仕活動総合補償保険につきましては、合併以前から各町で入っていたということでございます。

ただいまの御質問の中で、前回の質疑で私の方でそのようなこととお答えしたということにつきましては、いわゆる純然たるボランティア活動中の事故については自己責任でお願いしたいというようなふうにお答えしたというふうに思います。さまざまな形で、市民の方々はそれぞれのお考えでボランティア作業と一緒にあって取り組んでいただいていると。そのお心は本当に有り難くお受けしたいということではありますが、その際には十分注意を払ってボランティア活動に取り組んでいただければというふうに考えているところでございます。

今お話ししている保険制度につきましては、市が主催する行事等については、きっちりそのようなふうに対応しますよということを申し述べているということでございます。

○2番（西江園 明君） 昨日も、うちはうちの自治会の役員会を行いまして、この作業は年に1回しか市からの補助がないということで、今年度から秋をどうしようかということで行いまして、でも、やっぱり先ほども言いましたように、共同作業という認識の下でボランティアということでやろうというふうに、昨日決めました。でも、保険は我がで、自分で入らないかんということですよ、市からの指示ではないですから。

この文書を見えますと、補償額が小さいから別に自治会で加入してくださいとありますが、この補償額を上げるつもりはないんですか。昨年の志布志町であった事故でも、保険というのは補償額が小さいもんですから、一日保険。そして、これと合わせて何とかクリアできたというふうに聞いております。ですから、この補償額を上げるつもりはないか、ちょっとお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

保険金額につきましては、身体賠償の場合1名限度額が3,000万円、事故限度額は1億円、財物賠償の場合で、事故限度額は500万円となっています。普通傷害保険につきましては、死亡保険金が300万円、後遺障害保険金が9万円から300万円、入院保険金が一日につき4,500円、通院保険金につきましては一日につき3,000円というふうになっておりまして、この保険金額につきましては市が定めるものではなくて、保険契約者が定める制度に基づき締結する保険契約によるものですので、市におきましては保険金額を増減することはできないということになっているようでございます。

○2番（西江園 明君） 県が一括して入っているから、その補償額についてはうんぬんでしょう。理解しましょう。

自治会の運営についての最後の質問になりますが、先般の新聞に各自治会の集落支援の導入状況が掲載されておりました。以前も、この件も質問いたしましたが、導入する予定はないということでした。私も、いまいち、この効果が分からないところですが、先般の新聞の記事を見て志布志市として、そういう自治体へ問い合わせとか研修をしたことはないか、まずお聞きします。

○市長（本田修一君） 集落支援員制度につきましては、過疎対策として平成20年度に創設されました制度でございまして、自治体などが非常勤の嘱託職員として採用し、市町村職員とも連携・協力し、人口流出や高齢化が進む過疎地の集落を巡回しながら農地や山林の管理状況、世帯数などを調査いたします。また、住民と話し合いながら地域の活性化対策をアドバイスする仕組みとなっているということでございます。

3月の議会におきましても、このことについては御質問を受けたところでございます。そのようなことで、4月20日の日に、また南日本新聞でも紹介がありまして、全国で65市町村が設置しているということです。

また、県内では16市町村で1,347名の集落支援員が設置されているところでございますが、いずれも既存の自治会長や公民館長を充てたということで、専任による集落支援員はなかったということでございます。

今年度に入りまして、霧島市がこの事業に取り組んでおりますが、霧島市の方では限界集落が5地区あるということで、集落支援員を5名採用して、その地域の実態調査等をやっていく予定だということでございます。そしてまた、その集落につきまして話し合い活動をしながら、市にやってもらいたい事業を抽出していくと。そして、その集落支援員につきましては、退職された公務員、農協理事、文化財保護委員、土地改良職員を充てておられるということでございます、それぞれ、その集落の出身者ということでございます。

そのようなことで、この制度が今後またどういった形で機能していくかということについては見極めたいというふうに思いますが、引き続いてこのような制度が今後の民主党政権の中でもとられるというようなことになれば、そのことについては十分方向性を見極めながら対応したいというふうには思っているところでございます。

○2番（西江園 明君） 今、霧島市の例を話をされましたけども、この制度が小さな自治会の統合に向けての効果があれば、市が進めている自治会の統合にも期待できると思います。

そこで伺いますが、今まで志布志市の場合、そういう小さな自治会、今、話があった限界集落を含めてですね、統合はあったのですか。今後、市として、そのような自治会へどのような働き掛け、行動をとるつもりか、併せて伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市におきましては、限界集落ということにつきましては平成19年度に調査を行っておりますが、人口要件でいきますと、65歳以上の人口割が50%を超える集落は42集落あったということで、ざっと全体の1割以上あったということでございます。

その中で、集落の統合というのは、いまだ図られていないということございまして、新たな集落が一つは誕生しております。

今後、私どもは、この小さな集落の統合ということについては考えなければならないということでございますが、それぞれ集落の成立の経緯があるというようなことございまして、そのことについては慎重に見極めながら対応していかなければならないということで、自治会の在り方検討委員会、

それ以前に活性化の検討委員会を庁内で設けまして、その後、市民の方を交えました在り方検討委員会を設置して、その自治会の在り方について、ただいま協議を重ねているところでございます。

おおむね、その方向性が出つつありますので、次年度以降はその方向性についてお示しして、新しい自治会の在り方について市全域で検討してもらえる段階にくるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○2番（西江園 明君） 現在協議中ということですので、では次にですね、受益者負担について伺います。

まず、材料支給による制度についてお尋ねします。

例えば、農道や自治会内の小さな道路を整備するとき、生コンクリートなどの材料を支給して工事は地元で行う仕組みで、この事業が始まった当初は地元でも非常に喜ばれた制度、事業だったと思います。

しかし、それにより実施した、施工した道路も20年もたつと、ひび割れや損傷が著しく補修しなくてはなりません。しかし、施工した当時は地元の人も若く施工能力もありましたが、人口減と高齢化です。補修しなくてはならないことは分かっているが、できないのが現実です。見込みは薄いけど、農政サイドの事業を待つしか方法はないのでしょうか。集落による地域間格差が広がるばかりです。

そこで伺いますが、市長はこのような困っている集落の道路や農道は、今後も自己責任で管理させていくつもりか伺います。「財政状況を見て検討します」なんていう言葉を言わないで、本田市長の素直な気持ちを聞かせてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

集落の生活道路の維持補修につきましては、集落道を中心にやるわけですが、集落道につきましては志布志市集落道等整備事業実施要綱に基づきまして、毎年、自治会に対しましてその都度お知らせして、申請を受けまして、その申請のあった箇所について現場調査をして、事業実施について検討して整備を進めております。

整備の手法につきましては、実施要綱の採択要件等に該当するものについて、改良、現道舗装、排水整備を請負工事等で行っているほか、地元での施工が可能な場合は、原材料支給を行っているところでございます。今後も、自治会から要望がある箇所については、実施要綱に基づき予算の範囲内で整備を行っていきたいというふうに考えております。

また、集落道だけでなく農道についても、そのようなことで原材料支給をしているということでございます。

維持補修による受益者負担はありませんが、原材料支給の場合は、受益関係者による舗装作業の労力の負担を求めているということでもございまして、この分につきましては、平成20年度が13地区、本年度においては、現在6地区の急坂部で、路面浸食等が著しい箇所について原材料を支給して、維持管理をお願いしているということでもございます。

ということで、原材料支給の事業については、集落道、農道等、事業として用意しているわけですが、受益者の方々が労力提供があるというようなことでございます。どの地域においても高

齢化が著しいというようなことで非常に苦慮されているわけですが、原則として、そのケースごと受益者の方々と相談をさせていただきながら、整備については進めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○2番（西江園 明君） ケースバイケースと言えば、もうそれっきりですからですね。自治会の統合を進めるつもりなら、地域間格差を無くすのも一つの手段だと思います。

受益者負担の不公平感について聞いてみたいと思います。先の議会でも同僚議員が質問していましたが、市長の理解度はいまいちと思いましたので質問してみたいと思います。

最近の異常気象から、今年の日本はみぞうの大雨で、各地で甚大な災害が発生しました。幸いに、九州南部は天候に恵まれ、逆に雨の少ない夏になりました。そのためにも災害らしきものは発生しておりませんが、今後、台風シーズンとなります。我が志布志市では人命にかかわるような災害が発生しないことを祈るばかりです。

そこでお尋ねしますが、道路などの公共施設や個人の財産に大雨などで被害が発生した場合、道路や河川などは役所の方ですべて対応しますから問題はないんですが、個人の財産、例えば人家の裏山が崩れ、人家に被害が発生したら、消防団が出動したり、マスコミで報道されたりするような場合は、役所でほとんど対応し、復旧に要する経費の個人負担はほとんど出てきませんが、それ以外の小規模の災害の場合です。特に、農地の災害の場合、分かりやすく言いますと、農地に隣接する山が崩れ、農地に流れ込んでしまい、その土を除去しなければならないようなケースの場合、一定規模以上だと補助の対象になるんですが、こうなると補助の対象ですと、ほとんど役所で対応してくれます。しかし、小規模だと補助の対象にならないということから、自力復旧ということで個人負担です。何千円で済むぐらいだったら我慢もできるでしょう。

市長、考えてみてください。我が家の畑や田んぼに人んげえん山が崩れつき、のかし方は我がでせんないかん。納得いかないでしょう、こういうのは。

私も、役場時代は専門の分野ですから、確か現役の時、農地関係の災害の受益者負担について要綱を作った記憶があります。その要綱上は受益者負担が発生するような場合でも、工事の執行の仕方や起案の仕方などで、土地改良区絡みを除いて受益者負担を取ったという記憶はありません。でけんことをやれとは言っていないんです。テクニック、考え方を相手の立場になって変えればできると思います。

ここで本田市長が自分の色を出そうと思えば、できると思うんです。どうですか。農地の荒廃、農家を育てる意味からも守ってやる必要があると考えますが、市長の考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農地災害につきましては、40万円以下の小災害、そして40万円以上の補助災害ということでございまして、それで自己負担があるなしに分かれているということでもございました。

そのようなことで、今お話がありましたように、本当に40万円以下の場合もしてほしいというような要望があったということについては、十分把握しております。多分、このことにつきましては、ある一定の線引きをしましてその復旧に当たらなければ、非常に災害が多い場合に対応ができないとい

うようなこともあったのではないかなと。そしてまた、個人で多額の復旧工事をするとなればとてもできるものではないので、行政の方で何らかの形で復旧をしなきゃならないということから、こういった線引きがあったんではなかろうかなというふう思うところでございます。

しかしながら、今お話があったように、そのような要望が随時ございますので、また別の議員からも19年度に一般質問をいただいております。そのことで関係課に指示しまして、協議をしまして、そしてまた、更には近隣の先進地等も研修いたしまして、農地の市単独・小災害の起債を活用しまして、補助災害と市単独災害の自己負担分を公平にするために、本年6月の12日に土地改良分担金徴収施行規則の一部を改正いたしまして、本年度の災害復旧より不公平が生じないように施行しようとしているところでございます。

○2番（西江園 明君） では、不公平が出ないというふうに理解してよろしいんですね。市長、役所という所は、首長の、市長のあなたの考えが反映されやすい所なんですよ。

今、要綱か規則か分かりませんが、そこに一行、「特に市長が認める場合は、この限りでない」ち。よく聞くでしょう、こういう文章を。今言った条文を入れればですね、市長、可能なんです。市長のリーダーシップの一つです。

今回は項目が多いから、次にいきます。

先の議会で同僚議員が質問されていましたが、臨時職員の福利厚生のことでお尋ねします。

まず、学校に勤務する臨時職員の通勤手当、交通費のことです。

合併する前の役場時代は、志布志町では遠隔地の学校に勤務する臨時職員には、少額ではありましたが、通勤手当というか、交通費が支給されていたと思います。合併したら、どこに合わせたの分かりませんが、さっきの農地の受益者負担じゃありませんけども、相手の身になって考えていないとしか思えないんですが、交通費の支給はなくなりました。合併してよかったち思うはずがないでしょう。臨時職員、自らです。

私も、何人かの人に聞きました。遠隔地というのは、ほとんどが小規模校です。本当に子供が好きで、なついてくれるのがやりがいですとおっしゃっています。小規模校であれば、臨時職員も先生方と対等に付き合わなければならないし、昨年のガソリンが高騰した時は親から援助をもらったと言っていました。話を聞いていて、同じ臨時職員でも勤務地が違えば、年間には相当な差が出るなあと感じたところでした。

ちょっと、ちなみにですよ、もし、臨時職員じゃなしに市の職員が、有明の山重から、自宅があって、勤務地が志布志の田之浦小学校・中学校だった場合、通勤手当はどのくらい出るんですかね、月額ですよ。数字的なことですから総務課長で結構です、分かりますか。分からなかったら次に進めますから、分かった時点で答弁をいただいて結構ですよ。

○総務課長（中崎秀博君） 時間をください。

○議長（谷口松生君） 後ほど回答します。

○2番（西江園 明君） 数字的なことは今すぐ出るということですので待つとして、何万円かだと思うんですよ。これが臨時職員だとゼロというのが、今です。山重から通うことはないと思います

が、教育委員会の人事異動というのは特異でありますから、あり得ないということとは言えませんから。市長、このような臨時職員の通勤手当について、今後どのように考えているのかお尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

非常勤職員に対します通勤手当の支給につきましては、地方自治法第203条の2第2項及び第3項において報酬及び費用弁償の支給について規定しておりますが、各種の手当支給を非常勤職員に対して認めるものでないというふうにされておるところでございます。

また、支給の方法としましては費用弁償による支給が考えられるのだが、この関係法規におきまして、通勤に係る費用弁償については支給しないということで、嘱託職員、臨時・パート職員の方々に対しての支給は行っていなかったところでございますが、今年の4月に総務省からそのことにつきまして、勤務条件についての項目の中で費用弁償についての考えが新たに示されまして、通勤費を相当分について費用弁償として支給することができるということについて留意すべきであるというようなふうに通通知が来ております。

このことにつきましては、6月議会においても議員の一般質問の中で出たところでもございました。その答弁の中でもお答えしましたように、本市においても、来年度に向けまして臨時・非常勤職員の待遇改善については努力していきたいというふうに考えるところでございます。

○総務課長（中崎秀博君） 先ほどの職員が山重から田之浦まで通勤をした場合、通勤手当は幾らになるかという御質問でございますが、山重から田之浦までの最短距離で23.3kmほどという距離でございます。通勤手当に換算しますと1万1,300円というふうになるようでございます。

○議長（谷口松生君） 岩根議員、所用のため離席です。

○2番（西江園 明君） 23kmぐらいしかないんですか、山重から田之浦まで。1万1,300円、年間にすれば、十三、四万円。

今、市長の答弁で「来年度から努力する」というふうにおっしゃいましたけども、努力したばってん、やっせんかったということの可能性もあるというふうに理解していいんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

努力するというふうにお答えしました内容につきましては、多額の予算を伴うということでございます。現在、嘱託職員が234人、パートタイマーが63人という方々を、すべて職員を基準にして考えますと年間約1,400万円程度の予算になるということでございますので、このあたりの財源等も考えながら努力させていただきたいというふうにお答えしたところでございます。

○2番（西江園 明君） じゃ、そういう努力されるということですので、期待をしたいと思います。一日でも早く実施してほしいものと思います。

今も言いましたけども、教育委員会の人事や臨時職員の処遇についてお尋ねをします。

合併してから、ここ二、三年、教育委員会の臨時職員に対しての人事を見ていると、臨時職員を含めて、職員も含めてですよ、人事異動を見ていると、相手の立場になって物事を考えなさいと教育している立場の人が本当にしているのかなあと、首をかしげたくになります。

昨年も一般質問で言いましたが、図書館の人事異動を見ていると、館長が不在というか、兼務のた

めか、現場の声が全く無視されて、資格を持った人の異動や、ごねた人は異動にならなかつたり、今年の異動のことも理解できないというのが現場の声のようです。図書館の人事異動は適正に行われているとお考えですか。答えは分かっていますが、伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

人事異動につきましては、正規・臨時を含めまして、本市職員の人事配置ということでございまして、適材適所、そして、その間の刷新等を考慮しまして、3月の定期異動を中心に現在行っているところでございます。

職員一人一人が多くのポジションを経験しまして、自分を磨き、さらに地方公務員としての自覚を高め、公務員の使命を果たしてもらいたいというふうに願っているところでございます。

また、自己申告等を受けているわけでございますが、その自己申告に基づくポジションというものにつきましては限りがございますので、自分の好みというものがいつもかなえられるということではないということございまして、それはまさしく公務員の宿命かなというふうに思いますが、それぞれ市の職員につきましては、与えられたポストで全力を尽くして頑張っているというふうに考えているところでございます。

○2番（西江園 明君） 図書館の人事異動は適正に行われているかというふうに聞いたんですけど、市職員全般、大局的にお答えいただきましたけども、適材適所、適正に行っていないというわけにはありませんけど。

では、伺いますけども、現在、図書館には、臨時職員じゃないです、職員は何人いるんですかね。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、教育委員会の方でお答えします。

○教育長（坪田勝秀君） 本議会におきましても教育委員長から委任を受けておりますので、今後、本議会におきましても答弁をさせていただきたいと思えます。

お答えいたします。

図書館の職員配置はどうなっているかということでございますが、現在の職員配置は、本館に副館長1名、主幹2名、嘱託職員6名、それから臨時職員1名、志布志・香月・安楽分館にパート職員がそれぞれ1名、有明・松山分館に嘱託職員がそれぞれ1名、合計で15名となっているところでございます。

以上でございます。

○2番（西江園 明君） 正規という言葉は悪いのですが、市の職員というのは図書館に今3名ということではよろしいんですね。じゃあ、そのうち、あと半年後には何人の職員が定年を含めて退職する予定ですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今現在3人の正職員におかれまして、2名が来年度定年でというふうに聞いておりますが、1名は8月末に勸奨退職届けが提出されたやに聞いておりますが、3名が退職予定になりましたので、図書館全体の管理及び指導あるいは人材確保を考えまして、現在、担当課へ職員の配置をお願いをいたしているところでございます。

以上でございます。

○2番(西江園 明君) 市長、聞きましたか。来年は、職員はだれもいなくなるんですよ。3人おって、3人とも辞めるんです。もちろん人事異動で補充はされるでしょう。でも、今の状況を見て、事務の流れ、事務の引き継ぎなどの重要性を考えているとは、とても思えません。こんな組織なんてないでしょう。現場の声、現場の状況を無視しているからこそ、このような事態が発生するんです。人事の責任者として、市長はこの事態をどう考えますか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

図書館の3人の正規職員のうち2名は、来年定年により退職という予定でございました。また、残り1名については勸奨により、8月に取りまとめを行いまして、現在手続きを進めているということでございます。そのようなことで、職員については3名とも退職というようなことになるということをとらえて、新たに、その職員につきましては補充の形で対応したいというふうを考えているところでございます。

○2番(西江園 明君) 状況を聞いたつもりなんですけど。当然もうそれは、いなくなるんですから補充はせんないかんですよ。ですから、組織というのはやっぱりピラミッド型、こんな一度にいなくなるような組織をつくっているということ自体がですね、現場の小さな声がトップに届かない仕組みというか、組織を市長はつくっているということを知ってほしいんです。

次に、公民館にある図書室には読書指導員が配置されていますが、月に15日の勤務体制です。これを見ても、現場の声が反映されているとは思えません。いくら図書の係だからといっても、現場はそういうわけにはいかないんです。公民館の主事がいなければ電話番から始まり、公民館利用者の世話や駐車場の車のトラブルの処理など、挙げたら切りがありません。これが現場なんです。

雇用保険の関係からでしょうか、1年間を通しては勤務できないために、1年間のある月で勤務日数を調整しなければならないようですが、その調整する休む日も、できることならお客さんの少ない時期にしてもらった方が影響が少ないのになあというのが現場の声なんです。しかし、一方的に「今年はこれで」と、割り振った表で指示されているようです。公民館行事などでいろいろ忙しい時期と重なってしまい申し訳ないという、読書指導員の方は恐縮しています。現場の臨時職員の取り扱いがこれが当たり前なのか、これも聞いたかったですけども、もういいです。

次にいきます。

公民館主事の勤務条件について伺ってみたいと思います。

別に主事の人から頼まれたわけではありませんけど、私も公民館長をしていました関係から、主事の勤務条件というのが大きな要素を占めていました。でも、どうしても理解できないことがありますので、主事にも度々聞いておりますけども、いまいち理解できませんので確認の意味からお尋ねします。

原則として、公民館を含め、公共施設は月曜日を休館日として定められております。この月曜日の休みは市民にも周知されておりますから問題はないんですが、月曜日が祝祭日のときは出勤をして、明るる日の火曜日が休館日となります。この意味が分からんのですよ。せっかく市民は月曜日は休み

だと思っているのに、わざわざ開けて、開いているだろうと思った火曜日を振替休日にするということがですね。今月もあります、5月の連休中にも月曜日もありましたから、そのときは割り増し出勤ですね、当然休日出勤ですから割り増しが付きます。で、出勤して、主事は出勤しなければなりません、来客はほとんどないようです。監督する立場の教育委員会は休みです。臨時職員の方が出勤日が多いことになります。給料は月ぎめですから、出勤日数には関係ありませんから。今月、9月の連休を見てみますと4連休ですから、木曜日が公民館の休館日になります。市民のだれが、木曜日が休みなんて理解している人がいますか。自分の立場になったとき、現場の声が反映されていると思いますか。不公平感はないのかなあと私は感じます。

答弁するのは、職員の勤務に関することですから市長でも教育長、どっちでも結構ですけども、こういう条例で決まっているからうんぬんというものもあるでしょう。こういう月曜日の休館日について聞いてみたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） それでは、お答えいたします。

最初の図書館主事と、それから、その公民館主事の勤務についてということでございましたが、御存じのとおり、市内の地区公民館と、その地区公民館内に設置されました図書分館でございますが、これは月平均、約25日程度の開館となっているところでございます。そこに勤務する公民館主事は、これは嘱託職員で、月平均20日程度の勤務体制となっているところでございます。図書分館主事、いわゆる読書指導員でございますが、こちらは月15日勤務のパート職員となっております。それぞれ異なった勤務体制となっております。

地区公民館内にある図書分館の開館日数は月平均25日程度でございますので、図書分館の開館日数と図書指導員の勤務日数とは、月約10日程度の差が生じることになるわけでございます。

そこで、公民館主事の勤務条件、つまり勤務内容の中に図書の貸し出し等の業務が含まれておりますので、図書指導員が勤務しない日は、公民館主事が地区公民館内にある図書分館の業務も兼務するという勤務形態をとっているところでございます。

それから、休日、祝日のことでございますが、公民館の休館日は、市公民館条例で月曜日、それから、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までと規定されておりますが、月曜日が国民の祝日に該当した場合は休館とせず、先ほど御指摘のように火曜日を休館日としているところでございます。

公民館は、もう御案内のとおり、市民の方々が日常生活に役立つ教育・文化に関する各種の事業を行い、市民の教養の向上及び健康の増進を図り、生活文化の振興あるいは社会福祉の増進に寄与することを目的としておりまして、生涯学習の推進や校区公民館活動など、各種団体機関等の支援を行うため、できるだけ利用しやすい休日に開館することは利用者のサービスの向上につながり、市民からも喜ばれているものと認識しているところでございます。

また、御案内のとおり、条例公民館には図書室が設けられておりますので、公民館の休館日を図書館の休館日に合わせることでより利用者の利便性の向上が図られるのではないかと、そういう意味で重ねたわけでございます。

今後、教育委員会といたしましては、公民館が市民に親しまれ、生涯学習の場として地域の活動拠点となっていきますように、利用促進とサービス向上に鋭意努めてまいりたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（西江園 明君） 条例でうんぬんというのは、改正できるのも条例ですからですね。条例でうんぬんというのであれば、じゃあ松山町にある主事はどうなるんですかと聞きたいんですけど、まあそれはいいでしょう。

主事の人たちを見ていると、本当に一生懸命仕事をしています。自分の地区の高齢者の人たちとうまく付き合ったら喜んでもらえるか、必死です。地域のために裏方に徹しております。

でも、この主事の仕事を理解していない上司がいるということです。上司も人事異動で変わりますから仕方がないことですが、言うことが変わっては、現場は困るんです。以前の上司は、公民館行事は業務の関係から日曜日に出勤せざるを得なかった場合には、「周りへの影響を考えて代休を取ればよかか」と言う上司がおれば、人事異動で人が変われば「主事は好きで出ちょっとやじ、代休なんて必要ない」ち、180度変わる上司がいるということです。仕事をしている現場の人は、どっちんこつ聞けばよかか、考えてみてください。だれが好んで日曜日に出勤する人がいますか。それを好きで出ているんだからと思っている人が、市長の部下です。現場で働いている臨時職員は、どっちの言うことを聞いたらいいいんですか。市長でも教育長でもいいです、職員にどういう指導をしているんですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま、そういう上司の発言があるということは、私も初耳でございます。必ず、上司として働きやすい職場を提供し、そしてまた、臨時であろうと正規であろうと、我が部下として常にやる気を起こす指導と助言と、そしてまた励まし等をするのが、これは上司だと私認識しておりましたが、今、議員御指摘のような上司がいて、そして仕えている、あるいは働いている職員の方々が、大変不本意な仕事をしておられるということでありましたら、これは大変な問題でございますので、今後また公民館主事あるいは読書指導員の方々を早速集まってお話しして、いつ、どういう発言があったのかということ等も調査いたしまして、もしそういう事実があるとすれば厳しく更に指導してまいりたいと、かように考えております。

○2番（西江園 明君） 教育長が働きやすい環境を整えるというふうにおっしゃっていただきましたので期待申し上げます。もう少し、市長、現場の小さな声を聞いた方が私はいいいと思います。

次に、志布志町にあります温水プールの設備について伺います。

最近の志布志市は、水泳での活躍は目を見張るものがあります。小さな子供が自分も少しでも早く泳ぐためにクラブに所属し、親子で必死で練習しています。

そして、その練習の成果を大会で披露するわけですが、今、志布志町にある温水プールにある記録の出る電光掲示板が3着までしか表示されません。ゴールにタッチし、パッチ後ろを見て、テレビで見ますよね。みんなタッチしたら後ろを振り返る、あの振り返る瞬間が、スイマーというか水泳選手になった気分を味わう唯一の瞬間なんです。

しかし、今は0.01秒の差でも4着だと出ないんです。親としては、子供にスイマーの気分を味わい、次への頑張りを意欲を持たせるためにも6コース表示できればというのが正直な気持ち、親の気持ち、そして願いだと思います。

そういう中で、今年は思い掛けなく国からの補正予算がありました。志布志市でも、相当補正予算を計上いたしました。絶好のチャンスだと私は思ったんです。通常だとできない事業が、今年度だったらできたんです。

ですから、3月議会、先般の臨時議会の委員会の中でこの件を尋ねましたら、そしたら協会ですか、水泳協会かどこか分かりませんが、「そこまでは必要ない」と言われたと課長は答弁されました。協会が必要ないと言えば整備する必要はないでしょう。そこで伺いますが、本当に協会はそのように言ったのですか。確認の意味でお尋ねいたします。

○生涯学習課長（小辻一海君） はい。そのことについては、水泳協会あたりとも話をした結果、そういうことでした。

以上でございます。

○2番（西江園 明君） ある水泳を指導している人にお聞きしましたら、以前要望書を提出したら、指定管理者になっているから、そっちの所管になるからと、役所では受け付けてもらえなかった。「却下された」という言葉を使って表現されていましたが、そこで総務課長でも結構です。指定管理者制度を採用すると、利用者が直接役所に要望することはできないのですか。指定管理者の裁量で決まることなのですか。一定額以上の補修は役所でするものというふうに、私は指定管理者の場合理解していましたが、どうなんですか。指定管理者と役所の関係ですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、この温水プールの施設につきましても指定管理者ということで、管理公社の方に指定管理をしているところでございます。

その中で、私どもは市民からのさまざまなサービス向上あるいは効率的な運営というものを求められ、そしてまた、そのことについて指定管理者を通じて、その向上に臨まさせているところでございます。

指定管理者制度を導入いたしましても公の施設の設置目的というものは変わらないということでございますので、市民がさまざまな要望があるということにつきましては、そのことについては施設の管理運営が適切に行われているかどうかと併せて取り組まなければならないということでもあります。

そのようなことで、ただいまの件につきましては、当然施設の整備が必要ということになれば、市が責任を持って負うべきものというふうに考えます。

○2番（西江園 明君） 今、課長の回答、一方じゃ要らん、一方じゃ、要望書まで出したというふうに聞いております。どっちが本当か分かりませんが、先の臨時議会においての補正予算では、年に数人しか使用しないのに数百万円の備品購入が提案され、我が委員会の中でも危うく否決されるような状況でしたが、何とか条件付きで可決した経緯がありました。

当然、市長や教育長には委員会の経緯は報告されていると思いますが、年に数人のためが大事か、

今、活躍して新聞をにぎわせている、志布志市の励みになっている水泳少年・少女が大事かと比べたら、前者が大事だというのが今の教育委員会の姿だと感じました。コースロープも破損し、付いていないので付けてもらえないかと話したら「予算がないから」と一言。これが、水泳王国とまでは言いませんが、盛り上がっている志布志市の役所の言うことですか。コースロープ1本、何百万円もすつとですかね。もう、やる気がないとしか思えません。

今日の新聞にも載っていました。日本という国が世界の中で地位・評価がどんどん下がっていくのは、国や役所の教育予算の占める割合が低いのが原因だと言う評論家もいました。何千万円もかかることだったら、それは仕方ないですよ。この温水プールの整備については、どういう見込みなんですか。お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

電光掲示板の設置について要望があったと、そしてまた、そのことについては確認したというようなことで課長の方で答弁したところでございます。

しかしながら、今お話がありましたように、私どもの地域から目覚ましい形で日本記録を出すような選手が出てきたということについては、本当に有り難いな、うれしいなというふうに思うところでございます。

その喜ばしいことを更に高めるために、そしてまた、市民に共有していただくために新たな施設の整備は必要かなというふうには私自身は考えているところでございますが、現段階では、ただいまお話したような状況であったというふうに考えます。また、今後、水泳協会の方々とも十分話し合いをさせていただきたいと。

そしてまた、プール自体につきましては市民の温水プールということでございますので、今年度から健康増進運動にも取り組んで、その健康増進の形から利用される市民の方が随分と増えてきているというような話も聞いているところでございます。それらの方々との利用調整も十分していきながら対応させていただければというふうに思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

特に電光掲示板に限って今回申し上げてみたいと思いますが、今、費用の問題もさることながら、あそこの現場を確認いたしましたところ、もしそういう電光掲示板を更に設置いたしますとありますと、今度は保管場所がまた出てまいりまして、当然そこに保管場所を設置する。倉庫といたしますか、そういうものをまず造って、あるいは同時に造って、そして6位までの電光掲示板。これはもう今、議員の御指摘のとおり、私もそうだと思います。1秒、0秒1差で自分の名前が出ない、あるいは4着が出ないということについては、それはもう子供心に3着までかという残念な思いでひとつ頑張れという手も教育の方法ではあろうでしょうけども、やっぱり6位まで、泳ぐならやっぱり6位まで出るのが望ましいかなとも思っておりますので、保管場所、それから維持管理等につきまして、指定管理者や、あるいはまた水泳協会の方々とももう一遍現場を再度確認して、どうしても保管場所がネックになっているような気もいたしますので、ちょっと研究させていただきたいと思います。

以上でございます。

○2番（西江園 明君） 確かに、私も現場に聞きに行きました。保管場所がない。保管場所がない、車でいえば、車庫がねじ車を買わんというようなもん。ちょっと、その次元の低さというか、文化会館だってピアノをなおす所がなかったら増設したじゃないですか、倉庫を。保管場所がないからという、そういう次元で物事を考えるのに、私ももう二の口は出らんかったです。そういう次元の低さで、なおす所がないからとかという。

では、次にもういきたいと思います。市長の答弁にも期待をしておりますけども、なかなか先が見えんようなあれだったですけど、時間がないです。

急速な高齢化社会の進行によりいろんな問題が発生します。これも一つの社会現象かもしれませんが、志布志町では市街地に人口が密集しております。その中で、住む人がなくなった家屋が廃屋となって朽ちて、付近住民に不安を与えるケースがあります。典型的なケースが、御存じのとおり志布志支所から、旧役場から国道に出るときの交差点にあった神社でした。国道の歩道側にあの石垣が傾き、後ろは市道側に傾き、これが倒れて歩行者にけがをさせたらと、道路管理者は冷や冷やしていたはずですが。幸い、この場合は管理する人がおりましたから、移設のために建物は撤去されました。石垣はまだ残っておりますけども、ここは管理する人がいたから撤去できたのです。しかし、全く所有者のつかめない家屋もあります。付近の人は、台風で壊れて飛んできたらどうしようかと、いたずらで火事でも出たらどうしようかと、不安でたまらないのです。このことは全国的な問題で、問題意識を持ってリーダーシップのある首長の自治体では、この撤去について市の責任で処理している所もあるようです。

環境面、まちの景観面からも対策を講じるべきと考えますが、市長、どうですか。建築工事をうんぬんはありますが、県はどうせせんのだから、新聞に載るような政策を打ち出すつもりはないか伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま、議員御指摘のとおり、市内随所にそのような放置されている、長年管理ができていない、そして、そのできてないことにより危険度が増している、また、景観上好ましくない家屋等が随所にあるということについては十分認識しているところでございます。

そしてまた、そのことについて行政の方で何らかの形で対応できないかということにつきましても、十分検討させてきているところでございますが、そのような該当する建築物につきましては、ある一定の猶予期間を設けて建物の除去、移転、改築、修繕、模様替え等々につきまして、必要な措置を勧告することができるというふうにはなっておるようでございます。勧告することはできるんですが、現在そういったことで、その勧告に基づいて措置を命じたということにつきましては、県内でもいまだないというようなことであるようでございます。

ただいま、議員の方から御指摘ございました、やっている所があるというようなお話でしたが、近隣の曾於市において、危険廃屋解体撤去補助金制度を本年度において導入しておるようでございます。これは、市内の在住者が所有する危険廃屋の取り壊し撤去処分に係る工事を市内の解体作業者に発注した場合に、その経費の一部を補助するというような内容でございまして、対象工事費の30%を限度

として、30万円を限度として補助しているというような補助事業ということでございまして、今年限りの単年度事業というふうになっているようでございます。

そのようなことで、このような案件につきましてはどこも苦慮しているようでございますが、私どもとしましては、今後もその所有者に対しまして改善等を申し入れていきたいというふうに考えているところでございます。

○2番（西江園 明君） 撤去しない一つの原因に、建物があつた方がぼろ家やっせん税金が安いという税法上の仕組みもあるというふうに言われています。税務課長で結構ですけども、家がボロ家やっせんあつとか税金が安い、家をのかせば税金が上がる、その辺の仕組みをちょっと教えてください。

○税務課長（外山文弘君） 今、議員おっしゃるとおり、宅地の場合に家屋が建っていますと、その宅地につきましては6分の1から3分の1の課税特例というのは制度がございまして。家屋がなくなると、当然その特例が除外されるということになります。

○2番（西江園 明君） 結局、のかし賃に銭がかかった上に、のかして更地にすれば税金が上がるというのが仕組みです。やっぱし、この辺も現場の状況かなあと思うわけです。

今、市長は勧告をしてお願いをというのも一つの方法というふうにおっしゃいましたけども、私、建設課に頼んで志布志にある物件をずうっと調べましたら、もう亡くなっているのかどうか、横浜に移転されて、川崎までは尋ねたわけですけども、それから先はおいやらんというのを、結局、所有者がいないんです。そういう分についてどうするかと。分かれば自治会長さんでもそこに通知をするということで調べたんですけど、やっぱしそういう所有者が分からん、不明というのも現場にはあるわけですから、そういう場合、勧告しようもできないわけですから、そういうところもですね、今、隣でしたか、1年限りの特例を設けた所もありますけども、志布志市でもですね、そういう何らか対策を講じるべきじゃないか。志布志は、国道沿いにずうっと人家が密集している非常に延長の長い市街地を形成しております。特異なまちですので、この課題はこれからも残っていきますので、ぜひ、これについては取り組んでいただきたいと思います。

次に、市が発注する工事の最低制限価格についてお尋ねします。

私どもが住んでいるこのような地方では厳しい経済情勢、そして厳しい雇用情勢は依然として続いています。どうのこうの言いながらも、公共事業に頼らざるを得ない現実が地方にはあります。町が活気を帯び、世間にお金が回るのも、公共事業の占める割合が大きいのが地方です。でも、今、時代がなかなかそれを許さなくなりました。

そこで、せめて志布志市役所から発注された工事を赤字覚悟で受注するのではなく、最低限の利益を確保し、税金として還元してもらふ仕組みを考えれば、最低制限価格の引き上げが必要と考えます。

私は無茶なことを言っているつもりではないんですよ。やからを言っているんじゃないんです。市長が問題意識を持ってリーダーシップを発揮すればできることなんです。

長崎県が既に予定価格の90%に設定し、隣の佐賀県も同様に90%に引き上げました。さらに、舟券で協定を結んでいる大村市も同様な率を定めました。先月は鹿児島県も、「建設業は、建設投資の減少や、それに伴う受注競争の激化により厳しい経営環境が続いており、労務費等へのしわ寄せや企業倒

産の発生等が懸念される状況にあります。このため、公共事業の品質を確保する観点に加え、国の経済危機対策に供応し、地域の経済と雇用を担っている建設企業の下支えにつながるよう下記の措置を講じるようにしました」と言って、予定価格を鹿児島県も見直しております。

志布志市も、「最低制限価格90%に設定」なんて、新聞の見出しになるようなことを、明るいニュースを市民に与えたつもりはないか、市長の答弁を期待します。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

最低制限価格につきましては、合併して以来の懸案事項でございました一般競争入札の導入ということを中心にしまして、入札制度の改革の一つの中で取り組んできまして、先日執行しました案件から適用しているところでございます。

このことにつきましては、お話がございましたように、全国的にそのような流れの中であると。また、現在の厳しい経済状況の中で、地元の有力な企業でございます建設業の方々の経営改善というようなものに向けて、無駄な競争があり、その結果、工事高に達しない価格の価格帯で入札ということがないということを創出するために最低制限価格が設けられたところでございます。

このことにつきましては、工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルと、ちょっと長ったらしいんですが、俗に工契連モデルというものに基づいて、市では最低制限価格を設けたということでございます。原則としまして130万円以上のものにつきましてこのことを適用するというところでございまして、現在、この最低制限価格によりますと80%から85%前後になるというようなところでございます。

しかしながら、現在、この入札制度の改革によりまして最低制限価格の設定をしたところでございますが、同じように査定価格につきましても、これと同時に設計の額をそのまま査定の額にするというような形にしておりますので、その分についても、業者の方々につきましては上乗せがされていると、従来の価格からすると上乗せされているというふうに考えるところでございます。

私どもは、さまざまな入札制度の改革につきましては、業界の方々と十分意見を交換させていただきながら、なるべく現在の苦境の中で倒産というようなものがないような形の入札制度と。そしてまた、その中でも公平公正に競争が行われるような制度というものを求めてきているところでございますので、今回このような最低制限価格の入札制度にしたと。始めたばかりということでございますので、今後この制度を運用していきながら、また更に入札制度の改革に取り組んでいきたいというふうに考えるところでございます。

○2番（西江園 明君） 大村市の場合、「入札参加者のみなさまへ」という形で、「このことにつきまして、長崎県内の建設業は、倒産の増加や安全管理面へのしわ寄せが生じていることに加え、経済・雇用情勢が一段と厳しくなっている状況があり、長崎県ではその対策として最低制限価格の引き上げを実施しています。大村市においては、まだこのような状況が深刻化しているとは確認できませんが、厳しい経済情勢であることは変わりがなく、早期の緊急経済対策として下記のうんぬん」というふうにあります。

結局、状況が深刻化していることは確認はできないがやります、実施しています、実施しますとい

うふうに発表しているんですよ。石橋をたたいて渡るのが役所の仕事ではないと思います。私は、こういう役所が出しているこの言葉でですね、「確認はできないがやります」と、こんな思い切った政策を打てる首長を持った自治体を私は幸せだというふうに思いました。

市長が、これから検討してうんぬんちありますけども、現状把握、理解不足としか私は思えません。じゃあ、もう最後に移ります。

志布志町にあります志布志高校や香月小学校の前付近を六月坂といいます、ここの旧警察署付近に昔使っていた法務局があります。現在、埋蔵文化財の保管場所として使用されているようです。以前、去年でしたかね、市長と語る会において地域から、この法務局の建物を自治公民館として利用できないかと相談がありました。意見が出されました。そこで、その市長と語る会の中で教育長が「香月小学校にある給食センターが新設に伴って移転するので、その後、法務局に保管してある文化財を移設する計画があります。移設すれば、そういう自治公民館としての活用というのは可能か」というふうに答弁をされました。

御存じのとおり、志布志町の場合、自治会が市街地に集中しております。農村部と違い、自治公民館を所有している所はほとんどありません。集落の総会にしる何か行事を行うとなると、公民館や文化会館などを利用しなくてはなりません。結局、高齢者の人は参加しにくい状況になるんです。私たちの住んでいる自治会でも、総会は外で行います。雨が降ればテントです。郊外にある集落では自治公民館を持っている所もありますけども、新しく引っ越して来た人が自治会に入会しようとしたら、その自治公民館の建設費負担金として10万円近く請求をされたということで、慌てて入会を断った人もいました。結局、未加入世帯になるわけです。

ですから、地域としては新しく給食センターができたことだから、この跡地利用が、この付近にある自治会の共同施設として活用できないかと期待しています。市長、目に見える成果だと思います。教育長でも結構です。市長と語る会からその後、どのような進ちょく状況かお尋ねします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま御指摘のとおり、ふれあい市長室で私がそういうふうにご答弁をいたしております。

この旧法務局跡地及び建物につきましては、平成8年4月1日から志布志埋蔵文化財収蔵整理作業室ということで、教育委員会が行政財産として利用しているところでございます。

施設の機能につきましては、町内の遺跡から出土しました埋蔵文化財について、報告書作成に伴う遺物の整理作業室及び遺物収蔵庫、それからさらに一部出土品の展示室として三つの機能を持っているところでございます。このような施設は旧3町それぞれに保有いたしておりまして、その遺物収蔵面積はいずれも限界に達しているかと思っているところでございます。

このため、教育委員会といたしましては、現在三つに分散しております収蔵施設や、2か所で行っております整理作業の問題を解決し、一括して集中管理できる施設として、先ほど御指摘のように旧志布志給食センター建物の再利用を計画いたしましたところでございます。

ところが、この給食センターの跡の建物は大変老朽化が進んでおりまして、今後の活用には耐震補強工事を施してからでないと入れないということになるわけでございます。このため、本年度、耐震

補強調査をただいま行っておりまして、11月にその結果が出ることとなっております。よって、その結果次第で今後の利用計画が決定されると、こういう手順でございます。

実際に実施が決定されましても、今度は、その次には補強計画あるいは実施計画の策定委託等が待っておりますので、移転までには幾らかまだ時間がかかるのかなと、こういうふうを考えております。

そういうようなことから、旧法務局跡を公民館として御利用されることにつきましては、これらの諸事業を完了いたしまして、そして、現在の施設が給食センター跡へ私どもが移転しない限り、旧法務局の今後の利用計画は立てられないのではないかと、こういうふうを考えているところでございます。御理解いただきたいと思えます。

なお、移転後には旧法務局の建物は、教育委員会の手を離れまして普通財産となるようでございますね。その活用につきましては、今後、関係各課・機関等で十分な検討の上に利用について有効活用の方法が考えられるのではないかと、こういうふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（西江園 明君） 耐用年数とかということで、それはもう理解いたします。ただ、今後また市長と語る会が開催されるのであれば、当然このことは地域からも強い要望ですので出てくると思えますので、今、教育長がおっしゃいました、時間はかかっても見込みが立っせかすればいいんですよ。だから、その辺のところを含めて、ぜひ検討していただきたいと思えます。

終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

次に、13番、立山静幸君の一般質問を許可をいたします。

○13番（立山静幸君） 通告に基づき、順次、市長、教育委員長に質問をいたします。

新型インフルエンザ大流行への備えについて、5項目についてお伺いをいたします。

1番目の保育所、幼稚園、小・中学校の市内感染状況と防止策の実施状況はどのようになっているのか。体育祭や部活動等による学校での拡大防止策及び学校と家庭との連絡・対応についてはどのように取り組んでいるのかであります。新型インフルエンザがメキシコで発生し、5月8日、成田空港にアメリカ経由で帰国した高校生と先生3人が日本で初めて感染して以来、4か月で日本全国に流行し、恐怖と学校関係者等に混乱が各地で生じております。

そこで、市内の保育所、幼稚園、各小・中学校で2学期が始まって、市内の感染状況はどうなっているのか。また、防止策として消毒液の整備、あるいは手洗い、うがい、マスク等の実施状況はどのように対応されているのか。また、9月中旬に中学校・小学校の運動会等があり、練習やスポーツクラブ、部活動等が最も集団感染しやすいとされておりますが、学校での拡大防止についてはどのように取り組んでおられるのか。

さらに、学校と家庭との連携対応については、集団感染防止のために、情報収集のため大事であるとされておりますが、どのような対応がなされているのか、市長、教育委員長にお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 立山議員の質問にお答えいたします。

6月12日に世界保健機構（WHO）がWHOフェーズ分類を6としまして、世界的なまんえん状況

にあるという宣言を行いました。国内でも、8月17日から23日の1週間に、全国で定点当たり2.47となり、鹿児島県でも1.9となりまして、厚生労働省は今年2日、8月24日から30日までの直近の1週間に1,330件の集団感染があったというふうに発表しております。これは、前の週の約1.5倍で、集団感染の調査を始めた7月下旬以降、5週連続の増加となっているところであります。今後も増加傾向が続くと予想されるところであります。

御質問の幼稚園と小・中学校の状況については教育長が答弁いたしますので、私の方では保育所の状況について説明いたします。

保育所におきましては、常日ごろから入所児童及び職員の健康管理、施設内の衛生管理に努めているところでありますが、今回の流行に伴い、手洗い・うがいの励行、インフルエンザ等感染症に対応した施設内の消毒等を行いながら、体調不良の際の早期受診の呼び掛け等、まんえん防止に努めております。

結果としまして、現状では幸いにしまして施設の休止等を行わなければならないという事態には至っておりませんが、感染・流行に備えまして、休止する場合の基準と感染者発生の際の対応手順等について、現場での指導を徹底しております。

今後、秋冬に向けて更なる流行の恐れもありますので、健康管理・衛生管理の徹底等、情報の提供や注意喚起を図り、まんえん防止に努めたいと考えております。

また、各家庭でのインフルエンザ対策につきましては、これまでも防災無線、有線放送、広報紙、ホームページあるいは散らしを配布しまして情報の提供をしておりますが、今回新たに県が作成しました「新型インフルエンザ予防対策10ヶ条」を各家庭に配布するとともに、公共施設にも掲示しまして感染の予防、せきチェックで、飛まつのはらぎ防止、感染したときの医療機関の受診の仕方、自宅療養の仕方を周知することにしております。

○教育長（坪田勝秀君） では、お答えいたします。

新型インフルエンザ流行に伴う感染防止につきましては、5月に国内の発生が認められて以来、全国的な課題となっております。特に、9月から新学期に入りまして学校での大流行が懸念されまして、感染拡大の防止には、これはもう喫緊の課題ということで取り組んでいるところでございます。

まず、本市の公立幼稚園、それから小・中学校の児童生徒への感染状況でございますが、本日9月9日現在、インフルエンザに感染して出席停止になっている児童生徒、それから濃厚接触者として出席停止になっている児童生徒、あるいはまた感染者数は、お陰様で児童生徒及び教職員を含めまして、報告は1件も受けておりません。

次に、学校での拡大防止策についてでございますが、インフルエンザは接触感染、それから空気感染のいずれでもございますので、手洗い・うがいの励行、それからマスクの着用等が感染防止に効果的であると、こういうふうに言われておりまして、家庭におきましては、睡眠、休養、栄養を十分にとり、体力や抵抗力を維持しておくことも大切であろうかと考えております。

教育委員会では、県の保健福祉部が作成いたしましたパンフレットを配布したり、あるいは、学校や家庭での予防策について具体的な内容を通知したりするとともに、家庭や学校での消毒薬やマスク

等の購入を積極的に勧めているところでございます。

なお、感染者につきましては、感染拡大防止のため、学校校医との相談の上、出席停止といたしまして、場合によっては学級閉鎖や学年閉鎖あるいは臨時休校等の措置をとるよう、学校長を通じて現在指導をいたしているところでございます。

感染が拡大した場合は、特に体育祭、それから修学旅行等の学校行事の延期等につきましても、個別の状況をよく確認をいたしまして検討することになるかと考えているところでございます。また、これも場合によりましては、一定期間の部活動の中止ということも考えられるところでございます。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、今後とも児童生徒の感染防止を迅速かつ的確に把握いたしますとともに、インフルエンザの感染拡大の防止のための学校及び家庭への積極的な指導を続けてまいりたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○13番（立山静幸君） 市長から、10か条の配布をするということが答弁されましたが、保健福祉部が、これは奄美の教育委員会の答弁で新聞に載っておったんですが、県が出している10か条を守っていくんだということだったんですが、どのような10か条なのかですね、お示し願いたいと思います。

○市長（本田修一君） 県の保健福祉部のインフルエンザの予防等のための10か条ということで、うつつさず、うつつらず、そして早めの受診というようなことで10か条ができております。

1 番目に、手洗い、うがいを励行しましょう。

2 番目に、日常生活において、清潔でない手で顔に触らないようにしましょう。

3 番目に、流行したら、なるべく外出は控え、人混みは避けましょう。人混みではマスクを着用しましょう。

4 番目に、規則正しい生活やバランスの取れた食生活などで体力や抵抗力を維持しましょう。睡眠、休養、栄養を十分に。

ただいまのは感染の予防でございました。

続きまして、せきエチケットで飛まつ拡散防止ということで、5 番目に、せきやくしゃみが出るときはマスクを着用しましょう。できるだけ人から1～2 m以上離れたり、人のいない方に顔を向けましょう。

次に受診の仕方としまして、6 番目としまして、発熱やせき等があったら早めに掛かり付け医に相談し、受診しましょう。

7 番目に、受診する場合、直接受診せず、掛かり付け医に電話し、受診の仕方を聞いてください。受診の際は、必ずマスクを着用してください。

8 番目に、インフルエンザにかかると重症化する危険性が高いとされる人は、事前に受診の仕方やインフルエンザの持病への影響について、掛かり付け医に相談しておきましょう。事前に相談が必要と思われる方は、妊婦、乳幼児、高齢者の方、呼吸器、心臓、じん臓病などに病気を持たれている方、その他免疫機能低下が懸念される病気を持たれている方ということでございます。

そして、自宅療養の仕方としまして、9 番目に、医師の指示に従うとともに、外出するとほかの人

にうつしてしまうので、できるだけ外出を控えましょう。

10番目に、熱が下がっても、その日から少なくとも2日経過するまで自宅で過ごしてください。
の、10か条でございます。

○13番（立山静幸君） 教育長にお伺いしますが、先ほど答弁の中で、流行で休む児童があった場合は、学級・学年・学校閉鎖等をすると。そしてまた、臨時休業もするんだということだったのですが、この基準はどうなっているのかですね、お伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

学級閉鎖の場合は、学級の2名以上の児童生徒が7日以内の間にインフルエンザの診断を医師から受けた場合、これを学級閉鎖と、こういうふうに取り扱うと。それから、学年閉鎖の場合は、複数の学級において学級閉鎖の措置が取られた場合と。それから、学校閉鎖というのがありますが、これは複数の学年において学年閉鎖の措置が取られた場合と、こういうふうになっておりまして、ただ、この目安は弾力的な運用としなさいと、こういうことでございます。

そういうことを私どもは学校長にも十分お願いをして、指導してですね、そして、逆にインフルエンザということにおいてパニック状態等が生じないようにということも、また一方では気を付けてですね、楽しみにしている運動会前にある子供がインフルエンザにかかって、それでもって運動会ができなくなったというのは困るというんで無理して学校に子供が出て行ったなどということになりますという、これまた拡大の元になりますので、そこらあたりも十分注意しながら指導をしてほしいということを、この前、校長会で言ったところでございます。うがい、マスクはもちろんでございます。ただ、あとはもう、対応をしたらあとは祈りなさいと、もうはやらないように、ということまで話をしたところでございます。

以上でございます。

○13番（立山静幸君） 次に、(2)番目の重症化しやすい呼吸器疾患や心臓病、糖尿病、じん臓病の人、それから妊婦や乳幼児・高齢者への特別指導及び乳幼児等のインフルエンザ脳症に対する特別指導が必要と思うが、どのような特別指導をするのかでありますけれども、枕崎市の60代の女性が8月29日、死亡をされましたが、この人は肺がん等の疾患患者であり、これまで感染すれば重症化の恐れがあると新聞・テレビ等で十分認識をされ体調管理もされておったと思いますが、また、掛かり付けの医者からも注意されておったと思いますが、それでも、この新型インフルエンザは持病のある方はもちろんのこと、健康な妊婦の方々が感染しますとインフルエンザ脳症等に胎児になるなど、恐ろしい新型インフルエンザであります。

そこで、これらの方々の不安を解消しようとするため、掛かり付けの医者に相談することはもとよりですけれども、市役所として特別な指導は計画していないのか。また、重いインフルエンザ脳症になりやすい妊婦や乳幼児のいる家庭について特別指導は計画していないのか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

御指摘のとおり、免疫力が低下するような基礎疾患をお持ちの方や妊婦、乳幼児、高齢者の方へは、更なる感染予防対策や、かかったときの感染拡大防止、重症化予防ということの指導が必要になって

くるというふうに思われます。

新聞やテレビ等でさまざまな情報が流れていますので、よく見聞きされているというふうに思いますが、市といたしましても適切な情報をお伝えしていかなきゃならないというふうに考えているところでございます。

妊婦の方には、妊婦さん向けインフルエンザのQ&Aや、ただいまお話ししましたインフルエンザ予防対策10か条等の散らしを産婦人科医の指導の下に発送をしたところでございます。

また、妊婦や幼児に対しましては、母子手帳の交付の際や健康診査等の通知とともにインフルエンザの予防について注意を喚起してまいります。

そして、次に人工透析の方には、透析患者における新型インフルエンザ対策合同会議が出しております透析者のための新型インフルエンザ対策の資料を医師の指導を受けながら本人に送付しているところでございます。

乳幼児の保護者の方につきましては各種健診や健康教室などで、高齢者の方に対しましては地域でのグラウンドゴルフ大会の会場等で、健康教室や特定健診の結果報告会などで、手洗いやうがいの重要性など感染予防の啓発、インフルエンザ脳症の見分け方などを周知していく計画でございます。

その他の持病をお持ちの方につきましても、医師と相談の上きちんと治療され、適正に自己管理をされることで重症化を予防できますので、医師との連携を図りながら啓発を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○13番（立山静幸君） これまでも、それぞれの立場の人には指導をしたりパンフレットを配布したりされているようですが、我々には、一般の方々には目に付かないわけですよ。知らないわけですよ。我々も、そういうパンフレット等を見れば、こういう間接的に指導もできるんじゃないかと、このように思っているんですが。

それから、いろんな場所にですね、このようなパンフレットは、配布というんですか、市役所のどこかとか支所のどこか、農協とか、いろんな関係には配布してあるのかですね、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま答弁しましたことにつきましては、特に特別指導が必要な方ということでございまして、お話したとおりでございます。市内の市民の方々、また各家庭につきましては、これまでも防災無線、有線放送、広報紙、ホームページあるいは散らし等を配布しておりますが、今回新たに県が作成しました新型インフルエンザ予防対策10か条、先ほど言いました分につきましても各世帯に配布したいと。そして、公共施設にも掲示したいと。そしてまた、感染の予防、せきのエチケットで飛まつのはらぎ防止、感染したときの医療機関の受診の仕方、自宅療養の仕方というものを更に徹底して周知を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） あとしばらく質問、続きますよね。

○13番（立山静幸君） いいえ、2項目はもうこれで終わります。

○議長（谷口松生君） 午後からしますか。よろしいですか。

○13番（立山静幸君） 午後からの方がいいと思います。

○議長（谷口松生君） ここで、昼食のため暫時休憩をいたします。

午後は1時10分から再開をいたします。



午前11時57分 休憩

午後1時08分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

毛野了議員、着席です。

13番、立山静幸君の一般質問を続行します。

○13番（立山静幸君） 3番目について一般質問をいたします。

9月下旬に流行のピークを迎え、年内に終息すると想定されているが、ピーク時の市内感染者数、入院患者数の試算はどのようになる見込みか。また、ピーク時の対応計画について問うであります。厚生労働省は8月28日、今回の新型インフルエンザによる国内の患者数は、年内に約2,500万人で人口の20%に達すると推計、り患率に基づく流行シナリオを発表をしております。患者のうち入院する人の割合は1.5%の約38万人、このうち0.15%の約4万人が重症化して、インフルエンザ脳症や人工呼吸器装着になると予想をしております。また、ピーク時には、1日当たり約76万人が発病する見通しであると発表をしております。

これらのデータを参考に、地域に応じた医療体制を早急に整えるよう都道府県に指示したとのことであります。県からの市に対する指示により、市のピーク時の市内感染者数や入院患者数の試算数は、それぞれ何人になる見込みか。また、見込み患者数や入院患者数に対して医療体制は十分か。また、医療機関の協力体制は十分か、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

厚生労働省新型インフルエンザ対策推進本部の資料では、通常のインフルエンザの流行と同じと想定した場合、流行の始期が8月最後の週である場合には7週から8週後が流行のピークとされておまして、10月中旬がピークと予想されております。その後、季節性のインフルエンザと相まって流行すると考えられ、第2のピークがその後に訪れると予想されているところでございます。

各都道府県において医療体制を確保するための参考に厚生労働省が示した仮定の流行シナリオによりますと、通常のインフルエンザの2倍程度の人が発症するものとした場合に、国民全体の20%、市民の6,800人が感染すると仮定されます。入院患者は100人程度、1.5%と予想されております。

なお、7月29日から8月18日までの入院患者数820人のうち、6歳未満が20%、6歳以上16歳未満が47.5%と、通常のインフルエンザとは異なり小児の入院患者が多くなることが予想されており、関係機関への予防指導の徹底が肝要であると考えております。

なお、ピーク時の対応についてですが、シナリオの仮定に従うと100人程度の入院患者が出る状況ですので、受け入れ先の確保等、今後も保健所や医療機関と協議していく計画になっているところでございます。

○13番（立山静幸君） 新聞紙上によりますと入院患者数が0.15%とか。私が質問をしているのは、志布志市が3万5,000人にした場合、どういう人数になるのか、それを尋ねているわけです。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えいたしましたとおり、仮定の流行シナリオというようなことでございまして、通常のインフルエンザの2倍程度の人が発症するというふうに仮定しております。そういうことで、市民の6,800人が感染するんじゃないかなということでございます。そしてまた、入院患者は100人程度になるということでございます。

○13番（立山静幸君） 6,800人が感染をして100人が入院する予想ということですが、それに対して、4番目にもしますが、それに対応する病院なり市の体制、それはどのようになっているのかですね。100人入院患者が出た場合に、市内の医療機関あるいは近隣で対応できるのか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

厚生労働省の方では、8月28日付けで各都道府県に対しまして新型インフルエンザ患者数の増加に向けた医療提供体制の確保等について対策を講じるよう通知しております。県において、医療機関と連携して協力体制を図っていくということになるところでございます。

志布志保健所に確認いたしましたところ、市内の医療機関において診療施設の関係によりまして、新型インフルエンザの患者を受け入れられない医療機関もあるということでございますが、発熱等により電話で診療の相談等があった場合には診察できる病院を案内するなど、協力を得られているということでございます。

ということで、ピーク時の対応についてでございますが、先ほども言いましたようにシナリオの仮定によりまして100人程度の入院患者が出るという状況でございますので、これらの受け入れ先の確保等につきましては、今後も保健所や医療機関と協議していくという計画になっているところでございます。

○13番（立山静幸君） 次に、4番目の市内の医療機関の大流行への備え、関係医療機関の連携・協力体制は十分かでありますけれども、近くでは沖縄県や奄美市での集団感染が多いようでございますが、行政や医療機関は、市内の基礎疾患のある人や婦人、乳幼児等の受診ができない事態は絶対に避けなければならないと思っております。市内の医療機関では、流行に備えてどれぐらい整備が進んでいるのかお伺いします。

また、志布志・鹿屋保健所を中心に、市内・近隣市町医療機関関係は、連携して早期診断、早期治療が速やかにできるように協力体制が必要と思っておりますが、どのような対応がなされているのか、お伺いをいたします。

○保健課長（木佐貫一也君） 医療機関への協力体制についてでございますが、先ほど市長も答弁いたしましたように、都道府県の方が主体となって医療機関との連携を図っていくよということの厚労省からの通知がございました。本日も都道府県職員に対しまして国の説明会が開催されたわけですが、今後はそういう説明会を受けて、県を通しまして市町村あるいは医療機関に対して受け入れ先の確保等協議をしていく計画になっているところでございます。

○13番（立山静幸君） 9月の7日の南日本新聞によりますと、沖縄県の例が掲載をされております。時間外検診、民間が協力、救急病院の患者集中を防ぐ、というようなことで、病院間の連携あるいは保健所等の連絡、それから関係市町村との医療機関の連携等によって、患者に対して的確に診療体制ができた。これがモデルになるんじゃないかというような掲載でございますが、市を中心に保健所、今話を聞きますと保健所が主体になるような話ですけれども、各医療機関の連携なりそういうのは、この前6月議会の時に一般質問をした時には協議会ができていたような話もされたんですが、その辺の関係はどうなっているのかですね、お伺いいたします。

○保健課長（木佐貫一也君） ただいま、議員の御質問による協議会についてでございますが、県下におきましてもインフルエンザが発生しているという情報が入りまして、8月からインフルエンザにつきましても新型であるか季節性インフルエンザであるかの詳細検査については行われなくなったところ。集団感染につきましても、今、全国的に治療を優先するというので、特別の事情がない限り詳細検査を行わないということになったところでございます。

それを受けまして、庁内におきましては、当然予防の啓発は大切であるということで、今週月曜日に協議会を対策本部に切り替えまして、啓発の強化を実施していくということを共通認識といたしまして、対策本部の中で話し合いをしたところでございます。

以上でございます。

○13番（立山静幸君） 人工呼吸器等の備品の整備状況、これは市内でどのぐらいになっているのかですね、お伺いいたします。

○保健課長（木佐貫一也君） 手元に資料がございませんので、把握いたしまして報告いたしたいと思っております。

○13番（立山静幸君） この人工呼吸器につきましてはリース会社もあるということで、リース会社が海外に出向いて相当数の機械を購入してきていると。大流行の方が一に備えて整備をしたというような報道もあったわけですが、この疾患の高齢者あるいは人工透析等の方々については、このような人工呼吸器が必要であるというようなことであります。そういうことで、市内の病院等にどれぐらいの台数があるのかですね、お伺いしたいと思います。

○議長（谷口松生君） 今のは先ほどと一緒に、後もって報告するということですか。

○保健課長（木佐貫一也君） 先ほどの御質問の中でも御指摘がありましたように、人工呼吸器等につきましても医療機関の方で補充するものでございますので、今手持ちの資料でありませぬので、誠に申し訳ありませんけど、後もって御報告したいと思います。

○13番（立山静幸君） それでは、次に入りたいと思っております。

5番目の、ワクチンの接種はどのような優先順位で実施するのか。また、輸入ワクチンの安全性の問題をどのように認識しているのかであります。これにつきましては今日の新聞で詳しく出ておりました。

しかし、通告時点での質問にしていきたいと思っておりますが、8月の26日の南日本新聞によりますと、全国でワクチンの必要量は5,300万人分であり、内訳は、基礎疾患がある人が1,000万人分、小・中・

高校生が1,400万人分、乳幼児が600万人分、妊婦の方が100万人分、医師従業者が100万人分の5,300万人分であると報道されております。

今日の新聞によりますと5,400万人分で、この内訳が少し変わっているようでございますが、厚生労働省から末端医療機関までのワクチンの流れと、医療機関でこの五つに該当する人にはすぐ接種できるのか、これ以外の人へのワクチンの接種はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

また、輸入ワクチンの安全性についてであります。国内に必要なワクチンを5,300万人分として、国内製造で足りない分については輸入で賄う考えであるが、輸入ワクチンに対しては緊急性がある場合に、海外での承認を条件に、国内での臨床試験を省略できる薬事法の特例承認を初めて適用することになっているようであります。

海外のワクチンは、アジュバントと呼ばれる免疫を増強する物質が添加されており、海外で承認され、広く接種され、効果があるにせよ、安全性に疑問があるようであります。市長はどのように認識をされているのか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

厚生労働省は、今日4日、新型インフルエンザのワクチン接種の優先順位案を発表したところであります。接種の順位につきましては、必要な医療を確保するため医療従事者を最優先としまして、基礎疾患のある人と妊婦を2番目に、1歳から就学前の小児と1歳未満の小児の両親を3番目に位置付けてあります。

国内メーカーのワクチンは、10月下旬から接種可能となる見通しですが、製造量が限られているため、厚生労働省は国内製のワクチンをこれら優先対象者に使い、その他の対象者は12月下旬以降に使用可能となる輸入品を接種するとしております。なお、厚生労働省のホームページで素案に関する意見を募り、今月中に正式決定するという予定になっております。

また、海外メーカーのワクチンにつきましては、国産品には入っていない補助剤が使われている場合があるということで、国産品に比べまして副作用の危険性が高いという指摘もあるところでございます。国内及び海外で実施されている臨床試験における安全性を引き続き確認していくということになっております。万が一、安全性に問題がある恐れがある場合には使用中止もあり得るとされているところでございます。海外ワクチンの接種は、優先対象者を除いた方に接種予定となっておりますので、リスクについての周知が大切というふうに考えております。

○13番（立山静幸君） 今日の新聞で、国が委託病院で予約制でということなんですが、この国が委託する病院というのは、分かっておればどこか教えていただきたいと思っております。

○保健課長（木佐貫一也君） 実を申しますと今日、本日ですね、都道府県の職員に対しまして厚労省の説明会が開催されたところでございます。したがって、今御指摘のあったように医療機関に証明書を提出したり、あるいは、母子手帳をお持ちの方をということで身分確認をするということですが、詳細につきましてはまだ今のところ、こちらまで情報が届いていないところでございます。

以上でございます。

○13番（立山静幸君） ワクチンが、新型インフルエンザは2回接種ということで、4,000円ずつかかって8,000円ぐらいかかるんじゃないかというような報道がされているんですが、これを公的負担はできないのかですね。また、どのような指示等が来ているものかですね、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ワクチンの接種につきましては、今お話があったように2週間の間隔を空けて打たなきゃならないということで2回接種するというようなことになっているようでございます。

現在この接種について、行政の方で何らかの手当てをするということについては、私どもの段階ではまだ考えていないところでございますが、今後、厚生労働省の方で何らかの対応があるとすれば、それに応じていきたいというふうに思います。

○13番（立山静幸君） まだ、市内では9月に入って感染者はいないというようなことございまして、私も一番最初に一番目でした時に、前、蓬原小学校と通山小学校で発生したようなことを聞いておったものですから。終わってから昼食時間に聞いたら「おいどんも聞いた」というようなことで、教育長に聞いたら「いや、夏休みにもう2名については治った」というようなことを聞きました。

そのような、大崎町では発生したとか聞いておりますし、今後、早急に発生するかも分からないわけでございますので、万全の対策でこの新型インフルエンザには、市はもとより学校関係者も取り組んでいただきたいと、このように考えてお願いをしながら質問を終わりたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども言いましたように、この新型インフルエンザにつきましては、今後これから本格的な拡大、流行がもたらされる可能性が高いということでございまして、先ほど課長の方からも答弁しましたように庁舎内でも警戒本部から対策本部に切り替えて緊張感を高めているところでございます。

そしてまた、ワクチン接種につきましても10月中旬ごろから接種できるようということが示されておりますので、これらの接種に向けて関係機関とも調整していきながら、優先順位のある方については周知等を図って接種率を高めていくような形にしていきたいというふうに思います。

いずれにしても、当初、新型インフルエンザというようなことで非常に緊張感が高い状況でいろんな情報もたらされたところでございますが、現在の厚生労働省の対応では通常のインフルエンザと同程度のレベルで対応するというようなことになっているようでございますので、そのことを基本的に考えましてやっていきたいと。

しかしながら新型でございますので、現在の早い時期から流行拡大の恐れがあるということは、十分認識しながら対応をしていくということでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○13番（立山静幸君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、立山静幸君の一般質問を終わります。

次に、12番、本田孝志君の一般質問を許可をいたします。

○12番（本田孝志君） 眠気のくる時間帯でございますが、ぜひですね、私の一般質問に対しまして明解な元気のいい、私の納得できるような、そしてまた議員の皆さんも眠気の覚めるような執行部の

御回答、答弁をお願いいたします。

では、通告に基づきまして一般質問をいたします。

まず、1番目に、一問一答式ということで、在宅介護者に相応の支援をとということで申し上げます。

高齢者が増える中、介護保険制度は住み慣れた家で長生きしてもらおうというのが目的でした。

しかし、目的に沿って在宅で生活している要介護者がどれぐらいいるのでしょうか、我が志布志市にはですね。身体介護はもちろん、認知症の介護はどんなに大変なことでしょう。全国的にも、介護疲れで虐待、殺人へと発展するケースは珍しくありません。多くの介護者が後ろ髪を引かれる思いで、仕方なく施設入所を余儀なくされているケースも少なくありません。

介護度4・5になると、介護者に1か月、我が志布志市では用品代が6,250円、そして、お金が月に8,000円、3か月ごとに出ております。施設入所だと、毎月介護保険から、1人に介護保険料の中から。在宅介護の方にも少しでも介護保険料が出たらいいなと考えております。そして、介護保険料が別に出たら、介護者も本人にも優しい気持ちで接することができるでしょうし、施設入所に殺到することも少しは軽減されるのではないのでしょうか。

介護保険料は強制的に年金から天引きされるのに、寝たきりでも在宅で家族が介護している人に、同じ介護度でも不公平感は免れません。

介護保険制度も原点に戻って、住み慣れた家で長生きしてもらおうという考え方に戻るべきです。高齢社会は、ますます進みます。介護保険料を在宅の介護者にも企ててほしいと思います。

ただいま、介護の居宅サービス、有料老人ホームの入所者に対して、そしてまた居宅、自分の家で介護されている人に対して介護保険の方から幾ら支出しているかといいますと、平均で介護4・5の方が居宅サービスと自宅介護、居宅、自宅で介護されている方が要介護4で13万8,449円、そして有料老人ホームに入っている人に18万6,468円、そして要介護5が17万2,538円と20万5,839円。その差額を申しますと、要介護4が4万7,619円、そして要介護5の方が3万3,000円ということでございます。

まず、ではですね、1番目の何人介護者がいるかということをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 本田議員の御質問にお答えいたします。

介護を必要とする高齢者を社会全体で支えるために平成12年4月から介護保険制度が創設されたところでございます。この制度の中で、要介護の認定を受けて在宅で生活しながら、訪問介護、通所介護等の各種介護保険サービスを利用している方を在宅介護者というふうに定義しております。

21年6月30日現在で、市全体では607名になっております。内訳としまして、要介護1が180名、要介護2が177名、要介護3が123名、要介護4が77名、要介護5が50名の607名でございます。

○12番（本田孝志君） でですね、要介護4と5の方が何名いらっしゃいますか。

○市長（本田修一君） 要介護4が77名、要介護5が50名で、127名ということでございます。

○12番（本田孝志君） これは、127名というのはですよ、在宅介護者数は幾らか、お願いします。

○市長（本田修一君） ただいま申し上げました数字が在宅の方になるところでございます。失礼しました。

○12番（本田孝志君） ちょっと数字がですね。

では、8月7日現在の数字は幾らですか。今後ですね、127名というのは、私のその時の8月7日現在では大体、今9月9日ですね。1か月たって、その人数が変わるということがあると思うんですが、その時が大体100人、私のその時、8月7日現在はですね、であったもんですから。今後のお金のことになってきますので、ちょっと127と27違うということなもんですから、そこら辺を確認いたします。

○保健課長（木佐貫一也君） 今、市長の答弁にございました127名につきましては、6月30日現在の数値でございます。

以上でございます。

○12番（本田孝志君） まあ不親切ですよ。

私が、今日9月9日に質問するんだから、6月30日。私が8月7日に行った時は約100人。今127名ですが、やはり私は大体正確な数字。

であれば、前のことを聞いたって始まりませんので、今の現状を聞きたいと思います。

○保健課長（木佐貫一也君） 誠に申し訳ございません。説明不足でございました。

議員の方にお伝えいたしました103名につきましては、在宅寝たきり介護手当の受給者数を報告したものでございます。

以上でございます。

○12番（本田孝志君） もう一遍詳しく。私にやったのは、8月7日分は100ちょっと。今、受給者分がその時がそうであったということは、もっと詳しく説明して。

というのは、私も介護保険の手引きを課にもらいに行ったらですね、いいかげんなことだったんですよ。介護4が幾ら、5が幾らということで、私が担当者に詳しく説明してくれということをやったら、「本田さん、寝た人が普通4なんですよね」。であれば、その基準を、4と5というのを、あえてここで聞きますが、詳しくですね。私は素人なもんですから、ただ「寝た人が4と5なんですよ」、それで、あとは「人間はこれだけです」という、まあ、これが役所かなと思えましたよ。だから、私が一般質問で聞くから課長に言っとけと。

それで、その時、私は窓口で、大体知っていますので、支援から要介護まで幾ら幾らというのは知っています。知っていますけれども、「それならお前、ここで説明してみろ」と言ったら「いや、説明はできません」。「文書を出せ」と言ったら「文書は出しません」。だから、そういうことですね、一般市民、私は介護保険の委員もしていますが、少しは一般の人よりも勉強しているから知っていると思うんですが、一般の人にですよ、あたいげえんしが、親父が、お袋が、あたいげえんととか身内の人が尋ねに来てですよ、だれでも、「まあ、ここに座ってください」と。これだけですよ、文書をこれだけやって、「勉強してください」と。それで、帰ってみて勉強してみたら、その要介護はいろんな書いてございません。もう3回ぐらい来ました。だから、何も説明できませんよ。だから私が課長に、本会議で言うから、説明するように。課長、説明して。

○保健課長（木佐貫一也君） まずは、私の指導の至らなさ、深くおわび申し上げたいと思います。

ただいま御質問の要介護状態についてでございますが、要介護4につきましては、厚労省で介護保険の制度発足時に示した状態像でございますが、要介護3の状態に加え動作能力が低下し、介護なし

には日常生活を営むことが困難となる状態。要介護5につきましては、要介護4の状態より更に動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態という報告がされておるところでございます。

現時点では、介護事務組合におきまして、介護審査会におきまして点数化されて要介護度が判断されているところでございます。

以上でございます。

○12番(本田孝志君) まあ課長の説明もいいかげんですよね。それは、3よりも重いのが4ですよ。4よりも重いのが5ですよ。要約すれば、そういう今、回答ですよね。

まあそこら辺でいいとしてですよ、まあ言ったって、言いたいけれどもですよ、私は、目的はその100人の人に対して、市長、ここに書いてございますが、月々在宅寝たきり老人等介護手当8,000円となっておりますが、別途2万6,000円を支給する考えはないか、そういうことが私の目的です。4、5がどうであれですね。

そういう人たちに対して御苦勞賃として、今それで平均を言いましたのが、そんな所に入っちゃれば、老人ホームに入っちゃれば18万6,000円、4です。まあ5でもいいです。そして、自分の所だったら13万8,000円。差額が4万7,619円、介護保険の方からも出てないんですよ。出てないから、私はそれを一般の方から、約200億円の志布志の年間の予算ですが、その中からぜひ、月100人として264万円、年に3,120万円をどうにか市の方から、その人たちに面倒賃としてですね、する気はないかと。

市長はですね、いつも「市民の目線で」と言いますが、私は弱い者の弱者の目線でものを考えて、ぜひ、回答をよろしくお願いします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

議員おっしゃるとおりで、この在宅で介護をされる方につきまして、かなりこの介護保険制度の中ですれば不平等かなというような気も、私自身も持っているところでございます。

そのことにつきましては、この介護保険制度が発足する際にも、そのような議論があったように記憶しているところでございます。例えば、在宅で介護をされる家族の方に、それらに相当するものを支給したらどうかというようなことであったということでございますが、専門でされる方と家族が介護した場合に、その内容の密度というものを図るすべがないというようなことで現在のよう形になったんじゃないかなというふうに思っているところでございますが、いずれにしても在宅で介護をされている方の御苦勞というのは大変なことだというふうには考えているところでございます。

そしてまた、それが全体の介護保険制度の維持につながっていつているというふうには考えているところでございますが、現在の段階では、先ほど103名というお話を申し上げました、その方々に寝たきりの老人等介護手当をしているということでございます。その方々に手当を9万6,000円、そしてまた、介護用品を7万5,000円ということで、一人当たり17万1,000円の在宅者への支援として支給している現状でございます。

今お示しになりました2万6,000円という数字がどういうレベルかということについては、ちょっとまだ詳しくお聞きしなきゃならないところでございますが、いずれにしても、まだまだ上げたいと

いう気にはなるところでございますが、今後、この介護保険においては3年1期の計画において進めているということでございますので、第5期においてそのような形の措置が取られれば、取られるようにしていきたいというふうに考えるところでございます。

○12番（本田孝志君） 今、別途2万6,000円、月ですからですね。今、市長が言われたのは年の間違いですよ。まあ、それは年という、だから、「あら10万どしこあって、今度は2万どしこ」とかいう、それは違うんですよ。まあ、それはそれで納得してください。

今、日本も大分世の中が変わりまして、今後また行政の無駄といえますか、私は志布志市にも相当な金額の無駄があると思います。合併協議会で協議がなされた中でも、いろいろな問題が、私はまだ無駄遣いといえますか、まだ、市長はまだせんどまだせんどというのがたくさんございます。

ですから、もう日本も変わったわけですので、このようにですね、世の中が、民主党時代に。恐らくまた自由民主党が天下を取るかも分かりませんがですね、今、新聞・テレビ等で見ていますと、もう大変なことです。

ですから、今後やっぱり前の考えはですね、大分頭を7ぐらいはのけて、やっぱり改革していかないかんどということを考えていただいて、今の私のこの一般質問も言っていますが、やはり弱者をぜひ助けてください。助けていって、そして無駄を省いて、そして、この介護保険は介護保険でいいです。これは、そのようにまたちゃんと厚労省の方からいろいろ考えてやっていけると思うんですが、志布志市の首長としてどのような考えをお持ちか、今後どのような考えかをお聞きたいします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今朝のニュースだったと思いますが、民主党の方が、温暖化の削減のための排出ガスの基準を1990年比25%削減するんだという方向性を示したところであります。従来、自民党では8%しか出せなかった数字でございますが、25%出すということになると、これは大激変だというふうに思います。それが、きっちりとそのような方向性がとられて、また、政策が遂行されるとなると、かなりの政策が大幅に変更してくるのではなかろうかなというふうに思ったところでございます。

そういった意味から、今、議員がお話になったように大きく世の中が変わっていく節目にあるというふうについては十分認識しているところでございまして、今、いろんな形で、私どもは従来の自民党政府の政策に基づいて予算を組み立て、また考え方を整理して、そしてまた、これからの進むべき道をとろうとしていたところでございますが、さまざまな事業について、国ないし県にお伺いをしましたところ、その担当の方でも民主党の政権の方向性を見極めた上でというようなことで、止まっているような状況でございます。

そのようなことでございますので、昨日もお話を申し上げたと思いますが、私どももアンテナを高くして、そしていち早く情報を入手して、対応を素早くして市民のサービスが低下を来さないような形で行政に取り組んでいかなきゃならないというふうに思います。

ということで、この介護保険事業、そしてまた在宅介護者に対する考え方というのについても大きく方針が変わる可能性もあるというふうには認識しているところでございます。

○12番（本田孝志君） よろしく願いいたします。

では、続きまして2番目の市道吉村・押切線、そして、飯山・通山1号線の改良工事についてという事で通告いたしておりました。

この野井倉土地改良区の水路は、私がちょっとそのいきさつを読みますが、昭和22年に国の工事として認められ、工事が再開され、昭和24年6月5日に野井倉開田に初めて水が流せる日がきました。甚兵衛さんが78歳の時です。その後も工事が続けられ、昭和28年、520haの開田工事は完成しました。当時のお金で4億5,000万円かかったといわれています。今のお金で換算すると90億円から100億円だそうです。

そして今、私が水路の事について一般質問をするわけですが、この前も建設課の方に行きまして、この水路とですね、今工事をしていますが、その野井倉開田の水路と、そして歩道ですね、歩道を一体的に工事はできないものかということでもちょっとお伺いしたんですが。

まず、その前にですね、あの水路、そして歩道がありますが、市長はどのような認識の下に、あれは歩道とされているものか、車道か人道か、どのようなお考えか、よろしく。

質問いたします。回答をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

御質問の道路につきましては、吉村・押切線の歩道と、中学校前の歩道ということで、学校前につきましては土地改良区と協議の上、用水路を暗きょにするなどしまして、歩道として整備をしたところでございます。その他の部分につきましては、いわゆる飛行場跡地の付近につきましては、ほ場の中の地ということで、ほ場整備の中で位置付けて整備しなきゃならないものではないかなというふうに考えております。

○12番（本田孝志君） 私も議員になりまして、その前から考えておったんですがですね、この辺りを、この下段もですが、500haほ場整備をやるということであれば、あの水路等と一緒にパイプラインになって、これはいいことだなと待っておったんですが、もう今になっては見通しは立たないと思うんですよ。下段はどうか計画をされたんですが、あの辺りはもう今後どうにもならんと。なればですね、私はいろいろな、やはり国の予算等をいただきながら整備を計画的にしていかな、あのままで、もう私が今さっき読み上げましたようにですね、何十年になっているんですよ。そのままで、その状態。

そして、その前にじゃあ、教育委員長にも私が通告してありますので、あそこは通学路、そして自転車道、どのような認識ですか。まず、そこらあたりからお伺いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

私も二、三日前にあそこに、新学期が始まってから見てみましたが、確かに私どもは農道と聞いておりますけども、非常に狭いようでございます。で、あの隣接する用水路につきましても、梅雨時でありますとか、あるいは田植えの時期などは非常に水量が多く、流れも早いことから、この水路にふたをできないものかなと、かねがね思う一人でございます。

このようなことから、近くの有明小学校・中学校といたしましては、今申しあげました用水路の東側に隣接している、いわゆる農道でしょうか。を、通行する指導をするとともに、登下校の安全対策

をとっているというのが現状でございます。

それは、用水路を暗きよにするということで、大変歩道の安全確保もされるとは思いますが、改良には多額の経費が必要ではないかと思われまます。

そこで、教育委員会といたしましては、児童生徒が、これまでこの農道を通行することによって農作業に支障があるとか、あるいは農作業のために登下校に支障があったというようなこともないと聞いておりますので、そして、なおかつ地域の住民の方々が登下校のために清掃作業等を非常にきめ細かになさってくださっているというようなことも校長等から聞いておりますので、今のところで安全な通学路になっているこの農道を十分注意して登下校するよう指導をしておりますが、今後とも、そういうスタンスで指導を続けてまいりたいと、こういうふうに考えているところでございます。

○12番（本田孝志君） 教育長、大変失礼ですがですね、いつから市長になられましたか。いや、あなたは「予算的に」と言われましたよ。あなたが回答することではないでしょう。断らんね、取り消しせんね。何を言ってるの。

○教育長（坪田勝秀君） 誠に失礼いたしました。

私、つつい口が滑りまして、多額の経費が必要じゃないかななどと申しましたが、これは私の範ちゅうではございませんでした。訂正いたします。

○12番（本田孝志君） ではですね、今こちらの方が断られましたので、市長、あなたの考えはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど、この地域の経緯について詳しくお話をされたところでございました。全体をほ場整備の地区として、何回も何回も整備事業に取り掛かった経緯があったということでございます。

そして、それに基づいて水路の整備をしようというような計画でありましたが、それぞれの計画、国営事業は21世紀型水田農業モデルほ場整備事業、あるいは12年の国営農地再編整備「志布志湾奥地」の推進事業というようなことで進めてきたところでございますが、同意率が至らなかったということで、この事業に着手できなかったところでございます。

ということで、現在は地域を限定しまして野井倉下段地区48haの事業実施ということで、本年度100%同意をもらって事業が開始できるようになったということでございます。

私自身としましては、この地域を、この下段地区が出来上がるとなれば、工事が進むとなれば、また別の地域にも、そのような気運が広まってくるんじゃないかなというようなふうに考えまして、全体的な事業推進の期間を、取り組みを関係機関一体となって開始をしているというようなことでございまして、そのことに基づきまして幹線用水路についても整備が図れるような補助事業の導入をしていきたいというふうに考えているところでございます。

しかしながら、先ほども申しましたように、いわゆる危険箇所につきましては、土地改良区とも相談しながら、歩道として整備をさせていただいているということでございます。この水路を、全体2,500mの水路を整備するとなれば約5億2,000万円ほど必要になるということでございますので、この水路の改修だけでなく全体のほ場整備というようなことから取り組みをしていくべきかというふうに考え

るところでございます。

○12番（本田孝志君） ただいま野井倉土地改良区ともございましたが、話がですね。ここに、18年10月13日に、志布志市長、本田修一殿、志布志市有明町野井倉1756番地、野井倉土地改良区理事長名で、市道飯山・通山1号線の道路拡幅工事に伴う用水路改良に関する要望書が出ております。

読んでみます。

本土地改良区の事業運営には、平素から格段の御配慮をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、この度、志布志市が市道飯山・通山1号線の拡幅工事を計画されているところですが、これに隣接している用水路、3号幹線用水路は、野井倉地区の水田農業を担っている最重要基幹水利施設であり、さらに吉村地区以南の住宅周辺や道路からの排水、菱田川まで流す公共性の高い主要排水路として認識しております。

本土地改良区では、この用水路の維持作業を組合員総出で年2回行っておりますが、年々農家の高齢化が進む中、法面が広く河畔が高いため、作業に大変苦勞しております。さらに、土水路であるため浸食が激しく、ますます維持管理が困難になってきております。

こういったことから、この施設の抜本的な改善策としてはほ場整備と一体に行うため基盤整備計画を立て、農家に対して御理解をお願いしておりますが、昨今の厳しい農業情勢の中なかなか賛同が得られなく、改良ができない状況であります。

今回、志布志市役所へのメインストリートとなる、この道路の拡幅工事と同時に、用水及び排水機能を高めるために全面的水路改修を一体的に進めていただくことをここに要望する次第であります。

ということで、出ております。

ですから、今まだいいんですが、まだ途中で。それなら言います。今、先ほどですね、私が言ったことをですね、総体的に最後は答えてください。私が言います。先ほど、市長は「あれは歩道です」、教育長も「歩道です」と言われました。歩道をですよ、自転車が通っていいんですか。

○教育長（坪田勝秀君） 私は、農道と答えたつもりであります。

○12番（本田孝志君） 歩道とも言われてなかったですかね。私は、ここにメモをしたんですよ。なかったですか、なかったらすみません。後でまた、あれ、調べます。

○教育長（坪田勝秀君） 私が歩道と申しましたのは、もし暗きよをすることによって安全な歩道の確保にはなるだろうと、こう申しました。今のところ、今のままでは、どっちみち農道だろうと。もし、あれに暗きよができることになって広くなれば、これが歩道ということになるのではないかと、こう答えただけでございます。

○12番（本田孝志君） ですね。ですから、私は警察にも行ってですね、歩道とか、「歩道はどんなものですか」と聞きました。私は、ああやっぱり歩道は通ってはいかんなんて思って行ったんですよ。そしたら、こういう法律だそうです。幼児もしくは65歳以上の老人は、歩道を歩行者に対して危険のないように通ってもいいということだそうです。

先ほど、市長は歩道と言われました。歩道は自転車は通れません。今、通学路で自転車を。だから、私はそこを言ってるんですよ。私は、何もやかましいことを言ってるんじゃないんです。

ですから、お金のことじゃないと。市長、だからお金のことじゃないんですよ。あそこをですね、死亡事故があったり、いろんなときに裁判になったときに、少しの、5億円どしこお金がかかると言ったけど、4人ぐらい交通事故とかで死んだり、子供が死んだり、あのガード、パイプで下も開いちゃって、私も勉強しました、行ってみて。危ないです。だから、それにしても、5億円のお金が10億円かかろうが、事故があった後5億円かけても何もなりません。今に5億円かかっても、やった方がいいんじゃないですかということを私は言いたいんですよ。事故があったら終わりですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

あその水路につきましては、地域の方々も十分注意されて、子供たちも十分注意しているということで、そのような事故がかつてなかったというようなふうに分かっているところがございます。

そのようなことで、なかったから幸いだったわけですが、仮にあったとすれば、いろいろな問題が発生してきて大変だったというふうには認識するところがございますが、水路の整備については、やはり全体的なほ場整備の中で考えるべき内容ではないかなというふうに思うところがございます。

現在、子供の安全対策のためにはガードレール等を設置してありますので、それで対応できているのかなというふうに思います。

昨年、政府の方で臨時交付金等事業で新たな事業が提示された折に、その水路についても整備できないかということで、担当課を通じて本省の方にも問い合わせをさせてみたりしたところがございますが、残念ながら、そのことにも至らなかったところがございます。

そのようなことで、順次、この水路については整備をさせていただければというふうに考えるところでございます。

○12番（本田孝志君） やっぱり整備事業と一体になってとか、市長は言われていますがですね、私は過疎計画とか、いろんな合併特例債とか、いろんなもんです。前も同僚議員がですね、過疎計画の達成率はどのようなことかということでございましたが、過疎計画とは平成12年から今年21年までの10か年の計画でございました。それで、達成率が前の時に同僚議員が一般質問をした時の資料をここに持って来ているんですが、大体80%ぐらいいっているということでございますので。

ですから、先の夢のようなことを言うんじゃなくて、交通事故とかいろんな起きたときには、何やかんや要望しとつても、起きたらすぐしますがね。あそこも事故があったら、すぐすると思うんですよ。私は、教育長にもお願いしたいんですが、ガードパイプ、低いんですよ。1年生か2年生か、靴でもボールでも落ちたら、水路に落ちたら絶対上がれません。もう、すぐ即死、それはもう何分もちません。1分もちません。

ですから、あれをするんだったらするで、ちゃんとフェンスをずうっと向こうまで全部、お金はなんぼかかってでもしてくださいよ。教育長も見に行ったということですが、もう一遍ですね、私は言っときます。

だから、公の場で言ってるんですからね、一般質問というのは。今後ずっと尾を引きますよ。ちゃんとしていかな、自分のことですよ。事故が起きてから、ああしもたち。本田議員はあげん何遍も

言うたのにしもたなあち。あんとき5億円かけときゃよかったなということが私はないように願っているんですが、ある前にですね。やっぱり一般質問をして、どうしても前考えておったもんですから。だから、そういう構造改善がでけんかったらですよ、したほうがいいんじゃないですか、計画にしていますね。もう一遍、前向きな回答をして。次に移りますので、ぜひよろしく。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

通学路、それから交通のあいり、危険箇所というものは、市内全域各所にあるわけでございます。それらのものについては、各地域から、いろんな角度から改良の要望がまいつているところでございます。私どもとしましては、それらについて優先度を設けて、整備を財源の許す範囲内で行っているというようなことでございます。

そのようなことで、ただいまお話がありました区間につきましても、いわゆる事故が起きたらかなり厳しい状況に立つというのは認識しているところでございますが、まず安全対策について取り組みながら、全体の中での整備をしていきたいというふうに考えるところでございます。

○12番（本田孝志君） まあ、言わないと思ったんですが、ぜひですね、優先順位を1番にしてください。よろしくお願いします。

では、続きまして3番目の飯山地区農道の改良工事についてということで、今後の計画はどのようになっているかということで御質問申し上げます。

ただいま、飯山からグリーンロードまでの所を四、五年前ですか、約200mできております。その向こうの方が、あれから1,000mでしょうか、丸五の辺りまでですね。県道ですか、あそこまでの、前度しますというような、私は記憶にあるんですが、その後計画はどのようになっているんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この地域につきましては、ほ場整備を進めながら農道の整備もしていくというような地域でございます。先ほど申し上げましたようになかなかほ場整備が進んでおらないというようなところでございましたが、飯山地区の一部農道改良については生活関連道路として、グリーンロードまで直線で通行できるよう213mの改良をしたところでございます。

しかしながら、本年度、野井倉下段地区48haの事業が実施の運びとなりましたので、今後この地区をモデル地区として、ほ場内幹線道路を含む、ほ場全体の総合的な事業推進をしまして、その中で農道の整備については取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○12番（本田孝志君） これも、先ほど言いましたように過疎計画とか、いろんな計画に組み入れる気持ちはあるものか。どうですか。

○市長（本田修一君） ほ場整備の区域の中で一部農道を整備するとなると、かなりまたほ場整備全体が同意率の問題で進み難くなるというふうに考えるところでございます。

先ほども言いましたように、推進協議会等を設置しまして、今後ほ場整備について格段の努力を払っていくつもりでございますので、そちらの方の整備の中で取り組みをさせていただきたいというふうに考えます。

○12番（本田孝志君） その見通しですね。いつごろぐらいにはめどが立てられて、計画がされて、

下段のような工事がいつごろから、市長は。そら、やってみらんな未定よと、分からんと。分からんごたればですよ、やっぱり計画的に。夢見たいなことを私は質問しているわけじゃございません。

だから、それであれば計画的にですよ、やはりあの道路を造ったら、それに沿ってまた横の方もやっっていくのが、私は政治じゃないかなと考えております。計画の、それはこっちができてみらんな分からんと。それが同意もできるか、何も分からんですがね。それは、志布志湾奥地区のあの時も前々町長が、その前の町長ですか、7,000万円ですか、政府と掛け合って7,000万円お金を持って来てしたけどだめだったんですよ。一生懸命、私なんか有明の議員は一生懸命だったんですけど、同意率がちょっと足りなくてできなかったという経緯がございます。私も知っております。

ですから、あそこを。だから、後んこちや分からんわけですので、夢みたいな、私は市長の回答じゃないかなと思っております。それを今の皆さんの前で何年までは計画に入れてやりますよというようなことをしていかな、後んこちや分からんですがね。てげ、分かっていますか、10年後はしますとか。同意がでけんなでけんわけですがね、また。そういう同意も分からんですよ、また。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の野井倉下段地区のほ場整備につきましては、ようやく今年度100%の同意率になったと。そのことにつきましては、この地域の説明会を開始してから3年ほどかかっております。その間にもかなり、あと1名、あと1名というようなところで、本当に長い期間を要した形で結果的に100%の同意になったということがございます。

ということで、その同意がなかなか得られなかった理由というものを考えてみたときに、後継者の問題とか不在地主の問題とかございまして同意が得られなかったということがございます。地域におられて農業をされておられる方は、この現在の農道は狭い、使いにくいというようなことは痛切に感じられて、そして何とか改良してほしいと。そして、ほ場の区画についても整備をしたいというようなことを思っておられる思いが強いわけがございます。その思いを私どもは受けて、今回実現したところでございますが、近くにこのような形でモデル的に今回整備ができるとなれば、その隣接する飛行場地区にも、あるいは肆部合地区にも広がっていくんじゃないかなというふうに考えるところでございます。

そのようなことで、その推進協議会を立ち上げて、今後また地域で説明会等を開催していきながら事業実施についての取り組みを立ち上げるということになるわけでございますが、そのことについては、一、二年すれば先が見えてくるのではなかろうかなというふうには考えるところでございます。その後に、ただいまお話になったようなことにつきましては考えさせていただければというふうに思います。現状では、ほ場整備、基盤整備をしてから、農道整備については考えたいということがございます。

○12番（本田孝志君） 以上で終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、本田孝志君の一般質問を終わります。

ここで40分まで休憩をいたします。

午後 2 時30分 休憩

午後 2 時42分 再開

○議長（谷口松生君） 再開をいたします。

一般質問を続行します。

先ほどの本田議員の質問の中で、市内の人工呼吸器数のお尋ねがありました。あ、立山議員の質問でした。回答をするそうです。

○保健課長（木佐貫一也君） 先ほど、立山議員の質問の中で人工呼吸器の設置件数を言われました。県内の届け出数で666台、市内で8台ございましたので御報告いたします。

また、併せまして、先ほど発言の中で、対策本部の設置を今週の月曜日と申し上げましたが、先週の金曜日の誤りでございました。おわびして、訂正させていただきたいと思っております。

○議長（谷口松生君） 引き続き、一般質問を続行します。

次に、14番、小野広嗣君の一般質問を許可をいたします。

○14番（小野広嗣君） それでは、こんにちは。

早速、質問通告に従い順次質問をしてみたいと思っておりますが、はじめに市長、昨日以来、私、血圧が個人的でありますが高くなっておりまして、これ以上血圧が上がらないように納得のいく答弁をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

はじめに、安全・安心のまちづくりの観点から2点質問をいたします。

1点目は、新型インフルエンザ対策についてであります。

新型インフルエンザ対策については、先ほど13番議員より質問もございましたが、本格的な流行が予想より早く始まった新型インフルエンザに甘い予見は通用しませんし、また、感染の早期発見や急拡大の防止に自治体がどのように取り組むのか、想定外をなくして冷静な対応が求められると思っておりますので、重ねて質問をさせていただきます。

市民の皆様の不安を解消し、正しい行動が取れるよう正しい知識及び情報の提供、医療の確保など、行政の果たすべき役割は大変に重いものがあると思っております。また、新学期も始まり、これから冬にかけて集団感染の拡大が懸念され、学校現場での対策も急がれます。

そこで、本市としての対策の現状と今後の対応策について、再び伺いたいと思っております。

次に、安全・安心のまちづくりの観点の2点目は、災害時における要援護者の避難支援対策への取り組み状況について伺いたいと思っております。

去る9月3日の夜、大きく揺れる地震が私たちのこの地域でも起こりました。幸い大事には至りませんでした。日本は災害列島であると改めて思い知らされた、今年の夏でもありました。

7月の九州・中国地方の豪雨、そして台風9号に伴う豪雨が兵庫県をはじめ日本の各地を襲いました。この台風が東に向かった8月11日未明、進路に当たる東海地方で、駿河湾沖を震源地とするマグニチュード6.5の強い地震が発生したことは記憶に新しいところでございます。台風シーズンはこれか

らが本番であり、大きな地震はいつどこで起きるか分かりません。

9月1日は、防災の日でもありました。そして、この9月は防災月間であります。そこで、災害時における要援護者の避難支援対策への取り組みなど点検と対応策を急ぎ、備えあれば憂いなしを徹底すべきであると思いますが、お考えを伺いたいと思います。

次に、指定管理者制度の観点から質問をいたします。

本市では現在、平成22年4月1日から25年3月31日までの3年間の予定で、7施設について、設置目的に沿って効果的・効率的に管理運営する指定管理者を募集しておりますが、指定管理者制度も1クールを迎えた今、制度導入後の評価とその課題について伺いたいと思います。

次に、地域活性化の観点から「建設業と地域の元気回復事業」について質問いたします。

地域の建設業は、地域経済や雇用を担う基幹産業であります。地域の建設業を取り巻く経営環境は、かつてない厳しい現状になっております。こういった状況を打開するためにスタートしたのが、建設業と地域の元気回復事業であります。この助成事業は、建設業の活力再生と地域活性化が目的で、地域の建設業団体が保有する人材、機材、ノウハウ等を活用し、地方公共団体や農業、林業、観光、環境、福祉等の異業種団体との連携により協議会を設立して、建設業の活力の再生と地域の活性化を図ろうとする場合に、連携事業の検討や試行的実施に必要な経費を助成するものであります。地域経済の活性化に向け、同事業へ積極的な取り組みが必要ではないかと思いますが、まず、当局の認識を伺いたいと思います。

次に、教育行政の観点から持続発展教育（ESD）の学校現場への普及について伺いたいと思います。

持続発展教育とは、地球規模の環境破壊やエネルギーや水などの資源保全が問題化されている現代において、個人個人のレベルで地球上の資源の有限性を認識するとともに、自らの考えを持って新しい社会秩序をつくり上げていく地球的な視野を持つ市民を育成するための教育であろうと思っております。

その持続発展教育を学校現場へ普及・推進するための有効な手段の一つとして、日本ユネスコ委員会は、ユネスコ・スクールの活用を挙げております。

ユネスコ・スクールは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を学校現場で実現するため、国際理解教育の実験的な試みを比較研究し、その調整を図る共同体として発足をいたしました。その活動目的は、世界中の学校と生徒間、教師間で交流をし、情報や体験を分かち合い、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指しております。

ユネスコ・スクールに登録し、ネットワークに参加することによって、世界の活動報告など定期的に最新の情報を知ることができ、日本国内だけではなく世界中のユネスコ・スクールと交流を行う機会などが得られます。

そこで、持続発展教育の学校現場への普及を図るためユネスコ・スクールへの参加について考えられないのか、伺っておきたいと思っております。

○市長（本田修一君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

まずはじめに、新型インフルエンザの流行に備えての本市としての現状と今後の対応についてお尋ねでございますが、お答えいたします。

新型インフルエンザに対する啓発といたしまして、予防対策と感染したときの対応の仕方の散らしを全世帯に配布するとともに、インフルエンザの流行を遅らせることを重点に、防災無線等による広報や健康診査等あらゆる機会を通じて、手洗い、うがいの励行をお願いしております。

また、感染防護物品というものも備えておりまして、市役所庁舎、各支所、文化会館等に設置いたしまして、新型インフルエンザの予防の啓発としまして手指消毒液等を設置しているところでございます。

また、予防接種につきましても、昨年まで11月1日から高齢者のインフルエンザの予防接種を行ってまいりましたが、ワクチン接種の間隔を2週間空けなければならないということでございますので、10月中旬から接種できるよう各医療機関との契約を進めているところでございます。

また、ピーク時の対応についても、先ほどの議員にもお答えしましたように、シナリオの仮定に従いますと100人程度の入院患者が出るということでございますので、このことについても受け入れについて保健所や医療機関と協議していく計画でございます。

今後につきましては、現在、今議会に補正予算として計上しております、保育園・幼稚園の幼児、小・中学校の児童生徒分としましてサージカルマスク2万枚、公共施設での手指消毒液750本を購入し、感染拡大防止に備えたいと考えます。

また、さらに感染予防に向けた啓発を継続してまいりたいと考えます。

次に、災害時要援護者の避難支援対策についての取り組みのお尋ねでございます。

お答えいたします。

災害時要援護者の避難支援対策につきましては、平成17年3月30日の中央防災会議において、集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する報告がなされ、災害時要援護者の避難支援ガイドラインが示されたところでございます。

県におきましても、ガイドラインを平成17年4月に、市町村災害時要援護者避難支援モデルプランというような形で平成18年9月に示しまして、市町村の積極的な取り組みを推進しているところでございます。

本市におきましては、市の防災計画の中で県災害時要援護者避難支援ガイドラインを参考にしまして、災害時要援護者避難支援プランを作成しまして地域の実情に応じた災害時要援護者の避難支援体制の整備に取り組むこととしております。

市では、平成19年度から共生・協働型地域コミュニティ創出支援事業の取り組みとして、公民館を事業主体として危険箇所や避難場所、要援護者などを載せた防災マップや防災ハンドブックを作成する事業に取り組んでおり、平成19年度が通山地区、平成20年度が夏井・陣岳地区、志布志地区、安楽区、香月区、東区で、今年度が新橋、泰野、尾野見地区で取り組んでいるところであります。

現状としましては、市全体の災害時要援護者の避難支援プランの全体計画の作成に向けて先進事例の資料収集を行っているところでございまして、今後、福祉関係部局等の関係機関と協議を行い、策

定するように取り組んでいるところであります。

次に、指定管理者制度についてお尋ねでございます。平成22年4月1日から3年間の予定で7施設の指定管理者を募集しているということで、指定管理者制度の導入後の評価と課題についてのお尋ねでございます。

お答えいたします。

今回、指定管理者の募集をしている施設につきましては、志布志市蓬の郷、志布志市やっちくふるさと村、城山総合公園の運動施設、志布志運動公園の運動施設、有明体育施設、コミュニティセンター志布志市文化会館、志布志市やっちくふれあいセンターの7施設でございます。いずれも、22年3月31日をもって指定期間が終了するものであります。

指定管理者を導入した施設につきましては、年度終了時に履行確認と合わせた評価を行っております。評価の方法としては、提出された報告書に基づき協定書や仕様書の内容との比較、検収により、事業計画書どおり適正に履行されたかの確認をしますが、年度途中で直接施設において実施する立ち入り調査や指定管理者との定期的な情報・意見交換も必要に応じて行っております。

また、市民からの意見・要望についての対応状況については聞き取り調査を行い、特に重要事項についてはその都度、市へ報告していただき、改善等の措置を講じているところでございます。

これらの結果を踏まえまして、指定管理者との協議、業務改善の実施や指定管理者に対して必要があれば市からの指示も行いながら、次年度の協定を結んでいるところでございます。

今回の募集要項や仕様書には、指定期間を通しての評価結果を反映させるとともに、それぞれの施設の設置目的を十分に反映した中での管理運営がされ、施設の一層の効率的・効果的な活用が図られ、市民サービスの向上につながるよう募集しているところでございます。

次に、建設業団体や地方公共団体などの地域関係者が協議会を構成して、異業種との連携による地域活性化に資する事業の立ち上げを支援する「建設業と地域の元気回復助成事業」に関するお尋ねでございます。

お答えいたします。

御質問の建設業と地域の元気回復助成事業につきましては国土交通省が窓口になっており、御質問にありましたとおり建設業関係者や地方自治体、地域住民等により協議会を設立し、その協議会が行う採択された事業につきまして上限2,500万円まで助成金を行うというものであります。

地域の建設業は、地域経済や雇用のそれぞれ約1割を担う基幹産業でありまして、建設投資の減少、価格競争の激化、昨今の景気の後退など、建設業を取り巻く状況はかつてない厳しい状況で、地域経済も同様でございます。

こうした状況の中、建設業が保有する人材、機材やノウハウを生かした農業、林業、福祉、環境、観光などの異業種との連携、復業化によります地域づくりの担い手である建設業の活力の再生を雇用の維持により、地域活性化を目指す目的で助成されます事業で、建設業振興基金に造成されました建設業と地域の元気回復基金を取り崩すことをもって財源に充てているようでございます。

取り組む事業の内容につきましては、特に限定していませんが、事業計画の策定や事業計画

に従って行う試行的な実施に必要な経費が助成の対象となるようでございます。考えられる取り組み例としまして、農業分野では建設機材を活用して耕作放棄地を整備し、高付加価値の農作物を栽培し、農協等との連携によりまして市場開拓を検討することや、林業分野でも森林組合等との連携によりまして間伐を進める上で必要となる路網整備の進め方、間伐材の利用促進方策の検討、また、観光分野では建設業の人材を活用した観光資源の効果的な案内方策についての検討など、建設業の技術並びに社屋資産などを活用した福祉・介護に関する分野まで、その事業に必要な研修費、機器等のリース料、事務経費などが助成の対象になるようであります。

このようなことから、建設業を営む経営者が異業種に取り組むことを推進し、地域活力の発展に結び付けることを重視しているものでございますので、事業者からの問い合わせがあった場合、市においても国に問い合わせるなどして、少しでも経済の発展につながればというふうに感じているところでございますので、積極的に取り組みをしたいと考えているところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） では、お答えいたします。

まず、新型インフルエンザに関する御質問でございますが、先ほどもお答えいたしましたように、市内の公立幼稚園、小・中学校の現状は、申し上げたとおりでございますが、申し添えておきますと、夏休み中は4校7名の児童生徒の患者があったと報告を受けておりますが、この子供たちは既に完治いたしまして、9月1日から学校に登校しておりましたので、先ほどの質問にはそういうふうにお答えしたところでございます。

現在は、本日現在までまだ報告を受けておりません。

しかし、議員御指摘のとおり決して油断はないということは、もう自明の理でありますので、特に手洗い、うがいの励行、マスクの着用という基本的な予防策を今後とも粛々と実行していかねばならないだろうと、そういうふう考えております。

この前も、9月ちょうど3日に市内の校長研修会もありましたので、その際もこのことを重ねて申し上げたところでございます。教育委員会といたしましては、大きな危機感を持って、学校はもとより家庭での予防に鋭意努めるように校長を指導してまいりたいと、かように考えております。

それから、持続発展教育といわれる教育、環境問題などを一人一人が身近な問題としてとらえていこうとする教育を持続発展教育、E S Dと呼ばれている教育と理解しているところでございますが、これは、御存じのとおり人口の急激な増加等に伴いまして環境開発は極めて不可欠なものではありますけれども、同時に地球温暖化や酸性雨などに象徴される環境問題あるいは貧富の格差、人権問題などと、さまざまな影の部分も引きずっておるようでございます。そのような中、地球や世界にとって自然環境との共生等を重視したバランスの取れた開発の在り方が必要となるだろうと思っております。これが、持続可能な開発と呼ばれるものかなど。それは、環境問題を意識しながらの開発、並びにその教育は人類にとっても喫緊の課題だろうと考えております。

それでは、志布志市内の学校においては、多くの学校が環境教育を実施してはおります。例えば、志布志市内のある小学校においては、総合的な学習の時間に、水資源や食育に関する地元の状況を把握しながら地球規模の環境問題についての課題を知り、自分たちのできる取り組みを模索し、実践し

ております。また、別の小学校では、朝顔による緑のカーテンを通して地球温暖化について学び、加えて稲作りなども通して食育に関する教育を行っております。さらに、川での体験活動や天然記念物でありますウスカワゴロモの観察を行っている小学校もございます。

さらに、めだかの学校を主宰する市民団体等もありまして、これもまた一つの切り口かなと思っていただいております。

このような活動をお子たちに体験させることで、さまざまな知識が増え、そしてまた、責任感、人間愛、自然愛などの価値が高まりますとともに、コミュニケーション能力をはぐくむことができいくものと考えているところでございます。そして、環境問題という視点で世界とのつながりを意識できる子供を育てていくことができるのではないかと、こういうふうにご考えております。

ただ、議員から御指摘がありましたように、E S Dの普及促進のためのユネスコ・スクールの参加、活用につきましては、志布志市内の学校はまだ行っておりませんので、市教委といたしましては、今後その具体的な内容・指導について研究をいたしますとともに、各学校へ啓発してみたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） まず、安心・安全なまちづくりの観点から、今回問題になっている新型インフルエンザについて質問通告をしておりました。

先ほど、13番議員からも細やかに質問がなされて大卒理解をいたしております。ですから、重ならない部分で質問を行っていきたくと思います。

市としても、いわゆる新型インフルエンザ対策ということで、散らしあるいは防災無線、そして広報、いろんな角度で注意を喚起する手を打たれているということは、よく理解をいたしましたところであります。

市長、市民の皆さんが一番情報を得る手段ということをお考えたときに、毎日テレビを見ていらっしゃるわけで、テレビ、新聞、特に、新聞もそうですが、特にテレビ、ここで毎日のようにインフルエンザ対策について情報が流れてくる。これを一番、目にされるわけですね。しかし、テレビはやはり一過性のものでありますので、そこに情報がとどまりません。そういった意味では、詳しく吟味をして自分ものにするのがなかなかできにくい、そういった状況が一方ではあります。

そういったことから考えたときに、冒頭質問いたしましたように、市民に対して正しい情報をしっかり落とし込んで理解をし対応していただくためには、いわゆる行政の責任というのはかなり重いというふうにお思われますね。

で、注意・啓発をいろんな角度でされてますけど、こういった問題は時々刻々と状況が変わってくる可能性が高いと思います。だから、情報も即時性をもって対応していかなければ、市民にしっかりした情報を落とせないというふうにお思われます。

そういった意味では、防災無線であるとか広報であるとか、こういったことも当然大事ですが、先ほどおっしゃったように散らし等も含めてですよ、その即時性にかなうために、1回散らしを配ったから、あるいは防災無線で流したからということではなくて、その時々に応じて対応を素早くしてい

くということが大事、情報発信のその細やかさが大事というふうに思うわけですが、市長、どうお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このインフルエンザにつきましては、今年になって、にわかにもこのような形でフェーズ6までWHOの方で指定して、全世界でこの流行に対応するというような方向がされてきておりますので、そのことについて、テレビ等で毎朝毎晩のように紹介されている内容だというふうに考えております。

しかしながら、本地区でじゃあ感染者がいたのというようなことについては、市民の方々は到底、御存じない立場にあらうかというふうに思いますので、私どももそのようなことを重点的に、防災無線等を通じまして広報を重ねていきたいと。特に感染者が出た場合、それが感染拡大の可能性があるとすれば、即そのことについては対応していかなきゃいけないというようなことを考えているところでございます。そのような意味合いから、私どもも庁舎内で対策本部を設置したということでございます。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、今後も厚生労働省のいわゆる情報の発信ということがあると思いますね。そういった情報発信を受けて、やはり即時性の高い情報の発信を本市としても市民にお届けするということがすごく大事だろうと思います。いわゆる新聞等であれば、細やかに見ていくとかなり情報が伝わってきます。テレビは一過性ですね。

そういった意味で言えば、すべての方が一般紙を取っていらっしゃるわけでもございませんので、志布志市から下りてくる情報というのは、本当に市民の皆さんの安心・安全を守るという観点ですごく大事だろうと思いますので、今後その即時性においてですね、しっかりとした対応をしていただければというふうに思っております。

重ならない部分で質問をしていきたいと思いますが、例えば高齢者の多い、いわゆる介護施設であるとか福祉施設、こういったものが本市にも多々あるわけですが、そういった施設における対応方、その安全対策について、人の連携状況はどのようになっているのか伺っておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市内の各施設につきましては、特に保健所を通じてそのような形の指示、そしてまた、注意の喚起というものがなされているというふうに認識しているところでございます。

当然、私どもの方としましても、そのことの情報については入手しながら、それらの機関と連携して取り組みをしていきたいと考えます。

○14番（小野広嗣君） 当然、高齢者の多い、こういった介護、そして福祉施設等においては特にですね、注意を払って手を打たれていらっしゃると思いますが、やはり、これ、施設によって、また、その施設の管理者の考え方によって多少違いがあるかもしれません。そういった意味では、しっかり市としても、そういった情報というものをどういうふうに手を打たれているのかということも、やはりしっかりと把握をしながらですね、情報の共有というものもしっかりやっていただきたいというふうに思っております。

そのことはそれでいいと思うんですが、今後ですよ、有り難いことに教育現場でも現在、感染者が

いない、そして市内にいないということではありますが、今後これがまんえん期に入っていって、どういう角度で市内に入ってくるか分からない。そして、実際市内に入ってきたというふうになっていきますと、先ほど市長が言われたように、市内の情報というものはしっかり市が落としてあげなければ分からないということになってきますね。

そこでの情報の落とし方も、どういうふうに落とすことによって混乱を起こさずに市民の皆さんに伝えることができるのかという、そういった配慮も必要であろうと思うんです。実際、市内にいわゆる感染が広まったとした時に、実際マスクを買いに行くといった時には、もうマスクがないと。例えば、高リスクを持ってらっしゃる皆さん、患者の方々がマスクが必要だというときにマスクがないということであれば大変なことになろうというふうに思うんですね。

そういう意味においては、先ほど備蓄品の話をされてましたけど、ああいったものを幼児等を含めて児童に対して準備をしているんだという話がありました。そういった備蓄品の放出の問題ですが、どういう流れの中で手を打っていかうとされているのか。予算で上がっているのは分かっています。その手順はどう考えていらっしゃるのか、お示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、今議会に補正予算として計上をさせていただいてるところでございますが、保育園・幼稚園の幼児、小・中学校の児童生徒分としまして、サージカルマスクを2万枚ということ、それから、公共施設での手指消毒液750本を購入しまして、感染防止、拡大防止に備えようということでございます。

マスクにつきましては、当然発症した時点で、その地域を指定あるいは学校を指定した形で配布ということになります。具体的にどのような形で配布するかについては、まだ現在協議が進んでいないところでございます。今後、保育所や医療機関、それから学校関係とも協議していきたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） 先ほど答弁されました、このサージカルマスク2万枚を用意したということではありますが、これ、2万枚という枚数になった根拠、これをちょっとお示しください。

○保健課長（木佐貫一也君） ただいま御質問の2万枚の積算でございますが、小・中学校、幼稚園、保育園、児童生徒数を3,000人ということで、一人5枚という積算をいたしまして、2万枚ということで積算いたしましたところでございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 今、しっかり手を打とうということで用意されている。そして、実際今、まんえんしているわけではありませんけれども、今後それを想定されて用意をされているわけですから、どういった状態に陥ったときにどのような方法で、どういう順番を経て放出していくのかという協議はまだなされていないということです。やはりそういった状況で、もう学年閉鎖、学級閉鎖とか、さまざま今起こってますね。そういったことも含めて、しっかり情報も得ながらですよ、しっかり協議していかないと、起こってからそういう協議し始めたでは話にならないんじゃないですかね。まず、その点をいち早く手を打ってほしい、協議をしてほしいということと、先ほど申し上げました、こういったものが、市内にインフルエンザが、まんえんというか、もう始まった、どんどんうつってきて

るげなという話が、そういう話だけが広がっていったときに、みんなマスクを買いにバーンと走りま
すよ、当然。そういったときに、この分はこの部分でいいですが、いわゆる高リスクを背負っている
人たちが実際買いに行こうと。健全な方はですよ、軽度で済むって言われていますよね、今回の場合。
高リスクの方が買いに行ったときに買えないという状況が生まれる可能性があるわけですよ。行政と
いうのはそこまで考えて、そこに対する対処方法というのも考えてあげるのが大事じゃないかなと僕
は思うんですが、市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このマスクの入手につきましては、新型インフルエンザが発生したと、そしてまた国内で感染者が
出たというような段階でも、国内的にマスクの入手が困難になってきた状況があったようでございま
す。その後、いったん落ち着きまして、その間にマスクの生産がどんどんどんどん進んでいるという
ようなことでございますので、かなり前回とは違った形でマスクの入手は可能になるのではなかろう
かなというふうには思うところでございますが、局地的にはただいまお話になったような状況が発生
するというふうに考えます。

そのような意味合いから、ただいま担当課長の方から積算の根拠ということで、子供たちを中心に
というようなふうにお話を申し上げたところでございますが、今後、関係機関と協議をしまして、今
お話があったようなケースについてどのように対応するかということについても協議をさせていただ
ければというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、警戒本部から対策本部に切り替えて、かなり真剣に取り組もうとされ
ているわけですので、そういった中でも関係機関としっかり連携をとりながらですよ、高リスク者に
対する対策ということに関しては、こういったマスク一つの問題も大きな命にかかわる問題です
のでね。ぜひ、協議事項に加えて、しっかり議論をして答えを出してほしいというふうに思っており
ます。

あと、昨日の全員協議会等でも議会事務局の方から説明があったと。私、ちょっと遅れて参加した
ものですから後ほど資料をいただいたんですが。いわゆる、この新型インフルエンザがいろんな業
界にまんえんしたときのいわゆる業務の継続性、これをしっかりやっつけていかなきゃいけないとい
うこと。それで、いわゆるこの新型インフルエンザで、どういったところから、順番がありますね、注射
を受けていく順番。こういった中に医療機関等も入っているわけですが、実はこういった市民に役に
立つ所、一番市民が身近な役所ということも優先順位でいけばかなり高いんじゃないかと、私などは
思っております。そういった意味では、この市役所内で仕事をされている方々にインフルエンザがま
んえんし、そして、その引き継ぎ事項ということがしっかりなされていかなきゃいけない。そうい
うことを考えたときに、業務継続計画というのが必要になってきます。これ、議会事務局の方でも出来
上がっておりまして、私もいただいて、これ読ませていただきました。多分、これは議会事務局だけ
ではなくて庁内全体的にこれが今まとめられつつあると思いますが、これはもう、すべてまとまって
いるんですか。

○保健課長（木佐貫一也君） ただいま御質問の業務継続計画についてでございますが、先般、鳥
インフルエンザ対象で作成しておりましたが、今回、対応が、インフルエンザが豚インフルということ

で、現在策定中のところでございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） この事業の継続計画の立案状況とその取りまとめと申しますか、これは議会事務局としては、しっかりとしたものが出来上がっております。優先順位も含めて、事業の内容の優先順位もきっちりできてますね。そして、議会事務局内の職員の問題、そして議会陣に対する要望、こういったものも含めて出ております。こういったものが、例えばここにも出てますけど、優先順位を決めていく場合に、例えば職員の数が減っていくわけですね。インフルエンザによって感染者が出ていくと仕事ができない状況が出てくる。そういったときでも、優先順位で人がいない所に人を充てていったときに、水道であれば、ここに載ってますけど、水道を止めるわけにはいかないから人をそこに持っていかなきゃいけないと、そういうことがある。持っていくということは、どっかから持っていくわけですので、どっかに穴が空くわけですね。そういったことの連関性も含めて、いわゆるこういった計画を立案し、取りまとめをして総合的な感知からこれを見ていく人が必要になりますね。これは、どなたになるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

対策本部を設置しておりますので、本部の長であります私が当然そのことについては、さまざまな形で指揮命令をしながら全体的な調整を図っていくというふうに認識します。

○14番（小野広嗣君） 保健課長に聞きたいわけですが、先ほどいわゆる鳥インフルエンザの時にこういった業務継続計画の件がいったんあったと。そして、今現在また新型インフルエンザということで、このことに関しては今まとめ中であると。これは、これをまとめるのは、保健課でまとめるんですか、各課のこういう業務の継続計画を。

○保健課長（木佐貫一也君） ただいまの御質問ですが、当初におきましては保健課ということで考えておりましたが、対策本部がございますので、そちらの方で取りまとめていこうかなというふうに考えているところであります。

○14番（小野広嗣君） 多分そうなるっていくのが筋だろうというふうに思うんですね。そして、その上で市長が判断を下していくということです。これ、やはり本当に冒頭申し上げましたように想定範囲だけで物事を考えていくと、とんでもないことになり得る可能性があるわけです。やはり、そういった既成概念を外して先手先手で物を考えていく。ある意味で、議会事務局が素早くこういったものを議会陣にも提示してくれたというのは本当に大事だったなというふうに思っています。早くこういったものを取りまとめて整理をして、いつでも対応できるようにしておっていただきたい。大変なことですよ、職員にまんえんしていったときには。ぜひ、それはもう答弁は結構でございます。

あともう1点、こういった新型インフルエンザの対応、これを警戒本部から対策本部へ切り替えた。これは、多分このままずっと継続していかなければ、本年は厳しいんじゃないかなというふうに思うんですね。その体制と同時に、一方で強毒性のある鳥インフルエンザ対策とか、そういったものも抜きにして油断してはならないと思うわけですが、この辺のところの方が一方で手薄になっていけばいけないと思いますが、ここらについて、市長でも保健課長でもいいですが、どう考えていらっしゃるか、

答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 今回の新型インフルエンザの流行というものにつきましては、10月下旬がピークになるんじゃないかなというふうなふうにご考えられているようでございます。これはまだ予測でございますので、いつになるかというのは後で振り返ってみてそうだったんだというふうになるかと思いますが、現在のところではそのようなものと。そしてまた、それが到来した後に通常のインフルエンザがまんえんしていく時期になっていくというようなことでございますので、それらについても十分考慮しながら、今後対策本部については取り組んでいくということになるかというふうにご考えております。

また、鳥インフルエンザが発生した場合には、そのことも盛り込んだ形の対応になるかと思えます。

○14番（小野広嗣君） 分かりました。

あと、教育長、教育現場で一生懸命注意を払って取り組んでいらっしゃることは、13番議員とのやり取りでよく理解をいたしました。その際にも出ておりましたけれども、マスクの着用であるとかせきエチケットであるとか、こういったことにもしっかり取り組んでいくんだということですが。現実ですよ、難しいなと思うのは、しっかりそのことに取り組んでいかないと、子供はですよ、マスクをずうっと付けるっていうことができないんですよ。必ず、ずらしたり外したりしますね。そして、その上にこのせきエチケットというものをよっぽど人命にかかわっていくんだよということを教えていかないと、なかなか言葉だけが走って、文章の中でですよ、注意事項の中で。実際には全く効力がないとは言いませんけれども、本当にそのことの重みを知って教育現場で教えていかないといけない、家庭でも教えていかないといけない。僕は、これは思っているんです。その辺どうですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、議員の御指摘のとおりでございます。これをどういうふうにご危機感を持たせるかということ、学校現場におきましても、また家庭におきましても非常に大事なことだと思っております。

ただ、これがまた一方で行き過ぎますとですね、市内の高等学校でもそうだったと聞いておりますが、子供たちが「バイキンが来た、バイキンが来た」と、こうなりましてね、いじめの対象になった例があるわけでございます。

今度、私が前おりました鶴丸高校でも出まして、校長と話しましたら、すっかり電車に乗ったら鶴丸高校生徒を「バイキんだ、バイキんだ」と言われて困ったと言って笑ってましたが、そういうことが今度は現場でですね、あんまり出ますという、非常に校長先生と私どももね、微妙にそのあたりのことをお互いに支え合う、そして理解し合うということも重ねながらの教育でなければ、オオカミ少年みたいなことで「来たぞ、来たぞ」じゃ、これはまた混乱を招きますので、この前の校長会でも十分そこら付近を配慮しながら学校で対応してくれと、見えない敵に対して十分注意しなさいと、これしか今のところはないのでございまして、先ほど申しましたように「発生しないことを祈れ」と、私がこの前、校長会で言いましたのはそういうことでございます。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 今、そういう観点から言う行き過ぎた教育もどうなのかなという悩ましい問題も含むわけですが、やはり僕はひとつはこれ、事インフルエンザに関せず、こういったマスクの着用、せきエチケットというものに関しては一般的な風邪においても必要であると。しつけの部類だろうと思っているんです、家庭においても教育においても。でなければ大人で、今後育っていったときにいいかげんな大人になっていきますよね。僕なんかでも、例えばコンビニにいと、マスクも何もしない人がくしゃみをがんがん後ろからされるとか、本当に非常識な人だなと思うことも多々ありますよ。そういった大人をつくらないためにも、こういった新型インフルエンザ、こういう脅威がふるっている時に、しっかりその必要性を教育現場あるいは家庭現場で教えていくというのが、しつけをしていくというのが大事だろうとっておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

あともう1点、これは幼稚園だとか保育園だとか、いろんなところに対する連携というのが今しっかり取られているということが分かりました。13番議員とのやり取りでもしっかりそれは出ておりましたが、例えばですよ、本市にはいわゆる学習塾だとか個人経営の小さな塾であるとか、さまざまありますね。こういった方々は人を育てる教育をなさっていますから当然情報として握ってらっしゃると思いますが、これも格差があっては、やはり心配だなという気がするわけですね。そういった部分での情報の共有、連携というのはどうなっているのか、お示しをいただきたいと思えます。

○議長（谷口松生君） どこが答弁するんですか。

○保健課長（木佐貫一也君） ただいまの御質問ですが、現在のところは先ほど申しあげました幼稚園、保育所、学校等、あるいは社会福祉施設等について、県などの情報を通知しておるところですが、今後は学習塾等、人の集まる、幼児の集まる施設においても、そういう情報提供をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） ぜひ視点として、そこを抜かさないようにしてほしいんです。実際、市内には多くの学習塾、個人経営塾、いっぱいあるわけですよ。そこに子供たちが集まってくる。今回、子供たちにはきついですからね、今回の新型インフルエンザは。そういった意味では、そこに対する、やはり情報の提供あるいは状況の把握、こちらからいえば。そういった部分をしっかりやる。これは保健課でいいんですか。いいんですね。そのの通達あるいは掌握方は、保健課でいいんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、保健課が適切かというふうに考えますが、対策本部の方で協議をして決定していきたいと思えます。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、警戒本部から対策本部に切り替えて、より慎重に取り組もうという状況の中で、さまざまな、各課からですね、市民の方からもですし、こうやって議会でもう今回2人が質問をしておるわけですので、いろんな情報を入れながら取り組んでいただきたいと思えます。

次へ移りたいと思えます。

災害時の要援護者支援という観点で質問をしました。安全・安心のまちづくりという観点、大きな

くくりの中の2点目として質問をしたわけですが、市の防災計画の中で県のガイドラインに沿って災害時の避難対策については取り組んでいきたいというふうな話でした。で、地域ごとに防災マップやハンドブックを各地で取り組んでいるんだという話。そして、全体計画へ向けて先進事例を参考にしながら、今、鋭意取り組もうとしているという答弁であったらというふうに思いますが。市長、この全体計画へ向けて先進事例を参考にしながら取り組んでいくという答弁は、すごい遅れている答弁だなというふうに僕は思うわけです。

実際、消防庁が全市町村に対して、2010年3月ですよ、来年3月までにプランをまとめてくださいというふうにあるわけですね。そういった中で、この全体計画の策定状況というのが出てますよ。策定済みというのが、鹿児島県でいえば42%、19の自治体、策定中というのが15の自治体で33.5%、いまだ未着手というのが24.4%で11自治体、この11自治体の中に志布志市が入ってるんですね。そして、2点目の災害時の要援護者名簿の整備状況、これについては未着手と整備中ということであれば、先ほど答弁がありましたように整備中であるという理解ですね。そして、もっと細かく見ていったときの個別計画の策定状況を見ていったときに、鹿児島県で20の自治体が今策定中、志布志市は、いまだ未着手という状況ですね。

これ、ここまで進んでいる自治体がある中で、先進自治体という状況ではないと思います。もう近隣市町村で、鹿児島県の中で半分、それぐらいの所がもうやっているわけですよ。なぜ、これほどまでに本市はこういった要援護者に対する支援対策が遅れたのか。そこについて、ぜひ伺いたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、プランについても策定の中で極めて、11の中に入って少ない市町村の中に入ってしまっているということについては本当に残念と、おわび申し上げたいというふうに思っているところでございます。

私どもとしましても、このことにつきましては取り組みを重ねてきていたところでございますが、平成19年度から取り組んでいる共生・協働型コミュニティ創出支援事業の完了地区について、おおむね把握して防災マップに落とししてきたと。そしてまた、民生委員等に依頼をしてくれておりましたが、消防防災担当部局では、この要援護者の情報については完全に把握ができていない状況であったということでございます。

したがいまして、情報の収集、共有化を図るために、今後高齢者等の情報を持っている福祉の部局と連携しまして、検討部会、作業部会等を立ち上げ、直ちにこのことについては先進地に追いつくべくプラン等をまとめていきたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） 鹿児島でも、もう策定済みが19自治体あるわけですよ。やはり、どういった理由付けをしようと、本市がこの角度における仕事としては相当遅れをとったなという気がしてなりません。

だから、「安心・安全なまちづくりについて」とあえてタイトルを付けたのは、そういったまちづくりへ向けて進んでいるのかといったときに、この角度から言えば遅れているんですよ。すべてにおい

て遅れているとは言いませんけど、今回質問している、この角度においては遅れているということをしっかり実感していただいて、今後、今市長が答弁されたように早く追い付いて安全を守っていただきたい、そういうふうに思っております。

そして、10年3月策定を求めています、いまだ未着手におかれています。策定中ともなっていないので、もうこれは急いでもらうしかないというふうにしか言いようがないんですが、ここで災害時の要援護者名簿、後でも同僚議員の方から質問が出ていますが、これはもうここで整備中となっています。ただ、完成時がいつなのかというのが、これでは分かりませんね。要援護者名簿を整備するということでは、自治会等の協力を得ながら、今、鋭意進めているという状況であります、いつになったら完成をするのかと、でき上がるのかということに対しては答弁ができますか。

○市長（本田修一君） 先ほども申しましたように、社会福祉協議会の方で実施しております近隣福祉ネットワークに登録している要援護者があるということでございます。382名ということでございますが、そのほかに例えば老人ホーム等の施設入所者を除いた65歳以上の一人世帯が2,914世帯、65歳以上の夫婦のみの世帯が2,123世帯ということでございます。このような数字は把握しているということでございますが、これが策定すべきプランとしてまとまっていないということでございます。これらの数字を押さえまして、関係部局と直ちに、迅速に、このことについては取り組みをさせていただければというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） 同僚議員からも質問があると思いますので、今後迅速に進めるという答弁で今のところ理解をしておきたいというふうに思っております。

個別計画の策定状況についても未着手ということで、このことについても急いでその整備をしていかなきゃいけないというふうに思いますので、併せてしっかりとした取り組みを求めておきたいというふうに思っております。これは、答弁は結構でございます。

こういった被災者、被災者というか、災害に遭った時の要援護者対策というのを考えたときに、阪神淡路大震災があった時に西宮市が被災者支援プログラムというものを作っております。これは優れたもので、今、全国バージョンになっていますね。そして、全国の自治体に本年1月、ほとんどの自治体にCD-ROMで送付されて、その活用を促進できればということで届けられております。

その分がバージョンアップしまして、今データの中にしっかりした、インターネットでつないで落とせるようになっております。当然、公的機関ですからキー番号とか必要ですけどね。そういったものを入手すれば、しっかりソフトとして活用ができるというふうになっておりますが、こういった活用についての検討というのはこれまでなされてきたのか、伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員お話になりました西宮市の被災者支援システムにつきましては、情報は入手しておりますので、このことについて関係部局を含めまして共通認識を高めたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） 情報が入ってきているということですので、これ以上申し上げませんが、まだ協議はこれまではされていないということですね。ぜひ、それも含めて、一つ一つがたたき台として、本市としてそのまま活用ができるかどうかというのは今後の課題だろうというふうに思います

が、実際そういったシステムを作った。それを作ったのは職員ですよ、職員。

で、今はもう勇退されて、いろんな所で講演活動とか国の人材バンクにも登録されて活躍をされています。そういったことも含めて、やはり見習うことが多いんじゃないかというふうに思いますので、今後の活用方も含めて協議を進めていただければというふうに思っています。

今回7月、山口県、そして、その後豪雨被害があつて、8月には台風9号が豪雨被害をもたらしました。当初、やはりいつも指摘されている情報発信が遅れたというふうに言われています。そして、死者が39人、その7割以上は65歳以上の高齢者が占めていたと言われています。で、雨の音がすごくして防災無線が聞こえなかった。老夫婦で避難をする途中、その避難の途中にいわゆるけがに遭った、被災に遭ったと。そういったことも言われています。いわゆる深夜に襲ってくるものですから、深夜に避難をしていかなきゃいけない。その途中に雨も豪雨は降っている。そういった中で被害に遭ったと。ここは、いわゆる避難計画であるとか防災マップであるとか、ハザード、こういったものも、すべてそろってたんです。そろってたにもかかわらずこれだけの被害が出たということを考えたときに、本当にまず、うちはそこまでもまだ行ってませんけれども、それを整えても、なおかつ注意が必要だということを物語っていると思います。ある意味で、避難対策に関して文章化をして、このように避難していかなきゃいけないんだよという文章化さえできていないのが約半数と言われています。50%ぐらい、全国の自治体。こういった文章化に関する避難対策は、志布志市ではちゃんとできているんですか。

○総務課長（中崎秀博君） 避難対策の文章化ということでございますが、19年の7月に策定しております市の防災計画の中で一部、文章化をいたしております。

○14番（小野広嗣君） 2005年に避難に関するガイドラインというのを国が示して、それに沿った上で避難に関する文章化というのがあるわけですね。それ、今言われたのは一部ですね。そういった部分ですよ、しっかり今後そういった趣旨に沿って作り上げていく。先ほどの全体計画に向けて、今後着手して整備をしていくわけですね。そういったことに合わせて、今言ってた2005年の国の避難ガイドラインについても、文章化についてもしっかり煮詰めていく。同時にやれることですよ。やっていかなきゃいけないことですね。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国が示す避難勧告等のマニュアル、ガイドラインがあるわけでございますので、これに沿った形で見直す必要があるということでございます。

また、議員がお話になりました今年度の中国・九州北部豪雨及び台風9号による大雨で、本当に多くの方々が犠牲になったと、被災したということでございます。

このことを踏まえて、さらに8月25日付けで国の方から避難勧告等に係る発令の判断基準の策定等の推進、そしてまた災害時要援護者に係る避難支援対策を重点的に実施する旨の通知があったところでございますので、これに基づきまして策定をしていきたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、そういう方向で進めていただきたいと思いますと思いますが、この項の最後として、ぜひ市長にお伝えしておきたいと思うんですが。

やはり、今回こういった質問をするに当たっていろいろと調べてみました。そして、この鹿児島県下を中心として、災害対策について各市町村でどのような違いがあるのかなということも、やはり今後の参考として大事であろうというふうに思っているいろいろと調べてみました。

例えば、災害状況の一つ一つを選択をして、例えばハザードマップにしても個別に作っていきますね。いわゆる洪水のハザードマップ、高潮のハザードマップ、また津波のハザードマップ、そして土砂災害のハザードマップ、これ、ひとつひとつ見ていったときに、志布志市は大変遅れています。大崎町は、今言った中の三つは作っていますよ。今言った四つは、志布志市は全然作っていません。そして、土砂災害ハザードマップに関しては、鹿児島県下のいわゆる7割ぐらいが作っているんだけど、残念ながら志布志市はそれができてないということになっています。こういった状況を、市長、どう考えられますか。

○市長（本田修一君） ハザードマップの作成につきましては、ただいまお話のとおりであるというふうに思いますが、現在そのマップを作成しながら市民へ周知していかなくやならないということであろうかというふうに思います。

市におきましては、県が今年度から3年間かけて土砂災害警戒区域について調査を行うということにしておりますので、区域の指定がされますとハザードマップの作成が必要ということになるところでございます。この際は、県が調査しましたデータを預けるということになっております。

また、市では、平成19年度に土石流危険箇所や急傾斜地崩壊危険箇所、津波・高潮警戒区域、避難場所等を載せました防災マップを作成しまして、全戸に配布しているところでございます。

そのような状況でございますが、ただいまお話になりました全体的なマップの作成につきましては、今後速やかに取り組み、市民の安全を図っていききたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） 行政もさまざまな仕事をしていかなくやいけませんけれども、合併して丸4年を過ぎようとしているわけですので、いわゆる市民の安心・安全を守るためにどれだけ職員が仕事をしているのかということは、こういったこと一つ一つを見ていけば、少し分かりますね。このことだけで職員が仕事をしていないとか、言うつもりは毛頭ないんです。ただ、本当に市民の役に立つ所というのが市役所です。その市役所で仕事をする一人一人が、やはり市民の安心・安全のことに日々心を砕いておけば、こういったことにはならないだろうなというふうに僕は思うんですよ。そのことについて十分反省するところは反省していただいて、今後しっかり取り組んでいただきたいというふうに思って、次へ移りたいと思います。

次、指定管理者制度の関係ですが、市長は先ほど答弁でいろいろおっしゃっていただきましたけれども、本来の私が質問している制度導入後の評価、評価の部分は多少出ていました。しかし、課題については全然お述べになりませんでした。それほど、この指定管理者制度というのはうまくいってるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどは総体的にお答えしたということございまして、今御指摘になりました課題についてはそれぞれの課題がまとめてあります。蓬の郷につきましては、施設の老朽化等によりまして修繕箇所が

多くなってきているということでございます。基本協定書に基づいて適正な維持管理に努めておりますが、今後、営業等による収入増やサービス低下しない範囲の経費の削減が課題になっているということでございます。

それから、やっちくふるさと村につきましては、ダチョウによる客寄せを図るなどして地域の資源や特産品の有効利用による地域づくりに寄与はしているものの、交通量の激減によりまして利用者の減少が免れない状況で、今後の運営について危ぐされる状況であるということでございます。

体育施設で、城山総合公園の運動施設、志布志運動公園の運動施設、有明体育施設につきましては、施設の老朽化に伴う修繕等について迅速な対応がされ、円滑な管理運営がされていますが、修繕料の取り扱いや施設の利用申込方法等について改善の余地があったということでございます。

それから、文化施設、コミュニティセンター志布志市文化会館、それから志布志市やっちくふれあいセンターにつきましては、施設の管理経験者が配置されまして、軽微な修繕等については迅速に対応されているようでございます。特に、志布志の文化会館については施設の老朽化に伴うリニューアル工事に伴う管理業務の追加や、市が行う生涯学習に関する広報や受け付け業務などの改善が課題として挙げられたところでございます。

それぞれの評価結果や課題等を基に検討委員会で協議しまして、今後とも、それらのものに基づきまして今後の公募による指定管理者の管理を行いたいということでございます。

○14番（小野広嗣君） 分かりました。指定管理者制度を導入している施設は多いですので、その一つ一つ個別にですね、ここで議論をしていくわけにはいきません。大きなくくりとして質問をさせていただきたいと思いますが、やはりこの導入のひとつの趣旨、これは住民サービスの向上、そして経費の節減という観点がございますね。これが、それは個別に言っていくと、それがなされている所となされていない所っていうのがあると思いますが、全体観に立ったときに市長の印象としてはどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

利用料金制を採っている施設につきましては、施設の特性を最大限に生かし、自ら加工調理したものを提供しておる、そしてまた地元産品の消費拡大に寄与している。また、その他の施設では、施設の修繕や改修等については利用者の声に迅速に対応できているということで、経費の節減につきましては電気使用の基本料金等の軽減が図られてきたというようなふうに認識しております。

○14番（小野広嗣君） 今、市長の答弁はある程度受け止めますけれども、今回、7施設のいわゆる選定替えといいますか、更新の時期に入ったわけですね。そういったときに、これまでのいわゆる実績、評価、そういったものをもってやっていく。再度継続してやりたいと、そして今回はもう手を引きたいという所があるかもしれません。そういった状況の中で選定替えをするに当たって、いわゆる検証をしていくというシステムが必要だと思うんですが、そこはどこがやるんですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、それぞれ事情があり、個々の施設の今後の見込みというものもあるかというふうに思います。それらのものにつきましては、総合的に検討委員会の方で検討させていただくということになります。

○14番（小野広嗣君） しっかり、その検討委員会なるものとしてですね、しっかり見極めをしていただかなきゃいけない。いわゆる、この3年間において見えてきた課題、また、別途効果等もあるわけでしょうから。そこは、しっかりこの検討委員会の役割というものが重くなるだろうなというふうに思いますので。

あと、例えば決算の時期がもうすぐあるわけですね。いわゆる、この9月議会でもう提案をされてくるわけですよ。そういったときに、例えば平成20年度決算における指定管理制度の、いわゆる指定管理料の総額というのは大体幾らになるのか。また、その指定管理制度の導入した効果額というのが平成20年度決算でどのくらいになるのかというのが、もう出てこなければいけない時期ですね。これは分かりますか。

○総務課長（中崎秀博君） 手元に資料がございませんので時間をいただきたいと思います。

○14番（小野広嗣君） 今回の質問は、いわゆるこの制度導入後の評価と課題ということで、評価と課題といったときに、いわゆる指定管理料の総額、そして20年度決算における、いわゆるここで言いましたところの導入後の効果額がどのくらいになっているのかということは、すごく大事な視点だろうと思いますので、ぜひおしをしをしていただければと思います。

継続して質問をしていきたいと思いますが、一方、この指定管理者制度では、公の施設の趣旨を生かしたその上で、指定管理者が自主事業を展開することができるようになっていきますね。そして、その自主事業を展開する上での経費というものは指定管理者が持たなければいけませんけれども、それによって受ける収益は指定管理者のものになるというふうに決まっておりますが、この20年度を見ていったときにそういった自主事業、特にこれはという自主事業がどのように展開されたのか、おしをしをください。旧来の自主事業じゃないですからね。指定管理者になって、指定管理者が独自で。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

○
午後 3 時 58 分 休憩
午後 4 時 15 分 再開
○

○議長（谷口松生君） 再開をいたします。

執行部の答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新たな事業についてのお尋ねでございますが、それぞれの担当に回答させます。

○生涯学習課長（小辻一海君） 生涯学習担当の方ですが、志布志市やちちくふれあいセンターの方で指定管理者が独自事業で予算計上をいたしまして、12月にクリスマスパーティー、それから1月に鏡もち開きを開いているということです。昨年は、合わせて250人参加を得たということで報告を受けております。

以上でございます。

[何事か言う者あり]

これは、合わせてですね。

○農政課長（白坂照雄君） お答えいたします。

やっちくふるさと村の関係でございますが、ダチョウ牧場がございまして入場料を取っておりますけれども、昨年4月1日から今年の3月31日まで、大人が294名、子供が108名、合計402名の入場者がございます。

料金徴収が10万9,000円程度徴収しております。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 港湾商工課の所管に係ります、蓬の郷の分、それからボルベリアダグリ、それから遊園地ほかにつきましては、以前と同じような取り組みをしているところで、新たな取り組みはないところでございます。

○総務課長（中崎秀博君） 先ほどの指定管理に対します20年度の実績はどうなっているかということで時間をいただいておりますが、19年の9月から指定管理をした施設、あるいは7月に指定管理をした施設等がございまして、現在洗い出しをいたしておりますので、本日はちょっと回答が厳しいかと思いますが、時間をいただきたいと思っております。

○14番（小野広嗣君） この質問で、市長、制度導入後の評価と課題ということで質問をしています。そういった意味では、先ほど来いろんな角度から質問をいたしておりますけれども、指定管理者が独自に自主事業を展開する。そして、経費は自分持ち、そして、収益は指定管理者に入ってくると。これも、従来直轄でやってた事業より、よりサービスの展開が図られるという方向性もありますね。

そういった意味では、今、幾らかやっちくふれあいセンター、あるいはダチョウ牧場さんの関係で、それに匹敵する事業が二つほどなされている報告がありましたけれども、この指定管理者制度が導入されて、もう2年とか2年半とかそういった経過をしていく中で、やはり指定管理者さん独自のこういった自主事業をしっかりと展開して、そのことによって市民サービスが展開される。そして収益も上げられる。そして、市にとっては経費削減にもつながっていくという方向性が、指定管理者が目指す方向付けの一つであったろうというふうに思います。

そういった面から言えば、この指定管理者の自主事業に関する取り組みというのは、いまだ弱いというふうに思うんですが、市長、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員お話のように、それぞれの施設について自主事業について見てみますと、取り組みがなされていなかったりする施設もあるわけでございます。そのような意味合いからしますと、当初のこの指定管理の制度で管理を受けた方々の腕次第で、その施設がよみがえる、あるいは市民のサービスが向上するというような意味合いからすると、少し落ちるというようなふうには認識するところでございます。今後そのことにつきましても、新たな指定管理制度の中で指定管理を受けられる方につきましても、その点について十分取り組みを高めていただくようお願いしたいというふうに考えるところでございます。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、今までの直轄型から指定管理者制度という制度を導入する、このことが果たしてどうだったのかということの検証というものがなされていかなきゃいけないなというふう

に思う場合があるんですよ。直轄の方が経費的にはかからなかったんじゃないかと。二重構造みたいになって、結果的に経費削減になっていないという状況もあるんじゃないかという気がするんですね。そういったものもしっかり見定めながら、言うべきことはしっかり言っていく。制度として今スタートしていますのでしょうがないんですが、しっかり検証もしていただきながら進めていく。

そういった意味では、今回、監査委員の方から指定管理者の結果に関する報告ということで、いわゆる議会の方と、いわゆる指定管理者にあてた報告書が上がっていますね。これも、ずっと見させていただきました。所管課への指導事項ということでも、すべてじゃないですが、今回対象となっている公の施設名6箇所に対してこまやかな指摘がなされてて、9点にわたって指摘がなされています。そして、指定管理者に関しては4点とか5点、項目ずつ、直接ですね、報告書がいつてますね。こういった監査委員から貴重な意見が上がってきたときに、この意見というものを所管課で受け止めて、市長へそれが届けられる。そして、市長の意向もあって、所管課からいわゆる指定管理者に行く。そして、一方では指定管理者の方に監査委員の意見が述べられていると。こういった状況の中でいろんなすり合わせをして、変更されるものは変更されると思いますが、貴重な指摘として、こういったものがこれまで上がってきた経緯の中で、しっかり受け止められて指定管理者の方として変更に応じてられているのか、指摘にしっかり対応されているのか。そこをちょっとお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

指定管理者の方々につきましては、それぞれ管理を受けた際に、その協定書の内容に基づいて管理をしていくわけでございます。先ほどお話がありましたように、新しい事業の取り組みが極めて少ないというようなことを勘案してみますと、指定を受けた中での取り組みが精一というようなことを勘ふうには、ある程度考えるところでございます。

今回も、そのような監査の御意見等があり、また指導の方向があるとするならば、それを十分生かしながら新たなサービス提供を目指していきたいというふうに考えるところでございます。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、この監査報告に関する指摘に関して所管課は真しに受け止めて、いわゆる指定管理者としっかり協議をして、市民のために、市民サービスのためになっていく方向性をお互いに持ちながら進めていっていただきたい。

なぜこういう話をするのかといいますと、具体的な名前は挙げませんが、いわゆる市民サービスと経費削減というのが目的にある中で、特にこの市民サービス、これができてるのかというと、できてない指定管理者があると僕は思っています。

いわゆる市民が、そこを利用する。利用するに際して大変横柄な態度で受け入れをする、そういったことが多々耳に聞こえてまいりました、これまでも。そして、そのことに対して直そこに苦情を述べても、そこでは、そこで閉ざしてしまってます。二重構造になってますから、市には届かないわけです。直接市に届いた場合はいくでしょうけど、その人に対して文句を言っても、こういう文句を言われましたなんて、指定管理者が市には言いませんよ。そういった部分の是正というのをしっかりしていかないと、嫌な気分になっていらっしゃる方があります。具体的に、ここでは名前は挙げませんがね。本当に利用されるに際して、そこで指定管理をされている職員の方々の横柄さ、ごう慢さ

に、嫌な思いをしたということがあります。こういったことに対する、やはり市としての姿勢というものをお聞かせください。

○市長（本田修一君） 市に対しまして直接そのような御意見が届けば、すぐさま私どもは管理者につきまして指導するということになるわけですが、それぞれの施設につきまして意見箱等も設けられているようでございます。それらのものを十分活用していただくというような形の御意見徴聴というものを積極的にしていきたいというふうに考えます。そのことで市民の方々が不愉快な思いがない形の指定管理というのを更に徹底していきたいというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、こういった構造になっているから意見箱等だけでは済まない不満というものがございまして、そういったこともあるということも含めて、今後の対応方を要請をしておきたいというふうに思います。

次に移りたいと思いますが、この「建設業と地域の元気回復事業」について、市長は事業者から問い合わせがあった場合、しっかり国へ等もおつなぎをして、このことについては積極的に取り組みたいという答弁をされましたね。実は、市長、市長はこの事業自体を今回私が質問する以前に知っていらっしかったですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

誠に申し訳ありません。私自身は、この事業について認識をしておりませんでした。

○14番（小野広嗣君） じゃあ、所管課は存じ上げていましたか。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

誠に申し訳ございませんけど、今回の一般質問があるまで、具体的な内容として認識していないところでございました。

○14番（小野広嗣君） 本当にですよ、この建設業というのは基幹産業である。先ほど、地域経済の1割を担っているって、市長も言われましたよね。そういったところが大変に疲弊をし、地域経済に悪影響を与えている厳しい状況が志布志市内においてもあるわけですね。

なぜこれを申し上げるといいますか、この事業は、実際は3月26日から5月25日までの第一次募集をもう終えているんですね。そして、先般104件の助成対象事業がなったということです。そして、市長は先ほど「事業者から問い合わせがあった場合、国へにもおつなぎし積極的に取り組みたい」というふうに言いますが、いわゆる所管課である建設課もこのことに関して情報を入手していないという状況下の中で、建設業を営む方々がこの事業をしっかり押さえていらっしゃるかというのと、これもまた難しいと思うんですよ。そう考えると、先ほどの市長の答弁はおかしい。そう思いませんか。こちらの側からこういう助成事業がある、そして、異業種と一緒に協賛会を立ち上げて、こういった助成事業に乗かって地域活性化を図っていきましょと、こちらから呼び掛けるのが筋じゃないですか。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、私どもはこの一般質問の通告を受けまして、資料を拝読させていただきまして、一次の募集があったということを私自身知って、びっくりしたところでした。募集の締め切りがあったというこ

とを知り、びっくりしたところでした。このことで、直ちに、今後二次募集というものがあろうかというふうに思いますので、その募集については直ちに本市のふるさと協議会等を通じて、この事業に参画するようという事で担当課の方には指示をしたところでございます。

○14番（小野広嗣君） 第二次募集がアろうかということじゃないんですよ、始まっているんですよ。9月1日から9月30日までの間に第二次募集が始まっています。こういった状況の中で、担当課として素早く手を、市長が今言われたような手を打たないと間に合わないでしょう。どうですか。

○建設課長（中迫哲郎君） もう既にふるさと協議会の方と、都城市が近くで立ち上げておりましたので、協議会の方へ連絡を取り、研修に行つてまいりました。ふるさと協議会の方でも、できれば取り組みたいというようなことで、市の方も協力するという事で、今、随時進めているところでございます。

○14番（小野広嗣君） この件に関しては、ぜひですね、市長もさまざまな例を引きながら今回初めて資料を手にとられて、そういった利用されているさまざまな例を見られて積極的に取り組みたいというふうに言われました。採択されるかどうかは別にして、こういった助成事業にしっかりと乗かって地元の建設業が元気になると。そして、そのまま地域の経済に活性化を与える、そういうための事業ですので、こういった事業を見落としてはならないというふうに思います。これは、実際、今課長の方から、なるべく研修にも行ったということとしっかりと取り組んでいきたいということですので、そこに期待をして次へ移りたいと思います。

教育長の方に最後、質問をしたいと思いますが。私も、冒頭質問をした。いわゆる、この持続発展教育の趣旨ということに関しては冒頭述べましたし、教育長の方からも答弁をいただきましたので、繰り返す必要はないと思います。そういった中で、総合的な学習の時間を使ってさまざまなそれに近い教育をこれまでしているということで、環境教育、そしてウスカワゴロモの観察であるとか緑のカーテン、めだかの学校等々と言われている。

これはこれで当然大事ですね。大事なんですけれども、そういった総合的な学習の時間で、持続可能な開発のための教育、このテーマの概念が十分に理解されているか。そういうふうに考えたときに、少し理解されていないんじゃないかというふうに思いますね。

今回、新学習指導要綱は改訂。そして、そういった中で、昨年の7月に教育基本法に基づき教育振興基本計画が策定されました。この計画では、特にこのESDを我が国の教育の重要な理念の柱として位置付けるんだと。そして、今後5年間、総合的かつ計画的に取り組むべきなんだというふうになっております。そういう意味では、やはり現在弱いのかなという気がします。その弱い部分をいわゆるユネスコ・スクールを使って活用して普及を図っていくと、つなげていくんだという方向付けをうたっているわけですね。

この情報発信というのは、時の小泉首相が発信したわけですね。そして、10年間にわたってこの教育方法を進めていこうと。だから、日本発なんですね。日本から発信した状況ですので、より真剣に取り組まなければいけない。先ほど、いみじくも政権が民主党に移行をして、25%でしたか、鳩山代表がいわゆるすさまじい決意。できるかできないかというのは、すごくテレビでも議論されておま

したけれども。一方で、その目指すべき方向付けというのは大事です、数字がどうなのかということは別にして。政権が変わろうがどうだろうが、目指すべき方向、世界的共通理解ということでいえば、地球温暖化対策というのは大変です。地球の資源を守ろうという教育、そして、地球の財産は自分自身の財産でもあるし、世界共通の財産でもあるんだという共通認識、こういった教育理念をしっかりと背負った人たちを育てていかないと次の世代はもうないよということですね。すごく大事な視点だろうと思います。これをしっかりと普及していくっていうことは大事だと。

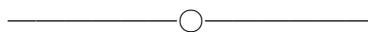
一遍にはできませんね。例えば、志布志市において一遍にそれができるかという難しい部分があると思います。人的な問題もありますし、それに精通した教師の問題、さまざまあるかと思いますが、少なくとも本市において、理想的に言えば一斉にできればいいでしょう。できるところからでも、モデル校としてでも、それを始めていくということは大事だろうと思うんですよ。どうですか、教育長。

○教育長（坪田勝秀君） ただいま御指摘のとおり、本市では、持続発展教育あるいはまたユネスコ・スクールにおきましては、正直申しまして、やっていないに等しいと思います。先ほどもいろいろ申しましたけれども、これはほんのきっかけでありまして、これをきっかけにして、これがだんだんだんだん広がっていくことを今後見守っていかなくちゃならないわけですが、今御指摘のこともありますので、本市でも、教育振興計画は国が作り、そして県が作り、そして各都道府縣市町村でも作れというふうになっておりますので、今現在、鋭意、本市の教育振興計画を策定中でございます。この9月議会に間に合えばよかったんですが、もう少し資料等が不足しておりましたので、先日の定例教育委員会ではその骨子はお示しして、これでいいんじゃないかということでございましたので、お示しできませんでしたが、次の議会には間違いなく振興計画をお示しできたら、そん中に今御指摘のこのユネスコ・スクール、あるいはまた環境持続発展教育ですかね、これについてはぜひ触れて、そして本市の24校の先生方にそれを理解をしていただいて、そして一歩ずつ二歩ずつ進めていくことはしていかなければならない、やはり喫緊の課題だろうと考えているところでございます。

○14番（小野広嗣君） 教育長の方から御理解をいただき、前向きな答弁をいただきましたので、ぜひそういった方向。いわゆる、発展可能な、持続可能な社会をつくりゆくための担い手づくりですよ。その担い手づくりをしっかりと本市でも育て上げていくと。そういった視点を持って、ぜひ、学校長あるいは教職員の方々にそういった趣旨の徹底をしていただきながら、取り掛かれるところから取り掛かっていただくという方向で、ぜひ推進をしていただきたい。このことを申し上げて質問を終わります。

答弁は結構です。終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。



○議長（谷口松生君） 以上で、本日の会議は終了しました。

明日10日は、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 4 時38分 散会

平成21年第3回志布志市議会定例会（第3号）

期日：平成21年9月10日（木曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

藤 後 昇 一

丸 山 一

毛 野 了

岩 根 賢 二

出席議員氏名 (33名)

1 番 下 平 晴 行
3 番 丸 山 一
5 番 玉 垣 大二郎
7 番 鶴 迫 京 子
9 番 迫 田 正 弘
11 番 立 平 利 男
13 番 立 山 静 幸
15 番 長 岡 耕 二
17 番 林 勇 作
19 番 岩 根 賢 二
21 番 上 野 直 広
23 番 東 宏 二
25 番 小 園 義 行
27 番 鬼 塚 弘 文
29 番 丸 崎 幹 男
31 番 野 村 公 一
33 番 若 松 良 雄

2 番 西江園 明
4 番 八久保 壹
6 番 坂 元 修一郎
8 番 藤 後 昇 一
10 番 毛 野 了
12 番 本 田 孝 志
14 番 小 野 広 嗣
16 番 金 子 光 博
18 番 木 藤 茂 弘
20 番 吉 国 敏 郎
22 番 宮 城 義 治
24 番 宮 田 慶一郎
26 番 上 村 環
28 番 重 永 重 久
30 番 福 重 彰 史
32 番 谷 口 松 生

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一
教 育 長 坪 田 勝 秀
情報管理課長 徳 満 裕 幸
財 務 課 長 溝 口 猛
市民環境課長 竹之内 宏 史
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆
農 政 課 長 白 坂 照 雄
畜 産 課 長 中 崎 章 文
松山支所長 上 原 登
水 道 局 長 井 手 佐喜雄
農業委員会事務局長 大 園 朗
学校教育課長 山 口 幸 彦

副 市 長 井 手 南海男
総 務 課 長 中 崎 秀 博
企画政策課長 溝 口 敏 久
港湾商工課長 萩 本 昌一郎
税 務 課 長 外 山 文 弘
保 健 課 長 木佐貫 一 也
耕地林務水産課長 立 山 広 幸
建 設 課 長 中 迫 哲 郎
志布志支所長 吉 野 健 一
会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
教育総務課長 五 代 豊 一
生涯学習課長 小 辻 一 海

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文
調査管理係長 坂 元 正 知

次長兼議事係長 徳 田 弘 美
議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

野村議員の方から遅参届が出ております。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、岩根賢二君と吉国敏郎君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、8番、藤後昇一君の一般質問を許可いたします。

○8番（藤後昇一君） おはようございます。

私にとりまして、久しぶりの一般質問であり、非常に緊張しているところではありますが、発言の前にいろいろな方々から有意義なアドバイスも頂きまして、なおさら緊張しているところでもあります。

通告に従いまして、市民にとって掛け替えのない命に直結する地域医療をテーマとして質問を行いたいと思います。

内容については、先日行われた全員協議会でいみじくも概略を事前にお示した形になりました。また、数的な資料についても建設的な質疑を期待する観点から前もって提出していましたので、市長も私の一般質問に対しては十分に検討・分析されておられるものと期待しつつ質問を行います。

質問事項は、地域医療の現状と定住自立圏の形成に関する協定への取り組みについてに関するこの1点についてだけあります。

そこで今回、都城市、鹿屋市より提起された二つの定住自立圏構想の大きなテーマの一つである医療連携と救急医療の構想は、改めて本市の地域医療の現状とその問題点を浮き彫りにし、行政に対し早急な戦略的な対応が求められています。また、まさに市長にとっては政治家としての力量が問われているといっても過言ではありません。

本題に入ります。

本定例会では、都城市と鹿屋市を中心とする二つの定住圏の形成に関する協定の議案が上程されています。この二つの協定案は共に、都城市郡医師会病院と県立の鹿屋医療センターを中核医療機関とする広域救急医療連携を中心的な構想の一つとしています。この構想は、今述べた二つの中核的な医療機関が形成するそれぞれの第二次医療圏と、本市の病院やクリニックなどの地域医療機関によって形成される第一次医療機関との連携を基本的なフレームとして成立しています。

そこで、この構想の前提となる第一次医療圏である本市の地域医療の現状について、市長はどのような認識を持っておられるかお尋ねします。

次に、先日の本会議の質疑の中で同僚議員が、非常に厳しい経営認識と今後の運営の行く末を案じて

おられた医師会立病院について質問いたします。断っておきますが、私の質問の趣旨は、医師会立病院の経営や運営責任を当然のことですが、問題としているものではありません。市民を守る使命と責任を有する行政の長としての視点から、本来は本市に密着した二次医療の中核拠点病院であるべき曾於郡医師会立病院と曾於郡医師会立有明病院の経営と運営の現状をどのようにとらえて認識されているのか、それをお尋ねいたします。

最後に、本市の地域医療の現状認識の上にとって、今後の本市の地域医療と定住自立圏の形成に関する協定への取り組みと展望について市長の考えをお示してください。

あとは一問一答式で行います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

藤後議員の質問にお答えいたします。

今回、定住自立圏構想の下で都城市地域と鹿屋市地域と協定を結ぼうということで御提案を申し上げているところでございます。

その中で、それぞれが医療について大きなテーマとして取り上げ、締結していこうとするものでございます。その中において、構想の前提となる第一次の医療圏の本市の地域医療の現状についてのお尋ねでございます。そのことについてお答えいたします。

市内には、四つの病院、29の一般診療所、13の歯科診療所があり、医師44人、歯科医師17人、その他約630人の医療従事者が勤務されております。これらの医療機関において、健康管理や疾病予防、一時的な疾病の治療等地域住民の日常生活に密着した医療サービスを提供するという、いわゆる第一次医療機関としての役割を担っていただいているところであります。

また、地域住民からの夜間救急医療施設拡充の要望を受けまして、平成15年7月に曾於市の医師会立病院内に夜間急病センター、救急情報センターを設立していただきました。同センターは、曾於郡医師会病院において開業医と病院勤務医の協力の下、夜間一次救急を担い、同施設において二次救急を分担するというシステムが確立されているところでございます。

また、隣接する都城市郡医師会立病院や鹿屋医療センターとの広域連携も取れまして、地域住民の安心に寄与しているものと考えているところであります。

ただ、県下におきまして鹿児島市内への医療機関、医師の一極集中の傾向が見られ、全国的に問題となっている地方都市・地域での医師不足を懸念しているところでございます。

次にお尋ねの、本市の中核医療、二次医療の中核病院でございます曾於郡医師会立病院と有明病院の経営について、どのようなふうに認識しているかということについてのお尋ねでございますが、お答えいたします。

曾於郡医師会立病院は社団法人でありまして、同法人の経営する病院の経営について、本市が直接参加しているわけではございませんので、ここで経営状況等について申し上げる立場ではないのですが、夜間一次救急を担っていただき、地域住民の安心に寄与されていることを考えますと、行政としましては可能な分野について、支援していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、一次医療、本市の地域医療の現状認識の上にとって、今後の本市の地域医療の展望と定住自立

圏の形成に関しての取り組みについてのお尋ねでございます。お答えいたします。

定住自立圏構想は、本市に不足している生活機能を中心市と協定を結ぶことでお互いにその機能を共有し合い、住みやすい環境づくりを行うものであります。定住自立圏の協定を結びますと、様々な財政支援措置が準備されております。まず、包括的財政支援措置としまして、中心市には1市当たり年間4,000万円、周辺市町村には1市町村当たり年間1,000万円が特別交付税により措置されます。また、医療分野につきましても地域医療の確保に対する財政支援としまして、圏域の中核的病院と位置付けられた市町村立病院、又は民間病院を中心とした取り組みに関する市町村の負担金に対しても特別交付税による財政措置が準備されております。ほかにも様々な措置がありますので、それらをうまく活用しながら中心市の拠点施設だけでなく、本市の地域医療についても整備していければというふうに考えているところでございます。

また、この定住自立圏に伴う協定締結がなされますと共生ビジョンの協議に入っておりますが、厳しい地域医療の実情を踏まえ、本市の意向が反映されるよう協議に臨みたいと考えております。

○8番（藤後昇一君） 今、答弁を頂いたところですが、内容としましては、表面をなぞった感じのかなという、失礼ながらそういう印象を受けました。一つは、例えば曾於郡医師会立病院の経営内容について、直接うんぬんかんぬん言える立場でないということは十分理解しております。

ただし、先ほど言われましたように曾於郡医師会立病院の経営内容と、そして一次医療に対する影響と、それからまずもって市民の命に直接関係する、直結するわけですので、そこに私どもは目をつぶるわけにはいきません。それは、おいおい明らかにしていきます。

まず、鹿屋市と都城市は、この定住圏構想に関しては先行22団体の中に入っております。それは、先ほど言われたように、この構想に入ることによっていろんな包括的財政支援と、医療に関しては個別的な財政措置がとられるからであります。一つは、病院連携による財政措置、一つは、へき地遠隔医療に対する財政措置などの措置が行われるからであります。

しかし、まず一つ一つ質問してまいります。まず都城市がなぜこの定住圏構想、特に、私は医療連携に関してと救急に関してだけ御質問しますけれども、先行的に先行地に入ったかと申しますと、ここに南日本新聞の報道があり、市長も見られたと思いますが、ここにもうすぐ出ていますよね。これは、都城市長のマニフェストに沿った計画だそうですが、実施するにしても財源と医師確保が問題だと、これがまず定住圏構想の先行地に入った理由だろうと思うんです。要するに財源を確保したい。差し迫った理由は医師確保です。この中に書いてあるんですが、理由は、都城市の医師会病院の位置が悪いと、市民からすると。北部の人たちの不満があるのと、施設の拡充と市長も言われましたけど、高速の方に建てることによって、宮崎大学の医師が派遣が容易になるという理由付けがありますけれども、でもこれもですね、実はこれは鹿屋医師会にも影響するんですが、実は、研修医制度が変わったことは御存じですね。今年の2月の南日本新聞にですね、曾於郡医師会にとっては鹿児島大学、都城医師会立病院にとっては宮崎大学です。この医学生がですね、何パーセント地元の研修医として残るかといいますと、宮崎県は最下位なんです。4人に1人、20%~25%しか残らないんです。鹿児島は40~45%。40~45%の鹿児島でさえこの現状なのに、宮崎県は最下位ですよ、全国で。ですから、ここに書いてあるこの定

住圏構想を取ることによって、新しく病院の位置を変えて医師を派遣してもらうということは非常に厳しいんですよ。今までが厳しいから、それに行政側としてもこれはどうしても、のほほんとしているわけにはいかないと。そこの中での苦渋の構想なんです、私から言わせれば。それだけ緊張に満ちた計画で、しかも厳しい。財源に対しても市議会の中でも明確な反対が出ていると書いてあります、ここの中に。受け入れる側の現状もそういう厳しい現状です、都城だけとってですよ。今、私が話したことに対して市長はどう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

都城市郡医師会立病院が老朽化あるいは診療項目の充実というようなことから移転をするというようなことについては、従前から話があったというふうには聞いております。

そしてそれが、今回の定住自立圏構想に基づき、そのことが第一の課題になってきた、テーマになってきたということをごさいます、まさしく定住自立圏構想があったからこのことがモデル地区に指定されたというふうには認識しているところでございます。

そのような中で、それでは、その構想に基づいて病院が建設された暁にはその課題が解決されるのかということについては、ただいま議員の方からありましたように、現在の医療制度におきまして改革があった中で、研修医制度の改革があつて、地域の、地方の医師不足がにわかになら高まってきたというようなことについて、そのことが解決されない限りは今後もそのような傾向が続くというふうには考えるところでございます。

そのようなことで、私どもも市長会等を通じまして、この制度の改革については意見を国の方に申し述べているところでございます。これは全国的な問題ということでございますので、国の方もそのことについては取り組みをしなければならぬ課題かというふうには考えるところでございます。

○8番（藤後昇一君） 今、私が申しましたのは、要するにこの定住自立圏構想の中心部の、大きなテーマの一つの中身が果たしてちゃんと担保されているのかということすら、非常に不確定要素が大きい。しかもその不確定要素は、医師確保というこの根本的な問題で、しかも一自治体がどうのこうの果たしてできる問題でしょうか。今言われたように、国がこうさせたんですよ。今度、民主党政権になるからどうなるか分かりませんが、たとえなつたにしてもそう簡単に、すぐに5人が10人になるとは思えない。このことをひとつちゃんと押さえておってほしいんですよ。これは、都城は、ちゃんと市長がこうやってマニフェストに組んでこうやっているということは、非常にこれに対して危機感を持っておられる、少なくとも首長が。そして具体的に動かれている。

実はですね、この問題を私は、18年6月の定例議会の一般質問で市長に質問をしております。医師会立病院の経営の問題と、この医師会立病院が、今の位置から沖水町に、高速道路の所に移りますが、そうなる救急医療の搬送時間が長くなる、どう思われますかと質問をしたら、市長の回答は、それは認識していると、県と連携しながら今後対応したいと。私はこの県と連携というのは、確かに医療は県の医療計画やら何やらに沿ってやっていきますので、連携というのは分かるんですけども、そういう次元の問題なのかなという感想は持っていました。

その後、今年まで、もうその時に私はこれを言っているわけですけども、この問題について市長とし

て内部で真剣に検討されましたか。お尋ねします。

○市長（本田修一君） 医療の充実、そしてまた専門科医の不足ということについては、常々担当の方と打ち合わせをしながら、どういったふうに対応すべきかということについては、協議を重ねているところでございますが、私どもとしましては、医師会病院ないしは県、そして国というような機関に対して要望を申し上げるといような形でしかできないといようなふう認識しているところでございます。

先ほどお話ししましたように、県の市長会でこの制度改革に向けて国に対して要望を重ねているということでございます。

○8番（藤後昇一君） 都城の方から片付けていきたいと思えます。まず、この次の、例えばですよ、この沖水町に移転したとしたらば、搬送時間が長くなるわけですよ。志布志市民にとっては、これは明らかに不利益です。それに対して市長は、都城との高規格道路のことを出されました。まず前提として、都城の医師会立病院の移転の問題と高規格道路の計画がリンクしているわけではありません。これはそうですね。

それと、民主党政権になったらなおさらですよ。今でも高規格道路がいつ完成するのか、どのように展開していくのかははっきり定まっていない。さらに民主党政権になって今後どうなるか分からない。しかも、その高規格の道路とリンクして病院が計画が進めばまだいいですよ。別個なんですよ。

いろいろ問題はありますけど、仮にできたとしたらば、完全に志布志市民にとっては命にかかわる問題で不利益な状況になっていきますが、この点についてはどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、都城志布志道路の整備が進んでいるということでございますが、自民政権であったならば、多分21年度中ぐらいに末吉と梅北の区間のまだ計画路線になっていた所が調査区間に指定になるのではないかなといようなふうな情報は得ていたところございました。

しかし、現在政権が変わるといことで、このことに関しましても極めて不透明になったといことでございまして、都城の現在のインターチェンジまでに全線が開通するといことについては、いつになるか分からないところでございます。

また、医師会病院の移転につきましても、何年までといようなことがまだ示されていないといような状況でございますので、このことにつきましてもまだかなり期間がかかるのかなといふうには考えているところでございます。

私としましては、都城志布志道路の整備とその病院の移転と同じぐらいになるのかなといようなふうと考えておまして、現在45分ぐらいかかるところが35分に短縮されるといようなことで、志布志の市民にとってもこの移転についてはかなり利用度がよくなるのかといふうにかえたとこでございます。

○8番（藤後昇一君） 市長、それは市長の希望的観測で、もっと言えば個人的見解ですよ。私が言いましたように、これをちゃんと構想として受け取るときにはですよ、高規格道路と病院の移転問題とちゃんと連携しているといことが前提にならないとそういうことは言えないんですよ。

それともう一つ、この医師不足というのはですね、非常に深刻な、後で鹿屋の方で言いますけども、非常に深刻なんです。医師が足らなくなれば診療科目も減っていきます。そうしますと当然市民の命にかかわってくるわけです。それだけにですね、この都城の病院移転は、何とというか、緊急性が高いんですよ、都城市にとっては。パンク状態なんですよ、この医師不足の問題で。だからこうやってマニフェストも書き、構想が出たら先進地で手を挙げるわけです。鹿屋も一緒です。しりに火が付いているんですよ。そういう状況だから、高規格道路のテンポ問題とこの病院移転の問題は、実現はいつするか分かりませんが、違うんです。必要性が違うんですよ。だから、そういうことが分かっているながら、今の市長の答弁というのは私は余りにも、何とというか、緊張感が足りないとか、いつかはできるでしょうみたいなことじゃないですか。もっと言えば、一緒にできたらなおいいなみたいなことですよ、私から言わせれば。そういうことでいいんでしょうか。命の問題ですよ。

昨日もですよ、防災の問題が出ましたけども、いまだ後じんを拝してる。私は同じ18年9月議会で、18年7月の志布志の水害を受けて、防災問題について一般質問をしていますよ。その時、要支援者の問題やら防災拠点の位置の問題とかすべて質問していますよ。そのほとんど進展してないじゃないですか、昨日の14番議員の質問を聞いても。情けなくなりますよ。そういうことでどうしますか。

どうですか、その計画のとらえ方が、私の言うのがおかしいですか。そういうとらえ方じゃ大問題じゃないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

都城の方の広域の定住自立圏構想につきましては、生活機能の強化に係る政策分野ということで医療ということがございます。そのことにつきましては、ただいまお話がありますように、病院の移転・新設ということで地域の医療体制の充実を図ろうというものでございます。

そしてまた、この定住自立圏の構想の中で、結び付きやネットワークの強化に係る政策分野という中で、地域高規格道路の開通促進とネットワークの構築というようなことも分野の中に取り組みをするということになっております。

このことで、同時にこの定住自立圏構想については進むということで、協議会の中で認識が一つになっているということでございますので、併せもって私どもは、更にこのことについても取り組みを共にしていただくよう要請をしたいと思います。

○8番（藤後昇一君） 先ほど、最初に、冒頭に申しましたけれども、このことは市長の戦略的力が問われていると申しましたけれども、戦略的力というのは、私が申しましたそういう視点で取り組んでいかなければ戦略的取り組みにはならんんじゃないかと思うんですよ。その点はもういくら話してもあれですので、どうせ、次の鹿屋の方に移ります。この点で行政の取り組みが本市と全然違うというのが分かりますので御質問いたします。

鹿屋の医療センターの方の、鹿屋の定住圏構想ですけど、これも南日本新聞に出ておりますけれども、今度夜間救急センターを定住圏構想の中に入れて、これも財政措置を期待しての救急夜間センターの設置だろうと思いますが、この報道の中でも医師を3人常勤にするというふうになってはいますが、3人の常勤医のめどもついていない、場所もまだ確定されていない、こういう状況であります。これが中

心になりました。まず、このことについてどう思われますか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

協定の締結に際しては、戦略的に取り組むべきだというようなお話であったところでございます。当然、私どもとしましては、一昨日もお話しましたように、志布志市の占める地理の有利性というものをとらえて、その中で締結する内容としてはどうあるべきかということを中心に考えながら取り組んでいるところございまして、この鹿屋の定住自立圏構想の形成の協定の内容について、まさしくそのような状況であったというふうに認識しているところでございます。

鹿屋の場合、はじめに、協議が事務の段階で開始された時に産業振興の、農業振興の方が中心に話が進んだところでした。しかし、その農業振興の分野のみでは私どもの地域は参加できないと、当然地域の方々が理解していただけるような内容でないというようなことを御提案申し上げまして、医療というものについて取り組んでいただく、そして広域の交通ネットワークというものに取り組んでいただくというようなふうに議論が進んだところでございます。

そのようなことで、救急の医療体制の維持ということで夜間急病センター、救急医療電話相談センターの設置ということになったところございまして、今議員の方から御指摘がございましたように医師の確保の問題あるいはどこに設置するかという問題についても、まだ議論が煮詰まっていないという段階での協定ということになります。今後ビジョンの中で、その内容については詰めていくということになろうかというふうに思います。

○8番（藤後昇一君） 市長、医療に関してはですね、志布志市は、地理的な位置は港とは反対なんですよ。港は、地理的条件、港というのを持っている。そして、その地理的条件が、本市にとって戦略的には最大限有効に生かしていかなければいけないものです。

ところが医療にとっては、本市の位置は反対なんです。いかに不利な条件を有利にもっていくかということが医療に関しては、戦略的な取り組み方なんです。それは申し上げておきます。

それと、同じこの夜間急病センターに対して、南九州新聞が記事を書いているんですが、その見出しが、鹿屋方式、崩壊前に次の手。つまり鹿屋は、これはもう都城も一緒ですよ、もう救急医療が崩壊寸前なんです。だから、何回も申しますけども、先進地の方の定住自立圏構想に鹿屋と都城が手を挙げたわけ。これに対してはですね、市も手をこまねいていたわけじゃなくて、医師会と長年地域医療についてですね、真剣な討議もして会もいたしております。

例えば、平成19年度の4月25日に大隅地区医療・救急医療問題意見交換会、これは鹿屋医師会が主催しているんですが、市長もこれには出席されています。この時も、鹿屋方式救急医療がいかに危機的な状況にあるか話し合われたはず。鹿屋市はこういう場も医師会と設定して、持って、一生懸命やっておりますよ。本市はこういうのがありますか、医師会と。そういうことをしたことがありますか。

○市長（本田修一君） ただいまお話のあったような形での医師会病院の経営全般についての協議ということについてはしておりませんでした。

ただ、先ほどもお答えしましたように、夜間救急センターの運営についての協議は重ねてきております。

○8番（藤後昇一君） また、それは後またテーマにしなきゃなりませんから、それはそこで置いておきまして、この夜間救急センターについてはですね、こういう署名運動が行われているんですよ。短期間に2万幾らの人が署名している。それも、鹿屋の市議会でも一般質問をされ、それに対して鹿屋の市長は、こういう会を医師会と密接にされていますので事情を精通されています。そして、緊急度、大変な状態にあるということを十分に認識されていますから、当然、ここに新聞記事もありますけど、ここにあります。19年12月12日のこの医師会についての一般質問のやり取りが新聞に載っています、南九州新聞に。これを見ますと、質問する議員の質問に対して懇切丁寧に状況を説明して答えられております。こういう取り組みもされています。その上でのこの夜間救急センターなのですよ。

本市は、そういうこと、私が言ってるのは、こういう取り組みを医師会と組んでやっていますかと。やるにはそれなりの現状認識と分析をされてないと、まず知っていないとそういう運動をしようというモチベーションが上がってこないわけですよ。だから、そういう意味でこういう取り組みをされていますかということですよ。ただ話し合いとかそうじゃなくてですよ。内容も問題ですけど。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのような取り組みについては、やっていないところでございます。

○8番（藤後昇一君） 医療崩壊ということがですね、いかに大変なことかということがよく分かっていらっしゃるんでしょうね。いいですか、昨日もインフルエンザのことに關していろんな質問、答弁がありました。今からだといいことですが、この冬インフルエンザが爆発的にまんえんするというのもう一般的常識になっています。それですね、この医療が崩壊状態になるとどうなるかという、新聞があるんですよ、見てください、これを。緊急外来6時間閉鎖ですよ。押し寄せるんです。志布志にはさっき4病院って言われましたね、病床は幾つあるんですか。

○市長（本田修一君） 市内には四つの病院で419床、29の一般療養所で112の、合計531床あるところでございます。

○8番（藤後昇一君） これ、ただ事じゃないですよ。二次医療ですよ、ここは。二次医療が6時間閉鎖するんですよ。そして今、四百何床って言われましたですね。

[何事か言う者あり]

530ですか、すいません。530、これが来るべきインフルエンザの来襲の時に一次医療圏として対応できるのに十分かどうか、どのように機能させたらいいのかということは、今市長の方では問題として討議されてるんですか。

○市長（本田修一君） 昨日もお話しましたとおり、今回の新型インフルエンザがまん延したときには、市内の20%ぐらいの方が感染するのではないかなと、そしてそのうち100名ぐらいの方が入院の措置が必要というような予測をしているところでございます。その数字に基づきまして、今後保健所を中心としました医療機関とも協議を重ねていきたいということでございます。

○8番（藤後昇一君） 一次医療と二次医療の今度の関係について進めていきたいと思っております。

都城市救急医療センターのですね、ホームページを見ますとこう書いてあるんですよ。「当センターは夜間における救急患者のための施設であり、救急医療を行う施設です。そのため継続的な診療施設で

はありませんので、当救急センター受診後はお近くの掛かり付け医師、または専門医の診察を受けてください。」。この掛かり付け医、専門医という所は一次医療圏です。だから、いかに一次医療圏が大切かということですよ。

次にですね、今度は医療センターです。ここは鹿屋方式といいまして、全国でも注目されるあれを採っているところです。二人掛かり付け医、それから、まず初期診療は一次医療圏でしてくれと。一次医療圏で、言葉は悪いですけど、処理できない専門的な医療が必要な部分を二次医療圏の鹿屋医療センターに持ってきてくれと、それを担保するために二人掛かり付け医制度を設けましょうということなんです。二人掛かり付け医というのは、二次医療圏の医療センターが一つ。それからもう一つは、一次医療圏の掛かり付け医ですね。普段のやつは掛かり付け医で診て、専門的な治療が必要なときは二次圏、そしてその間情報交換をするということですよ、その上になっている。今度の構想もこの上に成立するんですよ、最初言ったように。

そして、このことはですね、鹿屋医療センターも強く言っております。これもホームページですよ、「鹿屋医療センターの役割は掛かり付け医（ホームドクター）の役割ではなく、大隅地域の中核病院として高度医療を行うことです。慢性疾患の患者さんについては、地域の掛かり付け（ホームドクター）などでしてください」と。この裏には、やたらめったら二次医療圏に患者を運ぶなということですよ、言葉が悪いんですけど。一次医療でしっかりしてくれと、二次医療はコンビニじゃないんだと、救急車はタクシーじゃないんだと。だから、二次医療の鹿屋方式が崩壊寸前なんです。ということは、一次医療の充実がいかに求められているかです。

そこでお聞きしますが、一次医療の中核医療機関は曾於郡医師会立病院だと思います、志布志市に密着した医療機関は。その点からして、救急医療も含めて、曾於郡医師会立病院の現状をどう考えられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

冒頭お答えしましたように、私どもはこの地域の一次医療を支える二次の医療機関として、曾於郡医師会病院があり、またそのことにつきましては、行政としては可能な限りの分野の応援をしていきたいというふうにお答えしたところでございます。

現在、経営の中身につきましては諸施設のそれぞれの状況というのは違いますので、いろいろあるわけですが、総体的に見たときには、本当に一生懸命やっつけらるんだなというようなふうにと考えるとございませう。

しかしながら、現状として、中核になる医師会病院が非常に極めて厳しい運営状況になっていると、医師の勤務態勢が過重になっているということについてはお聞きしているところでございますので、今後そのような形で維持できるのかどうか、また今後私どもに求められるものは何なのかということも併せて医師会病院と協議をしていきたいというふうにと考えるとございませう。

○8番（藤後昇一君） これは、19年4月25日に市長も出られました、鹿屋市医師会が地域医療に対する意見交換会の時に出た資料です。ここにありますがけれども、一次医療の責任は市町村が責任を持って主体的に取り組むべきであると。そして、鹿児島県の保健医療計画でも、一次医療は市町村が責任を持

ってすべきであるとなっております。第二次医療圏は、県内12、県内の圏域に分けて県が責任を持ってすべきであると。一次医療は、再三重ねて言いますけど、市町村が責任を持って、主体的にですよ、ここが重要ですよ、主体的にですよ。今の一次医療に対する市の取り組みが果たして主体的でしょうか。どうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

主体的かどうかというふうにお尋ねになられるとすれば、主体的に取り組んでいないというふうにお答えせざるを得ないというふうに認識をしております。ただ私どもは、様々な事業の中で、また様々な会合の中で医師会病院の方々、また各種専門医の方々ともお話をさせていただいているところでございまして、その折々その厳しい状況については、お話を承っているところでございます。

特に、今お話がありましたように、県の振興局の大隅振興局で開催されました大隅地域の医療に関する協議につきましても、そのようなお話を承りまして、今回の定住自立圏構想においても、それぞれの医師会の意見を承っているところでございます。

今後は、そのことを受けまして、主体的に取り組むをしたいと考えます。

○8番（藤後昇一君） 今から主体的にですか。19年4月の段階に鹿屋方式がどんなに危機的な状況に陥っているかという話し合いの場に市長はおられて、この資料ももらっておられる。なぜ主体的に取り組もう、そういう場も踏みながら、なぜ主体的に取り組もうというモチベーションがわいてこないんですか。この定住自立圏構想の医療連携は、市町村が、志布志市がですよ、責任を持って主体的に取り組んでいるものとしての一次医療圏を前提としております。それでないと連携は成立しない、そうじゃありませんか。それも含めてお答えください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市が主体的に市民の医療について責任を持って取り組むべきということについて、取り組んでいなかったということについては、誠に申し訳なく考えます。しかしながら、地域の医療を担う医師会、そしてまた医師会立病院と様々な形で協議をさせていただいているところでございますが、その中で、私どもに特段このような形で対応してほしいというような要望についてはなかったような状況で、そういった意味からしまして、私どもの緊張感が足りなかったなというふうには考えているところでございます。そういう意味からして、今回この定住自立圏構想について地域の医師会病院もそれぞれの定住自立圏構想に参加しておりますので、その立場から意見が述べられるというふうには考えております。

○8番（藤後昇一君） 市長、市長の頭の中には、医療は専門的な分野だから医師会に丸投げしておけばいいという、まさかそういう考えはないでしょうね。当然それはあってはならんことです。それと、医師会の側から何も相談がないと。でもですよ、いろんな新聞、もう医療がどんなに大変かということはいちいち上げなくてもですよ、医師不足とか病院の倒産とか、昨日の新聞でもどっかの病院が閉鎖になっていましたけど、そういう状況は世間一般の常識として御存じなわけですよ。市長は行政の長です。防災もそうですけど、医療も市民の命の問題です。これからというのは私はちょっと、何とも言いえないですけど、もう先に進みます。

ここにまた曾於郡医師会立病院のホームページがあります。一次医療の中核病院のホームページです。

ここにですね、曾於郡医師会立病院の理念というのが書いてあります。

その前にですね、曾於郡医師会の先生方は非常に、市長が言われるように一生懸命やっておられます。予防接種とかですね、医師会の夜間救急も当番でやっておられます。いろんなこともやっておられます。それは私も十分承知の上で、それにまた敬意をかねてから抱いている者として、それでいてこのような質問をしなければならないのは、非常に内心受苦たるものがありながら質問していることを御理解ください。

曾於郡医師会立病院のですね、理念にはこう書いてありますよ。地域住民への初期医療を支援します。2番目に、二次医療の充実を図ります。3番目に、三次医療への連携を行います。救急医療の充実を行います。そして、医師会立病院としては、開放型病院、災害拠点病院、地域医療支援病院、夜間救急センター・救急情報センターの機能を備える。これはですね、医療センターと都城郡医師会病院と全く同じ機能なんです。全く一緒ですよ、ぴしゃっと重なるんですよ。これと今の現状とはどう考えられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

曾於郡の医師会立病院につきましては、設立当初からすると大分最近は、利用者数が減ってきたというようなふう感じてきているところでございます。そしてまた、都城市の医師会立病院につきましては、依然として医師不足というものがあるにしろ、かなり充実しているというようなふうには感じているところでございます。

そのような意味合いから、曾於郡の医師会立病院につきまして、今後どういった形で運営をすべきかということについては、先ほどお話がありましたように、私どもも主体的にそのことについては取り組まなきゃならないというふうに感じるところでございます。

○8番（藤後昇一君） 曾於郡医師会立病院に対して、都城などの病院は充実していると、そうおっしゃいましたけども、その充実している病院ですらこういうことをしなければならない状況に追い込まれているんですよ。

この資料は、市長にお渡ししています。数字に具体的なことは言わなくていいですからですね、目を通しておられるということで話を前提にして進めます。

まず、この資料ですけれども、これをいただいた会員ドクターの先生がですね、非常に心配されて、「藤後さん、これはどうなってんだ。これは大丈夫なのか」と言って持って来られた資料であります。

再三言いますが、経営責任をうんぬんかんぬん言うつもりは毛頭ありませんが、具体的な数字で申しますと医師会立病院はですね、私が前回質問したのは平成18年6月です。その時はですね、医師会立病院の方ですね、大隅町の。その方はまだ赤字が出だしてですね、まだ2年目だったんですよ。そして、18年度は黒字になっていますけど、これは何か5,000万円ぐらいの特殊な状況があったんですけども、その後19年、20年度はですね、6,000万円、7,000万円の赤字になっているんですよ。これも、本市も出していますけれども、救急医療などの委託事業の補助金といいますか、交付金といいますか、それを受けてこの赤字です。これがなければですね、19年度は1億1,900万円、20年度は1億1,800万円の赤字ですよ。

そして、これも見られましたですね。平成14年から、救急ですよ、救急が半分になっているんですよ。なぜかといったら、次またこれ、見られましたですね。組織図です。医者が、医者と言いますよりも、常勤医がいるのが内科、外科、整形外科、この三つであります。夜間救急は外科、内科、それから小児科となっておりますけれども、小児科はこれは常勤医はいませんで、当番医がたまたま小児科の先生に当たったときはいいでしょうけど、救急センターとしては機能しておりません、小児科は。3科ですよ。

この点について、どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は、この医師会病院の経営について随時こういった形で見させていただいているという立場がないので、余り詳しくは述べられませんが、総体としまして経営が厳しくなり、そのような中で医師が不足してきて、そしてまた更に経営が厳しくなっているというような状況ではなかろうかというふうに考えます。

○8番（藤後昇一君） もう一つの有明病院について申し上げます。ここは、先ほど言いました大隅の方の救急が減りだした平成14年から20年度まで、ずっと赤字が続いております。しかもここがなお深刻なのは、減価償却費を省いたとしても、何千万円という赤字を平成14年から続けているということです。ということは、経営的に平成14年から借り入れか、どっかから金を持ってこなければ資金ショートしている経営状態だということです。今言われましたように、大変な状況でしょう。逆に言えば、この大変な状況の中で医師会の病院の先生方は、一生懸命やっておられるんですよ、あらゆる患者さんが来る中で。必死ですよ、これはもう。

ところがですね、問題はまだこの経営状況だけでは収まらないんですよ。ここに春期定期総会議事録、曾於郡医師会の議事録があります。この中で問題になっているのは、先生方が根保証をされているんです。そして、非常にそのことを心配されて、このことで大変もめております。3,000万円の根保証をされております。根保証って何か御存じですか、どういうものか。お聞きします。借金されてなかったら分からないでしょうけど。

○市長（本田修一君） 登記上抵当権を設定した折に、保証人としてその設定されました債権に対して保証を負う立場になるというふうに理解しております。

○8番（藤後昇一君） 今、市長が言われたのは普通の保証人です。根保証というのはですね、今の言われたのは、借用証書、100万円借りるから保証人になってくれよと、その100万円だけ保証すればいいんですよ。根保証というのは、金融機関がここまでは貸すよという限度いっぱい保証するんです。昔は私なんかは銀行保証って言ってました。つまり、1回だけの借り入れでなくてですね、要するに今回は3,000万円ですよ。保証人一人当たり3,000万円までは保証せんないかんわけです。しかも、もし医師会病院が、もう医師会病院を例にも出たくないですけど、保証している所が、債務者が倒れた場合、請求はですね、債務者にしなくてもいいんです。根保証をしている人にしていいんですよ。有力な保証人であれば、また貸した所の残務整理がうまくいかない、土地が売れない。よくこの件に関して先生方は、もし医師会病院が駄目になったら、財産を処分してその後だろうとおっしゃるんです。財産処分やら何やらかんやらがうまくいかなければですね、根保証をしていれば銀行は根保証人を先に強制執行もして

いいんです。これが根保証です。私は図書館に行って、暮らしの法律百科というところで確かめてきました。間違いのないことです、これは。ということは、医師会の会員の先生方がやっておられる保証というのは大変な保証なんですよ。だから、この医師会病院の経営がまずく、いかなければ即、保証されている会員の先生方に来るんです。そしたら一次医療にとって大変なことになるじゃないですか。どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その件につきましては、現在の医師会病院の理事長の先生にも御相談を受けたところでございました。そしてまた、改めて正式な形で相談をしたいというようなことを承っているところでございます。今後何らかの形でそのことについてはあるのではないかなというふうに考えております。

○8番（藤後昇一君） 大変な問題でしょ。本市の一次医療の中核医療機関の経営状況はこういう状況。しかも、この根保証をしている先生方はA会員であります。A会員というのは、各医療法人の理事長、医院の院長、要するに地域医療のそれこそ中核を担う経営者並びに事業責任者の方々がなっておられるんです。もしこの事態に陥ったら、まさに本市の一次医療は崩壊なんですよ。こういう状況を市当局は知っておられるじゃないですか、相談も何もないと言われますけど。医師会長はそういう相談をいつかはしますよというふうに来てるわけでしょ。そしたら、向こうから来るのを待つのではなくて、市民の命にかかわること、しかも今向こうも問題がある、都城市と鹿屋市と定住圏構想で協定を結ぶ、その土台となる本市の一次医療にかかわることがこういうことであるという認識がなかったんですか。尋ねます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども言いましたように、会長さんの方からまた何らかの形で御相談があるというふうに待っていたというふうに、そのような状況だったということについては、本当に今おしかりがあったようなことで、私どもの方から積極的にそのことについては、状況等を把握しながら、そしてまた市の一次医療の維持について真剣に考えなければならない問題だというふうに改めて認識したところでございます。

そのことに基づきまして、この定住圏自立構想に基づくそれぞれの地域の医療機関については、また更に地元の医師会病院と連携を取りながら対応していきたいというふうに考えます。

○8番（藤後昇一君） ちょっと置きましてですね、今医師会の先生方、開業医が中心に構成されていますけど、厚生労働省がやってきたことは大病院中心です。要するに診療報酬もですね、もう新聞報道等で御存じかと思いますが、大病院の小児科・産科・救急、この人たちの、勤務医のですね、過重労働を緩和するような、そちらの方に報酬を厚くする。開業医は、診療報酬を抑えていく。そういう方向で非常に、今志布志市の病院の先生方は非常に経営的に困難な立場に置かされております。しかも、病院が四つあるとおっしゃいましたですね。厚生労働省のですね、診療報酬の重点は、最低でも200床、考えるときは500床の病院を中心にして診療報酬を体系付けていくんですよ。200床以下、ましては100床以下となると、看護婦の設置、医師の配置、医師一人がいなくなることによって閉院に追い込まれることもあるんです。その現状の中で、現実に病院のクリニックへの転化を真剣に考えている現状なんです。病院がなくなるかもしれないんですよ、そのほかの問題として。そのことについて認識はございました

か。

○議長（谷口松生君） 31番、着席です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話があった件については、本当に私自身、認識不足でございました。今後、地域の医療を現実的に支えていただいている医師会の先生方と十分協議をさせていただきたいというふうに思います。

○8番（藤後昇一君） 市長、18年6月定例会の議事録をもう1回見てください。病院がなくなりますよ、どうしますかと、ここの会場で一般質問でさんざんやったんですよ、私と。認識がなかった、それはおかしいんじゃないですか。書いてありますよ、ここに。その時、私は忘れもしない、市長の回答はですね、今すぐにどうこうある問題ではないと考えますけれどもというふうな、まくらことばを置いて回答されてるんですよ。実際あったのに、今やり取りしたのに、一体この時のやり取りは、一体何だったんでしょうか。先ほどの防災も、この時の9月に防災もさんざんやった。それがまだされていないのとも重なるんですが、いずれも命にかかわることですよ。

再度お尋ねします。18年6月の定例議会で、この病院がなくなりますよと。この時はですね、病床削減の問題でお話したんですよ。だんだん思い出されてきたんじゃないですか。再度答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、療養病床の削減があるということで病院経営が危機的になると、そしてまた、そのことで先ほどもありましたようにクリニックに転換しなければならない病院が出てくるというふうなお話があったというふうには今思い出したところでございました。その時には、介護保険制度等の問題がございまして、そのことについて重点的に考えておったのではないかなと。今お話がありますように、実際に病院が閉鎖するというような状況がまだこの市内ではまだ考えられない状況であったのかなというふうに、私自身の認識が甘かったというふうには考えているところでございます。

現在、医師不足によりまして、地域医療の維持が極めて困難ということについては、私自身も十分認識しているところでございます。そのような中で、医療制度の改革について私どもは、先ほども言いましたように市長会を通じて改革を申し上げていると。そしてまた、この一次医療を支える主体的な立場であるということ改めて認識いたしましたので、今後十分そのことを自覚しながら取り組みをしたいと思っております。

○8番（藤後昇一君） もうそろそろ締めにしたいたいと思うんですが、今質問いたしました、この定住自立圏構想に関して中心都市となる都城市、鹿屋市、これが先駆的にここに取り組んだ背景、事情。そして、定住自立圏構想の中の医療の中心に据えている、提起している問題すら多大な問題を抱えている。もっと言えば根本的な問題を抱えている。そして、そこが二次医療とすれば、一次医療を担うべき志布志市の地域医療の現状は、今申したとおり非常に大変な危機の状態にあります。そういうのを踏まえた上で、再度、私は戦略的構想と市長の力量が問われている。それと、もっと言えばモチベーション、それから市長のミッションですよ。そこらを踏まえて、最後にお聞きしますが、取り組みと今後の展望をお聞かせください。

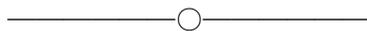
○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま医療について、定住自立圏構想協議会の中身について十分御質問を頂いたところでございます。改めてこの問題については認識を深くしたところでございますが、現在この構想に基づきまして、協議会が設置され、そしてまた締結をして本市の医療の充実・向上を目指そうというような形になっております。それがまさしく言葉どおりでないような形で結ばれるよう、地元の医師会病院の先生方と十分協議・連携させていただきながら取り組みをさせていただきたいというふうに考えるところでございます。

○8番（藤後昇一君） 今、この構想締結に、協定に向かうにあたって市長が背負い込む、責任を持つべき問題の重要さと困難さを認識されたと思います。先ほども言いましたけれども、一次医療は、再度申しますけれども、市が責任を持って主体的に取り組むことです。最初申しましたように、戦略的に取り組んでください。

以上で終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、藤後昇一君の一般質問を終わります。



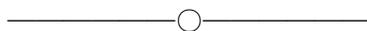
○議長（谷口松生君） ここで、昨日、小野議員から質問が出まして、後もって答弁をするということがございましたので、総務課長から発言を求められておりますので許可をいたします。

○総務課長（中崎秀博君） 昨日の小野議員の一般質問の指定管理者制度についての中で、答弁漏れがありましたので、指定管理料の7施設の総額について御報告を申し上げます。

指定期間が統一されていませんが、蓬の郷については平成19年9月から、やっちくふるさと村については平成19年7月からの指定管理でございました。その他の施設につきましては、平成19年4月からの指定管理期間となっております。

7施設の指定管理料の総額は、平成19年度が1億1,979万6,388円で、平成20年度の決算が1億2,141万9,859円となっております。平成20年度分の金額の増額につきましては、やっちくふるさと村の電気基本料の見直し、また志布志運動公園の芝生の管理、それと有明体育施設のプールの管理費、文化会館の修繕料などの管理業務の追加による増額でございます。

以上で報告を終わります。大変ご迷惑をお掛けいたしました。



○議長（谷口松生君） 次に、3番、丸山一君の一般質問を許可いたします。

○3番（丸山 一君） 通告に従い、質問をいたします。

先ほどの8番議員のやり取りの中で、かなりボルテージが上がっておるようでございますが、私の血圧は通常普通でございますので、上がらないよう明快で前向きな答弁をお願いをいたします。

まず、農政についてであります。

循環型農業の確立を進めるべきではないかについて、市長の見解をお伺いいたします。

市は、第1次志布志市振興計画の中で、第3章、基本計画の中、第4、重点プロジェクトに、本市の豊かな自然環境は、県内有数の資源エネルギーやバイオマスエネルギーを保有しており、その資源を生

かした地域循環型農業の振興を図りますとあります。

また、分野別計画の中で、施策の方向、その中に、「1生産性の高い営農の推進」、「2環境保全型農業の推進」、「3担い手育成確保」、「4林業の振興」となっておりますが、例えば1、2につきまして、現在行われている具体的な例をお示しをください。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

○
午前11時24分 休憩

午前11時27分 再開
○

○議長（谷口松生君） 本会議に返します。

○市長（本田修一君） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

市の第1次志布志市振興計画の中で、農業分野につきまして個別目標としまして、基幹産業を発展し続けるまちをつくるの中で、生産性の高い営農の推進というようなことで取り上げております。そしてその中で、主な事業としまして農業生産基盤の整備、そして農地保全・防災対策の強化、利用権設定による農地集積の促進、高品質・省力生産施設の強化、優良品種・種畜の導入ということを取り上げております。また、2番目に環境保全型農業の推進ということで、農業生産に起因する環境への負荷を軽減するために土壌分析に基づいた適切な施肥を求める。あるいは、消費者ニーズに合った安心・安全な農作物を生産するための減農薬・減化学肥料栽培を推進するというふうにしておりまして、主な事業としまして作物団地形成の促進、ポジティブリスト制度の普及・啓発、減農薬栽培の推進、土壌分析の推進、有機質たい肥の推進、耕畜連携の推進というものを取り上げて主な事業として推進しようとするものでございます。

○3番（丸山 一君） 私の質問に対しましてですね。市長がいろいろ答弁されましたけれども、私が見ておりましたですね、なかなか農業を担っている人たちの所得向上に今の現状ではですね、この振興計画はなかなか結び付いていないんじゃないかという危ぐの念を実際に持っております。実際ですね、南部畑かん・北部畑かんが通水が始まったんですけれども、いろいろ聞きますとお茶以外ではですね、なかなか作付けができないと。私が見ておりました、農政課、耕地林務水産課の人たちの動きを見ていてもですね、通水が始まったのに、なかなか作付けの指導というか、作物の指導をなされていないんじゃないかという危ぐの念があります。

そこでですね、私が今現在取り組んでいることについてちょっと申し上げますけれども、昨年4月より深ねぎ生産部会を立ち上げまして、約8町歩ほど生産基盤をつくっております。昨年の7月1日より、化成肥料が大幅にアップするというニュースがありまして、鹿児島商社から大型車1台化成肥料をグループで購入をいたしました。ところが、それが今現在はどうなっているかと言いますと、各人グループの人たちの倉庫の中に眠っておりまして、その処理に非常に苦慮をしております。ただそうだった理由はですね、昨年の議会の中で1番議員が申し上げましたけれども、飯山教授との出会いがありまして、その取り組んでいるシステムというか、取り組む姿勢について非常に感銘を受けまして、化

成肥料は使うなど、グルンバの機械を通した液体肥料を使えと、それを畑にローリーで散布をいたしました。それで作付けをずっと昨年よりしてきております。

実際ですね、先の1番議員の質問に対して、本田市長も答えておられますけども、大成畜産ですね、元市長の持っておられた養豚場ですけど、あそこにですね、去年の6月、7月ごろに行った時にはですね、腐敗臭がひどくてとてもじゃない、おられなかった状況があります。ところが、そこに乳酸菌を散布することによりまして、養豚場の屋根とか壁とか、豚に飲ましたりとかいうことを進めていった。すると、たまっておりました腐敗の豚ふん尿に対してですね、乳酸菌を散布をいたしました。そしたら、においがかなり取れてきました。それから二、三週間したぐらいで行ったところ、オオスズメバチが飛んでまいりました。飯山教授いわく、「この日にちを書いておけ」と、秘書の八木沼さんにですね、「ノートに書いておけ」と言ったんですよ。何でそういうことをするんですかと言ったら、そんだけ腐敗臭がひどかった所に自然界にあるオオスズメバチなんかが来るということは、それだけこの環境が良くなったんだということだったんですよ。

そこで、ありました豚ふん尿をですね、我々もローリーで散布をいたしました。それでローリーの費用がですね、約4分の1ぐらいの費用で済みます。実際は五、六万円ぐらいかかるところが、4分の1ぐらいの肥料。我々は契約でそういうふうになっているんですけども、ほかの人たちも今その金額で進めておりますけども、実際ですね、4分の1ぐらいの価格で済むと。それで、実際実証例としまして、軟腐病や黒班病、それから芋ついでにはもんば病ですね、そういうところの病気がかなり解消されていると。もう我々が実証済みでありますよ。ほかの作物に関しましてもですね、かなりの結果が出ているんですよ。

市は、振興計画の中で環境保全型農業の推進をうたっているわけですが、グルンバ総合研究所のやっている方法がそれに非常に僕はマッチしていると思うんですよ。我々もそれを実際現場で実証をしております。ここにですね、これが6月5日付けの南九州新聞であります。この記事はですね、かなり非常に分かりやすい。実際、教授と我々が取り組んでいること、それと教授が今までやってきた実証例もかなり詳しく載っております。ですから、こういうことをですね、この中にですね、一番上に、アジアを豊かにするのがこの大隅半島というタイトルが出ているわけです。その理由はですね、やっぱり今まで化成肥料を使ってかなり固い構造になっていた農地を乳酸菌等を振ることによって団粒構造にしてふかふか土壌にするんだと、発酵土壌にするんだということなんですね。

実際、この大隅半島を含めてですね、鹿児島県には養豚場なりはいっぱいあるわけですね。皆さんその処理に非常に困っておられる。実際ですね、我々この志布志市の近隣の二つの市の畜産課、農政課の人たちも来られましたし、韓国からもある女性社長が来られました。それと、鹿屋市のまちおこしグループの連中も来ました。私はそれを何回となく現地案内をしてですね、説明をして、非常に納得をして帰られております。彼らのですね、うたい文句というか、なぜそこまで一生懸命になるのかというのがですね、自分たちの地域の産業振興に結び付けたいというのが1番目です。2番目はですね、既設の処理施設です。養豚場からの廃液等を処理をする施設が今どこもですね、バイオマスタウン構想でやっていますけど、どこもパンク状態です。それを何とかしたいというのが、二つ目の理由であります。

実際ですね、その人たちが住んでおられる地域を私らも国道しか走りませんので分かりませんが、実際においがひどいなというのはあります。彼らにしますと一年中そのにおいをかいでいるわけですね。ですから、「これを丸山さんなんとかしたい」と、「あんたたちがやってることはすごくいいことだ」ということで、まちおこしグループは僕はもう4回ほど案内をしております。その中には、最後にはもう養豚業者も来られました。養豚業者の人に言ったんですけども、養豚場の中にある既設のタンクを利用して、そこに乳酸菌を入れて、腐敗臭をまず消せばいいじゃないかと。それを周りの人たち、養豚農家の人たちに勧めていってあげれば、まず住環境が良くなるのではないかといいことを言いました。費用もそんなに掛からんと。産業に結び付けるのであればですね、150万か200万ぐらいお金が掛かりますけれども、とりあえず乳酸菌を、消すのであれば乳酸菌原液はいくらでもありますから。リッターの4円ぐらいですから、200を僕らは800円ぐらいで買いますから、それをですね、少々薄めて散布をするだけでいいんですよ。ですから、そういうことを含めましてですね、そういう人たちにいろいろしております。

市長はですね、こういう我々が今取り組んでいるこの循環型農業というのをですね、市の方が取り組む考えはないかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このグルンバシステムにつきましては、前回は別の議員からお話がありましてお答えしたと思います。効果については、私自身も何回も現場に足を運びまして十分認識しているところでございます。しかしながら、行政として取り組むとなればある程度の実証データというものの積み重ねが必要かというふうに考えているところでございまして、そのことにつきましては、飯山教授の方にもお話は申し上げているところでございます。また、利用されている方にもお話し申し上げているところでございまして、今後、今議員の方でもお取り組みになっていらっしゃるということでありますので、それらのもののデータの集積を重ねて、市としてこのシステムを、この乳酸菌による肥料を市全域の農家の方々に広めるということについて、十分協議をしまして取り組みをさせていただきたいというふうに思います。

○3番（丸山 一君） 今、市長の答弁の中にありましたけど、昨年第3回定例会でですね、1番議員の質問に対しての答弁もですね、市長も見に行き、まだまだ研究の段階で、本当に効果がある内容であれば地域内の環境の浄化、そして経営の効率化につなげていきたい、もう少し時間がほしいと答弁をされておりますけれども、今と同じ答弁であります。1年たったのに何ら進展もしていない、また今から時間がほしいというのであればですね、いつまで私は待てばいいのかという気になります。市長の答弁は常にそういう答弁が多いと思いますので、できるだけ期限を切るとかをしていただきたいと思います。

実際ですね、我々はもう実証をしております。昨年の4月から作付けをして、12月からもういろんな大きな所に出荷をして、苦情もほとんど来ておりません。しかも乳酸菌と海水と水を入れてですね、それを病気予防の意味で散布をしておりますので、実際の深ねぎよりはですね、かなり甘くておいしいという評価があります。今年の4月、5月のは、大阪中央の方で最高額を我々は頂いて実際おります。

それとですね、先ほど4分の1のコストになるというお話をしましたけれども、化成肥料を使います

とですね、さつまいもを含めてですけども、いろんな農業は大体五、六万円掛かるわけですね。我々は1反歩当たりの散布料を、ローリー散布をさせていただいた上で、1反歩当たり1万5,000円で話をしているわけです。そういう業者さんも実際にいるわけですね。

養豚場にとりましては、産廃をする手間が省けるわけです、実際ローリーを持ってる業者さんがそこに行ってたまっているのを取り出すわけですから、乳酸菌混じり豚ふん尿を。ローリーで運んで行って、条件のいい所、ローリー等が入れるような所であればローリーが散布してくれるわけです。そしたら、その費用は1万5,000円でいいですよ。となりますと、例えば五、六万円するところが1万5,000円ということになりますと、例えば単純に計算しましてもですね、1反歩当たり4万円コストダウンするわけですね。浮いてくるわけです。1反で10万円ということは、1町で40万円になるわけですね。10町で400万円浮くわけですよ。例えばさつまいもを作っている人が、10町、20町と作ってますよね。20町のさつまいもを作る人にとりましては、約800万円肥料代が浮いたことになるわけです。実際、これはもう松山町の人が実際やってすごく喜んでおられます。今までは倉庫の中にですね、もういっぱい肥料が来よったわけですね。それが今年はもうちょろっとでいいと。こんなことは、もうすごく有り難いということを実際やっております。

そのさつまいももですね、今現在収穫が始まっております。約1か月ほど前になりますけれども、鹿屋市の畜産課の連中、農政課の連中がまいりまして、その実証をしている畑があるんであればぜひ見たいということで連れて行きました。掘ってみて私が水洗いしたんですけども、焼ちゅう用のからいもですね。真っ白してすごくきれい、病気一つしてないんですよ。葉っぱもものすごくきれいなんですよ。ですから、彼らもあとは豚ふん尿を生産しているところを見たいといって、私が連れて行ってわけですけども。

この市内にですね、農業振興区域にどれだけ農地があるかということ、この数字を見てみましたら2万3,343haあると書いてあります。そのうち2分の1から4分の1を、例えば、乳酸菌入り豚ふん尿を振ることによればどれぐらい金額が浮くのかなと。それが我々市内の土地所有者若しくは農業に従事している人たちの手元に実際残るわけですから、そういうことを考えればですね、ぜひこれはやっていたらどうかなと私は思います。

それともう一つ、私事で恐縮なんですけど、もう約1年この明るい農村に携わりまして、激しい肉体労働のせいかですね、約8kgもダウンをいたしまして、去年の夏まではですね、シャツのボタンが跳ぶような感じでメタボリック症候群になっていたわけですけど、現在はですね、かなりスリムになったと皆さんからいい評価を頂いております。

それともう一つですね、私と飯山教授とはよくお話をさせていただくわけですが、中国地方とかですね、四国地方では耕作地によく、田んぼ・畑の中にため池がありますよね。ああいう所は、水不足という意味で水をためているわけですが、それと同じようなことを我々はやりたいなというのを考えております。そこにですね、畑の中に素掘りをしまして、ビニールを敷いてそこに豚ふん尿、焼ちゅうかす、でんぷんかす等を入れて、乳酸菌を散布をして、100ボルトの水中ポンプで循環させるだけです。乳酸菌を入れまして4日たつと、もう発酵します。においも何もしません。それを今度は持ち出して、

ローリーで畑に散布をします。あるいは、先ほど言いました、何百億円というお金が浮いてくると。それで、養豚業者と肥育業者の人たちも産廃処理費用がですね、実際かからなくなるわけですね。農林水産省が進めております養豚場の処理場ですね、本田市長は名前は御存じだと思います。円形の丸いタンクがありますよね、あれの費用というか、6,000万円ぐらい確かかかったはずですよ。毎月の維持費が、電気代が百二、三十万円はかかったはずなんです。それを我々は、畑に素掘りをするることによって、100ボルトの電気を持ってきて、ベビーポンプを1本でいいですから、そうすると電気代というのは月1万か2万ぐらいしかかからんじゃないかと教授と私は話をしているんですけども。そういうような所をですね、この大隅半島の各地にですね、そういう素掘りのタンクというかですね、そういうのをいっぱい造って産廃処理費用を浮かしてあげたいということと、農家の人たちの所得向上をしてあげたい。農業振興にもすごく役立つように、ましては豊かにするのが二人の今現在の夢なんです。

そこで市長にお尋ねしますが、振興計画の中にうたわれている環境保全型農業の推進にですね、この飯山教授の有機農法をですね、なるべく早い時期に取り入れていただければと考えているわけですが、再度御意見を伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

前回お答えしました折には、まさしくこのシステムによる取り組みが始まった直後ということでありまして、その時には先ほどお答えしましたように、実証を見ながら考えたいというようなお話をしたところでございます。それから1年たってということで、皆様方の取り組みがそろそろ成果として出てきて、データとして出ているというようなことでございますので、すぐさまその結果をまとめさせていただきまして、それに基づきまして、この農法について行政がどう対応していけばいいか研究をさせていただければというふうに思います。

○3番（丸山 一君） 先ほども言いましたけれども、我々が今、実際ねぎについては実証済みであります。実際、軟腐病がですね、止まっちゃったんですね。それと、今さつまいもも、もう収穫の時期が始まっております。これももう結果が出ます。それと、絹さやを作ったりとかですね、枝豆を作ったり、これは今からですけれども、絹さやにつきましては、あと3週間ほどしたらもう収穫が始まると思います。枝豆は2週間ぐらいで出てきます。成長を見ていますと、虫の被害とかですね、だにの被害というのはあります。それは、認定された薬品を使って、なるべく使わないようにはしております。時間があれば乳酸菌等を散布しながらですね、様子を見ております。実証例といたしましては、もうかなり結果が出ておりますので、我々の方にもですね、打診でもあれば、我々は実際それを証拠として皆さんにお示しできるんじゃないかと。なるべく早い時期にですね、これは取り組んでいかれた方がいいと思います。

ただ一つ、グルンバにおきましては、それに似たようなのを販売をしている人たちがいるようでございますので、その人たちのお話に乗らないようには気を付けていただきたいと思います。実際、政府からですね、1億5,000万円の補助が下りるんだとか、間違いのないんだという形でPRをしながらですね、やっている人たちがいるんですよ、実際。それは実際は違いますので、そういう話が来たときにはですね、早速私の方に御連絡を頂ければと思います。

それでは、2番目の防災についてお伺いをいたしますが、昨日、14番議員が質問をいたしましたので簡潔にやりたいと思います。

災害時要援護者台帳の作成はどうなっているかについてであります。

6月28日付け南日本新聞を見たところですね、志布志市は×印であったわけですね。下の項目を見ますと未作成か準備段階のようではありますが、今現在はどうなっているのでしょうか。

それと、国は、2005年に出した避難支援ガイドラインに基づいて作成するよう要請をしたようですが、その作成は義務なのか。義務であるのであれば、いつまでという期限付きなのかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市におきましては、災害時要援護者台帳の作成までにはまだ至っていない状況でございます。現在、市では災害時要援護者台帳を作成するために、民生委員の方々に対象者の拾い出しをお願いしているほか、社会福祉協議会から在宅寝たきり老人等の情報を頂いている段階であります。

この災害時要援護者台帳の作成につきましては、国が示す災害時要援護者の避難支援のガイドラインの中で、災害時要援護者避難支援プランの全体計画のほか、個別支援計画も作成するようになっておりますが、この個別支援計画を作成する前提として災害時要援護者台帳が必要となっているところでございます。要援護者につきましては、高齢者のみの世帯や在宅寝たきり老人、身体障害者等について福祉関係部局で把握しておりますので、災害時要援護者避難支援プランと合わせまして、今後福祉関係部局と連携を図りまして、速やかに災害時要援護者台帳の作成に努めたいというふうに思います。

このことにつきましては、昨日来、質疑や質問があるところでございます。そのようなことで、今朝も担当の方とも打ち合わせをいたしまして、なるべく早いうちにこのことについては対応したいというふうに考えたところでございます。

○3番（丸山 一君） これは市長、期限はいつまでとかないの。

○市長（本田修一君） 速やかにとということでございますので、今年度中にはしたいと思います。

○3番（丸山 一君） 今年中。

○市長（本田修一君） はい。

○3番（丸山 一君） ここでまた一つ苦言を呈したいと思うんですが、18年第3回定例会の会議録を見ますと、8番議員の質問に対して市長は、災害弱者の安全対策として具体的な計画を盛り込み、災害時に的確かつ効率的な援護ができるよう体制を構築していきたいと答弁をしております。今の答弁ではですね、今年中にと、速やかに対応したいということであるわけですが、8番議員から質問を受けてからですね、実際もう3年もたっているわけですね。6月28日の新聞等を見ますと、隣の大崎町、曾於市はもう丸（○）になっているわけです。何でこの隣の市と町と我々の市が差があるのかと、それは何なのかということですね、いろいろ、いろいろな人たちと協議をしたわけですが、市が今の答弁にありますとおり、今年中には作成をしたいというのであれば、これで質問は終わります。ほかにもいっぱい書いていたわけですが、今年中にやるという答弁でありますので、もうそれは割愛をしたいと思います。

ただ、作成をするに当たりましてですね、関係する課との連携、福祉関係者との連携、避難準備・勧告・指示等の判断基準の設定ですね。要援護者の範囲の決定、関係機関共有方式による情報の共有、地

方防災力の向上、福祉避難場所の設置、これもありますよね。活用による支援、避難場所を指定をして頂いて、協力を頂いてそれを今度は活用するという支援など、解決すべき点が非常にあります。

そこでですね、市長にお伺いしたいんですけども、これを担当する職員はですね、防災関係の担当職員一人ではとてもじゃない、無理です。それと、無理ですから人員を増やしたり、ほかの課の職員の協力ももらわないかんでしょう。それと、保健課、福祉課の人たちの協力も要るでしょう。社協、民生委員の人たちの協力も要ると思うんですね。ですから、そういう人たちをですね、協力を頂いて、今年中に、市長、できますか。再度答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、台帳の作成につきましては、各関係機関と情報の連絡をしながらしようということで、特に社会福祉協議会について連携をしているところでございます。そのような中で、まだ別途連携しなければならない関係部局の協議がされなかったということでございます。これは、協議を進めると、機関を設置するということになれば直ちに前に進める内容だというふうに考えましたので、先ほどお答えしましたように、今年度中には取り組みたいというふうにお答えしたところでございますので、関係機関を直ちに集めまして、その協議会を立ち上げていきたいというふうに思います。

○3番（丸山 一君） 次にですね、防災計画の作成はどうなっているかについてお伺いしたいと思います。

災害対策基本法によりますと、市の防災計画はできているのか、できているのであれば、どのように活用されているのか。防災マップ、ハザードマップはできているのか、そしてそれができているのであれば、住民にそれは伝達してあるのか。また、これはいろいろ毎年改善をされなくてはいけないというのがありますし、見直しをしていかなくてはいけないというのがあります。それについての市長の答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

防災計画につきましては、災害対策基本法に基づきまして、県との最終的な協議を終えて防災会議に諮りまして、平成19年7月に作成しております。

この防災計画につきましては、毎年市の防災会議におきまして、県の地域振興局の関係部局、海上保安署、警察署、消防組合、消防団、九電、NTT、防災推進委員のほか市の関係課の代表32名の委員の皆様をもって会議を開き、その方々に配付しております。必要に応じて、内容等の検討及び改正をその都度行っているということでございます。配付につきましては、ただいま申しました関係者について配付したということでございます。

○3番（丸山 一君） 我々ですね、防災士会の方で、NPO法人地域防災推進協議会というのをつくっております。実際、防災士の免許を取った人たちは20人ぐらい今現在は多分いると思うんですけども、その中で初期の人たちでですね、8人ぐらいでNPOをつくっているわけです。ただ、その話の中でですね、なかなかこの防災計画の話は伝わってこないわけです。前原代表がですね、かなり共生・協働の中でいろいろ走り回っておりまして、前原さんが何も言わんもんだからですね、これが実際我々NPO法人の方にもお示しされているのかどうか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の防災会議の委員としまして32名、委員会を構成しているわけですが、その中に防災推進員という立場で、前原さんにも参加していただいて協議をいただいているところでございます。特段NPO法人に対しまして、その案内をしたということではないということでございます。

○3番（丸山 一君） 代表ですね。

○市長（本田修一君） はい。

○3番（丸山 一君） 分かりました。今度代表に会いましてですね、そのいきさつ等については、またいろいろ詳しく聞いておきたいと思えます。

防災計画の利活用についてであります。水害、土砂災害、高潮災害等では、避難準備、避難勧告、避難指示を出そうにもそのタイミングが難しいし、また住民への確実な伝達も難しいなどが考えられますので、常日ごろからですね、県・市町村・河川管理者・海岸管理者・地域防災推進協議会・公民館・自治会・自主防災組織などと常日ごろ協議をし、連携を図っておくことが必要と考えているわけですが、市長の見解、認識を再度お伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この市の地域防災計画によりますと、災害対策基本法の規定に基づいて県の防災計画の中で定めた事項について、市で実施するというようなことでございます。当然、この実施するに際しましては各種団体・機関の協力が必要ということで、防災会議を設置しておりまして、その中に今申しましたような形の委員の代表を参加していただいているところでございます。今後、その団体の方々にもこの計画につきまして、更に周知をしていきたいというふうには考えているところでございます。この計画のダイジェスト版をちょっと編成しまして、作成しまして、そのことでもってまた各自治会、それからまた自主防災組織的なものにつきましても配布をしたいというふうを考えます。

○議長（谷口松生君） ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

午後は、1時10分から再開をいたします。



午後0時02分 休憩

午後1時10分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。丸山議員の一般質問を続行します。

○3番（丸山 一君） 次に、住宅用火災警報器設置の促進についてお伺いをいたします。

毎年住宅火災で全国的には2,000人ほど亡くなり、そのうち500人ぐらいが自殺火災、残り1,500人のうち65歳以上の高齢者が約80%であり、約800名の人たちが逃げ遅れ焼死であるようであります。

昨年、曾於地区消防組合の管内におきましては、4人の尊い命が失われています。平成16年6月に消防法の改正がなされ、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、我々の管内では、新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅につきましては平成23年5月31日までに設置するよう定めてあります。先の6月議会におきまして14番議員が質問をしていたわけですが、8月11日の曾於地区消防組合

議会の協議会の中で説明があり、その数字にがく然としたのであえて質問をするわけでございます。

そこで、市長にお伺いをしますが、現在、管内、特に我が志布志市内におきましての設置率をお示しいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

お話のように平成18年6月1日から、既存住宅についても23年6月1日から設置が義務化されると、新築は18年6月1日からということございまして、今年の3月時点で調査しました結果、対象戸数1万5,648のうち設置が1,789で、設置率は11.4%ということで、極めて低い状況でございます。旧志布志町地区が5.8%、有明町地区が11.1%、松山町地区が36.4%、総体で11.4%となっております。

○3番（丸山一君） 市長の今、設置率に関しましてはですね、我々消防議会におきまして頂いた書類と一緒にございます。その中でですね、全国的にみますと鹿児島県は29%で、これもかなり低い数字であります。大体都会はですね、大都会の方は設置率はすごく、大体7割程度なんですよね。地方にいくにしたがって設置率が下がってくると。その中で、今市長が言われたとおり、志布志市の中で志布志町が5.8%、有明町が11.1%、松山町が36.4%であります。なぜ、こう我が市、同じ市内におきましてですね、旧町別に数字を比較したときに、なぜこれだけ少ないかということ疑問に思ったわけです。その中で、いろいろ協議会の中で質疑が出たわけですがけれども、どうも消防団に一括お任せをしているんじゃないかという懸念があります。

今年の7月ごろだったと思うんですけども、我が通山の第二分団管内におきましてですね、消防団員が二、三人で制服を着て1戸1戸、戸別訪問をしていたわけですね。「何をしちよっとか」と言ったところ、火災警報器のことで今走り回って、1軒1軒回ってるんだという返答がありました。その結果ですね、この間聞きましたところ、我々地区内におきまして、二つの自治会の中で80個購入があったというんですね。じゃあほかの地区はどうだったかといいますと、同じ分団の中でも班長さんによりましてですね、動く人と動かない人がいるんだと、ほかの所は全然数字が上がってこないという話でした。それがですね、先ほどの市長答弁にありました、町別のこの数字の差にもなってくるんじゃないかと思うんです。

市の方はですね、その設置に関しまして、もうあと2年ほどしかないわけですがけれども、今の数字ですよ、これが100%になるというふうに認識されているのかどうか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このことにつきましては、設置が義務化されたということでございます。そのようなこともまず、周知がまだ徹底していないのかなと。そしてまた、その設置が義務化されたのが分かったとしても、じゃあ個人でその設置について努められるのかなあということについても、少しまだ疑問があるというようなことであろうかというふうに思います。そのようなことが設置率の低下と、低い設置率になっているというふうに考えるところでございます。

このような中で、去る9月2日に住宅火災警報器の設置を効果的に推進するために、また住宅火災の死者の軽減を図るために、大隅曾於地区住宅用火災警報器設置推進対策本部を設置されたということでございます。この対策本部の設置推進計画によりますと、各市町は設置確認台帳を作成するほか、消防

団や社会福祉協議会等の福祉関係、自治会、公民館等で組織する住宅用火災警報器設置推進協議会をそれぞれ設置していくということでございまして、この協議会の中で設置率の目標を定めて、秋とか春とかこの時期にあります火災予防週間に合わせて、設置の推進強化月間を設定するなどして推進を図っていかうというふうになっております。ということで、本市におきましても、このことを受けて地区の設置の推進協議会を設置しながら設置の推進を図っていきたいということで、当然目標としましては、23年5月31日までに100%を目指したいということでございます。

○3番(丸山 一君) 今、市長の答弁にありましたけれども、9月2日に推進対策本部を設置をしたと。その中で自治会の名前が出てきましたけれども、私も今、通山自治会の自治会長をしております。常に考えているんですけども、臨時総会を開くのにはちょっとまだ時期尚早かなと思うんですけども、できればですね、来年3月に市内の自治会は大体総会をすると思うんですよ。そういうところで市の職員が出向いて行って、説明をして設置を勧めるとかですね、自治会長に依頼をするとかすれば、かなりの数字が上がるのではないかと実際思っております。

実際ですね、我々の自治会の中でも少子高齢化がかなり進んでおりまして、8班以外はじいちゃん、ばあちゃんたちがすごく多いんですよ。子供たちがほとんどいない班が幾つもあるんですよ。そういう所は独居老人であったり高齢者所帯であったりするわけです。そういう人たちには台風が来た時にはですね、班長さんを通じてとか我々仲間を通じまして、雨戸が閉まっているとかかいう形で確認作業もさせておりますので、できればですね、この警報装置につきましては、自治会なりに働き掛けをするとか、市の職員が総会に出向いて行ってですね、そこで推奨をするとかかいう形をすれば、かなり数字が上がるのではないかと考えます。

それともう一つですね、本年度の当初予算の中で老人福祉費に30万円の予算計上がされております。高齢者日常生活用具給付事業の30万円ですけども、それについてのですね、意向・状況をお示しをいただければと思います。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

高齢者日常生活用具給付等事業につきましては、寝たきりで支援を必要とする高齢者及び一人暮らしの高齢者に対しまして、火災警報器等の日常生活用具を給付することによりまして、日常生活の安全に資することを目的としております。20年度の実績としまして、住宅用火災警報器を5件の申請がありまして、5基の設置をしました。今年度も周知活動として、各地区民生委員の方に出向きまして周知を図ったところでございます。現在4件の申請がありまして、4基設置したところでございます。

近年、高齢者が火災に巻き込まれ犠牲になるケースもニュース等で聞かれておりますので、このような火災警報器設置事業促進という意味でも、今後広報活動などの周知に努めていながら設置の向上に向けていきたいというふうに思います。

○3番(丸山 一君) 今、答弁で、20年度が5件、21年度が4件設置完了とありますけれども、この件をですね、一般市民に周知徹底されているのかということと、先ほど推進で回っている消防団の人たちにもこの情報がいっておって、彼らがそれを進めているのかどうかについてお伺いをいたします。

○市長(本田修一君) この事業につきましては、今ほど申しましたように、各地区の民生委員の方に

御連絡申し上げて推進を図っているということでございます。民生委員の方々がこういった方々を把握しておられるということで、その方面からの推進ということで、一般の方についてはしていないというようなことでございます。

○3番（丸山 一君） 用具給付事業については、民生委員に通知をされて民生委員の人たちが動いておられるということですが、20年で5件、21年度現在で4件というのは余りにも数字が僕は低いような気がするわけですね。ですから、これもですね、推進を進めておられる消防団の人たちにも説明をされますと、消防団の人たちは一軒一軒回りながらですね、コミュニケーションを図って、我が地元ですから、「どここのだれだれだ」と、「何しに来やったとか」という話の中で、「実はこういうのがありますよ」という形で、彼らにもですね、そういう情報を振られますと、1戸1戸回るわけですから、それとかなりの数字、パーセントの計上にはなるんじゃないかと思うんですけど、今一度見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話しましたように、設置のための推進協議会を今後設置するというので、各関連団体の方々にお集まりいただきまして、推進の要領等を話し合っていくということになるかと思っております。その中で、ただいま申しました日常生活用具給付事業についても御説明を申し上げ、これらの方々にはこの事業で設置をしていただくよう推進を図りたいと考えます。

○3番（丸山 一君） あと、23年5月31日といいますと、あと2年ほどしかないわけですが、それで、9月2日に設けた推進対策協議会の中で100%になるという自信がおりますか。

○市長（本田修一君） 近年高齢者の方々が、火災に巻き込まれて事故になるというケースが目立ってきているような感じをしているところでございます。そのようなことも併せて広報をしながら、そしてまた、この火災報知器があることによりまして、ぼやで済んだというケースも多々あるようでございますので、そういったものも併せて広報をしながら設置推進をしていくというふうに考えます。

今までこのような機関で、協議会を設置して全体で取り組むというようなことがないというようなことでございましたので、極めて設置率が低かったのではなかろうかというふうに思います。

また、義務化ということでございますので、義務化が始まる時になればいろんな形で報道等もされるというふうに思いますので、全体的な、社会的なムードも高まってくるのではなかろうかなというふうに思います。それらのものと相まって、設置についてはかなり高率に、希望としますれば100%の設置までもっていきたいというふうに考えております。

○3番（丸山 一君） この警報器につきましては、通常が大体5,000円から6,000円であると。それをある程度数字を取りまとめて一括購入をすると、3,000円から3,500円ぐらいになるという話であります。

そこはですね、その中でわずかではあるわけですが、取り扱う人たちの団体等にですね、幾らかお金も差額分が生じてそれが入ってくるということでございますので、その団体の運営資金の一部になるかと思っております。それと、先ほど言いましたとおり自治会なりにもですね、協力を頂いて、推進対策本部の方ですね、自治会の方に働き掛けをしていただいて、その中で皆さんの協力を頂きながら、今市長の答弁にありましたとおり、2年後には100%の設置になるようにですね、努めていただきたいと思いま

す。

それでは、次の害虫駆除について質問をいたします。キオビエダシャク、クロマダラソテツツジの駆除対策についてお伺いをいたします。

実は、今年の7月ごろ私の立派な日本庭園内をですね、黄色と黒のちょっと変わったちょうなのかなのか分からんようなのが飛んでおりまして、それを捕まえまして耕地林務水産課に持って来て「これは何や」と調べてもらったところ、それがキオビエダシャクという、がという話だったと思うんですけども。これは南方系のがであると。何でこういうのがいるのかといたら、役所の方はもう前から気づいておったと、それでも被害もある程度出ているということを実際把握しておられました。

話に聞きますと、年に4回もふ化をして、ねずみ算式に増えていくんだという話でありましたので、今年、地元で行われました6月の墓地組合の総会におきまして、大体出席者はじいちゃん、ばあちゃんたちでありますので、そういう人たちにですね、私説明をいたしまして、なるべくなら捕れるものは捕ってくれと。枝に付いている虫についてはですね、水をかけるなり、木を揺すぐって落とすという形で説明をいたしました。それで駆除につきましては、自分たちで駆除できるものであれば駆除もしていいし、シルバー人材センターの方ではそれについては廉価で対応してくれるという話であるという形で説明をいたしましたところですね、ちょうど2回目の羽化が始まったころでありまして、我々地区民はですね、捕虫網を買って来て、じいちゃん、ばあちゃんまでですね、腰を伸ばしながら捕まえておったわけですね。で、随分減ったんですよ。ところがですね、もうそろそろ3回目の多分、卵を産み付けられたものが出てくるんじゃないかと考えております。

昨年からだだったと思うんですけども、市報の方にもですね、3回ほど広報を載せていただきまして、特に7月号だったか、通山地区に異常発生というような感じで出していただきました。それでもですね、なかなか市報もですね、漢字が多いもんだからなかなかですね、広まらないというのが実際あります。今以上にですね、これが広まっていきますと、長年、時間とお金をかけて作ってきた垣根等がですね、枯れたりしてきておりますので、今以上の対応はできないのかという形で、市長に見解をお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

キオビエダシャクの幼虫によりますイヌマキの葉が食い荒らされる被害は、市内各所で見られ、この虫の概要及び駆除対策法については、有線放送・防災無線による放送をはじめ、市の広報紙で何回となく掲載しまして、啓発を行っているところであります。イヌマキのほとんどが私的な財産ということで、個々の対応で駆除を実施していただいておりますが、シルバー人材センターでも作業を請け負っておりまして、市内全域におきまして現在までに50件ほどの実績が上がっているようでございます。

キオビエダシャクからの被害防止策としまして、より効果的な成果を出すためには、個別の駆除ではなく、地域全体で一斉防除が望ましいと考えます。今後の駆除対策の方針としまして、要望のある地域ごとに県、森林組合と連携を図りながら説明会や検討会を開催しまして、一斉防除実施の呼び掛けを行ってまいりたいと思います。

○3番（丸山 一君） 今、市長の答弁にありましたとおりですね、私も地区地区の一斉防除という形

を採れないかというのを考えておりました。一軒一軒がですね、対応をしとったって、捕り残しもあるし、空き屋もあるし、人によっては温度差もあるもんですから、なかなかですね、取り組む人とそうでない人、いっぱいいるわけですね。ですから、その地区地区を決めて、一斉防除という形でやっていただければと思います。今、答弁にありましたとおり、それを呼び掛けをしていくということでありますので、その旨努めていただきたいと思います。

それとですね、もう一つ、クロマダラソテツシジミというのがあります。ここに参考資料としてありますけど、直径2cmぐらいの小さなちょうちょうなんですよ、これは。これも去年の9月か10月ごろ、ソテツの新芽、若葉が出てきた時に、その若葉がですね、しんしか残っていなかったんですよ。何でこんなふうになるのかなと思って、よく近づいて見たところ、長さ1cmぐらいの小さな、幼虫というか虫というかですね、それがソテツの葉っぱを食っておったわけですね。ソテツの葉っぱを食う虫がいるちゅうのを初めてその時知りまして、その翌日、また吉村地区に友達の方に用事があって行きましたら、その玄関先でもそれがおったわけですね。よく見てますと家の周りにですね、わたしんちだけでも小さなちょうちょう、シジミがですね、30羽ぐらい飛んでおったわけですね。ですから、そういうことを考えますと、南方系のちょうちょうなりがなりがこれだけ来ているということは、今言われている異常気象のせいなのかなど。それと、去年台風が1個も来なかったというのも何か原因の一つだという話であります。

そこでですね、先ほど一斉防除の話がありましたけれども、これをですね、何か対応する方法はないかと。それと、当初予算の中にもあったと思うんですけども、学校なり公園なりのイヌマキとかソテツとかフェニックスですね、そういうところにもある程度予算計上があったと思うんですけども、それについての対応はどうなっていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

クロマダラソテツシジミにつきましては、昨年9月、通山地区、有明地区で発生を確認しまして、所有者へ駆除の方法について周知をしたところでございます。今後は被害状況の把握に努め、被害が拡大しないよう広報掲載等による周知をしまして、このキオビエダシヤクの説明会や検討会の際に、同様に一斉防除実施の呼び掛けを行ってまいりたいというふうに考えます。現在のところ市では、市の施設に対しまして、この駆除のための予算措置はしていないところでございます。

○3番（丸山 一君） 予算措置はしていないということではありますが、去年の夏だったと思うんですけど、通山小学校の敷地内にありますフェニックスがですね、枯れたんですよ。それともう1件、近くの国道端のフェニックスも。あんなでかいものが枯れちゃったからおかしいなと思って見たところ、フェニックスの真ん中に新葉が出てきますけど、その真ん中にですね、直径10cmぐらいの穴が開いておったわけですね。だから、これも何かまた妙な虫であろうと。名前はちょっと忘れちゃったけど、何かそういう南方系のがの幼虫であるということでありました。それをですね、市内にはやっぱり公園なり学校なりも結構あるわけですから、それはある程度ですね、前向きにやっていかないとかなりの予算措置が必要になってくるかと思っておりますので、その対応についてまだ予算措置をしていないのであれば、それについての市長の見解をひとつ伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、区域を設定しまして一斉防除というようなことを考えておりますので、その中で公有の施設等に関するものについても当然一緒にしなきゃならないかなというふうに考えます。その際に予算的なものが別途生じるとするならば、そのことについては今後措置をしていきたいと考えます。

○3番（丸山 一君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

次に、10番、毛野了君の一般質問を許可いたします。

○10番（毛野 了君） どうもお疲れ様です。

同僚議員が農政問題について、それぞれ触れましたので、私は一部割愛して、市長、原稿なしで答弁いただける質問をいたしますので、そのつもりでひとつ回答を願いたいと思います。

市長、市長は、我が町は農業が基幹産業である。そして、その農業を雇用創出の場として位置付け、次世代に夢と希望の持てる農業の実現に取り組みをして、農家経営の安定を基本に活力ある農村社会建設に向け、消費動向を的確にとらえ農業の振興を図ってまいりますというのが市長の日々おっしゃる言葉でございます。任期があとわずかになりましたが、約4年間を市長個人として総括して、どのように総括をされていますか。ちょっとお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 毛野議員の御質問にお答えいたします。

3年半有余の任期の中で、農業政策についての総括をというようなことでございます。私自身、農業振興というものにつきましても、ただいま議員の方からお話がありましたように、本市の基幹産業であるということを十分認識しておりまして、この振興が私どもの新しい新市の志布志市の振興につながるということについては、皆様方にいつもお話をしているところでございます。しかし、農業を取り巻く環境というのは、私どもが知る限りずっと環境的には厳しいと言われている中で農業がなされてきたわけでございますが、その中でも私どもの地域は、主な主幹作物というものを定めながら、農業振興に取り組んできたというようなことになろうかというふうに思います。特にこの地域は、畜産、そしてお茶、園芸というようなものを中心的に取り組んできて農業の振興が図られてきたんだというようなふうに考えるところでございます。その中で、農業の構造も変わってきましたので、当然国の求める農業構造に合わせて中核農家を育成しながら、認定農家を育成してきて、この地域の農業を中心的に担う人材の育成も図ってきたと。そしてまた同時に、後継者の問題もございますので、後継者についてもそれぞれの種目について後継者育成を図ってきたというふうに考えるところでございます。

昨年来、畜産において特に、子牛の価格が下落したと。そしてまた他の農産物につきましても、世界同時不況によります経済の停滞、それによる消費の減退というものから価格の下落が極めて著しくなってきた農家経営が難しくなったということで、私どもとしましても、政府の臨時の経済対策に基づく交付金事業を皆様方に御審議していただきながら、本市の農業振興が維持できるように、そしてまた経営が維持できるようにというような形で、様々な交付金事業を組ませさせていただいたところでございます。

それらの結果、幸いながら畜産においては、この6月から子牛の価格がなんとか持ち直してきている

のではなからうかというふうに考えるところでございます。そしてまた他の園芸作物につきましても、一部前年実績を上回るものも出てきているということで、少しは明るい兆しが出てきているというふうに考えるところでございます。そのような形で、極めて経済動向に左右されやすい内容ではございますが、そのことにつきましてはそれぞれに、タイムリーに個々の要望に基づいた対策を打ってきたというふうに考えるところでございます。

今後、本市におきましては畑かんの営農事業が本格的に始まるということでございますので、この畑かん営農事業にかなう作物選定をしていきながら本市の農業振興を更に図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○10番（毛野 了君） 市長、私は総括をお聞きしたのであってですね、今からの取り組みというのは今から私が質問を申し上げますので。

何点だと思いますか、自分なりに。

○市長（本田修一君） 私自身、マニフェストを提示しながら市長選に臨みまして、そしてそれに基づきながら様々な事業、施策を行っているところでございます。そのことにつきまして、現在何点かというふうにお尋ねになられているところでございますが、事前に準備していれば分かったわけですけど、していなかったところで誠に申し訳ないんですが、大方当初掲げた方向には進んできているのではないかなど。マニフェストには数字をちょっと提示しておりますので、ちょっとその数字と検証しながらでないとお答えできないというふうに思いますが、大方予測どおりには進んできているというふうに考えますので、60点～70点ぐらいなのかなというふうには考えます。

○10番（毛野 了君） はい、任期があと何か月かありますので、全力投球をしてください。

次にですね、今現在、農業、農村は、農畜産物の価格低迷、牛は若干持ち直しましたけども、先が見えません。そこでですね、農家の高齢化、担い手不足というのは常々言われております。先ほど市長も申されましたが、認定農家というのは全国的に、認定農家の申請すらしないというのが現実です。というのは、認定農家になったからといってメリットが無いわけですね。特にですね、市長も県の市長会等でですね、農業者に対する債務保証協会というのがございます。そういう協会に対してぜひですね、融資の債務保証の容認化というか、すごく厳格にチェックするわけですね。だから、県の債務保証協会に対して市長会等からですね、ぜひ内容を再検討して、県下の農業者に対する債務の保証を拡大、緩和するようなですね、要望をぜひ出していただきたいと思います。

そこで、資源争奪戦ですね、原油の高騰により肥料、飼料、それから諸資材そういうものが大変上がって生産コストが厳しいのが、今の我が町の農家の実態です。そこで、担い手の育成なり、それから確保の対策なり、それから今現在、株式会社も農地取得ができて、農業生産法人を設置して農業に大いに進出いたしております。それに対抗するために、大型農家育成、それから中小規模の農家のですね、支援、そういうものをですね、今後やっていかんと、日本の農業も受給率40%、穀物で27%という数字が示しているとおおり、我が町も衰退していこうというふうに考えます。そこで、後継者対策なり、それから零細の農家の救済なり、支援というものをですね、今後どう取り組むのか。これは資料は要りませんので、市長の考えでいいです。お聞かせを願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、基本的には担い手農家の育成をしながら認定農家をつくっていくという方向が基本的な内容になろうかと思えます。そのような中で、現在極めて大規模な農家も発生してきているというようなことをごさいます。将来的にはその方々が多くの農地の経営をされるのかなというふうには感じているところでございます。しかしながら、地域にはたくさんの方々がございませので、その農家の方々に對しましては、特に後継者の育成についても取り組まなければいけない。その中でも本市では、農業農村家業再生事業というものを取り組みまして、従来農家であったところに新しく、年齢的には高い方にも後継者として、農業、就農を進めていただくような制度も取り入れてやっけてきていると。そしてまた、御承知のとおり公社事業で研修事業等もございませので、こちらの方でも、Iターンという形でも地域外から本市の農業振興のために受け入れをする体制ができていっているというふうなことをごさいます。

その他の、いわゆる普通、一般の農家につきましても、先ほどもお話ししましたように現在の価格が低落していると、そして資材が高騰しているということにつきまして、様々なそれぞれの個々の種目について対応をしながら、その農家経営の維持を努めているということをごさいます。

○10番（毛野 了君） それでは、具体的にちょっとお伺いをいたしますが、今市長がおっしゃった農業農村家業再生事業についてちょっとお伺いいたしますが、665万円の予算を計上いたしてありますね。これは過年度分も含めての予算でしょうから、21年度の新規というのは、何件で承認、施行されたものかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 21年度は、8月末現在で2名でございます。

○10番（毛野 了君） この665万円の予算というのは、何名の新規を予定をした予算計上をしたのかお伺いいたします。

○農政課長（白坂照雄君） お答えいたします。

現在までに14名の方が家業再生の事業を進行中のごさいます。18年度が1名、19年、20年の部分を含めて、新規を10名ほど考えた流れの中での予算計上をいたしているところでございます。

○10番（毛野 了君） 市長、この事業に一生懸命取り組んでおりますという回答でありましたが、たった2名な、10名のうち。あと8名というのは何ですか。ヒアリングの段階ではねるんですか。それとも申請が無いものなのか。それから、農家がそういうものを知らないのかどうか、この制度というものを。どっちなんですかね、ちょっと教えてみてください。

○市長（本田修一君） このことにつきましては、JAあるいは普及所、関係機関とともに掘り起こしに努めてきているところでございます。その結果、現在の段階では2名ということをごさいます。私どもとしましては、一生懸命掘り起こしを努めている中でなかなか実績が上がらないということにつきましては、まだまだ農家の方々に對する周知が足りないのかなと、あるいはもっと別な形でのこの取り組みが必要なのかなということについては今考えているところでございます。今後もこのことについては、更に推進をしたいというふうにごさいます。

○10番（毛野 了君） ぜひですね、予算、10件ということで計画をされて予算化したんであれば、ぜ

ひですね、農政座談会なりそういうものを1回ぐらいして、選挙前やっじしやんせお。農政座談会をしてぜひこういうものもですね、PRをしていって、本市の農業振興に使うべきだと思います。ぜひ取り組んでください。

それと、農政課長、申請そのものは来ているんですか。お答え願います。

○農政課長（白坂照雄君） お答えいたします。

現在のところ、申請は来ておりませんが、御相談は2件ほど受けております。

○10番（毛野 了君） 御相談というのは、申請じゃないわけな。ひとつしっかりとヒアリングの段階で、よくヒアリングをして、実行できるように取り組んでください。

次に、市長は農業公社研修制度というものに力を入れておりますということですが、農業公社負担金として4,632万円予算を計上いたしておりますね。この中で後継者育成という文句がありますが、これはIターン、Uターン含めて、公社で研修する研修生に対する助成だろうと思いますが、志布志市のお茶、ピーマンというのは有名です。県のブランド品種になりまして、73名で10億幾らだったかな、10億7,000万円の売り上げをしているわけですね、73名で。市長がさっきの答弁では、後継者育成は公社あたりもやっていますというのは、これはもう既存からある問題であって、私が尋ねたいのは、広く市内で後継者育成の対策なり、確保なり、支援なりをお聞きしているんであってですね、公社の内部では毎年受け入れの段階で分かっているわけですから。そこで、それ以外に公社に対してどのような支援をされているんですか。例えばですね、研修生に対して毎月幾ら幾らというのも出してますね。JAも出していましたが、これは余りにも大きすぎるといろいろ問題が出まして、今出しておりませんが、別な形で出しておりますが、この公社に対する支援というものの中身をちょっと大まかに説明をいただけますか。

○農政課長（白坂照雄君） お答えいたします。

農業公社への支援につきましては、研修事業の支援並びに農作業の受委託作業の支援等、それと農地保有合理化等の支援等を行っております。

○10番（毛野 了君） 市長、どうなんですか。JAとよく相談をしながらという回答でしたけれども、旧志布志の農業公社はピーマンをメインでやってきたんですね。共販率を高めようということでスタートをして、一人15万円、夫婦であると30万円というようなのが支給されてやってきたんですが、近ごろ、ピーマンじゃなくていちごなり、もろもろ作物が変わってきました。ここあたりは助成をする以上はですね、ひとつやっぱりブランドまで持っていくような作物の選定、指導そういうものもですね、しっかりと、金を出すのであれば口も出してですね、指導していくべきだと思いますが、どんなですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、農業公社の研修生につきましては、募集の際に、いちごとピーマンというような形でしているところがございます。これにつきましては、応募される方の向き不向き、好き嫌いとかいうのもあるでしょうから、その方々が選定されるということになるわけがございます。そのことにつきましては、JAとも十分協議を重ねながら、その方の作物については決定させていただいているということでございますので、当然、共販というような形の前提になった研修生というような形になっております。

○10番（毛野 了君） 次にいきます。

農業制度資金利子補給制度ということで、2,149万円ですか、これ組んでますね。失礼、ごめんなさい。これは割愛します。

次、畜産関係、ちょっと予算執行についてお伺いをいたします。

高齢者等畜産奨励金事業、これに1,100万円予算を計上いたしておりますが、これはいわゆる高齢者が一、二頭の生産牛を持っておって、競り市に子牛を出す場合、5,000円を助成いたしますよというねらいの予算であろうと思いますが、今年は振興券か何かということでしたけれども、それは振興券で対応されたんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今年度につきましては、畜産の部会の方に御相談申し上げまして、このことにつきまして地域振興券で対応させていただきたいということで、振興券を配布させていただいているところでございます。

○10番（毛野 了君） なぜこれを言うかということ、高齢者、70歳以上の方が該当なんですね、これは。高齢者というのは堅いんですよ、義理堅いんです。商品券かそういうものではですね、銭を払ったという認識がないんでしょうな、恐らく。やっぱりそういう依頼をするんですね、「現金で払わんと銭を払わんごたっ」というのが、末端の農家ではそういう声が出てるんですね。だからやっぱり今後は、もう少し考えて対応された方がいいと思います、基金を積立てるなり。これはどうされてるんですか。これは、部会に一括で振り込まれるんですか。どうなんですか。

○畜産課長（中崎章文君） お答えいたします。

高齢者等の畜産奨励金につきましては、該当する農家の方々、個々に昨年までは現金で振り込みをいたしておりました。今年度につきましては、先ほど市長が申し上げましたように地域振興券による商品券の支給ということで、今年度に限りということで、商品券そのものを直接本人さんの方に送付いたしているということでございます。

○10番（毛野 了君） 今年限りということですから、来年度からはひとつ予算を組むんであればですね、現金なり口座振り込みなり、ぜひその方向で進めてほしいというふうに思います。

それから、次のですね、肉用牛の繁殖牛導入についてちょっとお伺いをいたします。

4,500万円、予算を計上いたしておりますね。これはJAさんと折半で、5年間無利子あるいは3年間無利子で出している事業であります。新規事業というのは今年はどうだったのか。過年度分はいいですよ、新規。この4,500万円の予算執行はされたのかどうか。それと、既存の償還分というのは、確実に償還されているものなのかどうか。これは原資になるんでしょうから、お聞かせを願いたいと思います。

○畜産課長（中崎章文君） お答えをいたします。

繁殖雌の貸し付けの4,500万円でございますが、松山、志布志、有明それぞれの地区において、今年度1年間における貸し付けにかかる予算額を計上いたしているところです。したがって、4月から3月までの見込みということで予算を計上いたしております。現在、8月の競りが終わったところですので、この間5か月の執行が導入されているということでございますが、そういう状況です。

それから、過去の償還につきましては、農協さんの方から遅滞なく償還はなされているという状況でございます。

○10番（毛野 了君） 畜産課長、私は予算の執行を聞きたいんです。計画どおりされていますという、それじゃ分らんがな。何頭導入をされたのか、実施されたのか。4,500万円要らんとやせん、予算な。どうなんですか。

○畜産課長（中崎章文君） 執行状況につきまして、年間を見込んで予算を計上しておりますが、現状までの施行状況について、手元に数値を持っておりませんので、しばらく時間を頂きたいと思えます。

○議長（谷口松生君） 今の件については、後ほどということで。

○10番（毛野 了君） もうそれはいいから。事前に通告してるんだから、予算執行の実態を知りたい。もうちょっと次からは、もういいですから、それはな。予算が余ったときはどげんしやっとな、次に回しやっとなですか。

この基金というのは、市長、今志布志市の指定金融機関はどこですか。

○市長（本田修一君） J Aそおと J Aあおぞらというふうに考えます。市の指定金融機関についてはそのようなふうになっております。

○10番（毛野 了君） 間違いないですか。

○市長（本田修一君） 失礼いたしました。訂正いたします。

市の指定金融機関は、J Aそおでございます。

○10番（毛野 了君） 市長、ぜひ間違いのないように。監査報告なり、もろもろの部署の監査報告を見るとですね、あおぞらさんも大変多いですね。それはいいですよ、近くにあるから。でも、窓口をここに置いてますからね、金融機関も。ひとつ、市内の金融機関にバランスよく預けるといのは結構なことですが、指定金融機関というのも頭に入れて会計課長もよくやってください。お願いをこれはしておきます。通告外でしたので、深く言いません。

それから、農業資金利子補給で2,149万円予算を組んでますね。今この利子補給というのは、これも新規分を教えてください。過年度分の利子補給部分はもう必要ないです。新規の融資分の利子補給の、資金名で違うんでしょうけれども、今低金利長プラで1.3ぐらいですよ、長プラ。あまり利子補給をもらった有り難みというのは、若干あるんでしょうけれども、この資金を市長、別な方向に何か使う考えはないものか。先ほど申し上げました県の債務保証協会なりが、大変シビアな査定をします。利子補給というのも金利が安い時代ですから、それよりも何かいい、この2,149万円というものをですね、使える方法はないものかなと思ってですね。ただ利子補給をするだけじゃですね、0.5ぐらいでしょう、恐らく、0.3か。資金名で違うんでしょうけれども、農業振興にもっと使う方法を考えていくべきだと思うんですが、どうですか、市長。その2,149万円教えて、執行もな。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

利子補給事業につきましては、様々なものがあるわけですが、おおむね経営が悪化した場合に借入金に対する利子の補給というようなことが主な利子補給の内容かというふうに思えます。

現在、経済悪化に伴いまして、農家が経営苦境に立っているというようなことから、借入れが増大

する中で、利子補給事業が適当であるというようなことでこの緊急の経済対策事業について、新たに打ってきているというようなことになっているかというふうに考えます。

○農政課長（白坂照雄君） お答えいたします。

本年の7月末現在で、農業近代化資金が借入額が5件で1,300万円、農業振興資金が12件で800万円、農業経営基盤強化資金で7件の2億300万円、農家緊急対策特別資金が22件の1億600万円、家畜飼料支援資金が24件で1億6,600万円、このような状況で、利子補給率が、0.16以内から2.7以内の範囲内で利子補給を行っているところでございます。

○10番（毛野 了君） ぜひですね、農業に関する資金もですね、充実した予算執行でやってみてください。

次いきます。

県道、市道のことについて、再三お伺いいたしておりますが、我が市の幹線道路については、その地域の産業経済はもとより、発展はもとより、地域間の交流を図るうえで最も大事な役割を果たしております。合併4年して、それぞれ幹線道路なり重要道路なり整備をいただいておりますが、そこでちょっとお伺いしたいのが、柿ノ木志布志線の進ちょく状況、見通しということでお伺いをいたします。

人間の子供と一緒に、はえば立て、立てば歩けという心境でですね、今工事が進んでおります。ただ、虫食い状態の工事着工なんですね。そうすると、私ちょうど該当する地区ですから、よく相談を受けるわけです。と申し上げるのは、該当になっているんだけど、着工の所の方が「私が反対しちよいごたっじ、何とかしてくいやらんな」とか、「看板を立てるこっじゃろかい、賛成ですから工事をしてくださいと看板を立てようか」とか、いろいろあるわけです。いやそんなはずはないと、土木関係も課長も来てるけれども、やっぱり折をみてですね、「おはんげえんともすつとやんど」と、「一時待ちちょっくいやい」とか、県の工事だから管轄外ということは言わないでしようから、ぜひですね、見通しと今後の予算の執行なりはどうなのか。あえて無理な相談かもしれませんが、政党が変われば、予算凍結というのは県の段階ではないでしようから、逆に地元負担金を市長が予算を22年の当初予算で組んで、「うちもこれだけ当初予算で組んだので、ぜひ完成させてください」と、逆に予算要求をするぐらいの構えはないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県道柿ノ木志布志線は、御承知のとおり合併後においても志布志市の最重要路線としまして、地区の土木協会等におきまして、毎年要望をしているところであります。平成19年度までは県が地方特定道路整備事業によりまして、改良がなされて市の負担金を負担していましたが、平成20年度から地方道路交付金事業になりまして、市の負担金が無くなったところであります。平成20年度におきましては、当初3,000万円の予算に対しまして、1億1,100万円の追加補正が付いたところでございます。21年度につきましては、5月29日に柳橋までの400m間の関係地権者に工事説明会を実施しまして、その後、個別に用地交渉に入っております。現在用地の取得率は、全体の87%でありまして、今年度100%をこの区間は目指していきたいということでございます。

工事につきましては、全体の事業量が1,400mでございまして、このうち平成20年度までに全体が50%

完了しております。これは、明許の繰越分を含めてでございます。平成21年度で36%を実施しますので、全体で86%が完成と、残りの14%を22年度に実施しまして完成いたします。

○10番（毛野 了君） ぜひ、市長、引き続き要請をお願いをいたしておきます。

次に、町原・弓場ヶ尾線、この線について若干お伺いをいたします。

この線は志布志港に直結する路線でありまして、ここには東九州自動車道、都城志布志線のインターも付くという路線でありまして、地域の人たちもそれぞれの高速がインターチェンジが付くと大変な交通量が多くなるだろうということで、懸念をされております。それで、この路線の残りの路線の整備、それから横尾下の橋の開通、これもこの路線ですから、この見通しについてちょっと、若干お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） ただいま御質問がありました市道町原・弓場ヶ尾線につきましては、先ほども言いました柿ノ木志布志線と同様に、重要な路線ということで整備を行ってきているところでございます。現在、弓場ヶ尾方面から志布志福山線に通ずる際、大型車の交通量の増加などによりまして、交差点の渋滞が発生しておりましたので、地域住民の方々もこの点につきましては、非常に不便に感じておられました。ということで、地権者などの協力の下、右折レーンを整備しました交差点改良を行いました。併せて歩行者の安全性の向上のため、歩道も整備したところでございます。

今後は、都城志布志高規格道路、東九州自動車道路の志布志インターチェンジが近辺に整備されるということから、ますます交通量の増加が見込まれるところであります。このことにつきましては、重量規格にあった舗装の改装などをまた行っていく必要があるというふうに感じます。

そしてまた、歩道の設置につきましても、県道志布志福山線から弓場ヶ尾方面へ750mほど行った所で右側の歩道の整備が終わっておりますので、早急に右側の歩道の整備をこの路線では行いたいというふうに考えているところでございます。建物の移転補償というものも多数ありますので、予算を見ながら整備を進めてまいりたいというふうに思います。

なお、今回の補正予算において、移転が必要となる物件等の補償調査に着手できるよう委託料への組み替えを行っております。来年度からの用地交渉に必要な予算の基礎調査を今後してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○建設課長（中迫哲郎君） 町原・弓場ヶ尾線をずうっと行った所の橋の開通でございますが、現在、県の代行事業におきまして105mの橋はもう出来上がっております。今、県道南之郷志布志の横尾下の交差点までの区間を県の代行工事によって尽力していただいておりますが、県との協議の中では、今年中には開通できるようなというようなことで努力しているところでございます。

開通に合わせまして、開通式も計画しようということで、今度の補正予算でも50万円ほどの委託費を計上いたしているところであります。よろしくお願ひいたします。

○10番（毛野 了君） ちょっと確認させてください。

今年度な。本年、本年度、どっちなの。

○建設課長（中迫哲郎君） 申し訳ございません。12月中にということで、今鋭意努力をいただいておりますが、まだ工事の進ちよくによりましてはですね、ちょっとということもありますので、県との調

整では12月中ということで、今進めているところでございます。

○10番（毛野 了君） 市長、市民が合併してよかったっち思えるような道づくりをするのが一番です。ぜひ、早期に完成するようにもろもろ努力してみてください。

終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、毛野了君の一般質問を終わります。

ここで30分まで休憩いたします。

—————○—————
午後 2 時20分 休憩

午後 2 時32分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 会議を再開いたします。

一般質問を続行します。

先ほどの毛野議員の質問の中で、農政課長の方から答弁の訂正の申し出がございます。許可をいたします。

○農政課長（白坂照雄君） 先ほど毛野議員の質問の中で、農業農村家業再生支援事業の本年度の計画を10名と申し上げましたが、6名の計画ということで訂正申し上げたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

○議長（谷口松生君） 毛野議員、よろしいですね。

○10番（毛野 了君） はい。

○議長（谷口松生君） 次に、19番、岩根賢二君の一般質問を許可をいたします。

○19番（岩根賢二君） お疲れ様でございます。

通告に基づき質問をいたします。本日の私の質問は、質問の相手方を教育委員長と市長ということで記載をしております。質問の内容は主に教育委員会ですが、予算等に関しては市長に質問をいたしますので、そのつもりで答弁をお願いをいたします。

それではまず、6月の定例会の開催日に我々に配付になりました志布志市教育委員会外部評価委員会の点検・評価報告書について質問をいたします。

本市の教育委員会は、6月に外部評価委員会の点検・評価報告書を議会に提出をいたしました。この報告書によりますと、教育委員の活動や、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化財管理室、それぞれから二つの事業を対象として点検・評価を受けているようであります。そして、教育委員会自身の自己評価も記載してありました。全体的に教育委員の活動に対しては非常に高い評価がされているようでありますし、各課の事業もおおむね及第点が付いているようであります。

しかし、この外部評価は、評価を受けた後、その結果を活用して、次年度以降いかに具体化して、どう予算化していくかということが求められているのではないかと思います。

そこで、教育委員会は、この点検・評価を受けて、今後各事業にどのように取り組んでいく考えか、お尋ねをいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今議員御指摘のように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのが一部改正されまして、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果について報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することということが規定をされたわけでございます。この改正の背景は、結局、教育委員会のあるべき姿を再認識してもらって、そして活性化に努めますとともに、広く地域住民に知らせなさいということかと理解をしているところでございます。

そこで、私ども教育委員会といたしましては、この法の趣旨にのっとりまして、学識経験等を有する5名の方に委員を委嘱いたしまして、外部評価委員会を21年3月に設定をいたしました。外部評価委員会の業務は、先ほどありましたように、委員会の事務事業の点検結果の評価に関すること、それから、教育委員会委員の活動状況の点検結果の評価に関することとなっております。

今回、3月と5月に外部評価委員会を開催いたしまして、各課の主要事業のうち8事業及び委員会委員の活動状況につきまして、教育委員会事務局で自己評価したものについて外部評価委員から意見を頂きましたところ、先ほど御指摘がありましたように、今回の教育委員会の自己評価に関しては、おおむね適当であるとの評価を頂いたものと認識しているところでございます。

この評価内容につきましては、去る6月に議会に提出をいたしましたので、皆様方お目通しいただいたことと存じますが、各学校にも配付をいたしましたので、各学校では職員会議や学校評議員会に報告したと聞いております。また、教育委員会が主催する志布志市立学校の規模・配置の在り方検討委員会でも報告をいたしますとともに、このたび市のホームページに掲載をしたところでございまして、今後、市の広報紙にも掲載しまして広く市民の御意見も賜りたいと、こういうふうを考えているところでございます。

教育委員会の事務事業につきましては、極めて多岐にわたっておりますことから、外部評価委員会の方々には全体事業名をお示しし、市民の関心の高い事業等を今後優先して評価をしていただく予定でございます。

なお、市長部局におきましても行政改革推進室を中心に行政評価や事務事業の見直しが行われておりますので、教育委員会といたしましては、それらとの整合性を保ちながら、教育委員会が更に開かれたものとなるとともに、教育委員会の存在意義に揺るぎのないように努めてまいりたいと思います。

この事業を更に点検をし、そしてまた次年度、来年度と次々に積極的に展開していきますためには、当然予算的な裏付けも必要となりますので、その場合はまた市長部局にお願いをし、そして改善し、改めてよりよい教育委員会の活性化に努めてまいりたいと、こういうふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 全般的な答弁であったらと思いますが、この外部評価というものは、平成19年度から始まっているわけですね。それで、志布志市では20年度分を今回されたということだと思いますが、私も近隣の市町村がどうなっているかなということで確認をしてみましたところ、お隣の曾於市あるいは大崎町では、まだ報告書ができていないということでございまして、本市の教育委員会はまじ

めに取り組んでいるんだなという感想は持ちました。ですが、報告書を作っただけではいけないので、先ほども申し上げましたが、これからこの報告を受けて、結果を受けて、今後どうするかということが求められているということでございます。

ですから、教育長の答弁は非常に全体的なことでもございましたので、私は各事業別にひとつ質問をしていきますのでよろしくお願いたします。

まず、今教育長の答弁の中にも、これから市のホームページや広報等でも発表していきたいということでもございましたが、この法律の趣旨からいきますと、議会へ提出するとともに、公表しなければならぬということでもございました。この公表という部分はいつどのような形でされるのかなと思っておりましたが、先ほど教育長の答弁の、このホームページあるいは広報を指しているのか、ほかにも何か公表の仕方を考えているのかお伺いたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

まず、基本的に私が公表というのはどこを考えているかということでもございましたが、私はもう何とんでも本議会にお示しすることが公表の第一義であろうと、ここにいらっしゃる議員の方々が、それぞれ市民を代表してここにいらっしゃるわけでもございますから、皆様方にまずもってお示しすることが広報の第一義だろうと思っております。

そして、あと先ほど申しましたように本市が持っております市の広報紙あるいはホームページ、そしてまた各学校では職員会議あるいは学校評議員会等々で広がっていくのではないかとこういうふうに考えておりますが、まだまだほかに広報の手立てがあるとするれば、考えてみたいと、かように考えております。

○19番（岩根賢二君） 法律の文言は、議会に提出するとともにとなっておりますので、提出してということじゃないですから、ほかのすべも考えていただきたいと思います。

それでは、事業のうちのまず1番目の小・中学校の規模・配置の在り方検討委員会の開催事業についてということで、この在り方検討委員会では、今後、統廃合を含め適正な規模・配置について検討すべきであるという報告が昨年1月29日付けでなされています。そして、アンケート調査による内容を分析しながら、今後の方向性を示していきたいとあります。

そこで、方向性が示された昨年の1月29日です、昨年ですからね。現在はどのような段階であるのか。今後はどのような計画なのか。そして、現在の坪田教育長、本田市長の体制でこの統廃合のちゃんとした道筋を付けるということは考えていないのかお伺いたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先ほど、今ありましたように統廃合を含めて検討すべきであるという中間報告的なものは、設置者であります市長に報告をいたしました。その後、検討委員会といたしましては、やはりアンケートをしてみようということで、もう皆様方の中には既にアンケートに参加いただいた方もいらっしゃるかもしれませんが、相当数、60%ぐらいの回収率でもございましたが、それを行いまして、それが非常に多岐にわたっておりますので、教育委員会で分析をいたしまして、そして2回ほどその後、委員会で検討いたしました、内容をですね。しかし、やはり学校の大きさとか規模によりまして、学校、校区のですね。

アンケートの内容もやや微妙に違っているところなどもございましたが、これを踏まえまして、更に今度はどういう形で進めていけばいいのかということ等も含めて、今度はさらにまた、先進地、先進地といいますが、そんなにどこもどんどん進めている所はないわけではありますが、既に二、三步先を進んでおります市町村に出掛けても行って見ました。それからまた、更に本市の小学校、中学校の実態を委員の方々に知っていただくために、四、五校の学校を訪問をしていただきまして、複式学級とはどういうものか、あるいは山間部の学校ではどういう給食実態があるのかとか、そのような実態を見ていただきまして、参考にさせていただきたいと、そういう研修もいたしたところでございます。

近く、この学校の在り方と密接・不離な関係にあります、校区の、学校区の見直しということが当然出てまいりますので、これを近々議題といたしまして、委員の方々に検討していただくかなと、こちら執行部としては考えている。校区ですね、学区の問題も出てまいりますので、これも今考えているところでございます。

以上でございます。

○市長（本田修一君） 岩根議員の御質問にお答えいたします。

外部評価委員会の評価・点検に基づく評価報告書によります中身についてのお尋ねでございます。

ただいま志布志市の小・中学校の規模・配置の在り方検討委員会について、この事業につきましては、2年間かけて在り方検討委員会の方で検討していただいている内容でございます。現在、アンケート調査をしていただいたということで、そのアンケート結果に基づく検討がされているということでございまして、また更にそれに基づく検討を加えているというようなことで、今後は校区、学区の見直しをした形の検討をしていきたいというような教育長の報告があったところでございます。

私どもとしましては、教育委員会の十分な議論を踏まえた上で、そしてまた教育委員会の方で地域の方々、保護者の方々の十分な意見を聴取しながら進めていただいているということでございますので、その内容を見つめながら、この在り方については結論を出したいというふうに考えているところでございます。というようなことで、今期の私の任期の中では、まだ具体的な方向性というのはお示しできないのではないかとこのように考えるところでございます。

○19番（岩根賢二君） 任期中の来年2月までは、ちょっと無理だなという判断のようでございます。

それはそれとして、教育長の今の校区の見直しをするということは、例えば、どっか小学校区が一つ無くなるかそういうことになるんですか。それとも、区域を分けると、そういうことですか。

○教育長（坪田勝秀君） するという誤解があるといけません、学区の見直しですね、もし必要であれば。今現在、皆さん御案内のとおり、小学校というのは集落ごとに、Aという集落、Bという集落が〇〇小学校へと。そうすると、〇〇小学校と〇〇小学校が〇〇中学校へと、決まっているわけですね。ですから、そうして決まっている所に行く。ただし、その他いろいろな理由によって、その学区内、決まっている学校に行けない子供たちが時々出てまいります。それは、お父さんがすぐ近くの隣の学区の敷地にお家を造られたというような場合は、もうそちらへ行くというようなことも、それは柔軟に対応しておりますが、毎月教育委員会で二、三件、定例教育委員会でそういう事例があります。

ただ、この学区内、学区の見直しにですね、どうやって手を付けるかということも、これまた極めて

重たい問題であります。今議員御指摘のように、学区を一つ減らすということになりますと、小学校区が一つなくなる可能性も無きにしもあらずであります。ですから、現在の小学校区をそのまま小学校に行くような形にするのか、統廃合して今の現在のA学区とB学区を一緒にして、一つの中学区とするのかというようなこと等も、この在り方検討委員会の皆様方にも検討をしていただいて、いい方向が出ればそういうことも可能かなと考えているところでございます。

どうしても、別に切り離せてですね、考える問題じゃないのではないかと、私考えておりますので、そのこともまた見ていかなければならない。

そしてもう一つ、この在り方検討委員会をやや複雑にしております要素の一つといたしまして、旧三町ですね、非常に学校の大きさといいますか、規模といいますか、違うということでもあります。ですから、ある旧町はまだまだ学校は大丈夫よと、小学校はですね。ある学校はもう相当どうか考えないと、より間近にそういう問題が迫っているという旧町もありますので、ちょっと温度差があるかなと考えておりますが、しかし、それをどういうふうな在り方検討委員会で検討するのかということ。それと、小学校をじゃあほんなら何か統廃合の対象にするのかということ、まずはとりあえず中学校よという意見もございまして、それをじゃあ、小学校はそのままにして中学校をとというような考え方もまた出てまいります。非常にやはり在り方検討委員会でも、いろいろな意見が出ているのが実情でございます。

ですから、そういうことをまとめていくとなりますと、先ほど市長が申しましたように、今期ですぐ結論が出て、じゃあ学校を、小学校を何校に、中学校を何校にしようという結論は、市長の方に報告をするのは困難かなというのが素直な印象でございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） それでは、次の中学校の耐震補強事業についてお尋ねをいたします。

耐震診断を平成21年度中に終えて、耐震化計画を策定し、早期に耐震事業化の促進を図るとありますが、今後の計画はどうなっているのかお尋ねいたします。

○教育総務課長（五代豊一君） 中学校耐震補強事業についての今後の計画について御説明を申し上げます。

間もなく市内43棟の、全棟の耐震調査が終わる見込みでございます。

それを受けまして、その結果を基に優先順位の見直し、そして緊急性の高いものから順に耐震計画の策定、そして実施計画という形で進めていきたいというふうを考えております。

○19番（岩根賢二君） 計画はそういうこと、順番にやっていくということですが、予算的なものは措置される見込みがあるんですか、市長。

○財務課長（溝口 猛君） 耐震化計画の予算の計上ということでございますが、先ほど教育総務課長が答弁しましたように、現在、結果が出るという形でございます。それを踏まえまして、当然耐震工事をしなければならないもの等々出てきますと思いますので、将来的な耐震化計画ができた段階で来年度の当初予算でどうするかという協議になろうというふうに思います。

○19番（岩根賢二君） この事業については滞りなく進むだろうなという感触を受けましたが。

次に、学力向上推進事業。

学力推進協議会というものがあるということですが、これではどのような対策が講じられたのか。学校教育課としても、学力向上対策は実施されているが、見届けが不十分であるとして、また外部評価委員の評価としてもですね、分析がどのように生かされているか追跡をする必要があるということで指摘をされております。

これを受けて、今後どのように追跡あるいは見届けをしていく考えなのか、一番大事な点だと思いますのでお聞きします。

○学校教育課長（山口幸彦君） お答えいたします。

まず、学力向上対策会議につきましては、年3回程度、学校長や直接指導に当たる教諭等を集めまして、市の実態や各学校の実態等を基にして、学力向上をどんなふうに図っていくかというような話し合いをさせますとともに、各学校のうまくいっている事例等を出し合わせて、それを参考に各学校でも取り入れてもらうようなことを検討する会議として位置付けているところでございます。

今御指摘のありました、見届けが不十分と申しますのは、毎年、学力向上というのはもう特別なものではなくなりました、まさしく学校の仕事もう学力を上げることでございますので、毎年学校の実態等を把握するわけでありますが、そして各学校の中で実践等をするんですが、その結果、何が良くて何が足りなかったかという年度末の詰めがいまいち十分でないために、結局毎年同じようなことが、何が足りないかにかが足りないというようなことが起こっているのが実態であると。したがって、これは学校で一般に言えるんですが、総花的にいろんなことをするというのも一つの大事な方法ではございますが、今回の評価委員会みたいに重点して何か一つ取り上げて全校・全職員できちっとして見て、何か成果があるというところまでするような見届けというのを今後指導していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 追跡をしてその結果につなげるというのが大事だと思いますので、進めていただきたいと思います。

次に、生徒指導推進事業、これについてお尋ねいたします。

この中では、福祉関係者や地域の関係者等と連携を図りながら、不登校やいじめの解決に向けて取り組むことができた、そう書いてある半面ですね、別な所では、別な行にはですね、小・中学校や家庭との連携の在り方を研究する必要があるとか、学校の管理職や担任等と更に連携を深めていく必要があるとも述べられております。これ、両方というか、良かったという面となかなかまだ足りなかったなという面が書かれているわけですが、実際のところはどうかかなという疑問が残るわけですね。その点はいかがでしょうか。

○学校教育課長（山口幸彦君） お答えいたします。

生徒指導につきましては、御理解をいただきまして、いろんな立場から事業に取り組んできているところでございます。最大の課題であります不登校等の問題につきましても、これまであらゆる事業等について、県の補助ももらいながらやってきているところでございます。

昨年度、ちょうどこの議会の中でスクールソーシャルワーカーという、SSWと申しますけれども、

制度をお認めいただいて、早速10月からスタートしたところでございます。元来生徒指導というのは、学校の教員が子供との中でできなければならない範ちゅうですが、昨今の現状は子供だけでなく、その背景にあります保護者の問題や地域、ましては仕事等経済的いろんな問題があるために、なかなか学校・校長・職員等だけでは解決できない問題がありまして、それを総合的に判断するために会議の中で、例えば市の福祉の担当の職員に出てもらったり、それから地域の民生委員さんたちにも子供たちの状況等、それから保護者の方々のことの情報等を入れていただいたり、さらには県の児童相談所や教育相談員等のいろんな立場から子供のサポートをしている方々に一堂に集まっていただいて、子供の情報交換をします。そうするとこれまで学校の中でなかなかできなかったことが、そこは私の方で語ってみましょうとか、これはこんなふうになればいいんじゃないですかというようなことでの意見が具体的に出てきて、そういう意味で、一人の子供が学校に出掛けたり、いじめ等から守るためには非常に効果があったと。そういう意味で良かった面があったというようなふうに、最初の意見はそうでございます。

さらに、しかしこれを今度は詰めていきますとどうしても超えられない課題が出てきて、そのケース会議の中では限界を感じるようなところが出てきます。そうしますと、本来地域の中で、または保護者等の中においてどうあるべきかについて限界を感じるような場面もありまして、それについては更に今後充実させていくための努力をしなければならないと。ですから、連携・協力するケース会議等の効果を認めながらも、更に個々に一つ一つの事例に応じた具体的な手立てを打っていくことが不登校等の解決につながるというようなふうを考えているということでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 今課長が申されますように、外部評価委員の意見としては、このスクールソーシャルワーカーについては、非常に評価が高いようであります。県下一という表現がされておりますが、それはそれで相当一生懸命されているんだなということは分かるわけですが、この評価の上の方ですね、長い目で指導に当たれるような体制、あるいは教師の資質向上策も同時に進めてもらいたいということが記載されております。これについては何か対策があるんでしょうか。

○学校教育課長（山口幸彦君） 具体的な事例も挙げてお話いただいたのは事実でございましたけれども、例えば学校に行けないといったときに、学校職員が結局、もう明日にでも出て来なさいという余りにも直接的な指導のために、そのことがその子にとっては心の負担になって、なおさら行けなくなるような状況があると。そのあたりを別の角度の方が聞いた時に、やはり長い目で、出て来るのは大事なことでけれども、そのためには一つずつクリアする内容があると。場合によっては、残念ながら指導している担任との関係がうまくいなくて、担任が替わったと同時に、新年度に学校に行けたというような事例等もあります。そういう意味で、教職員の資質向上も含めて、直球を投げるだけではなくて長い目で、まさしく今で言えば2学期スタートに向けて非常に努力をしてきたところでございますが、今度は3学期のスタートには、もし無理であれば新年度にはまた学校に行けるようなという意味での長期的な展望も持ちながら、一人一人の個々に応じた指導をしていきたいというようなことで、そういう指導を続けなさいという御指導でございました。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 次に、青少年研修事業についてお尋ねをいたします。

教育委員会の自己評価にもありますように、この事業は自己の確立と資質の向上や国際感覚の醸成を図るうえで必要な事業であるとあります。しかしながら、募集対象者の検討が必要であるとか、あるいはまた外部評価委員の評価でも研修生の5年後、10年後の追跡調査を行う必要があるとしております。このことは少なからず、この事業に疑問符が付いているのではないかなと思うわけですね。

そこでお尋ねいたしますけれども、この事業を見直す考えはないのかということをもっとお聞きしたいと思います。

○生涯学習課長（小辻一海君） 今、議員申されましたいろいろな反省点を踏まえまして、青少年研修事業につきまして外部評価委員の方々の意見をお聞きいたしましたところ、目的や妥当性、それから費用負担の自己負担割合、それから事業実施にあたっての学校への事業の周知徹底などの意見を頂いたところでございます。

研修における自己負担割合については、国内研修が約25%、海外研修が約30%負担していただいているところでございますが、定員に達していない研修もありますので、負担増を図った場合、より申込者が少なくなる可能性もあるということ。それから、現在、景気の低迷など社会を取り巻く情勢は厳しいものがございまして、そのようなことから、市の財政的な面を考慮しながら、負担割合については考えていかなければならないものと思うところでございます。

また、学校への事業の周知徹底の件につきましては、対象者へ学校を通して散らしを配布し、校長会・教頭会におきまして募集内容の説明等を行って周知を図っているところでございます。このことにつきましても、今後も様々な機会を通して周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

それから、この存続性ということでございますが、やはり今、行かれた方々の保護者の御意見を聞きましますと、本当に必要だという保護者の意見もありますので、それを踏まえながら、今度から保護者の協力を頂きながら持続していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 外部評価委員の意見にですね、今経費の話が出ましたけども、費用の話ですね。これは、多少費用が増えても研修をする希望者はそれでも行きたいという人がいるのではないかという声ですよ、これはね。ですからそこら辺も、検討するということですから検討していただきたい。

それと、この5年後、10年後の追跡ということですね。これは、もう最初行かれた方は、もうそれこそ10年たてば二十五、六歳ですね、もういい大人になっていると思いますが。この研修の成果がそのままそこに表れるとかいうことはないかも分かりませんが、やっぱりそこは、する必要があるんじゃないですか。この指摘を踏まえて、やろうかなと思っているのか、それはよかたいがということなのか。

○生涯学習課長（小辻一海君） この外部委員の5年、10年という御意見は、この研修を受けて志布志に帰って志布志でそういう研修に行った方々が、志布志港があるから、そこで英語、いろいろな面を投じて外国と接しているかというような評価に値したところでございます。だから、今現在のところ外国の方に四、五人研修に行って、その後、外国の方に行って研修している、この研修を受けられた方もい

らっしゃるわけでございますけれども、それではなくて志布志でそういうのをやった人がいるかということで、志布志で勤めている人が研修に行った経験があるか、それを調べなさいということでございましたので、そのことについても今後調べまして、また先ほど言われました5年、10年というのも、やはりひとつの補助金いろいろなのを使って行ってもらったわけですので、そういうのも追跡調査をしたいと考えております。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 通告が各事業についてということで通告しておりましたので一々聞いています。次に、創年市民大学開設事業についてお尋ねをいたします。

このですね、外部評価委員の評価は、私は多少ほめ過ぎであるような感じがいたします。課の自己評価に、市民大学で学んだことをまちづくりにどう生かすか、調査研究を進めながら、その成果が本市のまちづくりの政策提言として活用されることを期待するとともに、コーディネーターとして積極的な参加が望まれるとあります。望まれるということは、積極的な参加が無いということではないですかね、そういうことですね。

そこで、課としては、その積極的な参加を促すためにどのような仕掛けをしていく考えがあるのかお尋ねいたします。

○生涯学習課長（小辻一海君） この創年市民大学の開設事業につきましては、外部評価委員の方から、先ほど議員申されましたとおり高い評価を受けているところでございます。今後は、学んだ学生が自主研究グループを作り、NPOを立ち上げ、また市が委嘱する各委員に登用されるなど、それぞれまちづくりのテーマを調査・研究し、学んだ成果をまちづくりに生かせるようにやっていこうということで、学生とは話しております。その中で、その学生の友達、それからそういう仲間、そういうのを集めていただきまして、こういうすばらしい講師を招いて研修を受けたということで、広くその人たちに広報していただくというのが1点でございます。

それから、今後は、また今この創年市民大学を通じまして、子どもフェスティバル等を実践しておりますので、子供たちを生かした子供会、それからそういう地区の人たちを抱き込んだまちづくりをしながら、コーディネーターを育成して、活用していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 今後もその方向で進めていってほしいと思います。

次に、志布志城史跡公園保存整備事業についてお尋ねをいたします。

この事業は、歴史の街づくり事業の一環でもあると思いますが、自己評価でも外部評価でも、この志布志城に対する市民の理解を深め、市のシンボルとして認識してもらえよう啓発活動に力を入れる必要があるとされております。ということは、裏返して言えば、市民の認識がまだ十分でないということだと思いますね。

これを踏まえて、次年度以降どのように取り組んでいく考えがあるのかお尋ねいたします。

○生涯学習課長（小辻一海君） 志布志城史跡公園保存整備事業につきましてでございますが、これは年間約1,000人を超える見学者もいるようでございます。

そこで、先ほど議員申されましたとおり、市民の方へまだそういう周知がなされてないかということでございますので、今後市民の方へ広報いろいろなもので活用を進めていきたいと思うところでございます。

また、鹿児島県の黎明館に模型展示してあるので、この模型見学などの計画をして普及・啓発活動を図る必要があるのではないかと考えているところでございます。

また、これまでの発掘調査の成果を市のホームページに掲載し、啓発活動を行うとともに、歴史観光ガイドの皆様を活用いたしまして、見学者に志布志城の歴史的な背景と重要な文化財であるというのを普及・啓発活動を行ってまいりたいと思うところでございます。

また、黎明館の志布志城の模型については、各種委員会、社会教育団体等で鹿児島市に研修に行く際に黎明館の模型を見学していただくよう啓発していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） 具体的な計画があるようですので進めていただきたいと思います。

次に、今話にも出ました、答弁の中にもありました、歴史観光ガイド養成事業についてお尋ねいたします。

志布志市のこれからの観光事業の推進を考えたときに、この観光ガイド養成事業は、大変意義のある事業であると思います。この意義のある事業を年間たった15万1,000円という予算の中で、職員自らが講師となって歴史観光ガイドの養成講座を開いてこられたことには敬意を表したいと思います。

この事業は、先ほどの志布志城史跡公園保存整備事業と関係がもちろんあると思いますが、自己評価に書いてございますように、講座修了後の活用策が課題であろうと思います。講座も今年の11月には終了するようでございますが、修了後の活用策はどうなっているのか、その内容をお示してください。

○生涯学習課長（小辻一海君） 歴史ガイド養成講座につきましては、議員申されましたとおり、平成21年度、事業の最終年度で、終了ということになっているところでございます。今後は、港湾商工課担当の観光協会辺りともその活用を協議しながら図ってまいりたいと思います。

また、ガイドの皆様から歴史・文化に対する補足的な要望があった場合、教育委員会で単的に講習を行いまして、また深くガイドに徹していきたいと思います。

また、歴史ガイドの皆様のごことで来られたにかかわらず、ガイドのみならず、市民の皆様にも広報をして一緒に歴史を学んでいきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） この観光ガイドの養成と、歴史観光といいますと、志布志城から麓庭園、例えばですね、宝満寺跡、あるいは大慈寺そのほか数多くあるわけですが、これらをですね、例えば今言われたように観光ガイドの皆さんが案内をする場合に、一番困るのが休憩場所やトイレが無いということだということで、これは私は、今年の3月にも一般質問をしたわけですが、この時には市長はどう答弁されたかと記憶されていますか。

○市長（本田修一君） 誠に申し訳ございません。答弁の内容については覚えていないところでございます。

○19番（岩根賢二君） この時は私は、歴史のまちづくりのですね、推進室をつくってくれということで質問した時のやり取りですが、同じ質問をした時に市長はこう述べておられます。その必要性はあると思うので、場所や用地、規模、管理、財源等について歴史の街づくり検討委員会で協議していきたいと、こう述べられました。3月ですから、もう約半年たちました。街づくり検討委員会でどのような協議がなされたのかお聞きします。

○企画政策課長（溝口敏久君） 歴史の街づくりの検討委員会におきましては、庁内の関係課でそれぞれ組織しまして協議いたしております。

その中で、いろいろ景観の条例のこととか、いろいろほかのまた議員の方からも御質問等もあったところでございますが、関係課でそれぞれ今協議をいたしておりますけれども、いろいろこの事業を推進する中で問題点等も多々あるようでございます。そうした中で、何が先にできるかということ等も含めまして検討しまして、その結果、今現在、補正予算等でもお願いしました宝満寺の橋の関係とか、それから看板とか、そういったものについての早急な対応をするということで実施をいたしてきましたが、あと全体的な歴まちのこのことについては非常に大きな事業でございまして、先般も日南の方に関係課で行きまして、そこが皆さんも御存じのように、飢肥（おび）城跡の周辺の街づくりや、それから飢肥杉の搬出港が油津にあったわけでございます。その油津港の周辺に、海に直接木を出せば問題があるということで、事故等もあったということで、堀川という運河がございます。そこいらでいろんなそういった歴史を生かした街づくりをしております、それらを基本に研修をしておりますが、今後志布志市はそれらを受けたときにどうあるべきかということで、今後も具体的に詰めていきますけれども、具体的にどこに休憩場所を、トイレをという、そこまでのまだ議論までは至っていないところでございます。

○19番（岩根賢二君） 歴史の街づくり検討委員会は3月以降、何回開かれましたか。

○企画政策課長（溝口敏久君） 2回ほど開いております。

○19番（岩根賢二君） これは志布志市の将来の大きな事業の一つだと思いますので、性根を入れてやってくださいね。

それと、この歴史観光ガイド養成講座の中身については、私は詳しくは分かりませんが、内容的には多分志布志町の史跡、そういう歴史がほとんどではないかなと思いますが、どうですかね、それは。そうなんですか。

○生涯学習課長（小辻一海君） 現在のところ志布志が中心になっております。

二、三人の方は有明の方も御存じの方がいらっしゃいますので、そこも幅広くやっっていこうということで、今そちらの方も目を向けて勉強されているところでございます。

○19番（岩根賢二君） そういう方向性があるということで、歴史というのはどこにもあるわけですから、ぜひお願いをいたします。

それでは、この外部評価委員会の報告に対する最後の質問になりますが、非常に高い評価を得ているということでしたが、この外部評価委員会のメンバーについて、一応確認をさせていただきたいと思いますが、この5名の方は住所はどこどこなのか、ちょっとお聞かせください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

5人いらっしゃる方の4名が志布志市でございます。お一人がですね、この前まで本市のある中学校の校長先生をしておられた方で、もうお辞めになって他市にお住まいでございます。近くのほかの市にお住まいでございますので、全くの外部の教育に関することについて真っさらの方だけよりもいくらか、もう既に市を離れておられますけれども、会議を進めるときにアドバイスをお願いしたり、あるいは助言を頂いたりという方がいらっしゃればいいかなと思って、お願いしましたところ、1時間半近くかけて来ていただいているんですが、いいよということでもございましたので、この1年間、今年度までだと思いますが、お願いをしているところでございます。

以上でございます。

○19番（岩根賢二君） その方以外は、多分志布志市の志布志町だと思いますね。先ほども若干触れましたけれども、5名のうちに1名か2名は志布志町じゃなくて有明、松山の人も入れていいんじゃないかなということを感じましたので申し上げました。

任期が来年の3月31日ということですので、また新たに選任される場合は参考意見としていただきたいと思います。

それでは、次に奨学金の在り方について質問をいたします。

今年度も全国学力テストが行われ、文部科学省の分析では、小・中学校では就学援助を受ける子供が多い学校ほど正答率が低い傾向が見られたということでもございます。世帯の年収と成績に相関関係があるとの調査結果も既にありまして、家庭の所得による学力格差への対策が必要であることはいうまでもありません。

この文部科学省の分析は、小・中学校に関してということでもございますが、義務教育を経て高校や大学に進学するとき、世帯の所得が大きく影響してくるということが言えると思います。能力があるにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な人に対して、奨学金を貸与する制度は本市にももちろんあるわけですが、本市の奨学金貸与条例の第2条第4号に、「世帯全員の合計所得が500万円以内であること。ただし、同一世帯の二人以上の者が奨学金の貸与を受けようとする場合は、この限りではない」とあります。

近隣の市や町の条例を確認をしてみますと、どこの市・町にも所得の制限は付けてありません。本市の場合は、二人以上について但し書きはありますけれども、貸与を申し込む側にとっては若干ちゅうちょするケースもあるのではないかなと思っております。

そこで、この500万円という所得制限を見直す考えはないのかお尋ねをいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

奨学金については、今御指摘のとおり、これまで旧有明町、松山町では一般会計で対応をしておられましたようですが、旧志布志町のみが基金により運用をしておられましたので、これを合併協議によりまして、旧志布志町の例によって運用するということが決められたようでもございます。

旧志布志町では、当初所得制限は設けてなかったようでもございますが、基金にも限りがあることから、平成16年度に、世帯の合計所得を今御指摘のように500万円以内とするという条例の一部改正が行われたようでもございます。

また、平成17年度には、1世帯から二人以上の者が奨学金を受ける場合は、これも御指摘とおり、所得合計が500万円以上であっても奨学金を受けることができるように更に改正がされまして、合併後の新市に引き継がれ、現在、その方向で運用をしていると、こういうことでございます。

平成21年度奨学金の貸与状況を見ますと、大学・大学院が70名、短期大学が5名、専門学校が27名、高専2名、高校31名、合計136名の申請がございまして、そのうち135名、136名中135名を奨学生として認定したところでございます。

本市の場合は、大学あるいは専門学校へ進学しようとするれば、当然自宅外通学となりますので、授業料、生活費等の経済的負担を強いられることになるわけでございます。仮にこの所得制限を引き上げるということになりますと、希望者が多くなりまして、昨今の経済状況や価値観の多様化の中で更に基金不足に拍車がかかるのではないかと、こういう懸念を持っているところでございます。逆に引き下げるとなりますと、今年度の場合では、見てみますと貸与者の約30%以上の方々が貸与できなくなるという現状は出てくるようでございます。

そしてまた、これを上げるにしても下げるにしても、今年度した場合、あるいは来年度もした場合です、どうしても継続貸与者の方々の申請ができなくなる恐れも生じてくるということでございますので、本市といたしましては、500万円の範囲でというのは本市の財政、これはまた怒られますが、状況から考えまして、相当範囲の許容範囲ではないだろうか、こういうふうを考えているところでございます。

○19番（岩根賢二君） 上げるにも下げるにも、ちょっとできないよということみたいですが、今の数字をお聞きしますと、1名の方だけが受けられなかったということで、私が懸念するのはですね、申し込みをしても受けられない方もあるのではないかなということを感じましたので、その点はクリアしているなどということでございますね。

それで、この条例の中にもありますが、学業成績及び人物が優良であるということが条件になっておりますが、学業成績は学校の成績表を見れば分かるわけですが、人物が優良であるのは、これはどのような確認方法があるんですか。

○教育長（坪田勝秀君） 大変微妙な問題であります、その奨学資金、奨学生の選考委員会の中には、民生委員の方とか、あるいは各学校の学校長とか入っておりますので、具体的に個々に当たりましてですね、そういう人物あるいは成績等々も御意見があれば、御意見を頂くことができると思っております。ただ、余りこれをまた優先させてしまいますと、経済的な苦勞をしておられる方にスポットが当たらないというようなことも出てまいりますので、十分バランスを取りながら奨学生は決めていかなければならぬだろうと、このように考えております。

○19番（岩根賢二君） ちょっと確認をさせていただきたいんですが、135名の方が受けられたと、今年ですね、いうことですが、この135名の例えば職業ですね、職業はどのようなバランスになっているかお聞きします。職種ですね。

○教育総務課長（五代豊一君） 貸与者の世帯の主な職業ということでございますが、大まかに所得の状況について区分をいたしております。

まず、全体、世帯数といたしまして111世帯、135名ということでございますが、そのうち84世帯、76%にあたる世帯が給与所得ということになっております。農業世帯が11世帯、ちょうど10%、そして自営業の方が15世帯、14%。そして、あと無職という方が1世帯という状況でございます。

○19番（岩根賢二君） 給与所得者の84名のうち公務員は何名ぐらいですか。

○教育総務課長（五代豊一君） 公務員と記載されてある者が6世帯ございます。

○19番（岩根賢二君） 先ほど教育長の答弁の中で、基金が不足する恐れがあるという話もありました。このことについては、市長の方の考えはどうなんですか。そういう恐れがあるということですかね。その条件を変えればという話でしたけれども、今どういう状況ですか。

追加で質問をしますけれども、返還率がどうなっているかというのもひとつお答えください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成20年度8月で、調定額で3,997万3,600円、収納が3,065万9,700円ということで、未収が931万3,900円というふうになっております。なお、平成19年度で、収納につきましては86.3%になっております。

○19番（岩根賢二君） 私もちよっと勉強不足ですけども、その83%というのは、どうなんですかね、いいわけですか。それとももっと高い数字を望んでおられるのか、どうですか。

○教育総務課長（五代豊一君） 先ほどの答弁に対しまして、補足して御説明申し上げます。

全体の未収額としましては、13年度からありまして、総額で2,168万5,900円の未収ということで、全体の収納率が86.1%ということで、全額収納というのが当然でありますけれども、今現在、特に昨年度から、この景気を反映してか昨年度からちよっと急激に未納が増えてきているという状況でございます。

○19番（岩根賢二君） 未収金に対しての催促といたしますか。そういうのはどういう形でされているんですか。

○教育総務課長（五代豊一君） これまで年に2回ほどの督促状、催告という形を行っていたところでございますが、今後につきましては直接、電話催告、そして保証人である保護者、あるいは他の保証人等への催告ということも今後していかなければならないというふうに考えております。今後、今年度にはそういったことも実施していきたいというふうに考えております。

○19番（岩根賢二君） 今、議論をいたしましたように、この奨学金制度というのは、あくまでも貸与でございますね。

それで、次の質問に移るわけですが、返還を求めない奨学金制度の創設について質問をいたします。

これは、学生の時にお金を借りて、学校に行って、卒業してから返済をしなければならないというこの制度ですね。これはもちろん、返してもらわなければいけないのはもちろん当然なんですけど、借りる前にですね、その後の返済のことを考えて、苦しい家計の中で将来の負担増を考えて、あえて奨学金を申請しない。そして、進学を断念したり、またあるいは進学した後でも中退をする例が増えているということも聞いております。

例えば、母子家庭の高校3年生で経済的な理由で進学を断念する人の割合は、4割にも上るという調査結果もあるようであります。優秀な人材を経済的な理由で育てられないということは社会的な損失であり、将来を見据えた取り組みが求められているのではないかと思います。

先ほど教育長の話にもありましたが、そして今、返済の状況もお聞きしましたけれども、貸与型の現在の奨学金制度でも財政的には困窮しているわけですが、将来を見据えて給付型の返還を求めない奨学金制度を創設する考えはないものかお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） 先ほど滞納等についてもお話があったところでございまして、そのことが経済不況というようなことを反映した形で増えつつあるということでありまして、現在借りている方もそういった状況ということでございます。

そういった意味で、更に今から進学しようという方については、また更に厳しいのかなというふう思うところがございますが、現在、市の奨学金の基金につきましては、厳しい状況というようなことございまして、新たな自主財源の創設というものについては困難ではなかろうかなというふうに思います。

今後、また国の方で新たな制度というようなことで、奨学金制度の改革というものがされるのではないかなというふうに希望するところがございますが、こちらの方の動向を見守りながら、この中で取り組みが可能な補助事業等があれば対応していきたいというふうに考えるところでございます。

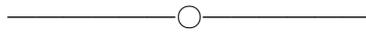
○19番（岩根賢二君） そういう答えしか返ってこないだろうなということは予測はしておりましたけれども、たまたまですね、昨日の南日本新聞の記事によりますと、経済協力開発機構、OECDが9月8日に発表した2006年の国内総生産に占める教育費の公的支出は、比較可能な28か国で、日本は下から2番目だという記事がございました。反対に私費ですね、負担の割合は、韓国に次いで2番目に高かったということであります。そんな我が国にありまして、新政権を担うことになった民主党をはじめ、どの政党も国の制度として返還を求めない給付型の奨学金を創設するというのを政策目標として掲げているようであります。ただいま市長が申されました「国の方で何とかならんどかいな」ということ、それを待っているということでしたけれども、国の方もそういうことで、政策目標としては掲げているようであります。衆議院選挙の前にはですね、文部科学省自身が給付型の奨学金制度の創設に向けて予算要求をすることを決めたという記事もありました。

そこで、私が質問をしたかったのは、国の制度創設を待つのではなく、先取りをしてそういう優秀な子供たちを育てる給付型の奨学金制度を市でも考えられないかという趣旨の質問でございましたが、結論的にはできないという答えでございましたけれども、そういう姿勢だけは持っていたきたいなと思っておりますが、そこで結論が出た後に言うのもなんですが、検討する余地もないですか。

○市長（本田修一君） そのOECDの発表につきましては、私も記事を見まして意外だなと、びっくりしたところございました。教育立国を目指す日本では、意外と教育振興に関しての予算措置が各国に比較して低いというようなことであるということにつきまして、びっくりしたところがございますが、民主党政権になりまして、新たなそのような改革がされて、希望する子供が自分の希望する大学に、あるいは高校にというような形で進めるような状況が更に良くなるような形の国の制度ができるということになれば、それらに合わせた形で市としても対応していきたいというふうに考えるところでございます。

○19番（岩根賢二君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。



○議長（谷口松生君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日、11日は、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会とします。

午後 3 時46分 散会

平成21年第3回志布志市議会定例会（第4号）

期日：平成21年9月11日（金曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小園義行

福重彰史

下平晴行

鶴迫京子

出席議員氏名 (32名)

1番	下平晴行	2番	西江園明
3番	丸山一	4番	八久保壹
5番	玉垣大二郎	6番	坂元修一郎
7番	鶴迫京子	8番	藤後昇一
9番	迫田正弘	10番	毛野了
11番	立平利男	12番	本田孝志
13番	立山静幸	14番	小野広嗣
15番	長岡耕二	16番	金子光博
17番	林勇作	18番	木藤茂弘
19番	岩根賢二	20番	吉国敏郎
21番	上野直広	22番	宮城義治
23番	東宏二	24番	宮田慶一郎
25番	小園義行	26番	上村環
27番	鬼塚弘文	28番	重永重久
30番	福重彰史	31番	野村公一
32番	谷口松生	33番	若松良雄

欠席議員氏名 (1名)

29番 丸崎幹男

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市長	本田修一	副市長	井手南海男
教育長	坪田勝秀	総務課長	中崎秀博
情報管理課長	徳満裕幸	企画政策課長	溝口敏久
財務課長	溝口猛	港湾商工課長	萩本昌一郎
市民環境課長	竹之内宏史	税務課長	外山文弘
福祉課長	津曲兼隆	保健課長	木佐貫一也
農政課長	白坂照雄	耕地林務水産課長	立山広幸
畜産課長	中崎章文	建設課長	中迫哲郎
松山支所長	上原登	志布志支所長	吉野健一
水道局長	井手佐喜雄	会計管理者	楠川昭博
農業委員会事務局長	大園朗	教育総務課長	五代豊一
学校教育課長	山口幸彦	生涯学習課長	小辻一海

議会事務局職員出席者

事務局長	今井善文	次長兼議事係長	徳田弘美
調査管理係長	坂元正知	議事係	武田賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、岩根賢二君と吉国敏郎君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、25番、小園義行君の一般質問を許可いたします。

○25番（小園義行君） おはようございます。

日本共産党の小園義行でございます。

私たちの任期も残すところ約5か月ということで、当然市長も一緒でございますが、この間、総選挙が行われまして、自民党、公明党の連立内閣が、民主党を中心とした政権へ交代と。国民の選択はまさに国民をないがしろにする政治に対して厳しい審判を下したと、これはマスコミ各社報じております。

私たち日本共産党も、全力を挙げて国民に支持を訴えて、やりました。現有9議席を確保して、これから新しくできるであろう民主党を中心とした政権に対して、これまでもやってきましたけど、良いものには賛成と、きっぱりと国民の立場から見たときには反対と、その立場を貫いて、これからも、国会でもそうですが、この地方議会においても、私たち残された任期、全力を挙げて頑張っていきたいというふうに思います。

今回、あと2回ほど機会が残されておりますが、12月議会までですね。そういった中で、市長の任期も約5か月を残すということでありますので、通告をしておきました点について、順次、質問をさせていただきたいと思っております。

市長が新しく志布志市の初代の市長として誕生して約4年という歳月が過ぎようとしております。市長は、就任した時の所信表明で、市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政を私は念頭において市政の執行にあたっていきたいというふうに述べられておりました。そうしたことを21年度当初の所信表明でも、そのことを念頭において、「いっど・すっど・やっど」と、この精神で前進していく、この考えを政治理念の下に確実に進めていくというふうに述べられております。

そこで、市長にまずお聞きをしてみたいと思っております。その市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政、この立場からしたときに、市長のこの4年間、自ら総括をされて、6月議会で同僚議員の一般質問に対して、再度、立候補をして、市政を担っていきたくて、そういう旨を公に述べられたわけですが、今私が言いましたその三つの立場で、自分が行ってきたこの初代市長としての4年間どうだったのかと、その総括を当然されてると思っております。まずはじめに、お聞きをしてみ

たいと思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

小園議員の御質問にお答えいたします。

18年2月に初代市長といたしまして就任してから、早いものでもう3年半過ぎようということになっております。来年の1月31日には議員の皆さんとともに、新しくまた2期目の礎が始まるということで、今お話がありましたように、先日の6月議会で、新しくまた始まる2期目の市政にも挑戦してみたいというようなことをお話し申し上げたところでございます。

そのような意味合いから、私自身も市長になりまして、その間様々な市政に取り組んできたところでございますが、その総括をして、その総括の下にまた新たな挑戦があらうかというふうに思います。今、まだ1期目の途中でございますので、最後まで1期目を仕上げるということでございますので、途中ではございますが、今までの期間に取り組んだことをまとめてお話を申し上げたいと思います。

私は、3年半過ぎようとしておりますが、常に合併した各地の均衡ある発展を意識しながら、それぞれに産業、文化、制度に違いがあるという中で、統一化を図ろうということ而努力してまいったところでございます。限界集落、定住対策、企業誘致、医療費の問題等、課題は山積しておりましたが、スムーズな行政運営ができる体制づくりはできつつあるのではないかなというふうに思っているところでございます。

1期目の総括ということでございますが、就任しました時に、五つの大きな項目の柱を立てて取り組んでまいりましたので、それを中心に総括していきたいというふうに思います。

まずはじめに、「あなた（市民）が輝くまちづくり」をテーマに、「共生」・「協働」ということにつきましたは、市民、行政、企業、民間団体が連携して支え合う、共生・協働の市民社会づくりをポイントとしまして、志のあふれるまちを基本理念として取り組んでまいりました。

4月24日を「しぶしの日」として記念日登録しまして、「志のまち」宣言を行い、その日に毎年、記念事業を実施してきているところでございます。

旧志布志町にありましたふるさとづくり委員会を全市に広げ、地域の問題解決に行政と協働して行う仕組みづくりを推進し、共生・協働・自立のための新たな補助制度も創設したところでございます。

また、市民と直接意見交換ができるふれあい移動市長室を開催しまして、これまで各校区を巡回し、今年度2巡目を実施しているところでございます。そして、総合的な新自治会システムにつきましても、着実に協議を進めております。

さらに、男女共同参画の推進や女性への様々な支援に取り組むため、女性支援対策室を設置したところでございます。

2番目に、「3つの力を合わせて…合併を成功させよう！大地の力と海の恵みと人のエネルギー」というテーマについてでございますが、思い切った行財政改革を推進し、徹底した無駄の削減に取り組んでまいったところでございます。

公共施設の民間等へ委託する指定管理者制度の導入及び保育所の民営化を進め、部長制の廃止、定員適正化計画の着実な実行によりコスト削減を図り、平成20年度からは行政評価制度を導入いたしま

して、行政における機能性や問題点、無駄をチェックし、改善していくシステムの構築を図ってきました。

3番目の取り組みとしまして、「地域循環型産業振興に全力投球…豊かな志布志市を創ろう」というテーマでございます。地域産業の核である農・林・畜・水産業の振興と、それを取り巻く周辺産業の活性化に取り組んできたところでございます。

平成19年度に、「かごしま茶」の更なるブランド化を目指した大会である県の茶業振興大会が本市で開催できたところであります。

また、曾於南部地区の畑かんが平成19年度から通水が始まりまして、安定的な水の供給ができるようになったところであります。

畜産におきましては優良種畜保留導入への支援等を行い、水産におきましては、はもの販売を更に促進しまして、林業においては品質向上と作業の省力化を目指した森のめぐみの産地づくり事業に取り組んできたところでございます。

長年の課題となっておりましたアピア対策につきましても、今年度、競艇の場外発売場であるオラレ志布志をオープンしまして、経営改善へ向けての一步を踏み出したところであります。

次に、4番目に、「安心・安全～しあわせ・健康のまち」についてでございます。「教育・文化が華ひらく志布志市へ」につきましては、少子高齢化が急速に進む中、福祉や医療、防犯、災害対策、生活環境など、安心・安全、住みよいまちづくり、これにつきましては、行政の最重要課題としてとらえ、取り組んでまいりました。

ピンピン元気塾のサポーターを養成し、市内で各種健康講座を開設しながら、高齢者の元気なまちづくりを総合的に推進しているところでございます。本市は、ねんりんピックのマラソン交流大会の会場にもなりまして、元気な高齢者でにぎわったところでございます。

また、ファミリーサポートセンター事業、こんにちは赤ちゃん事業の取り組み等について、子育て日本一のまちを目指して、乳幼児医療費の全額助成や妊婦健診料の補助の拡充を図ってまいったところであります。

そして、おじゃったもんせクリーン作戦など、市民と一体となって取り組んだごみゼロのまちづくり、循環型社会を目指して取り組んだサンサンひまわりプラン、資源化率は第4位、市ではトップという輝かしい成績を残せたことや、普現堂湧水群が平成の名水百選に選ばれましたことは、懸命に環境政策に取り組んだ成果と思います。さらに、公民館や自治会等に花の苗を配布し、花いっぱいのもちづくりを推進してきております。

未来を担う子供たちのために、食育の拠点となる学校給食センターを整備し、教育環境の統一化と学力向上を目指して、すべての小・中学校にパソコンを導入しました。

本年度を健康づくり元年として位置付けまして、4月24日に「志民健康づくり」を宣言したところでございます。医療費の抑制と市民の健康増進策に取り組んでいるところでございます。

次に、5番目に、「未来に向けて…世界の中の志布志「国際交流都市」をめざして」というテーマでございます。これにつきましては、視点を世界に広げ、新しい発想と企画で、人と物と技術・情報が

交わる国際交流都市を目指して取り組みました。

九州唯一の中核国際港湾である志布志港は、本年の3月には新若浜地区が供用を開始し、今後も貨物量の増加が期待されており、アクセス道路である都城志布志道路も、平成20年2月に松山～有明北間の4kmが開通し、また東九州自動車道も鹿屋串良インターチェンジ～大隅インターチェンジ間の起工式が平成19年3月に行われ、平成24年度には志布志までの供用開始が見込まれており、早期の全線開通が待ち望まれているところでございます。

国際交流につきましては、アメリカ、中国、イギリスへ小・中・高校生を派遣しまして、市内におきましては、アイルランドなどから音楽家を招き、ホームステイや小・中学校を訪問させ、交流する国際青少年音楽祭事業にも取り組んでまいりました。

また、さんふらわあにおいては、原油価格の高騰などから大阪～志布志航路からの撤退問題が突然浮上しまして、さんふらわあ志布志航路存続協議会を発足させ、市民一体となった航路存続に向けた努力の末、航路変更が撤回されたことはうれしいニュースとなりました。

合併直後に就任し、旧3町がそれぞれ持つエネルギーを速やかに一体化することに傾注し、「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」を目指して、全力投球をしてまいったところでございます。

私が選挙の際に約束しました内容につきましては、まだ不十分な取り組みしかできてない部分もございしますが、ほぼ実施しつつある、またできたのではないかとというふうに総括しているところでございます。

○25番（小園義行君） 初代の市長として、この3年数箇月ですね、やってこられたことをそれぞれ述べられたわけですが、初代の市長としては、旧3町の融和と。そして、今おっしゃったように、合併してよかったねえと言われる、そういった政策を次から次に打ち出して、この4年間を全力を挙げて、新しい志布志市の未来へ向けての基礎づくりという3年半だったろうというふうに思います。その立場からしたときに、今市長がそれぞれ述べられましたね、いい部分、それぞれの部分。そういった点で、昨日同僚議員の方から、農政関係について点数は何点かということ、自ら60点から70点じゃないかというようなことでありましたが、私は、点数を付けろといっても、大変難しい部分もあるでしょう。

そこで、今市長が述べられたその中で、旧3町の融和といいますかね、志布志、松山、有明、そこがうまくやれたのかという点と、本当に合併してよかったと言えるのかと。それぞれの住民の方々の思いですね。そこは正直言って、この議会でもそれぞれの議員の人がおっしゃっていますね。そこらについて、私は、本田市長のこの3年数箇月を評価をしている部分もあります。例えば、乳幼児医療の拡充とかですね、児童デイサービスの無料化、これ全県に先駆けて、本当によくやっていただいたと、そういう思いがしております。そういったいい面と併せて、総括という点では、負の部分もあるのではないかと思います。この合併して良かったねと言える、そういった町として今はっきりと市長が感じておられる点は、今おっしゃったことでしょう。だけど、やっぱり合併して良くなかったよという声も、あまり届いてないのかもしれませんが、やり残したものとして次に向けての立候補を決意をされている。その部分と併せて、マイナス、これはちょっとまずかったのかなあと、そういつ

たものについては、まったくお持ちではありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

総括の中では述べなかったわけですが、今、議員のお話がありましたように、合併して本当に、それぞれの町がそれぞれの歴史と文化と伝統をはぐくんできたということで、かなり内容が違っていたというふうに改めて気づいたところがございます。それで、議会でも度々議論がありましたように、平等というものをまず目指すべきだというようなことで、そういった面から、合併協議会でも合併後に調整するというような項目につきまして、その調整に努めてきたところがございます。

合併後に先送りされた部分につきましては、ほぼ調整ができたところがございますが、先日も議員の方から御質問がございましたように、自治会の部分につきましては、いまだ助成金の配付につきまして整理ができていない状況でございますので、次の期までかかってしまったということについては、誠に申し訳ないなというふうに思うところがございます。このことにつきましては、激変緩和をしなければならない内容であったということがございますので、もうしばらく時間をいただいて、平等な助成の在り方というものをとらせていただきたいというふうに考えます。

その基本になる自治会の在り方というものにつきまして、私自身は町長の時代から、非常に自治会自体の維持というものが難しくなってきたなあとこのを感じておりましたので、市長になり、すぐさまそのことについて取り組もうというふうに考えて、取り組みを開始したところがございますが、実際、この問題は複雑な内容でございます、慎重に慎重に取り組まなきゃならないということで、今も検討を重ねてきているところがございます。現段階では、市民の方々も交えた検討会というものを開催しておりますので、そのまとめが近いうちに出るというようなことを報告を受けておりますので、その内容でもって次回に、市民の皆様方にお示ししまして、新しい自治会の編成について、市民ともども協議、検討をしていただければというふうに思うところがございます。

そして、今年の夏以降、世界同時不況という波が襲ってきたところがございます。この地にも深刻な影響を与えてきております。その流れの中で、私どもの市民の皆様方の生活が極めて厳しい状況にあるということがございますので、その厳しい状況を一日も早く平穏な状況に戻すべく、様々な産業振興の施策を打たなければならなくなったということがございます。市長に就任した折に掲げましたマニフェスト等につきましては、それぞれにつきまして取り組みをしまして、順調に進んできていたつもりではございますが、今申しましたような世界的な激変があつて、また再びそのことについては見つめ直しをしなければならないということになったということであろうかと思えます。

そしてまた、今後は政権が新たに民主党政権になったという観点から、その民主党政権の在り方というものについて、私ども志布志市の市民に、市政についてどういった形で影響があるのかということについては、現段階ではまだ明らかでないところがございますが、そのことをいち早く情報を入手して、市民の生活の安定のために、また振興のために尽くしていかなければならなくなったということでもあります。

それらが大きな課題ではなかろうかなというふうに、今は考えているところがございます。

○25番（小園義行君） 今、ちょっと届かなかったねと、マイナス部分といういろいろあるでしょ

うが、そういうことだということであります。

私は、この新しい市長が誕生して、新しい町が誕生した4年間というのは、次へ向けての本当の意味での方向性といいますかね、そういったものをきちんとみんなで議論していく4年間であってほしかったという思いがしているわけですね。

そこで、先ほど市長の方からそれぞれ良い点、マイナス部分もちょっとありましたけど、その中で私が今回通告しておりますのは、すべてもっと合併して本当に良かったと言える町にするためには、少し足りなかったんじゃないのというようなことの観点から、いわゆる市長が市民の目線に立った行政と。ここから考えたときに、本当にどうだったのかという点で通告をしております。

今、総括はそれぞれ、市長が次立候補される新しい市長選挙において、本当に住民が本田市長の政策を良とすれば、当選させるでしょう。それがまずかったら、ノーを突き付ける。これは先の総選挙であったように、本当に国民の側を向いた政治をやったのかどうか、このことが大きく問われたのではないかと。そして一方、新しい政権は未知数ですよ。これを当選させたということは、期待をもってさせたというふうに僕は思うんですね。やはり、本田市長もこの4年間を総括して、次へ向けての課題としては、本当に住民の目線に立った行政をしっかりとやっていかないと、次は厳しいかもしれないという思いがしております。当然、市長もそれは覚悟の上だと思います。

そこで、通告しております点について、少し踏み込んで質問をしてみたいと思います。

市長は、先ほど総括の中で、行財政改革ということをやってきたというふうに申されましたね。それはそれぞれ結果が出ているわけですが、その中で私は、今、マイナスの部分として、住民は大変、昨年のリーマンショックからの関係で厳しい状況にあると。すべてそうですね。そういった中で、住民は大変厳しい状況の中で生活をされているという状況を考えたときに、市長の退職金、報酬、いろいろあるわけですが、給与の引き下げをいろいろあってされましたね。これ、退職金についての市長の考え方はどうなのかと思って通告をしたところであります。

特別職の職員の退職手当に関する条例というのがありますが、この条例が、市町村長にあっては勤続期間1年につき100分の500ということで、給与掛ける5倍をした、掛ける4ですよ。そういったものが果たして、住民の目線に立った行政、そして行財政改革をしていかなきゃならないという点からしたときに、市長、これいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市長の退職手当の支給につきましては、志布志市特別職の職員の給与に関する条例、及び県内のほとんどの市町村が加入する鹿児島縣市町村総合事務組合、いわゆる退職手当組合でございますが、これの特別職の職員の退職手当に関する条例により、その支給割合が定められているところでございます。

市長の退職手当の額は、鹿児島縣市町村総合事務組合の特別職の職員の退職手当に関する条例により、勤続年数1年につき、給料の月額100分の500とされております。

退職手当の廃止につきましては、志布志市特別職の職員の給与に関する条例の廃止に合わせて、鹿児島縣市町村総合事務組合の特別職の職員の退職手当に関する条例の改正をお願いしなければならな

いということで、世論の動向や各自治体の動向を見る必要もあり、現在のところ、退職手当の廃止については考えていないところでございます。

しかし、この退職手当の廃止についてどうかということのお尋ねがありまして、改めてこの数字を見まして、高いかなというふうには自分自身は考えたところでございます。

今申しましたように、様々な手続きも必要ということでございますので、今後はまた、この廃止に、あるいは見直しということにつきましては、また次の期の中で考える内容かというふうに考えております。

○25番（小園義行君） 今、市長の答弁で、少しこの条例を見ると高いかなと感じると。これ、市長、本当に正直な気持ちですよ。そういうところは、本田市長のとても良いところですよ。本当にこれ、だれが見ても高いなと思うはずですよ。月額84万8,000円掛ける5掛ける4をするとですね、1,696万円です。ここに来年定年になられる方がおられますね。その方々の退職金というのは、恐らく二千四百万円から二千五、六百万円なのかなと、56か月ぐらいですのですね。それしたときに、約4年間でこの1,696万円というのはあまりにもかけ離れているというような気がします。今、市長が高いというふうにおっしゃいましたのでね、これ、ぜひ次の公約にも入れていただいでですね、この見直しをします。例えばですよ、100分の100、勤続1年につき100分の100掛ける4ぐらいなら、まあそれぐらいはまあいいじゃないのというぐらいの気持ちにはなりますよね、正直言って。これ、教育長とか副市長もそれぞれあるわけですが、それなりにですね、高いというふうには市長が感じておられる。ここをぜひですね、次の立候補にあたって、マニフェストの中にこの見直しを入れるということも含めて、考えられて提案されると、僕は本当に次の市長選挙もマニフェスト選挙になって、それをどの市長がいいのかと選ぶ、その大きな判断材料に僕はなると思いますが、見直しをして、次の期にはやるということでありましたので、選挙に向けてですね、この退職手当の公約として、マニフェストの中に入れられるお考えがありますか。

○市長（本田修一君） 職員の給与、そしてまた手当に基づいた形で、私自身はこの市長の給与というものが設定されているということにつきましては、合併協議会でこの席に臨んで認識しておったところでございます。しかし、この退職手当につきましては、自分自身があまり深い認識もないままできていたということに気づかされたということでございまして、現在、全国的にもこのことについては議論があるということについても承知しているところでございます。少し時間をいただきまして、考えさせていただければというふうに思います。

○25番（小園義行君） これ、ぜひですね、小泉さんがいくらぐらいもらったか御存じですか、退職金をですよ。とても少ない金額ですよ。100万単位のね、700万円ぐらいで、小泉さんの退職金だそうです。総理大臣としてですよ。ぜひ、これ、僕が市長選挙に立候補するならね、こういうのを真っ先にばしっと、これ、僕は訴えたいと思いますね。やっぱり本当に行財政改革を進めていくんだということであればですよ、こういうところから私は見直しをして、住民の目線に立った行政ということですね、やっていくべきだろうと。検討するということでありましたので、ぜひですね、このことは見直しをしていただきたいと。これは、あくまでもその組合の方の理事さん方というのは、みんな、言葉

は悪いけど、身内じゃないですか。そのことを考えたときですね、少し志布志市の住民から見たときに、これはどうなのかという立場で、今、市長が時間をいただいて検討するというものでありますので、理解をして次に進みたいと思います。

次は、本庁舎の位置の見直しということで、これはこれまでもう何回となく取り組んできましたね。市長もその都度、答弁があつて、それぞれです。3月議会で地方自治法のこのくくりの中で見たときどうですかと質問したら、その条件から見たら、本庁がここにあることは、少し条件的に落ちるといふ答弁でありました。このことをもって、少し議論をしたいと思います。また、6月議会においては、旧有明町選出の議員の方からも、本庁舎の位置見直し、志布志地域を含めて考えないかということで、市長は、いわゆるそれが争点になったら明確に答弁したいという答弁でしたよね。

これね、私は、このことは今、私がここで突然言ってるわけじゃなくて、合併協議会はそのことを決めたわけですけど、それは向こう4年間、新しい新市に引き継ぐとかいっぱいありますね、この協定書の中で。その中で、この本庁舎の位置のことも、それぞれみんなですよ、仕事の関係、それぞれの担当の部署、農政サイド、税務、福祉。いろんなところでいろんな議論を積み重ねた上で、本志布志市がどうあるべきかと。そのことの議論をしようというふうには、とりあえずどこかに決めないといけないから、恐らく中心地であるここで、住んでる人のそれを、バランスを考えてここだということで、したという答弁でしたよね。でも、この新市に求められていたのは、それぞれの職員の人たちがいろんな仕事をする、その中で感じることを。まあここにおいて感じることを、志布志町地域において感じることを、これいろいろでしょう。そして、仕事を具体的にやっていく中で、本庁が有明のここがいいのか、志布志がいいのか、松山がいいのか、それぞれが仕事をしながら、住民と接して感じながら、いろんな分野で議論をして、やって、最終的にやっぱり有明がいいよということだったら、僕もあんまり言わないわけですけど、その4年間、その議論が本当にされてこなかったんじゃないかと、仕事を通じてですよ。そういうことを僕はこれまで何回となく、本庁舎を志布志に移したらどうですかということでやってきたんですね。

これ、よく考えてみてください、市長。合併をして、シルバー人材センターは有明にもってき、社会福祉協議会は志布志町にもっていき、ばらばらですよ、これね。そして、ここの本庁を考えたときに、今、定住自立圏構想で都城市とやろうとしている、鹿屋とやろうとしている。でも僕は、志布志港を核にして、ここから外に、いわゆる内陸部にもそうだけれども、核はここですよ。そして、海に向かって、ちゃんとやっていくと。こういった基本的な政策として考えたときに、それぞれが仕事をしていく中で、有明のここが本当にいいのかと、そのことをどれだけこの4年間議論をされたんですか。そのことを僕はいつも問うてきたつもりなんです。これはあえて職員から言えないですよ。首長がそういった指示がなければですね、僕はあえてこのことに踏み込んで議論を言ったり、市長に答弁する職員はいないと思うんです。

初代の市長に求められていたのは、この志布志市全体のまちづくりとして、本庁舎の位置はどこが良いのかということの本気で、仕事を通じて、住民の皆さんと接する中で議論をして、検討していく。そういった議論をやってちょうだいと、どんどん意見を言つてと、こういった立場が市長になかった

ら、職員は言えないでしょう。僕はそんな気がしてならないんですね。

だから、この4年間、恐らく、職員の人からもいろんな意見具申があったのかどうか分からないけれども、それぞれが仕事を通じて考えたときにどうなのかと、そういった議論をするようにという指示なり、思いなり、市長が述べられたことがありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新しいまちの本庁舎にこの旧有明の役場の庁舎が決められたということにつきましては、合併協議会の中で十分検討いたしまして、ここに本庁舎を置くというふうに決定したところでございます。その協議の際には、庁舎設置の小委員会が設置されまして、その中でそれぞれの庁舎の良さ、そしてまたデメリットというものも検討しながら、そしてまた中心市、位置とすればどこなのか、あるいは本市の将来性というものを考えたときに、どこがふさわしいのかというような観点から、小委員会の方で検討され、そしてそれが協議会でも検討され、決定されたところでございます。

そのような意味合いから、十分本市の将来のまちの庁舎としてふさわしい庁舎だというような御決定をいただいた上での現在のこの有明本庁舎だろうというふうに、私自身は考えているところでございます。

その中で、皆さんの方から様々な角度から、現庁舎については、本当に本庁舎にふさわしいのかと、機能性は十分果たされているのかというような御議論があったところでございます。そのことにつきましても、その都度その都度、担当の部署において、それでは本当に市民サービスが低下しない形するにはどうすればいいのかということを検討させてきたところでございます。その中で一部につきましては、御意見を組み入れた形の措置もしてきて、そしてその中で市民の方々の最大のサービスが図られる形の在り方というものについて、常にとってきているところでございます。

6月議会で議員の方からお尋ねがあった時にも、現時点ではこの有明の庁舎が本庁舎であります、将来的にそのような議論が起きたときには、また要望等が多々出たときには、その意思を十分尊重するために、アンケートないし住民投票というものもありますので、そういったものを経ながら、新しい庁舎の位置を決めていきたいというようなふうにはお答えしたところでございますが、現段階では、まだまだそのような機運には至ってないということであろうかというふうに思います。

○25番（小園義行君） 市長ね、もう4年たってるんですよ。合併協議会で決めたから、合併協議会で決まった、確かにそうですよ。だけど、そのことが十分議論されて、本当に僕はどうだったのかと。それは合併直後からですよ、いろんな住民の声、そういったのが当然、あなたの所には届いてないということですけど、それぞれありますよね。この議員の方々がたくさんおっしゃるじゃないですか。そのことを踏まえて、本当に私はこの4年間でそういった議論がされて、ここで良いということであったら良かったなあとと思うんですけど。

例えばですよ、志布志港を核にしていろいろやるということですよ。そうしたときに、本庁舎が仮にここにあることで、そのインフラの整備だとかいろんなことを考えるときに、やはり本庁舎がここにあればですよ、考え方もいろいろですよ。そして、例えば、老人福祉の関係、税金の関係、滞納とかですね、すべていろんなことをしたときに、どこがそういう住民サービスに対してきちんと向き

合わなきゃいけないのかと考えたときに、僕はそういった議論が果たしてされてるのかなあという気がしてならんものですからね。この4年間、本当に私が一番の本田市長が足りなかったんじゃないかというのは、その議論があまりされてこなかったと。

だって、よく考えてください。隣の曾於市、池田市長、新しく選挙を迎えて2期目に入りましたね。もう2011年度からは総合支所方式はしませんよと。もう本庁方式にびしっとやりますと、これは政治家としていろんな発信をしていますよ。やはり、本田市長もですね、私は合併協議会のそこに縛られるということではなくて、あなたが政治家なんですよ。このまちの運営はあなたに任せたんですよ、住民が。そのことをもって、私は本気で考えて、志布志市の市長としてのそういったものが発揮されなかったという点では、非常にこれは残念ですね。

この本庁舎の関係、地方自治法が求めているあの条件からしたら、ここは落ちますと、そういうふうに自らお認めになってるのであれば、その落ちてるものをどうしたら補完できるのかと考えたときに、みんなで議論してですね、仕事の関係の方々がいる職員の知恵を出して、優秀な方ですよ、出して、僕は議論をしようと、勇気をもってね、これはやるべきじゃなかったのかと。なぜなら、それは旧有明町の選出の議員さんからも、本庁舎は志布志に移したらどうだと。ここは住民の声ですよ、あなたの所へ届いてないとおっしゃるけど。僕は、そこが最大のあなたが一番この4年間で作ってこなければいけなかったことを、あまり積極的にやらなかったというふうに僕は思うんですが、それに対してはいかがですか。

○市長（本田修一君） 本庁舎の位置につきましては、それこそ市全体、市民全体で考えるべき内容というようなふうに考えているところでございます。そのような意味合いから、もちろん旧志布志町の方々、志布志町の役場に本庁舎を設置してほしい、松山町の方からは松山の役場に設置してほしいという御希望はあろうかというふうに思います。しかしながら、私どもは新しく新生志布志市として発足して、今、一体化していこうという歩みを日々とっているところでございます。そのような中で、また新たに本庁舎の位置を定めるんだということになれば、市を挙げた形の議論というものが必要であるというふうに思うところでございます。現在の段階で、私の所にそのような形で市民の方々から、特に私自身は移動市長室というものを開催してきまして、志布志の役場周辺の校区の方々との意見交換もさせていただいたところでございますが、その方々から特別にそのことについて御意見が出たという状況ではなかったということでございます。

そのような意味合いから、まだまだそのことについて改めて議論する機運ではないな、時期ではないなというふうに感じているところでございます。

○25番（小園義行君） 市長、私は、旧志布志町から選出されてる議員だから言ってるわけじゃないんですよ。やっぱりね、市長の中にはそういう、融和といいながら、やっぱり有明町、松山町、志布志町と、このくくりがどうも中にあるんですね。志布志町の方々とは、これはね、違うんですよ。住民が言ってるんですよ、これ。その表現のそのものに、市長の中にやっぱり志布志町、有明町、松山町で、それがあってですね。僕は、そんなこと一つも考えてないです。なぜなら、次、選挙があるわけですよ。仮に、私が立候補したときに、旧有明の人たちに対しても、大変これ申し訳ないことを僕

は言ってるというふうに思いませんか、そういう感覚でいったら。でも、あえて志布志市全体のことを考えたときに、どうあるべきかということの問題提起として言ってる。当然、市長と同じような考え方の、例えばですよ、有明町、志布志町、セクトでやるのであれば、絶対こういうやつに票は入れないよ、こうなるわけじゃないですか。そのことを踏まえて、あえて志布志市はどうあるべきかということ、僕は議論してということはずっと思いながら言ってきたわけですけど、市長の中には、そういうまだやっぱりくくりがあるんですね。これはいいでしょう、約5か月後に控えてる選挙がね、そのことをしっかりと判断を住民がされるでしょうから。

このことについては、もっと私はこの職員の皆さんを含めて、真剣にこの4年間で、次のどうあるべきかという方向性を議論をしていくべきだったと。これは未来永ごろ変えちゃいけないということはないわけで、地方自治法のうたってるのは、議会が3分の2賛成したら変えられるんですよ、これ。御存じでしょう。なぜそういうことかという、簡単に変えちゃいけないから、それもあるんだけど、3分の2賛成があったら変えていいよということも裏返しではあるわけですよ。だから、この4年間は、本当にそのことを、港を中心にしていろんなことを考えてやるんだったら、どこがいいのかという、インフラの関係、仕事の関係、住民の要求の関係、いろんなことを考えて、僕はその議論をすべきだったというように思いますが、それされてないんですよ。僕はそこが少し残念ですよ。そういう指示も恐らく出されてないでしょう、これ。でも、それは結果はね、先の総選挙と一緒にですよ。本当に住民の側を向いたそういうものがないと、私は結果はノーだというふうに思います。それは回答が出るでしょう。私は基本的に、今までそういう議論をした中で、住民の要求として上がってくる中で、本当に有明町地域の人、松山町地域の人声も聞いて届けてますよね。そのことで、あえて私はやっぱり志布志の方に移して、しっかりとそこを基本にして、内に向かって発信をして、外にも向かうという、この考え方が僕は当然かなという気がしておりますので。それは次の選挙で住民の皆さんが決められるでしょう。分かりました。

次に、あなたはそういうことでないということですが、最後にですね、前回選挙に立候補された方も記者会見をされて、立候補の表明がされましたね。その方もお話をさせていただいてますが、やっぱり合併協議会でいろんなことが決まったけれども、この4年間はそういった方向性をみんなで議論して、その結果がここでいいよということであれば、それはそうでしょうと。でも実際は、その議論があったかなかったかということが問題じゃないですかと、認識はまったく私と同じでした。そういう意味からしたときに、本田市長はあまりそのことについては積極的に住民の声として上がってこないからと、逆に聞くということもされてない。職員に対してのそういう仕事上の関係でも、どうなんだということ等を含めてですね、あまり指示もされてないという意味で、このことはこの場ではっきりと確信をしましたので、分かりました。

次にいきます。

この問題も、私は非常に本田市長のマイナスだったという点では、敬老祝金や保育所の民間移管、そして国保税の引き上げ、こういったもろもろいろいろありますね、本庁舎の問題。そういった点で、2番目に国保のことについて少し質問をしてみたいと思います。

これ、国保税の19年度の収入未済が現年度で7,600万円、約ですね。滞納分で1億8,200万円ということですね。累計でね、2億5,895万円ということでありまして。大変厳しい状況ですよ、これね。こうした中で、18年度の不能欠損がね、538件、2,173万9,100円です。19年度、577件増えてますね。2,509万2,600円、これ不能欠損処分ですね。それで、20年度に約11.9%の引き上げをされたわけですね。これ、1回は26.7%ということで、全会一致で否決されて、再度、11.9%の引き上げということでされたんですが。これ、大変な状況が起きてる中で、本市としてこのことに真剣に本当に向き合ってるのかということをお聞きをしますが、もう20年度の決算の状況というのは、恐らくこの9月議会に提案があるわけで、出てるんですが、この滞納額の総計、決算の状況、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の方が御説明ありましたように、現在、収入未済額が2億88万5,983円あるところでございまして、このことにつきましては、前年並みに推移しているのではないかなあと、若干落ちていますが、そのような数字であるということで報告を受けているところでございます。

市長になってからの総括ということをお話した折にも、景気が非常に落ち込んできていると。景気が落ち込んできているということになれば、税金の滞納というものが上がってくるということをお知らせしておりますので、そのことにつきましては常に担当の報告を受けまして、徴収についての状況を確認しているところでございます。

○25番（小園義行君） 今、市長からありましたが、20年度もそれなりの滞納が出ているということですね、決算でね。もう一回、正確に教えてください。

○市長（本田修一君） 誠に申し訳ございませんでした。総計でいきますと、2億8,196万7,190円でございます。

○25番（小園義行君） 19年度からすると、約2,000万円ちょっと滞納が増えてるということですね。これ、引き上げをされて当然でしょう。これ、住民の方々は大変だと思います。

そこですね、私は、国保税の滞納をされている方々、悪質な方もおるでしょう、それはもういろいろあると思います。ここに「国保かごしま」というのがあるんですけどね、これ市長も国保連合会が出して、見ておられるでしょう。これ、志布志市のお釈迦まつりをね、出してくれたんですよ。今年の3月ですよ、これ。

そこで、研修会が開かれたんですね。平成21年1月22日に、収納率向上研修会というのが開かれて、本市からも参加されてるんですよ、職員の方がね。新国保3%推進運動の一つである、この国保税の収納率1%引き上げに寄与するための研修会、これそうなんですね。これ、当然いろんな形で研修することはいいことでありまして、参加された方はもう当然行かれてるわけですが、報告は、泊まりでなくて1日の会議ですので、以前みたいに報告というものが出されてるとは思わないんですけど、これ市長の方には、この研修会の報告というのは、どうだったというのは、口頭でもありましたか。

○市長（本田修一君） その研修会の報告については、なかったと思います。

○25番（小園義行君） それはもう日帰りだからですね、いちいちそんなのを報告、たくさんはないと思います。当然、課長、そこでね、留まってると思います。

そこで、この報告がね、研修会がどんなことがあったかという、あいさつとかいろいろあるんですけど、2人の自治体の方が事例発表をされてるんですね、収納率に関して。最後に、ヤフー株式会社ビジネスサービスの本部、官公庁担当の堀博晴さんという方が、国保税の収納率向上アドバイザーとして活躍されてる人が講演されてるんですね。堀氏がですね、収納業務を行うにあたっての考え方や、徴税吏員の使命について、制度そのものは福祉だが、収納にあたる際は頭を切り換える必要がある。納税は公平であるべき。納期内納入者が皆さんの背中を押してくれているのだから、淡々と強気で滞納整理にあたってほしいと述べられたと、ここにうたっています。その中でね、徴税吏員として絶対にやってはいけないことということで、延滞金を徴収しない。税の公平性がなくなってしまう。2番目に、集金人に成り下がるなど。三つ目に、時効を出す、これは駄目ですよと、こういうことをされてるんですね。これは当然、悪質な滞納者に対してという意味というふうに僕も理解してるんですよ。これですね、この人が、これをそのまま字面を読むとそういうことになるわけですけど、延滞金を徴収しないとかですね、こういったことでやってしまうと、非常に払えるものも払えない。だから、例えばこの20年度のやつでもですよ、僕は恐らく現年度から先に取ったんだらうと思うんですね、こんなに増えてるということはですよ、国保税がね。滞納分も当然返したいのに、現年分をちゃんとするために、そういう形で僕はやったんじゃないかと思うんですね。そこで、まさか市長も、こういうヤフーのこの方がおっしゃったように、悪質な滞納者にはこうだよと。でも、本当に払いたくても払えないという人たちのことを考えたときに、こういうことが果たしてどうなのかと。いかが思われますか。

○市長（本田修一君） 税は、公平性というようなことで、公平に徴収しなければならないということが大原則かというふうに考えます。しかしながら、滞納される方々は諸事情があるというようなことでございまして、ただいまお話がありますように、悪質な方については、きっちり取らせていただくということは基本姿勢だというふうに考えます。

○25番（小園義行君） そういうことですね、私もまったくそのとおりです。

そこでですね、例えばこの延滞金を徴収しない、これは税の公平性がなくなってしまうとかですね、集金人に成り下がるな、こういったことを含めてですね、納税手段は口座振替がある。徴収計画を達成すべき。今ある滞納をどのように整理していくか、調査して判断していくことが仕事である。時効を出すな、これは徴税吏員の恥。時効になっていくのを放置していくのは組織の恥だというふうにおっしゃってるんですね。当然、私もそういうことはよく理解をします。ただ、これは実態が把握された上でないと問題でしょう。ここには至らないと思うんですね。この堀さんもそういうことを前提にお話をされているというふうに僕は理解してるんですが。

そこで、それが我が町でですね、どういうことだったのかということということで、去年の7月9日、臨時議会をしましたね。11.9%の提案をされましたよね。その時に、それぞれが答弁されてるんですよ、医療費の伸びの抑制と。まずそこで市長、どういうことをおっしゃっているかということですね、医療費の伸びを抑制するためには、健康づくり推進プロジェクトを中心に、様々な健康づくり事業を提案し、市民の健康増進を図りながら、医療費の適正化に努めたいと考えておりますということですよ。

ね。

そこで、平成21年度から七つのいろんなプランが出て、市独自のですよ、登山したり、いろんなことをされてますね。それと、そういったもの等を含めてですね、市長がこの間、研修とか、そういうことをやっておられますね。こういう答弁をされたからそうだろうと僕も思って、市長のこれまでの日程等々をちょっとお聞かせをしていただきました。こうした健康増進の対策と併せて、市長が8月の5日、6日にですね、ICT事業先進地研修と、この中にもう一つ、日本一人当たりの医療費が低い取り組みをされている川上村という所に一緒に行かれていますね。その時の随行者が書いてあるんですけど、それぞれですね、新しく市独自で立ち上げた、こういう問題とその対策の会議の中に、またこういった中に、保健師が一人も入ってないと。これ、入ってないですよ。書いてないですよ、これだと思うんですけど。こういった現場を預かるですよ、保健師の人たち、そしてそういう具体的な市独自の対策を打つ、そういったものに保健師をどれぐらい重要視して加えていたのかという思いがあって、ちょっとお聞きしたんですけど、何で現場で一番そういうのをしなきゃいけない人たちを連れていかない。そういった会議の中にどれぐらい入れたんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話になりました、私自身が現地の研修をした折には、保健師は同行しておりませんでした。ただ、担当の補佐には同行していただいたところがございますが、そのようなことで、健康づくりににつきまして先進的に実際取り組んでいる所はどういった町なのか、どういった雰囲気なのかということ、私自身が知りたいというふうに思いまして行ったところがございます。

本市の健康増進運動について、様々な形で保健師の方々の御協力をいただきながら、この増進運動をしようとしているところがございますが、実際、行きました川上村では、保健師の方が農村医療の向上というようなことで、率先して現場に入り込んで、取り組みがされたということをお話を聞いたところがございます。そのことでもって、私自身は本当に私どもの地域で、現場で、最前線で取り組んでいただいている保健師の方々に、また改めてそのことについてもお話を申し上げ、一緒に取り組みをしていきたいというふうに考えたところがございます。

○保健課長（木佐貫一也君） 補足して御説明申し上げます。

日程の関係の中で、保健課の事業としまして、健診が当日入っていたということがございます。

以上でございます。

○25番（小園義行君） いや、僕はそういうことを言ってるんじゃないですよ、新年度からいろんな市独自の対策を打たれたじゃないですか、宮田山に登るとか、いろんなことを。こういった計画を立てる際に、本当にそういう指導したいいろんな人たちを何でそこに入れないのかと。入れたんですか。これ、委員会で入れてないって、2回ほど、何かあったということでしたけど。僕、基本的にそういった問題をですね、この11.9%引き上げ、これ更に来年度どうなるかって、市長も心配されてますでしょう、26.9のここをどうするのかということ。真剣になってこのことに取り組まないと、パンクしますよ。医療費の伸びの抑制と併せて、今度は徴収をどうやっていくのかということ、2本立てでやっていかないといけないでしょう、これ。この臨時議会の時、議員の皆さん方、いっぱい心配し

て質疑もされてますよ。

そういうときにですね、ピンピン元気塾だとか、いろいろいいでしょう、それも。でも、新しい事業を立ち上げるときに、その専門家である、専門性の高いものを持っている保健師を、本当に最初から最後までずっと入れて、こうやったらいいねというものが考えられてないから僕は言ったんですよ。これ、実際、本来だと、そういうところをどんな取り組みしてるのけというのは、これ、保健師なんかは連れていかんといかんじゃないですか、これ、本来は。何でかというんですよ、大変事務方には悪いけれども、係長さんたちというのは3年、2年、1年、ひどいときは1年で替わる。そういうので果たして、そこに蓄積されていきますかね。保健師は本当にその現場において、毎日毎日全力を挙げて頑張ってるんでしょう。そういう人たちの声を聞かないで、こういう計画だって、これはないでしょう、市長。僕はそう思いますかね。僕が市長なら、こういうときには保健師を最低一人、二人は連れていくんじゃないですか。去年の7月のこのあなたのこの質疑に対しての答弁、その真剣さを考えたら、本当に真剣にこれは答弁したのかなって、そういう思いがしてならん。もっとですね、保健師の人たちを生かさんということはないでしょう、これ、本当に。本当にこれ全然、何回ぐらいじゃあ新しいその21年度のそれにやるとき、保健師を入れて、あの計画が作られたんですか。

○保健課長（木佐貫一也君） 計画づくりにおきましては、20年度中に検討されているようでございますので、数字については今すぐ調査いたしまして御報告したいと思います。

なお、会議につきましては、保健師は入っていない状況でございますが、今、各地区の市民の方に委員として参加してもらっておりますが、この方々が普段、健康づくりに取り組んでいらっしゃる方ということで参加をお願いしている状況でございます。

以上でございます。

○25番（小園義行君） これも委員会の中でね、いろいろ議論したんですけど、ほとんど参加されていないんですよ、正直言って。2回ほどですかね、具体的に。そんなものであいうものが出来上がってやられてるんですよ。もっと本当に医療費を抑制したいと思ったら、そういう専門家の意見を聞く、そして実際に住民の方にそれを頑張ってもらおうという姿勢が必要じゃないですか。僕はね、そういうふうに思います。今回のこういうものだって、保健師を連れて行って、本当にどういった取り組みがされているのか、じかに見せてですよ、ちゃんと我が町でもやると、そういうものが姿勢だと思いますけどね。やられてないんだからしょうがないけど、ぜひね、そういうことは今後考えていただきたい。

次に、この徴収のことですけど、一斉の臨戸徴収や広報、そしてやっていくんだということですが、昨年これ税務課長の方が少し答弁されてますけどね、20万円以上の滞納者が約600件ほどあると。これをどうやって少なくしていくのかということでおっしゃってるんですよ、ここでね。この11.9%引き上げをし、しかも2億8,000万円からのこの滞納がある、この状況を本当に把握して、きちんとしてやらないと、先ほどのような、一番冒頭に言ったようなことになると思うからですね。

そこで、この1年間ですよ、どういった具体的なこの徴収の在り方だとか、実態調査をするということ当局としてされたんですか。

○市長（本田修一君） 本市の滞納世帯の対応としまして、国保税の滞納に限らず、市・県民税や固定資産税など、市税全体を踏まえた上で、その対応にあたっているということでございます。納期内に納入のない場合におきまして、督促状及び未納のお知らせ並びに催告書、そして最終催告書、差押えの予告と、段階的に滞納者に納付を促しております。さらに、文書等による催促と並行しまして、一括納入ができない場合には、滞納になった原因や収入の状況及び借入金の有無など、生活実態の状況を納税相談により把握しまして、滞納者の状況に合った納付計画を立てているところでございます。

しかし、滞納者の中には、生活状況等を正直に話していただけない方や、税務課からの通知を無視され、滞納状況を放置されている方もおられ、滞納処分に踏み切らなければならないケースもあります。

なお、平成20年度より後期高齢者医療制度が開始されたことによりまして、税の項目が増えた状況になったため、事務量が更に増えたところであり、本年度から嘱託徴収員を1名増やして3名体制にしたところでございます。

新規の滞納者を増やさないことが重要であることから、現年分の小額滞納者を重点的に、滞納徴収員に納税のお知らせと徴収をお願いしております。

しかしながら、議員のおっしゃるとおり、すべての滞納者にきめ細やかな対応をすることは困難ということでございますが、今後とも滞納者の生活実態の把握に努めてまいりたいと。そして、御質問の職員につきましては、定員適正化計画もあるということから、全体的な職員配置の中で検討しているところでございます。

○25番（小園義行君） 質問してないところまでどんどん答弁していただけてますけど、市長ですよ、これ、具体的にどんなことをしたなんて、今ね、その答弁はまったく、ごめん、ここに書いてあるとおりですよ。僕は、この時も非常に市長は真剣だったはずなんです。そして、この1年間、この国保税をどうしなきゃいけないかということを実際に、これね、考えていろんなことをやらなきゃいけなかったんですよ。やってないわけね。そうじゃないんでしょう。やっておられるはずなんです。だから、この認識としてね、今おっしゃったのは、これ議事録そのままですよ、これ、答弁ね。

それで、大変申し訳ないけど、僕は共通認識に立ったじゃないですか、あの時。26. なんぼって駄目だよって、みんな否決されて、再度11.9%でどうにか認めてというようなことになったでしょう。その時に、あなた方がこういうことをやりますよということで、今おっしゃったようなことをやったんだけど、具体的にですね、これはほとんどどうだったのかという気がします。これね、恐らく税務課、人足りないですよ。仮に20万円以上の滞納の人は何件ぐらいあるんですか、それじゃあ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁の方が少し的が外れてしましまして申し訳ございませんでした。

私どもは、去年の国保税の改定の折に、皆さん方に様々な形で、この制度の維持のために、健全化をするために、様々な事業を行うということをお話してきたところでございます。そして、その議会が終了後、直ちに庁内でプロジェクトチームを立ち上げ、そのプロジェクトチームの検討をもって、市民の方々を交えたひまわり元気委員会なるものを立ち上げまして、その後、現在、様々な事業に取

り組んでいるということでございます。そのことにつきまして、成果が上がってくるような形で、更に取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

今、御質問の20万円以上の滞納金額がある世帯についてでございますが、現在のところ、769世帯、9月現在で769世帯あるということでございます。

○25番（小園義行君） この769世帯ですね、これを実際にですよ、実態調査をすればしたら、本当にこれ大変ですよ。何人で職員の方がそれに臨んでおられるんですか。

○市長（本田修一君） 現在、滞納の整理の方は、1名増員しまして、5名となっております。

○25番（小園義行君） 市長、少しね、考えてくださいよ。嘱託徴収員はあくまでも嘱託徴収員ですよ。徴税吏員じゃないんですよ、これ。そこを何か一緒にするとまずいよ。正直に、この志布志市の職員の人たちがですね、徴税吏員としてちゃんとされている人たちが、本庁がここにいますよね。滞納は恐らく、僕は志布志町が大半だろうと思います、志布志町地域が。滞納相談、納税相談といつても、簡単に、ここまで足が遠のくじゃないですか。そうしたときに、現場を調査をし、実態調査、把握する職員の人たちが何人いるのかって。5名しかいないって、5名で769世帯、とてもじゃないけど、これ徴税吏員としては何人いるのか分からないけれども、嘱託徴収員も入れてかもしれないけど、ここまで来るのに大変でしょう。当然、滞納されて足が遠のきますよ。職員はここにあった方が、来ないからいいかもしれないけど、そういった問題も含めて、本庁舎はどこにあった方がいいのかというように僕は思うんですけど。仮に、この滞納されている方々の世帯、769世帯、恐らくほとんど、と言うとまずいけど、志布志町地域に偏ってるんじゃないかと思うんですね。これまでの決算委員会のそういうのを見てもですよ。

それと、何人で調査してるのかと、実態調査をできる人が。その割合と、何人でしているのか、もう一回教えて、これ。

○税務課長（外山文弘君） 若干、こちらの方で御説明申し上げます。

まず、本庁につきましては、滞納整理係が5名おります。収納関係につきましては4名おりますが、税務課職員すべて徴税吏員自体の任命行為はしておりますが、実質的な滞納関係者の調査となりますと、やはり今議員おっしゃるとおり、徴税吏員である職員となりますので、嘱託徴収員は除きまして、具体的には専門的に取り組んでおります滞納整理係5名で対応している状況です。

各支所につきましては、それぞれの支所の方で、窓口に来られた実質的には納税相談が主になっております。ですから、実質的な実態調査となりますと、やはり本庁での対応と、滞納整理係での対応ということで、実質的には5名でやっている状況でございます。

○25番（小園義行君） その760世帯の割合はどうか。

○税務課長（外山文弘君） 割合的には、今、議員おっしゃるとおり、ほとんどが志布志地区でございます。具体的な数字はありませんが、概算でいけば、志布志地区が恐らく7割程度、有明地区が2割程度、松山地区が1割程度ではないかと思っております。

○25番（小園義行君） これ、20年度の徴収率がどうなってるのかよく分からないけれども、5%のペナルティを科せられるようなですよ、92%を超えないと、5%またペナルティ、国は掛けるんです

からね。そういったことを考えたときに、約5名ですよ、769世帯って、休みもこれあるわけですから、大変な状況でしょう。もう少しこの20年の7月に提案されて、ぜひお願いしたいとおっしゃった、その意味としてですね、大変申し訳ないけど、管理職による夜間徴収とかありました。申し訳ないけど、耕地林務水産課長、何回これされたんですか。実際、この1年間に何かされましたか。農政課長、されましたか。ちょっと、もしよかったら、二人にちょっと申し訳ないけど、教えて。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） 管理職による臨戸徴収にいたしましては、実施をして、私も有明地区を延べでいいますと、1週間ぐらい回っている記憶でございます。

以上です。

○農政課長（白坂照雄君） お答えいたします。

ただいま耕地林務水産課長から答弁がありましたとおり、私どもの方を、松山地区の方を1週間ほど巡回をして、徴収に回っております。

○25番（小園義行君） これ、市長、今ですよ、1週間ですよ。本当にこの769世帯、自分の手の中に入れるって、これは難しいことかもしれない。これをやらないとですよ、本当にこの2億8,000万円からの滞納がある。公平性からしたとき、いろいろあるじゃないですか。その実態調査をしないと、先ほど冒頭に言ったようなことになりかねないものですから心配をするわけですよ。悪質などというふうに見られちゃうと困るじゃないですか。だから、実態調査をすると、悪質であるか、そうでないかというのは分かりますよね。そのことを踏まえて、きちんとして、税の徴収が行われる。もし、それが調査して、どうしても駄目なんだねというところは、制度、いわゆる減免なり、免除なり、そして生活保護に導く、こういうのをつないで、分母を減らしていくということにしていけないと、この志布志市の国保会計はパンクしますよ。もう来年度の予算を作っていかなきゃいけない時期にきてるわけじゃないですか。ぜひ、そのことをですね、考えていただいて、このことに本当に真剣に取り組んでほしいと、そういう思いがするものですから。人を増やせないんだっただけですね、やっぱり管理職の人たちの力も借りて、全庁一緒になってこれはやらんといかんじゃないですか。税務課のこのことについての本当認識をですね、これ、課長は言えないでしょう、人をくださいとは言えるかもしれないけど。やるかやらないかは、あなたが本当にこのことについて、きちんと認識しているかどうかですよ。

それで、そのことについて答弁を求めますけど、これね、9月7日の全国商工新聞です。いいですか。これ、石巻民主商工会で、その会員さんですよ。ここがね、市と交渉して、延滞金の全額免除も検討と。こういったことをね、本当に全国で自治体、頑張ってるんですよ。これ、だてにやってるんじゃないですよ。これは、営業して一生懸命頑張ったけど、病気になってこうだ、もう所得がたんと落ちたと、だからぜひ考えてということで、いわゆる納税の猶予、換価の猶予で、こういう地方税法に基づいてやっていく中で、市の方も努力をしてきちんとやってくれてる。こういう姿勢が必要でしょう。だから、そういうふうな制度に結び付けていくというためには、調査をしっかりと、悪質であるのか、そうでないのかというのをちゃんとするために、1年前に皆さんが提案されたんでしょう、これ。ぜひね、そのことを真剣に受け止めてほしいと思うから、僕は言ってるんですけ

ど、その税務課への人の配置、そういうことをよく検討していくという考えがありますか。それとあわせて、この管理職の皆さん方も、この国保税、おいげえは関係ねじ、もう税務課だけしちよけばよかとやがて、そういう感覚じゃないと僕は思うんですけど、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども税務の滞納徴収の関係の職員を1名増やしたということでございます。そしてまた、嘱託の職員についても増やしてきているということで、私どもは滞納徴収につきましては、本当に危機的な状況であると。昨年も92%というものをようやくクリアできたということを知りまして、ほっとして、じゃあ来年度はどうなんだということを、すぐその時点から心配してきたところでございます。そのようなことで、そのことがクリアできるように、現在の滞納状況はどうかということについては、その都度その都度、担当の課長に報告を受け、そして今後どうすべきかということについては、いつも協議を重ねてきているところでございます。

ただいま農政課長、耕地林務水産課長の方でありましたように、管理職につきましても、今後とも全面的な徴収の協力をお願いしながら、昨年同様の徴収率を上げていきたいというふうに考えます。

○25番（小園義行君） 税務課の職員のそういう関係もきちんとやられるというふうに理解をして、次にいきます。これぜひですね、本当に決算の状況、まだ私なんかは見てないわけですけど、それが出されたときに、どういうことになるのかなど。当然、市長もここで心配されてますよね、残りの10なんぼをですね。ぜひですね、そういう形で対応していただきたい、そういうふうに思います。

次に、高齢者福祉ということで、敬老祝金について、少し市長にお伺いします。

この敬老祝金、条例がですね、第1条は、「この条例は、社会福祉事業の一環として社会の進展に寄与した者の功労を讃えるため、高齢者に対し、敬老祝金を支給することを目的とする。」と。敬老祝金は予算の範囲内で支給するというので、21年度、1,005万9,000円ですね、これ、これは変わってないわけですが。そこで、対象者が実際はその節目支給ということになってまして、1,602人ということなんです、当初予算の段階ですね。これは9月段階でも、まあそれはいいですけど。ここで、本市の75歳以上の人数がですね、9月1日現在で5,587名おられるわけですね。私は、この冒頭に市長の総括の中でどうだったかという、この敬老祝金、これが節目が変わってきた、これはマイナス要因だったろうと。やっぱりお年寄りを敵に回すと、選挙勝てませんよね。そういった意味です、僕は、今ある予算の中で、それぞれが3,000円から1万円とか、最高は5万円とかいろいろあるわけですが、これ一律ね、仮に今1,005万9,000円を単純に割ると1,800円ですよ。これを少し増やしてね、1人3,000円、これ全部したときに、5,587名の方にすべてに行き渡って、この条例の目的に僕はぴったし合うと思うんですよ。この600万円ぐらいのお金は、何とでもできるんじゃないですか。そして、私は本当に高齢者の方々に、敬老の日になったらきちんと、そして市からなにかのそういう祝い金をいただく。同じもらった人、もらわない人で、これがまた21日、敬老の日ですよ、それを聞かないといかんわけですね。もし、これを年齢によって金額を変えるんじゃなくて、一緒の3,000円なら3,000円にしたら、僕が計算してみると1,676万1,000円あれば済むんです。約670万円ですよ。増やすと、すべての75歳以上の高齢者の所に行く。この方が僕はこの条例の目的に合うと思うんですが、仮に今の本予算

の中でも1,800円、これでも僕はいいじゃないですかと。思いは、市から頂いたという思いは一緒だと思います。そこの住民の目線に立った行政という、しかも市長がそのことでちゃんとやるということであれば、その方がよっぽど僕はいいのではないかなあと。5万円頂く人もいるでしょう。でも、有り難みは2,000円だろうが、3,000円だろうが、5万円だろうが、僕は一緒だと思うんですよ。そこについてはいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、75歳以上の方すべてということになれば、5,587人ということでございまして、その方すべてに等しくというようなお話でございます。現在の段階では、県内の18の市におきまして、75歳以上すべてに支給している町はないと。そして、奄美市が80歳以上全員に支給しているというようなところであるようでございます。

現在、市では、節目の方にこうしたお祝い金という形で支給しているところでございますが、それぞれの節目の中で、その長寿に対しましてお祝いがあるということで、市でもあわせてお祝いを申し上げようというような形で、節目支給にさせていただいているというふうに考えているところでございます。

確かに、高齢の方々すべてにというような形ですというようなやり方もあろうかというふうに考えますが、私どもとしましては、節目節目でそのお祝いをした方が、私どもの敬老の方々に対する尊敬の、そしてまたねぎらいの気持ちが表せるというふうに考えるところでございます。

○25番（小園義行君） 市長はそういう考えですか。これも僕は基本的には、そういう年齢はいろいろでしょう。全員に支給する、節目というか、75歳以上とかですね、ここはそれぞれでしょう。市長は節目だと。このことも少し、あと5か月したら答えが出ますよ。年寄りの方々ね、やっぱり隣はもらって、私はもらえないで、このことも、あと5年じゃあ生きるかといったら、生きないかもしれないじゃないですか。そういうことを考えたときに、予算がそんなに伴うわけじゃないですよ。今の予算でも結構なわけじゃないですか。1,000万円をね、これでやったとしても可能だと。このことについては、少しあなたの考えと私は、ちょっと相いれない部分があります。ぜひ、このことについては、今後ね、引き継いでやりたいと思います。

時間が少しあれですけど、次に保育所の民間移管ということで、法的責任の在り方についてということで、少しお願いをしてみたいと思います。

これ、議案上程の時も岩根議員の方から、民間移管の時に、全会一致で否決した時の反対討論について少しお聞きをされて、答弁があったんですが、もう一回、再度お聞かせください。

どうしてこの民間移管をこんなに急いでやらなきゃならないのか、あなたの考え方を少し教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

どうして急いでやるかというようなことのお話ですが、私自身としましては、急いでやっているということではないというふうに認識しております。このことにつきましては私自身が市長になってからすぐ着手している内容でして、そのことにつきましては、十分説明を重ねながら、そして理解をい

ただきながら進めてきている内容ということでございますので、決して急いでやっているということではございません。

○25番（小園義行君） 民間移管をしなければなぜいけないのかと、そのことを聞いているんです。

○市長（本田修一君） 民間移管につきましては、私どもは合併いたしまして、市の振興計画や、そしてまた行財政改革、そしてまたその中で定員適正化計画というような考えの中で行政運営をしているところでございます。そのような中で、効率的・効果的な業務を遂行するという中で、民間でできるものは民間でというようなことを基本的に考えまして、民間委託を推進することで、その委託の推進の中で、行政が行うべき事務範囲の見直しを改めて行うというような流れの中で来ているということでございます。

○25番（小園義行君） 相変わらず、これまでと同じあれですね。じゃあ少し、1点だけ、この今の答弁の中で。財政改革ということですが、じゃあ今回、城南、蓬原、有明、3園を公立でいった場合と民間でいった場合、どれだけ差があるのか、少し示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

前回、そのような御質疑がございまして、担当の方でもお答えしたところでございますが、多分、その時には200万円ほどというようなふうにお答えしたかと思えます。その削減の額につきましては、その程度ということになるかというふうに思いますが、この内容につきましては、新市になる前から民間移管というような方向を保育所については取られてきていたということで、新たな職員の補充はしないというような形で運営がされてきたところでございます。

そのような中で、現在の各保育園におきましては、所長ないしは保育士におきまして、極めて職員が限定されているというような状況でございますので、現時点でそのような形の削減幅ということにつきましては、今申しましたような額になるというようなことでございます。

○25番（小園義行君） じゃあさあ、市長、この財政改革の一環というような答弁もあったんですけど、ほとんどそういう意味じゃ、財政改革で、そういうことにならないですよ。これは国が一般財源化しちゃったからこういうことになってるわけですけど、これほとんどこれは理由にならないと、僕はもうそう思いますね。

そこで、じゃあ市長の考える、その保育に対しての公的責任の在り方はどういうふうに思われますか。

○市長（本田修一君） 公的責任ということについての御質問でございますが、児童福祉法に、「児童の保育に欠けるところがある場合において、市町村は保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。」というふうにあるところでございます。保育に欠ける子供には保育を受ける権利がある、市町村には保育を実施する義務があるということでございまして、そういう意味で公的責任というものは、行政が保育サービスを必要とする利用者に対しまして、一定の保育サービスを利用できる仕組みを作り、管理していくというようなことだというふうに考えます。

○25番（小園義行君） ということは、市長の今のその答弁を聞くと、公立だろうが、民間だろうが、保育所があればいいという、簡単に言うと、平たく言うとそういうことですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

保育所の運営に際しましては、様々な設置要件等がございますので、また運営要件というものもございませう。それらのものは公立も民間も基本的には同じだというふうに考えております。

○25番（小園義行君） じゃあさあ、児童福祉法の第1条と第2条が求めているもの、それにきちんと合ってますか。公的責任を求めていますよ。そして、48条の3、保育所が果たすべき役割があります。そのことについて、いかがですか。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。



午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開



○議長（谷口松生君） 再開します。

答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

児童福祉法48条の3には、保育所の情報提供等ということで、「保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。」と、そしてまた2があるところでございませう。

公立の保育所におきまして、民間の保育所におきまして、このことにつきましては、なされているというふうに考えます。

○25番（小園義行君） いや、市長の頭の中には、その39条の2、保育に欠ける児童を保育する場所があればよいというふうに、簡単にそう思っておられるわけね。

ところで、今答弁されましたね、48条の3ですね。旧志布志町地域にある保育所のことが、市長の頭の中にこれっぽちでもありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

旧志布志町地域にあります保育所、そして並びに幼稚園につきましても、私は様々な行事等に案内を受けております。そしてまた、要望等があるときには、担当の方を通じて、私の方にも届いてきたりしております。そのような意味合いから、私といたしましても、それぞれの地域にある保育所については、常々注意を払ってきているところでございませう。

○25番（小園義行君） じゃあ、そういうことであれば、ちょっと具体的に聞きますよ。あなたたちが公告されましたね、これ、20年度ね。今年も、21年度やりましたね。この公告の中身について、きちんとそれぞれが頑張ってるというふうに理解を僕たちはするわけですけど、実際に野神保育所、いかがですか。この公告されたとおりになっていますか。

○市長（本田修一君） 野神保育所の運営につきましては、移管直後ということがございますので、担当の方を通じて、そのことの把握については常に努めております。

○25番（小園義行君） これ、委員会でも議論になったんですけど、保育士の方が全員、それまで臨時でおられた人たち、アウトになってると。お辞めになったということですよ。このことについて、本当に民間移管をする際に、こうしてくださいよということをお願いをしておられたわけですけど、賃金にしてもそうですよ。それまでの保育内容についてもそうです。いろんなことがあったにもかかわらず、お辞めになってるとか、その現実をどういうふうに受け止めるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身としましては、新たに委託を受けられました法人につきまして、当時勤められておりました保育士の方を原則雇用していただくようお願いしてきたところでございます。そして、その中で面接等が行われ、結果的にどなたも新たな民間の保育園の保育士として勤務はできないと、しないというような結果をいただきまして、すぐさまその内容等について調査をさせ、そしてまた改めてその雇用についてお願いをし、そしてまた面接をしていただいたところでございます。

○25番（小園義行君） 公的責任を果たすと言いながらね、実際はもう民間移管しちゃったら、ほとんどそこに対しては責任を持ってないわけでしょう、正直なところ。児童福祉法が求めているのは、きちっと自治体にそういう公的責任があるよということを認めてるんです。

そこで、じゃあ具体的にちょっともう少し聞かせてね。この保育内容というのがあります。保育内容等に関して、行政指導に従うことということで、ありますね。保育指針、国が出してるんですけど、これにもいろいろ問題はあろうと思うけれども、一応志布志市はこういう保育方針で臨みますよというのはあるんですか。

○市長（本田修一君） 保育の指針につきましては、それぞれの園につきまして独自のものがあるわけですが、その前提としまして、市においても保育の指針をとらえて、運営をお願いしているところでございます。

○25番（小園義行君） 具体的に志布志市の保育の在り方はどうあるべきかと、どういうふうに、どんなものになってるんですか。

[何事か言う者あり]

○福祉課長（津曲兼隆君） 方針としましては、保育方針にのっとり、子供が健康、安全で、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、健全な心身の発達を図ることということを前提としまして、各保育所それぞれ保育方針を持っております。

○25番（小園義行君） 各保育所はそれでしょう。だけど、ここに保育内容等に関して、行政指導に従うことということですね。今、私の所にも電話が来ます。テレビである志布志市の保育所のものが流れました。市長もちょっと出てますね、映像として。ああ、志布志市はああいう保育方針に基づいてやってるんだということで、いろいろでしょう、賛成、反対。いろいろだと思います。志布志市のこの保育の在り方というのを、公立と、民間移管しますね、ここが僕はばらばらで、果たしていいのかなあと。

こういうふうに保育内容等に関して、行政指導に従うことということがある以上は、志布志市がこういう保育をしてちょうだいということで、当然民間移管の際も、そういうことをされるわけですね。

テレビ等でぼんと流れると、ああ、志布志市の保育はああいうことをやってるのかで、つい勢いですよ、思われる場合もあるでしょう、見る側は勝手ですからね。そういったときに、それぞれ保育の専門の方々が携わっておられるわけで、国が示している保育指針、そして本市が求めている保育の共通の在り方はこうですよということに対して、それぞれと問題はないんですねということで、これまでもやってきました。それは、保育所、そういう協議会を立ち上げてますので、そこの中できちんとしていただけてますというのが、これまでの答弁ですよ。ああいう映像が流れて、少しびっくりされたり、よかという人もいろいろでしょう。

私は、小さい時から、長男が障害がありました。そのことで、ずっと発育、発達というのを、今31歳ですけど、見てますけど、やっぱりですね、小さいころというのは、生活の基本、いわゆる保育の基本というのは、生活と遊びですよ。ここから少し親がかかわって、いろんなことがやれていくという、その中で彼らが発育、発達をして、一人前の人間としていく、その大事な時期を過ごすのが、僕は保育の基本的な在り方だろうと思うんですね。志布志市の保育指針はそういうふうになってるんですかね。

僕は、少しテレビを見て、違和感を感じたいろんな人たちから、来たり、賛成の人もいますよ、ああよかということも。そういうきちんとしたものがないと、僕はこの民間移管にあたって、少し、行政指導に従うことということがある以上、志布志市がしっかりした基本がないと、僕はばらばらになってしまうのではないかという思いがするんですけど、そこについては後で答弁してください。

そして、教育長にちょっとお伺いします。障害を持ちながら、家庭でし、そして保育所にし、幼稚園もありますね。そして、学校に僕はつないでいくというのがすごく大事なことで、そのことが非常に問題になるといかんわけですよ。だから、ああいうものが映像で流れたんですけど、保育所の在り方として、これは難しい答弁かもしれないけど、通告してないけど、教育長として、学校現場を預かる側としては、受け皿の学校現場の長としていかがですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

就学前の教育として、保育所と幼稚園、これは所管は違いますけれども、目標は同じ目標を持っているのではないかと、こういうふうに理解をしているところでございます。いずれにいたしましても、それぞれの目標を達成するにふさわしい、バランスの取れた内容を計画をし、発達に即した成長を促すことが大切ではないかと、そのように考えております。そのため、公の保育は、その視点から吟味され、進められるべきものではないかなと、かように考えております。まともありませんが、そういうふうに考えております。

○福祉課長（津曲兼隆君） ちょっと先ほどの答弁の時に説明が不足していたと思います。保育内容のところ、保育内容等に関して、行政指導に従うこと、このことにつきましては、もし民間移管をされた場合、保護者の方々のこれまでのそこの保育での保育内容の継続性というのが失われることについての不安というものがありましたので、その継続性をしばらくは保っていただきたい、そういう面での行政指導で、もし違った場合は行政の方に苦情、相談等がまいりますので、そのときには保護者との間に入って、保育の在り方についてはこれまでどおりの保育方針にのっとった形でやってくだ

さいと、そういう意味での行政指導に従うことということで、ここでは内容として考えていたところ
でございました。

なお、市の保育方針ということでございますけれども、前提としては、国が示している保育の指針
に基づいて市としても考えているところであります。

○25番（小園義行君） これ、市長、財政改革の視点とか、いろんなのがあっても、児童福祉法
のくくりの中でしか、これ議論できないわけですよ、正直な話。ぜひ、このことは、我が市の将来
を担う子供たちが本当に大事にされて、そして小学校に入り、中学校、それから社会へという、この
一番最初のところですのでね、公的責任を、ただ保育所が公立だろうが、民営だろうが、あればいい
というような、そういった軽い気持ちで僕は論じてほしくない。やっぱり公的責任として、これきち
んとやっぱりやっていくという姿勢が必要じゃないですか。そのことをもう一回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公的責任ということで、ただ施設を造って、そこでだれが運営してもいいというような形ではない
ということについては、ただいま議論があったようなことで、当然、保育の指針というものをきちっ
と守った上で保育しなきゃならないということは、当然かというふうに思います。私どもは今回また、
3園の民間移管ということで、皆さん方に御審議をしていただくということになっておるところで
ございますが、そのことにつきましても、保護者の方々にとりまして、不安感がないような形で民間移
管が進められるにはどうあるべきかということ、保護者の方々にも十分御説明を申し上げて進めて
きているところでございます。当然、先ほど課長が言いましたように、その中でいろんな課題等が、
問題等があれば、私どもとしまして、経営者と、そしてまた保護者と、私どもと三者で、そのこと
については協議をし、そして私どもは指導できる立場にあるということでございますので、そのよう
な形をきっちりとしていきながら、保育所の移管についても進めていきたいというふうに考えます。

○議長（谷口松生君） 最後になると思いますので、まとめてください。

○25番（小園義行君） あと、時間がありませんが、この残された任期ですね、約5か月ですけれど
も、本当に、市長が今総括されましたいろんなことを含めて、残り、全力を挙げて、住民の目線に立
った行政、そういうことを踏まえて取り組んでいただきたいと思います。2期目に挑戦をするという
ことでありましたので、そういうことを踏まえて、だれが主人公か、住民の皆さんが主人公です。そ
ういった立場をしっかりと踏まえて挑戦をされることを心から願っております。

終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

○
午前11時56分 休憩

午後1時09分 再開

○
○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

傍聴者の皆さんに申し上げます。脱帽することになっておりますので、帽子をお取りください。

[傍聴席で何事か言う者あり]

○議長（谷口松生君） 何回も申し上げますが、傍聴中は静かにお願いをいたします。

[傍聴席で何事か言う者あり]

○議長（谷口松生君） 会議が再開をされておりますので、静かにお願いをいたします。

[傍聴席で何事か言う者あり]

○議長（谷口松生君） 17番、21番、着席です。

22番、離席中でございます。

次に、30番、福重彰史君の一般質問を許可いたします。

○30番（福重彰史君） 午後から一番ということで、昼飯ものを通らず、より緊張いたしておるところでございます。早く終わらせて、また食事にしたいというふうに思っておりますので、ひとつ前向きな答弁をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

早いもので、市長をはじめ私ども議員の任期も実質残り4か月余りというふうになっております。それぞれがまとめに向けてラストスパートであろうかというふうに思っておるところでございます。市長は6月の定例議会におきまして、来期への出馬に向けての意欲を示されまして、事実上の出馬表明をされたというふうに思っておるところでございます。これから、残り任期の中でできるもの、またまた市民の信託、信任を得られれば、来期からの中で取り組むべきものもあろうかというふうに思います。

そこで、出馬を表明されておりますので、その前提でもって、通告をいたしておりますとおり、一問ずつ質問をいたしたいというふうに思います。

まず、市政の運営についてでございます。

8月30日に投開票の総選挙、いわゆる衆議院議員の選挙が執行されまして、その結果は御案内のとおり、民主党が単独過半数を獲得いたしまして、大勝利を収め、一方、政権与党でございました自民党は大惨敗を喫したところでございます。それを受けまして、16日に民主党を中心とした連立政権が発足する見込みでございますが、いよいよ新政権が掲げるマニフェストの実現に向けまして、政治が動き始めるところでございます。官僚主導から政治主導への政治の転換が図られるかというふうに思います。

そこで、この総選挙の結果をどのようなとらえているのか、また今後の市政の中にどのように取り込まれていかれるのかお伺いをいたしたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） 福重議員の質問にお答えいたします。

総選挙の結果について、どのようにとらえ、今後どのように取り組むかということでございますが、お答えいたします。

第45回総選挙の結果について、改選全議員獲得数で第2党であった民主党が衆議院定数480議席のうち308議席を獲得し、第1党であった自民党が結党以来、初めて衆議院第1党の座から転落するという歴史的な選挙であったと認識しております。

また、民主党は、結党以来11年目にして政権交代を実現し、次期国会で民主党が中心の新政権が発足する見通しであります。非自民政権が発足すれば、1993年第40回総選挙の結果に基づき成立した細川内閣以来となるものであります。

総選挙後、連日トップニュースで政治の動向が新聞、テレビで報道されておりますが、平成21年度補正予算の一部執行が凍結される見通しであります。また、8月末に各府省が財務省に提出した平成22年度の予算概算要求についても大幅に見直す方針であり、新政権の方針が示された時点から予算編成作業が始まるようであります。

このような各方面からの情報による状況を考えたときに、現在、景気の回復過程にある危機的経済状態の国内経済に与える影響があるのか、またそのことが身近に市民生活にどのような変化をもたらしていくのか、様々なことが思慮されるところでございます。

志布志市は、合併から3年半が過ぎまして、多くの市民の方々の貴重な御意見をいただき、さらには議会においても、慎重な審議を経たところの市の振興計画が策定されているところでございます。基本理念に志のあふれるまちを掲げ、まちの将来像として、やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまちの実現に向けて、七つの基本目標を定め、様々な事業を展開してまいりました。そして、合併後3年が経過した今、地域の一体感が感じられるようになり、まちの将来像に向けて、行政、議会、市民が一体となって取り組んできているというふう実感しているところでございます。

今後の市政におきましても、国の状況が大きく変わろうとしておりますが、市政を預かる者として、第1に市民の安心・安全な生活確保のために、市の振興計画に基づき、個別目標として取り組む事業を一生懸命に努力し、遂行していくべきものというふう考えております。

○30番（福重彰史君） 今回、いわゆる民主党政権が発足するわけでございますけれども、しかし革命が起こったということではございませんので、私はそう思ってるわけで、そういうことですから、民主党政権が発足しても、国民生活が混乱するような、そのような政治はなされないであろうというふう思っているところでございます。

しかしながら、大きな方向転換でございますので、そういうことを考えましたときに、現段階で政治がどのような方向に進んでいくのか、政策がどのようになされていくのか、皆目見当はつかないところでございます。先ほど、25番議員の中でもございましたけれども、それに対しまして市長の方から答弁がございましたけれども、しかしそういう中にありましても、情報の収集をしっかりと行いながら、対応を考えていくという態勢は今から準備しておかなきゃならないのではないかなというふう思うところでございます。

私は、このような通告はいたしましたけれども、中身といたしましては、私は今回のこの選挙の結果というのが大事であろうというふう思っているところでございます。それは、国民がなぜこのような民意を示したかということございまして、それに対して市長がどのような考え方をお持ちであるか、いわゆる政権与党が大敗した、その敗因ですね。国民がなぜこのような民意を示したのかということについて、どのようにお考えであるかお伺いいたしたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

正直申しまして、私どもは、今まで市政運営のために自民党の先生方をお頼りしまして、様々な事業遂行のために要望等を申し上げてきたところでもございました。そのような中で、今回の選挙に關しまして、事前に予測がされておりました、自民党政権が100を割るかもしれないという予測もあったりしたところでした。ある週刊誌ではゼロというような予想もありまして、まさかそこまではいくまいというふうには感じていたところでもございますが、結果的には民主党が308、自民党は119というような、すさまじいまでの結果が出たということにつきましては、本当にびっくりしているところでもございます。振り返ってみますと、その予兆はあったのかなあというようなふうに感じていたところでもございます。民主党の政権が誕生するかもしれないという期待感が徐々に徐々に高まってきた結果、このような大幅な結果になった、議席の配分の結果になったということではなかろうかなあというふうに感じております。それはとりもなおさず、自民党政権に対して、国民がノーというような形を突き付けたということでもございますので、その結果につきましては、私どもも真しに受け止め、ただいま議員がおっしゃいましたように、革命ではないわけでもございますので、民主党も国民の生活を立て直す、国民主権の政治を行うんだというようなことを掲げておりますので、必ずやそういった形の政策が今後とられていくものというふうには、私自身は考えているところでもございます。

○30番（福重彰史君） 私はですね、やはり今回の敗因というのは、この自民党が長い間ですね、国民の上にあぐらをかいていたということ、またそういう中で、やはりおごりもあったんじゃないか。あるいはまた、小泉構造改革ですね、これによって地域間格差や貧富の格差が広がったということ、また勝ち組や負け組をつくるなど、この格差社会をつくって、国民生活を守るどころか、崩壊させたということが、この国民の怒りと大きなおきゅうを据えたという結果になったんじゃないかなあというふうに思っておるところでもございます。

まさに、国民との感覚のずれ、いわゆる国民生活が今どこのようになっているのか、あるいは国民が何を考え、何を求めているのか、そのことが国民生活からかい離していたというふうには、私はそういうふうに見ているところでもございます。そのほかにもいろんな要因があろうかというふうには思いますけれども、市長の中からはそういうこと等はちょっと出ませんでしたけれども、その敗因について、もうちょっとどのように分析されているかお聞かせをいただきたいというふうには思います。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

—————○—————
午後 1 時 23 分 休憩
午後 1 時 23 分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 再開します。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

再度というようなことでもございますが、今議員お話のように、様々なひずみというものが出てきた上での結果ということにもなるかというふうには考えているところでもございます。

私どもは、戦後六十数年、もう七十年近くになるわけでもございますが、自民党の政治主導の下で、

国家をこのような形に、世界で先進的な地位まで押し上げて、国民ともども国づくりに寄与してきたというような中で、小泉改革があり、その結果、地方にとって非常に厳しい状況が生じてきたと。そういう流れの中で、私どもは合併というものを迎えなきゃならなかったのではなかろうかというふうに考えているところでございます。そういう意味合いからすれば、地域、地方にとっては非常に厳しい状況があった上で、そのことがまた自民党政権に対しまして、いろんな形で票として結果に出てきたというようなものはなるのかなというふうには率直に考えているところでございます。

○30番（福重彰史君） 私はですね、まさに国民の目線からですね、この自民党の政治というものが離れていたんじゃないか、ここ数年の間にですね。やはりそのことが、国民が気づいて、そして、ここで政権を変えなきゃいけない、大きなおきゅうを据えなきゃいけないという形になったというふうに思っておるところでございます。そのような分析をいたしておるところでございます。そのことはですね、先ほど25番議員の中からもございましたけれども、市長はかねがね、市民の目線に立った、市民のための市政を行っていくんだということをよく言われるわけでございますけれども、この市民の目線というものは、その高さに立つか、あるいはまたそれよりも下から見るとということによって初めて見えるのではないかなというふうには私は思っております。私ども日々の活動も、そのような考えの中から私は行っておるところでございます。真にこの市民の目線に立ったですね、行政運営というものが、まさに求められている。今回の衆議院選挙というものは、ひと事ではないんだというふうには私は見ておるところでございます。

市長といたしまして、その真に市民の目線に立った行政運営というものを、今後どのような形で展開されていくのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は、もともと民間出身ということでございます。そしてまた、民間の中でも特に、地域活動をしてこういった立場になったというふうには考えているところでございます。となれば、当然、私自身はそのような観点から、今でも市民の皆さん方と同じような気持ちで、様々な事業についても、そして企画についても、一緒に取り組みをさせていただきながら、御意見を賜りながらやってきているつもりでございます。とはいえ、今は市長という立場でございますので、そのような立場から、全体を見回しながら市政運営というものをしなきゃならないということであるわけでございますが、基本的には私自身がよって立つ、出身するところの市民的な感覚で今後も市政運営に取り組んでいきたい。そして、いつもいつも市民の方々の御意見を賜る場を求めていきたい。市長になりまして、市長と語る会というものを定期的に続けてきているところでございます。そのような場も今後も続けていきながら、また別の場でもそういった機会を密に設けながら、市民に開いた、そして市民の目線で、市民のためにできる行政というものを今後も心掛けてやっていきたいと考えます。

○30番（福重彰史君） 市民が、安全で安心して暮らせる、そしてまた豊かに暮らせる、そのようなまちをつくるためには、真に市民がどういうことを考えているのかという、そういう本当に市民の目線というものを常に注視しながら進めていくということが非常に大事なことでございますので、どうか今後ともそのようなことに最大限の留意をされながら取り組んでいただきたいというふうに要請を

いたしておきたいというふうに思います。

次に入らせていただきます。

害虫対策についてでございます。

これは先日、同僚議員からもございましたけれども、いぬまき、分かりやすく言えば「ひとつば」ですけれども、これがキオビエダシャクの発生によりまして、大変な状況になっております。地域によりましては、かなり枯死に至っているものも多数見られるようでございます。深刻な状況になりつつあるというふうに言ってもいいんじゃないかなというふうに思っております。この防除・駆除について、どのような対策をとられているのかということでございますけれども、先般の市長の答弁によりますと、広報や、あるいは行政無線、有線放送、あるいはそのようなものを使いながら、市民に周知をさせているというようなことございまして、今後この発生を抑えるためには、一斉防除を行うことを考えているというようなことございました。私もそれぞれが、個々がそれぞれの立場で駆除をやっている、防除をやっている、なかなかこれは止められるものじゃないと。いわゆる、答弁の中にもございました一斉防除というのが一番効果的であるのかなというふうに思っておるところでございます。

そこで、一つ市長に伺いたいのは、このいぬまき、「ひとつば」ですけれども、これに対してどういうふうな認識を持っているのかなということちょっと伺ってみたいというふうに思います。

この「ひとつば」は、庭木や生け垣等に一般的に広く植栽をされておりますけれども、古くから、この庭木、生け垣に使われていることから、古木や大木も多く見られるところがございます。まさに歴史の生き証人であると思っておるところでございます。これらがいわゆる被害に遭って、枯死していくということは、歴史を物語るものが消滅するということでございまして、これは所有者あるいは関係者にとっても、また我々行政に携わる市にとっても、大変な損失となると私は思っておるところでございます。

したがって、私どもには、それらをしっかりと保護し、将来へ継承していく責任もあるかというふうに思っているところがございます。単に「ひとつば」がこういうふうにして被害に遭っているということではなくて、そのようなことも私は自分なりに考えておるところでございますが、市長はこのことについて、どのようにお考えかお伺いをいたしたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この「ひとつば」につきましては、南国鹿児島では特に生け垣等に多用されておりました、見事な生け垣を景観として呈しているお宅があると。本当に有り難いな、美しいなというふうに常々感じているところがございます。ほかの地域に行きますと、あまりこの「ひとつば」で生け垣をしている所はあまり見掛けないということになると、やはりこの南国鹿児島の景観なのかなと、特有な景観なのかなというふうに思っているところがございます。庭木につきましては、それなりにせん定されまして、各地で見られるところがございますが、「ひとつば」の生け垣については、そのようなふう感じていたところがございます。

また、折々新築されたお宅等に行きますと、「ひとつば」の立派な木が床の木として用いられている

と、自慢げに用いられているということにつきましては、本当にそういう意味で、この地域では愛されている木でもあるんだなあというふうに感じてきたところでございます。

そのようなものが、今、キオビエダシャクによりまして害を受けつつあるということについては、本当に深刻な状況だなあというふうに思うところでございます。そのような意味合いから、ぜひともこのことにつきましては、地域全体でこの防除について取り組み、地域の景観を保っていただくような取り組みをしていただくよう、市としましては推進をしていきたいというふうに考えるところでございます。

○30番（福重彰史君） 私はもうちょっとですね、この「ひとつば」というのがですね、いわゆる古くから存在しているものであって、そして神社仏閣や、あるいは旧家、志布志でいえば、志布志の武家屋敷、そういう所とかですね、いろんな所で植栽されて存在しているわけでございますけれども、例えば、有明でいえば、茗ヶ谷公民館のいぬまきですね、「ひとつば」。松山にも大きいのがございます。もう大変大きな茗ヶ谷のこの「ひとつば」なんかは、ものすごく大きくて、有明町の天然記念物で納めてるのはもうもったいないぐらいの木だと思ってるんですけども。そのように本当に古い時代からあって、そして先ほど言いましたように、歴史の生き証人であって、歴史を物語るものであるというような木であるというふうに私は見ておるところでございます。それぐらい大事なものであろうというふうに見ておるところでございます。市長はそのような考えではとらえていないのかということ伺いたかったというふうに思っているところでございます。そのことにつきまして、再度、答弁をいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） 茗ヶ谷のいぬまきにつきましては承知しております。樹勢が少し衰えまして、市の方で教育委員会を通じまして樹木医等に診ていただきまして、樹勢の回復に努めさせていただいているところでございます。

そのようなことで、地域には、いわゆる誇りとするいぬまき、「ひとつば」というものがあるかというふうに思います。景観として本当に、先ほども言いましたように、垣根に、各地で、各家で本当にすばらしい景観を保っていただいているということは、皆さん本当に「ひとつば」については、親しんでいらっしゃるんだなあ、大事にされているんだなあというふうに思っているところでございます。それは、やはりこの地の一つの特有の景観であり、また誇りとなっているものであるというふうには思っております。

○30番（福重彰史君） そのようないぬまきでございます。しかしですね、市民にはまだまだ、いぬまきという名称ではなかなか理解されていない市民も相当いらっしゃるようでございます。むしろ「ひとつば」、「ひとつば」の方が認識があるようでございます。そのような樹木でございます。広報紙の中でも2月、4月、7月というふうに、これに対する駆除等の呼び掛けも行われておるようでございますけれども、その中でもなかなかそのような「ひとつば」というような表現も出てきてないようでございます。一般的に市民が分かるようなですね、表現というのも、やはりいぬまき、そして「ひとつば」というようなですね、そういうこと等もやはり入れるべきじゃないかなあというふうに思っておるところでございます。

また、私の感覚から言わせていただければ、先ほど言いましたように、歴史の生き証人でございます。本当にこれを今大事にしていかないことには、枯れてからはこれはもう生き返るものじゃございません。そういう中で、この広報紙、ちょっと見てみましたが、この7月号ではよっぽどよく見ないともう分からないような、この紙面の取り方でございます。これはもう、これを隅から隅まで見る人じゃないと本当に分かりません。4月号じゃ、若干大きく載っています、半分ぐらい使っています。2月号を見てみましたが、2月号も紙面の3分の1ぐらい使っておりますかね。なかなかそういうこと等では、隅々まで見ないと分からないというようなこともございます。市民に周知をさせるためにはですね、曾於の市報なんかを見てみますとですね、一面全部使っていますよ。そしてまた、できるだけ前の方で使っています。やはりそれぐらいですね、気を配った、市民に本当にそういう周知を徹底させるのであれば、やはりそれぐらいの考え方を持った紙面の取り方というものをしていかなきゃいけないだろうと。そしてまた、行政無線、有線放送でも3回ほどされておるようでございますけれども、やはり市としても、これはしっかりと守っていかなきゃいけない樹木であるんだという考え方があるのであればですね、広報紙でも毎月でも出すぐらい、あるいは有線でも行政無線でもしよっちゅうですね、やっぱり放送するぐらいのですね、そういう徹底さが欲しいなど。そうじゃないと、今のままではなかなか簡単に駆除はできないだろうというふうに思うところでございます。

一斉防除へ向けて取り組むということでございますけれども、この一斉防除も、口では私も簡単に言えますけれども、なかなか難しいものもございます。そしてまた、年に四、五回発生するというようなものでもございますので、やはりその適期をしっかりと見極めながら駆除していかないと、一斉防除を1回したから、それですべて、いわゆる根絶できるんだというものでもないというふうに思います。そのあたりもしっかりと対応というものを考えながら、これは何も市に助成をしてくださいよという、そういうことでもございません。市民にしっかりとした周知をしながら、防除を徹底させると。これは個人の財産であり、あるいは団体の財産でもあるかもしれないけれども、市の財産でもあるんだというようなですね、そのような考え方を持って取り組んでいただきたいというふうに思います。そのことについて答弁をいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

一斉防除というような形で、今後、市としては市民の皆さん方とともに防除に取り組みたいということでございます。今お話がありましたように、年4回ふ化するというようなことでございますので、適期というものがあろうかというふうに思います。そのことを十分調査しまして、なるべく少ない回数で最大の効果が上がるような方法というのを模索して、市民に広く呼び掛けて一斉にやりたいということでございます。

広報の掲載については、また工夫をさせていただければというふうに思います。

○30番（福重彰史君） 次に入らせていただきます。

続きまして、道路行政についてでございます。

これにつきましても、先般、同僚議員の方からございました。いわゆる県道柿ノ木志布志線、柳橋～弓場ヶ尾間の改良のことでございますけれども、ようやくこの長い長いトンネルから光が見えてき

たのかなというような気がいたしておるところでございます。通行者も大変喜んでおるところでございます。しかし、全面整備にはまだまだ時間がかかりそうに思えてならないところでございます。利用者、通行者にとりましては、一日も早い全面整備が悲願でございます。昨日も答弁の中でもございましたけれども、若干これまでの進ちょく状況と今後の見通しをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨日もお答えしたところでございますが、県道柿ノ木志布志線につきましては、議員も御承知のとおり、合併後におきまして、志布志市の最重要路線としまして、地区の土木協会におきまして、毎年要望をいたしているところでありました。平成19年度まで、鹿児島県が地方特定道路整備事業により改良がなされまして、市の負担金を負担していただきましたが、平成20年度から地方道路交付金事業により、市の負担金がなくなっているところでございます。

20年度におきましては、県議会議員企画建設委員会で現地調査の折には、地元の温かい出迎えをしていただき、当初3,000万円の予算に対しまして1億1,100万円の追加補正が付いたところでございます。地元の皆様には、誠に有り難く感じております。

平成21年度は、5月29日に柳橋までの400mの間の関係地権者に工事説明会を実施し、その後、個別に用地交渉に入っております。現在、用地の取得率は全体の87%でありまして、今年度100%を目指しております。

工事につきましては、全体事業量1,400mのうち、平成20年度まで全体の50%完了しております。平成21年度で36%を実施しまして、残りの14%を平成22年度に実施しまして、完成の予定となっております。

○30番（福重彰史君） 柳橋から、今改良いたしております所まで、ここが400mということになるんですかね。その400mにつきましては、用地取得が87%なされた。そして、今後100%を目指して、事業的には22年度の完成を目指すんだということでしたが、87%ということであれば、あと残りが13%であるわけでございますけれども、この13%につきましては、いわゆる同意の見込みが早い段階でないと、22年度の完成にはつながらないというふうに思うわけでございますけれども、その同意見込みについて、分かっている範囲内でお答えができればというふうに思います。

○建設課長（中迫哲郎君） 今年度、5月29日に残りの400m区間の説明会があったわけですが、その時の感触でいきまして、今の感触でいきますと、ほぼ100%のめどが立つのではなかろうかと考えております。ただし、一番ネックになるのが、今あそこにある記念碑、水神様みたいなのが建っておりますね。その移転について、若干、県の方が苦慮しているというような状況でございます。

○30番（福重彰史君） 大体めどが立っているというような答弁でございましたけれども、非常に有り難いことだというふうに思っております。

もうちょっと突っ込んでお聞かせをいただきたいというふうに思いますけれども、そうすると、柳橋から向かいまして、上り坂を上り終わってから、それから約150mから200mぐらいですかね、も未改良で今のところ残っているわけでございますけれども、ここは今回のこれに含まれているのか。あ

るいは、今の分につきましては、橋から最初の改良されているその部分までなのか、ちょっとそのあたりを具体的にお聞かせをいただきたいと思います。

○建設課長（中迫哲郎君） 議員が御質問になった所は、柳入りロバス停の付近の300m区間かと思いますが、そこにつきましても、今年度の21年度の事業で行うということで聞いております。

○30番（福重彰史君） そうすると、先ほど市長の方から答弁がございましたとおり、いわゆる1工区1,400mですね、それが、いわゆるすべて22年度で完了するというで間違いのないわけですね。再度、これは間違いのないですね。

○建設課長（中迫哲郎君） はい、残り14%の約200mを残して、今年度、柳橋入り口の300mと下柳バス停の200m区間を行うと聞いております。22年度で完了ということで伺っております。

○30番（福重彰史君） そうすると、残りが2工区の1,000mになろうかというふうに思いますけれども、最終的にはこの残りの1,000mまで早期の完成を目指して取り組んでいくという考えでとっておいてもよろしゅうございますかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまのお話は、市道の昭和弓場ヶ尾線への接続になろうかというふうに思います。この部分につきましては、大体800mほど見込まれておりまして、この周辺部は住宅地域でございまして、家屋の影響が多いというようなことでございます。そのようなことでございますが、現在のこの1,400mが間もなく完了いたしますので、引き続いて工事が実施されるよう、県の方には早期完成を目指した形の要望をしていきたいと考えております。

○30番（福重彰史君） 私どもから見た場合には、やはり私の計算でいけば、2,400mと言ったんですかね。今800mということですから、2,200mになるんですかね。2,200mをしっかりと整備していくんだと、そのようなしっかりとした気概を持って県にも要請をしていくんだと、早期完成を目指して要請していくんだということを受け取ってよろしゅうございますか。再度、その決意を。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

1期工事1,400mというのが完成いたしますと、当然、残りの部分についてはどうなるのかと。また、残りの部分の完成があってはじめて、この路線については整備が済んだというようなことの認識になろうかというふうに思います。そのようなことで、私どもは引き続き工事が進められるよう、県の方には強く要望していきたいというふうに考えます。

○30番（福重彰史君） じゃあもう次に入ります。

続きまして、子育て支援についてでございます。

この子育ては、経済的負担が大きく、少子化の一因になっているといわれておるところでございます。子供はよく病気やけがをするものでございます。しかも、突発的なものも多く、予期せぬ医療費や、あるいはそれにかかわる経費もかさむところでございます。市は現在、県が定めております基準を踏まえまして、独自に乳幼児医療費を6歳未満まで無料化をしてきておりますが、これを更に中学生まで引き上げる考えはないかということでございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、市で取り組んでおります乳幼児医療費助成事業は、6歳未満児までということで対象にしているところでございます。この事業を中学校の生徒まで拡充したらどうかというようなことでございますが、市では平成19年4月から、乳幼児医療費助成を6歳未満児ということに取り組んだばかりというようなことでございますが、このことは県におきまして、来年の1月診療分から、補助の対象範囲を就学前まで拡充し、現在、所得制限を設けるかどうかという判断をしているようでございます。そのようなことで、県の動きによりまして、本市も就学前までの対象の拡充を考えていたところでございます。

そのようなことで、中学生まではどうかということになるわけでございますが、試算によりまして、現在の6歳未満児実績で約4,500万円、中学生まで拡充した場合、更に4,300万円ほどの財政負担が必要となるということでございますので、現段階では、次世代育成支援対策行動計画を作成中でもあり、アンケートの結果を踏まえながら、乳幼児医療費助成を含めた子育て支援全般について検討していく必要があるかというふうに考えますが、ただいま申しましたように、県の動きにより、若干このことについては、前向きに取り組むことができる可能性もあるというようなことでございます。

○30番(福重彰史君) 県が来年の1月から就学前まで拡充していくというような考え方であるから、それに合わせるような御答弁でございますけれども、市長ですね、この志布志市は、市長が子育て日本一を目指す、また自認していこうとする、そのような大きな大義を抱えておりますよね。この6歳未満というのは、今、日本でいえばですね、平均的な取り組みでございまして、これに甘んじていてはですね、本当に私、その名に恥ずかしいんじゃないかというふうに思うところでございます。全国目標、モデルになるようなですね、そのような先進的取り組みをしなければならないのじゃないか。

これは市長も御覧になったかと思えますけれども、先般の新聞にも載ってございましたけれども、もうこれを見れば、本当に我が町が日本の中ではいかに遅れているかと。ちょっとこれ、見られてるから分かってるかと思えますけれどもね、これを見たときに、もう全国の自治体の2割が中学校までこのような取り組みをしているわけですよ。全国の2割ですよ。特に、乳幼児から中学生までの助成対象にしてるのが、もう全国では1,798市区町村のうちに355市区町村。乳幼児から中学生までですよ。そして、宮城県のこれは大鹿村というんですかね、長野県のこれは長和町というんですかね、など、この5市町村におきましては、もう高校生まで取り組んでいる。そして、小学校入学前か、あるいは7歳未満という形で取り組んでるのが724市町村ですよ。東京都は、全市区町村が中学生まで、もう既に助成をしている。群馬県は、10月から、全市町村で中学生まで。さいたま市は、政令市で初めて10月から、全額を中学生まで。県内では、鹿児島県は若干遅れておりますけれども、それでも中学生まで助成をしているのは、垂水市が一つはございます。また、この就学前、ここは6歳未満ですから、就学前まで無料化している県内のいわゆる自治体は、薩摩川内市を含めまして、隣の曾於市もそうですよね、四つあります。こういうことを考えたときに、全国の1,798市区町村の中で、1,084市区町村がこの志布志市よりも先行して取り組んでいるわけなんですよ。

これを見たときに、この子育て日本一を目指している志布志市にとりましては、本当に遅れをとってるなあと。それは、当然おっしゃるように、それには財源というものが必要ではございますけれども

も、しかし子育てというものをやはり解決するということは、これは少子化と関係あるわけですよね。少子化対策がしっかりといけば、そのことが子育てにもつながってくるわけなんですよね。そういうことを踏まえたときに、今回、本市では現在は6歳未満というような取り組みであるんですけど、これを中学生まで引き上げると。やはりそれぐらいの考え方で取り組んでいかないと、もう高校まで取り組んでる所があるというのがはっきりとこういうふうにして報道されてるわけですから。

市長は、私も冒頭の中で、来期の市長選へ向けて、その意欲を示して、出馬表明をされて、それを前提に私は質問をいたすということを申し上げたところでございます。何もこれは、今のこの任期の中でできるものでもないし、またすべきことでもないわけでございます。来期へ向けて、子育て日本一を目指していくのであれば、やはりそれぐらいの考え方、気持ちを持って取り組むべきであるというふうに思うわけでございますけれども、お考えをお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもが子育て日本一のまちを目指していこうというような中で、この医療費の助成につきまして、6歳未満にするというふうなふうに決めた時点では、私どものこの鹿児島県では、リードする地であったというふうに思っているところでございます。現段階では、今お話がありましたように、はるかにそれより進んだ形で取り組みをしている自治体が増えてきているということで、見劣りがするというところにつきましては、十分認識しております。

お話がありましたように、財源というものを解決しなきゃならないということでございます。この財源を、それこそ民主党ではございませんが、現在やっている何らかの事業をこちらの方に回しながら取り組むということになろうかというふうに思いますので、そのことについて十分内容が検討できたら、このことについては積極的に取り組んでいきたいというふうには基本的には考えているところでございます。

○30番（福重彰史君） 市長、市長は県内一を目指すというふうに掲げているわけではないわけでございます。日本一を掲げているわけでございます。やはり、その名にふさわしいようなですね、施策の取り組み方というものをですね、私どもは期待をいたしておるところでございます。今、財源等々の話があったんですが、当然、限られた財源でございます。しかし、まだまだしっかりと見直していけば、十分それぐらいの財源というのはねん出できるのではないかなというふうに私は思っております。どうか、来期へ向けまして、取り組むんだという姿勢がないことには、財源というのは出てきません。そういうような方向でしっかりと考えていくという考えであるか、再度、お聞かせをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） 先ほども別の議員から、来期に向けて、例えば退職手当について見直しをするということを掲げなさいというようなことも御指摘があったところでございます。本当にそういった意味で、まだまだ行政の中で無駄とか、見直しが必要な面というのは多々あるんだなあというふうには実感しているところでございます。そういった面から、本当に十分検討させていただきまして、その中に加えさせられることが調いましたら、準備ができましたら、入れていきたいというふうには考えているところでございます。

○30番（福重彰史君） それじゃあ、もう次に入りたいと思います。

次に、中学校の自転車の購入助成についてでございますけれども、この中学校の登下校におきまして、市内の各中学校では、学校との距離間で自転車通学を余儀なくされている生徒が相当おるところでございます。この義務教育の中学校に進学するだけで、もう早速負担の格差が生じているというような状況でございます。ただでさえ、子育てに負担が多くのかかっている状況でございます。そこで、少しでも負担軽減するために、自転車、あるいはヘルメットの購入に対しましての助成は考えられないかお聞かせをいただきたいと思っております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

現在、本市の中学校におきます自転車通学の許可でございますが、まず各学校の校則等によりまして定められておりまして、市内統一の定めではございません。基本的には、各学校2km以上の生徒に対しまして自転車通学を認めているようでございますが、学校によってはですね、2km未満であっても、部活動等の理由によりまして、自転車通学を認めておりまして、学校でやや許可のばらつきがあるようでございます。このために、現在の通学許可の状況の下で、自転車及びヘルメット等の助成を一斉に行うことは、学校間格差が生じるのではないかなど、かように考えております。

いずれにいたしましても、登下校の交通安全防止の面からも、ヘルメット着用は不可欠でありますし、今度は子育て支援の立場から、今議員御指摘のように、今後、卒業生のヘルメット等を活用はできないものか、各学校で検討させますとともに、助成を行っている市町があるようでございますので、その実状を聴取いたしましてですね、財政当局へ報告し、また検討してもらおうとか、そういう方法。そしてまた、生徒個人々の交通モラルの高揚にも努めるよう、各学校を指導してまいりたいと、かように考えております。

○30番（福重彰史君） 各学校によりまして、学校によっては2km未満の所も、部活動をしている所によっては許可をしている所もあるというようなことでございますけれども、私はこの通学距離うんぬんというよりも、いわゆるこの自転車を購入しなきゃならないという事実があるんだということを、まず念頭においていただきたいというふうに思うところでございます。

例えば、私、松山ですから、松山中だけを申しますと、松山中学校の生徒数138名、このうちの91名が自転車通学でございます。もう3分の2が自転車通学ということでございます。このような状況を考えたときにですね、中学校に進学するだけでですね、負担が出てくるんですよ。

私、松山だけを調べてみました。四つの販売店がございます。大体松中の生徒はその四つの販売店で購入いたしております。この自転車の購入の費用は、大体4万5,000円前後でございます、平均です。ヘルメットは3,200円ということでございました。例えばディスカウント店とか、いろんな所に行けば、安い自転車もあるわけでございますけれども、やはり中学校3年間、場合によってはそのまま高校まで引き続いて自転車を使うということもあって、しっかりとしたメーカー品をそれぞれが購入をいたしております。また、そのメーカー品を購入するということで、やはりメーカーというのはだてじゃございません。丈夫でしっかりしているということと、また部品の調達が非常にしやすいというようなこと。ディスカウント店で買った自転車というのは、非常にそういう強度の不足があった

り、あるいは修繕等におきましては、部品の調達がなかなか難しいというようなこと等もあるようでございます。そのように、自転車1台を買うにしてもですね、ヘルメットまで入れると、約5万円程度の負担があるんだということをですね、しっかりと考えてもらいたい。

本当に子育てにはお金がかかります。中学校に進学するだけで、更にこのような負担がかかってくるんだという現実があるということを十分考えていただいて、これに対して何らかの形で。ヘルメットにつきましては、いわゆる卒業生からの払い下げというんですかね、そういう形を考えていきたいというようなこともございましたけれども、ただ単にですね、そういうものだけでですね、解決できるものでもございませんし、またヘルメットの場合はですね、3年間使うとですね、なかなかですね、中も傷んでまいるし、相当なやはり子供たちの日々の汗も染み込んでまいります。そういうこともございます。そういうこと等も十分踏まえた中で、簡単にですね、じゃあ先輩から譲り受けようというふうにはいかない部分もあるわけでございます。

そのようなことですね、いわゆるその自転車購入、あるいはヘルメット、そのような大きな負担があると。それをいかにして軽減していくかという、そのようなですね、考え方はお持ちでないのか、再度伺いたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、市内全体でですね、67%の子供たちが自転車通学をしておるようでございます。私どもの方でも自転車の代金、あるいはヘルメットの代金等につきましては調べてみましたが、御指摘のとおりでございます。そういう金額になっております。松山中学校の数も66%、そういう子供たちが自転車通学をしているという実態でございます。

先ほど、議員の御質問に対しまして、市長の方が子育て日本一を目指しているということを踏まえ、できるだけ今後それも考えてみたいということでございましたので、私どもの方からも、教育委員会として私も当然だと思いますので、そういうことを許す限り支援をいただくように、当局にもまた、教育委員会としてお願いもしてまいりたいと。確かに、手がかからなくなれば金がかかるとよく言われますが、本当に子供たちはそういう状況になっていくわけでございますので、また当局にも十分お願いをしてまいりたいと、このように考えております。

○30番（福重彰史君） 市長、このことは、今教育長の方からもございましたとおり、やはりそこには財源というものが必要になってまいります。しかし、現実的に中学校に入るだけで、これだけの負担が出てくる生徒がいるんだという現実を受け止めて、それに対して、この助成に対する市長の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

確か、中学生につきましては、入学時に市の方から辞典をですね、進呈しているというようなことでございます。それで、総体的にできる範囲内で。

[傍聴席で何事か言う者あり]

○教育長（坪田勝秀君） 小・中学生に対する補助といいますか、どういうことをしているかということについて、参考までに申し上げます。新1年生には防犯ブザーを500円の350個、17万5,000円、

小学生の卒業記念品として英和辞典を1,500円の340人の51万円、それから中学卒業記念品として印鑑を1,500円の350人の52万5,000円と、こういうことは、ささやかであります、やっただいております、こちらの方から。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

少し私も勘違いしておりましたようで、中学校入学時に辞典だったのかなと思ったんですが、小学校卒業時に英和辞典ということでありまして、そのようなことで、中学校に入る時にはそれなりに、例えば自転車、あるいはヘルメットというものばかりでなく、制服等も新しく購入しなきゃならないのかなというふうに考えたところでございます。そういったことで、その保護者にとってはかなりのまた負担が生じているということについては、十分認識しているところでございます。

今後また、教育委員会の方でこのことについてはどうしてもというようなことがあろうかというふうに思いますので、教育委員会と十分協議をさせていただきまして、対応させていただければというふうに考えます。

○30番（福重彰史君） それでは、続きまして、次に入りたいと思います。

公共事業についてでございます。

このアメリカに端を發しました金融危機が世界経済を揺るがしておりまして、同時不況に陥り、日本におきましても大変な経済不況に陥っておりまして、その回復に向けまして、昨年末から今年にかけて、景気・経済対策が打たれております。本市におきましても、20年度の最終と今年7月と、2回の経済危機臨時交付金事業の補正が組まれておりまして、合わせて13億8,174万7,000円の景気対策の予算が組まれたところでございます。

そこで、このような現下の経済状況の中での公共事業の指名、あるいは入札はどうあるべきかというのを伺いたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年秋からの急転直下、みぞうといわれる経済不況に対応するため、昨年度末、本年度当初予算、さらには先の臨時議会などで御審議、御承認いただきました、国の交付金事業を活用しながらの志布志市緊急経済対策事業を執行させていただいているところでございます。特に公共事業に関しましては、合併後、計画的かつ着実に事業を執行しておりましたが、緊急経済対策によりまして、前年度と比較しまして更に大幅な事業費を確保しながら、事業執行をしているところでございますが、なかなか経済回復の兆しが見られないところでございます。

こうした中で、御指摘の、できる限りの受注機会を増やしたり、工事入札等への参入機会を増やすということにつきましては、業者の受注意欲にこたえる措置として、考慮すべきものだというふうに考えております。

先日、西江園議員への答弁でも触れさせていただきましたが、志布志市も先日より一般競争入札を実施しておりましたが、まずは地域経済、地域雇用を優先する立場から、条件付きの一般競争入札としまして、市内業者を対象として執行しているところでございます。

入札の参加に際しまして、受注機会を増やす努力といたしまして、例えば補助事業採択に影響等の

ない範囲で工区などを分けた分割発注や、同時に複数ある工区で入札等が執行される場合、先の工区で落札した業者は別工区への入札参加資格を喪失するという事など、受注の機会を増やす運用を着実にいき、そのことでもって業者の皆様方に御理解と御賛同をいただいているということでございまして、現下の経済状況が厳しいということをも十分認識しておりますので、市内の業者の方々が経営が維持できるような対策をとらせていただいているということでございます。

○30番（福重彰史君） 今、条件付きの一般競争入札で行っているということでございます。私、あえてここで指名というのを入れたのは、本市におきましては、本市における公共事業においては、よっぽど専門的なもの、特殊な技術を要するものでない限りは、恐らく市内の業者でやっているだろうというふうに考えておりましたのから、そうすると、いわゆる県のランクに準じたランク分けをされて、その中で一般競争入札されているというふうに思っておりましたから、事実上、指名競争入札ではないんだけど、指名を受けているような状況であるというふうに私は受け取っておりましたので、こういう形を表現をさせていただいたところでございます。

そういうことで、この緊急経済危機対策の事業であるという、やはりその趣旨を踏まえた、いわゆる入札の在り方というものでないと、なかなか建設業をはじめ、それに関連する業者というのは、ほとんどがこの公共事業を大きな、いわゆる経営の中の基盤としながら仕事に励まれ、そして存在していると。そしてまた、地域経済の中で大きく貢献しているというふうに私は思っておるところでございます。

そういうことで、より多くの業者が参入できる機会を、やはり与えるべきである。そしてまた、土俵の上に上げないことには競争もできないことでもございまして、仕事を得る機会も得られないということでもございます。仕事を取れるか取れないかは業者の努力でございまして、私どもが関知するところではございませんが、しかし、そのような機会を与えるということは、これは行政の中でしっかりとできることでもございます。平時であればですね、平時というのは、このような経済不況の中ではないですね、何もそういう大きなことにはならないわけでもございますけれども、今、どの業者も、どの産業もそうなんですけれども、どのこういう公共事業に携わる業者も大変な状況にあるということは、市長も十分認識されているだろうというふうに思うところでございます。

それぞれ工夫はされているということでございますけれども、再度お聞きをいたしますけれども、より多くの業者が参入するためには、あるいは同じ土俵の上に立って、競争を行って仕事を得る機会を与えるためには、やはり今のランクにつきましても、やはりもうちょっと工夫すべきじゃないか。あるいはまた、工区の分割もされているということでございましたけれども、大きな事業については分割をしながらやっていく、あるいは分離の発注もまたやっていくというようなこと等、そういうような工夫をすることによって、より多くの業者が仕事を得る機会を得るわけでもございます。そのようなことを念頭におきながら、今そのような対策を講じながら入札が行われているというふうにお考えであるか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、なるべく工区を増やした分割発注というような形のものもしてい

きたいというようなことを考えているところでございます。

また、入札の機会を増やすというようなことについてでございますが、入札を執行する場合、入札参加者に必要な資格を公告、あるいは通知をするわけでございますが、例えば、現在、土木一式Cの資格を有する者としているものを、土木一式C以上の資格を有する者ということで、多数の業者が参加可能ということが考えられております。実際、この件につきましては、入札制度改革の検討の一つとしてかなりの時間の協議をしまして、検討を重ねてきたという報告を受けておりました。

その結果としまして、本年度に、先に説明しました緊急経済対策などから、工事発注件数が見込まれること、また予想される複数格付けを指定する場合、本年度もこれまでの指名競争入札で行っていた案件では、格付け下位の発注予定工事だったものが、格付け上位を含めて参加可能となることなどから、年度途中の実施にはちょっと不公平感が出るということで、今回の改正と同時に導入するということにつきましては、見送ったところでございます。

この入札制度改革につきましては、今回、その改革のスタートを切ったばかりであります。御指摘の入札参入拡大ということにつきましても、志布志市の今後将来を考慮する場合、何らかの検討、改正が必要と考えられますので、他の自治体等も参考に、入札参加機会の増大を図る研究など、更に多面的に研究を重ねまして、制度改革を進めるよう、現在指示をしているところでございます。

○30番（福重彰史君） 市長ですね、今ですね、まさに緊急のですね、経済の危機対策なんですよ。今やらないとですね、来年以降のことは分からないんですよ。今その予算が組まれているわけですから、今、多くの業者が参入できるようなですね、そのような体制、システムを、今作らないといけないんですよ。そして、今それを執行していかなきゃいけないんですよ。今途中であると、不公平がうんぬんということを言われますけれども、今やらなかったら何にもならないじゃないですか。緊急の対策なんですよ。再度、御答弁をいただきたい。

○市長（本田修一君） 今ほど答弁いたしましたように、このことにつきましては、取り組みたいというふうに考えたところでございますが、年度途中でありまして、ちょっと不公平感が出るということで、取り組みができなかったところでございます。

緊急の経済対策ということでございますので、私どもとしましては今回、別途、最低制限価格制度を設けまして、そのような形で、業者の方々が経営が維持できるような入札制度というものについても、別途取り組みをしてきているということについても御理解をいただければというふうに思います。

○30番（福重彰史君） 市長ですね、本当にこの名称どおりですよ、緊急の景気経済対策であるわけでございますので、そういう中で、より多くの業者が仕事を得られるようなですね、その機会づくりをしっかりとやっていただきたい。そのことを強く要請をいたしておきたいというふうに思います。

もう次に入りたいと思います。

次に、農業振興についてでございます。

畑や水田などの農地有効の活用が農業振興のもとになるかというふうに思うところでございます。そのような中で、水田における湿田が広がりつつあるというふうに思っております。その結果、耕作放棄地が散見されるようになってまいりました。基盤整備地区におきましても、排水対策が施されて

はおりますけれども、数年で排水不能になり、一部耕作放棄されている所や、また今後、耕作不能に陥りまして、放棄される恐れがあるということでございます。このことにつきましては、私も前、質問をいたしましたというふうに思いますけれども、今その対策が本当に急がれるところでございます。

今回、農地有効利用支援整備事業をもって、その対策が行われるということでございますけれども、これが万全であるのか伺いたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

湿田対策についてのことだというふうに思いますが、この事業につきましては、これまで補助率の高い国営・県営ほ場整備事業等でその解消を図ってきたところでございますが、場所によっては1年から3年で機能しなくなる水田もあり、ほ場整備事業期間内であれば補助事業で実施し、水田の機能改善を図っているところでございます。補助事業が終了しますと、その後の湿田対策事業は、市単独土地改良事業で2分の1補助、限度額100万円事業を推進しているところであります。

平成21年度から、国の一次補正で農地有効利用支援整備事業が創設され、前回の補正予算で水田における湿田対策事業費を計上したところでございます。事業対象水田につきましては、土地改良区と協議しながら、要望の上がっている水田の状態確認を行いまして、やや不良、かなり不良を判定した6.8haの要望箇所のうち、緊急を要する状態のかなり不良な箇所につきまして、4haほど優先的に行う計画でございます。

現在のところ、今年度事業が実施できない箇所については、23年度まで継続して事業を行われる予定ということでございますので、今後、土地改良区と協議しながら、全体の事業推進を図っていききたいというふうに考えます。

○30番（福重彰史君） 今、今回のこの農地有効利用支援整備事業で取り組んでいくということでございまして、この湿田、やや不良、かなり不良、合わせて6町8反ほどあるということでございまして、そのうちかなり不良な部分からやっていくということで、4haが先行的にできるんじゃないかというようなことではございましたが、ちょっとここで確認をさせていただきたいというふうに思いますけれども。

先般の臨時会の中で、この予算が計上されました時に、委員会の中でも若干議論をさせていただきましたけれども、いわゆるその中では、この対象面積が6haということでございまして、この1,000万円という予算の中でできるのではないかというような話であったわけではございますけれども、今、いわゆるかなり不良な所の4haをまずやるんだということでございまして、特にその委員会の中で答弁をされました耕地林務水産課長に、このあたりにつきまして、いわゆる6haじゃなくて、今回は4haということで実施していくんだということか、その確認をさせていただきたいと思います。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） 先の臨時議会の委員会の時に、6haの計画で事業を実施するという答弁をいたしましたところでございますが、その後、議決をいただきまして、細部に調査をいたしましたところ、現在まで使われているものが、材料がネトロンパイプということでございます。これは先ほど市長が答弁いたしましたように、1年から3年で不良になる部分があるということで、これはやめた方がいいんじゃないかというようなことで、今回、素焼き土管ということで、材料を替えて設計

をいたしたところでございます。この材料につきましては、議員も御承知だと思うんですが、静電気が発生しなくて、半永久的にできるというようなことでございました。そして、それを基に試算をいたしましたところ、全面不良の場合に、10 a 当たり70万円程度かかるというようなことでございます。そしてまた、部分不良の場合で、一番安い所で、10 a 当たり8万8,000円を見込んでいるところでございます。この事業費を積み重ねていったところが、4 haほどしか1,000万円ではできないということになりまして、緊急を要するこの4 haを今回実施しようとする計画でございます。

以上でございます。

○30番（福重彰史君） まさにですね、今言われましたとおりですね、今までの工法、いわゆるネトロンを使ったものでいくと、数年でもう詰まってしまうというのが現実でございました。この原因ももうはっきり分かっているところでございます。今、課長のおっしゃったとおりでございますね。今回、そういうことで、工法を土管に替えていくと、いわゆる素焼きのやつに替えていくということで、まずそういうような管が詰まると、いわゆる鉄分を多く含んでいる、そういう所の排水、湿田の解消はなされるというふうに、私も思っております。

ただ、今言われましたように、これは相当やはり高くつきます。課長の今の話でも、高い所で10 a 当たり70万円、安い所で、安いというか、いわゆる田んぼの状態ですね、状態で、いわゆるわりかしそう手の要らない所で8万8,000円というようなことでございますけれども、4 haということであれば、事業費1,000万円でございますから、大体平均すると25万円ですかね、1反当たり25万円ということになるわけですかね。こういうふうにして、25万円、十分調査された上での概算であろうかというふうに思いますけれども、私がいろんな所で聞いたりしながらしてみますと、最低限、今で1反当たり30万円はかかるんじゃないかと、平均です、平均ですよ、じゃないかというふうに聞いております。そうすると、単純にいくと3町3反ぐらいしか実施できないんじゃないかというふうに私は考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、今年、そういうような工法で、土管を入れた工法で事業をやっていくんだということでございます。しかし、これでやっても、あと残りが相当あるわけでございます。先ほど市長の方からございましたとおり、かなり不良、やや不良、合わせて6町7反ということでございますけれども、このやや不良というのは、もうここ恐らく一、二年でかなり不良になってまいります。もう一、二年で必ずそういう形になってまいります。また、この先ほど言いました6町8反というのは、いわゆる届けがあった分でございます。これ以外を入れますと、私ももうほとんど松山の田んぼは熟知しております。そういう中でいきますと、今のところ、8町を超えるんじゃないかというような考え方でおります。

せっかく基盤整備をしたほ場が、いわゆるこういう形で、排水不能で耕作ができなくなるということは、何のためにほ場整備したのかということが問われるわけでございますけれども、ただ先程来ありますように、昔は生活の知恵の中で暗きょ排水につきましては、竹を使ったりしながらやっておりまして、それがいわゆる非常にスムーズな排水を促していたということで、そういう湿田というのは解消されていたわけでございますけれども、一方、近年の基盤整備によりまして、いわゆるネトロン

を使う形になってしまったばかりに、いわゆる元の湿田に戻ってきているという現実がございます。そこによりやく県・国も気づきまして、ネトロンでは駄目だということで、土管への工法に替えつつあるわけでございますけれども。

そういうことで、今年はこの事業で実施をいたしますが、この事業によりますと、1,000万円のうちの2分の1、500万円は国の補助、残りの500万円のうちの80%、400万円が市の補助、そしてあと残り20%はいわゆる農家負担、土地改良区、農家負担ということになってまいります。今年度はこれによるいわけでございますけれども、この事業は22年、23年まで継続されるというふう聞いております。しかし、22年、23年になりますと、国の補助の2分の1は変わりませんが、残りの2分の1の20%、100万円が市の負担、そして残り400万円が地元負担、いわゆる農家負担という形になるというふう聞いておるところでございます。まだまだ今年この改良をしても、あとが恐らくこの倍ぐらい出てくるだろうというふうに思います。次年度以降のことを考えたときに、かなり農家負担が増えてくるというふうに予想されるところでございます。今回のこの事業を機に、全面的にこの数年の間に、この湿田解消をやはりしていかなきゃいけないというふうに思っておるところでございます。そのような方向で取り組んでいただきたいというふうをお願いするところでございますけれども、次年度以降のいわゆる農家負担の軽減へ向けましてですね、市として、そのような何か考え方を持っているのかお伺いをいたしたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、政権が変わったということで、この事業についてどうこうということについては、まだ届いてないところでございますので、今後もこの農地有効利用支援整備事業について、継続して国の方で取り組んでいただくよう要望してまいりたいというふうには考えているところでございます。

21年度事業につきましては、当初、200万円程度だったということでございますが、今回の経済対策臨時交付金事業によりまして1,000万円まで拡充されて、このような形でたくさんの面積が対象になってきたということで、本当に有り難かったなあというふうに思っております。残された箇所につきましては、状態等がやや不良からレベルが低いような所でございますので、その所につきましては、事業費も反当りは安くなるというようなことでございますので、総体としまして、200万円となれば、また面積等もかなり多く消化ができるんじゃないかなというふうには考えているところでございます。

残された箇所につきましては、今後の政府の経済政策を見守って、その後、検討してまいりたいというふうに考えているところでございますが、なるべく現在と同じ程度の地元の負担の中でできるような形にはしていきたいというふうには考えるところでございます。

○30番（福重彰史君） 今、御答弁がございましたけれども、その答弁を聞きまして、安心をいたしたところでございます。まず、この事業が22年、23年と、まず継続しなきゃいけないと。今後、この政権交代の中でどういうふうになっていくか、よく分かりませんが、22年、23年、継続された場合におきましては、今申されたとおり、地元の負担というものは、21年程度に収まるような、そのような対応をお願いをいたしたいと思っております。

それじゃあ、これで質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、福重彰史君の一般質問を終わります。

ここで3時まで休憩いたします。



午後2時44分 休憩

午後3時00分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、1番、下平晴行君の一般質問を許可いたします。

○1番（下平晴行君） それでは、通告書に基づいて質問いたします。

はじめに、定住化促進対策についてでございます。

近年、スローライフという言葉に代表されるように、田舎暮らしや自然志向といった考え方の中で、田舎での生活が見直されつつあり、Uターン、Jターン、Iターンなど、都会から田舎に移り住む人たちが全国的に増えております。また、国においても、世代の大量退職を視野に入れ、大都市部から地方への移住や、交流促進を図るための施策検討が進められております。

一方、地方においては、過疎化や少子化が進み、荒れた田畑、空き家の増加が深刻な問題とされる中で、こうしたふるさと回帰の流れを的確にとらえ、新たなまちづくりを進めることが求められております。本市においても人口減少により、地域経済活力の低下、コミュニティの衰退・崩壊など、様々な問題が懸念されるが、空き家の補修及びリフォーム等に助成して、周辺地域の活性化は図れないかお伺いします。

○市長（本田修一君） 下平議員の御質問にお答えいたします。

地域経済の活性化と快適な住環境づくりのための定住を進めるために、空き家の補修及び住宅のリフォーム費用の助成について、有効な手段かというふうに認識しております。現在、市町村で住宅リフォーム補助金制度を導入している所もあり、お隣の曾於市でも緊急経済対策事業の一環として、今年度限りではありますが、住宅リフォーム促進事業補助金と危険廃屋解体撤去補助金の設置をしているようでございます。しかし、この補助事業は、賃貸を目的とした定住とは趣旨が少し異なるようでございます。

本市としましては、現在、農政課、港湾商工課、建設課、企画政策課など、庁内13の関係各課で構成しております定住対策等庁内検討会で空き家の調査、活用についても協議していき、また住宅リフォーム助成金の必要性についても併せて協議していきたいと考えているところでございます。

○1番（下平晴行君） この3年間の人口推移を見てもみますと、18年8月から今年の8月31日現在であります。全体では1,009名の減であります。年齢別に見てみますと、15歳未満が228人、24%、15歳から64歳までが664名、65%を示しております。65歳以上が117名、11%であります。こういうふうに人口の減が、全国的にもそうではありますが、我が市でも大変な減少をしております。

2007年から2009年度の3年間で定年退職を迎える団塊の世代の人数は、約700万人といわれておりま

す。この人たちをどう受け入れるか。ある市町村では、民間小規模宅地造成助成事業交付金、あるいは10年間住んでもらうと我が家になる事業、U・Iターン者定住奨励金等々、いろんな施策をもって人口増を図っているわけではありますが、市長が先ほどおっしゃいましたように、これはそういう空き家をまず実態調査をして、空き家は1年住まないと、いろんな所が腐食して、もう住めなくなる状況になります。ぜひですね、そういうメンバーの、これは定住化促進等庁内検討委員会だったですかね、そういうメンバーが、組織ができていますので、ぜひ、まず実態調査をして、その中でこのような定住するような事業を設置して取り組んでほしいというふうに思います。

次にいきます。

グリーンツーリズムについてであります。

グリーンツーリズムは、農村や漁村での長期滞在型休暇、都市住民が農家などにホームステイして農作業を体験したり、その地域の歴史や自然に親しむ余暇活動であります。本市の特性を生かした環境・農業体験、あるいは歴史・農業体験、こういうものをセットで取り組みはできないかということでもあります。

8月21日のグリーンツーリズム研修会で、NPO法人エコ・リンク・アソシエーション代表理事の下津公一郎氏が講演で、過疎化、高齢化、第一次産業の衰退など、地域は多くの課題を抱えている。こうした問題解決のための一つの方法として、人、自然、産業などの様々な地域資源を生かした体験型観光による農山漁村の活性化を目的とした取り組みの必要性、高齢者などの知恵や技を発揮する活動の場の確保としての事業を始めるきっかけとなった。また、テーマを体験型観光にした理由として、修学旅行などがこれまでに観光地巡り形態から農家民泊や、農漁業体験などの体験型修学旅行へと変わってきたことが挙げられる。このことは農山漁村の体験を通じた命の教育や食育、環境教育を重視した修学旅行が主流となってきていることを示している。このような現況から、民泊体験型修学旅行の受け入れは、地域の第一次産業の活性化はもちろん、地域の伝統的な食や芸能などの伝承にもつながる、幅広い分野への波及効果がある。こうした流れが民泊体験型修学旅行の取り組みを実践していくきっかけとなったと、このように話をされました。

このような取り組みから、19年度の受け入れ実績は、中学生、高校生合わせて900名、20年度が同じく2,390名、21年度は中学校、高校合わせて23校で5,000名の受け入れが決定しているということでもあります。

志布志市は、環境、ごみ分別、そういうものが進んでいることから、このことを生かした環境・農業体験はどうだろうかということで先生の提言がされました。

それと合わせて、志布志市は歴史・文化のまちであります。重要文化財などもあることから、歴史・農業体験の取り組みはできないかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

グリーンツーリズムにつきましては、ただいま議員の方でお話が合ったとおりでございます。先ほども申しましたように、このことにつきましても、定住対策等庁内検討会でグリーンツーリズムと併せて協議を重ねているところでございます。そして、その研究会の方で研修会を開催いたしまして、

今お話がありましたように、NPO法人エコ・リンク・アソシエーションの下津公一郎さんが講師としてお話になったということでございます。本当にその講演の内容を聞きまして、私もびっくりしたところでございまして、目覚ましくこの修学旅行生の受け入れが増えているんだなあというふうには考えたところでございます。今後はこの研修の内容を生かしまして、行政主導ではなく、民間の方々が率先して取り組んでいただけるようなシステムを構築しまして、修学旅行生も含め、一般の方々にも志布志市を満喫していただくようなメニューを考えていきたいというふうに思ったところでございます。

そしてまた、志布志に今、農業体験のほかに、お話になりましたように、環境を考える面からのエコツーリズム、歴史を学ぶ面からの歴史ツーリズムといった特色あるメニューも考えられるということでもありますので、それを生かしながら、県及び大隅半島各市町と連携を図って取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○1番（下平晴行君） ぜひですね、市長がおっしゃいましたように、いろんな形でそういう取り組みをしていただきたい。

また、このNPO法人の取り組みを十分研修して、先ほど言いましたように、志布志の、あるいは市長が今申されたように、特性を生かして、NPO等の法人連絡協議会、あるいはからいも交流等もあるわけではありますが、そういうものを取り組んで取り組みをしていただきたいというふうに思います。

また、先ほど言いましたように、第一次産業の活性化は、やはり受け入れ先が収入を得ると、あるいは宿泊料、それから指導料、そういうものを含めて活性化になるんじゃないかというふうに思います。ぜひ真剣に取り組んでいただきたいと思います。

次に入ります。

宅地災害復旧支援についてであります。

災害等が発生しても、昔は近隣の方々の協力あるいは結（ゆい）のような固いきずなで付き合いがされて、集落などでお互いに助け合い、解決しておりましたが、そのような体制も薄れてきているようであります。当然、自分たちでできることは自分たちですることが自治であると思っております。しかし、地域によっては、高齢化が進み、取り組みができないような状況であります。山林でありますと、治山事業の事業予算の範囲が80万円から800万円であります。この事業費に達しない小規模の山崩れ、地滑りなどの宅地災害復旧に、重機借上料及び原材料を支給・支援できないかお伺いします。

○市長（本田修一君） 宅地の災害復旧支援につきましては、市の防災計画の中で障害物除去計画については、災害地において住家及びその周辺並びにその他の場所に土石、竹木等の障害物が流入し、日常生活及び公益上著しい支障を及ぼしているときは、これを除去し、住民の安定及び公益の増進を図るというふうにしております。そして、実施の責任者につきましては、障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去ということにつきまして、自力で行うというふうになっておりますが、市長が行う障害物の除去といたしまして、居室、炊事場等の生活に欠くことのできない部分、または玄関等に障害物が流入しているために一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物

を除去することができないものに対して、市長が除去を行うということが、この市の防災計画の中に支援できる内容が記してあるところがございます。ということでございまして、御質問にありました箇所についての対応ということについては、別途するというようなことになろうかというふうに思います。

○1番（下平晴行君） 市長が申されたように、その予算については、恐らく総務課では組んでないということですので、建設課の対応か、予備費で処置されるんじゃないかなというふうに思うわけですが、霧島のですね、ちょっとインターネットを引いてみますと、霧島市住宅災害復旧重機借上料及び応急仮復旧に対する原材料支給支援に関する要綱と、こういうものを作っているわけです。ですから、これはですね、先ほど市長が申されましたように、重機の借上料、それから原材料については、ビニールとか緊急を要するもの、そういう最低のもの、最低というか、その応急処置という考え方で原材料の処理、それから重機の運搬とか、オペレーターについては自費でという、あるいは燃料についてもというようなことであります。

私は、そういう小規模については、先ほど申しましたように、そのような対応がいいんじゃないかなというふうに思うわけですが、市として、こういう支給・支援に関する要綱等を作る考えはないのか伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいまお話にありましたように、宅地内等での小規模の災害復旧の支援ということにつきましては、家屋等の中にのみ対応するというようになっておりまして、現在のところ、そのようなケースについては検討をしてないところでございます。ただ、今お話にありましたように、霧島市等でそういった事例がございますので、このことは参考にさせていただければというふうに思います。

○1番（下平晴行君） 先ほど予算のことを言いましたけど、基本的には担当課は総務課であるわけですね。聞いてみますと、予算を組んでないと、建設課の方で対応というようなことであるわけですが、私はやはり担当課がちゃんとこれ、まあこの要綱ができれば別ですよ。要綱ができるまでには、やはり担当課である総務課が予算を組んで、早期に現場に行くわけですから、現場を見る職員、担当課が対応すべきだと。市長、その辺はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

災害等が発生した場合には、担当課ないしは私どもも現場を確認に行くわけございまして、その復旧について、どのような形で対応すればいいかということにつきましては、現場で速やかに協議をし、また現場で解決できないときは、庁舎内に持ち帰りまして対応するわけでございます。当然、担当する所が責任を持って主宰して、解決しなきゃならないということについては、十分認識しておりますので、そのような形をとらせていただきたいというふうに思います。

○1番（下平晴行君） ぜひお願いしたいと思います。

2番目に、農地災害等では80%からの補助がありますが、宅地災害復旧については補助がないわけですので、補助する考えはないかということでもあります。

宅地の裏山が山林でありますと、先ほど言いました治山事業で復旧ができるわけですが、ま

た農地でありますと農地災害等で復旧ができるというようなことであります。ところが、裏山が宅地である場合、これは何の手立てもできない現状であります。そのような事業の対象にならない災害を復旧するために、宅地災害復旧、これは仮称でございますが、宅地災害復旧事業の要綱を設置して、治山事業が1割負担であります、個人負担であります。と同等の補助事業として取り組みはできないかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話をしましたように、宅地の中で居宅等についてはあるということでございますが、宅地内の居宅外の所につきましてははないということで、ただいまお話がありましたように、そのような場所で小規模な災害等が発生した時というようなことであります。現在、そのものの費用の一部を助成するというような形の災害復旧事業についてはないわけでございますので、先ほど話がありましたように、霧島市等の事例等もお示しにされましたので、そのことも参考にさせていただきながら、研究させていただければというふうに思います。

○1番（下平晴行君） 市長、先ほどの要綱はですね、そういう撤去。今回は、治山事業でもない、農地災害でもない、そういう部分での、例えば100万円かかるかもしれない、あるいは150万円かかるかもしれない。これは何も手立てがないんですよ。だから、それは別なんです。そのさっきの支給・支援の要綱とは別ですよ、それは勘違いしないで。そういうふうにはですね、例えばブロックを積むと、当然四、五十万円とか、そういう額がかかるわけですので、その補助事業の設置はできないかということを行っているわけです。お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、今のようなケースにつきましては、制度を整えてないということでございます。他の山林の災害の復旧ということにつきましては、所有者の負担を求めながら、復旧をしているという状況もございまして、それらのものも参考にさせていただきながら、研究をさせていただきたいというふうに思います。

○1番（下平晴行君） 市長、ぜひですね、例えば農地災害、私が19年だったか一般質問をした時に、2番議員が昨日質問しましたですね。いわゆる補助災害の2割負担、やはりこれは担当課で恐らく協議されたと思うんですよ。だから、私が言っても分からなかった。課長が替わると、すぐ対応ができた。これは何が原因かというとはですね、やはり庁議されてないということなんです。全部で協議したら、立山課長みたいな人がいて、やっぱりこれはおかしいと、名前まで言いましたけど。ですから、やはり庁議をして、全体の中でこれはどうかと。このことも一緒なんです、私が言っているのは。そういうふうに、全体、庁議というのはやはり重要施策の議論をする所であるわけでありまして、そういうことも含めて、担当課だけの議論じゃなくて、そういう中でぜひ練ってください。そして、やはり基本には公平と、それから弱者の対応をしていくというのが行政の基本的な役割であるわけでありまして、ぜひお願いしたいというふうに思います。もう1回、市長、お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

庁議はその都度開いているところでございますが、このような形で、その担当する部署でのみ協議

できる内容については、その部署であらかじめ協議を調べて出しているというような状況でございますので、他の部署の者はなかなかそこについて口が出せないような状況じゃなかろうかなというふうには考えるところでございます。とはいえ、このケースについては、例えば2分の1の補助が付いてますよと、このケースについては半分ですよというようなふうに、不整合があるということについて、お互いにその情報を出し合いながら協議していく場というのは必要かというふうに率直に思うところでございますので、今後は新たにこういった件につきましても、積極的に庁議に付していきながら、検討を加えたいというふうに思います。

○1番（下平晴行君） ぜひですね、他の課がじゃないんですよ。他の課の人が、いろんな課を回ってきてものが言えるわけですから、今市長がおっしゃいましたように、そういうのを導入してじゃなくて、議論して、取り組みをぜひしていただきたいというふうに思います。

次に入ります。

香月小学校の歩道整備についてであります。

国道220号線の香月小学校から志布志高校付近の歩道が狭いために、特に朝の子供たちの通学時、もちろん高校生も含めて、あるいは通勤者も含めてであります。大変な混雑であります。そういう関係で、大変危険な状態でもあります。国と協議して歩道を拡幅整備する考えはないかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御質問のありました所につきましては、国道220号の歩道の件でございます。平成18年度から歩道整備の要望を行ってまいりました。そして、21年度から事業化ということになっております。

事業内容につきましては、国土交通省大隅河川国道事務所に確認いたしましたところ、今年度は北側歩道の段差解消などの整備をするんだということでございました。22年度以降に南側歩道の拡幅整備を実施したいということでございます。完了時期につきましては、今のところ未定ということでございますが、市といたしましても、今お話があったような状況でございますので、早急に整備が完了するよう、更に国に要望していきたいというふうに考えます。

○1番（下平晴行君） ちょっと、市長、具体的に教えてください。21年度北側、22年度から南側とおっしゃいましたですかね。私が言っているのは、香月小学校の敷地と志布志高校、あそこの方に歩道を拡幅したら、広くなるんじゃないかと。そういう考え方でいいんですか。

○市長（本田修一君） ただいまお話しましたように、詳細な図面がまだ示されていないので、はっきりお話できないところでございますが、今年度は北側歩道が段差があるということで、その段差の解消をしていくと。そして、22年度、来年度以降、香月小学校、志布志高校の方に歩道を拡幅していくというようなことでございます。

○1番（下平晴行君） はい、分かりました。ぜひ要請をしていただきたいと思います。

次に、同じく、220号線から市道水ヶ迫線の入り口付近であります。これは歩道もないわけでありまして、歩道の花壇の部分が整備されていると。国道との境界付近が、市道が拡幅されたのか、私有地が道路に出てきているような状態で、歩道との段差があり、大変危険な状態であります。子供たち

は、その段差が、行く時は階段を下りていくわけですね。帰りは階段がちょっと、30cmぐらいあるのかな、高いために、道路に出て帰るといような状況であります。そこ辺を対策ができないのかお伺いします。

○建設課長（中迫哲郎君） 御指摘の所は、旧ヤマサの事務所があった前の所かと思いますが、現在、花壇があった所の花壇を撤去いたしまして、平たんにあまして、地主さんの協力を得て、通れるようにということで、PTAの方といろいろ相談されたみたいで、建設課の方で花壇を撤去して、通れるようにしているところでございます。

○1番（下平晴行君） そこは、課長、さっき言ったじゃないですか、整備してあると。じゃなくて、香月小学校から水ヶ迫団地の方を向いての左入り口を私は言ってるんですよ。あそこに、恐らくヤマサハウスのその家、だれの所有か分かりませんが、その敷地に段があるわけですよ、30cmぐらい。それを通して、下りる時はさっき言ったように、下りる時はぼんと跳んで下りる。帰る時は、ちょっと高いですから、子供にとっては。だから、道路を通して帰るわけですよ。課長、そこを言ってるんだよ。そこをちょっとお願いします。

○建設課長（中迫哲郎君） 花壇の所は昨日、調査しに、見に行ったところでしたが、その所はちょっと気づかなかったところでございます。今後、ちょっと調査いたしまして、また対処を考えたいと思います。

○1番（下平晴行君） 私は、朝7時前に行って、ずうっと見てたんですよ。だから言えるんですよ。だから見てください。やはり、これは鹿屋方面から左に上がる車にとっては、大変子供は危険なんです。段があるからと言ってるのは、道路との段もあるんですよ。だから、ここをちょっと検討してみてください。早急をお願いしたいと思います。そこはどうですか。早急に対応できるのか、お伺いします。

○建設課長（中迫哲郎君） 水ヶ迫線につきましては、現在、六月坂安良線ということで、上の方を整備しておりますが、引き続き水ヶ迫線の改良を香月の交差点まで予定しております。その中で歩道も含めて解決していきたいということで、現在計画をしているところでございますが、先ほど申された所につきましては、調査いたしまして、当然、地元の人々の協力、地権者の協力があればということで、応急的な対策がとれれば、そういうふうにさせていただきたいと思います。

○1番（下平晴行君） とれればじゃなくして、とるように努力をして対応してください。市長、対応してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私も、ちょっと現場が明確に分からないところがございますので、現場を調査させていただきまして、対応させていただきたいと思います。

○1番（下平晴行君） お願いします。

終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

次に、7番、鶴迫京子さんの一般質問を許可いたします。

○7番（鶴迫京子さん） こんにちは。

本日の最後の質問者になりましたので、皆さん大変お疲れのことだと思いますが、同僚議員みたいに短めに切り上げたいと思いますが、市長の答弁次第でそれも変わってきます。30分で済むのか1時間で済むのか、市長の良い答弁に期待いたしまして、質問してまいりたいと思います。

これから一般質問という、市長と私のキャッチボールをしていきますが、真っ白な市民の思いの込めたボールを直球で私は投げますので、市長は検討しますという逃げの変化球でなく、私と同様に直球でストライクの球を返していただきたいなど期待いたしまして質問をいたします。

まずはじめの質問は、大変厳しい経済状況の中、頑張っ生活して、子育てされている父子家庭への支援についてであります。このことは去年の9月議会、今年の3月議会とただしてきましたが、半年が経過いたしました。3月議会で市長は、状況調査で実態を把握した後、その結果を見て、父子家庭に厳しい状況があれば、支給を検討したいとの答弁でありました。そこでお尋ねします。状況調査の結果と、それを踏まえてどのような協議がなされ、今現在、どのようなになっているのか、これまでの取り組みと進ちょく状況をお示してください。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の質問にお答えいたします。

3月の定例会におきまして答弁いたしましたとおり、4月22日から5月15日の期間で、市内の父子家庭、父子世帯92世帯を対象にアンケート調査を実施したところでございます。回収率につきましては、92世帯中23世帯で、25%の回収率で、全体の4分の1でありました。仕事と子育てで多忙な中、回収率があまり上がらなかったのは、やむを得なかったというふうに考えております。

調査結果の概要につきましては、年代別でいきますと、30代が26%、40代が61%、50代が13%。家族の居住状況は、祖父母と同居が30%、父子のみが70%でありました。子供の数は、一人っ子が35%、2人の子供が52%、3人の子供が13%でありました。親族の支援につきましては、日常的にある世帯が57%、困ったとき支援がある26%、支援を受けられないところが17%でありました。仕事の状態につきましては、常勤の方が65%、自営業の方が13%、非常勤が9%、無職が13%ということでありました。

この結果からですが、分析される現状につきましては、まずはじめに30代から40代の働き盛りで、勤務形態が常勤で、父子のみで生活し、仕事の影響で子育てに時間が割けないのではないかなという状況でございます。

次に、2番目に、一人っ子、二人子が全体の8割を超え、親族の援助を受けながら、十分とはいえないが、一生懸命育てているような状況であると。そしてまた、所得につきましては、ゼロから260万円までばらつきがありまして、平均で130万円であったということでございます。

このように、父子世帯を取り巻く状況というものは、厳しい状況なんだなということございまして、この結果を基に、全国及び県内の状況等も調査し、また県内の福祉事務所長会でも議題として論議されてまいりました。このような経過を経て、志布志市としてどのような支援策が可能であるか、財源の面も含めて検討をしているところでございます。

また、行政評価におきましても、児童扶養手当の拡充という部分で、優先度を上位に位置付けまし

て、新年度予算にどのような形で反映させるか、細部についても協議を重ねている状況でございます。

○7番（鶴迫京子さん） ただいまの市長の答弁によりまして、詳細なことがよく理解できました。父子家庭の厳しい状況、収入が所得平均130万円ということは、一月10万円足らずということでありませう。本当に、子供を1人抱えていらっしゃる方が35%、2人52%、80%の方が1人か2人を抱えている父子家庭であります。そして、30%の祖父母の方がいらっしゃる家庭で、援助をそういう方から受けているということで、そうでもなければ子育てできないような状況で、非常に厳しいものがあるかと思っております。まして、父子家庭ですので、子供に対するいろんな世話とか、そういうこともなかなかできかねると思っておりますが、この状況を踏まえまして、その結果は早めに出たと思っておりますが、ただいま県内の福祉事務所会があったということですが、その福祉事務所の会合はいつあったのでしょうか、まずお聞きします。

○福祉課長（津曲兼隆君） 福祉事務所を設置している自治体で会合がございました。これにつきましては、7月20日前後だったかと思っております。

○7番（鶴迫京子さん） 先ほど、私、冒頭に申しましたが、市長の直球のストライクの球を投げてほしいと言いましたが、少し私の理解不足かもしれませんが、結論的に申しまして、結局、来年度予算に反映するという回答ととらえてよかったのですか。もう一遍お願いいたします。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えしましたことは、児童扶養手当の拡充という部分で、優先度を上位に位置付けて予算編成をしたいということでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 県内の福祉事務所会が7月20日前後にあったということで、県内の父子家庭に対する取り組みというのが、そこで明確になったのではないかと思います。志布志市として、その福祉事務所会のある前に、ちょっと担当課の方にお聞きしにまいりました。その時、どのようなところまで進んでいますかと言うと、そういう会が近々ありますので、そこでも県内の取り組みを見まして、そしてまた本市独自の取り組みをしたいと思っておりますということで、そしてまたその方法は、その児童手当に準じる方法でやるのか、それともまた一律いくらかと金額を決めたようなやり方になるのか、その前にそういう父子家庭に対する支援をするのかしないのかも含めてですが、そういうところですかということで、まだその時点では県内の福祉事務所のその会合も開かれてないので、何とも言えませんという回答でありましたので、そういうところが終わり、そしてまた本市独自の協議がなされ、そしてその児童手当に準ずるといふところまで来たということで理解しまして、来年度予算に反映するというのを、しっかり結論として、そうとらえてよろしいんですね。

○市長（本田修一君） 本市の父子世帯に対します補助ないし手当につきましては、そのような方針で臨もうというような形を考えていたところでございます。しかしながら、先の衆議院選挙におきまして、民主党が政権を担うという形になったところでございます。その中で、このマニフェストの中に、子育て・教育という項目の中で、生活保護の母子加算を復活して、父子家庭にも児童扶養手当を支給するというふうなふうに明記してございます。そういうことで、まだ民主党政権がどういった形で政策を示すかということについては、まだまだ全然不明瞭な段階でございますので、現段階ではどうこう言えないわけでございますが、マニフェストの中にこのような形で盛り込まれているというこ

とにつきましては、具体的に母子家庭と同様に、父子家庭でも児童扶養手当を支給するとございますので、これが現実というふうになりますと、私どもはこの国の政策に合わせた形で、市独自のものをというような形になろうかというふうに考えるところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 今、市長の答弁によりますと、民主党政権になりまして、マニフェストの中でうたわれているので、その国の決定といいますか、そういうのを待ちながら、見極めながら市もやっていきたいというような返事に聞こえましたが、父子家庭というのは、今、父子家庭になったわけではありませんね。私がこの父子家庭の質問を、去年の9月ですね、した時に、市民の方から、全然知らない方ですが、お電話をいただきました。その方は、今、父子家庭ではなくて、もう子供は中学1年でしたか2年でしたか、もう大きくなっていますと。本当に苦労しましたということで、そういうお電話をいただきました。おじいちゃんでしたけど、そこですね。そして、そういう中でありまして、もう長く御苦労されているわけですね。今、苦労されてるわけじゃないんですね。そういう時に早急の手当をするというのが、それこそ市長がいつもおっしゃっています子育て日本一のまことに値する手立てだと思えますね。そうは思いませんか。

先ほども同僚議員とありましたが、民主党政権になって、それこそマスコミでは言われてますね、ブロックからハートの時代へって。ハードからソフトの時代へ転換して、国民の民意で、みんなが、国民が選びました。そういう意味では、子育て支援ということで、大変良くなる期待をいたしておりますが、でもそれが現実に、確実になるのには2年かかると思えます、はっきり言って。子育て手当も1万3,000円、半分から始まりますね。最初から2万6,000円ではないですね。だから、そういうのを国がやるのを待っていたら間に合わないんですね。その間、1年間、この130万円という平均所得ですよ。もっと悪い方も入っていると思えますよ、50万円にも満たないという。無職の方がさっきお知らせでありましたよね。無職という方も入っていますよね。どんな生活されてるんですか、そのような方は。市長は、その方と聞き取り調査なり、されましたか。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えしましたのは、アンケート調査による結果をお答えしたところで、聞き取り調査はしてないところでございます。

それから、国の政策がどうなるか分からない段階でございます。先程来お話しているのは、市としては、基本的にはやっていきたい方向であるということでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 市としてはやっていきたい方向性だということで、方向性が見えていますので、やはりこのことは市議も5か月余りになりましたが、ずっと追求していきたいと思えます。

方向性だけでも見えてきましたのでよしとしまして、それとほかにですね、この父子家庭への支援について、母子家庭への自立促進支援策の自立支援教育訓練給付事業や高等技能訓練促進事業を父子家庭でも使えるようにとただしたところ、市長は、要望があれば対応するのが筋かなと思うと答弁されました。このことも、思うだけでは事は進まないですね、担当課に市長の指示を出さない限り。何も仕組みを、仕組みというか、そこら辺を、ただ市長の言葉で筋かなと思っただけで事が進むのでしょうか。もう、すぐ今日から、明日でも、必要だとなったら使えるのでしょうか。

○市長（本田修一君） 当然、母子家庭の方々に、そのような優遇措置を設けて、自立できるような

道を開いているわけですので、父子家庭の方にもそのような形をとっていきたいというふうに思います。要綱等の整理をさせていききたいというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） 要綱等の整理をさせようと思いますということですので、その要綱の整理とか、そういうもろもろの事務的なこととか、それがしっかり使えるまでに、完了するまでにどれくらいかかるのでしょうか。何月以降は使えますよとかいうことをちょっとお知らせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、新しい政権の中でその事業について引き続いて補助等があるということになれば、私どもは父子家庭についてもそのような形で、市独自でできるような形のものを整理して、3月までに整理していききたいというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） やっと直球の、変化球でなく、答えが返ってきましたので、安心するところではありますが、3月ということを知りましたので、事務方は大変だろうとは思いますが、頑張っていたきたいなと思います。

そして、そのようになった場合、この母子家庭の訓練事業、自立支援策ということは、市報などでお知らせがしてありますね。よく見掛けるのですが、利用者が1件とか2件とか、あまり少ないですよ。まず、こういうことを、母子家庭のことだから母子家庭だけであるとか、今度3月から、また父子家庭も3月以降に使えるようにするというので、取りまとめられますが、父子家庭のことだから父子家庭だけに連絡するとか、そのところだけとなりますと、またそこから狭まれてきますね。こういう大事な施策は、志布志市民全員がこういう事業があるんだよ、こういう制度があるんだよということを知らないと、いろんな意味で利用もできないんですね。やっぱりこういうことは、その家庭家庭で困っている方は、来年度、再来年度の自分の生活設計を見極めて、こういう事業があるんだなというのを知って、自分もこれをちょっと頑張ってみようとかいうことになるわけですので、やはり住民みんなが知らないといけない制度ではないかなと思いますので、こういうようなこと、この事業をです、もっと分かりやすく、市民がお隣同士聞いても、こういう事業があるんだよ、知ってるよという言葉が返るぐらいに、周知徹底するというか、周知方法をもう少し力を入れていただきたいなという思いがありますので、そこら辺はどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

基本的には広報等でお知らせするということになろうかというふうに思いますが、ただいま父子家庭につきまして、更に何らかの形で御援助申し上げようというようなことで方向性を探ろうということですので、その折々に、今お話になりました事業につきまして、御案内を申し上げたいというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） 市長からの周知徹底に向けて努力するという答弁がありましたので、3月以降、また先ほどの父子家庭に利用できるというふうになった場合、しっかりと周知徹底を図っていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

公共施設などの改造・改修についてであります。

有明本庁、松山支所、志布志支所、志布志運動公園屋内温水プール、志布志駅に、それぞれ設置されているトイレの現状について、まず市長はどのように認識されていますか。お聞かせください。

○市長（本田修一君） トイレの現状についてということでございますが、まずトイレの水洗化ということで、先の臨時議会でもその経費についてお願いしたところでございます。そしてまた、様々な施設の状況についてでございますが、本庁におきましては、すべてのフロアに洋式トイレが設置してあると。車いす用トイレについても、1階に設置してあるということでございます。同様に、志布志支所の場合には、洋式トイレの設置はございますが、一部フロアが和式のみになっているということでございます。また、車いす用トイレを2階に設置しているところでは、松山支所につきましては、洋式トイレの設置はないということで、2階が男女兼用になっているところでございます。多目的施設及び老人センターにつきましては、男女兼用の和式トイレですが、1か所に車いす用トイレを設置しているということでございます。それから、志布志運動公園屋内温水プールは、和式のトイレが設置してあるということでございます。そしてまた、志布志駅でございますが、これはJRの所有物でございますが、男女兼用の和式トイレが設置されていると。

ということで、衛生面におきましては水洗化されておりますが、そういった面から特に問題はないところでございますが、男女の別用や、洋式トイレの設置ということで、各施設が同じ水準ではないというふうに感じたところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） ただいま市長の答弁で、トイレの現状認識がなされたわけではありますが、その中で市長が、全部が同等になっているわけではないということでもあります。そのとおりですね。有明本庁は、さすがに本庁だけありまして、1階に和式がありまして、洋式もちゃんと男女別にあります。そしてまた、車いすが入れるように、身障者用といたしますか、そういう広い場所を確保されて、1階にあります。それも出入りに近い、すぐの所にありますので、大変そういう意味では、しっかりとなされているなというのを感じましたので、今回質問を省かせていただきました。

市長、トイレのことですので、ちょっと簡単でいいですが、市長は実際、今設置状況をいろいろ述べられましたが、松山支所と志布志支所の、私が通告して行きました所に行かれましたか。そしてまた、利用できる所は利用されましたか。

○市長（本田修一君） 私自身、今お話ししました施設につきましては、月1回ぐらいは行っていると思いますので、その折には、トイレは利用しているところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） よく市長は理解しているということで、利用もしているということでありますので、早速質問に移らせていただきますが、まず松山支所のトイレでありますね。

トイレというのは、障害者だけでなく、高齢者やすべての住民にとって住みやすい環境がつけられていて、安心して暮らすことができるので必要不可欠なことと思います。利用しやすいように改善・改修することはとても大事なことだと思います。

ここにですね、旧志布志町時代の議会だよりなのですが、平成16年に発行されたものです。志布志町の議会だよりは、一番最後に「傍聴席」という欄がありまして、傍聴者の方をお願いをして、その傍聴した感想を述べていただくようにしています。そこに、ちょっと読み上げますね。平成16年です。

5年前のことですが、元校長先生の田吹スズカさんという方がここに寄せられています、感想を。「公共施設のトイレは、障害者向けでなく、高齢化とともに、ひざ、腰の痛みを持つ人たちも、普通のトイレでは立ち上がるのがきつく、手すりがあれば助かるのにと考えています。他市町村から水中ウォーキングに来られる皆さんがうらやましがっている町営プールのトイレも同様です。トイレに愛をです。」と書かれてあります。それから5年たったんですね。そして、ここには議会・議員の責務ということが書いてあります。それで、ああ議員として、こういう住民の声があるのにと思いながら、今回、議員の責務として質問に取り上げ、何とか形にできるよう、市長に答弁を求めていきたいなと思いますので、心のこもったぬくもりのある福祉行政の姿をそこにお示してください。

まず、優先順位として真っ先に挙げたいトイレは、松山支所のトイレです。ドアをはじめ、全体的に相当老朽化している、男女兼用の1階のトイレです。支所の建物に向かって、ちょうど右側にあります。出入り口が一つの戸で、男女一緒に、戸を開けた途端に閉めたくなくらいに入りづらく、女性だけでなく、男性にとっても安心して利用することができず、個人のプライバシーを守る今の時代に、きめこまやかな配慮に欠けているトイレだと思いました。職員も女性の方は利用してないとのことでした。女性職員たちは、庁舎建物内の奥にある和式のトイレを使っているということでした。私もそちらに案内されました。役所は住民にとって、公務を取り扱い、役に立つ所でなければいけないと思いますが、このトイレは住民にとって、果たして役に立っているのでしょうか。役所は市民だけでなく、年間には他市町村から研修、観光、会社、事業者、学校関係者など、多岐にわたる要件で、様々な方が来訪されます。トイレと玄関はその顔です。第一印象の善しあしで、その町がどんな町か決定づけられると言っても過言ではありません。1億円のトイレを造り、観光の目玉にしている自治体もある時代です。松山支所の男女兼用の1階のトイレを、男女を区別して、女性も気兼ねなくしっかりと使えるようにして、また車いす使用者や高齢者などにも配慮し、手すりを付けた、洋式化したトイレに全体的な改造を実行してもらいたい。今だけのことでなく、5年後、10年後、20年後使えるトイレですね。そういうことを希望します。今のままでは、男性専用トイレと言ってもおかしくない状況だと考えます。市長の答弁一つで、福祉行政に対するこれまでの政治姿勢が明確になりますので、しっかりとお答えください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

松山支所庁舎は、昭和44年8月に竣工いたしまして、その後、昭和54年度に多目的集会施設、1階から3階部分を増築しております。昭和57年度、2階部分の一部増築をしております。そして、平成6年度、地階、1階、2階部分の増築を行い、現在の支所庁舎になっているということでございます。ということで、トイレにつきましては、地階部分に男女別のトイレが1か所ございます。そして、1階部分に男女別トイレが1か所、多目的集会施設に男女兼用トイレが1か所、2階部分には男女兼用トイレが1か所、多目的集会施設に兼用トイレが1か所、3階部分に多目的集会施設に兼用トイレが1か所ということでございます。なお、隣接の老人福祉センターに外付けで男女兼用トイレ1か所、障害者用トイレ1か所、以上が支所のトイレの現状でございます。

御質問になりました1階東側男女兼用トイレにつきましては、昭和54年度に建設されました多目的

集会施設のトイレとして整備されておまして、御指摘のとおり、小便器が2基、和式大便器2基ということで、男女兼用のトイレになっております。

先ほども支所内のトイレにつきまして報告しましたとおり、1階部分には正面玄関奥に男女別のトイレがあるということがございます。御指摘の、東側トイレを男女別トイレにしてほしいという住民からの要望というのは、直接いただいております。ということで、現状では改修の計画はしてないところでございますが、今後、順次整備ができればというふうには考えるところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） ただいまの市長の答弁は、大変思いやりのない答弁でありますね。びっくりするような答弁でありますよ。住民からの要望がないので、順次考えていきますということでありますよね。もうすべてのことが、住民が要望しなかったら何もしないという意味合いにもとれますよね。先ほども、いろいろ説明しましたね。質問に立った理由です。男性はよろしいでしょう。女性は現在使っていないという現状があるわけですよ、そこを。そういう現状もある中、そしてまたトイレというのは、その町民と、そしてまた役所の方だけが使うトイレではないということ、先ほども述べたつもりであります。まだちょっと理解が、質問した理由がまだはっきり市長には届いてないような気がいたしますが、もう一遍お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

要望がないからというようなことで、順次したいというようなことをお話したところでございますが、現在までこのような状態で使われてきたということで、この松山支所の庁舎の使用については、そのような形で皆さん理解していただいているのかなというようなふうに感じまして、そのようなお答えをしたところでございました。もちろん、整備するということになれば、またほかの施設も今から順次御質問のあるところがございますが、それらも併せまして改修するのがもちろんいいこととございますが、一挙にというわけにはいかないのではなからうかなというふうには考えているところでございます。そのような意味合いから順次というようなふうにお話したところでございまして、この支所につきましても、現在男女兼用になっているところを少し工夫をさせていただきながら、男性専用とか、女性専用とかいうようなふうに、とりあえずは分けさせていただくような形もとることが可能だったら、そういったふうにさせていただきながら、順次、改修させていただきたいというようなふうにお答えしたところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） 今の回答で少し納得がいきますね。順次という意味がですね。

まず工夫してということですが、今、予算の関係とかあります。そしてまた、優先順位とかありますが、市長、先ほど同僚議員の質問に対して、市長はどのように答えられたんですよ。合併した意味は、3町の融和を図りながら、市民、有明町民も志布志町民も松山町民も平等な政策、平等になるようやっていきたいというような答弁がありました。それですよ、私の訴えているのは。

有明本庁は、それはまた建築年数ですね、いつ建築したかというので違ってきますよね。だから、新しいからかもしれませんが、現在ですね、合併して、有明本庁のトイレと松山支所のトイレと志布志支所のトイレと、3役所ですね、みんな役所ですよ。その施設にばらつきがあるわけですよ。まして、デリケートな、いろんな意味で配慮しなければならない一番大事な場所ですよ。そこにしつ

かり目を向けていらっしやらないじゃないですか。もし、私が質問、たかがトイレだけど、されどトイレですよ。ああトイレのような、何と言いますかね、質問をしているなって。軽い質問ではないと私は思っていますので、しっかり答弁してもらいたいと思いますね。

有明本庁、松山支所、志布志支所、ここに並べていますね。だから最初に、冒頭に尋ねたんですよ、現状認識をどう思っているかということで。ただ、洋式が何個、和式が何個、あそこがどうでこうでというのは、もう分かっているわけですね。そのことに対して、市長は志布志町、有明町だけの市長ではないじゃないですか。志布志の全体を見て、トイレのことにしかりですが、やはり認識を持ってもらいたい。そしてまた、どうやっていくという方向性を見せていただきたい、そういうことです。どうですか。

○市長（本田修一君） 合併した折に、それぞれの地域でそれぞれの歴史と文化と伝統がはぐくまれていたと、そして特色あるまちづくりができてきたということで、かなりの違いがあるということについては、本当に大きな認識をさせられたということだろうというふうに思います。それは、私自身だけでなく、皆さん方も、そして市民の方々もそうかなというふうに思います。そのような意味で、いろんな部門で違いがあったわけでございますので、その部門につきまして、なるべく早い時期に調整を図りながら、平等化を図っていかなきゃならないということについては、当然なことだというふうには考えます。そういうことで、庁舎の整備につきましても、順次取り組みをさせていただいてきているところでございます。松山地区におきましても、当初、公民館の施設が一部傷んでいたもので、すぐさま改修等に取り組みさせていただいたところでございました。そしてまた、志布志においてもそういったような改善センターの状況があったというようなことで、そういったものについては、すぐさま取り組みをさせていただいてきているところでございます。

そういうことで、順次、格差のないような形で、平等化が図られるような形で取り組みをさせていただいているという意味で、順次というようなことをお話しているところでございます。何もそのことを放っておくというようなことではないということ、まず御理解いただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） ここに、障害者計画というのがありますね。平成19年から5か年間の、23年までの計画が立てられていますね。策定されています。その中でもしっかりとうたわれてるんですね。そういう基本理念がありまして、その中に分野別政策として、そういう生活環境を改善していく。その中に、一応これは障害者の計画ですが、障害者のみならず、住民も一緒になって、暮らしやすいまちにしていくんだという思いで、ここに計画が立てられてあります。計画というのは、やはり実効を目指して計画を立てるわけですので、ただこの本ができればいいという意味合いではないと思いますので、それにのっかって、やっぱりもっと力強いですよ。順次やっていきたいと思えますと、先ほど何となく、後ろ向きなような声に聞こえるんですね。しっかり、今はできないですね。すぐできること、やっぱり予算を伴いますので、いろいろ順次やっていくことであると思えますので、先ほど市長の述べられたように、まず今あるトイレを男女別に、工夫してですね、まず区切るということですね。そういう今できることを、スピーディーにまずやってもらって、そして多額の予算が要るとし

たら、また来年度になると思いますので、そちらの方に向けてですね、建設課だけでなく、福祉課、そういう障害者計画もありますので、福祉課とか、そういうほかの課もいろいろお話を、意見を取り入れてですね、やっぱりそういう松山支所のトイレをですね、有明本庁並みに、しっかり洋式もあり、和式もありということで、そしてまた車いすも入れる、自由に。そういうようなトイレにして、そしてまた志布志市民だけでなく、全国の方がやはり見えると思いますので、そういう方々に対しても利用でき、そしてそういう嫌な思いをしないようなトイレにしていくというのも大事ではなかろうかだと思いますので、そういう配慮したトイレですね、それを目指してしっかり実効性のある計画にしていきたいなと思います。

この松山支所を有明本庁のトイレみたいに、しっかり整備していく。それは、ただやりますというだけではあれですので、優先順位の1番にして、役所ですのでね、1番に持ってきてほしいと思いますよね。そして、順次、計画を立てて、実行できる制度にしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

松山支所のトイレにつきましては、施設が増築されておるにつれまして、トイレ等も増設されているようでございます。そのような意味から、現在、すぐさま改良できる所につきましては、すぐ改良したらということ、議員の質問を受けて、支所長には命じたところでございます。とりあえず、女性の方が安心して、気兼ねなく使えるような状況にしてやらなきゃいけないということで、このフロアはとりあえず男性用、このフロアは女性用という形でしてみたらとか、区切れる所は区切ってみたらというようなふうに表示しているところでございます。その上で、順次、予算等がございまして、優先順位等を決めて、整備については取り組みをさせていただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） 今、しっかり市長の方から、すぐできる所はすぐ改修して、そしてまた順次、予算を伴うのでやっていくという、しっかりした答弁をいただきましたので、このこともやはり任期のある限り、またその都度、追求していこうと思います。

それでは、次に移ります。

トイレの件ですので、1階の志布志支所のトイレですね、ここもまた洋式化する考えはないか伺いたいと思います。

エレベーターの横にある1階のトイレは和式のみです。先ほど報告がありました。高齢者の方よりよく、「ここは洋式のトイレはなかと。」とよく尋ねられるそうです。「2階にありますよ。」と答えると、「足がいてとにまこち不便やなあ。」と言って、エレベーターもあるけどと言ってもですね、「もう危ないからよかよ。」と言って、つえを突きながら、よっこいしょ、よっこいしょと言いながら、2階の階段をですね、上っていかれるそうです。私も何回か「洋式のトイレはないんですか。」と尋ねられたことがあります。トイレのためだけに2階へつえを突きながら上がり、また下りてこられるということです。市長、こんなことでどうですか、よいと思われですか。2個あるうちの1個だけでも手すりを付けて、洋式化してもらいたい。ひざや腰などに負担を掛けないように、障害者だけでなく、高齢者をはじめ、住民にとっても必要なものであるという観点から、住民の問題として真剣に考えて

いただきたいと思います。市長の答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 現在、志布志支所におきましては、1階のトイレだけが男性用、女性用とも、便座は和式となっているというようなところがございます。現在の利用の状況につきましては、もし洋式を望まれる方がありましたら、エレベーターを使っていただいているということになっていくようでございます。ということで、極めて不便な、使い勝手が悪いというふうには考えるところでございますので、先ほどの松山支所と同様に、改善が速やかにできる所は、改良をさせていただきます。予算を伴うものにつきましては、予算の措置ができる順に取り組みをさせていただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） そうですね。エレベーターがあるからといって、全員、住民の方がエレベーターを安心して使える状況にはないのですね。高齢化している皆さんは、エレベーターが怖いんですね。入るのにも自分で開けて入って、今度は出るのにも怖い。もし、入り口で開いた時につまずくとか。もうそれよりも、ひざが痛くても、階段を何とかして上っていくということで、先ほども言いましたように、「もう危ないからエレベーターはよかから。」と言って、本当に2階に上がっていかれるんですね。一番、窓口は2階なんですね、志布志の場合ですね。そこにいろんな課が集中していますので、市民の方が訪れるのは2階ですね。ですので、全員がエレベーターを利用できる方はいません。そういうことを考えて、和式が2個あるんですね。それを1個だけでも洋式にするというのは、そんなにお金も、予算もですね、改造ではないですので、便座を替えるということになるかと思えます。そして、一番お願いしたいことは、手すりも付けてもらいたいということですね。洋式の便座だけがあっても、やはり手すりがないと、移動ですね、その時にやっぱり力の入れる場所がないと、支える所がないと、大変きついということなんですね。明日は我が身ですのでね、自分たちも高齢にならなくとも、やはりいついかなる時に病気でそういう状況になるやもしれません。ですので、やはりそういう自分がその身になった気持ちで、この質問も聞いていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 明日は我が身と言われますと、私自身もそうかなというふうに思うところがございます。確かに手すり等については配慮が必要かなというふうに思いますので、今後、整備するときには、そのことも参考にさせていただきたいというふうに考えます。

○7番（鶴迫京子さん） 個別的に聞いておりますので、ちょっと面倒ですが、この志布志支所の1階の洋式化というのは、いつごろまでにめどは立つのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

松山支所の件、それからほかのまた今から御質問のあるトイレの件もでございますので、総体的にこのことは考えなきゃならないかなというふうに考えるところでございます。そういう意味合いから、優先順位等が付けられるというふうに考えますので、いつまでにとということで、この志布志支所については、今のところ、お答えできないということでございますので、御理解いただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子さん） はい、よく理解しましたので、このこともまたさらにスピードが遅いよう

なときには、ちょっとまた質問してまいりたいと思います。

次に移ります。

志布志運動公園内温水プールのトイレを洋式化する考えはないか伺います。

ここのトイレは広くて清潔感がありますが、ここもやはり先ほど報告があったように、和式のみです。手すりも付いていません。温水プールを利用して、水中ウォーキングをされているほとんどの方は、メタボ対策など、健康増進のためです。また、両ひざ関節痛の人や、座骨神経痛といった持病のある方たちもその痛みを改善するために、水中ウォーキングが効果があるとのこと。この水中ウォーキングは、生涯学習の講座の中でとても人気が高く、受講生が多いので、三つのグループに分けてあります。生涯学習の講座生の方も、またそうでない方ももちろん、そしてまた子供たちも大変多くの方が利用しています。

そこでお伺います。水中ウォーキングで効果がせっかく出たのに、トイレに入り、ひざや腰が痛くなり、その効果が半減しないように、温水プールのトイレに手すりを付けて、ここもまた洋式化する考えはないか、市長の考えをお聞かせください。

○教育長（坪田勝秀君） 教育委員会の所管でございますので、このトイレは、私の方でお答えいたします。

御案内のとおり、現在、志布志運動公園の屋内温水プールには、合計7か所のトイレが設置してあります。温水プールは、先ほど議員御指摘のとおり、スポーツ少年団の利用、それから近年の健康志向の高まりによりまして、児童・生徒、それからまた高齢者の利用も大変増えつつある中で、トイレの改修の必要性ということも生じてきていると認識しておりました。昨年9月の定例議会の折に、1番議員からトイレの改修の件で質問をいただいたことを契機といたしまして、利用者に安全かつ快適に利用していただくために、洋式トイレを含めて、今年度、温水プールのトイレ改修等を計画しているところでございます。なお、今回は更いところでございます。なお、今回は更衣室での改修して、ぬれた水着のままの利用者も考えられますので、今後とも衛生的で快適なトイレとなりますように、利用者の御理解・御協力も得ながら、快適なトイレを目指したいと、かように考えております。

○7番（鶴迫京子さん） ただいま教育長の前向きな答弁がありまして、洋式化するということがありますので、大変うれしく思いますが、ここはスペースが大変広いですので、先ほどおっしゃったように、海水着のまま利用とか、いろんなところにまだ知恵を絞る余地があるかと思っておりますので、利用者の届くところにしっかりアイデアを出してですね、便利のいいように改修をしていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

志布志市の総合観光案内所も設置された志布志駅ですが、トイレは男女兼用で、出入り口も一つ、面積もびっくりするくらい非常に狭く、使い勝手が悪く、障害者や高齢者などの移動も円滑にできづらいものとなっています。無人駅ということで、今まではそれほど利用者が多くなかったかもしれませんが。総合観光案内所を拠点に、観光情報の受発信に努めるとともに、観光客の利便性を高めることにより、市民ぐるみで観光客をもてなす気風を高めると行政報告でなされています。総合観光案内所

が設置された今は、人の出入りがかなり見られ、トイレの利用者も多くなることが予想されます。そういう流れの中で、案内所は市で運営、トイレはJRの管理というわけにはいかないと考えます。いろいろな苦情も本市の案内所の係の方に直接申されることでしょうか。仕事とはいえ、そうなると、係の方も大変困るのではないのでしょうか。

そこで、トイレを男女兼用から、男女を区別して、出入り口を配慮し、スペースを広くとり、車いす使用者のトイレも設置する考えはないか。このことは交通事業者であるJRに協力をもらわなければ、実行できないことではありますが、案内所の設置が協議、検討の結果、できたのですから、担当課の手腕はもう発揮済みです。市長とJRのトップ協議で決定することは考えられないのでしょうか。また、トイレの清掃管理はどのようになっているのでしょうか。市長の明確な答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志駅のトイレにつきましては、JR宮崎総合鉄道事業部の管理となっておりますが、長年、無人駅ということもあり、地域のボランティアの方によりまして、週3回の清掃というような現状でしたが、8月8日の市観光案内所オープン後は、観光客への便宜も図るということで、ボランティアが清掃しない日でも、総合観光案内所の職員が毎日行っておりまして、ほぼ清潔に管理されているというふうに認識しております。

ということで、駅のトイレというものにつきましては、管理ができていますところでございますが、お話のように、男女兼用というようなことでありまして、この男女兼用につきましても、何とかしてほしいというような声が寄せられているようでございます。このトイレにつきましては、JR宮崎総合鉄道事業部の管理となっている志布志駅のトイレでございますので、今後JRと、まず要望をいたしまして、改善・改良をお願いするというところで、もしその中で私どもの方で何らかの形で負担しなきゃならないとなれば、そのことも考慮しながら、観光客、それから駅の利用者の利便性を図っていかなきゃならないというふうには考えるところでございます。

○7番（鶴迫京子さん） まず、トイレの清掃、管理は、職員の方でやっていたというところで、大変職員の方も今から総合観光案内所ということで、忙しい中にも大変ではなからうかと思いますが、努力していただきたいと思いますが、ずっと職員で掃除をするという考えであるんですね。それも含めまして、JRといろいろ協議をしていくということで、トイレの件についてはありましたが、最初からただ要望として、トイレを、こういう案内所もありますので、男女兼用のトイレにしてくださいという要望だけでは、すぐにはならないと思いますね。何年たっても、そういう要望どおりのトイレはできないと思いますね。やはり案内所を建てた時に市が負担したように、そこにはやはり予算ですね、それを半分ずつなりですね、折半なりしてですね、自分たちもお金を出すからというようなことがなければ、JRの方も早急にはそうならないような気がします。ですので、ここにも書かれてあるとおり、観光客をもてなす気風を高めるという意味では、皆さん観光客は、まずいろんな所に行った場合、トイレですね、そこにまず立ち寄ります。そのトイレに入って、今の現状のようなトイレに行って、果たして、ああ志布志というまちはいい所だなあ、またもう一遍来ようなあって、どう感じると思いますか。もう一遍市長の認識を伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志の駅の方に観光案内所を設置するというので、それ以来、もうそれ以前も立ち寄ったわけですが、何回も立ち寄った中で、トイレというものを見た時に、びっくりした状況でございました。無人駅だから、この程度だったのかなあというようなふうにかえたとこでございませう。そのような意味合いからすると、致し方ない状況ということではございませうが、今後、観光案内所ということで、市の表玄関になると、顔になるということになれば、それにふさわしい施設にしていかなきゃならないというようなふうにかえます。まず、JRと協議をいたしまして、このことについての改善・改築について、協議を重ねていきたいというふうにかえます。

○7番（鶴迫京子さん） 今、市長の前向きな答弁が返ってきましたので、結果を期待いたしまして、そしてそれがスピーディーに事が運ぶように願っていますが、やはりここの案内所の係の方も、その都度、トイレはどこですかって尋ねられたときに、あそこですって、もう自信を持ってですね、案内できるのかなと思います。本当に先ほど言ったように、無人駅ということで、JRの職員の方だけのために造られたのか、どういう経緯でなったのか分かりませうが、この市の案内所ができたので、やはりそういう区別的に、普通の方はですね、まして観光客は、案内所は志布志の市のもので、管理がですね、そしてあそのトイレはJRだとか、そういうことは深く考えられないと思うんですね。もう志布志駅ですので、名前がですね。ですので、やはりここも優先順位でいえば、相当もうはじめに、スピーディーにやらなければいけない所だと思いますね。一番ここにいらしてくださいと案内しておきながら、その横ではああいうトイレの現状というのを見ますと、それこそ反対に観光客が減るやもしれませう。だから、このことはしっかり市長のリーダーシップの下でですね、やらないと、担当課ではまあなかなかだと思いますので、市長の誠意を見せてですね、トイレを何とかしたいという思いがなければ、これは実現できないと思いますので、ぜひ力を入れてやってもらいたいと思います。最後に一言お願いします。

○市長（本田修一君） 今日、明日、すぐどうこうできるような内容じゃないということではございませうので、まずそのトイレをですね、きれいにしてもらおうように、職員には指導していきたいというふうに思います。様々な施設につきまして、いろんな意味で汚い状況だとすると、どんな所に行っても不愉快な気分になるわけではございませうので、その施設自体が不便であったとしても、きれいに管理がされていて、おもてなしの心があるとなれば、それはそれで許してもらえる状況があるんじゃないかなあというふうには感じるところでございませう。そのような意味で、今すぐ改善ができるわけではないので、とりあえずは、そういったものを努めていただきたいということを職員には申し伝えて、そして順次、改善に取り組んでいきますよと、しばらく辛抱していただかせんかというようなことの御案内も申し上げるようなことを指導していきたいなというふうに、今感じたところではございませう。今後、JR等とも協議をして進めたいというふうに考えます。

○7番（鶴迫京子さん） この志布志駅のトイレの件も、またおいおい追って、追跡していきたいと思います。

そして、志布志駅ということで、通告はしていませんが、トイレ設置もですが、案内所ができて、

ちょっと行った時に感じたことですが、ベンチが一つあるんですね。あのベンチももう少し数を増やしておかれたらと思いますね。備品ですので、そこいら辺は何とかなるのではないかなと思いますね。やはり、ちょっと休む所が、一つではなくて、もう少しあったらいいのかなと、その場所はまたあれですけど、申し添えておきます。

もう一つ、トイレの件でですね。これは、合併してからトイレの件ばかり言ってるわけではありませんので。私は旧志布志町でもトイレの件はいっぱい言って、実績も積んでいますので。アピア下の公園のトイレなども質問しまして、それが反映されて、宝満寺とか緑地公園のトイレに反映されたので、質問してですね。だから、トイレ、トイレですが、されどトイレです。

この公共施設のトイレ整備は、今回質問した所だけではなく、市長が先ほどもおっしゃったように、ほかの施設もまだまだたくさんあると考えます。ただ、私が大方ぱっと目がついた所だけを質問したのですが、有明町、また松山町、志布志町、あると思いますね。そういうところをしっかりと検証してですね、どういうところに優先度があるのか。そしてまた、それが出てきた場合ですね、住民の利用度から見て、優先順位を付けてですね、年次的にやはり少しずつでも計画を立ててですね、公営住宅のストック計画みたいな、ああいう計画をしっかりと立てて、少しずつでもやっているんだよという姿を市民に見せていただく、そういうこと。トイレですけど、そういうことがやはり市長の、ああそういうところまで視線が、市民の目線に立って物事を考えていらっしゃる市長だなということになりますので、そこら辺どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本当に有り難い御意見であるというふうに感じたところでございました。一挙に全部、それこそ有明のこの本所並みに全部しなさいというふうに言われるのかと思ったら、本当に順次でいいというお話でしたので、本当に安心したところでございます。当然、優先度を設けまして、そして緊急度、緊急度というのはまあどうか分からないですが、今あるところを利活用するような形のトイレ利用というものがあろうかというふうに思いますので、そちらの方も研究させていただきながら、順次、洋式化、そしてまたバリアフリーのための身障者用のトイレ設置ということについては、順次取り組みをさせていただきたいというふうに思ったところでございます。

先ほども少し申しましたように、私は、松山支所に行きましてですね、いつもきれいだなあというふうに思うんですよ、トイレに行きましてですね。そして、そういう意味合いからすると、ほかの箇所ですね、若干そういったのが保てられない、例えば公園等ですね、そういった状況でないところがあつたときに、何でそうかなというふうに考えたりするところです。管理を任されている方がそうなのかもしれないけど、そこで利用されている方がですね、自らそういったことにも取り組んでいただいているんじゃないかなというふうにも感じるところでございます。そういった意味合いからも、私ども職員についてもですね、そのような形で、本当に自分たちの利用する所、生活する所、そしてまたそこを市民が利用するんだということがあるとなれば、自らがそういったことについての衛生管理について、特に清潔感を持つような管理。そしてまた、花等をですね、ちょっとやればですね、すごく感じが良くなるわけですから、そういった工夫もですね、して行って、現在のところ不便

な状況だけど、順次改築させてくださいと、しばらくお待ちくださいというような形ですね、整備をさせていただければというふうに思うところがございます。どうぞよろしく申し上げます。

○7番（鶴迫京子さん） トイレの件で、最後に誤解なく申しておきたいと思いますが、私は松山支所のトイレに行きまして、汚いとか、そう思ってこういう質問をしているわけではありません。大変掃除も行き届いていて、本当に市長がおっしゃるように、そういう意味ではびっくりしたんですね。だけど、私はその設置状況ですね、そのことを言いたいんですね。そしてまた、本当にきれいに掃除もされてるなあと思いました。それでもかなわないぐらい、設置状況が今の時代に合わなくなっているという思いがしたのですね。

それと、とても支所に行きまして、みんな仕事を一生懸命されているのに、行った時に、トイレの場所はどこですかで尋ねた時に、せっかく仕事を一生懸命されているのに、手を止めてですね、本当に接遇面でいえば、大変すばらしかったですね。手を止めて、すぐ、「ああこちらですよ。」て。もうそれで済むのかなと思ったら、わざわざ私をずっと連れて行かれまして、奥の和式の方にですね、案内してくださいました。大変、ああ優しい方だなあと思いました。もちろんその方は、私、名乗っていませんので、議員だとか何だとか、そういうことで私を案内されているわけではないんですね、ただの普通のおばさんの格好で行きましたので。本当にそういう意味では、職員の方はそうやって仕事を努力されて、一生懸命されているのに、こちらも何か悪い気がするんですね、「トイレはどこですか。」とか、尋ねるとのこと自体もですね。

だから、やっぱりそういうところ、いろんなところに、こまやかなところに気がつくのがそういう職員の方々だと思いますので、そういう職員の方々の意見もお聞きになって、女性職員の方のですね。お聞きになって、どういうトイレに方向性としてなっていけばいいのかということで、市長がちょっと、すぐできないところは、そういう気持ちを持っていけば、きれいにして持っていけば、そういう安心して使えるトイレになっていくということでもあります。花をそこにちょっと添えるという気持ちですね。私もお花を教えていますので、だれもそういう人がいないときは、もうボランティアで行ってもいいですよ。そういう意味合いで、ちょっとのことで変わりますね、雰囲気。そういうことを申し上げて、今回、質問に取り上げていますので。

実際的にはすぐ、市長、有明本庁と違うから、松山支所はもう明日にでも早速取り掛かってください、本音はそう言いたいんですが、やはりそういうすぐにはならない事情も分かっていますので、今回はちゃんとしたトイレができることを期待しまして、次の質問に移らせていただきます。

最後です。もう最後は、すごく簡単にいきますので。

では最後に、志布志支所の駐車場から庁舎2階へ上がる階段に取り付けられている手すりを、断熱・耐寒素材に改修できないかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志支所の駐車場から庁舎2階へ上がる外階段に取り付けられている手すりを、断熱・耐寒素材に改修できないかということについてでございますが、志布志支所庁舎は昭和56年に竣工となっておりまして、28年を経過した庁舎でございます。外階段に取り付けられております手すりも、当時の

鉄製のままで御利用いただいております。

御質問にありますように、直接手に触れる鉄製の手すりということにつきましては、本当に季節によっては、熱く感じたり、冷たく感じたりということになるかというふうに思いまして、そのときには不愉快な気持ちをされるのかなあというふうに思ったところでございます。足場の悪い階段の手すりでありますので、利用されます皆さんのお気持ちを大切に考えまして、扱いやすい工法等で改修をしたいというふうに考えます。

○7番（鶴迫京子さん） 結論的に改修をするということでありますので、大変うれしく思いますが、触ったことがありますか、市長は、その手すりを。

○市長（本田修一君） 外側の手すりについてはともかく、中にある手すりについてはですね、触って上ったり下りたりしたことがございます。

○7番（鶴迫京子さん） 本当にですね、私もびっくりしました。この年になるまで、高齢者では一応ないものですから、その階段の手すりを触らずに階段を駆け上っていたんですね。ある日、ちょっと足が痛かったので、階段の手すりをちょっと握ったんですね。そうしたら、もう、夏です。まだ8月ですね。本当に触ったことのある方は分かると思いますけど、やけどする。触れないんですよ、鉄です。ですので、もう本当これは、手すりの意味をなしているのかなと思えました。だから、多分、分からなくて、やけどされた方もいらっしゃるのではないかなと思います。ぜひ、これ、本当に改修するということでありますので、専門的なことは私は分かりませんので、担当課の方ですね、しっかりそういう断熱、耐寒、そういうことを考えて、早急に改修していただきたいなと思います。前向きな答弁でしたので、これで終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 以上で、本日の日程は終了しました。

14日は、午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後4時48分 散会

平成21年第3回志布志市議会定例会（第5号）

期日：平成21年9月14日（月曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

上野直広
宮城義治
東宏二

出席議員氏名 (32名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	10 番 毛 野 了
11 番 立 平 利 男	12 番 本 田 孝 志
13 番 立 山 静 幸	14 番 小 野 広 嗣
15 番 長 岡 耕 二	16 番 金 子 光 博
17 番 林 勇 作	18 番 木 藤 茂 弘
19 番 岩 根 賢 二	20 番 吉 国 敏 郎
21 番 上 野 直 広	22 番 宮 城 義 治
23 番 東 宏 二	24 番 宮 田 慶一郎
25 番 小 園 義 行	26 番 上 村 環
27 番 鬼 塚 弘 文	28 番 重 永 重 久
29 番 丸 崎 幹 男	30 番 福 重 彰 史
32 番 谷 口 松 生	33 番 若 松 良 雄

欠席議員氏名 (1名)

31 番 野 村 公 一

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

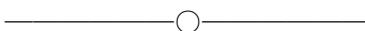
市 長 本 田 修 一	副 市 長 井 手 南海男
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 課 長 中 崎 秀 博
情報管理課長 徳 満 裕 幸	企画政策課長 溝 口 敏 久
財 務 課 長 溝 口 猛	港湾商工課長 萩 本 昌一郎
市民環境課長 竹之内 宏 史	税 務 課 長 外 山 文 弘
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 木佐貫 一 也
農 政 課 長 白 坂 照 雄	耕地林務水産課長 立 山 広 幸
畜 産 課 長 中 崎 章 文	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 吉 野 健 一
水 道 局 長 井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者 楠 川 昭 博
農業委員会事務局長 大 園 朗	教育総務課長 五 代 豊 一
学校教育課長 山 口 幸 彦	生涯学習課長 小 辻 一 海

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 今 井 善 文	次長兼議事係長 徳 田 弘 美
調査管理係長 坂 元 正 知	議 事 係 武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

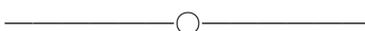
○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、岩根賢二君と吉国敏郎君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、21番、上野直広君の一般質問を許可いたします。

○21番（上野直広君） 私は、4年近く、市議になってからなりますけど、農業の活性化について、いろいろ考えてきました。いろいろ考えた結果、やっぱり規模拡大も考えましたけど、日本の文化と伝統を考えれば、やっぱり地産地消がいいのではないかという考えに到達いたしましたので、地産地消について質問いたします。

地産地消は日本の食料すべてを賄うことは無理ですけど、ある程度は自給率の向上につながるんじゃないかと考えますので、よろしくお願いします。

今の社会は、対処療法では解決しないということですね。自民党から民主党に変わったように、世の中は変わってきております。改革が必要な構造変化が国の内外で進んでおります。日本といわず、外国でも構造変化が進んでいることです。それはどういうことかといえば、世界が一つの市場に統合されるグローバル化、それと少子高齢化という人口構造の変化、それと地球温暖化を抑える社会経済の低炭素化、この三つの対応はだれが政権を担おうと、避けて通れません。これは日本の民主党であろうと、これを避けて通ることはできないだろうといわれております。

ここでですが、農業においても、構造改革が必要であることは言うまでもありません。昔は、農村地区では在来品種や伝統野菜の生産を行うなど、伝統的に地域でとれたものを地域で食することが当然でありました。戦後も、高度成長期以前は身近なものを食することが普通でありました。

ところが、その後、高度成長期の技術の発達によって、広域大量流通システムが整備されたことにより、消費する場と生産する場との距離が拡大することとなり、その結果、2001年、平成13年ですが、我が国初のBSEが発生したことを契機に、安全・安心に対する要求が高まっております。

そこで、トレーサビリティシステムの整備が今まで進められてきました。さらに、消費者からは、食と農との距離を縮めたいと、三者と顔の見える関係をつくりたいという要求は高まってきております。

このような中で、地産地消につきましては、消費者の農産物に対する安心・安全志向の高まりや、生産者の様々な販売の取り組みが進む中で、消費者と生産者を結び付ける地産地消への期待が高まっております。また、地産地消は食料自給率の向上に向け、重点的に取り組む事項としても、全国的に

展開されておりますので、地産地消の意味と、現状と課題、そして今後の推進方向について質問いたします。

地産地消については、もともと地域で生産されたものを、その地域で消費することを意味する言葉であります。また、地域で生産されたものを地域で消費するだけでなく、地域の消費者のニーズに合ったものを地域で生産するという側面もありますが、市長は地産地消の意味をどうとらえているのかお伺いします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

上野議員の御質問にお答えいたします。

地産地消の意味を問うということでございます。今、議員の方からお話がありましたように、地産地消というのは、もともと地域で生産された農産物や水産物を、その地域で消費することを意味する言葉であるということございまして、平成17年3月に制定されました国の食料・農業・農村基本計画では、ただ単に地域で生産されたものを地域で消費するだけでなく、地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける取り組みであり、これによりまして、消費者が生産者と顔が見えて、話ができる関係で、地域の農産物、食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業者との活性化を図るといふふうに位置付けているということでございます。

また、地産地消は地域で自発的に盛り上がりを見せてきた活動でございますが、非常に多面的な側面をしております、画一的・固定的なものではなく、柔軟性があり、多様性を持った、地域の創意工夫を生かしたものとなることが必要と。また、そういったものになっているといふふうに考えられます。

地産地消の主な取り組みとしましては、産地直売所や量販店での地場農産物の販売、学校給食、福祉施設、観光施設、外食、中食、加工関係での地場農産物の利用というものが挙げられるといふふうに考えているところでございます。

○21番（上野直広君） 地産地消の位置付けについてですが、先ほど市長が答弁されたとおり、農業者と消費者を結び付ける取り組みで、消費者が生産者と顔が見え、話ができる関係を築く、そして地域農産物や食品を購入する機会を提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を図ると位置付けております。産地からの距離は輸送コストや鮮度面、また商品力、教育力は近ければ近いほど有利であります。対面コミュニケーション効果があり、消費者の地場農産物への愛着心や安心感が高まり、それが消費拡大、ひいては地元の農産者を応援することになります。これは高齢者を含め、地元の農業者の営農意欲を高めさせ、農地の荒廃を防ぐことになります。結局、地域を活性化させ、日本型食生活や食文化が守られることによって、食料自給率を高めることになります。

しかし、先ほども市長が言われたとおり、距離に関係なく、コミュニケーションを伴う農産物の行き来を地産地消ととらえることも可能であるといわれております。これは全国的にコミュニケーションが伴えばどこでもいいということで、東京でも北海道でもいいと。これはこういう意味に検討されてきたということですね。最初はそうではなかったと思いますが、日本の食料は日本で消費すると

いうのを基本に、こういう地産地消というのが、今、解釈されております。

この地産地消の展開のいきさつはどうかということですが、この地産地消は高度成長期に入りまして、交通網の発達や通信の設備とともに、保冷・予冷技術により、農産物の品質保持が可能となったこと、大量流通を可能とするため、農産物の規格が整備されたこと、季節によって産地を変えることにより、1年中同じ農産物を供給するシステムが整備されたことによります。こうした大量流通は、多様な食材を1年中どこでも安定的に入手できること、品質の一定したものを安く入手できることといったメリットをもたらし、食生活の向上に寄与してきました。今では、生産する場と消費する場が分離して、顔が見えない。高度成長期はそういう広域大量流通システムが整備されたことにより、そういう結果をもたらしたということですね。

こうした状況の中で、1990年代以降に有機農産物の原産地を明らかにする要求の高まりと、2001年、平成13年に我が国初のBSEが発生したことを契機に、安全・安心に対する要求が高まり、トレーサビリティシステムの整備が進められております。さらに、消費者からは食と農との距離を縮めたい、生産者と顔の見える環境をつくりたいという要求が高まってまいりました。これがいきさつですね。地産地消が盛り上がったいきさつがこういう結果で、こうなったということですね。

しかしながら、1億2,000万人の国民に食料を安定供給する必要があるとの観点に立てば、すべてを地場農産物により供給することは困難であります。したがって、地場の生産技術条件や市場条件に見合った可能な方法で、経験を積み重ねながら、段階的に広げていくことが重要と考えられます。結局、日本全国に広げていくということですね、地産地消を。

したがって、地産品を優先的に消費することを通じまして、食料自給率の向上にもつながっていく考え方であります。このような視点に立てば、行政においては強い要求がある地産地消を広げていくためには、特に取り組みが円滑に進められるようにするため、支援を行うべきではないかと私は考えておりますが、市長の率直な意見をお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありますように、地産地消というのは、もともと地域で生産、地域で消費という言葉が略されて地産地消というようなふうになったみたいに、地域で顔が見える、話ができるという、生産者と消費者のそういった相互の信頼関係がかつてはあったというようなことで、それが時代とともに、大量生産、大量消費というようなものになって、顔が見えない、話ができないというような流れの中で、改めてその生産物に対する信頼性を回復させるために、今言いましたような流れが、また見直されてきているというようなふうには考えているところでございます。

市におきましては、地域や社会を挙げた子供の食育をはじめ、生活習慣病の予防、高齢者の健全な食生活や、楽しく食卓を囲む機会の確保、そしてまた食品の安全性の確保と、市民の理解の増進、食料自給率の向上にもつながるといようなことから、伝統的な食文化の継承と、食育を通じまして地産地消を推進する観点から、本市におきまして、平成19年3月に教育委員会におきまして、子供の食育基本計画を作成して、地産地消を更に推進しようというふうな取り組みを始めているところでございます。

○21番（上野直広君） 市では、地産地消とって、地域でとれた物を地域で消費するという段階ですね、まだ。それがまだ給食関係だけだということですね。地産地消というのは、この志布志に限らず、全国的にコミュニケーションが伴えば地産地消と位置付けられておりますので。これが、志布志産の農産物であって、東京で販売されるんだったら、コミュニケーションの顔が見えれば、写真入りのネームとか、どういう方向で生産したとかそういうコミュニケーションが図られれば、東京でも地産地消と、志布志産の地産地消ということになりますので。その点がありましたので。この地産地消の農林水産省の解釈はこのようになっております、最近。

そこでですが、地産地消の現状についてですが、統計分析では農産物直売所においては、任意的な全国調査からは、1万か所以上の設置数があると考えられます。農林水産省統計部が実施した平成16年度農産物地産地消等実態調査によれば、市町村の第三セクターですね、それに農協が設置主体である産地直売所は、全国に2,982か所あることのようにですが、市の状況はどうなっているのかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市におきましても、農産物の直売所というような形で、いちごの無人販売所のように、極めて栽培期間の限定されたものから、年間を通して有人販売あるいは無人販売をしている所があるということで、その全体の正確な数というものについてはとらえておりませんが、有人販売を行っております常設の農産物直売所は5か所ございまして、朝市等で農産物の直売を行っているグループが4グループ、観光農園が2か所となっております。常設の直売所が蓬の郷、手作り屋、あおぞら一丁目、本村茶屋、やっちくふるさと村、朝市がげんき市、花野果市、戌の市、駅通り土曜朝市、そしてまた観光農園につきましては、加世田農園、大隅農園ということで、こういったところが市内の直売所というふうになっております。また、有人の直売所の年間の販売高は、調査対象は3件でございますが、1,427万円ほどとなっているようでございます。そのうち、農産物が全体の90%を占めているというようなことでございます。

○21番（上野直広君） 農産物加工についてはどうなっているか、分かっておいたら教えていただきたい。分からなかったらいいです。

○農政課長（白坂照雄君） お答えいたします。

農産物加工については、現状の資料をここに持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

○21番（上野直広君） 実態調査によれば、恒常的に使用しているが76.6%とのことですが、市の学校給食の地場農産物の使用状況はどうなっているのか、教育長、お願いします。

○教育長（坪田勝秀君） それでは、地産地消に係る学校給食センターでの状況について申し上げますと、教育委員会といたしましては、地産地消を県内産はもとより、県産県消ととらえておりまして、平成18年度から文部科学省の地域に根ざした学校給食推進事業という補助事業を受けて、本格的に取り組んでいるところでございます。これを機に、本市におきましても、地産地消の気運が高まりまして、大野原有機農業研究会、それから甚兵衛倶楽部などの生産組織等から協力をいただきながら、現

在に至っているところでございます。

そしてまた、今、御質問がありました地産地消の具体的な数値でございますが、20年度が志布志市立の学校給食センターで志布志産が55.84%、県内産が20.21%で、県内、志布志産を含めまして、県内産という場合は、76.05%になるようであります。松山給食センターの方は、志布志産が59.30%、県内産が18.88%で、78.18%が県内産を含め、志布志産を含めて地産地消ということがいえるかと思っております。私、給食会にもおりましたので、その経験から申しますと、これは非常に高いパーセントではないかと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○21番（上野直広君） この市の学校給食の地場農産物の使用状況は、地産地消の意味をとらえているんですかね。地産地消というのはコミュニケーションが伴わないといけないわけですので、そういったはっきりした、市内で生産されたものは分かるでしょうが、市外の場合の地産地消の場合は、ある程度のコミュニケーションが伴わなければ安全・安心な食料とはいえないんじゃないんですかね。その点についてはどうですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、議員の御指摘のように、やはりコミュニケーションということ、つまり生産者の顔が、学校給食の場合でございますが、子供たちにしっかりと見えて、そしてどこのどなたがお作りになったもの、そしてその生産過程にはこんなことがあるというようなこと等が子供たちにも十分理解されて、それを通じて子供たちが、さらにまた流通業者の方々のお仕事の様子等も知ることができるでしょうし、そしてまたそれははぐくむ我がふるさとの自然のすばらしさというようなもの、そしてまたさらに生産者への感謝の心や、あるいはまた命の大切さなどを学ぶことができるだろうと、こういうふうに考えておまして、地元の生産者からいただく農産物等につきましては、そういうことを栄養士をはじめ、それから学校での担任等が語って聞かせているようでございますので、そういうコミュニケーションは、直接ではございませんが、間接的に子供たちには地場産物の有り難さは伝わるのではないかと、こういうふうに考えております。

○21番（上野直広君） 間接的にと言われたけど、実際確かめたわけじゃないわけですね。地産地消というのは、そういう経歴がはっきりしたものでないと地産地消と言いませんので、この点については確かめてみてください。

それと、しかし安易な事業化は失敗を招くといわれておりますが、簡単に地産地消に取り組むのは失敗の原因だといわれております。よほど計画的に事業化をしていかなくは失敗を招くと。その点については、市長は慎重な考えがありますかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地産地消につきましては、本市の取り組みというのは、先ほどお話ししましたように、直売所あるいは朝市等、それから観光農園等でやっていらっしゃる方がおられる。そしてまた、数を把握できないぐらいの形でですね、無人のものがあるというようなこととございまして、これはそれぞれ設置される方が地産地消に積極的に取り組んでいただいている内容ではなかろうかなというふうに思っていま

す。地域で生産して、地域で消費するということが、私どもの地域にとっては有り難いことであるわけですが、それが先ほどからお話がありますように、日本全体の食料自給率の問題にもかかわってくる内容というふうになれば、このことについてももっと積極的にかかわりながら、この志布志の地域のものが全国のものに販売できるような形は積極的に進めていきたいというふうに考えるところでございます。

○21番（上野直広君） 次に、メリット・デメリットですが、地産地消により、消費者、生産者、双方にメリットが生じると考えられますが、まず消費者についてのメリットはどう考えておられますか。お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

消費者につきましては、次のようなメリットがあるのではなかろうかというふうに考えております。まずはじめに、身近な場所から新鮮な農産物が得られるということです。そして2番目に、消費者が自ら生産状況を確認できて安心感が得られるということであろうかというふうに思います。そしてまた3番目に、食と農について親近感を得るとともに、生産と消費のかかわりや伝統的な食文化について理解を深める絶好の機会となるということでございます。4番目に、流通経費等の節減等によりまして、安価に購入できる等が考えられるということございまして、このようなことが消費者のメリットではなかろうかというふうに考えます。

○21番（上野直広君） 消費者にもメリットがあるということですね。

生産者についてはどうした理解をされておるのか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

生産者につきましてはメリットは、まずはじめに、消費者の顔が見える関係によりまして、地域の消費者ニーズを的確にとらえた効率的な生産が行えると。2番目に、流通経費の節減によりまして、生産者の手取りの増加が図られ、収益性の向上が期待できるということでもあります。3番目に、生産者が直接販売することにより、少量な産品、加工・調理品も、さらに場合によってはふぞろい品や規格外品も販売ができるようになるということであろうかと思っております。4番目に、高齢者の方々が生きがいを持つて、そしてまた女性の方々がやりがいを持つて、またそれを実感できるということで、地域の連帯感が強まるというふうなふうに考えるところでございます。

○21番（上野直広君） 生産者にとっても、メリットがあると。それと、地域の連帯感というのが良くなると。ということは、行政においても、いいことだらけじゃないかと思っています。いいことだらけというわけではないですけど、行政の取り組みとして、みんなが連帯感を持つてば、市の行政うまくいくんじゃないかと思っています。

次に、活動内容ごとの現状についてはどうですかね。直売所の現状は、直売所の運営主体は農協の組合員、女性部、青年部、第三セクターと任意団体等、様々であり、運営方法も様々であるが、現状はこうですが、活動内容ごとの直売所の課題は理解しておられますか。

○市長（本田修一君） 今、お話がありましたように、様々な運営主体があるわけですが、それらのものにつきまして、それぞれ課題があるんじゃないかなというふうに考えるところでござい

ます。その生産される課題といたしましては、地産地消の情報交換の場がない、そしてまた消費者と実需者のマッチング、かみ合わせですね、それをどういったふうにするかというようなことでございます。そしてまた、農家の方々は直接、直売所、無人等の販売所を設置されるわけでございますが、これらの運営のノウハウが少ないということで、また情報伝達が図られてないというようなことになりかというふうに思います。そしてまた、組合等で、あるいは団体等でされる場合には、参加農家の確保と育成が問題であるというふうに思います。そしてまた、これはいわゆる地産地消ということでございますので、大量生産というような形でないというようなことでございますので、品目数あるいは数量というものの確保が極めて難しい、そういった問題があるということであろうかと思っております。それから、生産ないし流通に時間と経費がかかるというようなことが課題ではなかろうかというふうに考えます。

○21番（上野直広君） 活動内容ごとの現場検証については、結局、総合的な答弁でしたけど、私もそこまでは、入りたくても答弁が返ってきませんので。先ほど市長が言われたとおり、地産地消の類型というんですかね、そういうものは、直売所、量販店等、学校給食、福祉施設、観光、それと外食・中食産業ですね、それと加工関係、情報活動関係と交流活動関係も入ってきています。

それはいいですけど、学校給食については、教育長は知っておられると思いますので、学校給食の現状について。学校給食において、地場農産物を使用する地産地消の活動は増加傾向にあります。また、今後更に取り扱いを増やす意欲が高まっていますが、大分志布志市は取り組んでいるということですけど、今後、まだ増やしていかれるつもりがあるのか。それと、学校給食の課題ですね、これについて伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

学校給食の今後ということを含めましてですが、今、学校給食でもどんどん積極的に地産地消は進めておるところでございますが、やはり何と申しましても、課題と申しますか、デメリットと申しますか、地産地消の場合は、やはり気候や害虫に影響されやすく、安定供給が難しいということが大きな一点でございます。それからまた、大きさがふぞろいであったりすると、調理に手間が掛かると。どうしても早く、時間が勝負でございますので。それから、単価がやはり高くなるというようなこともございます。それらをどうしても克服しなければいけないのかなと思っておりますが、現在、私どもの工夫の一つといたしまして、地元の生産者の方々に、時期に応じて、にんにくでありますとか、大根、白菜、大根葉、なす、にがうり等の作付けをお願いをしておるところもございます。

今後も、そういう病害虫の被害、あるいは安定的な供給ということもありますので、十分地元の農産物の生産組織等と連携をしながら、学校での生産者との交流給食会というのもやっておりますが、これとか、あるいはまた高齢者等によるだんごでありますとか、煮しめでありますとか、そういう伝統食作りなども子供たちに栄養教諭を通じて、食育の一環として指導できれば、また地産地消が推進されるのではないかと考えております。

本市の場合は、特に関係の方々の御理解をいただきまして、志布志市特産品活用学校給食補助事業というものをいただいております。これは黒豚、黒牛、はも、うなぎ、メロン、米の6品目につきま

して、補助をいただいております。平成21年度が184万円でございます。この補助をいただいて、これを学校給食に供しておると。こういうこともいたしておりますので、今後とも積極的に地産地消の推進に努めますとともに、子供たちの健全育成と、それから食育推進ということも進めてまいりたいと、こういうふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○21番（上野直広君） 今、量がそろわない、種類が少ない、ふぞろいな品物であると。それに価格はどうか、高いですかね。それと、このふぞろいな野菜類は、調理する機械があるんですよね。その導入は考えられないかお伺いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

やはり調理が手間取るということは、先ほど申しましたように、ふぞろいでありますと、子供たちに同じように、やはり平等に提供するということになりまして、ふぞろいになりましたら、どうしても調理人の手間が掛かるということは、もうお分かりいただけるんじゃないかと思いますが。それから、今御指摘がありました、そういうふぞろいの材料を調理する機械もあるんだがということでございましたので、それはまた給食センターとも相談をいたしましてですね、そういうものが購入できるゆとりがあるのかどうか、またちょっと研究してみたいと思います。

○21番（上野直広君） 次に、情報活動の現状ですが、行政機関が中心となって、地場農産物を更に普及させるための情報提供、広報活動が求められている。これについてはどういった取り組みをなされているかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、地産地消につきましては、教育委員会の方で地産地消を図るために、子供食育基本計画の中で取り組んでいると。そしてまた、それに基づきまして、地場産品のものを学校給食センターに供するための予算措置をしているというようなことでございます。

そしてまた、さらにこのことにつきましては、全国的に今後展開していこうというような形ではありますが、私自身としましては、この地産地消というものは有機農法というような観点から考えまして、今後、有機農法の農業の研究協議会を立ち上げまして、この観点から全国的に展開をしようというようなふうに、今、取り組みを始めているところでございます。

○21番（上野直広君） まだやってないけど、今後取り組みをするということですね。

行政関係としては、交流活動関係がありますけど、行政が主体となって展開される例が多く見られ、地場農産物をキーワードとした活動は全国的に展開されているが、この点については、市としての取り組みはあるのかなのかお伺いします。

○市長（本田修一君） ただいまお話になった件につきましては、多分、ブランド化というようなお話ではなかろうかというふうに思います。地場産品をアピールするための取り組みというようなことになろうかというふうに思います。

このことにつきましては、様々な団体とともに、大隅産あるいは志布志産、あるいは鹿児島産というような形でのブランド化を図りながら、地場産品を全国に展開しているというようなことで、関係

団体とともに取り組みをさせていただいているということでございます。

そして、先ほども申しましたように、有機農業の推進協議会を立ち上げましたので、これらのものを通じて、地域の有機農産物を全国にアピールして、それらのものをブランド化していきたいというような形の推進方策をただいまとっているところでございます。

○21番（上野直広君） 市長は、有機農産物を主体に全国的に展開したいということですね。分かりました。

次に、行政の国や県等により取り組みの現状は、農林水産省、文部科学省、地方農政局、都道府県の取り組みが分かっていたら教えていただきたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国、県等の取り組みということでございますが、農水省におきましては、地産地消推進行動計画を決定しまして、強い農業づくり交付金におきまして、地産地消を進めるための協議会の開催、行動計画の策定、調査の実施、実証・試験の実施、技術の普及、啓発活動や生産施設、加工施設、流通販売施設の整備に対しまして助成している。そのほかに、交流拠点・体験交流空間の整備、それから食に関する様々な体験や学校給食における地場産を主体とした利用の促進等、地産地消の推進活動への支援をしております。また、優良事例情報のホームページへの掲載等の情報提供を実施しているということでございます。

文部科学省は、学校給食指導の手引きや通知におきまして、郷土食や地場産物の導入について工夫するよう、都道府県教育委員会等を通じて指導しているということでございます。また、児童・生徒用の食生活学習教材の中においても、地域の産物や郷土料理を取り上げて、各学校等に配布するなど、各種の施策を通じて、学校給食における地産地消の推進を図っていると。

地方農政局におきましては、管内の都道府県と連携した推進体制づくり、地産地消に関するシンポジウムや消費者団体との意見交換会の開催、地産地消の優良事例情報のホームページへの掲載、PRパンフレットの作成・配布といった推進活動を行っているということでございます。

県におきましては、地産地消に関する計画や基本方針としての鹿児島県の食交流推進計画が定められておりまして、鹿児島県の食交流機構を設置して、県民へ県農林水産物や健康的な食生活に関する情報提供、啓発活動を行うとともに、子供たちへ食農教育を推進しているということでもあります。

○21番（上野直広君） 農林水産省のいろいろ交付事業がありますけど、これについては、市の取り組みとしては取り組んでいるのか。それと、文部科学省では、都道府県の教育委員会等を指導していると言われましたけど、これについては市の取り組みと同じなのか、違うのか、ちょっとお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

基本的には、やはり違うところはございません。やはり、国におきましても、食料自給率の向上につながるであろうところの地産地消の推進ということ掲げておられるようでございますので、それが文部科学省の中から流れてくる場合におきましては、学校給食等で十分地産地消を進めながら、そしてまた農業への理解を、学習を深めながらというようなところにまいりますので、先ほども申しま

したけれども、18年度から文部科学省の地域に根ざした学校給食推進事業という補助事業もありました。もう今、これは実際はもう行われておりませんが、こういうものが地方に伝わってまいりまして、それが先ほど申しました本市においては様々な有機農業研究会とか、甚兵衛倶楽部とか、そういう方々の生産組織等から協力をいただきながら、我々は学校給食の中に地産地消の大切さを教え込んだと、こういうことでございますので、これは国の指導というのと県の指導というのは俗に変わるものではない。あるいはまた、それを受けて、私ども市といたしましても、子供たちの食育と、それから健康増進ということと、そしてさらには郷土愛というようなことも含めて、教育を展開していこうと、こう考えているところでございます。

○市長（本田修一君） 国が様々な事業を挙げまして、交付金等の実施、そしてまた情報提供というものをしているところでございますが、市としましても、このことにつきましては、取り組みをできることにつきましては、取り組みをしているというようなことでございます。また、九州地方農政局等であります意見交換会あるいは消費者団体とのシンポジウムということにつきましても、参加をさせるようにしているところでございます。そしてまた、県とともに、この取り組みについても、一緒に、特に子供たちへの食の教育を推進してきているというようなことでございます。

○21番（上野直広君） 教育委員会の方では、基本的には変わらないけど、取り組みは若干市の取り組みが入っていると理解してよろしいですか。

この農林水産省の交付事業ですが、これについては、直売所の設備とか、そういう加工施設とか、そういうのに取り組んできたのか。多少きたような気もするんだけど。それと、今後はどう展開していくのか、そこをお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

過去におきましては、各地域にございます加工センター等の設置につきまして、国の事業に取り組んできた経緯があるようでございます。現在の段階では、市の独自の事業で、ふるさとづくり委員会事業ないしは共生・協働・自立の事業に基づきまして、それぞれのグループが何らかの加工施設を造りたい、販売所を設置したいというようなときに、その内容を協議をさせていただきまして、そのことにつきまして応じられるところにつきましては、対応をしているところでございます。

○21番（上野直広君） 地方農政局とか、都道府県もPR活動に大分努めておりますので、やっぱり市もある程度のそれに沿った取り組みは必要じゃないかと思っております。

次に、生産者、消費者・実需者、行政における課題としてですが、この中で生産者の課題としては、先ほどもちょっと述べられたけど、これについてはどう考えておられるのか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

生産者の課題としましては、先ほど少し述べたところでございますが、情報交換の場がない、あるいは消費者等の設定の場がないとか、先ほど言いましたように、直売所の運営のノウハウ、また設立のノウハウもないんじゃないかなということでございます。これらのことにつきましては、地産地消で直売所等の販売所を設置される方、また別ルートでもそういった地産地消に取り組んでおられる方がありましたら、積極的にこのような形のものについて、情報の提供等、また内容につきましては、

助成等を、先ほど申しました事業等でできるかどうかというものを精査しながら、取り組みをさせていただきたいと考えます。

○21番（上野直広君） 消費者、実需者の課題については、大体先ほど、規格がそろわないとか、安定的な地場農産物の確保は難しいとか、関連情報の収集、紹介を進めるとかというようなことが述べられましたので、これは省きたいと思えます。

行政の課題ですが、これはどうとらえているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

行政の課題といたしましては、ただいま申しましたように、いろんな方がいらっしゃるというようなことであります。そのようなことで、その普及・啓発が十分ではないなというようなふうを考えております。その地産地消活動というものは、もっと推奨すべきではないかなど。そしてまた、その中で地域の創意工夫、独自性を生かしていかなきゃならない。また、関係機関との連携を必要とするということでございます。また、内部的にも予算、人員、時間という問題から、すぐに経済的効果の見えないという地産地消の取り組みもございますので、そのようなものにつきましても、長期的並びに間接的な効果を含めて、事例を具体的に挙げて補助する必要があるというようなふうを考えております。行政自身につきましては、問題があったときに、それをそのまま助けるということではなく、地域の方々が、またそれを運営される、主体とされる方が自分たちで解決していくというものを、今申しましたような形でサポートしていくということが重要ではないかなというふうに考えるところでございます。

○21番（上野直広君） 地産地消は、安易に事業化するのは失敗の元だといわれております。全国的に、もう失敗した例も数多くあります。ですから、行政としては、全国の事例を作成するのも一つの策ではないかと。いろいろなマニュアル的なものを総合的に作成して、全国で取り組んだ成功例ですね、そういうのも必要じゃないかと考えますが、市長はどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのことにつきましては、関係課の方で特に女性の農家の方々、中核農家の認定農家の方々に組織されておりますところに、そのような案内をしまして、研修等を重ねさせているところでございます。

○21番（上野直広君） 今、現状と課題が終わりましたので、今度は推進方策ですね、これに移りたいと思えます。

地産地消に関する現状と課題を踏まえ、今後の行政として推進すべき方向についてお伺いします。

地産地消の運動としての推進については、どう思っておられるのか、それについてお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現状では、消費者と生産者の相互理解が必ずしも十分でないということでございますので、生活スタイルや食生活が大きく変化したことを踏まえて、消費者と生産者が相互に理解を深め、信頼関係が構築できるよう、コミュニケーションを図っていく必要があるかというふうに思います。生産者は消費者に指示されるものを作ることが必要だと、消費者に対しまして、農業、農産物についての内容について普及啓発を進めていく必要があるというようなふうで考えるところでございます。

○21番（上野直広君） 一層の地産地消の普及啓発を進めていくということですね。はい、分かりました。これで推進していく気持ちが分かりました。

次に、情報・ノウハウの提供については、先ほども述べましたように、優良事例の収集・提供を進める必要があると思いますが、それについては先ほどちょっと答弁されましたけど、その点について、もう一度確認をしておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

情報・ノウハウの提供につきましては、先程来、お話しますように、本市での直売所、あるいは観光の状況、そしてまた学校給食の状況ということで、その中での地産地消の取り組みの内容というものを収集しまして、これらのものをホームページ、広報紙等で紹介するところがございますが、特に、農業を営んでおられる方々、そしてまた女性農業者の方々には、特にそのことについては研修の場を設けさせていただきまして、各地にまた先進地の研修等にも行っていただいている状況でございます。

○21番（上野直広君） 取り組んでいる状況ということですね。分かりました。

次に、関連施設等の環境整備の支援ですが、先ほど農林水産省の交付事業で、市長が答弁されましたが、直売施設や交流施設等の地産地消に関する施設の整備などの支援が必要であります。また、学校給食での地場農産物の利用を進めるためには、ふぞろいな規格の野菜でも対応可能な調理設備等の機械導入も有効であると考えますが、先ほどは教育長に聞きましたけど、市長はどう思っておられるのか。ふぞろいの導入とか、この直売施設や交流施設を、さっき述べられましたけど、再度伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私としましては、地産地消という観点から、地場産品の利用を高めてくださいということで、いつも教育委員会、教育長の方にはお願いしているところでございます。しかしながら、先ほど教育長の方から答弁がありましたように、なかなかその規格がふぞろいだと、そしてまた量が集まらないというようなことを苦慮されておまして、少しずつではございますが、伸びているところではございますが、そのことについて私どもの要望と教育委員会の現状と、なかなかうまくみ合わないという気はしているところでございます。そのことを、例えばふぞろいのもを調理する機械があるというふうに、先ほどお話があったところでございますが、もしそのようなものがあって、地場産品の消費というものが高まっていくということになれば、少しその件については研究させていただきたいというふうには考えたところでございます。

○21番（上野直広君） 次に、人材育成ですが、リーダーやコーディネーターの育成ですね。何をやるでも、地産地消を担う幅広い人材、後継者の育成が必要であると思いますが、人材育成については、何事も事業をやるにおいては、人材育成が必要だと思しますので、この点についてはどう考えているのか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

お話のように、人材の育成をしていくことが、様々な事業について推進ができる源になるというふうには十分認識しております。

地産地消の推進という観点からすると、その中で使命感を持ったリーダーやコーディネーターを育成するためには、今現在、志布志市では担い手の協議会におきまして、地産地消の研究会、農産加工の研究会、グリーンツーリズムの研究会というものを発足させております。これらのものを通しまして、リーダーの育成並びに地産地消の推進を図ってまいりたいと思います。

○21番（上野直広君） 地産地消の地場農産物はふぞろいで品が足りないという欠点があります。それを解決するためには、やっぱり関係者が一体となって協議することが解決の方法じゃないかなど。縦割りで、生産者は生産者、消費者は消費者と、あまりこう分けてしまうと、それと加工業者は加工業者と分けてしまうと、みんなが一つのテーブルに着いてやっていかなくちゃ、解決はできないと思いますよね。その点のところは、やっぱり考えていかなくちゃならないだろうと思います。市長の考えはどうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地産地消の推進のための協議会の設置というようなことになろうかというふうに思います。そのことにつきましては、今申しましたように、リーダー育成というようなことで、様々なグループの方々に地産地消の推進を図っていただいているというようなことでございますので、この方々がそのことで更に前向きに取り組みをしようということになれば、そのような協議会を立ち上げてやっていきたいなというふうに思います。

現段階では、それぞれのグループの方々がそれぞれのお考えでやっていらっしゃるというようなことでございますので、そのことをバックアップしていきながら、取り組みをしていきたいというふうにしております。

○21番（上野直広君） 一つのことを、欠点のある品物を一つの製品にするために、やっぱり関係者の協力なしにはできないだろうと思っています。だから、一つのテーブルにおいて、お互いに話し合っ、て、こういう品物を作るとか、こういう場合は機械を導入するとか、いろいろな関係者が一つのテーブルに着くことが、一つの地産地消の解決策になるんじゃないですか。例えば、販売において、ノウハウも必要ですね。その後処理も必要なんですよ、売れ残ったのをどうするのかとか。いろいろ問題が出てきますので、その点については、一つのテーブルに関係者が集まって、協議して、解決していくのがベターじゃないかと思っています。

もう最後になりましたけど、我が国においては、大量生産・遠距離輸送技術の発展に伴って、大量消費社会へと移行してきました。その一方で、消費者と生産者との関係は疎遠となってきました。また、2000年以降、食品をめぐる事件や事故が頻発して、消費者の食品や農産物への不信と不満が高まり、そしてその裏返しとして、食品と農産物への安全・安心志向が強まってまいりました。

このような状況の中で、糸口として、消費者や生産者に対して、地産地消の要求をつくり出していくことが必要と考えられます。それが消費者が農業や農産物への理解を高め、地場農産物をはじめとする国産農産物を選択する機会が増えることにより、自給率の向上にもつながるのではないかと考えております。これは全国展開に一応成功すればですよ、自給率の向上に、100%はできないだろうと思いますけど、ある程度は自給率の向上につながるのではないかと考えております。市長の考えはどう

ですか。

○市長（本田修一君） 自給率の向上につきましては、私どもの地域では、農業が主幹産業ということに位置付けておりますので、そのものを高めていくということは大きな地域の課題でもあろうかというふうに思います。そのような観点からしまして、現在の日本の自給率というのは、カロリーベースで41%、生産額ベースで65%ということで、カロリーベースで見ると、先進7か国中、最低の水準だというようなことでございます。

そしてまた、19年度の農産物地産地消費実態調査によりますと、地産地消の取り組みによりまして、食料自給率の向上が期待できるというふうなふうに回答した消費者が30.4%、やや期待できるが51.9%、両方合わせて80%以上の消費者が、食料自給率の向上につながると、地産地消はつながるというふうな回答しているようでございます。

地産地消は、食料自給率向上に向けて、重点的に取り組むべき事項の一つとして重要なものというふうな考えるところでございます。その取り組みとしましては、より一層の国民が自らの食生活を見直していただいて、健康づくりや栄養バランスの改善等に主体的に取り組むことができるようにするとともに、地域の消費者ニーズに即応した農業生産、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結び付ける地産地消、今話がありますこの地産地消の取り組みを更に推進する必要があるかと思っております。

○21番（上野直広君） 2番目の海の駅については、取り消したと思っておりますけど、よろしいですか。

○議長（谷口松生君） 許可いたします。

○21番（上野直広君） 3番目の商業活性化対策についてですが、今、景気の状態は、アジアが地域全体で底打ちしたと見られております。中国は最も早く1～3月期、日本を含むその他のアジアは4月から6月に回復に転じられたと見られております。まず、アジアが回復軌道に乗りました。次に、米国が今年後半にプラス成長に戻り、欧州が一番遅れるだろうといわれております。しかし、元に戻るまではまだまだ時間がかかるといわれておりますので、まだ苦しい状態が続くんじゃないかなと思っております。

空き店舗対策については、私はあまり、志布志におりませんので、商店街におりませんので、詳しいことは分かりませんが、ここ3年余り、商業活性化問題に取り組んできた関係上、質問してみたいと思っております。

空き店舗の発生や、その後の取り組みによっては、商店街の衰退が深くかかわってきておりますので、私は空き店舗対策は、商店街の活性化を含むまちづくりとしての対策を講じなければならないと考えております。今では大型店舗の影響による客の商店離れが進み、商店街が従来の買い物の場から生活交流の場として位置付けを高めつつあります。したがって、空き店舗対策を講じる場合には、空き店舗が立地する商店街や、商店街を取り巻く状況を考慮して、まちづくりの観点から、そのコミュニティ地域において不足しているものを空き店舗に整備し、生活の利便性や快適性の向上、集客力の向上、街の中の回遊性の向上等が考えられますが、市長の考えはどういったものがあるのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市内の商店街の小売・サービス業につきましては、後継者不足や高齢化など、商店街の空洞化が進む一方、大規模小売店の出店によりまして、近隣の都城市や鹿屋市への消費者の流出ということで、非常に厳しい商環境にあるというふうに認識しております。

景気対策につきましては、本年度は商工業者の支援と、地元商工業の活性化のため、緊急商工業資金利子補給金交付事業、そしてプレミアム商品券発行事業、地域振興券発行事業に取り組んでいるところでございます。

昨年度、商工会で取りまとめられました中心市街地整備に関する提言では、住環境の整備を進め、商店街については可能な商業集積と住居地域に必要な商店が点在する町並み形成の方向付けとなるとあり、空き店舗の活用にあたっては、対応が必要と考えているところです。

○21番（上野直広君） 対応が必要と言われますけど、具体的にはどうした活用があるのか、あれば教えてもらいたい。

○市長（本田修一君） 空き店舗につきましては、増加傾向にあるというようなことでございます。そしてまた、今日の厳しい経済情勢の中で、市内の空き店舗で起業されるということにつきましては、商工振興の立場から、商店街の活性化につながるということで、現在、具体的にはないわけですが、何らかの支援は必要かというふうに考えます。

○21番（上野直広君） まちづくりの観点からですが、都市計画等の問題はどうなっているんですかね。その点の問題はあるのかないのか。

○建設課長（中迫哲郎君） 都市計画の事業でまちづくりとなりますと、市街地の区画整理など、そういう街区の整理とかいうのがございますが、以前、そういうことも一部市街地では計画、地元の説明会を取り組んだことがあったわけでありましたが、今、現時点では具体的に進んでないような状況でございます。

○21番（上野直広君） その都市計画法の開発費負担や都市計画等の問題からは、行政による整備が必要なんですよ。それが今、中断していると。中断か、廃止か、どっち。

○建設課長（中迫哲郎君） 今のところは、計画が中断というのか、まだ具体的には立ち上がらなかったということでございます。

○21番（上野直広君） 具体的に立ち上がらなかったということは、結局、いけば流れたということじゃないのかな。再度立ち上げるという意味なのかな。それとも、前の計画はそのままやっていくという意味かな。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのことにつきましては、市になってから、様々な観点から論議を重ねているところでございます。御承知のとおり、今、論議になっております空き店舗も増えてきていると、地域の高齢化が増えてきているというようなことで、地域の方々の同意が得られる事業内容になっているかということが最大の課題になってきておりまして、このことにつきましては非常に厳しい状況が更に高まっているというような観点から、今現在、その事業の実施まで至ってないという状況であるということでございます。

す。

○21番（上野直広君） 昭和通りですね、あそこで、一応ルネッサンス広場とありますけど、あそこでいろいろ議論をするんですけど、この中で一番感じるのは、商店主の意識改革ですね。それと、若手の人材育成がまとまっていないように見られます。何か考えが一致してないのかな、まちづくりについて、迷っている状況のようです。その点については、行政として、人材育成についてはどう考えているのか。人材育成がないことには、同意が得られないのよね、まちづくりの。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

人材育成につきましては、地域の商工会の方々を通じまして、このことについては取り組みをさせていただいているというふうには感じているところでございます。また、私自身もその地域の若手の経営者の方々との交流の場も設けておりまして、そのことの中で様々な御意見等をいただきながら、できる事業がないものかというようなことについては、協議をさせていただいているところでございます。しかし、このことにつきましては、商工会も、先ほどお話ししましたように、まとめの中で、可能な商業集積、そしてまた住居地域というような言葉が出ておりまして、その中に必要な商店が点在するまちづくりというものが今後の方向性というようなふうに位置付けられておりますので、こういった観点から、まだ商工会の中で論議を深めていただいて、そしてまたそこにおられる後継者の方々の人材育成にも取り組んでいただければというふうに考えるところでございます。

○21番（上野直広君） そのまちづくりをするために、やっぱり人材育成や商店街の組織化の促進や、商店街活動の推進母体が必要なわけですね。それが無いものだから、いけばみんなの考えが迷っているというような状況に思われます。私は、志布志のことはあまり知りませんが、部外者として入ってみて、何かそんな感じがいたします。大きなことは言えませんが、そういうことでやっぱりまちづくりをするなら、やっぱり組織化を促進することや、そのまちづくりの推進母体をもう組織しないことには、どうしようもないと思っています。それについて、つくっていく、支援していく、組織づくりに支援していく気はあるのかなのか。もうそれができないことには、まちづくりはできないんですよね。みんな迷っているから、みんなの同意ができないわけですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、商工会の方々と協議をさせていただいているところでございますが、商工会の中に活性化の委員会というものがつくられております。その中でまとめをしていただきまして、私どもとしましては対応させていただきながら、振興、また後継者育成というものについて取り組みをしていきたいと考えます。

○21番（上野直広君） そういう組織をつくるのに支援していくということですね。ある程度の予算も必要じゃないかと思っております。

次に、経済環境等の変化を踏まえた対策ですが、今回、昭和通りですかね、あそこに一応商店ができるような状況ですが、この具体策と例として、旧志布志町時代にも支援策があったようです。今回、どう市として取り組むのか伺いたいと思いますけど、景気対策としての融資制度の充実、これは倒産防止ですよ。それに、利子補給というのは考えられないかと。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしましたように、本年度につきましては、特に緊急経済対策ということで、緊急商工業資金利子補給金交付事業ということで、利子対策をしているということでございます。

○21番（上野直広君） 利子補給対策をしているということですか。ああ、ほんなら結局、制度資金の場合ですね。分かりました。

費用面での支援ですね、家賃とか改修費用などについてはどう考えているか。上町通りの商店街をつくるにおいては、過去には支援策があったようです。今後はどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、旧志布志町ではそのようなものの対策事業があったということでございますが、現在、取られてないところでございます。その経緯につきましては、様々な理由がございまして、現在、ないところでございますが、他の自治体でも改装費の補助、あるいは家賃の補助というのがございますので、これらのものを研究させていただきまして、今後取り組みをさせていただきたいと考えます。

○21番（上野直広君） 固定資産の軽減については、いけば改装やらそういった場合に、固定資産の軽減についてはどう考えておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

固定資産税につきましては、地方税法に基づく徴収をいたしておりまして、このことについては減免ができないというようなことでございます。

○21番（上野直広君） 固定資産税の軽減は法律上決まっているんですかね、できないという。

○税務課長（外山文弘君） お答えいたします。

現在、固定資産税の減免関係につきましては、過疎法あるいは低工法、それらの上位法に基づきまず軽減措置につきましてはございますが、特別、個々具体的なその施設に関しての減免というのは、現在、法律の中では規定されてないところでございます。

○21番（上野直広君） 過去ですよ、誘致企業のととき、固定資産税を軽減したことがあるんですよね。それはどう解釈すればいいのか、今、答弁のあった中にあるのか、それについてお伺いします。

○税務課長（外山文弘君） はい。今おっしゃるとおり、これまでの誘致企業等の固定資産税の減免につきましては、そういう上位法、例えば低工法、過疎法、そういう法律の中での減免措置でございます。

○21番（上野直広君） ということは、この改装とか、空き店舗改装とか、そういうことはないということですね、まちづくりのための。分かりました。

具体的な例として、具体的な例じゃないですけど、具体的な問題として、合併浄化槽の支援についてですが。これはどうかと考えますけど、旧志布志町には下水道がありませんので、商店主が改装するためには、合併浄化槽を造れば1,000万円から2,000万円かかると、50人か100人槽で1,000万円、それ以上になると2,000万円かかるといわれております。そして、10人槽だけは、合併浄化槽の補助事業がありますけど、54万8,000円、浄化槽であれば10万円プラスで、最大で64万8,000円の補助がありま

す。商店としては10人槽ではとても足りません。50人から100、200というような状況になりますので、それでも下水道がないのに、こういう高価な合併槽を入れるのは、相当な負担になるんじゃないか、この点についての道筋がちょっと。できないことは分かってるんですけど、その点のところを。道筋、まちづくりとして考える場合に、一応聞いておかなくちゃ、道筋が立ちませんので、お伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併処理浄化槽に対しましては、住まいをされる方が基本的に対象になるということでございます。ただいまお話になります商業施設に関しましては、そのような補助の制度がないと、また私どもも独自に持ってないということでございます。また、集合住宅等のものにつきましても、100人規模までのやつで、市町村型の事業があるというようなことでございますが、また更にそれを超えるものについては、別途対応しなきゃならないということになろうかというふうに考えます。

○21番（上野直広君） 一応、対応は考えてみるということですかね、合併浄化槽。下水道はできないわけですから。合併浄化槽にしても、合併浄化槽は容器が大きいらしいですね。とても志布志のまちに、その合併浄化槽の槽を入れるのは難しいという判断を聞いたんですけど、それは事実ですかね。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話の件については、私どもは要望を承っているところでございます。内容につきまして検討しますと、かなり大規模の合併処理浄化槽が必要というような指導がなされているということで、そのことについては市では対応できない。特に、商業施設というような関係でございますので、現段階では対応ができないというようなことになろうかというふうに考えます。

○21番（上野直広君） 次に移ります。

最後ですけど、空き店舗対策は、まちづくりなど、長期ビジョンを背景にすることが望ましいと考えます。例えば、こんな合併浄化槽やら、改装に相当な費用がかかるわけですから。それと、行政の支援がないとなれば、相当な負担になります。そうした関係上、対象の内容によっては、公共性が高いものにおいては、支援が必要となってくるんじゃないかと思うんだけど、そうした対策の補助制度の整備がやっぱり旧志布志町の商店街には必要じゃないかと私は考えておりますが、市長はどう考えておられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御質問がありました公共性の強い施設ということについては、少し検討ができる内容かなというふうには考えるところでございますが、例えば先ほどお話がありました商工会が設置しましたルネッサンス広場というものにつきましては、別途、私どもはそれにつきまして予算を新たに計上して対応してきたのではなかろうかというふうに考えます。そのようなことで、何らかの形でそういった取り組みをして、公共的なものを取り組みをしていただくというものにつきましては、協議をさせていただきたいというふうに考えるところでございますが、いわゆる事業者の方々が空き店舗につきまして、何らかの形で事業をされるということになるならば、現在の段階ではそのような補助事業というものについて、用意されておられませんので、先ほどもお答えしましたように、他の自治体の事例

を参考にさせていただきながら、今後、内部的に協議をさせていただきたいというふうに考えます。

○21番（上野直広君） 終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、21番、上野直広君の一般質問を終わります。

○農政課長（白坂照雄君） 先ほど御質問の農産加工の状況についてお答えいたします。

現在、曾於地域鹿児島食交流推進協議会と、あるいは市の生活研究グループ、漁協等の流れの中で、地元の農産物等を使った郷土料理とか、加工の研修会、それと農協の方での加工の活動等を現在行っているところでございます。

[傍聴席で何事か言う者あり]

○議長（谷口松生君） 傍聴席の人、静かに願います。脱帽してください。

[傍聴席で何事か言う者あり]

○議長（谷口松生君） これ以上邪魔をしますと退場させますよ。今本会議中ですからね。

[傍聴席で何事か言う者あり]

○議長（谷口松生君） 傍聴席の人、退場してください。職員、退場させなさい。

[傍聴席で何事か言う者あり]

○議長（谷口松生君） 退場しなさい。

休憩します。



午前11時38分 休憩

午前11時40分 再開



○議長（谷口松生君） 再開します。

次に、22番、宮城義治君の一般質問を許可いたします。

○22番（宮城義治君） 昨日、体育祭ということで、中学校の体育祭に参加させていただきました。非常に子供たちのあのすばらしい態度を見て、感動いたしました。今までにないようなスポーツの祭典じゃなかったかなというふうに感動したわけですが、組み体操の時に、ピラミッドというんですかね、これで恐らく一人一人下りるんでしょうねというような話をしおったら、そのままわあっと崩れて、あの瞬間ですね、もう本当、パワーをいただきました。それぞれ学校の先生、そしてまた市のそういう携わった皆さんの、恐らくいろんな御指導のたまものだとつくづく感じたところであります。以上でございます。

通告しておりました教育行政についてお伺いをいたします。

小・中学校の教育の諸条件など、将来を考えた学校区の見直しや、学校の統廃合にどのようにして取り組んでいくかについての質問でございます。

市長は、施政方針の中で、小・中学校の今後の在り方について、庁内において検討委員会を設置し、今後における児童・生徒数の推移を見極めながら、学校の適正規模の在り方や教育効果、教育の諸条件など、将来を見据えた学校の見直しや学校の統廃合を視野に入れた幅広い観点での協議・検討を行

いますとありますが、現時点での進ちょく状況について、まずお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） 答弁いたします。

現時点での学校の規模・配置の在り方検討委員会における検討の状況ということでございますが、先日、議員の質問にもお答えをいたしましたけれども、現在、アンケートを取りまして、そしてそのアンケート結果を今後どういうふうに分析し、そしてまた学区との関係等も今後は更に議論を深めていかなければならないということを共通認識しているところでございます。

いずれにいたしましても、これは本当にいつも申し上げますが、極めて重たい検討事項でございますので、委員の皆様方には根気強く鋭意検討していただきますとともに、いわゆる市民の目線に立った本市の学校の在り方を十分論議いただきまして、そして一定の結論が得られましたならば、最終的には設置者である市長の判断を待つことになろうかと、こういうふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○22番（宮城義治君） 進ちょく状況であります。今、教育長の答弁で、私は、もう3年以上経過しておるわけでありまして、施政方針からですね、相当数の時間が過ぎておるんじゃないかなあというような思いをしたわけですが、これについては、まだ市長のそういう関係の仕事というものは、通してないということに理解していいんですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

市長の方には、平成20年1月に、中間報告的な形で、本市における学校の規模・配置は、現在のままでは、教育水準の維持及び健全な学校教育等に支障を来す恐れがあることから、今後、統廃合を含め、適正な規模・配置について検討すべきであると、こういう中間報告を市長には提出をいたしました。そして、それから後、市長にもこういう状況でございますと報告いたしまして、そしてこの中間報告を受けまして、私どもは先ほど申しましたように、アンケート等を取りまして、そしてまた先進地等を視察しながら、現在に至っていると、こういうことでございます。

○22番（宮城義治君） いろいろと前には進んでいるようでございますが、市長の考え方は、何か答弁がございませうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市における学校区の見直しや学校の統廃合につきましては、今ありましたように、平成18年10月から今日まで、教育委員会に設置しました志布志市学校の規模・配置の在り方検討委員会におきまして、様々な角度から検討が深められているという報告を受けております。

学校の統廃合は、そしてこの問題につきましては、少子化の進む我が国においては、どの市町村でも大きな課題になっておまして、避けては通れない問題となっております。本市におきましても、現在、ただいま教育長の方が答弁されましたように、統廃合を含め検討すべきであるという中間報告を受けておりましたので、今後の検討結果報告を受けまして、設置者として方向性を今後示すことになろうかというふうを考えます。

○22番（宮城義治君） ただいまの市長の答弁で、方向性ができておるように思いますが、私もこの

志布志市の小・中学校の統廃合については、やはり市長も御存じのとおり、やっぱり子供たちは1人じゃなく2人、そして2人じゃなくて10人、20人、やはり1学級に最低の20人から40人のそういうやはり組織体ですね、これが必要じゃないかと思うんですね。やはり1人でいくら頑張ってみても、その数字はやはりいろんな統計がとられておるようですけども、学校のいろんな点数にしてもですね、やはりもう自分はこれでいいんだと、少人数の場合はそういうような結果がやっぱりあって、上に伸びるというような、そういう感覚がやっぱりなくなるんじゃないかと思うんですよ。

だから、この児童・生徒数のこの推移においても、21年度から26年度のこの数字を見ましてもですね、5年後には大方の学校が減ってくるんですね、生徒数が。そして、今、市長が言われた、いろんな面で方向性を考えていると。これはやはり早く取り組まないでですね、やはり子供たちが一生懸命元気に育っていくのに、大人が、失礼だけれども、前に進んでいかないというような状態をつくっては、私はいけないんじゃないかと。今、スピードの時代です。子供たちもやはり早くそういう自分たちの教育が思うようにできるような体制をですね、やはり大人はつくってやらないといけないんじゃないか。

この志布志市の生徒数の推移においてもですね、5年間でプラスになる所は、ほんの二、三校ですね。それも一、二名の現状の生徒数の数字です。大方がマイナスになっていくんですね、5年後には。これをやはり5年後にはじゃなくして、その前に早く統廃合をいろんな面から考えて、施設を新しく造るとか、そういうことは別に、私はそう考えなくても、今の学校を、子供たちを、統廃合してですね、できることじゃないかと思うんですよ。この小学校の全校から見てもですね、これからの5年間にやはり98名が減るんですよ、市長。そういう統計が出ているんですね。そして、中学校にしてもですね、やはりマイナスにつながっていくようであります。中学校の場合は、学校数がまだ少ないわけですが、小学校の場合は、相当数の子供たちの学校があるわけですので、やはり市長ももう任期があと何か月かと、ある同僚議員の質問の中でありましたけれども、そういう考え方じゃなくして、やはり一番大事なことは何か、もちろんいろんなことも大事なことです。みんな大事なんです。しかし、子供の教育をですね、やはりいろんな国の数字から見ても、このまちのいろんな数字が下がっておるように報告されております。そういうようなことも考えた場合に、志布志市の場合は、市長に私はこういう質問をしたのは、やはりもう少し先にもう進んで、あるいはもうこれを議会にかけて了解をもらえるような、そういう態勢まで整っているんじゃないかなというような気がしたわけです。

そういうことで、今、これから前に向かっていくということであるとすれば、質問の余地もなくなるわけですが、我々は文教厚生委員会で研修を行ったわけですが、広島県の呉市ですね、ここの研修を受けてまいりました。これは後でまたそれぞれ、また担当員の方から、その報告が市長にあると思うんですが、ここは非常にもう進んでいるんですね。人口が24万6,301人、志布志市の7倍から8倍、7.5倍ぐらいですか、こういう町です。ここがもうとにかく、呉市というと、もう御存じのとおり、いろんなへき地もあるし、そしてまた島もあるわけですね。ここを、これだけの人口の中にある、その学校を、統廃合するということの取り組みをされております。23年ですか、もうこのころには全部終わらせるような、そういう計画で、とにかく早くから、もう合併する前から、そういうようなことを

考えていたというようなことなんです。合併して、今先ほど市長も、このくらいの方向性ですと。私はもう合併したのと同時に、市長が施政方針を挙げられる時にですね、先ほどから申しますように、この子供のことについては、もう早く合併してやってと。もちろん母校ということもあります。これはもう呉市でも、母校がとかいうことであつたらしいんですが、もうそういうことは抜きにしてくれと、もうとにかくその協議委員会というんですか、もうとにかく強く出て、そして議会の方でも反対一つなかったと。それぞれ党派があつて、いろいろ出てくるんじゃないかというようなこともあつたけれども、議会の方も何もなかったと、スムーズにいったような説明があつたわけです。

その学校の統廃合によって、やはりメリットは何かというと、やはり子供たちにとってですね、集団での活動が充実できると、活気が出てくると。そして、友達が増えると。私はここだと思つてますよ、市長。友達が増えるということ。少人数の学校でですね、スポーツが何ができますか。今、世界のスポーツはもうとにかく大変なものです、日本でもそうですが。やっぱりそういったようなこと、そしてまた友達ができて、非常にいろんな面での発見ができる、人間関係が広がる、そういうことがメリットの中に入つておるわけですね。

やはり市長、昨日も運動会を見られて分かるように、少人数の所の、これは中学校を批判するんじゃないくして、やはり大きな学校のそういうのを見られて、いろいろ感じられたと思つてますよ。小学校はなおさらですよ。これからどんどん伸びていかないかん時に、二、三人、あるいは複式で教育を受ける子供たちは、これはもう複式というのは早くなくさないといけないわけですよ。一つのスポーツをするにしても、まあテニスであれば2人でできるかもしれない。しかし、サッカーとか野球とか、いろんなものについては、せめて十四、五名はいないとできないわけです。やっぱり市長はそういうようなことを考えられなかったんですか、今までの間で。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、この学校の統廃合につきましては、教育委員会の方をお願いいたしております、その結果を待っているというような状況でございます。私自身としましても、今、議員からお話がありましたように、小規模校、そしてまた大きな学校ということを年に何回か見させていただいて、それぞれ特色があるなあと、いいところがあれば、問題のあるところもあるのかなあと、いうふうには感じているところでございます。

そしてまた、学校というのは、それぞれの地域の核でございまして、その地域の核というものについては、地域の方々の思い入れというものを十分尊重しながら、このことについては対処していかなくやならないということになるかというふうに思います。そういった意味合いから、時間はかかっておりますが、地域の方々にも十分この現状について認識をしていただいて、どのような形の地域の核になる学校があるべきかというふうな観点からの論議をいただいているというふうには感じているところでございます。

そういった流れの中で、現在、本市ではないわけですが、鹿児島県の中でも地域から学校の統廃合について提言が、要望が上がっているというような状況に今なっているようでございます。私どもも、そのような形を受けられたら本当に有り難いなあというふうには思うところでございます。

が、そういった地域の方々の学校に対する思い入れというものを理解しながら、市全体として学校の在り方というものについて協議をさせていただいている場がこの在り方検討委員会というものであろうかというふうに思いますので、その検討を更に深めていただいて、結果を待ちたいというふうに考えます。

○教育長（坪田勝秀君） 今、議員御指摘のとおり、いろいろ小規模校には小規模校のまた良さもありますし、また大規模校には大規模なりにあるわけですが、小規模校の場合は一人一人の子供たちに目が行き届くということもいわれます。それからまた、一方ではそういう点があるんですが、集団生活の中でせっさたくまする、あるいはまたコミュニケーション能力を十分身に付ける能力向上というものの機会が少ないというようなこともございます。なかなか一長一短あるわけではありますが、そこには当然、望ましいというか、一定の人数の姿があるのではないかと思います。

先ほど申しましたアンケートの結果、もうこれは御覧になったと思いますが、広報「しぶし」に、9年の4月に載せておりますが、市民の方々が望ましい1学級の児童数ということでお答えいただいているのが、20人程度と、こういう回答をお寄せいただきましたのが57.2%ですね。ということは、小学校の場合は120人ぐらいの学校を想像されているんだろうと思います。30人程度というのが36.6%という御希望でございます。180人程度の学校ということイメージされているんじゃないかと、市民の方々はですね。そういう気持ちがあるわけです。じゃあ実際に180あるいは120人の学校が市内に何校あるの、一体、どこどこをそうするのということになりますと、もう申し上げませんけれども、もうちょっと小さい学校はまだいっぱいあるわけでございます。

それから、中学校の場合も大体2学級あるいは3学級というところで、大体70%近く保護者の方々がそういうところを希望しておられます。国においては40人学級というのが基準でございますが、とても志布志市内に40人学級という学級は、一部中学校において、あとはありません。ですから、現在のところは、そういう保護者の希望、アンケート結果が出ております。

じゃあそれを機械的に当てはめましてですね、それじゃそれでどこかに一遍に寄せようじゃないのというようなことをしていくということが、今なのかということについて、私どもは今、検討委員会の方々にいろいろと、もうほかに検討する視点はないのかということ議論を深めているのが現状なんです。ですから、今後はまた学区の問題も出てまいります。これを1か所に、仮にです、これはあくまでも仮であります。ある小学校あるいは中学校でも1か所に集めていこうとした場合に、じゃあ小学校の校区にはどういう影響があるのというようなこと。そしてまた、スクールバス等を走らせていただかないと、恐らくそういうことになればですね、そういうことも出てくるでしょうということ。そうすると、今度は跡地の問題はどのようなこと、また出てくるかもしれません。様々ありますので、地域の方々にとりましては、やはりそうそう、分かるんですが、聞いてみますと、何かほかにないかなあというようなことですね、いろいろと議論もあるようでございますので、この検討委員会といたしましても、今、るる、いろいろな角度から検討しておるところです。

また、ほかの市町村の場合を前も申したと思いますが、3年ぐらいです、結論を出している所は、私が聞いたところではございません。やっぱり、時代も違います、今とまた違います、数年前で

ございますが、七、八年とか、五、六年とかいうところで、やはりどこもうよ曲折を繰り返しながら結論を出しているという状況もあるようでございます。隣の曾於市では、次に旧町に1校ずつ中学校を置きますということで、市長さんがおっしゃっておられるようでございますが、これでやるんだということですから、恐らくそうなるんだろうと思いますけれども、いろいろと地域あるいは市町村によって事情が異なりますので、私はもうしばらく、この検討委員会をいろいろな角度からも話し合いを詰めていただきたいというのが本音でございます。

以上でございます。

○22番（宮城義治君） やはり執行部の、当局の一生懸命されている、その姿勢ですね、やはりこれはもちろん地域がないとできることではありません。まあできないということはないんでしょうけれども、やはり地域は大事なんですね。やはり、市長、そして教育長の答弁のとおりですね、今後、志布志市においても、やはりいろんなそういう取り組みを検討委員会の方でも、できるだけ子供たちの将来を考えたですね、そういう前向きな取り組みをしていってもらうようにひとつお願いをいたしたいと思います。

私が、この市長の施政方針を読みまして、学校関係の取り上げが今まで何も出てきてないなど。市長はどういう考えを持って今いらっしゃるんだろうというようなことから、今回こういう現状を聞いたところでございますので。

やはりいろいろ地域地域によっては、やはり母校という、そういう地域性もあると思います。しかし、子供たちには、やはりもう今、志布志市なのか、あるいは鹿児島県内に出ていくのか、外に出ていくのか、あるいはその先に飛んでいくのか、もうそういうところまで、子供たちの頭はあるわけですよね。ただ地域だけで自分は生きるんだと、そういう考え方は、だから今、都会に都会に、あるいはスポーツの中でも、いろいろ今朝もちょっとテレビに出ておりますけれども、世界に出て、今一生懸命取り組んでいる野球選手のイチロー君ですか、今朝も非常にいい数字が出ておったようですけど、そのくらいのことは子供たちは今考えていると思うんですよ。そういうことから、ひとつ市長、今後のこの取り組みについて、ちょっと地域の皆さんと一体となった取り組みについて、ひとつもう1回、どのように先を考えていかれるか御答弁をして終わります。お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身、市長になりまして、学校の在り方ということにつきましては、児童数の減少、生徒数の減少ということが前提となりますので、いつかは統廃合しなきゃならないということについては、確としたものを持っていたところでございました。しかし、それを取り組むとなれば、様々な形から論議が必要ということ、それから特に地域の方々の思い入れというものについて、十分しんしゃくしながら、そしてまた私どもが進めようとするということについて御理解をさせていただくということが前提になるということでございますので、そのような意味合いから、教育委員会の方で在り方検討委員会なるものを直ちに立ち上げていただきまして、そのことについて取り組みをしていただいているところでございます。立ち上げ後も、本当に慎重に、そしてまたいろんな角度から検討が加えられ、また地域に対していろんな形で意向調査等を重ねられて、現在まで至っているということでございますので、

そのことがそろそろ結論として出てくる時期になってきているんだなあというふうには感じているところでございますので、今後また検討委員会の結論を待って、方向性を定めたいというふうに考えます。

○議長（谷口松生君） 以上で、宮城義治君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

—————○—————
午後 0 時 08 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

23番、東宏二君の一般質問を許可いたします。

○23番（東 宏二君） 今議会の最後の質問者、おおとりを取ります東でございます。誠意ある答弁を求めます。通告順に従って質問してまいります。

最初に、スポーツ振興についてですが、市内でもグラウンドゴルフ、ゲートボールなどの大会が開催されています。市長も大会でのあいさつが多いわけですが、あいさつの中で健康が一番と言われます。そのとおりだと思います。スポーツは、市民の健康の増進を図るとともに、スポーツを通じて市民の連帯感を高めることができると思いますので、グラウンドゴルフ、ゲートボールほか、各種団体の開催する支部大会に補助金は出せないかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 東議員の御質問にお答えいたします。

本市におきましては、市体育協会を通じ、それぞれの各競技団体に育成費、競技力向上対策費、体育振興大会費として助成しており、それらの助成金等を活用し、競技力の向上、普及並びに市民の健康増進を図っていただいている状況であります。

お尋ねの大会に対する補助金ではありますが、グラウンドゴルフやゲートボールに限定することも難しく、すべての競技団体の大会となりますと、競技団体も多数あることから、すべての競技団体に更に助成金以外に補助金を交付することは困難ではないかと考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、市長が答弁されましたように、現在、20団体に約300万円ほどの補助金という名目で体育協会の方を通じて補助しております。グラウンドゴルフ、それからゲートボールということですが、大変競技団体も多ございますので、今、市長からありましたように、更に補助金をとすることはどうなのかなあと、教育委員会としては考えているところでございます。

以上でございます。

○23番（東 宏二君） 大会に、グラウンドゴルフとかゲートボールに来られる方で、市長さんもよく知っておられる高齢者、これが非常に多いんですね、ゲートボールに対しても。だから、各団体に補助金は出している、これは運営金ですね。私が言うのは、やはり各課、福祉課でも何でもいいが、

ピンピン元気塾とか、登山を企画されたりとか、いろいろな形で体力増進、健康教室などをされているわけですが、我々この支部にですね、その補助金、そう大したことじゃないですよ、100万円も200万円とかは言いません。だから、その補助金を活用して、この団体にですね、スポーツを通じて、高齢者の方々に健康に過ごしていただくためには、やはりこういう団体を利用した方がですね、まとまるんですよ。だから、山登りとかいろいろ百何人とか出ますがね。うちなんか、グラウンドゴルフでもですよ、志布志市内にですね、会員数1,250から1,300ぐらいいるんですよ。ゲートボールが300人以上いるんですよ。それをうまく活用すればですよ、少しの金で元気な高齢者を喜ばせてですよ、楽しくレクリエーションをしながらですね、健康増進を図っていくという考えなんです、その辺どうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員お話のとおりかというふうに思います。ただ、今、冒頭答弁いたしましたように、各種団体に対する補助金というものは、それぞれの団体が合併前の各支部が合併いたしまして、市の様々な連盟、協会というような形になっているところがございます。そして、体協としましては、その連盟を通して、それぞれの競技の育成、競技力の向上、体力向上というものに努めていただいているということでございます。それぞれの各団体の中で、また支部が活動を独自にしているとなれば、その中で配分がされるのではないかなというふうに思っているところがございます。

グラウンドゴルフ協会におかれましては、本当に大きな大会では1,300人ほどの大会が開催され、また協会自体もそのような人数であるというようなことで、本当に一大団体だなあというようなふうには感じているところがございます。そしてまた、構成されているメンバーがほとんど高齢者の方でありますので、高齢者の方々につきましては、特に健康増進運動に取り組まさせていただいているというような観点からすると、このグラウンドゴルフ協会あるいはゲートボール協会、あるいはほかの団体でも高齢者が多いなというふうに感じる団体もあるわけですが、その団体がされるころにつきましては、何らかの形で更に競技力を向上していただいて、参加率を高めていただいて、健康増進につなげていただければ、市全体の健康増進につながってくるというふうには考えるところがございます。

○23番（東 宏二君） 教育委員会の方では難しければですね、これは福祉課でもいいわけです。我々が大会をする中でですね、やはりかなり喜ばれているのが、「わがやにおればテレビばっかい見ちよつてどこも出らん。」と。グラウンドゴルフ大会をすればですね、ゲートボールとかあれば、もう喜んで出てこられてですね、楽しまれて帰られる。それとですね、なぜ私が各支部と言うかというんですよ、やはりその補助金というのは、私が今思っている補助金というのはですね、大体参加料が500円なんです、1回が。大体500円もらっているんです、参加される方からですね。それをですよ、200円ぐらい軽減していただいて、その健康増進につながるような大会にしていけばですよ、本当参加される方々も、もう高齢者ですので、年金暮らしなので、大分厳しいような感じもされる方もおられます、中には裕福な方もおられるかもしれませんが。支部に限るのは、やはり志布志市民の税金で、志布志市民がそういう健康の行事にかかわっていただくという考え方から、支部という形でやっている。市長、

教育委員会からが駄目ならば、福祉の方での考え方はないですか、何か。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市民ぐるみの健康増進につきましては、保健課を中心にプロジェクトチームを立ち上げまして、まず健康増進について、庁内でそれぞれの担当が担っているものは何か、そして課題は何か、そしてまた今後どういった方向にまとめるべきかということで、プロジェクトチームの中で検討し、その後、市民の方を交えて、ひまわり元気委員会を立ち上げたところでございます。その中で様々な取り組みというものを、平成21年度から展開しているところでございます。今、その事業が順次進んでおりますので、その成果については、今後上がってくるというふうに考えるところでございますが、その成果が必ず上がりまして、市民の健康増進につながってこなければならぬと、くるべきだというふうに考えるところでございます。その中で、それではそのお話にありますグラウンドゴルフ協会のグラウンドゴルフ、あるいはゲートボール協会のゲートボールというスポーツ競技について、どのような形で位置付けるかということについては、ひまわり元気委員会の中では特別検討がなかったようでございます。今後、また毎月1回ほど開催されますので、今後そのことについては、ひまわり元気委員会ないしは担当の方で更に検討させていただきまして、次年度にどういったふうに生かすべきかということについては、今しばらくお時間をいただければというふうに思います。

○23番（東 宏二君） 今度の市報「しぶし」の9月号の中でもですね、「あたや元気やっど」というコーナーがあります。ここにですね、90歳のおばあちゃんが、これは何を持っておられますか。ゲートボールのスティックを持って写真に写っているんですよ。ここに書いてあります。「ゲートボールやグラウンドゴルフが大好きで楽しみや」と、90歳までも動けるようなスポーツはこれしかないんだというようなことを書いてありますがね。

それとですよ、我々が大会をするわけですが、グラウンドゴルフでもゲートボールでも一緒だと思うんですが、趣旨としてですね、愛好者を一堂に集めて、お互いに親睦と融和を図りながら、さらに健康増進を図るとともに、生涯スポーツの振興に寄与するという趣旨で、私なんかはこういう案内文を出しているんですよ。そのことを、我々は一生懸命やっているんですよ。

グラウンドゴルフ、ゲートボールに限らず、ほかのスポーツをされる方々もそうだと思うんですが、このことに対してですよ、大体500円の参加料なんだが、200円ぐらいの補助をそげん考えんないかんだかいな。ずっと出してくださいと言うんじゃないですよ。大体ですね、このふれあいグラウンドという各支部でやるのが、大体2回から3回なんですよ。300人集まったとして、200円としたら6万円ですがね。でしょう。6万円で、健康で国保やら後期高齢の保険を使わずにですよ、元気で病院にも行かずにですよ、ピンピン走って回るような、じいちゃん、ばあちゃんもおいやっですよ。その辺のことを考えて、市長もよく見ておられますがね。市長さんがあいさつしやっとかみんな手をたたきやっですがね。そのことも忘るっといかん。そのことでですよ、そういう形ですよ、もう1回、その取り組み方ですね。大きなお金は要りません。大きなお金は要りません、本当に。もう1回、答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お話ししますように、各体協に加盟している団体につきましては、その団体を通じて補助金をお願いしまして、それぞれの目的に資するような形の活動をしていただいているということでございます。そして、その中で各団体が支部の大会をするとなると、その団体の中でお考えになっていただきたいということをお話しているところでございます。しかしながら、今お話がありますように、健康増進という観点からすとなれば、総体的にじゃあ健康増進運動に取り組むとしたときに、どういった形の事業化、取り組みが好ましいか、効果が上がるかということについては、先ほどもお話ししましたように、現在のところ、ひまわり元気委員会を通じて、新しい事業を立ち上げながら、特にピンピン元気塾等を中心に活動していただいている。そしてまた、市内6名山巡りの登山等にも取り組んでいただいているというような状況でございます。今後は、各校区の方をお願いいたしまして、ウォーキングロードの制定をいたしまして、ウォーキングに取り組んでいただくというような試みが始まるうというふうに思います。

そういった中で、このグラウンドゴルフの競技、そしてゲートボールの競技について、今、支部というお話もございましたが、ひょっとすれば、校区単位というようなこともあるかもしれません。そのような観点から、今後、この元気委員会を中心とした中で、それらのことを含めまして、協議をさせていただければというふうに思います。

○23番（東 宏二君） 検討されると。ウォーキングも大事です。それも並行してやらないといけません。だから、今言われたように、各校区ごとの大会もありましたがね、この前も。旧志布志、松山、有明を入れて、市の大会もありましたがね。私は、各この協会に入っている方々だけのことは言っていない。まだあると思います。だから、我々そういう団体にですよ、投げてですよ、補助金じゃなくしてですよ、委託金でもいいですがね、やり方を考えればですよ。補助金でなるからおかしくなると思うんですよ。委託金でも、委託しますのでということで、委託をするお金でということを出していただければ、我々が取り仕切って、職員も出さずに我々で一生懸命して報告も出します、経過報告も。そういうことを言ってるんですよ。だから、市長も何回もあいさつをされて、じいちゃん、ばあちゃんあのにこやかな顔を見てですよ、何か分からんかなあ。あたいども、今度ですね、9月19日は志布志町の大会があるんですよ。380人ぐらい今参加をされるようになってるんですよ。その辺ですよ、市長が今日の答弁ですよ、市長はあたいがこげん言うたなら、ああよかどと、出っくるっどということをやったと、私はあいさつで言おうと思ってるんですけど、言われませんがね。そうでしょう。だから、そういう300人来ても6万円ですよ。それをする度にくださいというんじゃないですよ。2回ぐらいをめぐりにいただけませんかでしょうか。そうすると、高齢者の方々も喜んで、健康にも非常に貢献できるから、こういうことを言ってるんですよ。このことが分かりますか。今後のことも言ってますよ。どうぞ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本当に支部の活動を一生懸命していただいているということについては、感謝申し上げたいと思います。そしてまた、それが地域の融和と健康増進につなげていただいているということで、本当に有り難いなあというふうに思うところでございます。

今お話がありましたように、委託金とか、それから例えば奨励金みたいな形というのものもあるなあというふう感じたところでございます。もっともっとすそ野を広げていただいて、そこに参加していただける方を増やしていただいたというようなことになれば、あるいは奨励金とか、そういった形もあるのかなというふう考えたところでございます。そういったものも含めて、少し内部的に協議をさせていただきたいということでございます。

○23番（東 宏二君） はい。あんまり言うと、はやめんかと言わっじ、次に移ります。

次に、道路行政についてですが、市道、林道、農道などの道路沿いの草などが伸びているのが目につきます。中には危険な箇所もあります。また、住民から草払いの要望も多く、その都度、担当課にお願いをしている状況です。今後、草払い等の管理はどのように実施していかれるのかお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市道の草払いについては、維持作業員による伐採作業の実施、業者への伐採業務委託に加え、自治会への清掃作業の依頼も行い、伐採作業を実施しております。しかしながら、夏の暑い時期には、伐採を実施しても、すぐに生い茂るため、伐採作業が追い付かない状況にあり、道路管理者としても頭を痛めているところでございます。

伐採の頻度を減らすために、道路法面に張りコンクリートを施工し、メンテナンスフリー化も一部実施しているところであります。このメンテナンスフリー化は、防草対策に効果があり、可能な限り、このような対応も行っていきたいと考えております。このように、いろいろな面からの対策を行っているところでございます。

また、林道の維持管理につきましては、平成21年度より緊急雇用経済対策事業により、新たに緊急作業班として4名の雇用を確保し、市内の林道、市有林等の維持管理を行い、農林水産業の環境改善を図り、施設の長寿命化を行っているところでございます。

また、農道の維持管理につきましては、原則、受益者による維持管理をお願いしているところでございますが、通学路等の基幹農道並びに広域農道におきましては、作業班による計画的な草木伐採を行っているところであります。

○23番（東 宏二君） そのとおり、立派なことを言われますよね、答弁としては。そのとおりなんですよ。だけど、市民が、我々、もうここにおられる議員の方々にも何人も言われていると思います。草が払ってないよと、危ないよと。私もその都度その都度、お願いをして、していただいているんですが、自治会の中で、集落の中でもですね、我々もやりますよ。お金をもらわずに、ボランティアでやってますよ。やってるけど、やってない所の方が多いから、そういう苦情が来るわけですがね。見てくださいよ、道路を。市長やっても分かつですがね、草が覆いかぶって、歩道ラインは消え、もうここから出てきている所やらいっぱいありますがね。目につかんですか。気が付かれんですか。まあこれは、もう市道ばかりじゃないですよ。県道も国道も一緒。まったく一緒です。

今、国道は、志布志の大原からずうっと下にやっております。張りコンのことも言おうと思ったが、もう先に言われましたので、その張りコンもグリーンロードなどをされて、いい対策ですよ。だけど、

金が要りますよ。張りコンも将来的にしていけば、その予算がずっと、張りコンをするような予算があれば、それは結構ですけど、できない所もあるんでしょう。市道がどれだけあるんですか、メーターで。でしょう。だから、今言われたように、やってるけど追い付かない。追い付かないのは当然なんです。だから、追い付かないから苦情を言うてくるんです。そこら辺の道路伐採にかかるいろいろなことでも一緒ですがね。何でも一緒ですがね。そのことについて、どういう、例えば市民に満足してもらえないかもしれないけど、満足してもらえるような施策をしないことには、これは解決しないですがね。どう思われますか、市長は。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話ししましたように、道路の伐採につきましては、努めて計画を立てながら、順次やっているということでございます。その中で、もし生い茂って危険だというようなことにつきましては、私どもの方に連絡があるところでございますので、そちらの方につきましては、特別に対応しているというようなふうに感じているところでございます。

近年、特にまた温暖化もあるのかもしれませんが、草が生い茂る状況が激しくなってきたなというふうには感じているところでございます。現状では、そのことを併せながらやってきていると。そしてまた、今言いましたように、今回は21年度より緊急雇用経済対策事業というもので、新たに作業班も設置しておりますので、今まで手の届かなかったところについても、管理が行き届くようになってきているというふうには思っているところでございます。

○23番（東 宏二君） 市長が思ってるだけです。回ってみてくださいよ。ずうっと回れば分かりますよ。5人を雇ってですよ、やられているということで、そうすればですよ、去年からすると、スムーズに継続的にやられると思うんですが、市長、見てください。我がえん前ばっかいきれいですよ、ほら。気持ちがいいですよ、市長。この道路を全部払って、ほら。ほかの所は払っていないですよ。言わんな払わんとですよ。だけど、建設課も一生懸命努力されています。分かっています。だけど、五、六人で払って、また戻ったときは、また山になるんですよ。そのことを考えないと。そこで止まっておればいいですよ。払った後はもう伸びないからということであれば。払った後はまたどんどん伸びていくわけですがね。その繰り返しですがね。でしょう。だから、そのことは、やはり計画的なやり方で、その緊急雇用で雇っている人たちが5人、前からいる方々も5人ぐらいおられると思いますよ、維持班が。それを合わせて10人ですがね。それでも追い付かんということですがね。だから、我々に電話をしてもらって、担当課に電話して、払ってくださいとお願いをするわけですがね。でしょう。だから、市長の所にも来ているのは当然だと思いますよ。だから、こういうことが起きないように、まあ100%はできませんよ、本当に。だけど、今、建設業者も暇ですがね。やはり協力していただいてですよ、お願いして、ただとは言いませんよ、お金。こういうことだからということで、そういう対策もあるわけですがね。建設屋さんが払う道路もあるんですよ。道路もあるんですよ、業者が払っている道路も。あるんですよ。だけど、自治会で払う、集落内を払う所もある。我々みたいに補助金ももらわずに払う所もある。人が、車通りがなければ、そこはうっちゃくと、後でよかがというようなこともある。一定してないんですよ。だから、本当に建設課も一生懸命しておられると、

これは分かってます。だけど、その実施方向が間違ってるということです。一回刈って生えんとなら、さっき言ったようにですよ、それはきれいになりますよ。見てください。私もいつも見ているが、市役所から上がってきて、この辺をずうっと見て、草は何もない。我がえん前ばっかいですがね、これは。どう思いますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私といたしましては、もし草が繁茂して、生い茂って、危険度が極めて高いというようなことがあれば、それらについてはすぐ対応させるというように、基本的にさせているところでございます。そして、市内全域、計画的に伐採できるような態勢をとってきているということでございまして、現在、私の方には担当の方からも、もっともっと人手を増やした形で、作業班を増やしてほしいというような形の事務方からの話はないところでございまして、ただ今回、林道が今まで管理できなかったところがあるので、緊急の経済雇用対策事業で新たに班を設置して、今までこたえられなかったところについて対応しようというような措置をとらせていただいているところでございます。

○23番（東 宏二君） あのですね、ボランティアでもやられる方がおられるんですが、払った後はそのまま投げてあります。景観も悪い。後始末はしやらんわけですよ。ただ、しないですよ。刈るだけはもう刈っくいやいかもしれんけど、後が、枯れるまで。風が吹けば、道路いっぱい散らばったりするというようなところがありますよ。お金をもらわないんだから、最後まではしやらんと思うんですよ。

それと、林道も国際の森とかいろいろ見て回るんですが、ある程度の管理はできておりますね。だから、林道の方ばかりじゃなくしてですよ、林道の方を、ちょっと今、緊急的に、市道が草が伸びてると、課内の話ですよ、回すことはできますがね。いつもみんな言ってますがね。課を取っ払って、できることは協力しながら、同じ一つの志布志市だからということでは言ってますがね。その辺ですよ、やはり協力しながらですよ。それと、農道もですよ、もう自分の管理でせんないかと。それはもうじゃっですよ。だけど、それをしゃあらんとこばっかいですがね。だから、農政課としても、そういう指導的なものはされておられるんですか。

○市長（本田修一君） 林道の方につきましては、従来、手が届かなかったところを管理をさせていただいているということで、そちらの方が一通り済めば、今お話がありましたように、市道の方の伐採にも加われるというようなふうには考えているところでございます。また、そのようなふうにしていきたいなというふうに思っております。

農道につきましては、先ほどもお話しましたように、原則、受益者が維持管理していただくということで、定期的に声掛け等をされて管理がされているようでございます。ただ、その農道につきましても、通学路等になっている所につきましては、こちらの方の作業班の方で対応させていただいているところでございますので、御理解いただければというふうに思います。

○23番（東 宏二君） 市長は、対応させてる、対応していると言うけど、対応してないから私が質問してるんですがね。本当なんですよ。それは市長の前には、もう各課の課長さん方が対応していますと言われるかもしれんけど、市長も今あちこち、昨日も運動会があつたりとかして動いておられる

と思いますよ。やっぱり目配り、気配り、思いやりの政治をしないといかんですよ。言うた人ばかりが刈っていただいて、黙っちゃけば損をするような時代ですがね。でしょう。我々に要望をして、あそこを刈ってくださいとお願いすれば、まあ刈ってもらえますよ、本当に。だけど、言わん人は、黙って、いつか刈ってもらえるだろうという方はですよ、何も言わんければですよ、ずうっとそのまま冬が来るんですよ。枯れるんですよ、そこで。また、来年は芽が出るんですよ。だから、私が言うのは、作業班でも増やせなければ、業者でも払ってる市道もあるんですがね、農道も。その辺のことをですよ、やっぱりバランス良くやっていかないとですよ、やはり不公平を生じますがね。だから、その辺、市長がいつも考えているところでございますがと言うのは、考えているところじゃないですがね、実行しないことには。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどの市道と同じように、農道につきましても、通学路等の基幹農道については、作業班による計画的な伐採をさせていただいているということでございます。そのようなことで、伐採は年に何回になるのかちょっと分からないところでございますが、計画的に草払いについては取り組みをさせていただいているということでございますので、またさらに時期的には、そのようなふうに関隔が開いて、危険度が高まってきたということがあれば、その路線についてはお知らせいただければ対応させていただきたいということでございます。

○23番（東 宏二君） 市長、我々は草払いをするために、お願いするために議員はしてないんですよ。そうでしょう。それはやっぱり、担当課もやはり報告して、人がいませんが、ちょっと雇用してよろしいですかとか、予算をとってですよ、していかないと、やはり不公平だから、その辺はやはり報告をちゃんとしておかないとですよ。一生懸命やるのは分かってますよ。分かってるけど、市長の答弁では、対応してる対応してると言われるから。対応してないから、我々はお願いをするわけだから。そうでしょう。私が間違ってますかね。どうですか、市長。私が間違っていれば謝りますが。

○市長（本田修一君） 私の方では計画的に市道、そして林道、農道の伐採については、取り組みをしているというようなふうに関しているところでございます。そのような中で、その計画的に取り組む態勢自体がまだまだ不足しているというようなことについては、担当の方からの報告はないところでございますので、現在のその伐採の体制でやっていただいているというような状況でございます。特に危険度が高くなって、繁茂している所については、特別に対応するというような態勢にしているところでございます。

○23番（東 宏二君） 議長、担当課の課長さんたちに聞いていいですか。これ、まあいえば、順調にいつているかということをおちょっと聞きたいんですが、聞いてよろしいでしょうか。いいですか。

いやいや、これがないと、また市長が。やっぱり市長に通告をしているから、担当課に。よければ耕地課、農政課、建設課の課長さんたち、その自分たちの範囲内ですよ、その管理ができていますか、もう少しなのか、そういう自分が考えていることをおちょっと聞かせていただけませんか。市長は、もう計画的にやられているということで、おちょっと私が話をするのをうそみたいな感じにとられておいますので、おちょっと確認をしたいと思おいますので。

○議長（谷口松生君） 質問はもうできますので、答弁をだれがするかというのは執行部側の判断ですので、それはもう質問をそのままされれば、執行部はそれに答えますので。

○23番（東 宏二君） 根が正直なもんだからですよ。

○耕地林務水産課長（立山広幸君） 耕地林務水産課におきましては、林道と農道を伐採をしておりますが、先ほど市長が答弁いたしましたように、21年度から4名の作業員を雇用いたしまして、実施をしております。それにつきましては、林道につきましては、志布志地区は14路線ありますけれども、その中で6路線、21.7kmを作業班で現在実施を済ませているところでございます。

また、緊急を要するところで2路線が7.8kmありまして、それは業者委託で対応をしたところでございます。

農道につきましては、先ほどの答弁がございましたように、通学路あるいは広域農道等の大きな道路でございますが、ただいまのところ、9月現在まで、10件ほどを伐採をしております。これにつきましては、あくまでも農道は受益者負担、受益者の方々でお願いしますということでございますが、どうしても人家が少なく、通学路になっているという所がございますので、そういう所につきましては、耕地林務水産課の方で実施をしているところでございます。

そのほか、うちの作業班につきましては、市有林の下刈りも実施をするような計画で雇用をしておりますので、志布志の保安林、きれいになった所もでございます。そういう所とか、あと産業振興室で管理をしている施設等の草払いとか、そういうのもやっておりますので、うまく作業班が機能しているんじゃないかなというふうに考えて、いい事業だったなあということを考えているところでございます。

以上でございます。

○建設課長（中迫哲郎君） 建設課が管理しております市道が約764kmでございます。その中の管理ということで、現在、作業班15名に、今回、今年は緊急雇用の作業員を3名追加いたしまして、18名で対応しているところでございます。草刈りにつきましては、効率的、効果的などということで、一斉に伐採をするということが望まれておりまして、この18名の作業班では一斉にはできないということで、集落にお願いをしたり、委託で業者での管理を行っているところでございます。約、業者と委託で500kmぐらいをカバーできているのではなかろうかなと考えているところでございます。その残りにつきまして、年に何回か伐採をしなければ危険という所を計画的に、市長が申したとおり計画的に作業員を配置して実施しているところでございます。

○23番（東 宏二君） 担当課の方の答弁では、ばっちりだということですね。違いますよね。努力をされてるのは分かるんですが、やはり苦情のない、やはり人が見てもですよ、区別をしない。人家がないから、ここは市道でも伐採しないとか、そういうことじゃなくしてですよ、やはりみんな一緒にですよ、やっていただいて、やはり緊急度の高い所からされているのは分かってますが、そういう通学、通勤の所もありますので、我々もそう言われたらお願いをするわけですが、できれば我々が言わないうちに、やっぱり建設課の今度なった課長はよか課長やねと言われるぐらいですよ、頑張っていたらですよ、いいと思います。順次ですよ、これはですよ、やっていただきたい。もう私も

目を光らせて見てますので、ちゃんとやっていただきたいと思います。また、耕地林務水産課の課長も言われたとおりですよ、余ったらすよ、建設課にも加勢にやってくださいよ。そして銭はもらえばいいわけですがね。そうしてくださいよ。早めに、だからもう今払うとですよ、もう1回で済むと思うんですよ。もう時期的に秋になるとですよ、草の伸びも悪くなりますので。もしそういうことが足らんときは、市長にですよ、お願いをして、どうしても苦情が多いから、市長、どげんかしてくれんやということですよ。教育長に言うのがらるっからですね、予算な持ちちょらんたっから。がられんごっせんないかんから、市長に言うてくださいね。それはもうお願いしておきます。はい。それなら、それで努力してください。

次に、皆さんも気が付かれていますと思いますが、市道のセンターラインなどの消えている箇所が目につくわけですが、維持管理は大変だと思いますが、管理者としてどのように考えておられるかお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市道の維持管理につきましては、市に管理責任があるわけでごさいますして、舗装の補修、側溝の清掃及び草払いということで、住民の身近で生活に密着した部分を最重点的に整備するというふうを考えております。

○23番（東 宏二君） どのくらいセンターラインが消えている所がありますか。把握されておられますか、市長は。

○建設課長（中迫哲郎君） 正式に把握するということでは、具体的に行っていないところでございますが、先ほど申しました市道の764kmのうち、データとして把握できるので、旧志布志町の部分になりますけど、約、センターラインが41km引かれております。それから、有明、松山としますと、その倍ぐらいあると思いますので、センターラインが100km近くあるというようなことで、その部分を年次的に管理していくということになると思います。

○23番（東 宏二君） 100kmあるそうです、市長。市長は、我がえん前もですよ、畜産のそこから上に上がった、畜産品評会のある所の道路から上に上がるのと、奥に行く道路、消えてますよ。我がえん前も消えてますよ。志布志もいっぱいありますよ。よく見てみるとですね、後ろから前の車を見ても、センターラインが無いものだから、真ん中に真ん中に寄っていくんですね。おかしいものですよ、ラインがあればラインの左側を通るんだけど、センターラインが無ければ、もう真ん中真ん中を通して運転されるんです。平城から、中次から志布志畜産に出る道路、危ないですね。あそこも全部消えてます。あそこは養豚を積んだ、豚を積んだ車が行き来して、すごい大型も通るんですよ。同僚議員が言いましたがね。東議員が言うたじ、事故が起きた後からはいかんどち、同僚議員も言いましたがね。私が、今は言ってるから、事故が起きたら、後は4億でん、3億でん、補償料が要りますよということも言われてますがね。だから、事故が起きない前にしないことにはですよ。それと、そのセンターラインを引く、まあ言えば、道路の法律の中で、何m以上あればセンターラインを設置しないとイケないということは、決まっているんですかね。その辺もお聞きしたいと思います。

○建設課長（中迫哲郎君） 道路でセンターラインを引く基準につきましては、車道部で5.5m以上と

いうことでありますので、路肩を含めると、路肩が最低50cmとらなければいけないということになりますと、6.5m以上の道路になるかと思えます。

○23番（東 宏二君） でしょう。だから、6.5m以上の市道がいっぱいあって、100kmセンターラインが引いてないと。市としての管理の仕方がずさんですがね。本当に事故が起きてからは、済まんですよ。もう市長も、みんなセンターラインの無い所を通られることもあろうかと思いますが、前を走ってる車を見てくださいよ。全部センターラインに寄って、真ん中を通過して通行してますよ。ラインが無いから、真ん中に行くんですね、不思議なもので。市長、事故が起きたらどうされる考えですか。これは負けますよ、市が。どうですか、そのことについて。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

センターラインの引き直し、また側道の所のラインの引き直しというものにつきましては、特に傷みの激しい所については、順次しているところでございます。特に交差点の周り、あるいは道路曲線区間ということを優先的に行っているところでございます。摩耗して、本当に無くなっている所については優先的に整備を行っているというふうには認識しているところでございます。

○23番（東 宏二君） センターラインで事故が起きたらどうなるんですか。無い所で事故が起きたら、もし。死亡事故でも起きたら、どういうふうになるんですか。ちょっと教えてください。

○市長（本田修一君） センターラインが無いことにより事故が起きることについては、どういう状況かちょっと想像がつかないところでございますが、事故が起きた場合には、その事故の当事者の、事故が発生した原因の当事者の自己責任というものが、司直により割合が決められるところでございます。その中で、センターラインが摩耗して、損傷して見えなくなるといようなことで事故責任が発生したということについては、私自身は聞いてないところでございますので、あるいはその割合の中で道路管理者として、そのような管理が十分行き届かない結果として何割かあったかということ、あったかもしれませんが、先ほども言いましたように、私自身はそのことについては確認はしてないところでございます。

○23番（東 宏二君） 責任はないというんじゃないですよ、あるんですよ、管理者だから。6 m50以上の所は設置をしなければいけないということになってるんでしょう。まあ言えば、してるわけでしょう。今、その中で、せんでもいいかもしれませんが、だけどあるのに消えているのを補修しない、言えば後のことをしないとすれば、管理責任が出てくると思うんですね。だから、言えば、やかましい人であればですよ、センターラインが消えたり、車が右側に寄って、事故をしましたと。普通であれば、センターラインを中心に、センターラインをオーバーして事故をすれば、ほら、過失はセンターラインを超えた方が負けになるんですが、センターラインが無いのに、センターラインの方に寄って事故をした場合は、それは管理責任もあると思いますがよ。そういうことが起きないようにですよ、していかないといけないのが行政じゃないですかね。どうですか、市長。もう同じことばかりですけど、このことを何か言ってくださいよ。

○市長（本田修一君） 車両は道路の左側を安全な形で運転するということが大前提になっております。そのようなことで、例えセンターラインが無いとしても、特に対向車がいた場合は左側を通行す

るのが原則かというふうに思います。そのような中でも、あえて事故が起きたときに、それがセンターラインが無くなった形で、そのことが事故の大きな原因であるというようなことについては、私自身も聞いてなかったということをお答えしたところでございまして、事故の原因は様々な原因が重なった形で発生すると。前方不注意というのが一番大きなことになるわけでございますが、そのことのみだけでなく、様々な要因が重なって事故となるわけでございますので、このセンターラインの消失によって事故が起きたということについては、私自身は承知してないということでございます。

○23番（東 宏二君） もう何を言っても一緒です。市長、センターラインを順次、また消えている所はセンターラインを設置していくということで答えを出せばいいけど、やっぱりしますがちひとつも言わじですよ、責任はないとか何とか言われるから、私もそう言うんですよ。だから、順次的にやってるけど、この100kmという、大きなこれはキロ数ですよ、100kmということは。この辺は、だから予算をとって、順次、早めにやっていきますということを言われれば、私はいっきやむったっけど、何も言わんから。その辺はどうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

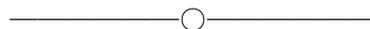
誠に私の方でちょっと配慮が足りない答弁をしたみたいでございます。

当然、順次、このセンターラインにつきましては、整備をしているということで、平成20年度で3,219m、21年度では1万4,760mということで、今回、更に整備については強力に進めているということでございますので、今お話になります消えている所については、今年度で大分解消するんじゃないかなというふうに感じるところでございます。

○23番（東 宏二君） 早くそれを言われれば、いっきやむったったとば。だから、危険度が高いからですね、その辺はですよ、やはり順次していってもらって、市民ですよ、安全を守る。また、センターラインが張ってあれば、きれいで気持ちがいいですがね。ぴしゃっとまっすぐセンターラインが設置されていればですよ、ちゃんとあなたが言われるように、左側を通ってですよ、事故のない、交通ルールも守りますよ。早めですよ、私も、皆さんも見て回ってください。無い所はどんどん言ってください、これは市民の安全のためです。

そういうことで、皆さん、執行部の方が近々にやっていくということでございますので、それを信用して私の一般質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、東宏二君の一般質問を終わります。



○議長（谷口松生君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から28日までは、委員会等のため休会とします。

29日は、午前10時から本会議を開きます。日程は付議事件に対する委員長報告、質疑、討論、採決などであります。

本日はこれで散会とします。

午後2時04分 散会

平成21年第3回志布志市議会定例会（第6号）

期 日：平成21年9月29日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 報告
- 日程第3 議案第70号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第79号 財産の無償譲渡について
- 日程第5 議案第80号 財産の無償貸付けについて
- 日程第6 議案第81号 財産の無償譲渡について
- 日程第7 議案第82号 財産の無償貸付けについて
- 日程第8 議案第83号 財産の無償譲渡について
- 日程第9 議案第84号 財産の無償貸付けについて
- 日程第10 議案第71号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第72号 志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第74号 志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第77号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 日程第14 議案第78号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について
- 日程第15 議案第85号 市道路線の変更について
- 日程第16 議案第86号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第17 議案第87号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第18 議案第89号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第90号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第91号 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第92号 平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第93号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第94号 平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 陳情第14号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情
- 日程第25 発議第6号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出について
- 日程第26 発議第7号 東九州自動車道野方インターチェンジの設置実現とアクセスする関連県道の改良等早急整備に係る決議について
- 日程第27 報告第3号 継続費精算報告書について
- 日程第28 報告第4号 平成20年度志布志市健全化判断比率について
- 日程第29 報告第5号 平成20年度志布志市資金不足比率について

- 日程第30 認定第1号 平成20年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 認定第2号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 認定第3号 平成20年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第33 認定第4号 平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第34 認定第5号 平成20年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第35 認定第6号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第36 認定第7号 平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第37 認定第8号 平成20年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第38 認定第9号 平成20年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第39 議案第95号 平成20年度志布志市水道事業剰余金の処分について
- 日程第40 閉会中の継続審査申出について
(総務常任委員長・産業建設常任委員長)
- 日程第41 閉会中の継続調査申出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名 (33名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	副 市 長	井 手 南海男
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 課 長	中 崎 秀 博
情報管理課長	徳 満 裕 幸	企画政策課長	溝 口 敏 久
財 務 課 長	溝 口 猛	港湾商工課長	萩 本 昌一郎
市民環境課長	竹之内 宏 史	税 務 課 長	外 山 文 弘
福 祉 課 長	津 曲 兼 隆	保 健 課 長	木佐貫 一 也
農 政 課 長	白 坂 照 雄	耕地林務水産課長	立 山 広 幸
畜 産 課 長	中 崎 章 文	建 設 課 長	中 迫 哲 郎
松山支所長	上 原 登	志布志支所長	吉 野 健 一
水 道 局 長	井 手 佐喜雄	会 計 管 理 者	楠 川 昭 博
農業委員会事務局長	大 園 朗	教 育 総 務 課 長	五 代 豊 一
学校教育課長	山 口 幸 彦	生涯学習課長	小 辻 一 海

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	今 井 善 文	次長兼議事係長	徳 田 弘 美
調査管理係長	坂 元 正 知	議 事 係	武 田 賢一郎

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、岩根賢二君と吉国敏郎君を指名いたします。



日程第2 報告

○議長（谷口松生君） 日程第2、報告を申し上げます。

総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長から、調査が終了した旨、報告書が提出されましたので配付をいたしました。参考にさせていただきたいと思います。

（宮田慶一郎君退場）



日程第3 議案第70号 志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第70号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） おはようございます。

ただいま議題となりました議案第70号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月15日は委員全員、9月16日は委員10名出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部の説明によりますと、本案は、城南保育所、有明保育所、蓬原保育所を民間移管をすることに伴い、城南保育所、有明保育所、蓬原保育所を志布志市保育所条例から削除するものである。

なお、この条例は、民間移管を行う平成22年4月1日から施行するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑としまして、市長は保育所の民間移管の必要性の理由の一つに財政問題を挙げているが、このままの公立と民間移管との財政的な裏付けはどうかとただしたところ、民間移管すれば市の支出が240万円の減になるとの答弁でありました。

保育所における公的責任をどうとらえているのかとただしたところ、保育サービスを必要とする利用者に対する利用できる仕組みを作り、管理していくことと認識しているとの答弁でありました。

松山地区には、保育所に対する歴史的背景がある。それを反映するために、さゆり、みどり両保育所のめどが付くまで、城南保育所の民間委託ということは議論されなかったのかとただしたところ、本市の振興計画の策定の中や市長の所信表明、また今回の協議の中でも民間委託の検討はしなかった

との答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

続きまして討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、保護者に真剣に理解を求める努力が不足していること。3園で公立のままでいくのと民間移管するのでは財政的効果は240万円にすぎない、この額であれば公的責任でやるべきである。旧松山町が公立保育所を守ってきた歴史的なまちづくりをつくり上げてきたものをばっさりと捨てるようなやり方は納得がいかない。

当局の民間移管の案の中にはどうしても民間移管でなければならないという理由が委員会の中で見当たらなかった。保育の公的責任の在り方としても問題である。保護者には十分な説明がなされているが、地域住民に対しては歴史的な背景の配慮の上に立った説明がされていない。今回は城南保育所だけの民間移管で、松山町の残り2保育所はまだめどが立っていない状況である。3保育所そろっての民間移管でないと住民の理解は困難であると判断される。以上の理由で反対である。

次に、賛成討論として、今回の議会に3保育所の民間移管が提案され、本委員会でも慎重審議を重ねてきた。民間移管の目的に沿っているという審査の経緯を踏まえて、本案に賛成する。

今の保育所の老朽化した施設を見ると、あくまでも主人公は子供であり、また選考委員会で慎重審議した結果を尊重すれば、移管やむなしと考えるので賛成である。

以上で討論を終結し、起立採決の結果、議案第70号、志布志市保育所条例の一部を改正する条例の制定については、起立多数により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○26番（上村 環君） 城南保育所についてお伺いをしたいと思います。約3年近くをかけて様々な取り組みをしてきた中で、保護者や保育士の理解はある程度得られてきたのかなと思っておりすが、そのほか保育所運営に係る給食食材の納入とか関連の商工業者があります。そういった方々にとっては、民間になるということで今後のそういった取り引きがどうなるのかという不安もあろうかと思ひます。そういった面については、受託を希望されている経営者、そこらあたりの確認に沿ったような質疑がされたのかお伺いをいたします。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） 質疑の中では、給食材料等などそのような質疑はなされなかったところであります。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありますか。

○1番（下平晴行君） 新聞紙上で民間移管を中止する自治体が増えているというような記事の掲載がありました。その中には保育園の経営の趣旨、目的を度外視しているというようなことが挙げられてありましたが、そういうことの質疑はなかったのか伺ってみたいと思ひます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） そのような質疑はございました。

特に、田之浦保育所が休園になったことに対して、公的な保育の責任の在り方はどうなのかという質疑はなされました。その中で、具体的に田之浦のことにつきましては、休園になる前に7名の卒園

者がいて、残りが2名しかいなくなつた。その中で、保護者と話し合う中で、保護者の勤務地の近くとか、そういう所に通園させるといふことで話の方向が出てきたといふような質疑のやり取りはありました。

それから、児童福祉法での公的責任はどうかといふ質疑に対しても、そういう観点からの質疑もございました。

以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○30番（福重彰史君） 城南保育園のことについて若干お伺いいたしたいと思ひますけれども、私が保護者の方から聞いた中におきましては、説明会におきまして、園長は変わってもいいけれども、しかし園の運営、その他行事も含めたですね、そういうものにつきましては今までどおりで何も変えなくやってくれと、それが条件だといふような話があったといふふう聞いております。といふことは、結局何を求めているのかといふことにならうかといふふうと思ひますけれども、そのような、いわゆる説明会の中におきましてそういうような質疑がなかったかお伺いいたしたいといふふうと思ひます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） そのような質疑はございました。

城南保育所1園だけが今回民間移管することに関しての残された2園との関係の質疑や、それから従来の保育方針を守ってなるべく激変しないような措置をとっていく、そして従来の保育方針は尊重するといふような質疑はございました。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○25番（小園義行君） 議案第70号について、基本的に反対の立場で討論をいたします。

まず、今回の公立保育所の民間移管ですけれども、3園を公立から民間に移管をしたいといふことであります。

私たちに示された資料の中でも、まず一番目に保護者の方々への説明が足りないといふのが第1点目であります。これは一昨年からの民間移管に対して、きちんと保護者の理解を求めなさいといふ議会の意思もありました。これが今回、各保護者、役員が改選をされたことによつて、各園、保護者の民間移管についての意識等について、確認といふこと等で、ほとんど説明会といふのは1回にしか過ぎません。その中で、それぞれが、城南保育所は民間移管に賛成する旨の連絡があったと、有明保育所は民間移管に賛成する旨の連絡があったと。蓬原保育所、保護者会で保護者会がアンケートを取るといふことで、賛成・反対・どちらでもよいが24名、このうち賛成といふのは6名であったといふことであります。みどり保育所、さゆり保育所については、今のままで何ら影響がないので、このままでよいと。さゆり保育所、民間移管には反対ではない旨の連絡があったと。これを受けてそれぞれ説明会をされておりますが、実際に新しく保護者の方も入れ替わり、役員の方も入れ替わつた中で、どうしても志布志市が公立保育所を民間移管にしなければならないその思いなり、理由をしっかりと私

は保護者に説明すべきであったと。これがまず足りないという点が1点目であります。

2点目については、議案上程の時等々も当局の説明でありましたが、財政上の面、含めて述べておられます。先ほど委員長の報告にありましたが、3園含めて240万円の減額になるということでありました。

今回は、城南保育所、有明保育所、蓬原保育所でありましたので、城南保育所は、仮に城南保育所だけ民間移管をした場合に、公立と民間とどれくらい差があるのかということをやりましたら、城南保育所は180万円の増だと、これはこの後の関連する議案の中でも委員長報告の中にあると思いますが、そういったことであります。有明保育所も180万円の市の持ち出し、そういったことであります。蓬原保育所、ここは約600万円の減ということで、合わせてマイナスの240万円ということでありました。仮にそれぞれを1園ずつ1年に1回ずつやったら、プラスになるものとマイナスになるものがあると。こういった実状の中で、果たして財政上のプラスになっていくのかということ考えたときに、甚だ問題であります。

3点目に、これまで正規の職員がいないからといって、嘱託職員の方々で対応してきていると、大変厳しい状況だというのが当局の姿勢でありました。私は、保育所で保育を受ける主人公はまさに子供たちであります。そういった子供たちにしっかりと施設・設備を整えて、そして人の手当てもきちんとやっていく、保障をしていく、それが大きな安心する保育を受ける環境づくりとして当然だろうというふうに思いますが、それを怠ってきたのは当局の怠慢であります。

今回、委員会の質疑の中で、正規の職員がこの間に何名早期退職をされたのかとお聞きをしましたら、答弁として、6名中4名が早期退職になっていると。これではまさに、志布志市に保育士として採用になってから最後まで保育士で終わりたいと思われた方々の生活設計、そういったものも途中で無残に私は壊されたと、そういった気がしてなりません。そういった働く人たちの立場を考えた上での今回の民間移管、一連のそういう提案だったのかということについても私は甚だ疑問であります。

4点目に、これまで委員会ではあまり語られませんでしたけれども、今回の委員会の中で松山町選出の議員の方から、これまで松山町が、どれだけ保育にかける思い、熱い思いがあったのかということをしつかりと質疑の中で述べられておりました。旧松山町が、民間であったものを公立に移して営々と守ってきたと、そういった経緯も語られました。私は、旧松山町のそれぞれの地域にしっかりと保育所から学校の複式学級にならないための政策的な努力をしてきたことをきちんと受け止めて私はやるべきであったろうと思います。そうした旧松山町の長年の政策の在り方に対しても、私はもっと配慮があつてよかったと。これはまちづくりとしても、当然そのために大変な努力をされてきたことを、ただ合併をしたから民間に移管すると、この4年間でそういったことになっていいものなのでしょうか。

私は、真に市が、行政当局が民間移管をしなければならないというものであれば、残されたみどり保育所、さゆり保育所も併せて、しっかりとした考えの下に、旧松山町の町民の方々こそぞって、それならいいよという、これまでの長い松山町民の思いをしつかり受け止めて、私は提案をなされるべきではなかったのかというのが四つ目であります。

最後に、志布志市は保育所に対しての公的責任、これはこれまでもいろいろ指摘をしてきました。

そのことによって、旧有明町においては給食室をしっかりと造る、3園とも造る、そういったこと等も予算計上されて、議会の全会一致をもって、そういったことがされてきております。こうしたことを含めて、私は児童福祉法が求めている、しっかりと行政、いわゆる公的責任を果たしていくべきであろうというふうに思います。

今、旧志布志町地域の田之浦保育園が休園になっておりますが、児童、園児数が少なくなったからそういうことだと。これは公的責任としてどうなのかと。私は、学校のことを少しそのとき思います。例えば学校では、41人になりますと必ず二つの学級ができます。今休校しています四浦地区に、一人の子供があそこに転校してきた場合には、直ちに行政はしっかりと、開校をしてそのことに対しての行政の公的責任を果たしていく、これをやるわけであります。保育所においては、そういうことが財政上の問題で大変だと。これでは何のために児童福祉法が公的責任を求めているのか、私は分かりません。そういった意味で、真に志布志市が日本一の子育て支援のまちづくりを目指すのであれば、そうしたことも踏まえて、そして地域づくり、その中に保育所や学校が拠点になる。このことの視点が議論がされていない中での提案というのは、私は納得がいかない。

そういった点で、議案第70号について反対という立場でございます。

終わります。

○議長（谷口松生君） ほかに討論はありませんか。順番的には賛成討論になっておりますが。

○2番（西江園 明君） 議案70号に賛成の立場で討論申し上げます。

これまでこの案件につきましては、議会でも長時間にわたって審議されてきた経緯もあります。今回も選考委員会で真剣に審議された結果が議会に付議されており、また、公立から民間に先般移管された保育園で職員が立て続けに退職せざるを得ないという事態が発生したということについては残念ではありますが、既に民間移管をされた志布志町にある保育所を見ても、公立時代とは見違えるほどきれいに整備され、子供たちが憩う、遊ぶ環境は見違えるほどきれいに整備され、環境は一変しております。子供が主役であるということを考えると、志布志町の例を見ても、見違えるような施設、移管もやむなしと賛成をするものであります。

議員の皆様方の賛同をお願いしまして、賛成討論とします。

終わります。

○議長（谷口松生君） 次に反対討論の順ですが、ほかに討論ありますか。

○18番（木藤茂弘君） 特に、現時点での城南保育園のみの民間移管については、反対の立場で討論をいたします。

その理由といたしましては、松山町における保育事業に取り組んできた公平性・均等性・地域性における執行部の価値観の違いであろうと私は思っております。現時点では、保育の受益を受ける保護者は民営化への理解を得ているというものの、過去に子や孫を通園させた地区民は、慣れ親しんだ城南保育園だけを今回民営化するのか。松山町にあっては、新橋の城南保育園は公設として昭和34年4月に開設、尾野見のさゆり保育園は公設として昭和37年4月に開設をしております。泰野の現在のみどり保育園は、その前身は私立保育園として、松山町で一番早い時期の32年でございます。に開設し

て、運営継続が不可能となり、地域住民の強い要望により公設として、尾野見のさゆり保育園の昭和37年4月の開設と同時に開設できず、同年の昭和37年12月にみどり保育園として開設がなされて現在に至っているわけでございます。

そのような歴史的な背景を考えることもなく城南保育園だけが今回の民営化にということであるとすれば、公設民営の形で委託運営の方式は採れなかったのか。みどり、さゆり保育園の民営化のめどがついた時点で、3保育園同時に民営化すべきではなかったか。松山町にあっては、特に地域性を考慮して新橋地区は行政事務の中心地として、泰野地区にあっては文化的な施設を中心として、尾野見地区にあっては農業の生産基盤を中心として社会資本の投資を行ってき、まちづくりを進めてきたわけでございます。そのような観点から見ても、公平性・均等性・地域性に配慮が足りないというふうに私は考えております。

第2に新橋地区のまちづくりの観点から、特に行政改革の波の流れの中で、公の機関として一番はじめに志布志線の廃止に伴う松山駅の廃止、串間営林署の松山出張所の廃止、食糧事務所の廃止、合併に伴う松山支所職員の縮小。今回の城南保育園の民営化に伴う、給食賄い費材料等を含めて、地域の経済効果を考える中で、おおむね900万円程度の使途金があるわけでございますが、城南保育園周辺における経済的な影響が保証できない不安さと、周辺の地域が疲弊の一途をたどるのではないかとという懸念がございます。

第3に、特に建物の無償については、町民に対して説明責任が果たされていないというふうに考えます。これについても執行部と私どもの価値観の相違がただただあるようでございます。

説明をしたと言われておりますけど、校区公民館の役員のを利用して説明をなしたということでございます。校区公民館から3名の役員と、計9名でございます。多分、参加された人は館長、副館長、主事であったと思います。そのような形の中で説明がなされ、説明資料の配付さえもなされていないということでございます。このような重要な案件について、校区公民館役員に説明をして、それで足りるというような感覚でおられるわけでございますが、校区公民館に説明する。校区公民館の機能・役割が違うのではないかと。校区公民館とは社会教育機関であります。なぜ、真剣に地域住民にこの説明をやろうとされるならば、松山町内のせめて行政事務連絡員を対象として説明会を開催されなかったのかということでございます。

そのような点から、施設の無償譲渡については一般町民が理解をしておりません。私は、9月20日、新橋の城南保育園の当地区で敬老会に参加させていただきまして、このことを説明申し上げましたら、参加者ほとんどが「そげなこっや、無償でや」ということございました。

そのような観点から今回の議案70号に対しては、反対の討論といたしまして、議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論はありませんか。

○29番（丸崎幹男君） 本案に賛成の立場で討論を申し上げます。

旧志布志町におきましては、すべての保育園が民間に移管をされております。旧有明町につきましても合併前に、伊崎田保育園が民間に移管をしております。その中で特別、問題はなかったというふ

うに思っております。

その後の保育内容でございますが、特別に問題なく、やはり一部には職員のその後の問題等につきまして、いろいろと意見が出されているようでございます。しかしながら、私たちが今まで長い時間をかけてこの保育園につきましては、いろいろ議論を進めてきたというふうに思っております。

やはりそういう中で、このまちの、この市の保育体制、ニーズに合った保育体制が果たしてできているのかなというふうに考えるところでございます。やはり行革の中で、いろいろと職員体制の問題等もあろうかというふうに思います。こうなった以上、やはり市も、方針として民間移管、移譲という方針を決めてその仕事を進めてきたわけでございます。保育体制に、保護者に合った、ニーズに合った体制を整えるためにも、民間活力を利用した、やはり民間保育体制が必要だというふうに考えます。やはり、今後も保育ニーズに合ったそういう体制を整えるためにも、ぜひとも民間に移管をしていただきたいというふうに思っております。

そしてまた、残されました2保育園につきましても、今まで同様、慎重な対応をしていただきたいというふうに思います。

また、市といたしましても、民間に移管になりました際には、今まで勤めてきていらっしゃる職員の方、嘱託職員等でございますが、やはりその身分についてもそれぞれ、保証とまではいきませんでしょうけれども、移管先についていろんな形で交渉に臨んでいただきたいというふうに思います。

今後につきましても民間移管につきまして市の慎重な対応を望んで、本案に賛成をいたします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論はありませんか。反対討論でございます。

○30番（福重彰史君） この本案は、城南、有明、蓬原の公立保育所を民間に移管するための案件ということでございます。

公立保育所を民間移管するこの協議は、合併協議会ではほとんど議論をされておられません。このことは議事録を見れば一目りょう然でございますが、私もその当時の委員の一員でございました。

そのような中で、合併後、民間移管の議案がこれまで提案をされておまして、様々で多くの議論が展開されて今日に至っているところでございます。にもかかわらず、今回の議案が提案をされておまして、説明を聞いておますと、これまでの教訓や反省に立った上での提案とは到底思えないところでございます。民間移管等は移管ありきで進められておまして、民間移管することが目的であるというふうに思えてならないところでございます。

それぞれの保育所はこれまで、地域の実情に合った運営や、あるいはまた地域とともに存在をし得る施策が講じられてきた。そのような歴史的な背景があるところでございます。十把一からげにした考え方というのは、将来に大きな禍根を残す可能性があるところでございます。後戻りができないというのが民間移管でございます。保育行政とはどうあるべきか、また将来への保育所の構想、ビジョンをどう打ち立てていくのか、その在り方を十二分に調査・研究をしていくことが先決でございますが、したがって拙速に進めていくべきことではないというふうに思うところでございます。

先ほどもちょっとございましたけれども、今、全国では民間移管の見直しや中止の動きが見られて

おります。

また、この政権交代によりまして就任されました、少子化大臣、福島少子化大臣でございますけれども、公立保育所は残すべきであるというふうに個人的には思っているというようなことも述べられております。

今、本市にとっても拙速に民間移管をしなければならないという理由は到底見当たらないところでございます。

したがって、十二分に検討されることを求める立場から、反対をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

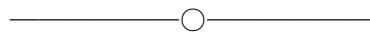
○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第70号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案70号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第4 議案第79号 財産の無償譲渡について

日程第5 議案第80号 財産の無償貸付けについて

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第79号及び日程5、議案第80号の2件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案第79号と議案第80号の2件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま一括議題となりました議案第79号、財産の無償譲渡について、及び議案第80号、財産の無償貸付けについて、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部の説明によりますと、議案第79号、財産の無償譲渡については城南保育所分である。所在地は志布志市松山町新橋1564番地、種別は建物、数量は鉄筋コンクリート造り平屋建て1棟540.44㎡で、評価額は1,733万円である。相手方は、鹿児島県志布志市志布志町志布志571番地2、特定非営利活動法人社会教育・福祉促進会、傾聴ボランティアである。なお、譲渡の条件として、譲受人は譲り受けた建物を児童福祉施設（保育所）として使用する必要がなくなったときは、市に無償で返還するという条件を付してある。

議案第80号、財産の無償貸付けについては、土地の所在地は志布志市松山町新橋字松尾1564番、3,423.72㎡である。貸し付けの目的は、児童福祉施設（保育所）の用地として限定するものである。貸し付けの期間は、平成22年4月1日から平成32年3月31日までの10年間とするものである。相手方は、建物と同様、特定非営利活動法人社会教育・福祉促進会、傾聴ボランティアである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、城南保育所の備品の残存価格が17万6,790円で、他の2園の200万円、100万円台と比べかなり低いが、その理由は何かとただしたところ、有明地区の保育所は昨年給食室の整備をした。その時購入した備品が新しいので、残存価格にその分差が出たとの答弁でありました。保育所の民間移管の受託希望法人説明会の通知は、何件出して5法人参加したのかとただしたところ、市内の社会福祉法人、NPO法人、医療法人の計37法人に通知を出したとの答弁でありました。

募集公告を市外法人にも出した理由は何かとただしたところ、受託法人の手の挙がらなかった保育所の保護者から不安や不満が出てきたことと、今年の議会でもNPO法人などのほかの新たな法人を発掘すべきとの意見もあった。市として法人の手の挙がる条件をいろいろと検討した結果、市外を含めての公募となったとの答弁でありました。

受託法人が受託した後に新たに投資した備品や増築した施設などは、保育所の用途に供さなくなった後は無償で原状に復して、無償で譲渡するのか、そのことは可能なのかとただしたところ、そのような場合を想定した形で受託法人と協議・検討して契約書に入れていかなければならないとの答弁でありました。

以上で、2件に対する質疑を終結しました。

引き続きまして、討論・採決については各議案ごとに報告申し上げます。

まず、議案第79号に対する討論としては、反対討論として、議案第70号に対して行った同様の要旨で反対である。

次に、賛成討論として、同じく議案第70号に対して行った同様の要旨で賛成である。

以上で討論を終結し、起立採決の結果、議案第79号、財産の無償譲渡については、起立多数により、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号に対する討論としては、反対討論として、議案第70号に対して行った同様の主旨で反対である。

次に、賛成討論として、同じく議案第70号に対して行った同様の主旨で賛成である。

以上で討論を終結し、起立採決の結果、議案第80号、財産の無償貸付けについては、起立多数により、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから2件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから2件に対する討論を行います。討論はありませんか。

○30番（福重彰史君） この案件は、城南保育所の民間移管に伴うものでございます。議案第70号の中で反対討論をいたしましたけれども、同様でございますが、若干反対を申し述べさせていただきたいというふうに思います。

先ほど賛成討論の中で、旧志布志町あるいは有明町、民間移管したけれども、問題がなかった、あるいは良くなったというような討論がございました。

旧志布志町、旧有明町で良くなった、問題がなかった、そうだからといって松山が何の問題があったのか。松山でも今まで公立でやってまいりましたけれども、我々そういうことを聞いたことがございません。自分たちの所がよかったから、じゃあ松山もそうだ、そんな論理が成り立つわけなんですかね。松山でも公立でも何の問題もなかった。ましてや市街化区域と、あるいは農山村部との保育の在り方というのは目に見えて違っております。そういう中で、それなりの運営がなされてきているところでございます。ましては松山は三つの公立保育園がございます。この三つの保育園を今後どのような形の中で存在させていくのか、どのような設置の在り方がいいのか、そのような構想やビジョンというものを十分吟味して、そして最終的に結論を出していくということの方が先決ではないか。

ここに一つの園が民間という形で出発してしまうと、松山にある三つの保育行政、そして保育園の在り方というものが根底から崩れてしまって、将来への構想やビジョンというものがうち立てられなくなってくるのではないかというふうに私は思っております。

そのような松山町のこれまでの公立保育園の在り方というものがあったわけでございますが、これからは将来へ向けてこの三つの保育園をどのように存立させながら、そして松山の地域の中で、そしてまた、松山の活力のためにどういうふうに生かしていくのかということをお所高所から判断をしていかなければならない、そのような松山町の保育園の存在であるというふうに私は思っております。

そのような観点から、現段階で見切り発車をするということは将来へどのような形で保育園が残っていくのか、保育園がどのように運営されていくのかということにも大きな影響を与えますので、この際十二分に検討されることを求める立場で反対をさせていただきます。

○議長（谷口松生君） 基本的には次に賛成討論でございます。ほかに討論はありませんか。

○2番（西江園 明君） じゃあ賛成の立場で。先ほどの議案第70号で述べたとおりで、賛成でございます。

選考委員会の中に保護者も出席し、その結果が議案として付議されており、その保護者というのはその園を代表して責任を持って参加されており、この人たちが下した結論というものは尊重すべきであると考えます。そのような理由で賛成をするものでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに討論はありませんか。基本的に反対ですが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

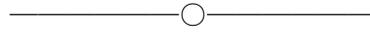
○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから、議案第79号と議案第80号の2件を一括して採決します。採決は起立によって行います。お諮りします。議案第79号及び議案第80号の2件に対する所管委員長報告は、可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第79号及び議案第80号の2件は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第6 議案第81号 財産の無償譲渡について

日程第7 議案第82号 財産の無償貸付けについて

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第81号及び日程7、議案第82号の2件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案第81号と議案第82号の2件は、文教厚生常任委員会に付託してありますので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま一括議題となりました議案第81号、財産の無償譲渡について、及び議案第82号、財産の無償貸付けについて、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部の説明によりますと、議案第81号、財産の無償譲渡については有明保育所分である。所在地は志布志市有明町野井倉1182番地9、種別は建物、数量は木造平屋建て1棟569.57㎡、評価額は178万2,983円である。相手方は、曾於郡大崎町野方6095番地38、社会福祉法人ちびっこ福祉会である。無償返還の条件を付している。

議案第82号、財産の無償貸付けについては、土地の所在地は志布志市有明町野井倉字前原1182番9、面積は2,835.01㎡、貸し付けの目的は児童福祉施設（保育所）用地である。貸し付けの期間は、平成22年4月1日から平成32年3月31日までの10年間とするものである。相手方は、建物同様、社会福祉法人ちびっこ福祉会である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、有明保育所の受託法人はちびっこ福祉会で、保育士は10名とあるが、全員雇用保険などの身分のある常勤、正職員か。また、平成19年の公募の時は保育士の正職員数は1名だったと思うが、今回保育士の資格、年数などの確認、審査はしているのかとただしたところ、受け付け段階での提出書類の項目で確認している。全員常勤、正職員でクリアしている。平成19年度は保育士の正職員は1名で、あとは臨時職員であった。9人を正職員にしたということであるとの答弁がありました。

有明保育園の公立と民間移管の財政的な差は幾らになるのかとただしたところ、城南保育所と同じ180万円の市の負担増になるとの答弁でありました。

以上で、2件に対する質疑を終結しました。

引き続きまして、討論・採決については各議案ごとに報告申し上げます。

まず、議案第81号に対する討論としては、反対討論として、議案第70号に対して行った同様の要旨で反対である。

次に、賛成討論として、同じく議案第70号に対して行った同様の要旨で賛成である。

以上で討論を終結し、起立採決の結果、議案第81号、財産の無償譲渡については、起立多数により、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号に対する討論としては、反対討論として、議案第70号に対して行った同様の要旨で反対である。

次に、賛成討論として、同じく議案第70号に対して行った同様の要旨で賛成である。

以上で討論を終結し、起立採決の結果、議案第82号、財産の無償貸付けについては、起立多数により、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから2件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 委員長に1点だけお伺いをしてみたいというふうに思いますが、ここさかのぼること2年前から、3年前からですか、この保育所の移管の問題は、議会で議論をしてきたわけですね。そういう中で、議会が、前回もでしたが、この民間移管する移管先の選定について、市外の法人、若しくはこういう団体は好ましいことではないんじゃないかということが大いに議論をされてきました。

今回そういう意味では、市外の方が移管をされるというふうに議案として御提案がございしますが、なぜ市外の移管先なのか、そのことが委員会でもどのように議論がされたのかをお伺いをいたします。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） そのことに関しては、第70号の報告でも申し上げましたように議論がなされました。質疑がされました。

その中で、まず受託法人の説明会を市内の37法人のNPO法人、社会福祉法人、医療法人に対して行ったと、その中で受託法人の手が挙がらなかった保育所があったと、その保護者から不安と不満があって何とか手が挙がる方法を探るべきではないかという意見が出たと、それを踏まえて論議した結果、募集公告の時は大崎町と曾於市の法人に対してそのような連絡をしたということでありました。以上のような質疑がなされました。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） 関連もございしますが、今もありましたけれども、市外の法人、あるいはNPOも含めてそうですが、募集をかけると。その背景というのは、今委員長の報告の中でいくらか御理解をした部分もあるわけですね。何とか手が挙がらなかった保育園の保護者の方から方法を探ってほしいという方向づけがあったということですが、議案上程の際の質疑の中で、いわゆるNPO法人も含め、いわゆる市外へ向けても移管をしていけるように規約を変えるという、そういった流れをつくったという方向づけがありましたけれども、いわゆる私たちにその都度全員協議会で民間移管への流れが説明があったわけですが、そのことはなかったと記憶しているんですが、なぜそれをやらなかったのかという質疑がなかったのか、1点。

もう1点は、先程来、賛成討論の中で、いわゆる選考委員会で慎重に審議がなされたということをもって賛成討論もなされておりますが、選考委員会、その中でどういったことを背景にして慎重審議がなされたと判断する材料が委員会であったのか、そこをお示しをですね、していただきたい。いわゆるどういう議論が選考委員会であったのかというものを委員会の中で質疑がかなりあって、そしてそれを聞いて慎重審議がなされたという判断になるはずであると思っておりますが、そこらはどうだったのかお示しをください。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） 1点目については質疑はございませんでした。

2点目に対しては、複数の議員からその点に対する質疑がありました。十分な質疑がなされなかったんじゃないか、あまり意見も選考委員の中では出なかったんじゃないかとか、いろいろな点から質疑がありました。その点に関して当局の方からは、事前に説明資料も送付して、十分それを見てこられた上で選考に臨まれて、そしてまた過去の何回かの選考委員会の経験も踏まえ、また保護者の方は自分の保育所での保護者会でのやり取り、それから役員会でのやり取りを十分踏まえてきておられて、選考委員会の中ではその点が十分討議されたと判断しているとの答弁でありました。

○14番（小野広嗣君） そういうことであれば、選考委員会の中で選考委員の方から活発な質疑が、質疑というか、審査に当たって、いわゆる受託法人に対してなされたというふうな理解、当局の答弁であったと理解していいんですか。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） そのとおりです。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから2件に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第81号と議案第82号の2件を一括して採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第81号及び議案第82号の2件に対する所管委員長の報告は、可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第81号及び議案第82号の2件は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第83号 財産の無償譲渡について

日程第9 議案第84号 財産の無償貸付けについて

○議長（谷口松生君） 日程第8、議案第83号及び日程9、議案第84号の2件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案第83号と議案第84号の2件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま一括議題となりました議案第83号、財産の無償譲渡について、及び議案第84号、財産の無償貸付けについて、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部の説明によりますと、議案第83号、財産の無償譲渡については蓬原保育所分である。所在地は志布志市有明町蓬原813番地3、種別は建物、数量は木造平屋建て2棟295.10㎡、評価額は256万8,605円である。相手方は、鹿児島県志布志市志布志町志布志571番地2、特定非営利活動法人社会教育・福祉促進会、傾聴ボランティアである。無償返還の条件を付している。

議案第84号については、財産の無償貸し付けである。土地の所在地は志布志市有明町蓬原字上大園813番3、面積は1,997.65㎡、貸し付けの目的は児童福祉施設（保育所）用地である。貸し付けの期間は、平成22年4月1日から平成32年3月31日までの10年間とするものである。相手方は、建物と同様、特定非営利活動法人社会教育・福祉促進会、傾聴ボランティアである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、蓬原保育所の保護者アンケートの調査で、賛成・どちらでもよいが24名、反対1名との結果が出ているが、どちらでもよいという保護者は何名いたのかとただしたところ、18名であるとの答弁でありました。

どちらでもよいの18人はこのままで影響がないので現状のままでよいと理解するが、当局が保護者の了解が得られたとする判断基準はどこにあるのかとただしたところ、このアンケート結果に基づいて役員と協議する中で、学童保育の充実とか、サービスをこれまでどおりやってもらえれば民間移管してもよいとの意見を持ってこられたので、その時点で判断したとの答弁でありました。

蓬原保育所の公立のまま民間移管した場合との財政的な差はどうなるのかとただしたところ、約600万円の市の負担減になるとの答弁でありました。

以上で、2件に対する質疑を終結しました。

引き続きまして、討論・採決については各議案ごとに報告申し上げます。

まず、議案第83号に対する討論としては、反対討論として、議案第70号に対して行った同様の要旨で反対である。

次に、賛成討論として、同じく議案第70号に対して行った同様の要旨で賛成である。

以上で討論を終結し、起立採決の結果、議案第83号、財産の無償譲渡については、起立多数により、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号に対する討論としては、反対討論として、議案第70号に対して行った同様の要旨で反対である。

次に、賛成討論として、同じく議案第70号に対して行った同様の要旨で賛成である。

以上で討論を終結し、起立採決の結果、議案第84号、財産の無償貸付けについては、起立多数により、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから2件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから2件に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第83号と議案第84号の2件を一括して採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第83号及び議案第84号の2件に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第83号及び議案第84号の2件は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

(宮田慶一郎君入場)



日程第10 議案第71号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第71号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第71号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の改正は、平成20年度に厚生労働省が日本産婦人科医会に依頼して実施された、我が国における分べん費用などの実態把握に関する研究の結果報告の中で、平日の昼間に正常分べんした場合の分べん費用の全国平均が約42万円となったことを受け、緊急の少子化対策として、今年の10月から平成23年3月までの1年半に限り、現在38万円支給している出産育児一時金に一律4万円を上乗せし、42万円支給するよう改正するものである。現行条例の第6条では、本文において35万円、但し書きで産科医療補償制度創設に伴う3万円を上限として上乗せすることになって

いるので、現行では38万円支給ということになる。緊急的な少子化対策という暫定的な措置のため、法令改正と同様、第6条第1項の支給額の改正は行わず、附則に第5項として追加するものである。

また、併せて民法の法令番号の誤りを改正しようとするもので、民法の制定自体は明治29年、条例で引用している扶養義務者などを定めた第4編、親族の各条項が追加されたのが明治31年である。

なお、施行日は平成21年10月1日としている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、分べん費用の全国平均が42万円ということだが、病院によってばらつきがあると思う。例えば、38万円であっても42万円本人が受け取れると理解していいのか、また対象者数は何人で、4万円の上乗せ分は国庫が全額みるのかとただしたところ、実際に分べん費用が42万円より低くても本人が請求すればもらえる。ただし、42万円を超える分は自己負担である。10月1日以降の対象者は50人とみて200万円予算計上している。全額国庫支出金となっているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第71号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

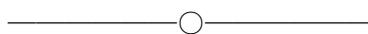
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第71号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第11 議案第72号 志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第72号、志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました議案第72号、志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、9月15日、委員全員出席の下、執行部から農政課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部の説明によりますと、公有財産台帳整備に伴う農村広場施設の調査の成果に基づき、志布志市内之倉農村広場の代表地番を内之倉3452番地3に改めるとともに、照明施設の時間等、使用制限、原状回復義務、過料の新設、使用料の納入を条例の中に入れ込むなど、他の公の施設に係る条例との整合性を図るため、規定の整理を行うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、公有財産台帳整備に伴う調査の成果ということで、枝番ではなく地番そのものが変わっているが、こういうことは大いにあり得ることなのかとただしたところ、今までは施設が立っている所を代表地番としていたが、公有財産の台帳整備に伴い、施設内にある一番若い地番を代表地番にするという条例の整備方針が決まっているので、今回代表地番を一番若い地番に修正を行うところであるとの答弁でありました。

旧第3条で「施設は、次のとおりとする」として、2点掲げてあったが、施設という条をなくした理由についてただしたところ、農村広場条例ということで、この中に照明施設が含まれるということで、この文言を省いたとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

引き続き討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第72号、志布志市内之倉農村広場条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

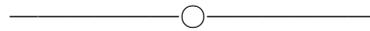
これから採決します。

お諮りします。議案第72号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員

長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第12 議案第74号 志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第12、議案第74号、志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました議案第74号、志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、9月15日、委員全員出席の下、執行部から農政課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部の説明によりますと、公有財産台帳整備に伴う農村研修センター施設の調査の成果に基づき、代表地番を変更するため位置する番地を改めるとともに、他の公の施設に係る条例との整合性を図るため、過料の取り扱い等を追加したものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、第14条の、当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする部分の解釈についてただしたところ、地方自治法において、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者については、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができるが、5倍に相当する金額が5万円以下の場合、上限の金額を5万円とするもので、他の公の施設に係る条例との整合性を図り、その取り扱いを追加したものであるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

引き続き討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第74号、志布志市志布志農村研修センター条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

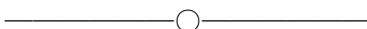
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第74号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第13 議案第77号 宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第77号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第77号、宮崎県都城市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について、審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、9月15日、委員10人が出席し、企画政策課長及び担当職員の出席を求め審査を行いました。

補足説明としまして、この協定は、中心市が中心都市宣言を行った後に、その宣言に賛同した周辺の市町村が1対1の協定を結ぶこととなっている。この都城市との協定は、主に広域救急医療及び都城志布志道路の整備を核として、産業振興、圏域内外の住民との交流と観光の推進、定住を図る内容となっている。

協定を結ぶことの利点として、救急医療の二次医療又は小児医療等につき体制を整えることによって、住民に安心を提供できる。都城志布志道路を一日でも早く整備し、志布志港との連携により、産業の振興、企業の誘致、定住への取り組みが広がっていくことが期待できる。

また、取りざたされている都城市郡医師会病院の移転については、都城市及び都城市北諸県郡医師会との計画に基づき同市の責任において実施されるもので、施設整備等の負担については周辺地域の負担は求めないことで協議されている。

概略、以上のような説明がありました。

対する主な質疑としまして、都城志布志道路が早くできれば、都城インターからの時間も短縮され、現在の医師会病院の所でもよいのではないかとただしたところ、そのことは今まで議会からの質問もあり、協議会でも意見を言ってきたところである。しかし、都城市の協議会には市長や議長だけでなく、医師会関係、県関係、医療関係などの組織からも入っており、医療関係者には国立病院、宮崎大学等の関係者も入っている。医師会病院の都城インター周辺への移転計画は、平成16年度から検討に

入っており、都城市のサブシティ構想にもうたわれている。志布志市の市長も協議会でも、曾於市、志布志市に近い所への設置を要望しているところであるとの答弁でありました。

更なる質疑として、この事業が総務省から示されたのはいつの時点であったのか。政権交代でこの事業は実施されるのか。志布志市として提案した事業は何と何か、この協定に加わることのメリット、加わらないことのデメリットは何かをたしました。

それに対して、まず、平成20年12月26日付けで総務省事務次官から通知があった。あわせて、以前の広域市町村圏推進構想が21年3月31日付けをもって廃止され、今回の定住自立圏構想要綱に変わったという通知があった。政権交代でどうなるかという点については、民主党のマニフェストや事業の凍結案を見ると、この定住自立圏のことについては何ら触れられていない。これは広域市町村圏推進構想の変わった事業で、しかも都城は先発モデルということで、政権が代わっても継続するのではないかと思っているとの答弁でありました。

また、志布志市が提案した協定項目として、企業誘致活動、志布志港の利用促進を図るポートセールスの実施、都城志布志道路の早期完成に向け、圏域住民を対象としたシンポジウム等の開催、都城志布志道路との市道・町道などアクセス道路の整備、さんふらわあの活用、雇用促進創出活動及び高規格道路のインター付近への定住促進、NPO法人育成のための中間支援組織の設置など提案している。

協定に加わることのメリットとして、都城志布志道路を一日でも早く整備することで、志布志港との関連と産業振興、企業誘致、定住への取り組みが広がっていく。さらに、補助金等もあるので、それらを活用した地域医療の確保がなされるなどである。

また、加わらないことのデメリットとして、一体的な協議に志布志市は参加することができない。圏域の総合的な発展浮上の中から取り残されていくのではないかと危ぐするとの答弁がありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、賛成多数をもって、可決することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 2点ほどお願いします。

今回、都城市との関係で、医療資源の高度化とこういったこと等でですね、二次救急の関係の病院等の移転等も含めた形での契約等締結になるわけですけど、こういったことを当局がお示しになる際に、開業医の先生方含めて、それぞれの旧町時代の医師会とかいろいろあるわけですね。それぞれ開業されている先生方の意見の聴取等々含めて、どういうふうにされたのかと、そういった議論があったのか、1点目です。

2点目に、これ、実際は協定に同意すれば、連携が成立してしまうわけですね。その際に、先ほど委員長の報告にもありました、それぞれメリット、デメリット含めまして、中心市との関係で、対等・平等のこの関係というのが実際にどれぐらい中心市と周辺市との関係で担保されているのかということ等の質疑、答弁等々がどういうふうにされたのか、2点ほどお願いします。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいまの質疑にお答えをいたしたいと思います。

まず、第1点でございますけれども、開業医といいますが、そういった各々の病院との協議というのは、議論についての質疑はありませんでした。ただ今回の協議会の中で、先ほど報告を申し上げましたけれども、この定住圏構想の段階での協議会に医師会関係が入っているというようなことから、これにつきましては、医師会の中には曾於郡の医師会長さんもこの構成員の一人であるというようなことで、質疑の中ではありませんでしたが、代表として医師会から入っているということでありました。

それから、第2点目でございますが、1対1の協定を結ぶという中で、対等な立場として協定を結ぶわけでございますけれども、それに対する担保はどうなっているかということでございますが、事実上の担保という表現では質疑はなされませんでした。ただ、今後、この協定をした後に実際の事業については協議がなされていくというようなことでありましたが、担保という表現での質疑はありませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

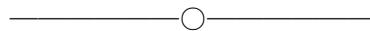
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第77号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第14 議案第78号 鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第78号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の締結についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第78号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の締結について、審査の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、9月15日、委員10人が出席し、企画政策課長及び担当職員の出席を求め審査を行いました。

補足説明としまして、鹿屋との協定の締結については、生活機能の強化では、夜間救急センターを設置して、一次及び二次医療体制を確保することを目的としている。

2番目に、結びつきやネットワークでは、地域公共交通として鹿児島中央駅～鹿屋間の直行バスの運行を行い、圏域の路線バスとの接続調整を行う。また、地域内外の住民との交流、定住促進を行うためスポーツ合宿等の推進を図る。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、鹿屋の医療体制が最初にメインとなっているが、鹿屋の医療分野と本市の関連についてただしたところ、鹿屋市の場合は、鹿屋市が抱えている問題を中心にこの計画が進められていた。それでは定住自立圏構想ではないということで、生活、市民の安心・安全、交流の拠点となるネットワーク的なインフラの整備が中心となるとの提言をし、医療についても志布志市は避けて通れないとして、都城市同様、志布志市から提言して入れてもらった経緯がある。

次の質疑として、産業振興の中で、四つの取り組みの中でうち三つが調整中ということのようだが、中心市と周辺市の役割について本当に議論されているのか疑問であるとただしたところ、協議はしているが、協定締結までの段階に至っていないということである。鹿屋自体も議論が尽くされていないこともある。必要に応じて途中で締結できるとの答弁でした。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第78号、鹿屋市との定住自立圏の形成に関する協定の締結については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第78号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第15 議案第85号 市道路線の変更について

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第85号、市道路線の変更についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました議案第85号、市道路線の変更について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、9月15日、委員全員出席の下、審査に資するため現地調査を実施した後、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部の説明によりますと、労金の交差点前から西側へ460mの工事により、市道香月線の終点の位置を変更するもので、終点の地番を志布志市志布志町安楽字池田259番2地先にしようとするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、このことによって交付税の額はどうなるのかとただしたところ、延長で11万5,900円、面積で5万9,500円の交付税の増が見込まれるとの答弁でありました。

臨港道路の今後の計画がどれぐらいをめどにできていくのかとただしたところ、臨港道路の新若浜から国道までの区間の取り付け場所については国道の現在の位置ということを知っているが、都城志布志道路がどこに来るかということについては、今県の方で鋭意検討中で、先般も県の方と土木推進会議等で協議したところ、早ければ来年度あたりには何とか方向性を示したいというようなことを知っているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

引き続き討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第85号、市道路線の変更については、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

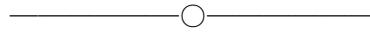
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第85号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第16 議案第86号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第86号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長報告を求めます。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となりました議案第86号、損害賠償の額を定め、和解することについて、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、9月15日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部の説明によりますと、平成21年5月25日、午後10時ごろ、市道船迫・大渡1号線と市道長迫・宇都上線の交差点付近で、志布志市の〇〇〇〇氏が所有する自転車の前輪が道路の舗装はく離部分に入って転倒し、〇〇氏の右腕及び左足を創傷し、両肩を打撲し、並びに自転車の前方部分に変形を生じた。

事故の原因は、市の道路の維持管理が不十分であったためと、〇〇氏の前方確認が不十分で交差点付近で減速しなかったためであり、過失割合を市が30%、〇〇氏が70%とし、治療費、自転車の原形復旧に要する費用及び慰謝料の総額10万5,577円のうち、30%の3万1,673円を市が〇〇氏に賠償し、和解しようとするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑といたしまして、こうしてけがをした場合、本人が市役所に届けをして、それからの対応ということになっているのかとただしたところ、けがをしたという連絡があったときは、損害賠償保険が適用できるのかどうか検討して対応しているとの答弁でありました。

10万5,577円の内訳についてただしたところ、慰謝料を含めた治療費が8万867円、自転車の修理代が2万4,710円であるとの答弁でありました。

過失割合はどういうものが前提で、だれがこういう割合を決めたのかとただしたところ、損害賠償保険を掛けているので、保険会社が聞き取り等を行って過失割合を決定したとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

引き続き討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第86号、損害賠償の額を定め、和解することについては、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

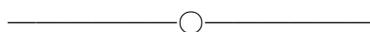
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第86号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第17 議案第87号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第87号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第87号、損害賠償の額を定め、和解することについて、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員全員出席の下、執行部から学校教育課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部の説明によりますと、この議案は、刈り払い作業に伴う事故による損害賠償の額を定め、和解するためのものである。志布志市立伊崎田小学校の駐車場の刈り払い作業中に、同校教諭の使用していた刈り払い機で誤って雑草中の小石を跳ね、駐車場に駐車していた別の同校教諭の所有する軽乗用車の側面ガラスを破損したものである。賠償額は2万1,300円、和解の相手方は、同校教諭の〇〇〇〇〇〇である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、以前通山小学校であった事故の例も踏まえて、現場での指導はなされていなかったのかとただしたところ、平成19年7月に通山小学校で、今回と同様に夏休み中の刈り払い作業中に事故があった。年5回実施している校長会や教頭会でも毎回指導してきたにもかかわらず、同様の事故が起きてしまった。弁解の余地もない。今回、起こり得る事故に対し、しっかりと想定した具体的な詳しい通知文を示して指導したところである。今後とも繰り返し指導していきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第87号、損害賠償の額を定め、和解することについては、賛成多数をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○26番（上村 環君） 市内各小・中学校の駐車場にありましては、砂利の敷かれている所が非常に多いかと思えます。その中で、刈り払い作業中にこういったひとつの事故と申しますか、発生したわけですが、どのような対策を教育委員会としては指示をされ、今後こういったことが発生しないように指導されたかという点について、質疑、そして回答があれば教えていただきたいと思えます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいまの委員長報告でも申しましたように、校長会や教頭会等で通山小の例もあるのでということで、指導はしてきたということでありました。

今後のことについては、これも委員長報告で申しましたが、刈り払いの事故を想定して、未然に防ぐ方法を具体的に通知して指導していくということでありました。

以上であります。

○26番（上村 環君） どのような指導をしたかについて詳しい説明はなかったか、再度お伺いします。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） 回答になるかどうか分かりませんが、関連した質疑で、草払い機で小石が飛ぶ距離とか、そういう具体的な技術指導なり、認識が足らなかったのではないかという質疑が行われ、その点も今後反省して指導していきたいという質疑がございました。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第87号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

午後は、1時10分から再開をいたしますので、よろしくお願ひします。



午前11時56分 休憩

午後 1 時09分 再開



日程第18 議案第89号 平成21年度志布志市一般会計補正予算（第3号）

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18、議案第89号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、9番、迫田正弘総務常任委員長。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第89号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査の概要とその結果について報告いたします。

本委員会は、9月15日、午前中委員全員、午後から委員10人によって、関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め審査を行いました。

審査順に従い、質疑の主なものと、それに対する答弁について報告いたします。

まず、財務課分について申し上げます。

財務課は、歳入だけであります。

補足説明の主なものとして、地方特例交付金については、児童手当等交付金並びに減収補てん特例交付金の額が確定したため、1,462万2,000円を増額。地方交付税は交付額が確定したことに伴い1億3,457万7,000円を増額し、普通交付税の額は66億3,457万7,000円となり、前年度に比べ1億9,564万1,000円、率にして3%の増となっている。

地方債見込みに関する調書については、今回4,610万円を増額し、年度末の地方債現在高見込み額は238億1,066万1,000円となる見込みであるとの説明がありました。

説明を終わり、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、総務課分について報告いたします。

補足説明として、固定資産の評価について不服申し立てがあったので、固定資産評価審査委員会委員の報酬及び費用弁償の4回分を増額補正するとの説明がありました。

これに対する質疑として、どういう不服申し立てがあったのかただしたところ、今年は固定資産税評価額の評価替えの年である。固定資産台帳に登録された土地・家屋等の評価額に対し、5件の不服申し立てがあり、審査委員会で審査を行ったとの答弁でありました。

以上で総務課を終了し、次に税務課について報告いたします。

補足説明として、徴税費の賦課徴収費の1,500万円の増額補正は、平成20年度分として中間納付された法人市民税が、今年4月以降の確定申告の結果、還付金が生じたため、過誤納還付金として還付するため補正する。過誤納還付金の見込み額は2,300万円である。このようになった理由としては、自動車関連企業、金融機関、飼料関係企業等の業績悪化によるものであるとの説明がありました。

質疑として、2,300万円は何社分か、利息を付けて還付するのかただしたところ、答弁として、約90

社の見込みである。利息ではないが、還付加算金として還付するというので、今回補正の1,500万円については、本税1,400万円、還付加算金100万円を計上しているとの答弁でした。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

補足説明の主なものとして、商工費の商工総務費、繰出金70万1,000円は、国民宿舎特別会計へ繰り出し、国民宿舎ボルベリアダグリのちゅう房関係の備品購入に充てる。

目3、観光費の報償費10万円及び需用費5万円は、北九州の黒崎井筒屋で開催される第6回鹿児島物産と観光展に志布志市も出展するので、その物産展の中で行われる志布志市特集イベントに出演する太鼓グループへの謝金と会場設営のための消耗品費である。

同じく工事請負費623万3,000円は、ボルベリアダグリの温泉源泉ガス分離装置設置に要する工事費である。この温泉源泉ガス分離装置でございますけれども、これは、可燃性天然ガス、いわゆるメタンガスの濃度確認が法律で義務付けられたため、測定した結果、源泉地で基準値の約6倍に近い濃度が確認された。したがって、県の指導を受けてガス分離装置を設置するものであるとの説明でありました。

主な質疑として、分離したメタンガスの処理はどうするのか、分離はどのぐらいできるのかただしたところ、メタンガスは空中に放出する。ダグリ温泉の源泉はガス濃度測定の結果、148%LELあった。これを25%LEL以下に分離するとの答弁でした。

次に、第6回鹿児島物産と観光展に出展する企業はどこかただしたところ、一つに株式会社萬來、二つ目に芋蔵、三つ目に志布志サンゴ、四つ目に岡留屋本店、五つ目に株式会社タケダ、六つ目に谷口海産、七つ目に若潮酒造、八番目にすもも、九番目にJAの9社であるとの答弁でありました。

以上で、港湾商工課の審査を終わり、次に企画政策課の報告をいたします。

説明として、ふるさと納税寄附金が8月の時点で8人の方から824万5,000円あった。当初予算で計上済みの1,000円を差し引いて、824万4,000円をふるさと志基金として今回計上したとの説明がありました。

質疑として、寄附の方法として県をうかいしてきたものか、使い道の指定があったかただしたところ、今回の分はすべて志布志市へ直接寄附があったものである。使い道の内訳は、教育文化に404万円、福祉に403万円、観光・生活環境に7万円、その他市長が認めたもの3万円、指定なしが7万5,000円であるとの答弁でありました。

以上で、関係課全部の審査を終わり、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第89号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、8番、藤後昇一文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となっております議案第89号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要

と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、教育総務課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、教育費の小学校費の学校管理費、委託料84万円と、中学校費の学校管理費、委託料55万円は、いずれも地上デジタル放送に対応するための、既設のケーブルやアンテナの調査・改修をするための設計委託費の増額補正である。

次に、学校教育課分について申し上げます。

まず、歳入については、県支出金の県補助金、教育費県補助金200万円の減額は、スクールソーシャルワーカー活用事業に係るもので、当初県が3分の2、市が3分の1負担する300万円の補助金の予定であったが、全額県が負担する250万円の委託金となったための補正である。教育費県委託金はその委託金を250万円増額補正するものである。

次に、歳出で、教育費の教育総務費、事務局費は、伊崎田小学校の草刈り作業中のビーバーによる車の破損事故の賠償金である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、小・中学校のデジタル受信設備改修事業は、今アンテナとケーブルがあるのでテレビを替えるだけでは駄目なのか、調査設計しないといけないのかとただしたところ、アンテナ・ケーブルで今使える分も特に小学校では相当数あるが、建築時からの古いものであるので再調査が必要である。また、今回の大型テレビの設置でケーブルの延長や設置場所の変更もある。中学校については、各教室へのテレビの設置がないので、新たなケーブルの配線工事が必要となる。この点は特別教室も同じであるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、生涯学習課分について申し上げます。

歳入では、県委託金の教育費県委託金、社会教育費委託金として、井手上A遺跡埋蔵文化財発掘調査受託事業委託金を1,520万7,000円増額するものである。

基金繰入金、地域づくり推進基金繰入金のカリフォルニア及びシアトル青少年研修補助金を397万6,000円減額するものである。

次に、歳出の主なものは、社会教育費の青少年教育費、負担金補助及び交付金の397万6,000円の減額は、新型インフルエンザ発生によるカリフォルニア及びシアトル青少年研修中止に伴うもので、総額596万4,000円とするものである。

文化財保護費は、志布志麓庭園管理基本計画策定業務委託事業の委託料を100万円減額し、旅費で9万5,000円増額するものである。井手上A遺跡埋蔵文化財発掘調査事業は、1,870万5,000円を増額し、総額を5,520万8,000円とするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、青少年研修事業について、中止を決めるのは少し早かったのではないかと、中止することは参加予定者や親とも相談したのかとただしたところ、インフルエンザについては親も心配していたので、相談の結果、中止となったものであるとの答弁でありました。

志布志麓庭園管理基本計画策定業務委託事業は、100%国の補助事業かとただしたところ、補助率は国が50%、県は原則的には10%であるが、大きな金額になると10%を下回ってくるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、市民環境課分について申し上げます。

今回の補正は、下水道管理特別会計の繰越金の確定に伴い、衛生費、清掃費、し尿処理費、下水道管理特別会計繰出金を512万2,000円減額し、2億5,948万9,000円とするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県の環境保全協会は、法律では毎年1回浄化槽を検査することになっているが、現状では4年に1回しか行っていない。県の方針などについて、市の方に説明がきているのかとただしたところ、県から特に説明はない。県は人員不足により4年に1回の管理体制となっているが、本市としては法律どおり毎年検査すべきと考えているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、保健課分について申し上げます。

歳出では、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費の負担金補助及び交付金は、曾於郡医師会夜間急病センターの負担金が確定したことに伴う133万3,000円の増額補正である。

予防費の需用費は、今後予想される新型インフルエンザの感染拡大防止、併せて市民への予防啓発を図るため、消毒液、マスクを購入するものである。

介護予防支援事業費の委託料322万6,000円は、地域で高齢者を支える住民参加型のサポーターを養成するものである。

歳入では、国庫補助金の保健衛生費補助金322万6,000円は、生活・介護支援サポーター養成事業に係るものである。

県補助金の社会福祉費補助金10万円は、低所得者利用者負担対策事業に係るものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、生活・介護支援サポーター養成事業の詳細な内容をただしたところ、市民主体の住民参加型のサポーター養成事業であり、国の新規事業である。実施主体は市町村であるが、旧3町で実績のある旧在宅介護支援センターへの委託も可能である。事業内容は、約24時間の講義や実習を国が定める基本カリキュラムに沿って受講することにより、地域の実情に応じたサポーターを養成する。本市では、人数は20名程度で、資格や年齢の条件はないとの答弁でありました。

インフルエンザ対策事業のマスク2万枚はどういう人に配布、どういふときに使うかとただしたところ、当初は小・中学校・保育所の児童・生徒一人当たり5枚の配布を見込んでいたが、今後集団感染が懸念されるので、対象者などを対策本部で再度協議、検討したいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終了しました。

次に、福祉課分について申し上げます。

歳出の主なものは、民生費、社会福祉総務費の福祉課分は、国の緊急措置で、住居を失った離職者を支援する住宅手当緊急特別措置事業に係る経費83万9,000円である。

自立支援費の扶助費は、介護給付・訓練等給付費で報酬改定に伴う基本報酬の増額改定や各種加算が増となったことによる8,469万8,000円の補正である。

児童福祉費の母子福祉費は、高等技術訓練促進費事業に係る分で、当初では1か月10万3,000円をみていたが、支給枠の改定により6月支給分から3万8,000円増額されたことによる不足分を38万円補正するものである。

歳入の主なものは、国庫支出金、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金は、自立支援費の介護給付・訓練等給付費に係る分である。

民生費国庫補助金、社会福祉費補助金のセーフティネット支援対策事業83万9,000円は、住宅手当緊急特別措置事業に充当されるものである。

県支出金、民生費県負担金2,117万5,000円は、介護給付・訓練等給付費に係る分である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、住宅手当緊急特別措置事業で、初期費用のねん出が困難な人は、社協の総合支援資金融資を受けるようにとあるが、この融資は保証人などの条件がある。この事業の対象となる人にとって、保証人等の条件は非常に厳しいと思うがどうかとただしたところ、国の社協の融資制度の見直しを図っていて、保証人のいない場合は利息1.5%、保証人がいる場合は利息なしという見直しも合わせた形での事業となっているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上ですべての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第89号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、11番、立平利男産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（立平利男君） ただいま議題となっています議案第89号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果を報告いたします。

当委員会では、9月15日、委員全員出席の下、審査に資するために、畜産課所管のバイオマス利活用交付金事業予定地、耕地林務水産課所管の林道舗装事業、鎌石柳井谷線予定地の現地調査を実施した後、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

それでは、審査順に従い、まず畜産課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出は、畜産業費の負担金補助及び交付金で、県地域振興公社営事業212万4,000円、バイオマス利活用交付金事業6,021万2,000円、総額6,233万6,000円の増額である。県

地域振興公社営事業は、肉用牛生産農家が120 a の電牧さく整備とロールカッター 1 台の導入を行うもので、772万4,000円の事業費を見込み、事業参加者負担分で27.5%の212万4,000円を雑入で受け入れ、同額を県地域振興公社への負担金として支出するものである。バイオマス利活用交付金事業は、農業生産法人の繁殖牛拡大と肥育牛導入計画に伴い、650頭規模のたい肥処理施設、約1,900㎡の整備とたい肥散布車 1 台、ホイルローダー 1 台の導入を行うもので、補助対象事業費 1 億2,042万4,000円に対し、県補助金として2分の1の6,021万2,000円を受け入れ、同額を事業実施者への補助金として支出するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、バイオマス利活用交付金事業は、流末、道路アクセス等についての関係課との調整が大事ではないかとただしたところ、計画地の道路は市道になっているので、建設課等と十分協議をしながら対応していきたい。流末の関係についても道路側溝に排出を予定しているので、沈でん槽等の調整池を設けながら対応していくということで、事業実施者に相談していきたいとの答弁でありました。

バイオマス利活用交付金事業の目的が耕畜連携を図るためのたい肥処理施設となっているが、施設を造った後、たい肥はどうするのかとただしたところ、年間3,300 t のたい肥が生産できる規模で、そのうち1,200 t を牛舎の敷き料として再利用し、残りの2,100 t を市内の耕種農家等の方々に 1 t 当たり5,000円程度で販売する計画であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、耕地林務水産課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、林業振興費のふるさとの森再生事業、条件不利森林公的整備緊急特別対策事業で委託料を355万8,000円、森林整備地域活動支援事業で負担金補助及び交付金を218万円計上している。

林道整備費3,635万3,000円の増額は、県支出金を活用した林道整備で志布志地区の鎌石柳井谷線の舗装工事を実施する費用が主なものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、鎌石柳井谷線の林道舗装事業は、管理費の節減を図るという目的になっているが、今後の維持管理費はどうなるのかとただしたところ、平成19年度は集中豪雨、台風等があり500万円程度の維持補修の費用がかかっている。20年度、21年度は大きな災害はなかったが、やはり100万円弱程度の維持管理費がかかるので、作業員を4名雇用して林道の管理、市有林の管理をしていることから、今後は直接経費で伐採等が実施できると考えているとの答弁でありました。

ふるさとの森再生事業は、昨年まで行っていた森林環境税を使った事業に代わるものなのかとただしたところ、森林環境税に係る事業は70%補助で、残り30%は地元負担ということから、100%補助のふるさとの森再生事業へ替えた方がいいのではないかという県からの指導があったとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、建設課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、歳出の主なものとして、土木総務費、その他業務委託料50万円は、県代行の昭和・弓場ヶ尾線の完成に伴う、横尾下大橋の渡り初め式の費用を計上している。

道路新設改良費は、臨時交付金事業の吉村山ノ口1号線、六月坂安良線、弓場ヶ尾佐野原線、地方特定道路整備事業の町原弓場ヶ尾線、起債事業の一丁田宇都鼻線の事業の確定による節内の組み替えと、橋梁長寿命化修繕計画調査点検料の確定により委託料を320万円減額している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地方特定道路整備事業の町原弓場ヶ尾線の事業スケジュール見直しの説明会はいつごろ実施するのかとただしたところ、工事費の大体の確定に伴い、次年度予算の見積もり等を兼ねて委託料を増額したが、その調査を行う前提として、本予算が通り次第10月の中ごろには説明会を実施して、次の事業の説明を行っていききたいとの答弁でありました。

新設改良事業の予算組み替えの内容についてただしたところ、臨時交付金事業については国の交付金の関係があり、繰り越し等がないように徹底した指導を受けているところで、用地交渉、用地買収等が済んだ路線の進ちょくを上げるということも含めて見直しをしている部分がある。今回、特に弓場ヶ尾佐野原線の用地買収の交渉率が非常に高くなっているところから公有財産購入費を計上している。

工事請負費については、六月坂安良線の市単独の起債分の用地交渉等が難航している状況で、できるだけ繰り越し等がないようにするために、起債事業で一丁田宇都鼻線の有明のライスセンターの前面を法面先行で工事発注をしており、あとは改良舗装のみが残っている状況なので、なるべく早く供用を開始したいということから組み替えをしたところである。

地方特定道路整備事業の町原弓場ヶ尾線改良舗装については、計画の説明を全体的にすべきであるということ踏まえ、そのために必要な建物調査委託料、並びに用地買収等の進ちょくの見込みがある所を含めてそれぞれ組み替えた。

工事請負費については、移転等を完了した部分があり、500万円程度あればその部分だけでも供用開始できるということで、その見込みを充てて組み替えたところであるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、農政課分について申し上げます。

執行部の説明によりますと、今回の歳出の補正は茶業振興費の負担金補助及び交付金のかごしま茶産地拡大チャレンジ事業1,189万5,000円で、事業主体が有限会社小野製茶、受益戸数は4戸で、製茶機械の更新整備を行い、荒茶品質向上並びに処理能力の向上を行って経営の安定を図るもので、全体事業費は2,497万9,500円、補助率は2分の1以内である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、受益戸数の4戸についてただしたところ、有限会社が生産組合法人として1戸、構成員の親子が1戸、生葉生産者が2戸であるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上、すべての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第89号、平成21年度志布志市一般会計補正予算（第3号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第89号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第19 議案第90号 平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷口松生君） 日程第19、議案第90号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第90号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、国庫補助金の出産育児一時金補助金は、健康保険法施行令の一部改正に合わせて国保条例の改正を提案し、増額となる分と同額を国庫補助金で受け入れるものである。

介護従事者処遇改善臨時特例交付金は、平成21年4月から介護保険報酬の引き上げ、改定が実施され、それによる国民健康保険税の介護分の上昇を抑制するための激変緩和措置として、国から臨時特例交付金を受け入れるものである。

次に、歳出の主なものは、療養諸費の一般被保険者療養給付費は、新型インフルエンザなどにより医療費の増が見込まれることから、5,400万円を増額するものである。

出産育児諸費、出産育児一時金、負担金補助及び交付金の200万円は、出産育児一時金の額が平成21年10月から平成23年3月までの間、1件当たり4万円引き上げられることから増額するものである。

委託料の1万1,000円は、10月から国保連合会が保険者に代わり出産育児一時金を医療機関へ直接支払うことになるため、その支払い事務に係る委託料である。

償還金及び還付加算金の高額療養費特別支給金は、平成21年1月から75歳到達により後期高齢者医療制度に移行した者の医療機関への自己負担限度額が75歳到達前に加入していた保険と後期高齢者医療保険の両方で半分となったことから、平成20年4月から12月までの間に到達した者へもこれを適用し、過払い分をそ及して高額療養費特別支給金として支給するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、一般被保険者療養給付費でその他財源を3,476万3,000円減額しているが、当初は何で組んでいたのか。また、今回はインフルエンザ対策として国や県の支出金が2,700万円出ているが、これがないときは、その他財源と一般財源が同額ということがあり得るのかとただしたところ、当初は一般会計からの法定外繰入金をその財源としている。療養給付費に係る財源であるので、国や県の支出金があるが、関連する歳入がないときは、その他と一般が同額になるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第90号、平成21年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第90号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

○

日程第20 議案第91号 平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第20、議案第91号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第91号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い、422万円増額するものである。

歳出の諸支出金の償還金は、前年度国庫補助金の精算に伴う返納金を144万9,000円増額するものである。

諸支出金の繰出金は、前年度の事業費繰入金金の精算に伴い、一般会計繰出金を195万7,000円増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回政権が民主党に代わって、マニフェストにも後期高齢者医療制度の廃止がうたってある。今後、後期高齢者医療制度はどうなるとみているのかとただしたところ、財源関係の裏付けや、昨年4月に施行されて相当時間が経過している。手続きの変化に伴う煩雑さを思うと、高齢者にとって大変困難を伴うと感じているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第91号、平成21年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

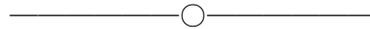
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第91号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第21 議案第92号 平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第21、議案第92号、平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第92号、平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の繰越金は、前年度の繰越額が確定したことに伴うもので、1億6,203万2,000円の増額補正である。

歳出では、保険給付費の地域密着型介護サービス給付費は、要介護認定者一人減の執行額を見込んで175万円減額するものである。

地域密着型介護予防サービス給付費は、対象者増となったための175万円の増額である。

諸支出金の償還金は、平成20年度の保険給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国・県支払基金への返納金5,478万7,000円である。

一般会計繰出金も前年度精算に伴うものである。

予備費は、今回の補正に伴う調整のため1億253万6,000円を増額するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護サービス給付費を175万円減額して介護予防サービス給付費を175万円増額しているが、同額の増減となった理由は何かとただしたところ、介護サービスの方は要介護1から5の人が1名減となって、介護予防サービスの方は、要支援2の人が1名増となったものである。地域密着型は要介護者と要支援者を含めた合計人数の外枠が決まっているので、要介護1名の減は、要支援1名の増となっているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第92号、平成21年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

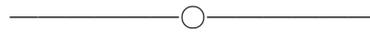
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第92号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第22 議案第93号 平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第22、議案第93号、平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました議案第93号、平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ99万円を追加し、歳入歳出予算を3億3,409万3,000円とするものである。

歳入では、平成20年度の繰越額が確定したので、一般会計繰入金を512万2,000円減額し、1億6,312万円とするものである。

繰越金は611万2,000円増額し、811万2,000円とするものである。

歳出では、7月上旬に通山浄化センターのマンホール内の中継ポンプが故障したため、その修繕料として、総務費、総務管理費、一般管理費の需用費のうち修繕料を99万円増額し、6,976万8,000円とするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回繰越金が611万2,000円増えた理由は何かとただしたところ、今回の

繰越額は811万2,000円である。今までの実績などから確実な額を当初予算で200万円と見込み計上していたので、差し引き611万2,000円の増額補正となった。そのうち99万円を修繕料で計上したので、繰入額は512万2,000円の減額となったとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第93号、平成21年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

すみません、訂正いたします。

執行部からの出席者は、保健課長ほか担当職員に訂正させていただきます。

再度すみません、執行部からの出席者を市民環境課長に訂正させていただきます。

申し訳ありませんでした。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第93号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第23 議案第94号 平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第2号)

○議長（谷口松生君） 日程第23、議案第94号、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（迫田正弘君） ただいま議題となりました議案第94号、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について、総務常任委員会の審査の概要とその結果について報告をいたします。

本委員会は、9月15日、委員全員出席の下、港湾商工課長及び担当職員の出席を求め審査を行いま

した。

補足説明としまして、歳入歳出それぞれ175万2,000円を追加し、予算総額を1億1,268万6,000円とする。

歳入は、一般会計からの繰入金70万1,000円、繰越金は前年度の繰越金105万1,000円であるとの説明でありました。

歳出について、管理費の需用費110万円の減額は、当初修繕料で予算化していたスチームコンベクションを備品購入費に組み替えるということ。備品購入費の285万2,000円は、スチームコンベクション110万円とちゅう房用冷蔵庫及び地下冷凍庫を買い換えるためのものであるとの説明でありました。

質疑として、スチームコンベクションの修繕料を備品購入費に組み替えるのはなぜかただしたところ、当初休暇村との打ち合わせでは修繕料で示されたので計上したが、事業執行に当たり見積もりを取ったところ、新しく商品を買った場合と金額が変わらないということで、今回備品に組み替える。

また、国民宿舎特別会計の予算は、議会のたびに少しずつ上がってくるが、先般全員協議会で説明があった温泉用のポンプ修繕も一般会計の予備費から充用している。修繕等の見極めはどうしているのかただしたところ、計画性がないと指摘を受けるのは当然である。経費節減のためそのたびに計上しているが、ダグリ建設から10年近く経過しているので、耐用年数を過ぎたものもある。今後は調査をした上で、幅をもたせた形で当初予算に計上したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第94号、平成21年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第94号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第24 陳情第14号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情

○議長（谷口松生君） 日程第24、陳情第14号、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました陳情第14号、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、9月15日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、この陳情に対する執行部の意見を求めました。

執行部によりますと、鹿児島県の平成18年12月末の届け出医師数は1,219人で、人口10万人当たりで見ると歯科医師は全国平均で74人、県内は67.4人となっている。人数的には全国平均を6.6ポイント下回っている状況である。

本市の状況は、13の歯科診療所に17人の歯科医師が従事している。本市の国保に限るが、レセプト1件当たりの費用は歯科で1万6,729円、医師の場合が外来に限ると1万3,224円となっていて、歯科医師の方が約3,500円高い状況である。ただ、陳情の方は、社会保険を含めた内容での陳情と認識しているとの意見がありました。

この意見を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、この陳情にある、医師の再診料が71点に対し、歯科が40点で約6割弱の点数しかないという数字は信用していいのか。また、提出された資料にある、歯科医師の現状を当局としてはどのように見ているのかとただしたところ、厚労省が出した資料によると、医師と歯科医師の一人当たりの医療費を比較すると3倍以上の開きがあり、歯科医師が少ない。これも医療費についてであり、診療報酬との関係ははっきりしない。また、本市の場合の数字はあくまで国保のみの数字で、陳情は社保を含めてのものであること、その点は考慮してほしい。陳情としては、この資料ではじめて現状を知った。本市の国保だけの場合と大分違うことは認識したとの答弁でありました。

以上で質疑を終結しました。

次に、討論について申し上げます。

先ほどの担当課の話にあったように、本県、地元にはそぐわない点もあるので、もう少し調査を行いたいという理由で継続審査という意見と、地域医療や患者負担について市民の目線に立った陳情であるという理由で採択すべきものであるという意見が出され、起立採決の結果、陳情第14号、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情については、起立多数により、採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。陳情第14号に対する所管委員長の報告は、採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり、採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第14号は、所管委員長の報告のとおり、採択されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 日程第25、発議第6号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略します。

—————○—————

日程第25 発議第6号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出について

○議長（谷口松生君） 日程第25、発議第6号、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（藤後昇一君） ただいま議題となりました発議第6号、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第14号、保険でよい歯科医療の実現を求める意見書を政府に提出することを求める陳情は、文教厚生常任委員会に付託となりましたが、審査の結果、委員会で採決すべきものと決定いたしました。それを受け、文教厚生常任委員会として別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、公的医療費の抑制とともに自己負担は増大し、保険でも歯科医療を受けにくくなっていることから、保険でよい歯科医療の実現を求めることについて強く要望するため、地方自治法第99条の規定により関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、内閣総理大臣、鳩山由紀夫、厚生労働大臣、長妻昭、財務大臣、藤井裕久でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第6号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は、原案のとおり決定されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。

ただいま議決されました発議第6号の字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 日程第26、発議第7号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第26 発議第7号 東九州自動車道野方インターチェンジの設置実現とアクセスする関連県道の改良等早急整備に係る決議について

○議長（谷口松生君） 日程第26、発議第7号、東九州自動車道野方インターチェンジの設置実現とアクセスする関連県道の改良等早急整備に係る決議についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○11番（立平利男君） ただいま議題となりました発議第7号、東九州自動車道野方インターチェンジの設置実現とアクセスする関連県道の改良等早急整備に係る決議について、趣旨説明を申し上げます。

賛成者は、志布志市議会総務常任委員長、迫田正弘委員長、同じく文教厚生常任委員長、藤後昇一

議員であります。

提出の理由は、野方地区における高速自動車道インターチェンジの設置実現は、野方地区並びに周辺市町の住民にとって、地域の基幹産業である農畜産物の物流はもとより、観光・文化・情報など地域住民の福祉向上を期する意味において、悲願となっている。併せて、当該インターチェンジまでのアクセス道路となっている関連県道については、幅員が狭く往来に不便な未改良区間があるため、早急な改修を要望するものであります。

以下、案文を朗読して説明に代えさせていただきます。

東九州自動車道野方インターチェンジの設置実現とアクセスする関連県道の改良等早急整備に係る決議案。

東九州自動車は、九州縦貫自動車道や九州横断自動車道との高速交通ネットワークを形成するとともに、東九州地域の拠点施設と有機的に連携し、東九州地域はもとより、九州の一体的発展に大きく寄与する極めて重要な路線である。

本県においては、曾於弥五郎～末吉財部間が本年度供用開始予定であり、鹿屋申良～曾於弥五郎間に続き、志布志～鹿屋間においても一定の進捗よく状況が見えている中で、野方インターチェンジの設置は、本市の基幹産業である農畜産物などの物流はもとより、観光・文化・情報など地域住民の福祉向上を期する意味において悲願である。

よって本市議会は、東九州自動車道野方インターチェンジの設置実現、並びにこれにアクセスする関連県道の改良等早急な整備を強く要請するものである。

以上、決議する。

平成21年9月29日、鹿児島県志布志市議会。

以上であります。

御賛同方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。立平利男君ほか2名から提出された発議第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、立平利男君ほか2名から提出の発議第7

号は、原案のとおり決定されました。

日程第27 報告第3号 継続費精算報告書について

○議長（谷口松生君） 日程第27、報告第3号、継続費精算報告書についてを議題とします。

報告の内容について、説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第3号、継続費精算報告書について説明を申し上げます。

学校給食センター建設事業について、志布志市一般会計予算の継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により御報告申し上げます。

学校給食センター建設事業の平成19年度の全体計画年割額2億6,418万に対し、実績支出済み額1億3,821万1,000円、平成20年度の全体計画年割額6億478万に対し、実績支出済み額7億2,878万8,924円、合計で全体計画総額8億6,896万に対し、実績支出済み額8億6,699万9,924円を精算いたします。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口松生君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

以上で、継続費精算報告書についての報告を終わります。

日程第28 報告第4号 平成20年度志布志市健全化判断比率について

○議長（谷口松生君） 日程第28、報告第4号、平成20年度志布志市健全化判断比率についてを議題とします。

報告の内容について、説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第4号、平成20年度志布志市健全化判断比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成20年度志布志市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

一般会計をはじめ、すべての会計が赤字ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されませんでした。

また、実質公債費率は10.4%、将来負担比率は111.1%で、いずれも本市の早期健全化基準を下回っており、おおむね健全な比率となっております。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、報告第4号、平成20年度健全化判断比率について、補足して御説明申し上げます。

地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる

る財政健全化法が平成19年6月に公布されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、当該比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生、並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とするものでございます。

まず、お手元に配付してあります説明資料について御説明申し上げます。

説明資料の1ページでございますが、これまでの制度では、自治体の財政状況が悪化し、赤字比率が20%以上になった場合は、地方財政再建促進特別措置法に基づく赤字団体の申し出により、財政再建計画を作成することとしておりました。

財政健全化法では、地方公共団体の財政の健全性を判断するため、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの健全化判断比率を設け、健全段階、財政の早期健全化、財政の再生の三つに区分しております。

健全化判断比率のいずれかが財政の早期健全化基準以上となった場合は、自主的な改善努力による財政健全化を図ることとし、財政健全化計画の策定等が義務付けられ、財政の再建基準以上となった場合は、国の関与による確実な再生を図ることとし、財政再生計画の策定等が義務付けられることになっております。

また、公営企業に関しましても、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定めなければならないこととなっております。

資料の2ページでございますが、今までの法律は主に一般会計を対象にしておりましたが、財政健全化法では特別会計や公営企業会計まで対象範囲を拡大し、特に将来負担比率は、大隅曾於地区消防組合等の一部事務組合、土地開発公社の地方公社等も含めた地方自治体の財政状況を判断することとしております。

健全化判断比率の公表は平成19年度決算から義務付けられ、健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付して健全化判断比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないこととなっております。

それでは、平成20年度決算に基づく健全化判断比率について御説明申し上げます。

資料の2ページにも記載しておりますので、併せて御覧ください。

まず、実質赤字比率についてでございますが、これまで使われている実質収支比率と同じ内容で、標準財政規模に対する歳入総額から歳出総額を差し引いた額の割合のことでございまして、赤字はありませんでしたので、実質赤字比率はないということになり、表示としましては比率は横線で表示することとなっております。

早期健全化基準は13.19%でございます。

次に、連結実質赤字比率についてでございますが、一般会計、特別会計、公営企業会計、すべての会計を対象とした連結の赤字額から黒字額を差し引いた、すなわち連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合でございます。一般会計、特別会計、公営企業会計の連結の赤字はありませんでしたので、

連結実質赤字比率はないということになり、表示としましては横線で表示しております。

なお、早期健全化基準は18.19%でございます。

次に、実質公債費比率についてでございますが、地方公共団体が負担しなければならない借金の標準財政規模に占める割合を3か年の平均値で示したものでございまして、10.4%でございます。昨年度より0.3ポイント高くなっております。この要因としましては、下水道事業の資本費平準化債に係る元利償還金が基準財政需要額に算入されなくなったことが主な要因でございます。

早期健全化基準は25%でございます。

最後になりますが、将来負担比率でございます。一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に占める割合でございますが、111.1%でございます。昨年度より37.4ポイント高くなっております。この要因としまして、将来負担額を求める計算の中で、地方債残高の増加、それから土地改良事業基金の取り崩し等に伴う基金残高の減少、さらに一番大きな要因となったわけでございますが、算定の方法の見直しがございます。下水道管理特別会計に係る資本費平準化債の元利償還金に充てる一般会計からの負担見込み額が大きく増加したことが要因でございます。

早期健全化基準は350%でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。

○21番（上野直広君） 純元利償還金について伺いますけど、一般会計から特別会計への繰出金がありますね。この繰出金の公営企業債の償還金はどのくらいか。それと、債務負担行為に基づく支出のうち公債費にあたるものは幾らぐらいあるのか。それと、一時借入金の利子ですね、これはどのくらいになっているのかお伺いいたします。

○財務課長（溝口 猛君） 公営企業債等に対する地方債の負担額でございますが、33億348万8,000円でございます。

それから、債務負担行為に係る公債費の負担でございますが、公債費の負担についてはないところでございます。

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

—————○—————
午後2時37分 休憩
午後2時38分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 再開します。

○財務課長（溝口 猛君） 答弁が遅くなって申し訳ございません。

一借の利子でございますが、千円単位で257万8,000円でございます。

以上でございます。

○21番（上野直広君） 繰出金の公営企業債ですが、33億どしこと言われましたけど、これは純元利償還金については、一年当たりの償還金ということじゃないのかな。うちはあそこはちょっと分から

ないと思うんだけど、私としては、33億とは長年にわたる33億じゃないのかな。

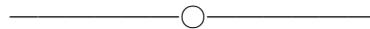
○財務課長（溝口 猛君） 将来負担額の積算の求め方でございますが、一般会計から各特会等への繰り出しをしているわけでございます。その繰出金のうち特会等の公営企業等の公債費に占める割合が幾らかということで、率を計算して求めているところでございます。

したがいまして、特会事業で地方債の残高があるわけでございますが、その残高にその繰出金で負担する率を掛けて案分した額が先ほど申した金額という形になっているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 以上で、平成20年度志布志市健全化判断比率についての報告を終わります。



日程第29 報告第5号 平成20年度志布志市資金不足比率について

○議長（谷口松生君） 日程第29、報告第5号、平成20年度志布志市資金不足比率についてを議題とします。

報告の内容について、説明を求めます。

○市長（本田修一君） 報告の内容の説明を申し上げます。

報告第5号、平成20年度志布志市資金不足比率について説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成20年度志布志市資金不足比率を監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

資金不足比率の対象の公営企業会計である、水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事業特別会計及び国民宿舎特別会計に資金不足額がなく、資金不足比率は算定されませんでした。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○財務課長（溝口 猛君） それでは、報告第5号、平成20年度資金不足比率につきまして、補足して御説明申し上げます。

資金不足比率につきましては、公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるか、その割合を示すものでございます。資金の不足額は、一般会計の実質赤字に相当するものとして公営企業会計に算定した額のことでありまして、連結実質赤字比率に算入する資金の不足額と同額ということになります。

また、事業の規模は料金収入などの主たる営業活動から生じる収益等に相当する額のことでございます。

したがいまして、平成20年度決算に基づく資金不足比率についてでございますが、資料の2ページにも載っておりますけれども、水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事業特別会計、国民宿舎特別会計は、いずれも赤字はありませんので、資金不足比率はないということになり、比率の表示としましては横線を表示することとなっております。

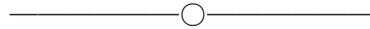
なお、経営健全化基準は20%でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口松生君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可をいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 以上で、平成20年度志布志市資金不足比率についての報告を終わります。



日程第30 認定第1号 平成20年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第30、認定第1号、平成20年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号、平成20年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する必要があるため提案するものであります。

平成20年度決算につきましては、第1次志布志市振興計画及び過疎地域自立促進計画の実現に向けて鋭意努力するとともに、経常的な事務事業の見直しを図りました。

決算額は、歳入総額209億9,678万1,785円、歳出総額200億7,050万3,906円、差引額9億2,627万7,879円となり、翌年度へ繰り越すべき財源、6億1,165万3,800円を差し引いた実質収支額は、3億1,462万4,079円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入のうち、市税、繰入金、繰越金等の自主財源は、総額64億4,226万2,000円、構成比30.7%。平成19年度と比較しますと8億4,591万7,000円の増額となっておりますが、国営かんがい排水事業繰上償還に伴う繰入金の増額等によるものであります。

地方交付税、地方譲与税、国県支出金等の依存財源は、総額145億5,451万5,000円、構成比69.3%。平成19年度と比較しますと18億1,783万2,000円の増額となっておりますが、地方再生対策費の新設に伴う地方交付税の増額、定額給付金給付事業に伴う国庫支出金の増額、国営かんがい排水事業償還金に伴う地方債の増額等によるものであります。

続きまして、歳出の主なものを性質別に述べますと、人件費、公債費、扶助費の義務的経費は、89億1,702万円、構成比44.4%。平成19年度と比較しますと1億6,824万9,000円の増額となっておりますが、人件費につきましては、雇用制度を臨時職員制から嘱託職員制に移行したこと等によるものであります。

普通建設事業費、災害復旧費の投資的経費は、54億7,358万1,000円、構成比27.3%。平成19年度と比較しますと18億1,958万6,000円の増額となっておりますが、国営かんがい排水事業及び学校給食センター建設事業に伴う増額等によるものであります。

物件費、補助費等その他の経費は、56億7,990万3,000円、構成比28.3%。平成19年度と比較しますと1億1,487万3,000円の増額となっておりますが、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会

計への繰出金の増額等によるものであります。

また、決算の主な財政指標について申し上げますと、まず、経常収支比率は92.4%で、平成19年度と比較しますと0.4ポイント改善しております。これは、歳出の経常一般財源の抑制に努め、税収等は減額となったものの、地方交付税の増額に伴いまして改善したものであります。

公債費比率は、11.7%で、平成19年度と比較しますと0.6ポイント改善しております。これは、地方交付税の増額、有利な起債の活用を図っていること等に伴いまして改善したものであります。

また、平成20年度地方債残高につきましては、232億6,553万7,000円で、平成19年度と比較しますと9億4,924万9,000円、4.3%の増額となっております。市民一人当たりで換算しますと66億9,000円の残高となっております。

なお、主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますのでお目通しをお願いいたします。

今後も志布志市行政改革大綱及び志布志市集中改革プランの着実な実施により、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、職員一人一人が創意工夫に努めるとともに、行政評価による真に必要な事業の選択により健全な財政運営を推進してまいりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号については、12人の委員で構成する平成20年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、12人の委員で構成する平成20年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました平成20年度志布志市一般会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、下平晴行議員、西江園明議員、八久保壹議員、玉垣大二郎議員、坂元修一郎議員、鶴迫京子議員、毛野了議員、立平利男議員、小野広嗣議員、長岡耕二議員、鬼塚弘文議員、丸崎幹男議員の12名を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました12人を平成20年度志布志市一般会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成20年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を招集をいたします。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。

その間、しばらく休憩をいたします。

午後 2 時52分 休憩

午後 3 時04分 再開

○議長（谷口松生君） 再開をいたします。

先ほどの議案の件で、市長の方から訂正発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○市長（本田修一君） 先ほど、認定第 1 号について説明を申し上げたところでございますが、その中で市民一人当たりの公債費の残高につきまして、66万9,000円を、66億というふうに報告したようでございますので、訂正させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（谷口松生君） ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告をいたします。

委員長に坂元修一郎議員、副委員長に鶴迫京子議員がそれぞれ互選されました。

日程第31 認定第 2 号 平成20年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第32 認定第 3 号 平成20年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第33 認定第 4 号 平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第34 認定第 5 号 平成20年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第35 認定第 6 号 平成20年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第36 認定第 7 号 平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第37 認定第 8 号 平成20年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第38 認定第 9 号 平成20年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第31、認定第 2 号から日程第38、認定第 9 号まで、以上 8 件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 一括議題となりました認定第 2 号から認定第 9 号まで、提案理由の説明を申し上げます。

認定第 2 号、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額50億2,799万4,736円、歳出総額45億7,658万4,141円、実質収支額は4億5,141万595円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

また、基金の総額は、平成21年 3 月31日現在で、2,662万7,173円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が9億2,890万8,359円、構成比18.5%、国庫支出金が14億1,782万4,731円、構成比28.2%、療養給付費等交付金が2億4,165万7,014円、構成比4.8%、前期高齢者交付金が10億4,684万4,240円、構成比20.8%、県支出金が2億7,325万5,216円、構成比5.4%、共同事業交付金が5億3,610万4,690円、構成比10.7%、繰入金が5億1,752万6,008円、構成比10.3%となっております。

また、国民健康保険税の徴収率は現年課税分で92.5%となり、徴収額が9億27万8,893円であります。

歳出の主なものは、保険給付費が29億5,761万7,470円、構成比64.6%、後期高齢者支援金等が4億7,250万5,907円、構成費10.3%、老人保健拠出金が1億1,177万2,319円、構成比2.5%、介護納付金が2億1,547万1,682円、構成比4.7%、共同事業拠出金が6億7,457万1,499円、構成比14.8%となっております。

平成20年度につきましては、国民健康保険基金残高が少ない中、見込まれる財源不足を補うため平成20年7月に国民健康保険税の税率を改定し、一般会計から法定外繰入金を2億円繰り入れることで財政運営をしてまいりました。結果的には、インフルエンザ等の流行もなく、実質単年度収支としては4億279万1,426円の黒字となっております。

国民健康保険は、急速な高齢化や医療技術の高度化等により、医療費が老人医療を中心に毎年増加してまいりましたが、平成20年4月から75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したこと等に伴い、医療費の伸び率がこれまでより低くなってまいります。しかしながら、団塊の世代の国民健康保険への流入や、被保険者の高齢化により今後も医療費が増加するものと予想され、経済活動の低迷や就業構造の変動といった社会情勢の変化に伴い国民健康保険税の収入が伸びない等、引き続き厳しい財政運営となっております。

収納率向上等財源の確保と、平成20年度から保険者に義務化された特定健康診査及び特定保健指導の推進に取り組みながら、さらに被保険者の健康増進のための新たな事業を展開し、医療費適正化と国民健康保険事業の健全運営に努めてまいります。

次に、認定第3号、平成20年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額5億6,705万8,268円、歳出総額5億3,147万4,910円、実質収支額は3,558万3,358円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、社会保険診療報酬支払基金からの交付金が2億3,149万3,133円、構成比40.8%、国庫支出金が1億4,850万50円、構成比26.2%、県支出金が3,525万3,383円、構成費6.2%、繰入金1億115万5,000円、構成比17.9%となっております。

歳出の主なものは、医療諸費が4億3,349万6,946円、構成比81.6%、諸支出金が9,687万2,201円、

構成費18.2%となっております。

平成20年度における本市の老人保健特別会計事業につきましては、後期高齢者医療制度への移行によります平成20年3月診療分の支払い、及びそれまでの過誤調整等に係るものであります。

次に、認定第4号、平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額3億2,569万6,665円、歳出総額3億2,137万5,672円、実質収支額は432万993円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が1億8,550万3,636円、構成比57.0%、繰入金が1億3,220万8,494円、構成比40.6%となっております。

歳出の主なものは、総務費が683万837円、構成比2.1%、広域連合納付金が3億1,278万7,762円、構成比97.3%、保健事業費が175万7,073円、構成比0.6%となっております。

後期高齢者医療制度が平成20年4月に始まり、運営主体であります鹿児島県後期高齢者医療広域連合とともに被保険者への制度周知、新たな法改正への対処等をしてまいりました。今後も高齢化の進展に伴い医療費が増加するものと予想されますので、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化を推進するとともに、適正な事業運営に努めてまいります。

次に、認定第5号、平成20年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額31億7,931万8,966円、歳出総額29億9,728万6,913円、実質収支額は1億8,203万2,053円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険料が4億6,059万9,345円、構成比14.5%、国庫支出金が8億5,977万5,496円、構成比27.0%、支払基金交付金が9億2,475万8,977円、構成比29.1%、県支出金が4億5,509万9,649円、構成比14.3%、繰入金が3億8,058万6,000円、構成比12.0%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が28億9,643万8,900円、構成比96.7%、諸支出金が2,198万6,251円、構成比0.7%、地域支援事業費が4,559万2,336円、構成比1.5%となっております。

今後も市の介護保険事業計画に基づき事業を実施し、介護予防を含めた高齢者福祉、地域ケア体制の充実に努めてまいります。

次に、認定第6号、平成20年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項

の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額 3 億1,929万4,238円、歳出総額 3 億1,118万1,253円、実質収支額は811万2,985円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして御説明申し上げます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が5,774万9,100円、構成比18.1%、一般会計繰入金が 1 億3,152万8,000円、構成比41.2%、市債が 1 億1,980万円、構成比37.5%となっております。

歳出の主なものは、職員の人件費のほか市内 4 地区の浄化センターの維持管理等に要する経費等総務費が6,750万2,553円、構成比21.7%、公債費が 2 億4,367万8,700円、構成比78.3%となっております。

今後も加入率の向上を図り、効率的な行財政運営に努めてまいります。

次に、認定第 7 号、平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額466万8,189円、歳出総額445万5,432円で、実質収支額は21万2,757円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金449万8,000円、構成比96.4%、繰越金及び預金利子が17万189円、構成比3.6%となっております。

歳出の主なものは、公債費が443万3,460円で、構成比99.5%となっております。

次に、認定第 8 号、平成20年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第 3 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算額は、歳入総額 1 億1,259万9,425円、歳出総額 1 億1,124万8,037円、実質収支額は135万1,388円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明申し上げます。

歳入の主なものは、公営企業収入が6,500万円、構成比57.7%、一般会計繰入金4,162万2,000円、構成比37.0%となっております。

歳出の主なものは、管理費が851万4,363円、構成比7.7%、公債費が 1 億273万3,674円、構成比92.3%となっております。

次に、認定第 9 号、平成20年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算について、地方公営企業法第30条第 4 項の規定により、議会の認定に付す必要があるため提案するものであります。

決算の結果、総収益が5億7,684万8,621円、総費用が4億9,503万4,651円となり、8,181万3,970円の純利益となりました。

総収益の主なものは、営業収益が5億6,651万4,531円、構成比98.2%、営業外収益が491万768円、構成比0.9%、附帯事業収益が542万3,322円、構成比0.9%となっております。

総費用の主なものは、営業費用が4億4,591万2,506円、構成比90.1%、営業外費用が4,901万8,345円、構成比9.9%となっております。

建設事業の成果といたしまして、森山水源地機械・電気設備工事、有明町東部地区送水管配水管布設替え工事、田之浦水源地送水管配水管布設替え工事、松山地区さく井工事等を実施いたしました。

今後も市民に安全で良質な水を安定的に供給するとともに、重要施設の耐震化対策や老朽化施設の更新にも努めてまいります。

以上、認定第2号から認定第9号まで御説明申し上げましたが、主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） お諮りします。

ただいま議題となっております認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、12人の委員で構成する平成20年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、12人の委員で構成する平成20年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

○議長（谷口松生君） お諮りします。

ただいま設置されました平成20年度志布志市特別会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、丸山一議員、藤後昇一議員、迫田正弘議員、本田孝志議員、立山静幸議員、林勇作議員、吉国敏郎議員、東宏二議員、宮田慶一郎議員、小園義行議員、上村環議員、重永重久議員の12名を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました12人を平成20年度志布志市特別会計決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成20年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を招集いたします。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。

その間、しばらく休憩をいたします。

午後 3 時28分 休憩

午後 3 時38分 再開



○議長（谷口松生君） 再開をいたします。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告をいたします。

委員長に丸山一議員、副委員長に本田孝志議員がそれぞれ互選されました。



日程第39 議案第95号 平成20年度志布志市水道事業剰余金の処分について

○議長（谷口松生君） 日程第39、議案第95号、平成20年度志布志市水道事業剰余金の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第95号、平成20年度志布志市水道事業剰余金の処分について説明を申し上げます。

本案は、平成20年度志布志市水道事業剰余金について、建設改良積立金として積み立てるため、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

それでは、平成20年度志布志市水道事業会計決算書の8ページをお開きください。

当年度未処分利益剰余金8,181万3,970円のうち、減債積立金として積み立てる411万3,970円を差し引いた7,770万円を建設改良積立金として積み立てるものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第95号については、先ほど設置されました平成20年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号については、平成20年度志布志市特別会計決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。



日程第40 閉会中の継続審査申出について

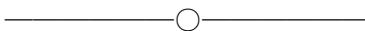
○議長（谷口松生君） 日程第40、閉会中の継続審査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長及び産業建設常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。閉会中の継続審査申出については、申し出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長及び産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。



日程第41 閉会中の継続調査申出について

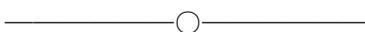
○議長（谷口松生君） 日程第41、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。



○議長（谷口松生君） 以上で、今定例会に付議されましたすべての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成21年第3回志布志市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時42分 閉会